科学技術庁原子力安全局核燃料規制課 核燃料物質輸送対策室 放射線安全課 運輸省運輸政策局技術安全課 警察庁保安部生活保安課

備

監修

課

檬燃料。 ラジオ アイソトープー

放射性物質等の輸送法令集

1994年度版

日本原子力産業会議

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課 核燃料物質輸送対策室 放射線安全課 監修

放射性物質等の輸送法令集

(1994年度版)

- I 核燃料物質等の運搬
 - ○陸上輸送―工場又は事業所の内,外
 - ○海上輸送
 - ○航空輸送
- II 放射性同位元素等の運搬
 - ○陸上輸送—工場又は事業所の内,外
 - ○海上輸送
 - ○航空輸送
- III 関連法令及び定義等
 - ○薬事法(抄)
 - ○放射性医薬品製造
 - ○原子力基本法等



日本原子力産業会議

は

りました。 びに当該告示の改正及び、各省庁局長通達等の発令により、安全規制の一層の充実が図られてまい 業所の外における運搬に関する規則(外運搬規則)、車両運搬規則、放射線障害防止法施行規則並 輸送規則の国内規則への取り入れ等による、平成三年一月から施行の、核燃料物質等の工場又は事 等の分野に広く進展し、これらの利用分野が拡大するにつれ、核燃料及びラジオ・アイソトープ (RI)等の放射性物質等の輸送量は増加し、広域化しております。国際原子力機関(IAEA) わが国の原子力開発利用は、三十年余を経た今日、原子力発電をはじめ、医療、工業、農業利用

の便宜に供しております。 規準等を網羅した本書の内容を逐次改訂、発行し、輸送の実務に携わる方々のみならず広く関係者 放射性物質等の輸送の安全規制に関する法律、政令、規則、告示、各省庁局長通達、内規集、技術 送対策室、 当会議では、運輸省運輸政策局技術安全課、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課、核燃料物質輸 同局放射線安全課、警察庁保安部生活保安課、警備局警備課の編集協力と監修を得て、

性物質等の輸送が円滑かつ安全に行われる上で、本書が一助となれば幸甚であります。 わが国の放射性物質等の輸送に関しては、今後とも増大することが見込まれるものであり、

平成六年一月

放射性物質等の輸送法令集

もくに

・別表第一(第二条関係) ・別表第三(第二条関係) ・別表第三(第二条関係) ・別表第五(第二条関係) ・別表第六(第二条関係) ・別記第一(第二条関係) ・別記第一(第二条関係) ・別記第一(第二条関係) ・別記第二(第四条関係) ・別記第二(第四条関係) ・別記第二(第四条関係) ・別記第二(第一条関係)	○核燃料物質等の正場又は事業所の外における運搬に関いる機料物質等の工場又は事業所外運搬関係
別記第二(第十条関係)	○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示
	七七七七十九七五四天五三三

・別記第二 ・別記第二 ・別記第二 ・別記第二 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六 ・別記第六	○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達)一一六・別言等「ディチュータ時代)言まで「ア	(第三十一条関系) 三葉マーク	・別記第十四(第三十一条関係)第二類黄標識	・別記第十三(第三十一条関係)第一類白標識	・別記第十二(第二十五条関係)核分裂性輸送物に係る特別の試験条件	・別記第十一(第二十三条関係)核分裂性輸送物に係る一般の試験条件 ····································	・別記第十(第二十条関係)IP-3型輸送物に係る一般の試験条件	・別記第九(第十九条関係)IP-2型輸送物に係る一般の試験条件	・別記第八(第十八条関係)BU型輸送物に係る特別の試験条件	・別記第七(第十七条関係)BU型輸送物に係る一般の試験条件	・別記第六(第十六条関係)使用済燃料を収納した核燃料輸送物に係る試験条件	・別記第五(第十四条関係)BM型輸送物に係る特別の試験条件	・別記第四(第十二条関係)BM型輸送物に係る一般の試験条件一〇九
---	---	-----------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	----------------------------------

』 運搬証明書の再交付手続	図
』 運搬証明書の書換え手続	図
□ 運搬証明書の返納手続	図
』 運搬証明書の交付手続	図
報告徵収関係	図
・別記様式第四(第七条関係)核燃料物質等運搬証明書再交付申請書	
・別記様式第三(第六条関係)核燃料物質等運搬証明書書換え申請書	
・別記様式第二(第三条関係)核燃料物質等運搬証明書	
・別記様式第一(第二条関係)核燃料物質等運搬届出書	
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令 〔警察庁関係〕	Q
○道路運送車両の保安基準(抄)	Q
○自動車運送事業等運輸規則(抄)	Q
・第四号様式(積載方法承認申請書)	
・第三号様式(特別措置承認申請書)	
・第二号様式(指定申請書)	
・第一号様式(確認申請書)	
・別表第五 申請先	
・別表第四 車両に関する説明他	
・別表第三 申請書本文他	
・別表第二 指定申請書の記載事項等	
・別表第一 運搬計画書等記載事項等	
・別添二 核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領一九二	
・別添一 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領(後半部分へ)	

・別表第一(第四条関係)	○危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)○船舶安全法(抄)図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系	B 海上輸送関係法令表 核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表(警察庁保安部)会第三、再交付申請書の記載要領(同)会第三、再交付申請書の記載要領(同)	· 転者(例)

・別表第十四(第十五条関係)危険物相互の隔離表			(第十条関係)	・川己帛一(曽पを喝系)寺川ジ女寸生物質等に系る式倹	・第一号様式(第十五条、第十八条関係)第一類白標札、第二類黄標札、第三類黄標札・別表第七(第十四条の五、第十四の六、第十七条の三、第十七条の四関係)防護特定核燃料物質・別表第六(第四条関係)	・別麦第五(第四条関係)
三元	三三五五	三三五			三八 質三一六	

(運輸省海上技術安全局長通達 − その三) ・
(承認容器使用時)放射性物質輸送容器設計承認票(記載例)(承認容器使用時)放射性物質輸送容器承認票(記載例)(承認容器使用時)放射性輸送物安全確認申請書(承認容器使用時)放射性輸送物安全確認申請書
(非承認容器使用時)放射性輸送物安全確認申請書
・別記三 放射性輸送物設計変更承認申請書

○	の運送形態別の適用状况表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
---	--

· 川長育二(亥子受生俞矣)勿爸关于黄昏更宜。	○放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について(運輸省航空局長通達−その一)	・第六号様式(第二十三条、第二十六条関係)国連番号標札	・第五号様式(第二十三条、第二十六条関係)コンテナ標識	・第四号様式(第二十三条関係)三葉マーク	・第三号様式(第二十三条、第二十六条関係)第三類黄標識	・第二号様式(第二十三条、第二十六条関係)第二類黄標識	・第一号様式(第二十三条、第二十六条関係)第一類白標識	・別記第十一(第十条関係)核分裂性輸送物に係る条件	・別記第十(第十条関係)核分裂性輸送物に係る条件	・別記第九(第八条関係)IP-3型輸送物に係る条件	・別記第八(第八条関係)IP-2型輸送物に係る条件	・別記第七(第八条関係)BU型輸送物に係る条件	・別記第六(第八条関係)BU型輸送物に係る条件	・別記第五(第八条関係)BM型輸送物に係る条件	・別記第四(第八条関係)BM型輸送物に係る条件	・別記第三(第八条関係)A型輸送物に係る条件	・別記第二(第六条関係)LSA-Ⅲに係る浸漬試験	・別記第一(第四条関係)特別形放射性物質等に係る試験	・別表第六(第四条関係)	・別表第五(第四条関係)
四四七	通達 – その一)四四四					四三九	四三八	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六		四三六	四三五			四三四		

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)四八六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)四八三
Aの一 工場又は事業所内の運搬関係 ·······四八三
A 陸上輸送関係法令 ····································
図 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令四八二
図 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系四八一
Ⅱ 放射性同位元素等の運搬関係法令
身分を示す証明書の様式を定める省令四七七
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)
○放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について(運輸省航空局通達-その三)四六九
・別添二 放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置
・別添一 「取扱方法等を記載した書類」の記載事項四六五
○放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について(運輸省航空局通達-その二)四五八
・様式第四 輸送計画書 ···········四五七
• 様式第三(規則第一九四条第二項関係)放射性輸送物輸送確認申請書
• 様式第二(告示第二十五条関係)放射性輸送物輸送者指定申請書 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・様式第一(規則第一九四条第二項関係)放射性輸送物確認申請書 ····································
・別記第四 輸送計画書記載要領四五三
· 別記第三 放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領四五三
· 別記第二 放射性輸送物確認申請書記載要領四五二
· 別記第一 ····················四四八

・別表第一(第三条関係) 運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	自由空間中の粒子フルエンスが一平方センチメートル当り自由空間中の空気吸収線量が一グレイである場合の線量当量	・別表第三(第八条関係)表面密度限度五三一・別表第二(第七条及び第十四条関係)種類が別表第一に掲げられていない場合の空気中濃度限度等五三一一種類である場合の空気中濃度限度等	・別表第一(第七条、第十四条、第二十四条関係)放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、	○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)五一七	• 様式第二十二(第四十一条関係)放射線検査官身分証明書	・様式第十の八(第十八条の十七関係)容器承認申請書五一五	・様式第十の七(第十八条の十五関係)運搬確認申請書五一四	○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)	・確認を受けようとする者の納付すべき手数料の額五〇三	○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(抄)	○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)	Aの二 工場又は事業所外の運搬関係	・別記(第六条関係)事業所内運搬車両標識	運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	工場又は事業所における	・様式第二十二(第四十一条関係)放射線検査官身分証明書四九〇
--	---	--	--	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-------------------	----------------------	--------------------------	-------------	--------------------------------

承認申請書
・別記様式第二 工場又は事業所における運搬に係る特別措置の承認申請書五七一
・別記様式第一 容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認申請書五七〇
○放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について(科学技術庁原子力安全局長通達)五六九
・別記第十三(第二十四条関係)三葉マーク五六八
・別記第十二(第二十四条関係)第三類黄標識五六七
・別記第十一(第二十四条関係)第二類黄標識五六六
・別記第十(第二十四条関係)第一類白標識五六五
・別記第九(第十九条関係)IP-3型輸送物に係る一般の試験条件五六四
・別記第八(第十八条関係)IP-2型輸送物に係る一般の試験条件五六四
・別記第七(第十七条関係)BU型輸送物に係る特別の試験条件五六四
・別記第六(第十六条関係)BU型輸送物に係る一般の試験条件五六四
・別記第五(第十四条関係)BM型輸送物に係る特別の試験条件五六四
・別記第四(第十二条関係)BM型輸送物に係る一般の試験条件五六三
・別記第三(第十一条関係)A型輸送物に係る一般の試験条件
・別記第二(第五条関係)LSA-Ⅲに係る浸漬試験
・別記第一(第三条関係)特別形放射性同位元素等に係る試験五六二
・別麦第六(第三条関係)」
・別表第五(第三条関係)
・別表第四(第三条関係)(加身級を放出する同位テ素の装置等を定める件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・別表第二(第三条関係)

・別添一 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領	・別記様式(第十八条関係)立入検査を行う職員の身分証明書		・第六号兼弌(第七条、第十一条鶪系)国車番号用訓票哉	・第四号様式(第五条関係)三葉マーク	・第三号様式(第四条、第十四条、第十六条関係)第三類黄標識	・第二号様式(第四条、第十四条関係)第二類黄標識	・第一号様式(第四条、第十四条関係)第一類白標識	・別表(第七条、第十一条関係)	○放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示	○放射性同位元素等車両運搬規則	○指定運搬物確認機関を指定する件	・別記様式第六(第四十二条関係)立入検査職員身分証明書 ····································	・別記様式第三(第二十三条関係)運搬物確認結果報告書	○指定機構確認機関等に関する規則(抄)	・別記様式第七 IP-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書	・別記様式第六 特別形放射性同位元素等の基準に係る承認申請書	・別記様式第五 工場又は事業所の外における運搬に係る特別措置の承認申請書	・別記様式第四 IP-2型、IP-3型輸送物の基準に係る承認申請書
<u>+</u>	六三五	六 Z 四 3	<u> </u>	上	· - - - -	六0九		六〇七	···· ···· ····	:五八七	…五八六	·五八五	:五八四	…五七七	…五七六	…五七五	…五七四	…五七三

○船舶安全法(抄) ····································	B 海上輸送関係法令	・別記様式第一(第二条関係) 放射性同位元素等運搬届出書の記載例(公安委員会)図 事故発生時等の措置関係(法第三十二、第三十三条第二項)(警察庁関係)	図 報告徴収関係(法第四十二条、府令第六条)(警察庁関係) 図 運搬届出関係(法第十八条の二、府令第二、第三、第四条)(警察庁関係)	表 放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要(警察庁保安部公害課)・別記様式第三(第三条関係) 放射性同位元素等運搬指示書	•	※等の運搬の届出等1つ職員の携帯する	○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により	○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則・第三号様式 積載方法承認申請書	・第二号様式 特別措置運搬承認申請書·第一号様式 放射性輸送物運搬確認申請書	申車申運

○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙) ○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙) ○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙) ○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙) ○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙) ○放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄) (沙)
性、発火性、その他の危険性のある物)(抄)六

I

核燃料物質等の運搬関係法令

図 核燃料物質等の運搬に関する基本体系

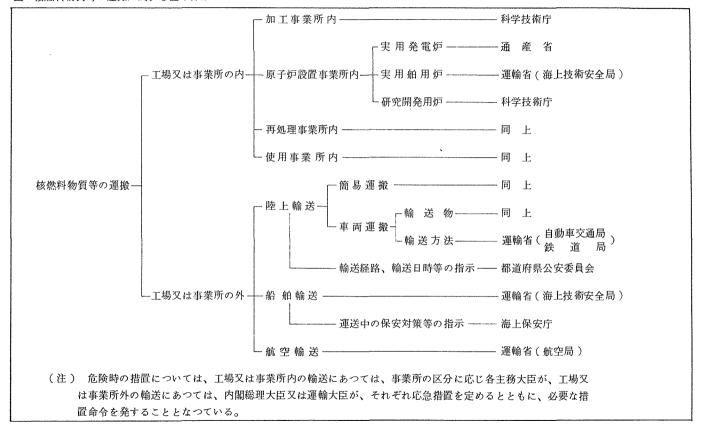
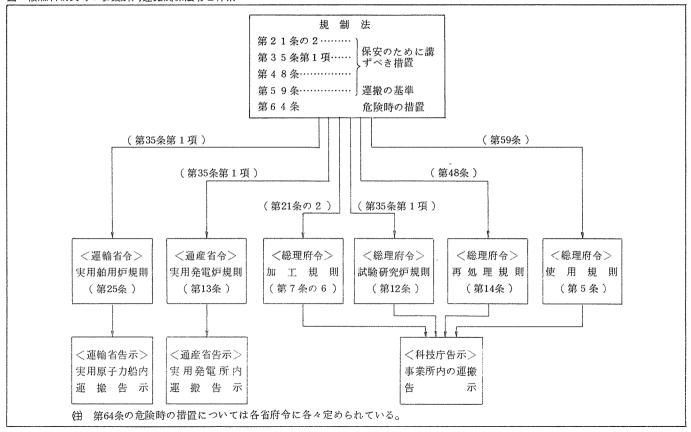


図 核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系



○核原料物質、核燃料物質及び原子炉

(昭和三十二年六月十日)

最終改正 昭和六三年五月二七日法律第六九号、法 律 第 百 六 十 六 号、

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関する条約を関が変変の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な燃料物質を防護して公共の安全を図るために、製錬、加工、再処燃料物質を防護して公共の安全を図るために、製錬、加工、再処燃料物質を防護して公共の安全を図るために、製錬、加工、再処が大力を確保するとともに、これらの利用が計画的に行われ用が平面の地の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関する必要な規制を行うことを目的とする。

(保安のために講ずべき措置)

はい。 めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければなら 第二十一条の二 加工事業者は、次の事項について、総理府令で定

一 加工施設の保全

二 加工設備の操作

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

こ前2000、17歳久は軽疑工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条におい三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(加

て同じ。)、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設 の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずるこ 構の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された 構の操作の方法の指定で違反していると認めるときは、加工事業 基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業 基で対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工事業 とができる。

(1) 加工規則第七条の六

三項において同じ。)で定めるところにより、保安のために必要ついて、主務省令(外国原子力船運航者にあっては、運輸省令第第三十五条 原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項に(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

原子炉施設の保全

な措置を講じなければならない。

- 二 原子炉の運転
- じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項にお工場又は事業所(原子力船を含む。次項及び第三項において同蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯

いて同じ。)

(施設の使用の停止等)

第三十六条 主務大臣(外国原子力船運航者については、運輸 置が前条第一項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると 子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方 認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原 物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措 法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。 炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料 第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子 大臣第三項において同じ。)は、原子炉施設の性能が第二十九条

実用発電用炉規則第十三条

試験研究用炉規則第十二条 実用舶用炉規則第二十五条

(保安及び特定核燃料物質の防護のために構ずべき措置) 実用舶用炉規則第二十五条

(2)

第四十八条 再処理事業者は、次の事項について、総理府令で定め るところにより、保安のために必要な措置を講じなければならな

再処理設備の操作 再処理施設の保全

> 内の運搬に限る。次条において同じ。)、貯蔵又は廃棄 て汚染された物の運搬(再処理施設を設置した工場又は事業所 使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつ

2 (略)

(施設の使用の停止等)

第四十九条 内閣総理大臣は、再処理施設の性能が第四十六条の二 とができる。 後の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずるこ に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理 く総理府令の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者 運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づ 済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の 再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは使用済燃料、使用 の二第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は

2(略)

(1) 再処理規則第十四条

(運搬の基準)

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ 限る。)について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安 れた物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に のために必要な措置を講じなければならない。

使用規則第五条

第七十九条 次の各号の一に該当する物は、三十万円以下の罰金に

処する。

る場合を含む。)の規定による確認を受けず、又は第五十九条十二 第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用す料物質によつて汚染された物を廃棄した者料物質による確認を受けないで核燃料物質又は核燃十一 第五十八条の二(第六十六条第二項において準用する場合

質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物の二第五項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けず、又は第五十九条

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

セ

ン

チ

× 1

۲

ル

以

上

規則(抄) |核燃料物質の加工の事業に関する

総理府令第三十七号昭和四十一年七月十九日

(工場又は事業所内の運搬 最終改正 平成二 年 月二八日総理府令第五六号

第七条の六 加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等 次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 法第二十一 条の二 第 項 0) 規定により、 加 0 I 運 事 搬 業 者 K 関 は

が臨界に達するおそれがないように行うこと。 核燃料 物質 の運 機は、 V١ かなる場合においても、 核燃料 物 質

ただし、 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。 次のいずれかに該当する場合は、この限りでな

1 の い措置を講じた。 散又は漏えい 定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質 核燃料物質によつて汚染された物 たものを運搬する場合 の防止その他の長官の定める障害防止 (その放射 能濃度が長官 の ため 0

受けた障害防 封入して運搬することが著しく困難 核燃料物質によつて汚染された物であつ 止の ための措置を講じて運搬する場 なものを長官の承認 7 大型 機 一般等 容 を

前

号

O

容器は

次に掲げる基準に適合するものであること。

口 となるも 容易かつ安全に取り扱うことができ、 該容器に外接する直 のであるこ 方体 振動等によ の各辺が十 ŋ カュ ? き裂、 搬中 破 損等 に予想

1

生ずるおそれが される温度及び内圧の変化、 ないものであること。

儿

う。 ? 率がそれぞれ長官 運搬する機械又は器具 及びこれを積載し、 よつて汚染された物。 器に封入しないで運搬する場合にあつては、 表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。 同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染され 核燃料物質等を封入した容器 運搬物の の表面 表面 B及び表面, の の定める線量当量率を超えないようにし、 又は収納 放 から 射性物質の密度が第七条の二第 (以下この条にお 以下この条にお メート した車両その他の核燃料物質等を (第二号ただし書の規定に ٢ ルの距離における線量当量 いて「運搬物」という。) ķ١ てっ 当該核燃料物質に 運搬機器」と た物を容 号 により 0 カュ

Ŧi. 倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 運搬物の 運搬機器 ^ の 積 付けは、 運搬中 において移 動 転

七 載しないこと。 運搬物の運搬経路 核燃料物質等は、 同 に おい の運搬機器 7 は 標識 に長官の定める危険物と混(5) の設 置、 見張人 配置

八 両以外の車両の立入りを制限すること。 車 両に より 運 搬物を運搬する場合は、 当 該車両を徐行させ る

車

0

方法により、

運搬に従事する者以外の

者

及び運搬

に使用する

両 ととも を伴走させること。 Ę 運 搬行 程が 長 V 場 合 に あ つ て は、 安 0 た め 他 の

車

な

九 を 同行させ、 核燃料物 質等 保安のため必 の取扱 V١ に 一要な監督を行わせること。 関 し相 当 Ø 知 識及び経験を有 す る 者

使用 ŧ えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつ する V. され 項 Ø 取 運搬物 卸 0 車 の に耐える構造及び強度を有 うち、 場合 た運 しの ानि !の適当な箇所 <u>_</u> に 搬物にあつて た ンテ お 非 め 開放型 ٧١ Ó 装置又は車両に固 -)-て、 (運 特 に長官の Ø 構造の は 别 搬途中に 0 日の定める標識を取り付けること。(6)を選りいます。) 及びこれらを選場 理 É 由 Ļ おい により のをい かつ、 定するための 、て運搬 同項第三号及び第四号 う。 機械による積 以下 する物自 一同じ。 装置を有 て、 体 込み Ö する 反復 に 積 搬 収 及 替

2

に掲げる措置の全部

又は一

部

を講ずることが著しく困難なときは、

同

第八条

3 は 工事業者 管理区域内に 項第二号 から第四号まで及び第七号から第十号までの おいて行う運搬については、 L 核燃料物質等 適用しな の 規 I

長官の定める線量当量率を超えるときは、ことができる。ただし、当該運搬物の表面

長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代える

該運搬物の表面における線量当量率が

と の

限りでな

運 府 条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために 又は事 搬規則 令第五十七号) 加 業所の外 (昭和 は Ŧī. 十三 第三条から第十四条まで及び核燃料 における運搬に関する規則 核燃料物 |年運輸省令第七十二号) 質等の 運 一般に 関 (昭 第三条 和 五 物質等 カ 十三年 Ġ 第 十九 必 車 総 両

核燃料物質の加工の事業に関する規則

抄

物 措置を講じた場合には、 質等を加 工施設 を設置し 第一 た工場又は事 項の 規定 に ·業所 カユ か 内 わらず、 におい · て運 当該核燃 搬

す

ることができる。 (1)

項 項

(7) (6) (5) (4) (3) (2) 核燃料物質等事業所內運搬告示第二条第 п 同 司 同 同 百 第七条 第六条 第 五 第四 第三 一条第 条 条 条

九

試験研究の用に供する原子炉等の設置、

|転等に関する規則(抄)| |験研究の用に供する原子炉等の設置

総理府令第八十三号昭和三十二年十二月九日

最終改正 平成二年一一月二八日総理府令第五六号

(適用範囲

第一条 第二十三条第一 関する法律 この 府令は、 (昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。) 項第三号及び第四号に掲げる原子炉について適用 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則 に

(略)

する。

(工場又は事業所内の運搬)

第十二条 質等の運搬に関し、 十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物 施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、 臨界に達するおそれがないように行うこと。 核燃料物質の運搬は、 法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子 次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 いかなる場合においても、 核燃料物 第 炉

ただし、 1 核燃料物質等を運搬する場合は、 核 燃料 次 物質によつて汚染された物(その放射能濃度が長官 ず れかに該当する場合 これを容器に封入すること。 は この限り で な

> の 0 の 措置を講じたものを運搬する場合 飛散又は漏えい防止その他の長官 定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質 の定める障害防 止のため

受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場 に封入して運搬することが著しく困難なもの を長官の承認を

核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器

1 前号の容器は、 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチ 次に掲 げる基準に適合するも ので メー あること。 ŀ ル以上

となるものであること。

12 される温度及び内圧の変化、 生ずるおそれ 容易かつ安全に取り扱うことができ、 がないものであること。 振動等により、 カュ ? き 運搬中に予想 破 人損等 が

几

密度限度の十 率がそれぞ う。) の表面及び表面 運搬する機械又は器具 及びこれを積載し、又は収 器に封入しないで運搬する場合にあつては、 同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染され よつて汚染された物。 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により 運搬 物 の 扎 表面 分の一を超えないようにすること。 長官の定める線量当量率を超えない の放 射性物質の密度が第七条第 から一メートルの距離にお 以下この条において「運搬物」 (以下こ (納した車両その他の核燃料物質等を の条におい て「運搬機器」 当該核燃料物質に ける線量当量 ようにし、 号 という。) た物を容 の 表 ٧١

運搬物の運搬機器 への積付けは、 運搬中におい て移動し、 転

 \mathcal{F}_{L}

六 核燃料物質等は、 L 又は転落するお 同一の運搬機器に長官の定める危険物と混(5) そ ħ が ないように行うこと。

七 車 の 両 方法により、 運搬物の運搬経路にお しないこと。 以 外 車両の立入りを制限すること。 運搬に従事する者以外の者及び いて は 標識 の設置、 運搬に使用する 見張人の配置 等

0

両を伴走させること。 とともに、 両により運搬物を運搬する場合は、 運搬行程が 長 い場合にあつて 当該車両を徐行させ は 保安のため他の

車 る

+ 九 納さ ₺ Ü, 使 えを要せずに運搬するため を同行させ、 る車 取 0 用に耐える構造及び強度を有し、 運搬物 核燃料物質等の取扱いに関し のうち、 卸しのための装置又は車 れた運搬物にあつては、 両 の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。 (コンテナ 非開放型の構 保安の ため必要な監督を行わせること。 (運搬途中において運搬する物自体の積 に作られた運搬機器であつて、 造のものをいう。 当 両に固定するための装置を有する 該コンテナ) 相当の知識及び経験を有する者 カュ かつ、 機械による積込み及 及びこれらを運 以下同じ。)に収 搬 復

長官の定める線量当量率を超えるときは、88とができる。ただし、当該連搬物の表面 「官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、 掲げる措置 項の 場合において、 の全部又は一 特別の理由 部を講ずることが著しく困難なときは、 により同項第三号及び第四号 表面 この限りでない。 にお ける これらに代える 線量当量 率が

試験研究の用に供する原子炉等の設置、

運転等に関する規則

抄

2

K

は、 第一 管理区 項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの 一域内 において行う運搬については、 適用しな 規 定

3

燃料 要な措置を講じた場合には、 九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必 両運搬規則 理府令第五十七号) 工場又は事業所の外における運搬に関する規則 原子炉設置者 物質等を原子炉施設を設置 (昭和五十三年運輸省令第七十二号) は、 第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車 核燃料物質等の運搬に関し、 第一項の規定にかかわらず、 した工場又は事 業所内にお (昭和五十三 第三条から第十 核燃料物質等 当該核 一年総 τ 運 0

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

することができる。

加 I

一規則 の 場合に同 U (本書八ペー ジ参照

○使用済燃料の再処理の事業に関する

,総 理 府 令 第 十 号]、昭和四十六年三月二十七日]

四

(工場又は事業所内の運搬)

最終改正

平成二年

一一月二八日総理府令第五六号

処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関第十四条 法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再

が臨界に達するおそれがないように行うこと。 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。

めの措置を講じたものを運搬する場合の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質も燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が長官

六

核燃料物質等

は

同

の運搬機器

に長官の定め

る危険物と混

載しないこと。

Ŧi.

運搬物の運搬機器への積付けは、

運搬中におい

. て移動

転

倒

又は転落するおそれがないように行うこと。

前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認をに封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を

となるものであること。(一当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上)

生ずるおそれがないものであること。 される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等がら 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想

器に封入しないで運搬する場合にあつては、 密度限度の十分の一 率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えない う。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量 及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等 よつて汚染された物。 同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物 運搬する機械又は器具 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定に 運搬物の表面 の放射性物質の密度が第九条第 を超えないようにすること。 以下この条において「運搬物」という。 (以下この条において「運搬機器」とい 当該核燃料物質に ようにし、 号 の を容 表 ょ ŋ 面 かゝ

八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるの方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等

両 とともに、 を伴走させること。 運搬行程が 長 ٧١ 場 合 にあ って は 保安 0 ため他 の 車

九

核燃料物質等の取扱

W に関し

相当の.

知

識及び経

験を有する者

運搬物 同行させ、 ヘコンテナ 保安の ため必要 (運搬途中にお な監督を行 いて運搬する物自 わせること。 体 の 積

ことが 長官の に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困 官の 納 ₺ 75 使用に耐える構造及び強度を有し、 え 項 る さ Ø 取 を要せずに運搬する ためる線量当量率を超えるときは、80まできる。ただし、当該運搬物の表面 承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代える 0 車 n 0) 卸 場合に うち、 両 た運搬物にあつては、 し の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。 Ø ための装置又は車 おい 非開放型 τ 特別の理由により同項第三号及び第四号 一の構造 ために作られた運搬機器で 造 当 のものをいう。 両に固定するための装置を有する 一該コンテナ) 表面における かつ、 この 機械による積込み及 限り 及びこれらを運 以下同じ。)に収 で 線量当量 あつて、 な |難なときは 率が 反復 搬

2

4 3 理 工場又は事 は 府令第五十七 再 処理事業者 理区 項第二号から第四号まで及び第七号 業所の 一域内に 号) は 外に お 第三条から第十四 核燃料物質等の運 V١ おける運搬に関する規則 て行う運搬につ 条まで及び 機に関 V١ て から は、 Ļ 第十号 適用 (昭和五十三年総 核 核燃料物質等の 燃料 L な までの 物 質等車

両

運

則

(昭和五十三年運輸省令第七十二号)

第三条から第十

使用済燃料の再処理の事業に関する規則

燃料 九 な措置 条までに規定する運 物質等を再処理施設 を講じ た場 合に 搬 を設置 は の 技 第 術上 し た工場又は事 項 の の規定に 基 準に従つて カュ カュ 業所内において運 保安 わ うらず、 の た 当 め 記核核 に

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) ずまることがかかかがある。 できる。

I 規 別」 の 場 合に同じ (本書八ページ参照)

|核燃料物質の使用等に関する規則 (抄)

総昭 理府令第八十四号和三十二年十二月九日

四

生じるお

それ

ないも

のであること。

(工場又は事 業所内の運搬の技術上の基準 最終改正 平成二年 一一月二八日 総 理 府令第五 六号

第五 とおりとする。 を含む。 法第五十九条 に規定する運搬の技術上の基準 (法第六十六条第二項に は お 次の各号に掲げ いて準用する場 る

臨界に達するおそれ が ない ように行うこと。

核燃料物質の

運搬

は、

V١

カュ なる場

合

に

におい

. て

ŧ

核 燃料

物

質

ただし、 核燃料物質等を運搬する場合は、 次のいずれ かに該当する場合 これを容器に封入すること。 は、 この限りでな

め O の の 定める限度を超えないもの)措置を講り 散又は漏えい 燃料物質によつて汚 じたものを運搬する場 の防止 その 染された物 他の長官の に限る。 合 (その放射 定 であつて放射性 める 障害防 能濃度が長 止 の 物 質 官 た

F2 受け 封 核 た障害防止のための措置を講じて運搬する場合人して運搬することが著しく困難なものを長官 燃料物質によつて汚染された物で あつ なものを長官の て大型機械等容器 承認を

1 前 号 Ď 容器に外接する直方体の各辺が十セン 容 器 は 次 に掲げる基準 に適合するも チメー 0 で あること。 ٢ ル以上

とともに、

運搬行程が長い場合にあつては、

保安のため

他

の車

=

なるも の であること。

される温度及び内圧の変化、 か 7 安全に取り扱うことができ、 が 振動等に ょ ŋ カュ つ、 き 裂 運搬中に予想 破 損

率が Ħ 密 ? う。 運搬する機械又は器具 及びこれを積載し、 よつて汚染された物。 器 度限度の十 に封入しないで運搬する場合にあつては、 号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容 核燃料物質等を封入した容器 運搬物 . それぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、)の表面及び表面から一メートルの距離における線量& 0 分の一 表面の放射性物質の密度が第三条第四号 を超えないようにすること。 又は収納した車両その他 以下この条において「運搬物」という。) (以下この条におい (第二号ただし書 て「運搬機器」と の核燃料物質等を 当該核燃料物 おける線量当量 の規定により ^ の 質に 表 か

六 £ 載 倒 運搬物 しないこと。 核燃料物質等は、 又は転落するおそれがない 0) 運 操機器 同 ^ n 積付けは、 の 運搬機器に長官の定める危険 ように行うこと。 運搬中 に おい て 移 動 物(5) 転 混

七 車 0 運搬物 車 両以外の車 方法により、 ·
両によ の運搬経路 ŋ 両 運搬物を運搬する場合は、 !の立入りを制限すること。 運搬に従事する者以 に おい ・ては、 標識 外の者 の設 当 及び 該 置 車 両を徐行 連 見張人 搬に使用 Ø 配置 させる パする

を伴走させること。

九 同行させ、 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する 保安の ため必要な監督を行わせること。 者

基準

+ Ωĸ する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬 ₺ 使 え 取卸 運搬物 用に耐える構造及び強度を有し、 を要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、 0 放射線業務従事者の線量当量がそれぞれ第三条第六号イの のうち、 しのための装置又は車両に固定するための装置を有する (コンテナ 非開 放型の構 (運搬途中において運搬する物自体の積 造のものをいう。 かつ、 機械による積込み及 以下同じ。)に収 反復 替

長官の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。ことができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量に 長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代える に掲げる措置の全部又は一 前 項の場合において、 特別の理由により同項第三号及び第四 部を講ずることが著しく困難なときは

2

『量当量限度を超えないようにすること。

3 は (昭和五十三年総理府令第五十七号) 第 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 管理区域内において行う運搬については、 項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規 第三条から第十四条まで及 適用し ない。

び核燃料物質等車両運搬規則

(昭和五十三年運

輸 省 令

第七

核燃料物質の使用等に関する規則

第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準

十六条第二項において準用する場合を含む。 下この項に ために必要な措置を講じて運搬する場合の法第五十九条 は お 項の V١ τ 規定 事 業所 に か 外運 か わらず、 搬基準」という。)に従つて保安 事業所外運搬基準とする。 の運搬の技術上 (法第六

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

加 I 規則」 の 場合に同じ (本書八ページ参照)

規則れる た物 .物質 抄 の廃 又 |棄物埋設の事業に関す| |核燃料物質によつて汚

理 府 令 第 一 号和六十三年一月十三日

Ξ

総昭

|年一一月二八日総理府令第五六号

(事業所内の運搬)

最終改正

平成二

第十八条 業者は、 搬に関し、 廃棄物埋設施設を設置 法第五十一条の十六第一項の規定により、廃棄物埋設 次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 した事業所内の核燃料物質等

ただし、 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。 次のいず れかに該当する場合は、 この限りでない。

核燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が長官

の

Œ

密

の措置を講じたものを運搬する場合(2) 飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防 定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質 止の た め の

載

しないこと。

- 受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合 に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器
- 1 前号の容器は、 容器に外接する直方体の各辺が十センチメー 次に掲げる基準に適合するものであること。 ۲ ル以上

となるものであること。

D 生ずるおそれがないものであること。 される温度及び内圧の変化、 容易かつ安全に取り扱うことができ、 振動等により、 かつ、 き裂、 運搬中に予想 破損等

率がそれぞれ長官の定める線量当量率を超えないようにし、40。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量× 器に封入しないで運搬する場合にあつては、 同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容 運搬する機械及は器具 及びこれを積載し、 よつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。) 核燃料物質等を封入した容器 度限度の十分の一を超えないようにすること。 運搬物の表面の放射性物質の密度が第十四条第 又は収納した車両その他の核燃料物質等を (以下この条において「運搬機器」とい (第一号ただし書の規定により 当該核燃料物質に における線量当 号ハの 表 か 量

儿 Ŧī. 倒 Ų 運搬物の運搬機器への積付けは、 核燃料物質等は、 又は転落するおそれがないように行うこと。 同 の 運搬機器に長官の定める危険物と混 運搬中において 移 動 転

六 の方法により、 両以外の車両の立入りを制限すること。 運搬物の運搬経路においては、 運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する 標識の設置、 見張人の配置等

七 とともに、 車両により運搬物を運搬する場 運搬行程が長い場合にあつては、 合は、 当 該 車両 保安のため他の車 !を徐行 させる

を伴走させること。

を同行させ、 核燃料物質等の取扱いに関し相当の 保安のため必要な監督を行わせること。 知識及び経験を有 する者

九 運搬物 (コンテナ(運搬途中において運搬する物自体 の 積 替

び 取 使用 ₺ えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、 る された運搬物にあつては、 の 車 のうち、 卸 に耐える構造及び強度を有し、 -両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。 、しのための装置又は車両に固定するための装置を有する 非開放型の構造のものをいう。 当該コンテナ) かつ、 機械による積込み及 及びこれらを運搬 以上同じ。)に収 反復

長官の定める線量当量率を超えるときはこの限りでない。ことができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が 長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代える 掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、 頭の場合において、特別の理 由により同項第二号及び第三号

2

前

4 廃棄物埋設事業者は、 管理区域内において行う運搬については、 核燃料物質等の運搬に関し、 適用しない。 核燃料物質

項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定

3

等車 年総理府令第五十七号)第三条から第十四条まで及び核燃料物質 両運搬規則 (昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条か

工場又は事業所の外における運搬に関する規則

(昭和五十三

第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のため 必要な措置を講じた場合には、 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則 第一 項の規定にかかわらず、

することができる。 (1)

核燃

料

物質等を廃棄物

埋 設

施設を設置した事業所内に

ぉ ٧١ · て運

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)

加 工規 뗈 の

場合に同じ(本書八ページ参照)

七

規さ燃則れ料 規 たかた物 廃棄物管理の事業に関すは核燃料物質によつて汚

総理府令第四十七昭和六十三年十一月七 号日

=

最終改正 平成二 年 一月二八日総理府令第五 六号

(事業所内の運搬)

事業者は、 運搬に関し、 廃棄物管理施設を設置した事 法第五十一条の十六第二項の規定により、 次の各号に掲げる措置を採らなければならな 業所内の核燃料物質等 廃棄物管 0 理

核燃料物質等を運搬する場合は、

これを容器に封入すること。

- ただし、 飛散又は漏えい 定める限度を超えないものに限る。 核燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が長官 次のいずれかに該当する場合は、 0 防止その 他の長官 の この限りで であつて放射性物質 定 め る 障 害防 止 の た
- 受けた障害防止のための措置な 10 封入して運搬することが著しく困難なものを長官の 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器 を講じて運搬す á 承

の措置を講じたものを運搬する場

_ 1 前 号 の容器は、 容器に外接する直方体の各辺が十 次に掲げる基準に適合するものであること。 セ ン チ メー ŀ ル以上

> となるもの で あること。

さ ずるおそ れる温度及び 容易かつ安全に取り扱うことができ、 れ が ないものであること。 内圧の変化、 振動等により、 かつ、 き裂、 運搬中に予想 破損等が

う。 器に封入しないで運搬する場合にあつては、 つ、 率がそれぞれ 運搬する機械又は器具 及びこれを積載し、 よつて汚染された物。 同号イ又は 表 面 核 運搬物 密度限度の十 燃料物質等を封入した容器 の表面及び表面 の表面の放射性物質の密度が第二十七条第 口に規定する核燃料物質によつて汚染された物 |長官の定める線量当量率を超えないようにし、||及び表面から一メートルの距離における線量と 分の一を超えない 又は収納した車両その他の核燃料物質等を 以下この条において「運搬物」という。) (以下この条におい (第一号ただし ようにすること。 て「運搬機器」とい 当 おける線量当量 該核燃料物 書の規定に 号ハ を容 より の

几 Ŧi. 倒 核燃料物質等は、 運搬物の運搬機器 ないこと。 又は転落するおそ 同 への積付けは、 れがないように行うこと。 の運搬機器に長官 運搬中において移 の定める危険 動 (物₍₅₎ と混 転

六 車 の方法により、 一両以外 運搬物の運搬経路においては、 の車 兩 の 運搬に従事する者以外の者及 立入りを制限すること。 標識の設置、 U. 運搬 見張人の配置等 に使 用 する

とともに、 車両により運搬物を運搬する場合は、 運搬行程が長い場合にあつては、 当 該 保安のため他 車 一両を徐行させる 心の車

七

を同行させ、 核燃料物質等の 保安のため必要な監督を行わせること。 取扱いに関 し相当 の 知識及び経験を有 する の 積

九 す 納 ₽ 7 使用に耐える構造及び強度を有し、 えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、 され 取卸 運搬物 る の 車 の うち、 一両の た運 しの <u>_</u> 適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。[搬物にあつては、当該コンテナ] 及びこれらを運喚 ため ンテ 非 開 の装置又は車両に固定するための装置を有する 放型 ナ (運 Ø 構造のも 搬途中にお のをいう。 かつ、 いて運搬する物自体 機械による積込み及 及びこれらを運搬 以下同じ。 に収 反復 蓉

3 は 第一項第 管理区域内において行う運搬については、 号 から第三号まで及び第六号から第九号までの 適用 しな)規定

年総 第十九 車 の工場又は事 廃棄物管理事 両 理府令第 運搬規 条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のため 則 五十七号) 業所の外における運搬に関する規則 業者は、 (昭和 五十三年運輸省令第七十二号) 第三条から第十四条まで及び核燃料 核燃料物質等の運搬に関 Ų (昭和五十三 第三条 核燃料物質 物

に必要

な措置を講じた場合には、

第

項の規定にかか

わらず、

当

b 質

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則

ることができる。

燃料

:物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所

内

に お て

者

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

2

前 頭の

場合

に おい

て、

特

別の

理

由

により同項第二号及び第三号

に掲げる措置

の全部又は一

部を講ずることが著しく困難なときは、

長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代える

長官の定める ことができる。

線量当量率を超えるときは、810円のである。 ただし、当該運搬物の表面

該運搬物の表面における線量当量率が

この限りでな

い。

則 の 場合に同じ (本書八ページ参

加

九

(抄

告関示す 核 する 物 措 置 等に 係 る場技工 術は 的細業 目所 等を定 定選機 るに

科学技術 庁告示第十昭和五十三年十二月二十八 号 日

転等 三十七号) に関 いする規 物質の加 第七条の六、 最終改正 則 I (昭和三十二年総理府令第八十三号) 0 事 平成二年 業に関 試験研究の用に供する原子炉 する規則 月二八 (昭和四十一 日科学技術 、等の設置、 年総理府 庁 第十二条、 告 示 第 令第 四 号

年総理 十号) る措 則を実施するため、 使用済燃料 府令第 第十四条及び に係る 0 八 再 十四四 1.処理 技術的細目等を定め から適用する。 号) 核燃料物質の使用等に関する規則 核燃料物質等の工場又は事 の事業に関する規則 第五条の規定に基づ る告示を次の (昭和四十六年総理府令第 き 業 新内 ように定 並び 0 にこれらの規 (昭 運 機に め 和三十二 昭 関 和 す

術的 示 核 (昭和五十二年科学技術庁告示第九号) 燃料 細目等 燃料物質等 物 質等 定 Ď の 運 る告 I 一場又 搬 に関 は 事 する措置 業所内 の運搬 に係る技術 に関 は、 廃止す する措置等 的 細 目 る 等 を に保 定 め る技 る 告 Ŧī.

+

四年

月

四

日

第 ۲ の 告示にお ķ١ て使用する用語は、 核燃料物質 の加工 0) 專

> う。 研 業に関する規則 燃料物質又は、 事 理 汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 埋設規則」 事業に関する規則 条及び核燃料物質の使用等に関する規則 究の用 、業に関する規則 試験研究炉規則」とい 府 令第四十七号。 第五 に供する原子炉等の設置、 という。 一条に 核燃料物質によつて汚染された物 おいて使用 (以下 (昭和六十三年総理府令第一 (以下 以下「 第十八 50 加工規則」 再処理規則」 廃棄物管理規則」 する用語 条 第十二条、 核燃料又は核燃料物質によつ ح 運 0 いう。 例による。 転 という。 等 (以下 使用済燃料の再 に という。 関 号。 第七条の六、 留 する規則 使 の 以下)廃棄; 第十 庘 和六十三年 規 則 第三十二 物 四 廃 埋 条、 処 (以下 試 棄 設 理 物 核 0 0

第二条 二条第一項第二号 る限 第一項第一 埋 物の放射能濃度の限度等) 度 設規則 は 加工規則 第十八条第 号イ及び使用規則第五条第一項第二号 グ ラ 第七条の六第 ム当 1 たり 再処理規則第十四条第一項第二号 項第 核燃料 一号イ、 項第二号イ、 物質等 廃棄物管理規則第三十二条 の 工場 試験研 叉は 1 究炉 事 の 子業所の 長官の 規 萴 外に 定 第 +

(容器に封入することを要しな

い核燃料物質によつて汚

染され

た

2 第 加 項第二号イ、 工規則第七条の六第 再 処理規則第十四条第一項第二号イ、 項第 号 1 試験研究炉 ′規 則第十一 廃棄物

0) 和 お

万分の

一とする。

Ħ.

十三年

科学技術庁

告示第十

号)

第二条第

一号

に定

んめる

 A_2 (昭

ける運搬

に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

理規 |則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第

号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める障

次の各号に掲げるものとする。 止のための措置は、 次の各号に掲げるものとする。

l ないようにすること。 通常の運搬状態で、 放射性物質が容易に飛散 Ļ 又は漏えい

雨水等が容易に浸透しないようにすること。

ること。 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるように

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係 る承認の申請書)

二条第一項第二号口、 物埋設規則第十八条第一項第一号口、廃棄物管理規則第三十二条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、 再処理規則第十四条第一項第二号口、 試験研究炉規則第十 廃棄

第三条

第一項第一号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による

承認 行うものとする。 の申請は、 次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、 その代表者の

氏名

状及び性状 運搬する核 燃料物質によつて汚染された物の種類、 数量、 形

Ξ 運搬する日時及び経

四 運搬に当たつて講ずる障害防 止の ための措置

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条

加工規則第七条の六第一

項第四号、

試験研究炉規則第

半二

三号、 条第 規則第十八条第一項第三号、 一項第四号、 使用規則第五条第一項第四号及び試験研究の用に供する原 再処理規則第十四条第 廃棄物管理規則第三十二条第一項第 項第四号、 廃棄物埋

子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令

当量率は、次のとおりとする。

六十二年総理府令第十一号)

第十五条第六号の長官の定める線量

を含む。 ٧١ 法 運搬物 ては、二ミリシーベ の技術基準に関する総理府令第十五条第六号に規定する容器 次号において同じ。 (試験研究の用に供する原子炉等 毎 時 の表面における線量当量率につ の設計及び 工事の 方

いては、 運搬物の表面 百マイ ・クロ か b シー メート べ ル ŀ ル の距 毎 時 離に お ける線量当量

率につ

۲

ル

۲

Ξ リシーベルト 垂直面及び車体の底 車両の表面 毎 (開放型の 時 画 にお 車両にあつては、 ける線量当量率については、二ミ その外輪郭に接する

四 垂直面) 車 両 この表面 からーメ (開 別放型 1 ٢ ル Ø の 車 距離 一両に に あつては、 お ける線量当量率については、 そ の外輪郭に接する

コ ンテナの 表面に おける線量当量率については、 一ミリ

シ

五

ル 7

۲ ン

百マイ

クロ

シ

1

ル

۲

毎

表面 か <u>څ</u> X 1 ŀ ル Ø 距 離 に お ける線量当量率に

六

・テナ

の

いて 百マ イクロ シーベルト 毎

第五条 条第一項第六号、 加工規則第七条の六第一項第六号、 再処理規則第十四条第一 項第六号、 試験研究炉規則第十二 廃棄物埋設

(危険物

五号及び使用規則第五条第一項第六号の長官の定める危険物は、 規則第十八条第一項第五号、 廃棄物管理規則第三十二条第一項第

次の各号に掲げるものとする。

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)

高圧ガス取締法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第二条に 規

て、 揮発油、 アル コ I ル、二硫化炭素その他 の引火性液体で あ

定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。

引火点が摂氏八十五度以下のも 0

四 積比で十パー 硫酸、 セ ン 硝 ۴ 酸 その他 を超えるも の強酸類であつ ō τ̈́ 酸 の含有量 が 体

Ŧī. を損 前四号に かなう ッ お そ 掲げ n るも 0 あ の 0 ほ か 当 一該核燃料物質等 の安全な運 搬

第六条 九号及び使用規則第五条第 規則第十八条第一項第九号、 条第一項第十号、 加工規則第七条の六第一項第十号、 再処理規則第十四条第一 項第十号の長官の定める標識 廃棄物管理規則第三十二条第 項第十号, 試験研究炉規則第十二 廃棄物埋設 は 一項第 别

に掲げる標識とする。

(特別措置に係る承認 の申請 書

第七条 項 定による承認の申請は、 廃棄物管理規則第三十二条第二項及び使用規則第五条第二項 再処理規則第十四条第二項、 加工規則第七条の六第二項、 次の各号に掲げる事項を記載した申請 廃棄物埋設規則第十八条第二項、 試験研究炉規則第十二条第二 の

氏名 氏名又は名称及び住所並 75 に法人であつては、 その 代表者 によつて行うものとする。

運搬物の表面 運搬する核燃料物質等の種類、 及び一メー ŀ ル 0 距離における線量当 数量及び 性状

四 講ずることが著しく 困 難 で ある措置及びその 理

六 運搬に使用する運搬機器 Ø 仕

Ŧī.

運搬に使用する容器

0

種類及び

仕

運搬に従事する者 運搬の日時及び の 被ばくの管理のために講ずる措置

経路

七

九

前号に掲げるも

0

の

ほ

か放

射線管理

の

ために講ずる措置

+ る 措置 前二号に掲げるも の の ほ か運搬 に伴 う障害防止 のため に講ず

第八条 二条第二項ただし書、 (特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率) 埋設規則第十八条第二項ただし書、 一項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の長官の定め 加工規則第七条の六第二項ただし書、 再処理規則第十四条第二項ただし書、 廃棄物管理規則第三十二条 試験研究炉規則第十 廃棄

物

る線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメート

ル線量当量とする。ただし、科学技術庁長官が認めた場合は、こル線量当量率とし、第六条の二の実効線量当量は一センチメート

前項の実効線量当量の算定に当たつては、診療を受けるための

2

の限りでない。

被ばくを除くものとする。



放 射 性 事業所内運搬

- 注 1 しは、0.5センチメートル以上とする。
 - 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 - 3 車両に取り付ける標識については、その 各辺は、15センチメートル以上とする。
 - 4 色彩は、次表によること。

部		分	>	色彩	
三 葉 文 ふ ち ふ ち の	地マの内	部側の	ク字分線	白黒黒白黒	

5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視 区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用発電用原子炉の設置、 運転等に

平成元年五月一九日通商産業省令第二六号【通商産業省令第七十 七号】【昭和五十三年十二月二十八日】

(工場又は事業所において行われる運搬

四

同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容

核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により

最終改正

第十三条 子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質 燃料物質等」という。)の運搬に関し、 又は核燃料物質によつて汚染された物(以下この条において「核 なければならない。 法第三十五条第一項の規定により、 次の各号に掲げる措置 原子炉設置者は、 原

が臨界に達するおそれがないように行うこと。 核燃料物質の運搬は、 いかなる場合においても、 核燃料物質

核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。

講じ

ただし、 放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他通商産業大臣 産業大臣の定める限度を超えないものに限る。)であつて、 る障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合 核燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が通 次のいずれかに該当する場合は、この限りでない の定 商

に封入して運搬することが著 核燃料物質によつて汚染された物であつて、 しく困 難 なも 0 大型機械等容 を通商産業大

実用発電用原子炉の設置、

運転等に関する規則

(抄

前号の容器は、 臣の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合。 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上 次に掲げる基準に適合するものであること。

となるものであること。

生じるおそれがないものであること。 れる温度及び内圧の変化、 容易かつ安全に取扱うことができ、 振動等により、 かつ、 きれつ、 運搬中に予想さ 破損

う_。 にし、 器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質に П 率がそれぞれ通商産業大臣 運搬する機械又は器具 及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を よつて汚染された物。 の許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。)の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量 かつ、 運搬物の表面 以下この条において「運搬物」とい (以下この条において「運搬機器」とい の定める放射線量率を超えない の放射性物質の密度が第八条第 . よう . う。 号

六 険物と混載しないこと。 倒 核燃料物質等は、 運搬物の運搬機器へ 又は転落するおそ 同 の運 れがないように行うこと。 搬機器に通商産業大臣 の定める危

Ŧi.

の

積付けは、

運搬中において移動し、

転

搬に従事する者以外の 運搬経路においては、 者及び運搬に使用する車 標識を設けること等の方法により、 ·両以外 の 車 両 運 の

七

3

実用発電用原子炉の設置、

程が長い場合にあつては、 立入りを制限し、 車両に積載して運搬する場合は、 カュ つ、必要な箇所に見張人を配置すること。 保安のため他の車両を伴走させるこ 徐行するとともに、 運搬行

4

九 者を同行させ、 核燃料物質等 保安のため必要な監督を行わせること。 0) 取扱 いに関 相当 Ø) 知識及び経験を有 する

217

る車両 び取卸 ₺ 使用に耐える構造及び強度を有し、 納 えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、 さ 運搬物 のうち、 れ n た運搬物にあつては、 (コンテナ 非開放型の構造のものをいう。 (運搬途中において運搬する物自体の 当該コンテナ) かつ、 機械による積込み及 及びこれを運 以下同じ。 反復 積替

ہ ح しのための装置又は車両に固定するための装置を有する 適当な箇所に通商産業大臣の定める標識を取り付ける に収

2 前項の場合において、 特別の理由により同項第三号及び第四

超えないようにすること。

の被ばく放射線量が第九条第一項第三号の許容被ばく線量を

従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事

するも

(8)(7)(6) (5) (4) (3) (2)(1)

同

第八条

+

通商産業大臣の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、 定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。(18)にメートルの距離における放射線量率がそれぞれ通商産業大臣 に代えることができる。 ただし、 当該運搬物の表面及び表面 か

b

術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は 輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬 は、 ら第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則 搬に関する規則 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定 管理区域内において行われる運搬については、 一項の規定は、 (昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条か 核燃料 物質等の工場又は事業所の外にお (昭和五十三年 適用しない。 の ける 技 運

実用発電所内運搬告示第二条第一項

業所において行われる運搬については、

適用しない。

百 п 向

同

条

第七条

同 ï

> 第六条 第五条 第四 第三条 第二条第二項

関する措置に係る技術的細目等を定める告示○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に

通商産業省告示第六百六十六号、昭和五十三年十二月二十八日、

措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように制定する。施するため、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する商産業省令第七十七号)第十三条の規定に基づき、及び同規定を実実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る計量に任る主義とは、

技術的細目等を定める告示

(月記)

置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第十三条にお第一条 この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設

いて使用する用語の例による。

物の放射能濃度の限度等)(容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された

『设に記しらなうこのは『に答り祖上等に思りられる人名のようは、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外におけるポ二条 規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める限度

三年十二月科学技術庁告示第十一号)第二条第一号に定めるA値運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十

万分の一とする。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

のための措置は、次の各号に掲げるものとする。 2 規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める障害防止

により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。 コンクリートその他の固型化材料によつて固型化すること等

二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるように二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係すること。

る承認の申請書)

第三条

ころなよろいを、ヒ斤を、こと、こうつこよ、こうなで育う次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

規則第十三条第一項第二号ロの規定による承認の

神請

は

- だく - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

| 運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、

形

三 運搬の日時及び経路

状及び性状

四 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(運搬物及び運搬機器に係る放射線量

率)

量率は、次のとおりとする。

第四条

規則第十三条第一

項第四号の通商産業大臣の定める放射線

運搬物の表面における線量当量率については、二ミリシーで

ルト毎時

運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率につ

ķ١ ては、 百マ 1 ・クロ シーベル

車両の表 面 (開放型の 車両にあつては、 その外輪郭に接する

垂直面及び車体の下 シ 1 ~ ルト 毎 時 面における線量当量率については、二ミリ

四 垂 直 車 画 両の表面 か b (開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する X 1 ۲ ル 0 距離における線量当量率については、

百 -7 1 ク П 1 ル

Ŧi. = ١ \mathcal{V} 毎 テ ナ の 表面 に お ける線量当量率については、 一ミリ シ

六 ٧١ 7 ては、 ンテナの 百 7 表 イクロ 面 から一 シ ****** メ | べ ルト トル の距離における線量当量率に

(危険物)

第五条 規則第十三条第一 項第六号の通商産業大臣の定める危険 物

は、 次の各号に掲げるものとする。

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第

高圧ガス取締法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第二条に規

定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。 ル、

Ξ 揮発油、 引火点が摂氏八十二度以下のも アルコー 二硫化炭素その他の引火性液体であ 0

四

塩酸、

硫酸、

硝酸その他の強酸類であつて、

酸の含有量が体

0

£

積比で十パー 前四号に掲げるもの セ ン ١ を超えるもの Ø ほ か、 当該核燃料物質等の安全な運搬

> を損なうおそ ħ のあるも の

(標識)

第六条

規則第十三条第一項第十号の通商産業大臣の定める標識は、

別記のものとする。

(特別措置に係る承認の申請書)

第七条

に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 規則第十三条第二項の規定による承認の 次の各号

神請

は、

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の

氏名

1

Ξ 運 一般物の表面及び一メート ルの距離における線量当量率

運搬する核燃料物質等の種

類、

数量及び

)性状

几 講ずることが著しく困難である措置及び その 理

Ŧī. 運搬に使用する容器の種類及び仕 様

六 運搬に使用する運搬機器の仕様

七 運搬の日時及び経路

九 八 前号に掲げるも 運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置 Ø) Ø ほか放射線管理のために講ずる措置

+ 前二号に掲げるものの ほか運搬に伴う障害防止のために講ず

第八条 (特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率) る措置 規則第十三条第二項の通商産業大臣の定める線量当量率は、

次 O とおりとする。

n ۲ 運搬物の 毎時 表面にお ける 線量当量 率について

は

+:

IJ

シ

1

べ

ķ١ ては、 運搬物の表面から二メ 百マ イクロ シ 1 × 1 ル ŀ ル 0 距 離 における線量当量率に

線量当量率の算定

第九条 限 'n 線量当量率とする。 でない。 第四条、 第七条及び ただし、 第八条の線量当量 通商産業大臣が認めた場合はこの 率 は

セ ンチ

X

1

ル

則

この告示は、 十三年通商産業省令第七十七号) 附 則 実用発電用原子炉の設置、 の施行の日 運転等に関する規則 から施行する。

和 Ŧī.

この改正は、

3|Z

成元年四

月

Ħ

から適用する。

別 記(第6条関係)



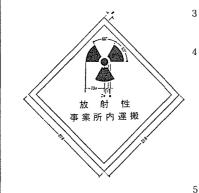
注

- 2ミリメートル以上とする。 1 lは、
- 2 n.は、0.5センチメートル以上とする。
- 3 車両に取り付ける標識については、その 各辺は、15センチメートル以上とする。
- 色彩は、次表によること。

留



「事業所内運搬」の文字は、 「周辺監視 区域内運搬」の文字で代えることができる。



○ 実用舶用原子炉の設置、運転等に

(運輸省令第七十号)

最終改正 平成二年十一月九日

兀

(原子力船等内の運搬)

号に掲げる措置を講じなければならない。・原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各第二十五条(法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、

- が臨界に達するおそれがないように行うこと。

 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質
- イ 亥然斗勿質こよって亐杂された物(その放射能農度が運輸ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。
- 認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場に封入して運搬することが著しく困難なものを運輸大臣の承核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

となるものであること。

生ずるおそれがないものであること。 される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が口 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想

「核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により 「大力の表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ 大つて汚染された物。以下この条において「運搬物 う。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬 機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離におけ では、当該核燃料物質に という。)の表面ででである線量当量率を超えな がようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十 とい を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ とい を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ とい を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ を第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにするこ

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に運輸大臣の定める危険物倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転

の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等

と混載しないこと。

車両以外の車両の立入りを制限すること。

両を伴走させること。 とともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者

る車両の適当な箇所に運輸大臣の定める標識を取り付けること。 された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬す ののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。)に収納 取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するも 用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び を要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使 運搬物(コンテナ(運搬中において運搬する物自体の積替え

2 えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メ 量当量率を超えるときは、この限りでない。 運輸大臣の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代 に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、 トルの距離における線量当量率がそれぞれ運輸大臣の定める線 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号

3 は、管理区域において行われる運搬については、適用しない。 の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定 原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に対し、核燃料物質等

> 十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために 車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第 総理府令第五十七号)第三条から第十四条まで及び核燃料物質等 力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。 必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子

実用原子力船内運搬告示第二条第一項 第二条第二項

第三条

(6) (5) (4) (3) (2)

同

第四条

第五条

第六条

(6) の 2 同

同

第六条の二

第八条 第七条

(8)(7)

同 司

する措置に係る技術的細目等を定める告示○核燃料物質等の原子力船における運搬に関

を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号術的細目等を定める告示を次のように定め、原子力基本法等の一部め、核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸

細目等を定める告示を燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的を燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的

に掲げる規定の施行の日

(昭和五十四年一月四日)から適用する。

(月高)

則」という。)において使用する用語の例による。運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「規第一条 この告示において使用する用語は、実用舶用原子炉の設置

二条 見刊第二十丘条第一頁第二号イウ軍谕大豆ウ草かる艮吏は物の放射能濃度の限度等)(容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された

に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和五十三年一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬4二条 規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める限度は、

しないようにすること。通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えい

防止のための措置は、

次の各号に掲げるものとする。

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるように二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係すること。

次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。第三条 規則第二十五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、る承認の申請書)

一 運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形

氏名

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

その代表者の

三 運搬する日時及び経路状及び性状

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)四 運搬に当たつて講ずる放射線障害防止のための措置

率は、次のとおりとする。 第四条 規則第二十五条第一項第四号の運輸大臣の定める線量当量

運搬物の表面における線量当量率については、

一ミリシー

べ

ル ト毎時

運搬物の 表 面 か ら X Ì ŀ ル の距 離における線量当量率 下につ

毎 時

ķ١ ては、 百 マ 1 ク D シ 1 べ ル ۲

車両の表面 龠 放 型 の 車 両 にあつては、 その外輪郭に接する

垂直面 及び車 一体の底 画 に おける線量当量率については、

第六条

規則第二十五条第一

項第十号の運輸

大臣の定める標識

の

様

搬

式は、

別記様式に定めるところによらなけ

ħ

ば

ならな

IJ シーベル ŀ

四 頁 垂 直 7 車 1 Ш 両 の表面 ŋ か D ら シ ーベ ノ (開 放型 n 1 ١ ١ 毎時 0 ル 車両にあつては、 0 距 離 に お ける線量当 その外輪郭に接する 量率については

Ŧī. :7 ン テ ナ の 表面 10 お ける線量当量率については、ニミリシー

六 n 2 ンテナ ト毎 0) 表 面 か 。 ら 一 X 1 ٢ ル の距離に お ける線量当 量 率に

ついては、 百 7 1 ク p シ 1 べ

ルト

第五条

規則第二十五条第一項第六号の運輸大臣

の定める危険物は

氏名

(危険物)

毎時

次の各号に掲げるものとする。 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火 高圧ガス取 統統 韶 和二十六年法律第二百四号) 第二条に規

定する高圧ガス (消火器に封入したものを除く。

揮発油、 7 ル = | ル 二硫化炭素その他の引火性液体で

塩酸、 引火点が摂氏八十二度以下のもの 硫 酸 硝酸その 他の強酸類で あつて、 酸 の含有量 あ が 体

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目を定める告示

四

で十 Ì セ トを超えるも

Ŧī.

(標識 を損なうおそれの 前四号に掲げるも あ る 0 0 ほ か 当該核燃料物質等の安全な運

(運搬に従事する者に係る線量当量限度)

第六条の二 量当量限度は、 規則第二十五条第一項第十一号の運輸大臣の定める線 実効線量当量について四月 一日を始期とする一年

間 (特別措置に係る承認の申請書 につき十五ミリシーベルトとする。

第七条 号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 規則第二十五条第二項の規定による承認 の申 請 は 次

いの各

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者

運搬する核燃料物質等 の 種類、 数 量及び性

ル の距離における線量当量 運搬物の表面並びに表面 から X ì トル の距 離及びニメー

講ずることが著しく困難である措置 及びそ の理

運 運搬に使用する容器の種類及び仕 搬に使用

七 運搬 の日時及び 経路 六 Ŧī. 四

j

る運搬機器

0

) 仕様

八

運搬に従事する者の被ばく の管理のために講ずる措置

+ 九

前号に掲げるも

0

の

ほか放射線管理のために講ずる措

、特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率) に講ずる措置 前 一号に掲げるもの の ほ か運搬に伴う放射線障害防止 の た

第八 条 量率は、 運搬物の表面における線量当量 規則第二十五条第二項ただし書の運輸大臣の 次のとおりとする。 率については、 定める + ₹ IJ シ 線 1 量当

運搬物 ては、

> 面 カュ

らニメ

ル 0 距

離 に お け

る線量当量

率

百マ 0 表

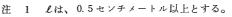
イクロシー

~:

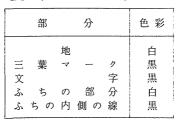
ルト毎時 卜 ŀ

毎時

別記様式(第6条関係)



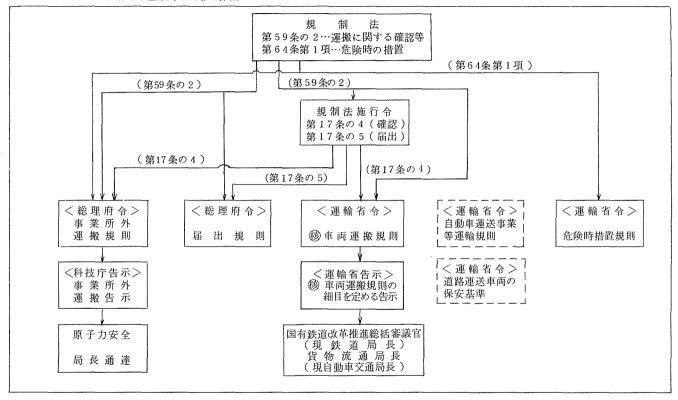
- 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
- 車両に取り付ける標識については、その各辺 は、15センチメートル以上とする。
- 色彩は、次表によること。



「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域 内運搬しの文字でかえることができる。



図 核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系



核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 抄

料物 関する法律(抄)・物質、核燃料物質及び原子炉 0

法律第百六十六昭和三十二年六月十 号日

最終改正 昭和六三年五月二七日法律第六九号

2

自

的

第一条 な規制を行うことを目的 等を行うほ 再処理の 燃料物 ることを確保するとともに、 用が平和の目 号)の 国 際約束を実施するため この法律 質を防護して、 精神にのつとり、 事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制 的 は 原子力の研究、 に限られ、 原子力基本法 公共の安全を図るために、 核 とする に かュ 原料物質、 これらによる災害を防止 つ、これらの利用が計画的に行 玉 開 際 発及び利用に関する条約そ (昭和三十年 規制 核燃料物質及び原子炉 物資の使用 法 製 律 に関 錬 第 Ų 百 して 加 及び 八 工及び + 必 の わ の

核 n 利 六

に関する確認等

第五十九条の二 外国 という。 を工場等の 者 か 原子力船運 ら運搬を委託された者 外 は に お 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され 觗 使用者、 者 ٧١ て運搬する 再 処理 製鍊事業者、 事業者及び廃棄事業者並びにこれ (以下この条において「使用 場合 船 加工事業者、 舶又は航空機により運搬 原子炉 設置 者等」 た物 Ġ 者

> ことについて、 さ は 者等は、 核 物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、 め 物についての措置を除き、 無 する場合を除く。 運輸大臣 要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、 れた物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に 前 燃料物質 る 軌 項の場合において、 技術上 条電車、 その運搬に関する措置 の確認を受けなければならない。 の防護のために必要な措置) の基準に従つて保安のために必要な措置 自動車及び軽車両による運搬 総理府令で定めるところによ) にお 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染 いては、 運輸省令。 が 総理府令 同 |項の技術上の 次項にお を講じなけれ に (鉄道、 つい ŋ いて同じ。)で定 基準に適合する 7 内閣総理大臣又 保安及び特定 は (当該核燃料 ばならな 運搬する 索道、 使用

3 たものとする。 は で 府 (第六十一条の四十二におい きる。 令で定めるところにより、 使 第 用者等は、 この場合にお 項 の技術上の基準のうち容器に関する基準 運搬に使用する容 V١ て、 τ 内閣総理大臣 内閣総理大臣の 「承認容器」 器について、 の という。 承認を受け 承認を受けることが あら は か じ しめ、 満たさ につい た容 τ 器 理! n

要 他

4 に対 に 同 物質又は核燃料物質によつ 必 項の技術上 第一 要な措置 項の場合において、 運 搬 を命ずることができる。 の停止その の基準に適合 他保安及び て汚 していないと認めるときは、 内閣総理大臣又は運輸大臣は、 一染され 特 た物 定 核 燃料物質 の 運 搬 に関 0 防護 する措置 使用者等 のため 核 が

5 公共 染され 書 ŋ 合に該当するときは、 第 (以 下 その旨を都 た物 安全を図 項 の場 「運搬証明書」という。)の交付を受けなければならな による災害を防 合に るため特に必要がある場合として政令で定める場 道府県公安委員会に届け出 お いいて、 使用者等は、 止し、 核燃料物質又は核燃料物質によつて 及び特定核燃料 総理府令で定めるところによ ζ 届 出を証明する文 物質を防護 して

汚

6 害 を 都 で定める事項について、 防止 必要があると認めるときは、 道府県公安委員会は、 及び特定核 燃料 前項の届 必要な指示をすることができる。 物 運搬の 質 を防 出があつた場合において、 B 護して公共の安全を □ 時、 経路その他総 理 図 災 府 る

٧١

内 容を運搬証明書に記載しなければ ならな ķ١ 7

都

道府県公安委員会は、

前

頭の指

示をしたときは、

その

指

示

の

12

し

てはならな

8 明 き ij 第一 書に記載され 項に規定する場合において、 使用者等は、 た内容に従つて運搬しなければならな 当該運搬証明書を携帯し、 運搬証明書の交付を受けた かつ、 当該運搬 証 と

9 滞 受けなけ なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、 ħ ばならない 7 使用者等は、 その書換え 遅

交付を文書で はその事 運搬証 明書 由 申 を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその を喪失し、 請しなけ ればならな 汚損 又は 盗取され たときは、 使 角者 再

10

警察官 核原料物質、 は 自 動 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 車 文 は 軽 車両 により運搬 z れる核燃料物質又 は

特定核燃料物

質

の運搬について責任を有する者及び受取人の間

11

ため、 核 路 これらの物による災害を防止し、 された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査 停止させ、これらの物を運搬する者に対し、 るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車 核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を め、若しくは、総理府令で定めるところにより、運搬証明書に 前項に規定する権限は、 の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。 燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、 第五項、 第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経 犯罪捜査のために認められ 及び特定核燃料物質を防護 運搬証 明書の提示 たものと解 及び当 Ļ 殴する 叉は 記載 を求 両 図

第五十九条の三 外国原子力船運航者、 b 該 さ 開 I 者 に 期及び場所 定核燃料物質の運搬 特定核燃料物質 ħ 場等に運搬される場 かにし、 始される前に、 等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等 おいて「使用者等」という。 てから受取人の工場等に搬入されるまでの間 その 当該特定核燃料物質の 他 使用者、 の運 当該特定核燃料物質が発送人の工場等か の総理府令で定める事項について発送人、 について責任を有する者 搬 合で政令で定める場合においては、 再処理事業者及び廃棄事業者 につ 製鍊事業者、 いて責任を有する者を含む。 は、 運搬に係る責任が移転され 加工事業者、 特定核燃料物質が当該使用 (本邦外 にお 原子炉 (以下この K ける当該 **\$** とら搬 設置 運 を明 . て 当 当 る 出 が

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

め

が締結さ

れるよう措置しなければなら

な

ころにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めると2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前

(指定運搬物確認機関の指定等

第六一条の四十二 は、 第二項において準用 承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項(第六十六条 係る確認」という。 運 搬する物に係る確認に限る。以下「承認容器による運搬物 の指定する者 無軌条電車、 内 する場合を含む。 閣総理大臣 (以下「指定運搬物確認機関」という。)に、)の全部又は一部を行わせることができる。 自動車又は軽車両による運搬について 丘は、 総理府令で定めるところによ)の規定による確認(鉄道)

2

前

項の指定は、

運輸省令で定めるところにより、

運搬方法確

認

を行おうとする者の申請により行う。

み替えるものとする。 閣総理大臣」と、 この場合において、 条の四十までの規定は、 四十二第一項」と、 る確認」と、 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十 前条」とあるの とある 「第六十一 の これら 「検査」 は 「主務省令」とあるのは 運搬物確認員」と、 とあるのは「承認容器による運搬 指定運搬物確認機関について進用する。 は 条の二十四」とあるの の規定中「主務大臣」 「第六十一条の四十二第一項」と読 第六十一条の二十五 「総理府令」と、 は「第六十 とあるの は 物に 一内 条

事

故届

3

る運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

2

前

項の指定は、

総理府令で定めるところにより、

承認容器によ

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第六十一条の四十三 自 搬方法確認」という。 を除く。)に限る。)であつて運輸省令で定めるもの を含む。)の規定による確認 第五十九条の二第二項 その指定する者(以下「指定運搬方法確認機関」という。 動車及び軽車両による運搬に係る確認 運輸大臣は、)を行わせることができる。 (第六十六条第二項において準用する場合 (鉄道、 運輸省令で定めるところにより、 軌道、 (運搬する物に係る確認 索道、 無軌条電車 (以下「運 に、

3 る。 あるのは「第六十一条の四十三第一項」と読み替えるものとする。 六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と、 「主務省令」とあるのは「運輸省令」と、 「運輸大臣」と、「検査」とあるのは「運搬方法確認」と、 条の四十までの規定は、 運搬方法確認員」と、 第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六か この場合において、 これらの規定中「主務大臣」とあるのは 第六十一 指定運搬方法確認機関について準用 条の二十五第二項中 「検査員」とあるのは 「前条」と ら第六十 一第

第六十三条 船 れ らの者から運搬又は保管を委託された者 項に規定する者を含む。 運航者、 再処理事業 製錬事業者、 者、 加工事業者、 次条第一項において同じ。 廃棄事業者及び使用者 原子炉設置者、 は その所持する核燃 (第六十六条第 外) 並びにこ 玉 原子力

滯 なく、 物質に の旨を警察官又は海上保安官に届 て盗取、 所在不明その他の事 故が生じたときは、 け 出 なければ なら

(危険時 'の措置)

第六十四 害が 船運 汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれ を委託された者は、 お は発生した場合においては、 によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、 起つたことにより、 て「事業者等」という。 航 者 再 製鍊事業者、 !処理事 事業者**、** その所持する核燃料物質若しくは核燃料 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて 加工事業者、 廃棄事業者及び使用者(以下この)並びに事業者等から運搬又は 直ちに、 主務省令で定めるところに 原子炉設置者、 火災その他の があ 外国原子力 ŋ - 物質 保管 叉 災

2 (安官に通報しなけれ 前 項の事態を発見した者は、 ばならない。 直ちに、 その旨を警察官又は 海上

ょ

応急の措置を講じなければならない。

3

更その 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 物埋設施設若 分に応じ、 き な は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めると いて、 内閣総理大臣、 同 .項に規定する者に対し、 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染され 核燃料物質若しく 製錬施設、 しくは廃棄物管理施設又は使用施 通商産業大臣又は運輸大臣は、 加工施設、 は核燃料物質によつて汚 原子炉施設、 次の各号に掲げる事業者等の区 再 設 第一 処理施設、 の の 一染され 所在場所 使 角 項の場合に 0 た物又 た物又 停 止 廃棄 の 変

> 命ずることができる。 は原子炉による災害を 防 止するために必要な措置を講ずることを

遅

- 運搬及び船舶又は航空機による運搬 二に規定する廃棄 いう。)に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣) 合にあつては内閣総理大臣、 製練事 内 閣総理大臣及び通 (以下「事業所外廃棄」という。 第五十九条の二第一項に規定する 商産業大臣 (以下「事業所外運搬」 (第五十八 に係る 条 ع 場
- 場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣) 係る場合にあつては、 廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、 に応じ、 原子炉設置者 内閣総理大臣、 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉 内閣総理大臣又は運輸大臣) 通商産業大臣又は運輸大臣 事 業所外運搬に係 (事業所外 の 区分

Ξ

保管又は運搬を委託された者

内閣総理大臣

事

業所外運

た物

0 事

業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され

加工事業者、

再処理事業者、

廃棄事業者及び使用者並びに

几 閣総理大臣又は運輸大臣) あつては内閣総理 外国原子力船運航者 大臣、 事 運輸大臣 業所外運 (事業所外廃棄に係る場 搬に係る場合 K あ つて は内 合 に

第六十六条 三条、 (指定又は許可の取消 ŋ 消され 第五十一条の十 た製錬事業者若 第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定 四 事業の廃止等に伴う措置 しくは再処理事業者、 第五十六条若しくは第六十一条の六 第二十条、

核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(抄)

規定により許可

でを取

ŋ

が消さ

n

た加工事業者、

原子炉設置者、

外

第三十

を取

ŋ 係る前条第四項の者を除く。 者又は前条第一項、 措置を講 なければならない 原子力船運航者、 しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染され 核燃料物質を譲 叉は国 U なければなら 際規制物資 者 廃 り渡 第三項若しくは第四項 棄事業者、 (核原料物質使用者及び な Ų (核燃料 核燃料 使用者若 は 物質を除く。 物質による汚染を除去し、 主務省令で定めるところに しく の規定により 核原料物質使用 は国際規制物資 を譲り渡す等 た物を 届 出 者 使 を 若 廃 ょ 用

核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(抄

2 合につい 規定は同項に規定する者及びこれらの 項に規定する者が核燃料 規定する者から保管を委託された者が特定核燃料物質を保管する を保管す カュ が 物質を取り扱う場合につい 十七条第二項及び第三 規定は前項に規定する者から保管を委託された者が核燃料 ら特定核燃料物質 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場 「燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、 第五十七条第一項、 て、 る場合 第五十九条の三の規定は同項に規定する者の につつ V が 2運搬さ 一項の て、 第五十八条及び第五十八条の二の規定 物質を保管し、 7 規定は前項に規定する者が 同 条第二項及び第三項の規定 れ 第 る場合について、 五十九条及び第五十九 者 又は核燃料物質若 から運搬を委託 第六十 特定 発の二 条第 は され 前 核 しく I た者 場 燃 第 項 物 は 項 料 Ŧī. は 前

2

(報告徴収)

場合につい

て

用する。

第六十七条 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府

等 業者、 閣 料 の 二 資を使用 め 運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関 K に 者等の区分 事業者、 るところにより、 公安委員会は、 るところにより、 ついては、 総理大臣とし、 物質使用者及び国際規制物資を使用している者につ 九条の二第六項の規定) 必要な限度において、 内 という。 閣 第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原 第六十一 総理大臣、 加 している者に対し、 廃棄事業者、 工事業者、 (同 都道 条の二十四第 に対 |項各号の当該区分に この法律 その業務に関し報告をさせることが 第五十九条の二第五項に規定する届 通 府県公安委員会とする。 原子炉設置 その業務に関し報告をさせることが L 商 産業大臣又は運輸大臣 使用者、 指定検査機関、 次の各号に掲げる区分に応じ、 (都道府県公安委員会に の施 号 第六十四条第三項各号に掲げ 核原料 及び第四号 者、 行 に必要な限度にお か 外国原子力船運 かわらず、 物質使用者又は国 指定廃棄確認機関、 から第七号までに掲げ (以下「指定検査 は に応じ、 この 第六十 あつて 航 ٧١ 法律の施 できる。 政令で定 出 ķ١ 者、 7 7 1際規制 できる。 政令で定 をした者 は 条の二 つる事 再処 製 指 錬 第 定 め 内 理 五

通商産業大臣 一 第六十一条の二十四第二号に掲げる検査に係る指定検査機関

る検査に係る指定検査機

関

指定廃棄確

認機関

並

υĸ

に

指

定

確認機

関

閣

総

理

大臣

及び指定運搬方法確認機関 運輸大臣 第六十一条の二十四第三号に掲げる検査に係る指定検査

機

関

立入検査等)

第六十八条 0 各号の当該区分にかかわらず、 る者及び同条第五項に規定する者については、 条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定す 事業者並びに核原料物質使用 大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の 公安委員会は、 (第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製 法律の規定、 内閣総理大臣、 この法律 都 道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第 (内閣総理大臣、 通商産業大臣、 者 内閣総理大臣とする。 国際規制物資使用者、 運輸大臣又は都道府 通商産業大臣又は運 第六十四条第三項) に応じこ 第六十一 区 錬 県 分

者若 関係者に質問させ、 に立ち入り、 業所 使用者、 原子炉設置者、 原料物質、 三第一項各号の しくは同条第五項に規定する者の事務所又は工場若しくは (船舶に設置する原子炉に係る場合 核原料物質使用者又は国際規制物資使用者、 その者の帳簿、 核燃料物質その他の必要な試料を収去させることが 外国原子力船 一に該当する場合にお 又は試験 Ø, 書類その他必要な物件を検査させ 運航者、 ため必要な最小限度の量に限 再 にあつては、 ける当該各号に規定する 処理事業者、 その 第六十一条 廃棄事業者、 船 舶 事

産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第 内閣 総 理大臣、 通商産業大臣又は運輸大臣は、 この法律 (通 商

核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

抄

2

できる。

第四 二十八条の二 を検査させ、 条の三第一項に規定する施設 て しくは事業所に立ち入り、 その 十六条の二第一項、 その職員に、 附属施設 第 又は関係者に質問させることができる。 項 第十六条の に係る同項の規定) の 規 定 第五十一条の その者の 四第一 運輸大臣に の溶接をする者の事務所又は 帳簿、 項、 の 九第一項若しくは第 施行に必要 あつては 第二十八条の二第一 書類その 実用 他 ts 限度に 必要な物 用 工場 原子炉 五十五 項 お 若

なけれ 明書を携帯し、 第一 第二項の規定により 項及び第二項の規定による ばならない。 かつ、 関係者の請求があるときは、 職員が立ち入るときは、 権 限 は 犯 罪 その 搜 查 これを提示 身分を示す 0 た め E 認 証 め

3

b れたも のと解 L 7 は ならな

公安委員会にあつては、

警察職員)

に、

製鍊事業者、

加工事業者、 都

その職員

道府県

4

六項の規定)

の施行に必要な限度において、

(手数料の納付)

第七十五条 め る額の手数料 次の各号の一に掲げる者は、 を納め なければならない 実費 を勘案して政令で 定

三項 を含む。 項 K お から第五項まで及び第六十六条第二項におい 第五十一条の六、 (第六十六条第二項におい いて準)若しくは第五十九条の二第二項 用する場合を含む。 第五十八条の二(第六十一 $\overline{}$ て準用する場合を含む。 Ø 確認又は第五十九条の二第 (第六十六条第二項 て準用 条 の二 する場合 の二第二 の承

場合を含む。 第五十九条の二第五項 の運搬証明書の交付を受けようとする者 (第六十六条第二項 んにお V١ て準 用する

九

認を受けようとする者

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

+ + る場合を含む。 場合を含む。 第五十九条の二第九項(第六十六条第二項において準用する 第五十九条の二第十項(第六十六条第二項において準用 の運搬証明書の書換えを受けようとする者 の運搬証明書の再交付を受けようとする者

前項の手数料は、 指定検査機関が行う検査を受けようとする者 す

が 行う廃棄確認を受けようとする者の納めるものについては当該 納めるものについては当該指定検査機関の、指定廃棄確認 機関

指定廃棄確認機関の、指定運搬物確認機関が行う承認容器による

に係る確認を受けようとする者の納めるものについては当

指定運搬方法確認機関が行う運搬

方法

て準用する場合を含む。)の運搬証明書の交付を受けようとする 法確認機関の、 確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬方 第五十九条の二第五項(第六十六条第二項にお ķ١

運搬物

該指定運搬物確認機関の、

第五十九条の二第九項(第六十六条第二項において準用する

第七十九条

次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に

処する。

とする について 含む。)の運搬証明書の再交付を受けようとする者の納めるも 五十九条の二第十項(第六十六条第二項において準用する場合を 場合を含む。)の運搬証明書の書換えを受けようとする者又は第 は当該都道府県の、 その他のものについては国庫の収入

(国に対する適用

第七十六条 搬方法確認機関が行う確認に係るものを除く。 検査又は指定廃棄確認機関、 この法律の規定は、 指定運搬物確認機関若しくは指定運 前条の規定(指定検査機関が行う 及び次章の規定

お

V

を除き、 許可」又は「認可」とあるのは、 国に適用があるものとする。 「承認」とする。 この場合において、「指定」、

第七十六条の二 その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、 させて、人の生命、 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、 身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年 又はその放射線を発散

以下の懲役に処する。

2

前項の未遂罪は、罰する。

2 第七十六条の三 処する。 に害を加えることを告知して、 特定核燃料物質を窃取し、 特定核燃料物質を用いて人の生命、 脅迫した者は、三年以下の懲役に 身体又は財 産

ŧ, 義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者 前項と同様とする。 又は強取することを告知して脅迫し、

十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。)若しく 十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項 用する場合を含む。)第十一条の三第二項、 項若しくは第二項、 第十一条の二第二項 第三十六条第一項から第三項まで、 (第六十一条の二の二第二項にお 第二十一条の三第 (第六 · て準

する場合を含む。)、第五十八条第三項(第六十六条第二項に は第二項、 て準山する場合を含む。)、 第五十七条第三項(第六十六条第二項において準用 第五十九条の二第四項 (第六

定による命令に違反した者三項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十条第

十三 第五十九条の二第八項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けず、又は第五十九条の二第五項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けず、又は第五十九条十二 第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用す

る場合を含む。)の規定に違反した者 | 第五十才多の二貧子母に違反した者

次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処

四

第六十七条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十名。

条の二第十一項(第六十六条第二項において準用する場合を含提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九用する場合を含む。)の規定による警察官の停止命令に従わず、一の二 第五十九条の二第十一項(第六十六条第二項において準

の罰金に処する。 違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その

)の規定による命令に従わなかつた者

する場合を含む。)の許可を受けないで検査の業務、廃棄確認条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用第六十一条の三十六(第六十一条の四十一第三項、第六十一

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

抄

確認の業務の全部を廃止したとき。の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務又は運搬方法

簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。て準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項におい六十一条の三十八第一項(第六十一条の四十一第三項、第

虚偽の陳述をしたとき。 が、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは五 第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

「政令第三百二十四号」 「昭和三十二年十一月二十一日」

最終改正 平成四年三月一三日政令第三三号

(以下「法」という。)第二条第五項に規定する政令で定める核第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(特定核燃料物質)

一 ブルトニウム(ブルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

十を超えるものを除く。次条第一号及び第十七条の四の表第二

号において同じ。)及びその化合物

二 ウラン二三三及びその化合物

超えるウラン及びその化合物 ニ ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を

四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率で

水

あるウラン及びその化合物

として使用できるもの 、 前号の物質の一叉は二以上を含む物質で原子炉において燃料

(防護対象特定核燃料物質

次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。第一条の二 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、

一 照射されていない次に掲げる物質

1

二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五グラム

プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又

は

を超えるもの

量が十五グラムを超えるものの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五のの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五のローウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比て、ウラン二三五の量が一キログラムを超えるもの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにそのへ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比へ

て、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ

ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一

又は

率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその

を超えるもの

一以上を含む物質であつて、

ウラン二三三の量が十五グラム

照射された前号に掲げる物質

三 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面か

が えるも 号において単に「吸収線量率」という。)が一グレイ毎時を超 らーメー 空気に吸収された場合の吸収線量率(第十七条の四 ٢ ル Ø 距 離に おい 7 当該物質から放出され の表第二 た放射線

1 て使用できるも の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料とし -が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれら ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比

> 染さ ₺ の

れ

た物を運搬する場合とする。

として使用できるもの n 率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこ らの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比

化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物 率 上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの ・が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比 トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以

料物質) (運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃

(運搬に関する確認を要する場合) 物質は、 て準用する場合を含む。 防護対象特定核燃料物質とする。)に規定する政令で定める特定核燃料 第十七条の三

法第五十九条の二第一項

(法第六十六条第二項に

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

(抄)

第十七条の四 表の上欄に掲げる場合について、 て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、 の の いずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚 法第五十九条の二第二項 それぞれ同表の下欄に掲げる (法第六十六条第二項にお 次

法第五十九条	イ 放射線障害防止のための措置が特に必一
の二第一項の規	要な核燃料物質又は核燃料物質によつて
定により保安の	汚染された物であつて、総理府令(運輸
ための措置が必	大臣の確認を要する場合にあつては、運
要な場合	輸省令。ロにおいて同じ。)で定めるも
	Ø
	ロ 臨界防止のための措置が特に必要な核
	燃料物質であつて、総理府令で定めるも
	Ø
法第五十九条	イ 照射されていない次に掲げる物質
の二第一項の規	(1) プルトニウム及びその化合物並びに
定により保安及	これらの物質の一又は二以上を含む物
び特定核燃料物	質であつて、プルトニウムの量が二キ
質の防護のため	ログラム以上のもの
の措置が必要な	② ウラン二三五のウラン二三五及びウ
場合	ラン二三八に対する比率が百分の二十
	以上のウラン並びにその化合物並びに

\#F 75.45	吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの
場合	その表面から一メートルの距離において
の措	ロ 照射されたイに掲げる物質であつて、
質の	ログラム以上のもの
び特	質であつて、ウラン二三三の量が二キ
定に	これらの物質の一又は二以上を含む物
<u>ත</u>	③ ウラン二三三及びその化合物並びに
二 法	ログラム以上のもの
	質であつて、ウラン二三五の量が五キ
	これらの物質の一又は二以上を含む物

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第十七条の五 もののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚 の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げる いて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次

染された物を運搬する場合とする。 定により保安の の二第一項の規 ための措置が 法第五十九条 法第五十九条の二第五項(法第六十六条第二項にお 必 1 るもの 汚染された物であつて、 要な核燃料物質又は核燃料物質によつて 放射線障害防止のための措置が特に必 ための措置が特に必要な核 総理府令で定め

	燃料物質であつて、総理府令で定めるも
	Ø
二 法第五十九条	防護対象特定核燃料物質
の二第一項の規	
定により保安及	
び特定核燃料物	
質の防護のため	
の措置が必要な	
場合	
The second secon	The second secon

第十七条の六 (特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合) いて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、 0 いずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。 法第五十九条の三第一項(法第六十六条第二項にお 次

防護対象特定核燃料物質

0) 質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用 できるものであつて、 が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率 (照射されていないものに限る。) ウランの量が五百キ [] j ラムを超えるも

(報告)

要な場合

臨界防止の

第二十二条 大臣が製錬事業者に対し報告をさせることができる事項は、 法第六十七条の規定により内閣総理大臣及び通商産業 次に

掲げる事項とする。

核燃料物質の在庫及びその増減の状況

るおそれのある事故を含む。 放射線管理の状況 製錬施設に関し人の障害が発生した事故 以下この条において同じ。)の4 (人の障害が発生す

几 製錬施設の故障 (生産に及ぼす支障が軽徴なものを除く。)

況

2 報告をさせることができる事項は、 の表の上欄に掲げる者について、 の状況 法第六十七条の規定により内閣総理大臣が製錬事業者等に対し それぞれ同表の下欄に掲げる声 前項に定めるもののほか、次

項とする。

加工事業者、再処									製鍊事業者
一 核燃料物質の在庫及びその増減の状況	の状況	又は運搬に関し人の障害が発生した事故	外において行われる核燃料物質等の廃棄	二 製錬施設を設置した工場又は事業所の	の状況	燃料物質等」という。)の廃棄又は運搬	料物質によつて汚染された物(以下「核	外において行われる核燃料物質又は核燃	一 製錬施設を設置した工場又は事業所の

理事業者及び使用	二 放射線管理の状況
者	三 加工施設、再処理施設又は使用施設等
	に関し人の障害が発生した事故の状況
ار 	四 加工施設、再処理施設又は使用施設等
**************************************	の故障(生産、再処理又は核燃料物質の
	使用に及ぼす支障が軽徴なものを除く。)
	の状況
	五 加工施設、再処理施設又は使用施設等
	を設置した工場又は事業所の外におい
事 り	行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の
4	状況

十三条第一項第三
二 燃料
一核
故の状
棄又は
の外に
二 原子炉
棄又は運搬
の外に
(原子力船を含
一 原子炉施設を設置した工場又

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(抄)

に

故障

(核原

瞳

四八

の故障

(核原料

状

れる国際

したエ

1際規制

設、 という。 燃料物質等の運搬(以下この項及び次項において「事業所外運搬」 た工場又は事業所 加工施設、)の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事

外国原子力船運航者については同表試験研究用原子炉等設置者の る原子炉設置者については第二項の表試験研究用原子炉等設置者 故の状況とし、法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係 項第四号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況 況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、 「項第一号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状

及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。 報告をさせることができる事項は、 炉設置者、外国原子力船運航者、 の二第四項に規定する届出をした製錬事業者、 法第六十七条の規定により都道府県公安委員会が法第五十九条 外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。 再処理事業者及び使用者に対し 事業所外運搬の状況及び事業 加工事業者、 原子

(手数料)

第二十五条 (次項に規定する溶接検査に係るものを除く。 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料 の額は、 別表第

のとおりとする。

別表第一 (第二十五条関係)

					三十九	番号
者	るものを除く。)を運搬しようとする(第十七条の四の表第一号イに規定す 承認容器の使用により核燃料物質等者	るものに限る。)を運搬しようとする(第十七条の四の表第一号イに規定すい 承認容器の使用により核燃料物質等ようとする者	イに規定するものを除く。)を運搬し、燃料物質等(第十七条の四の表第一号の 承認容器以外の容器の使用により核ようとする者	イに規定するものに限る。)を運搬して、東認容器以外の容器の使用により核が、 の確認を受けようとする者が。)の確認を受けようとする者が、 の確認を受けようとする者が、 条第二項において準用する場合を含	行う法第五十九条の二第二項(法第六十内閣総理大臣又は指定運搬物確認機関の	手数料を納付すべき者
	四万八百円	九二 千十 七万 円	十七万二百円	八六 千十 八六 百万 円		金額

核原料物質、

	者	
	の運搬証明書の書換えを受けようとする	
	第二項において準用する場合を含む。)	
四千円	法第五十九条の二第九項(法第六十六条	四十三
	の運搬証明書の交付を受けようとする者	
	第二項において準用する場合を含む。)	
一万三千円	法第五十九条の二第五項(法第六十六条	四十二
	ようとする者	
	搬に使用する容器について承認を受け	
	一号イに規定するものを除く。)の運	
九千三百円	ロ 核燃料物質等(第十七条の四の表第	
	ようとする者	
	搬に使用する容器について承認を受け	
	一号イに規定するものに限る。)の運	
四十五 九千円	イ 核燃料物質等(第十七条の四の表第	
	の承認を受けようとする者	
	第二項において準用する場合を含む。)	
	法第五十九条の二第三項(法第六十六条	四十一
	の確認を受けようとする者	
	条第二項において準用する場合を含む。)	
七千七百円	う法第五十九条の二第二項(法第六十六	
十六万	運輸大臣又は指定運搬方法確認機関の行	四十
	Transfer of the state of the st	

			四十四
者	の運搬証明書の再交付を受けようとする	第二項において準用する場合を含む。)	法第五十九条の二第十項(法第六十六条
			千九百円

○ 核燃料物質等の工場又は事業所の

最終改正 平成二年一一月二八日(総 理 府 令 第 五 十 七 号)(昭和五十三年十二月二十八日)

(定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。 車両運搬 工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、

(船舶又は航空機によるものを除く。)をいう。 二 簡易運搬 工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬

るものをいう。 た物(以下「核燃料物質等」という。)が容器に収納されていた物(以下「核燃料物質等」という。)が容器に収納されてい三 核燃料輸送物 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され

ち、非開放型の構造のものをいう。のための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうえる構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐す コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せ

五 タンク 気体、液体、粉状若しくは粒状の物質又は液体と粉

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

載の方法をいう。

「はず、東京市では多様ででは10人の指示によって行われる積いのコンテナ(内容積が三立方メートルを超えるものに限上のコンテナ(内容積が三立方メートルを超えるものに限出、自動車、東京市では多様ででは10人では、カファール

第四号に規定する放射線業務従事者をいう。用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第一条十三年総理府令第四十七号)第一条第五号又は核燃料物質の使よつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六

以外のものをいう。

・以外のものをいう。

・以外のものをいう。

・以外のものをいう。

・以外のものをいう。

・以外のものをいう。

・以外のものをいう。

(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)

することができる。

次条から第十三条の二までに定めるものとする。上の基準(車両運搬により運搬する物に係るものに限る。)は、第二項において準用する場合を含む。)の総理府令で定める技術律(以下「法」という。)第五十九条の二第一項(法第六十六条第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法

(核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬)

ればならない。それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなけ第三条(核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、

- 官(以下「長官」という。)の定めるもの L型輸送物一 危険性が極めて少ない核燃料物質等として科学技術庁長
- 三 前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物(前号に掲げるものを除く。) A型輸送物二 長官の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等

質等(第一号に掲げるものを除く。) BM型輸送物又はBU

型輸送物

2

前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い核燃料物質等であ

1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬「表面汚染物」という。)は、長官の定める区分に応じ、IP-た物であつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの(以下射性物質」という。)及び核燃料物質等によつて表面が汚染されつて危険性が少ないものとして長官の定めるもの(以下「低比放つて危険性が少ないものとして長官の定めるもの(以下「低比放

に適合するものでなければならならない。 輸送物は、それぞれ次条から第十条までに規定する技術上の基準型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型3 前二項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物、BU

(L型輸送物に係る技術上の基準)

とする。 第四条 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるもの

一 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き一 容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易裂、破損等の生じるおそれがないこと。

険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。 材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危であること。

六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radi 五 弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

める場合は、この限りでない。 Oactive」の表示を有していること。ただし、長官の定

ト毎時を超えないこと。 と 表面における長官の定める線量当量率が五マイクロシーベル

分の一を超えないこと。
八 表面の放射性物質の密度が第五条第九号に規定する密度の十

(A型輸送物に係る技術上の基準)

とする。
第五条 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるもの

一 前条第一号から第五号までに定める基準

り付け等の措置が講じられていること。 されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはニ みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封一 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

でない。 運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限り 囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範

の漏えいがないこと。
五 周囲の圧力を二十五キロパスカルとした場合に、放射性物質

六 液体状の核燃料物質等が収納されている場合には、次に掲げ

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

BU型輸送物に係るものに限る。)を使用する場合は、このの量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材又は二重の量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材又は二重のをいう。以下同じ。)を備えること。ただし、法第五十九のをいう。以下同じ。)を備えることができる吸収材又は二重会の二第三項(法第六十六条第二項において準用する場合を条の二第三項(法第六十六条第二項において準用する場合を入り、放射の密封部分から成る密封装置(容器の構成部品のうち、放射の密封部分が高温を表している。

挙動に対処し得る適切な空間を有していること。 核燃料物質等の温度による変化並びに運搬時及び注入時の 限りでない。

長官の定める線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこを官の定める線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸時を超えないこと。ただし、専用積載として運搬する核燃料輸

であつて、専用積載としないで運搬するものについては、表面量率(コンテナ又はタンクを容器として使用する核燃料輸送物八 表面から一メートル離れた位置における長官の定める線量当

核燃料物質等の工場又は事業所の外における連搬に関する規則

て運搬する場合であつて、安全上支障がない旨長官の承認を受ト毎時を超えないこと。ただし、核燃料輸送物を専用積載とし長官の定める係数を乗じた線量当量率)が百マイクロシーベルから一メートル離れた位置における長官の定める線量当量率に

度限度」という。)を超えないこと。 九 表面の放射性物質の密度が長官の定める密度(以下「表面密

けたときは、この限りでない。

送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。) 以外のもの十 核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品(核燃料輸

こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。十一 長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く

が収納されていないこと。

イ放射性物質の漏えいがないこと。

合は、十ミリシーベルト毎時)を超えないこと。かつ、二ミリシーベルト毎時(第七号ただし書に該当する場口 表面における長官の定める線量当量率が著しく増加せず、

(BM型輸送物に係る技術上の基準)

号イに定める要件は、適用しない。 前条第一号から第十号までに定める基準。ただし、同条第六

こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 一長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く号イに定める要件は、適用しない。

イ 前条第十一号ロの要件

超えないこと。

ロ 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が長官の定める量を

物にあつては、当該近接防止枠の表面)において摂氏八十五とができる表面(その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送搬する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくこ扱する核燃料輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくこ扱する核燃料輸送をして退失五十度(専用積載として運

ニ 表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。度)を超えないこと。

こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 三 長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置く

当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。
イ 表面から一メートル離れた位置における長官の定める線量
こととした場合に、 とにおりる要件に近そでそこと

運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周

こと。囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがない

条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。が収納されている核燃料輸送物にあつては、長官の定める試験五 三十七ペタベクレルを超える量の放射能を有する使用済燃料

第七条 BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるも(BU型輸送物に係る技術上の基準)

- のとする。
- る要件は、適用しない。 ただし、第五条第四号ただし書の規定及び同条第六号イに定め一 第五条第一号から第十号まで及び前条第五号に定める基準。
- 合すること。 こととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適二 長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く
- ること。 こととした場合に、前条第三号イ及びロに定める要件に適合す 三 長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置く
- おいて、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲に
- 過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。五、フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ
- 超えないこと。

 「世別のでは、一年間に核燃料輸送物の密封装置内に生じる気体の最大合に、一年間に核燃料輸送物の密封装置内に生じる気体の最大がの条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場別の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場別の条件の下で、非気、冷却その他の特別な措置を採らない場別の表演を表示しています。
- (IP-1型輸送物に係る技術上の基準)
- び第二号並びに第七号から第九号までに定める基準とする。第八条 IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第五条第一号及
- (IP-2型輸送物に係る技術上の基準)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

- 技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。第九条「P-2型輸送物(次項に該当するものを除く。)に係る
- 一 前条に定める基準
- に適合すること。 置くこととした場合に、第五条第十一号イ及び口に定める要件工 長官の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に
- に掲げるものとする。 はタンクであるものに限る。)に係る技術上の基準は、次の各号はタンクであるものに限る。)に係る技術上の基準は、次の各号2 IP-2型輸送物(核燃料物質等を収納する容器がコンテナ又
- 前条に定める基準
- (IP-3型輸送物に係る技術上の基準) 二 前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準
- 技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。第十条 IP-3型輸送物(次項に該当するものを除く。)に係る
- 六号イに定める要件は、適用しない。 第五条第一号から第九号までに定める基準。ただし、同条第
- に掲げるものとする。 (はタンクであるものに限る。) に係る技術上の基準は、次の各号はタンクであるものに限る。) に係る技術上の基準は、次の各号の IP-3型輸送物(核燃料物質等を収納する容器がコンテナ又
- 一 第八条に定める基準

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

同等と長官の認める基準 る要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又はこれと二 第五条第三号から第五号までに定める基準、第六号ロに定め

(核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準)

長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置らの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(長官らの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(長官らの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(長官らの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質(長官らのという。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次のう。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次のう。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次のう。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次のう。)は、輸送中において臨界に達しないものでは対象性物質(ウラン二三三、プルトニウム二三八、プルトニウム二三八、プルトニウム二三八、プルトニースの定める核分裂性物質(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニースの定める核分裂性物質(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニースの定める核分裂性物質(ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニースの定める核分裂性物質(ウラン二三三、ウランニースのでは、対象性の下に置いる。

- 少が五パーセントを超えないこと。イー次号ハにおける臨界の評価の根拠となる容積又は空間の減くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。
- くぼみが生じないこと。 構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するような
- は、この限りでない。

 「漫水又は漏水があらかじめ想定されている場合を水又は漏水がないこと。ただし、次号における臨界の評
- 性子増倍率(原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により二 収納される核燃料物質等の状態及び密封装置の形状に、中

うな変化がないこと。れる中性子の数をいう。以下同じ。)を有意に増加させるよ放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出さ

- イ 長官の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合二 次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。
- 置いたものを長官の定める孤立系の条件の下に置くこととして、長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に
- 相当する個数積載することとした場合という。以下同じ。ただし、専用積載としないで運搬する数をいう。以下同じ。ただし、専用積載としないで運搬する数をいう。以下同じ。ただし、専用積載としないで運搬する数をいう。以下同じ。ただし、専用積載として定められる集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められるので、当該核分裂性輸送物と同一のものを長官の定める配列系のハ 当該核分裂性輸送物と同一のものを長官の定める配列系のハ

限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合 付別の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、輸送制 官の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物 に係る特別の試験条件の下に置いたものを、長 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核

規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める核燃料輸送物第十二条 次に掲げる低比放射性物質及び表面汚染物は、第三条の

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染

物の運搬

としないで運搬することができる。

| 長官の定める低比放射性物質であつて、次に掲げる要件に適

合するもの

は漏えいしないような措置が講じられていること。イー通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又

ロ 専用積載として運搬すること。

るもの 長官の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合す

イ 前号イに掲げる要件

、。 の密度が長官の定める密度を超えないものは、この限りでなの密度が長官の定める密度を超えないものは、この限りでない 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性物質

(特別措置による運搬)

(特定核燃料物質の運搬)

つて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施第十三の二(第三条又は前条の規定により運搬する核燃料物質であ

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。らない。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠該特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をしなければな物質のうち次のいずれかに該当するものを運搬する場合には、当行令(以下「令」という。)第十七条の三に規定する特定核燃料

照射されていない次に掲げる物質

以上のもの以上のものであつて、プルトニウムの量がニキログラムいて同じ。)及びその化合物並びにこれらの物質の一又はニいて同じ。)及びその化合物並びにこれらの物質の一又はニスープルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が百分のイープルトニウム(プルトニウムニ三八の同位体濃度が百分の

量が五キログラム以上のものの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五のの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比

二以上のもの二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラニ以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラス以上のもの

照射された前号に掲げる物質

照射されていない次に掲げる物質

を超え二キログラム未満のもの 二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五百グラムイ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

- 量が一キログラムを超え五キログラム未満のものの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五のの物質の一又は二以上のウラン並びにその化合物並びにこれらロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- て、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつ率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにそのハーウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- を超え二キログラム未満のもの二以上を含む物質であつて、ウランニ三三の量が五百グラムニ ウランニ三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は
- 五 令第一条の二第三号に規定する特定核燃料物質トルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの四 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メー
- (簡易運搬に係る技術上の基準)
- 運搬に係るものに限る。)は、第三条から第十三条までに定める準用する場合を含む。)の総理府令で定める技術上の基準(簡易第十四条 法第五十九条の二第一項(法第六十六条第二項において

もののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

器」という。)の表面における長官の定める線量当量率が二ミ連搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機料物質等(以下「運搬物」という。)を積載し、又は収納した料物質等、第十二条又は第十三条の規定により運搬される核燃

- 毎時を超えないこと。位置における長官の定める線量当量率が百マイクロシーベルトリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた
- 倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 二 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転
- 四 二以上の運搬物(その表面における長官の定める線量当量率四 二以上の運搬物(その表面における長官の定めるところによ放射線障害防止及び臨界防止のため、長官の定めるところによめ、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。り、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。り、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。
- 携行すること。 保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、

人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を

の限りでない。と。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、こ置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこ

掲げる措置を講ずること。 、第三条第一項第三号のBM型輸送物を運搬する場合に、次に

て、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは、法第二十二条の三第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又は、法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又は、との他核燃料物質等の原子炉主任技術者免状を有する者又は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは、

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

表示をすること。 と 運搬物には、長官の定めるところにより、標識の取付け又は

超えないようにすること。
八 放射線業務従事者の線量当量が長官の定める線量当量限度を

(確認を要する核燃料物質等)

る。 第二項及び第十三条の規定により運搬されるものを除く。)とす物質等は、第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等(第三条第十五条 令第十七条の四の表第一号イの総理府令で定める核燃料

2 令第十七条の四の表第一号ロの総理府令で定める核燃料物質は、

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

(運搬に関する確認の申請) 第十一条の核分裂性物質(長官の定めるものを除く。)とする。

第十六条 法第五十九条の二第二項(法第六十六条第二項において集出しなければならない。

ー 運搬する核燃料物質等に関する説明書

場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書という。)並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納したう。)の構造、材質及び製作の方法(以下「輸送容器の設計」二 前号の核燃料物質等を収納する容器(以下「輸送容器」とい

三 輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されているこ

□ 依然料前を加り舎舎前りませい場合でいることを示す説明書□ 輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持され

五 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

性に関する説明書

・ 簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全

を受けた輸送容器を使用して核燃料物質等を運搬する場合にあつ第十七条の二及び第十七条の三において同じ。)に規定する承認の二第三項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。2 前項第二号及び第三号に掲げる書類については、法第五十九条

ては、当該書類の提出を省略することができる。

認を受けて定めるところにより、申請書を当該指定運搬物確認機確認を受けようとする者は、当該指定運搬物確認機関が長官の承指定運搬物確認機関が行う法第五十九条の二第二項に規定する3 第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(運搬確認証の交付)

関に提出しなければならない。

項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。第十七条 長官又は指定運搬物確認機関は、法第五十九条の二第二

(容器承認の申請)

ばならない。 申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなけれ申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなけれついて承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認第十七条の二 法第五十九条の二第三項の規定により、輸送容器に

二 当該輸送容器の設計及び前号の核燃料物質等を当該輸送容器る説明書一 当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等に関す

当該輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていに収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

ることを示す説明書

2 前項第二号に掲げる書類については、長官の定めるところによされていることを示す説明書

当該輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持

(容器承認書の交付)

り、当該書類の提出を省略することができる。

したときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付第十七条の三 長官は、法第五十九条の二第三項に規定する承認を

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者のする。

日夕

三輪送容器の外形寸法及び重量

二 輸送容器の名称

四 核燃料輸送物の種類

、 くびこれでは、・ 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

六 承認容器登録番号

七

(承認容器として使用する期間の更新)

承認容器として使用する期間

ることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けるこ当該輸送容器が当該輸送容器の設計に適合するよう維持されてい第十七条の四 前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、

とができる。

提出しなければならない。 適合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、長官に避合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、長官に器使用期間更新申請書に、当該輸送容器が当該輸送容器の設計に2 前項の更新を受けようとする者は、別記様式第四による承認容

の書換えを受けなければならない。
3 第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、そ

(容器承認書の変更の届出等)

京公司京二十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、その届出のら三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、その届出のた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日か第十七条の五 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受け

2 第十七条の三の規定により容器承認書を提出し、その書談を受けた輸送容器の全部又は一部の使用を廃止したときは、廃い日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承正の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承上の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承上の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承上の日から三十日以内に、その旨を表す認書の交付を受けた者は、承2 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承2 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承2 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承2 第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けなければならない。

(特定核燃料物質の運搬に関し取決めが必要な事項)

次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同いて準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める事項は、第十七条の六 法第五十九条の三第一項(法第六十六条第二項にお

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

表の下欄に掲げる事項とする。

	イ プルトニウム及びその化合物並びにこれら四 照射されていない次に掲げる物質
	率が一グレイ毎時を超えるもの
める事項	の表面から一メートルの距離において吸収線量
第三項に定	三 照射された第一号に掲げる物質であつて、そ
	が一グレイ毎時以下のもの
	表面から一メートルの距離において吸収線量率
	二 照射された前号に掲げる物質であつて、その
	ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの
	の物質の一又は二以上を含む物質であつて、
	ハーウラン二三三及びその化合物並びにこれら
	の量が五キログラム以上のもの
	は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五
	並びにその化合物並びにこれらの物質の一又
	三八に対する比率が百分の二十以上のウラン
	ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウランニ
	プルトニウムの量がニキログラム以上のもの
	の物質の一又は二以上を含む物質であつて、
る事項	イ プルトニウム及びその化合物並びにこれら
次項に定め一	照射されていない次に掲げる物質

六 五 が一グレイ毎時以下のもの 表面から一メートルの距離において吸収線量率 ニ ウランニ三三及びその化合物並びにこれら ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウランニ 令第一条の二第三号に規定する特定核燃料物 照射された前号に掲げる物質であつて、その グラム未満のもの ウラン二三三の量が五百グラムを超え二キロ の物質の一又は二以上を含む物質であって、 これらの物質の一又は二以上を含む物質であ 十に達しないウラン並びにその化合物並びに 三八に対する比率が百分の十以上で百分のこ の量が一キログラムを超え五キログラム未満 は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五 並びにその化合物並びにこれらの物質の一又 三八に対する比率が百分の二十以上のウラン グラム未満のもの プルトニウムの量が五百グラムを超え二キロ の物質の一又は二以上を含む物質であって、 つて、ウラン二三五の量が十キログラム以上 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン! 質 率が一グレイ毎時を超えるもの の表面から一メートルの距離において吸収線量 照射されていない次に掲げる物質 照射された第四号に掲げる物質であつて、 その化合物並びにこれらの物質の一又は二以 十に達しないウラン並びにその化合物並びに の量が十五グラムを超え一キログラム以下の は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五 並びにその化合物並びにこれらの物質の一又 三八に対する比率が百分の二十以上のウラン ラム以下のもの プルトニウムの量が十五グラムを超え五百グ の物質の一又は二以上を含む物質であって、 上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が 三八に対する比率が百分の十以上で百分の二 ウラン二三五のウラン二三五及びウランニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二 プルトニウム及びその化合物並びにこれら キログラムを超え十キログラム未満のもの そ める事項 第四項に定

ホーウラン二三三及びその化合物並びにこれられた。一十に達しないウラン並びにその化合物並びに十に達しないウラン並びにその化合物並びに十に達しないウラン並びにその化合物並びに一つて、ウラン二三五の量が十キログラム以上を含む物質であった。

九 照射された前号に掲げる物質(照射された前ラム以下のもの

面から一メートルの距離において吸収線量率が一号ニに掲げる物質であつて、照射直後にその表

ーグレイ毎時を超えるものを除く。)

ラムを超えるもの(照射されていないものに限できるものであつて、ウランの量が五百キログにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以にその化合物並びにこれらの物質の一又は二以のであるウランニ三五のウランニ三五及びウランニ三 第五項に定す。ウランニ三五のウランニ三五及びウランニ三 第五項に定す。ウランニ三五のウランニ三五及びウランニ三

の各号に掲げる事項とする。 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質に係る事項は、次

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

に運搬手段 定日時及び受取人の工場又は事業所に搬入される予定日時並び 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出される予

きは、直ちにその旨を発送人が受取人に通知すること。 一 特定核燃料物質が発送人の工場又は事業所から搬出されたと

事業所から搬出されないときは、直ちにその旨を発送人が受取二 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が発送人の工場又は

Ⅰ 特定核燃料物質が受取人の工場又は事業所に搬入されたとき人に通知すること。

び封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。は、受取人が特定核燃料物質を収納する容器についている錠及

事業所に搬入されないときは、直ちにその旨を受取人が発送人 第一号の予定日時までに特定核燃料物質が受取人の工場又は

に通知すること。

場所並びに当該責任が移転されるための手続

六 特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される予定日時及び

転される者に通知すること。転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移転されないと見込まれるときは、直ちにその旨を当該責任が移り、前号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移

人(当該特定核燃料物質が外国の工場又は事業所から運搬されれないときは、直ちにその旨を当該責任が移転される者が発送号の予定日時までに特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六、特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転されたとき又は第六

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

る場合は、受取人)に通知すること。

舶又は日本航空機により運搬している場合を除く。)には、当 該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者が、警備を担 本邦外において特定核燃料物質を運搬している場合(日本船

常時監視させ、関係機関との連絡体制を整備すること。

当する者(以下「警備人」という。)に当該特定核燃料物質を

十 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管され

る場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する

者が次に掲げる措置を講ずること。 特定核燃料物質の防護のための区域(以下「防護区域」と

いう。)を定めること。

等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずること。 区域の出入口の数をできるだけ少なくすること又はこれと同 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、及び防護

めた者以外の者の出入りを禁止すること。 出入りの必要性を確認の上、当該区域に出入りすることを認

防護区域に出入りしようとする者の身分及び当該区域への

できる警備人に防護区域を常時監視させること。 関係機関との間における連絡を迅速かつ確実に行うことが

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質に係る事項 次の各号に掲げる事項とする。

本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管され 前項第一号から第八号までに定める事項

> 者が次に掲げる措置を講ずること。 る場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する

防護区域を定めること。

より常時監視すること又はこれと同等以上の特定核燃料物質 人に常時監視させ若しくは人の侵入を監視するための装置に の出入口の数をできるだけ少なくし、及び防護区域を、警備 防護区域の境界をさく等の障壁によつて区画し、防護区域

は、次の各号に掲げる事項とする。

第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質に係る事項

の防護のための措置を講ずること。

第二項第一号から第八号までに定める事項

5 第一項の表第十号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一 者が防護区域を定め、当該区域への人の出入りを制限すること。 る場合には、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する 本邦外において、運搬される特定核燃料物質が一時保管され

(特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認の

号から第八号までに掲げる事項とする。

第十七条の七 法第五十九条の三第二項(法第六十六条第二項にお 掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。 ようとする者は、別記様式第五による確認申請書に、次の各号に 特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結に関する確認を受け いて準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により、

一 運搬される特定核燃料物質に関する説明書

特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通(当該確三 特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に関する説明書

び副本二通)とする。

び副本二通)とする。

「エステで量スター」は、台湾はで、「コステで量スター」は、台湾はでいる場合は正本一通及

(確認証の交付)

したときは、確認証を交付する。 第十七条の八 長官は、法第五十九条の三第二項に規定する確認を

(危険時の措置)

おければならない。 東業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄 事業者及び使用者(以下「事業者等」という。)並びに事業者等 外における運搬の委託を受けた者は、核燃料物質等の工場又は事業所の 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ 外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなけ

の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

「核燃料物質等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬

講ずること。 には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を 丘 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合

当量限度を超えない範囲内において緊急作業に従事させることがれた者を除く。)を除く。)をその線量当量が長官の定める線量規定にかかわらず、放射線業務従事者(女子(妊娠不能と診断された者を除く。)を除く。) をその線量当量が長官の定める線量 れた者を除く。)をその線量当量が長官の定める線量 インター・カー・

(報告の徴収)

る処置を十日以内に長官に報告しなければならない。一に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対す第十九条 事業者等は、核燃料物質等の運搬において、次の各号の

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

発生するおそれがあるとき。 障害以外の障害であつて軽微なものを除く。)が発生し、又は二 前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害(放射線

(身分を示す証明書)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

六によるものとする。 第二十条 法第六十八条第三項の身分を示す証明書は、別記様式第

附即

(施行期日)

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。

3 この府令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等についてといる容器については、この府令による改正後の核燃料物質等のでいる容器については、この府令による改正後の核燃料物質等のによる。この場合において、改正前の外運搬規則の規定による第一種を分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂輸送物核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂輸送物核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂輸送物核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂輸送物核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及は第三種核分裂輸送物核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及以下「外運搬規は、改正後の外運搬規則の規定による核分裂性輸送物とみなす。

は、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

(別記) 様式第1(第16条関係)

車両運搬確認申請書

番 号 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。

使	用者	等の区	分	(注1)	
運拔	設しよう	とする核燃料	斗牧	関等の	
種類	頁、性状及	び量		(注2)	
運	搬	の 目	的	(注3)	
運	搬 予	定時	期		
	核燃料	輸送物の名	称	(注4)	
核燃料輸送物に関する説	核燃料	輸送物の種	類	(注5)	
	核燃料輔	前送物の総重量	t	(注6)	
	収核質 納燃等	重	量	(注7)	
	す料 る物	放射能の	量	(注8)	
	輸容	外 形 寸	法	(注10)	
	送器 (注9)	重	量	(注11)	
明	核分裂性輸送物にあつては輸送 制限個数				
_	積載フ	方法又は 2	R i	載の別	

- 注1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理 事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載する こと。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記す ること。
 - 2 次のイからハにより記載すること。
 - イ 種類についは金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、プルトニウムにあつてはプルトニウム 238の同位体濃度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率)が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
 - ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
 - ハ 量については、総量及びプルトニウム、ウラン235又はウラン233の量をトン、 キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
 - 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
 - 5 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性 輸送物にあつてはその旨を記載すること。
 - 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - 7 注6の例により記載すること。
 - 8 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
 - 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
 - 10 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
 - 11 注6の例により記載すること。

簡易運搬確認申請書

番 号 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

使 用	者 等	の 区 分(注1)	
	ようとす Ł状及び量	る核燃料物!	質等の	
1里大尺、 [2	E1///X U-B	3 ((王 4)	
運 掬	股 の	目的(注3)	
運搬	予う	定 時 期		
	核燃料輸	輸送物の名称(注4)	
核 燃	核燃料輸送物の種類(注5)			
料輸	核燃料輸送物の総重量(注6)			
送 物	収核質 納燃等	重 量((注7)	
に 関	す料 る物	放射能の量(注8)	
する	輸容 送器	外形寸法(注10)	
説 明	(注9)		(注11)	
	核分裂性輸送物にあつては輸 送制限個数			
運関	使用する運搬機器の種類 (注12)			
搬す 方る	運搬機	器への積付し		
		((注13)	
法説に明	携行する書面及び携行器具等			

- 注1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは 再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を 委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。
 - 2 次のイからハにより記載すること。
 - イ 種類についは金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
 - ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
 - ハ量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
 - 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
 - 5 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性 輸送物にあつてはその旨を記載すること。
 - 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - 7 注6の例により記載すること。
 - 8 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
 - 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
 - 10 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
 - 11 注6の例により記載すること。
 - 12 自転車、台車等具体的に記載すること。
 - 13 積付け後の状態を示す説明書を添付すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

容器承認申請書

番 号 年 月 日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 輸送容器の名称
- 2 輸送容器の外形寸法及び重量(注1)
- 3 核燃料輸送物の種類(注2)
- 4 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量(注3)
- 5 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別 するための番号等
- 6 承認容器として使用することを予定している期間

- 注1 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
 - 2 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性 輸送物にあつてはその旨を記載すること。
 - 3 次のイから二により記載すること。
 - イ 種類についは金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料)、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
 - ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
 - ハ 重量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - ニ 放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載する こと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承認容器使用期間更新申請書

番号年月日

科学技術庁長官 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)印

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の4第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認容器登録番号
- 2 容器承認書に記載された期間
- 3 更新後に承認容器として使用することを予定している期間
- 4 更新の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

取決めの締結確認申請書

番 号 年 月 日

科学技術庁長官殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の3第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の7第1項の規定により取決めの締結の確認を申請します。

運搬され 類及び量			物質の)種	
運搬され 分(注2	る特定)	核燃料	物質の	区	
発送人	氏 名	又は	名	称	
	住			所	
	搬出され 業所の:				
受取人	氏 名	又は	名	称	
	住			所	
	搬入され 業所の				
運搬につ	氏 名	又は	名	称	
いて責任 を有する 者	住			所	
搬出	予	定	日	時	
搬入	予	定	В	時	
本邦外における一時保管の有無				重無	
取決めに関する説明(注3)					

- 注1イ 種類についてはプルトニウム、ウラン、使用済燃料の別を記載し、プルトニウムにあつてはプルトニウム 238 の同位体濃度を、ウランにあつては濃縮度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率)が1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。
 - ロ 量については、総量及びブルトニウム、ウラン 235 又はウラン 233 の量をトン、 キログラム又はグラム単位で記載すること。
 - 2 区分については、第17条の6第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあつては区分Ⅰと、同表第3号から第6号に該当する場合にあつては区分Ⅱと、同表第7号から第9号に該当する場合にあつては区分Ⅲと、同表第10号に該当する場合にあつては区分Ⅳと記載すること。
 - 3 取決めの写しを添付すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

面) (表

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 号 第 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第3項の規 定による 分 証 明 ङ 身 職名及び氏名 写 年 月 日生 年 月 日交付 爽 科学技術庁長官 印 七五

備 考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、 この法律(内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第64条第3 項各号に掲げる事業者等の区分(第61条の2の2第1項第2号に該当する場 合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61 条の3第1項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同 条第5項に規定する者については、第64条第3項各号の当該区分にかかわら ず、内閣総理大臣とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあ つては第59条の2第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、製錬事業者、加工事業者、 原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、 核原料物質使用者又は国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の一に該 当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第5項に規定する者 の事務所又は工場若しくは事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつ ては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査 させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原 料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律(通商産業大臣に あつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定、 運輸大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定)の 施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第 1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規 定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、そ の者の帳簿、曹類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させるこ とができる。
- 3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第80条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - 六 第68条第1項、第2項又は第5項の規定による立入り、検査若しくは収 去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しく は虚偽の陳述をした者

に係る細目等を定める告示○「における運搬に関する技術上の基準○」核燃料物質等の工場又は事業所の外

(科学技術庁告示第五号)

三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。 三年一月一日から適用する。

平成二年十一月二十八日

科学技術庁長官事務代理

国務大臣 保利 耕輔

用語)

う。)において使用する用語の例による。 は事業所の外における運搬に関する規則(以下「規則」とい第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又

(L型輸送物として運搬できる核燃料物質等)

第二条 規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物

る核燃料輸送物として運搬できるものに限る。等のうち核分裂性物質を含むものについては、第二十二条に定め物質等とする。ただし、第一号及び第二号に該当する核燃料物質質等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料

それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの核燃料物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、

固		体	
撃試験、打撃試験及び曲げ試験)をおる核燃料物質等にあつては、衝ある核燃料物質等にあつては、衝ある核燃料物質等にあつては、衝がいたが、がつ、がでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し、	ロー別記第一に定めるところにより、あること。	で易に散逸しない固体状の核燃料物質等又は核燃料物質等を密封した力質等又は核燃料物質等を密封した力質等」という。) ないが〇・五センチメートル以上でが質等」という。)	核燃料物質等の区分
		に掲げる数量(以下 の第一欄に掲げる放 の第一欄に掲げる放 の第一欄に掲げる放 を分に応じ、それぞ 区分に応じ、それぞ 区分に応じ、それぞ	放射能の量

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

液体		
	特別形核燃料物質等以外のもの	を行つた場合に損壊せず、加熱試を行つた場合に損壊せず、加熱試が、二キロベクレルを超えないもが、二キロベクレルを超えないもが、二キロベクレルを超えないもめる基準による場合は、この限りでない。
A₂値の一万分の一	別表第一から別表第 がる放射性物質の種 がる放射性物質の種 類又は区分に応じ、 それぞれ当該各表の 第三欄(別表第四及 び別表第五にあつて は、第二欄)に掲げ る数量(以下「A ₂ を数量(以下「A ₂	

気		体
	もの他の	トリチウム
のもの特別形核燃料物質等以外	特別形核燃料物質等	4
A2値の千分の一	A.値の千分の一	〇・八テラベクレル

射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。	ている核燃料輸送物一個当たりに含まれる核燃料物質等の放	表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、当該機器等が収納され	一個当たりに含まれる核燃料物質等の放射能が、それぞれ同	イ 次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、機器等	物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの
----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	------------------------

一 機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれる核燃料

	液体	固	体	核
	144	等以外のもの特別形核燃料物質	特別形核燃料物質	燃料物質等の区分
〇・八テラベクレ	A₂値の千分の一	A₂値の百分の一	A₁値の百分の一	の量 概器等一個当たり
	A2値の十分の一	A ₂ 値	A ₁ 値	放射能の量 当たりに含まれる 核燃料輸送物一個

Ş	体	
その作	1	
もの 物質等以外の 特別形核燃料	物質等物質等燃料	トリチウム
A2値の干分の一	A.i値の千分の一	ル
A₂値の百分の一	A1値の百分の一	八テラベクレル

ートル離れた位置における第七条に規定する線量当量率(以 収納されていない状態で当該機器等の表面から十センチメ

下「線量当量率」という。)が百マイクロシーベルト毎時を

当該機器等(放射線発光塗料を用いたものを除く。)

超えないこと。

機器等に含まれる天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリ は「放射性」又は「 Radioactive」の表示を有すること。

ウムであつて未照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物 であつて、次に掲げる要件に適合するもの 機器等に他の放射性物質が含まれないこと。

核燃料物質等が収納されたことのある空の容器の内表面に付 表面が容易に腐食しない金属等で被覆されていること。

当該容器に収納されていること。 密度が第十条に規定する密度の百倍を超えないこと。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

着している核燃料物質等であつて、次に掲げる要件に適合する

ていること。 つては、これらの表面が容易に腐食しない金属等で被覆され 容器の構造物中にウラン又はトリウムが含まれる場合にあ 容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

第三条 規則第三条第一項第二号の長官の定める量は、次の表の上 (A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度) 欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲

げる放射能の量とする。

特別形核燃料物質等以外のもの	特別形核燃料物質等 4.1	核燃料物質等の区分
A ₂ 値	A ₁ 値	放射能の量

(低比放射性物質及び表面汚染物)

第四条 規則第三条第二項の長官の定める低比放射性物質は、次に ととする。 ものとする。ただし、容器によるしやへいの効果は考慮しないこ れた位置における線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えない ることとした場合に、当該核燃料物質等の表面から三メートル離 掲げる各号の一に該当する核燃料物質等であつて、容器に収納す

次に掲げる要件の一に適合するもの(以下「LSA-I」と いう。)

イ 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであつて未

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

ロ 核分裂性物質以外の核燃料物質等であつて、 4:値に制限が状若しくは液体状のもの 照射のもの又はこれらの化合物若しくは混合物であつて固体

要件に適合するもの(以下「LSA-Ⅱ」という。) 前号に掲げる核燃料物質等以外のものであつて、次に掲げる

ないもの

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に分布しているもの

次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件に適

合するもの

可燃性以外のもの 可燃性のもの 核 燃 料 物 質 等 0) X 分 グラム当たりA2値の 平均放射能濃度が という。)が一グラ 当該核燃料物質等の 分の一を超えないこ ム当たりA₂値の一万 た放射能濃度(以下 全体について平均し 百倍を超えず、かつ、 放射能の量がA2値の 一万分の一を超えな 「平均放射能濃度」 要 件

体

古

気 体	液	体	
<i>γ</i> +	トリチウム水以外のもの	トリチウム水	
放射能の量が A.値の 百倍を超えず、かつ、 下分の一を超えな 一万分の一を超えな いこと。	放射能の量が Ad値の 一年超えな でラム当たり Ad値の でラム当たり Ad値の でラム当たり Ad値の でラム当たり Ad値の	放射能の量が A.値の 百倍を超えず、かつ、 百倍を超えず、かつ、 当たり〇・八ギガベ クレルを超えないこ と。	51220

イ 放射性物質が当該核燃料物質等の全体に均一に分布していという。)

あつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LSAⅠⅢ」前二号に掲げる核燃料物質等以外の固体状の核燃料物質等で

八〇

ること。

ないこと。
平均放射能濃度が一グラム当たりム値の五百分の一を超え

ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量が心値の百倍を超え能物質の漏えい量が心値の十分の一を超えないこと。 別記第二に定める浸漬試験を行つた場合に、水中への放射

2 規則第三条第二項の長官の定める表面汚染物は、核燃料物質等ないこと。

だし、容器によるしやへいの効果は考慮しないこととする。る線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないものとする。たした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れた位置におけ放射能の量が私値の百倍を超えず、かつ、容器に収納することと

という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当するもののうち、

によつて表面が汚染されたもの(以下この項において「汚染物」

いら。) 表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」と一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同だし、容器によるしやへいの効果は考慮しないこととする。

あつて、はく離れるおそれがあ	おいて、人が触っの取扱いに	表面の汚染の区分
三五、ウラン二三八、カラン、然ウラン、劣化ウラン、	危アル	汚
トリフン	性ファ	米の
フンフリンス	放線を対象	区
三ウ化ウ	性版出	分
三五、ウラン二三八、ト天然トリウム、ウラン二然ウラン、劣化ウラン、	危険性の放射性物質(天アルファ線を放出する低	
ル	平方センチメート	密
	平方センチメート○・四ベクレル毎	度

放線を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	その他の汚染を危険性のアルフ	放線放射が	東」という。) 物理的 下同に アルマル
放射性物質 放射性物質及びアルファ 放射性物質及びアルファ	放射性物質のアルファ線を放出する低度性の放射性物質以外	放射性物質 線を放出する低危険性の 放射性物質及びアルファ がかりである。	質の放射性物質をいう。以外のアルファ線を放出する放射性物質をいう。以外のアルフト同じ。)以外のアルフト同じ。)以外のアルフト同じ。)以外のアルファ線を放出する放射性物質を放出する放射性物質を放出する
トル 毎平方センチメー	四キロベクレル毎	センチメートル四ベクレル毎平方	

るもの(以下するおそれがあ

| まれるトリウム二二八若| リウム二三二、精鉱に含

く。以下「SCOII」という。)表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同二

表面の
汚染の区分
密度

表の下欄に掲げる核燃料輸送物の区分とする。掲げる低比放射性物質又は表面汚染物の区分に応じ、それぞれ同第五条 規則第三条第二項の長官の定める区分は、次の表の上欄に第五条 規則第三条第二項の長官の定める区分は、次の表の上欄に

	が重くは長	核燃料輸送	- 物の区分
面汚染物の区分	分別を表	搬する場合専用積載として運	で運搬する場合専用積載としない
L S A I	固体	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
	気体又は	IP-1型輸送物	IP-2型輸送物
L S A II	固体	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物
	気体 な体 又は	IP-2型輸送物	IP-3型輸送物
L S A □ III		IP-2型輸送物	IP-3型輸送物
S C O I		IP-1型輸送物	IP-1型輸送物
S C O II		IP-2型輸送物	IP-2型輸送物

(表示を要しないL型輸送物)

第三号及び第四号に定める核燃料物質等を運搬する場合とする。第六条 規則第四条第六号の長官の定める場合は、第二条第二号、

(線量当量率)

官の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。第六条第三号イ、第十三条並びに第十四条第一号及び第四号の長第七条 規則第四条第七号、第五条第七号、第八号及び第十一号ロ、

(表面又は表面から一メートル離れた位置における線量当量率に係ただし、長官が認めた場合は、この限りでない。

る承認の申請書)

る承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつ第八条 規則第五条第七号ただし書又は第八号ただし書の規定によ

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者のて行うものとする。

二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

書の規定による承認の申請にあつては核燃料輸送物の表面からは核燃料輸送物の表面における線量当量率、同条第八号ただし三 規則第五条第七号ただし書の規定による承認の申請にあつて

四 承認を受けようとする理由

メートル離れた位置における線量当量率

五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

(線量当量率に乗ずる係数)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

同表の下欄に掲げる値とする。 掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ第九条 規則第五条第八号の長官の定める係数は、次の表の上欄に

 二十平方メートルを超え二十平方メートル以下
 二

 五平方メートルを超え二十平方メートル以下
 二

 五平方メートルを超え二十平方メートル以下
 二

(表面密度限度)

ない放射性物質の密度については、この限りでない。度とする。ただし、通常の取扱いにおいて、はく離するおそれが掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密

第十条 規則第五条第九号の長官の定める密度は、次の表の上欄に

アルファ線を放出しない放射性物質 アルファ線を放出する放射性物質 放 射 性 物 質 の 区 分 ○・四ベクレル毎平方セ メートル 四ベクレル毎平方センチ ンチメートル 密 度

(A型輸送物に係る一般の試験条件)

第十一条 規則第五条第十一号の長官の定めるA型輸送物に係る一

般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る一般の試験条件)

般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

第十二条 規則第六条第二号の長官の定めるBM型輸送物に係る一

第十三条 規則第六条第二号ロの長官の定める量は、A2値の百万分 (BM型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)

の一とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件)

第十四条 規則第六条第三号の長官の定めるBM型輸送物に係る特

別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

第十五条 規則第六条第三号口の長官の定める量は、ム値とする。 ただし、クリプトン八五にあつては、百テラベクレルとする。

(使用済燃料を収納した核燃料輸送物に係る試験条件)

規則第六条第五号の長官の定める試験条件は、

別記第六

(BU型輸送物に係る一般の試験条件)

に掲げる条件とする。

第十七条 規則第七条第二号の長官の定めるBU型輸送物に係る一

般の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る特別の試験条件)

規則第七条第三号の長官の定めるBU型輸送物に係る特

別の試験条件は、 別記第八に掲げる条件とする。

第十九条 規則第九条第一項第二号の長官の定める1Pi2型輸送 (IP-2型輸送物に係る一般の試験条件)

物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。

(IP-3型輸送物に係る一般の試験条件)

物に係る一般の試験条件は、別記第十に掲げる条件とする。

第二十条 規則第十条第一項第二号の長官の定める1P-3型輸送

(核分裂性物質とならない核燃料物質)

第二十一条 規則第十一条の長官の定める核燃料物質は天然ウラン 又は劣化ウラン(熱中性子炉以外で照射されたものを除く。)と

(核分裂性輸送物とならない核燃料輸送物)

第二十二条 規則第十一条の長官の定める核分裂性物質に係る核燃 料輸送物は、次の各号の一に該当するものとする。

上であるもの 物であつて、その外接する直方体の各辺が十センチメートル以 五グラムを超えない核分裂性物質が収納されている核燃料輸送 種」という。)の重量又は核分裂性核種の重量の量の合計が十 ニウム二三九若しくはプルトニウム二四一(以下「核分裂性核 ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルト

二 水素が均一に分布している核分裂性物質であつて、次に掲げ る要件に適合するものを収納したもの 核分裂性核種の原子数に対する水素の原子数の比が五千二

百以上であること。

トル以下であること。 核分裂性核種の濃度が○・○○五グラム毎立方センチメー

ウラン二三五のみを含む核分裂性物質(プルトニウム又はウ がウラン二三五の重量の一パーセント以下のものを含む。) ラン二三三を含む核分裂物質であつて、これらの重量の合計 核分裂性核種の重量が五百グラム以下であること。ただし、

三 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であつて、かつ、 プルトニウム及びウラン二三三の重量の合計がウラン二三五の にあつては、その重量が八百グラム以下であること。

している核分裂性物質を収納したもの 重量の一パーセント以下であつて、核分裂性核種が均一に分布

分裂性核種の重量が五グラムを超えないもの の体積の部分のうち、最も臨界に達しやすいものに含まれる核 収納されている核分裂性物質の任意の○・○一立方メートル

Ŧi. 六 次に掲げる要件に適合する硝酸ウラニル溶液を収納したもの のうち、プルトニウムニ三九及びプルトニウム二四一の重量の 送物であつて、プルトニウムの重量が一キログラム以下のもの 合計がプルトニウムの重量の二十パーセント以下であるもの 収納されている核分裂性核種がプルトニウムのみの核燃料輸

て、これらの重量の合計がウラン二三五の重量の○・ーパー プルトニウム及びウラン二三三を含む核分裂性物質であつ

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

セント以下であること。

ハ ウランの原子数に対する窒素の原子数の比率が二以上のも のであること。

(核分裂性輸送物に係る一般の試験条件)

第二十三条 規則第十一条第一号の長官の定める一般の試験条件は、 別記第十一に定める条件とする。

(核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)

第二十四条 規則第十一条第二号イ及び口の長官の定める孤立系の

条件は、次の各号に定める条件とする。

水を防止する特別な措置が講じられた部分については、この限 核分裂性輸送物の中を水で満たすこと。ただし、浸水及び漏

りでない。

び減速状態にすること。 収納される核燃料物質等は中性子増倍率が最大となる配置及

三 密封装置の周囲に置かれた厚さ二十センチメートルの水によ

(核分裂性輸送物に係る特別の試験条件) る中性子の反射があること。

第二十五条 規則第十一条第二号ロ及び二の長官の定める核分裂性 (核分裂性輸送物に係る配列系の条件) 輸送物に係る特別の試験条件は、別記第十二に定める条件とする。

第二十六条 規則第十一条第二号ハ及びニの長官の定める配列系の 十センチメートルの水による中性子の反射があることとする。 条件は、任意に配列した核分裂性輸送物の周囲に置かれた厚さ二

(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質及び表面汚染

物)

LSA-Iとする。 第二十七条/規則第十二条第一号の長官の定める低比放射性物質は、

見月第一二定第二号の長官の定める表面汚染物は、SCO-I2 規則第十二条第二号の長官の定める表面汚染物は、SCO-I

の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に3 規則第十二条第二号ロただし書の長官の定める密度は、次の表

掲げる密度とする。

アルフラ線を放出しなり放射性報質	アンファ泉ミ女ゴンよい女寸上勿宜	フルコ・総を放出でき方身性生質	アレスア泉ビ文出する文寸生勿質	放射性物質の区分
メートル	四ベクレル毎平方センチ	ンチメートル	○・四ベクレル毎平方セ	密
	半方センチ		ル毎平方セ	度

(特別措置に係る承認の申請書)

掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。第二十八条 規則第十三条の規定による承認の申請は、次の各号に

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

一 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

る線量当量率 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置におけ

五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

(危険物)

号に掲げるものとする。 第二十九条 規則第十四条第三号の長官の定める危険物は、次のを

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火一、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第

定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。) 二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規

て、引火点が摂氏八十五度以下のもの三 揮発油、アルコール、二酸化炭素その他の引火性液体であつ

五 前四号の掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な連搬積比で十パーセントを超えるもの 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体

を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

個数で五十を除して得られた値のうち、いずれか大なるものをい裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限の運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数(運搬物器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器三十条 規則第十四条第四号の規定により、二以上の運搬物を一

又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。う。以下同じ。)を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、

(標識又は表示)

示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。第三十一条 規則第十四条第七号の規定による標識の取付け又は表

に取り付けること。ただし、L型輸送物にあつては、この限り同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所一 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物の区分に応じ、それぞれ

物以外のもの 前二号に掲げる核燃料輸送	ーを超えないもの 下であり、かつ、輸送指数が下であり、かつ、輸送指数が下であり、かつ、輸送指数が下であり、かったのでは、 を回り上でルト毎時以下であり、かった。 で超えないもの	いもの クロシーベルト毎時を超えなー 表面の線量当量率が五マイ	核燃料輸送物の区分
に掲げるもの)(別記第十五第三類黄標識	に掲げるもの)に掲げるもの)	に掲げるもの)(別記第十三第一類白標識	標識
所 の表面の二箇 核燃料輸送物	所 の表面の二箇 核燃料輸送物	所 の表面の二箇 の表面の二箇	箇所

- に表示しておくこと。 やすい箇所に、それぞれ当該イからニまでに掲げる事項を鮮明二 次のイからニまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見
- ロ A型輸送物 「A型」又は「TYPE A」の文字イ 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量
- BM型輸送物 「BM型」又は「TYPE B (M)」の
- ニ BU型輸送物 「BU型」又は「TYPE B(U)」の

文字

耐水性を有する三葉マーク(別記第十六に掲げるもの)を鮮明器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び三 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容

(放射線業務従事者に係る線量当量限度)

に表示すること。

- う。以下同じ。)につき五十ミリシーベルトとし、組織線量当量実効線量当量について一年間(四月一日を始期とする一年間をい第三十二条 規則第十四条第八号の長官の定める線量当量限度は、
- 二 前号以外の組織については、一年間につき五百ミリシーベルー 眼の水晶体については、一年間につき百五十ミリシーベルト

について次のとおりとする。

除く。)の腹部については、前号に規定するほか、三月間につ一 女子(妊娠不能と診断された者及び次号に規定する者を

き十三ミリシーベルト

妊娠と診断されたときから出産までの間につき十ミリシーベル 妊娠中である女子の腹部については、第二号に規定するほか、

第三十三条 (実効線量当量等の算定)

前条の実効線量当量は、一センチメートル線量当量と

前条の組織線量当量は、次のとおりとする。

ること。 皮膚の組織線量当量は、七十マイクロメートル線量当量とす

二 眼の水晶体の組織線量当量は、三ミリメートル線量当量とす ること

三 皮膚及び眼の水晶体以外の組織の組織線量当量は、一センチ メートル線量当量とすること。

3 療を受けるための被ばくを除くものとする。 前条の実効線量当量又は組織線量当量の算定に当たつては、診

方法により算定することを妨げるものではない。 第一項及び第二項の規定については、長官が認めた場合に他の

(確認を要しない核分裂性物質)

第三十四条 規則第十五条第二項の長官の定める核分裂性物質は、 第二十二条に定める核燃料輸送物として運搬される核分裂性物質

とする。

(容器承認の申請に係る提出書類の省略)

第三十五条 規則第十七条の二第二項の規定により、輸送容器につ いて承認を受けようとする者は、核燃料輸送物の設計(輸送容器

の設計及び当該輸送容器に収納する核燃料物質等の仕様をい

う。)について長官の承認を受けたときは、同条第一項第二号に

掲げる書類の提出を省略することができる。

別表第一(第二条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

	第一欄	第二	欄	第	=	欄
原		特別形核燃料物質等	である場	特別形核熔	《料物質等』	以外の核
子	放射性物質の種類	合の数量(A ₁ 値)		燃料物質等		
番 号		単位	TBq	(A ₂ 値)	単位	ТBq
1	³ H		40			40
4	⁷ B e		20			20
4	¹⁰ B e		20			0.
6	¹¹ C		1			0.
6	¹⁴ C		40			2
7	¹³ N		0.6			0.
9	¹⁸ F		1			0.
11	^{2 2} N a		0.5			0.
11	^{2 4} N a		0.2			0.
12	²⁸ Mg		0.2			0.
13	²⁶ A l		0.4			0.
14	^{3 1} S i		0.6			0.
14	^{3 2} S i		40			0.
15	³² P		0.3			0.
15	³³ P		40			0.
16	³⁵ S		40			2
17	³⁶ C I		20			0.
17	³⁸ C 1		0.2			0.
18	³⁷ A r		40			40
18	³⁹ A r		20			20
18	⁴¹ Ar		0.6			0.
18	⁴² A r		0.2			0.
19	⁴⁰ K		0.6			0.
19	^{4 2} K		0.2			0.
19	^{4 3} K		1			0.
20	⁴¹ Ca		40			40
20	⁴⁵ C a		40			0.
20	⁴⁷ C a		0.9			0.
21	⁴⁴ S c		0.5			0.

	第一欄	第	二欄		第	Ξ	欄
21	⁴⁶ S c			0.5			0.5
21	⁴⁷ S c			9			0.9
21	⁴⁸ S c			0.3			0.3
22	44 T i			0.5			0.2
23	48 V			0.3			0.3
23	4 9 V		4	0			40
24	⁵¹ Cr		3	0			30
25	⁵² Mn			0.3			0.3
25	^{5 3} Mn		制限力	エレ			制限なし
25	⁵⁴ Mn			1			1
25	⁵⁶ Mn			0.2			0.2
26	⁵² F e			0.2			0.2
26	⁵⁵ F e		4	0			40
26	⁵⁹ F e			0.8			0.8
26	⁶⁰ F e		4	0			0.2
27	⁵⁵ C0			0.5			0.5
27	⁵⁶ C0			0.3			0.3
27	⁵⁷ C0			8			8
27	^{58m} C0			0			40
27	⁵⁸ Co			1			1
27	60 C o			0.4			0.4
28	⁵⁹ N i			0			40
28	⁶³ N i	***************************************	4	0			30
28	⁶⁵ N i			0.3			0.3
29	⁶⁴ C u			5			0.9
29	⁶⁷ C u			9			0.9
30	⁶⁵ Z n			2			2
30	^{69 m} Z n			2			0.5
30	⁶⁹ Z n			4			0.5
31	⁶⁷ G a			6			6
31	⁶⁸ Ga			0.3			0.3
31	⁷² G a			0.4			0.4
32	⁶⁸ Ge			0.3			0.3
32	⁷¹ G e		4	0			40
32	⁷⁷ Ge			0.3			0.3

九〇

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

		第一	欄	第	 欄	第	=	欄
核	33	⁷² A s			0. 2			0.2
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	33	^{7 3} A s			40			40
物	33	⁷⁴ As			1			0.5
等	33	⁷⁶ As			0.2			0. 2
の T	33	⁷⁷ As			20			0.5
場	34	⁷⁵ S e			3			3
文は	34	^{7 9} S e			40			2
事業	35	⁷⁶ B r			0.3			0.3
新	35	⁷⁷ B r			3			3
外外	35	^{8 2} B r			0.4			0.4
にお	36	⁸¹ K r			40			40
け	36	^{85 m} K r			6			6
る 運	36	⁸⁵ K r			20			10
搬	36	⁸⁷ K r			0.2			0.2
関	37	⁸¹ R b			2			0.9
する	37	⁸³ Rb			2			2
技術	37	⁸⁴ R b			1			0.9
上	37	⁸⁶ R b			0.3			0.3
基	37	⁸⁷ R b			制限なし			制限なし
準に	37	Rb(天然の混	合比のもの)		制限なし			制限なし
係	38	⁸² S r			0.2			0. 2
細細	38	^{85m} Sr			5			5
皇	38	⁸⁵ S r	8		2			2
を	38	^{87m} Sr			3			3
定め	38	⁸⁹ S r			0.6			0.5
る生	38	⁹⁰ S r			0.2			0.1
景	38	⁹¹ S r			0.3			0.3
	38	⁹² S r			0.2			0.2
	39	⁸⁷ Y			2			2
	39	8 8 Y			0.4			0.4
	39	9 0 Y			0.2			0. 2
	39	91mY			2			2
	39	⁹¹ Y			0.3			0.3
九一	39	^{9 2} Y			0.2			0.2
	39	9 3 Y			0.2			0.2

	第一欄	第二	欄	第 三	欄
40	⁸⁸ Z r		3		3
40	⁹³ Zr		40		0.2
40	⁹⁵ Z r		1		0.9
40	⁹⁷ Z r		0.3		0.3
41	^{92m} Nb		0.7		0.7
41	^{93m} Nb		40		6
41	⁹⁴ Nb		0.6		0.6
41	⁹⁵ Nb		1		1
41	⁹⁷ Nb		0.6		0.5
42	⁹³ Mo		40		7
42	⁹⁹ Mo		0.6		0.5
43	^{95m} Tc		2		2
43	^{96m} Tc		0. 4		0.4
43	⁹⁶ Tc		0. 4		0.4
43	^{97m} Tc		40		40
43	⁹⁷ T c		制限なし		制限なし
13	98 T C		0. 7		0.7
13	^{99m} Tc		8		8
43	99 T c		40		0.9
44	⁹⁷ R u		4		4
44	¹⁰³ Ru		2		0.9
44	¹⁰⁵ Ru		0.6		0.5
44	108 Ru		0. 2		0.2
45	99 Rh		2		2
45	101Rh		4		4
45	^{102m} Rh		2		0.9
45	¹⁰² Rh		0.5		0.5
45	^{103m} Rh		40		40
45	¹⁰⁵ Rh		10		0.9
46	¹⁰³ Pd		40		40
46	¹⁰⁷ P d		制限なし		制限なし
46	¹⁰⁹ Pd		0. 6		0.5
47	¹⁰⁵ A g		2		2
47	^{108m} A g		0.6		0.6
47	^{110m} Ag		0.4		0.4

	第一	欄	第	 欄	第	=	欄
47	¹¹¹ Ag			0.6			0.5
48	109 C d			40			1
48	^{113m} Cd			20			9×10^{-2}
48	^{115m} Cd			0.3			0.3
48	115 C d			4			0.5
49	111 I n			2			2
49	^{113m} I n			4			4
49	^{114m} I n			0.3			0.3
49	115m I n			6			0.9
50	¹¹³ S n			4			4
50	^{117m} Sn			6			2
50	^{119m} S·n			40			40
50	^{121m} Sn			.40			0.9
50	¹²³ S n			0.6			0.5
50	¹²⁵ S n			0. 2			0.2
50	¹²⁶ S n			0.3			0.3
51	¹²² S b			0.3			0. 3
51	¹²⁴ S b			0.6			0.5
51	¹²⁵ Sb			2			0.9
51	¹²⁶ S b			0.4			0.4
52	¹¹⁸ Te			0.2			0.2
52	^{121m} Te			5			5
52	¹²¹ T e			2			2
52	^{123m} Te			7			7
52	^{125m} Te			30			9
52	^{127m} Te		1	20			0.5
52	¹²⁷ Te			20			0.5
52	128mTe			0.6			0.5
52	¹²⁹ Te			0.6			0.5
52	^{131m} Te			0.7			0.5
52	¹³² Te			0. 4			0.4
53	123 I			6			6
53	124 I			0.9			0.9
53	125 I			20			2
53	126 I			2			0.9

	第 一 欄	第二欄	第三欄
53	129 I	制限なし	 制限なし
53	¹³¹ I	3	0.5
53	132 I	0.4	0.4
53	133 I	0.6	0.5
53	¹³⁴ I	0.3	0.3
53	135 I	0.6	0.5
54	¹²² X e	0.2	0. 2
54	¹²³ X e	0.2	0.2
54	¹²⁷ X e	4	4
54	^{131m} Xe	40	40
54	¹³³ Xe	20	20
54	¹³⁵ X e	4	4
55	129 C S	4	4
55	¹³¹ Cs	40	40
55	¹³² Cs	1	1
55	^{134m} Cs	40	9
55	134 Cs	0.6	0.5
55	¹³⁵ Cs	40	0.9
55	136 C s	0.5	0.5
55	¹³⁷ Cs	2	0.5
56	¹³¹ Ba	2	2
56	^{133m} Ba	10	0.9
56	¹³³ Ba	3	3
56	¹⁴⁰ Ba	0.4	0.4
57	¹³⁷ La	40	2
57	¹⁴⁰ L a	0.4	0. 4
58	¹³⁹ C e	6	6
58	¹⁴¹ Ce	10	0. 5
58	¹⁴³ Ce	0.6	0.5
58	¹⁴⁴ Ce	0.2	0.2
59	¹⁴² P r	0.2	0.2
59	¹⁴³ P r	4	0.5
60	¹⁴⁷ Nd	4	0.5
60	¹⁴⁹ Nd	0.6	0.5
61	¹⁴³ Pm	3	3

		第 一	欄	第	二欄	第	=	欄
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	61	¹⁴⁴ Pm			0. (3		0.6
料	61	¹⁴⁵ Pm			30			7
質	61	¹⁴⁷ Pm			40			0.9
等の	61	^{148m} Pm			0, !	5		0.5
Ë	61	¹⁴⁹ Pm			0. (3		0.5
場又	61	¹⁵¹ Pm			3			0.5
は東	62	¹⁴⁵ S m			20			20
業	62	¹⁴⁷ Sm			制限なし	,		制限なし
所の	62	¹⁵¹ Sm			40			4
外	62	¹⁵³ Sm			4			0.5
に お	63	¹⁴⁷ E u			2			2
ける	63	¹⁴⁸ Eu			0. !	5		0.5
運	63	¹⁴⁹ Eu			20			20
搬に	63	¹⁵⁰ E u			0. ′	7		0.7
関す	63	^{152m} Eu			0. (3		0.5
3	63	¹⁵² E u			0. 9	∍		0.9
技術	63	¹⁵⁴ Eu			0. 8	3		0.5
上	63	¹⁵⁵ Eu			20			2
基	63	158 E u			0, (3		0.5
準に	64	¹⁴⁶ G d			0.	1		0.4
係	64	148 G d			3			3×10^{-4}
細	64	¹⁵³ Gd			10			5
当等	64	159 G d			4			0. 5
を	65	¹⁵⁷ T b			40			10
止め	65	¹⁵⁸ Tb			1			0.7
る生	65	¹⁶⁰ Tb			0. 9	9		0.5
景	66	¹⁵⁹ D y			20			20
	66	¹⁶⁵ Dy			0. (3		0.5
	66	¹⁶⁶ Dy			0. 3	3		0.3
	67	¹⁶³ Ho			40			40
	67	^{166m} Ho			0, (3		0.3
	67	¹⁶⁶ Ho			0, 3	3		0.3
,	68	¹⁶⁹ Er			40			0.9
九五	68	¹⁷¹ Er			0. (3		0.5
<u> </u>	69	¹⁶⁷ Tm			7			7

	第 一 欄	第	二欄	第	=	欄
69	168 Tm		0.8			0.8
69	¹⁷⁰ Tm		4			0.5
69	171 Tm	1	40			10
70	169 Y b		3			3
70	¹⁷⁵ Y b		30			0.9
71	172 Lu		0.5			0.5
71.	¹⁷³ Lu		8			8
71	174mLu		20			8
1	¹⁷⁴ Lu		8			4
71	177 Lu		30			0.9
72	¹⁷² Hf		0. 5			0.3
72	¹⁷⁵ Hf		3			3
72	¹⁸¹ Hf		2			0.9
72	¹⁸² Hf		4			3×10^{-2}
73	¹⁷⁸ Ta		1			1
73	¹⁷⁹ Ta		30			30
73	¹⁸² Ta		0.8			0.5
74	178W		1			1
4	181W		30	E		30
74	185W		40			0.9
74	187W		2			0.5
4	188W		0. 2	1		0.2
5	¹⁸³ Re		5			5
5	^{184m} Re		3	[3
75	¹⁸⁴ Re		1			1
75	¹⁸⁶ Re		4			0.5
75	¹⁸⁷ Re		制限なし			制限なし
75	¹⁸⁸ Re		0. 2			0.2
75	¹⁸⁹ Re		4			0.5
75	Re(天然の混合比のもの)		制限なし			制限なし
6	¹⁸⁵ Os		1			1
6'	191mOs		40			40
6	¹⁹¹ Os		10			0.9
76	¹⁹³ Os		0.6			0.5
76	194 Os		0. 2			0.2

		第 一 欄	第	_	欄	第	=	欄
核燃	77	¹⁸⁹ I r			10			10
核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示	77	¹⁹⁰ I r			0.7			0.7
物質	77	¹⁹² I r			1			0.5
等の	77	^{193m} I r			10			10
工	77	¹⁹⁴ I r			0.2			0, 2
場 又	78	¹⁸⁸ P t			0.6			0.6
は事	78	¹⁹¹ Pt			3			3
業	78	^{193m} Pt			40			9
所の	78	¹⁹³ P t			40			40
外	78	^{195m} Pt			10			2
にお	78	^{197m} Pt			10			0.9
ける	78	¹⁹⁷ P t			20			0.5
運	79	¹⁹³ A u			6			6
版に	79	¹⁹⁴ A u			1			1
関す	79	¹⁹⁵ A u			10			10
るけ	79	¹⁹⁶ A u			2			2
技術	79	¹⁹⁸ A u			3			0.5
上の	79	199 A u			10			0. 9
基	80	¹⁹⁴ H g			1			1
华に	80	^{195m} Hg			5			5
係ス	80	^{197m} Hg			10			0.9
綇	80	¹⁹⁷ H g			10			10
等	80	²⁰³ Hg			4			0.9
を 定	81	²⁰⁰ Tl			0.8			0.8
るめる	81	²⁰¹ T1			10			10
る告	81	²⁰² T1			2			2
示	81	²⁰⁴ T1			4			0.5

1

40

3

0.6

0.3

0.6

0.3

制限なし

82

82

82

82

82

82

83

83

九七

201 Pb

²⁰² Pb

 $^{203}\,P\,b$

²⁰⁵ Pb

²¹⁰ Pb

^{2 1 2} P b

²⁰⁵ B i

²⁰⁶ B i

1

2

3

0.3

0.6

0.3

制限なし

9 × 10⁻³

	第 一 欄	第	二欄	第三	欄
83	²⁰⁷ B i	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0. 7		0. 7
83	^{210m} Bi		0.3	3	$\times 10^{-2}$
83	²¹⁰ B i		0.6		0.5
83	²¹² B i		0.3		0.3
84	²⁰⁸ Po		40	2	$\times 10^{-2}$
84	²⁰⁹ Po		40	2	$\times 10^{-2}$
84	²¹⁰ P 0		40	2	$\times 10^{-2}$
85	²¹¹ At		30		2
86	²²² Rn		0. 2	4	$\times 10^{-3}$
88	²²³ Ra		0.6	3	$\times 10^{-2}$
88	²²⁴ Ra		0.3	6	×10 ⁻²
88	²²⁵ Ra		0.6	2	$\times 10^{-2}$
88	²²⁶ Ra		0. 3	2	$\times 10^{-2}$
88	²²⁸ Ra		0.6	4	×10 ⁻²
89	²²⁵ A c		0.6	1	$\times 10^{-2}$
89	²²⁷ A c		40	2	×10 ⁻⁵
89	²²⁸ A c		0.6		0.4
90	²²⁷ Th		9	1	$\times 10^{-2}$
90	228 Th		0.3	4	×10-4
90	²²⁹ Th		0.3	3	×10 ⁻⁵
90	²³⁰ Th		2	2	×10-4
90	²³¹ Th		40		0.9
90	²³² Th		制限なし	制	限なし
90	²³⁴ Th		0.2		0.2
90	Th(天然の混合比のもの)		制限なし		限なし
91	²³⁰ Pa		2		0. 1
91	²³¹ Pa		0.6	6	$\times 10^{-5}$
91	²³³ Pa		5		0.9
92	2 3 0 U		40	1	$\times 10^{-2}$
92	2 3 2 U		3	3	$\times 10^{-4}$
92	2 3 3 U		10	1	$\times 10^{-3}$
92	²³⁴ U		10	1	$\times 10^{-3}$
92	2 3 5 U		制限なし	#	順なし
92	2 3 6 U		10	1	$\times 10^{-3}$
92	2 3 8 U		制限なし		胴なし

	第一	欄	第	<u> </u>	欄	第	Ξ	欄
92	U(天然の混	合比のもの)			制限なし			制限なし
92	U(天然の)	昆合比を超え			制限なし			制限なし
	るものであ-	って濃縮度が						
	5%以下で	あるもの)						
92	ひ(天然の)	昆合比を超え			10			1×10^{-3}
	るものであ-	って濃縮度が						
	5%を超える	るもの)						
92	U(天然の)	混合比に達し			制限なし			制限なし
	ないもの)				:			
93	²³⁵ Np				40			40
93	²³⁶ Np				7			1×10^{-3}
93	²³⁷ Np				. 2			2×10^{-4}
93	²³⁹ Np				6			0.5
94	²³⁶ Pu				7			7×10^{-4}
94	²³⁷ Pu				20			20
94	²³⁸ P u	!			2			2×10^{-4}
94	²³⁹ Pu				2			2×10^{-4}
94	²⁴⁰ Pu				2			2×10^{-4}
94	²⁴¹ Pu				40			1×10^{-2}
94	²⁴² Pu				2			2×10^{-4}
94	²⁴⁴ Pu				0.3			2×10^{-4}
95	²⁴¹ Am				2			2×10^{-4}
95	^{242m} Am				2			2×10^{-4}
95	²⁴³ Am				2			2×10^{-4}
96	240 Cm				40			2×10^{-2}
96	²⁴¹ Cm				2			0.9
96	²⁴² Cm				40			1×10^{-2}
96	^{2 4 3} C m				3			3×10^{-4}
96	²⁴⁴ C m				4			4×10^{-4}
96	^{2 4 5} C m				2			2×10^{-4}
96	²⁴⁶ C m				2			2 ×10 ⁻⁴
96	²⁴⁷ C m				2			2×10^{-4}
96	²⁴⁸ Cm				4×10^{-2}			5 × 10 ⁻⁵
97	²⁴⁷ B k				2			2×10^{-4}
97	²⁴⁹ Bk				40			8 × 10 ⁻²

Old of Column and Colu	第 一 欄	第	=	欄	第	=	⋅欄
98	²⁴⁸ Cf			30			3×10^{-3}
98	²⁴⁹ Cf			2			2×10^{-4}
98	²⁵⁰ C f			5			5×10^{-4}
98	²⁵¹ C f			2			2×10^{-4}
98	²⁵² Cf			0.1			1×10^{-3}
98	²⁵³ C f	,		40			6×10^{-2}
98	²⁵⁴ C f			3×10^{-3}			6×10^{-4}

別表第二 (第二条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性 核物質の場合の数量の限度

第一	- 欄	第	二	欄	第	Ξ	欄
		特別形核燃	然料物質等で	である場	特別形核類	燃料物質等.	以外の核
区	分	合の数量	(A ₁ 値)		燃料物質等	穿である場	合の数量
			単位	TBq	(A ₂ 値)	単位	TBq
一 放出する放	射線が一種類						
の場合(二に	該当する場合						
を除く。)							
イ ガンマ線	!又はエックス						
線を放出す	る場合 (陽電	1	(40を超え	る場合	1	(40を超え	る場合
子消滅によ	り発生するガ	Ε(γ)	には、40)	Ε(γ)	には、40))
ンマ線を含	:む。)						
ロ ベータ線	!を放出する場						
合							
(1) 最大コ	にネルギーが		40			40	
0. 1Me V	未満である場						
合							
(2) 最大コ	エネルギーが		40			9.3	
0. 1MeV	以上0.15Me						
V未満で	ある場合						
(3) 最大コ	ロネルギーが		40			2. 3	
0. 15Me	V以上0.2Me						
	ある場合						
(4) 最大コ	ニネルギーが		40			0.93	
0. 2Me V	以上0.5MeV						
未満であ							
(5) 最大コ	ニネルギーが		21			0.46	
	以上0.7MeV						
未満であ							
	ニネルギーが		4. 2			0.46	
	以上1.0MeV						
未満であ							
	ニネルギーが		0.63			0.46	
1. 0Me V	以上1.5MeV						

第		欄	第	_	欄	第	=	欄
未	満であるは	場合						
(8)	最大エネ	ルギーが		0.32			0. 32	
1.	5MeV以_	L2.0MeV						
未	満であるは	易合						
(9)	最大エネ	ルギーが		0.21			0.21	
2.	0MeV以_	上である場						
合								
ハ吸	入摂取又に	は経口摂取				ALI	(40を超	える場合
する	おそれが	ある場合		_		10 ⁶	には、	40)
(試馬	検研究の用	に供する						
原子	炉等の設置	置、運転等						
に関	する規則等	等の規定に						
基づ	き、線量	当量限度等。						
を定	める件(田	邵和六十三						
年科	学技術庁台	告示第二十						
号)	(以下「紡	量当量告						
示」	という。)	別表第一						
中第	二欄又は第	第三欄に数						
量の	記載がある	る場合をい						
う。)							
ニサ	ブマージ	ョンによる				DAC×3	36(40を	超える場
被ば	くのおそれ	ιがある場				合には、4	10)	
合 (線量当量台	告示別表第						
一中	第一欄に記	己載してい						
- , -	,,,,	ナブマージ						
		場合をい						
う。								
ホア	ルファ線を	を放出する	ALI	(40を超)	える場合		_	
場合			100	には、4	0)			
こ 放出	する放射網	泉が一種類	親核種及び	が娘核種に	対する一	親核種及び	び娘核種に	 :対する一
		付性物質が	の第一欄の	区分に応	じ、それ	の第一欄の	の区分に	むじ、それ
原子核	の崩壊連鎖	貨を生ずる	ぞれ第二個	間に掲げる	数量のう	ぞれ第三権	闌に掲げる	る数量のう
もの (以下「親村	亥種」とい	ち最小のも	の		ち最小の	もの	
う。)	であつて、	その物理						

	第		欄	第		欄	第	=	欄
核燃料物質等の工場又は事業所	壊によっ 質(以 う。) <i>の</i> 長く、た	つて生ずる 下 「娘核 D物理的 ⁴ いつ、娘核	京子核の崩 が射性物 種」とい が種の物理 を種のである						
の外に		場合(四に	泉が二種類 二該当する		の区分に属	に対する一 なじ、それ る数量のう	の第一欄の	D区分に 闡に掲げ	に対する一 応じ、それ る数量のう
おける運搬に関する技術上の基準	以上でる質の物理の物理的かつ、対	ちり、当記 里的半減期 内半減期。	物理的半減	種及び娘村	亥種に対す 分に応じ、	に係る親核 する一の第 それぞれ 最のうち最	種及び娘村一欄の区分	亥種に対 分に応じ	に係る親核 する一の第 、それぞれ 量のうち最

備考 $E(\gamma)$ は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギ ー (エネルギーにエネルギーごとの放出率を乗じたものの総和をいう。)をMeVで表 した値を、ALIは当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別 表第一中第二欄又は第三欄に掲げる数量(ベクレル)のうち最も小さいものを、DAC は当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量(ベクレル毎立方セン チメートル)を、それぞれ示す。

别表第三 (第二条関係)

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、 別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第		欄	第	<u>=</u>	欄	第	=	欄
X		分	特別形核燃 合の数量		である場 TBq	特別形核燃 燃料物質等 (A2値)		合の数量
	泉を放 字在し	ベータ線以 出する放射 ないことが		0. 2			0. 02	
二 一以外の	D場合			0. 1			2 ×10 ⁻⁵	

別表第四 (第二条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第	一 欄	第	_	欄	
区	分	娄	文	量 単位	TBq
放射性物質の種の数量の全部が	類の全部及び種類別 明らかな場合	次の算式を満たる $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} - \frac{X_3}{X_3}$			
	類の全部又は一部が 種類別の数量の全部 かでない場合	次の算式を満たす $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} - \frac{X_3}{X_3}$			

備考 x_1, x_2, \cdots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \cdots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \cdots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、y はy に係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはy に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五 (第二条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第 一	- 欄	第	_	欄	
X	/3	数		量(A ₂ 値)	
	Я			単位	TBq
放射性物質の種類	放射性物質の種類の全部が明らかな				
場合		$f_1/X_1+f_2/X_2+\cdot$	$\cdots + f_n / X_n$		
放射性物質の種類の一部が明らかな			1		
場合		$f_1/\chi_1+f_2/\chi_2+\cdot$	$\cdots + f_n / X_n +$	fy/Y	

備考 f_1, f_2, \cdots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \cdots, X_n は f_1, f_2, \cdots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_n は種類が明らかでない放射性物質の分率を、Yは別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六 (第二条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい 放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区 分	特別形核燃料物質等である場合の 数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核燃料 物質等である場合の数量(A ₂ 値) 単位 TBq
その系列のすべての 放射性物質(親核種 を除く。)の物理的 半減期が十日を超え ず、かつ、親核種の 物理的半減期より短 い場合	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第二欄に掲げる 数量	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第三欄に掲げる 数量
その系列の娘核種の うち、その物理的半 減期が十日を超え、 又は親核種の物理的 半減期より長いもの がある場合	次の算式を満たす $\chi_1, \chi_2,, \chi_n$ の数量 $\frac{\chi_1}{\chi_1} + \frac{\chi_2}{\chi_2} + + \frac{\chi_n}{\chi_n} = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 x_1, x_2, \cdots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \cdots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \cdots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第二条関係) 特別形核燃料物質等に係る試験

試験しようとする核燃料物質等をできるだけ模擬した供試物

ること。 (以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させ

二 打擊試験

チメートルであり、かつ、この角の半径が○・三センチメート 撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打 から一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝 ル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五セン つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメート 供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ

三 曲げ試験

ルのものとする。

その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。 は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、 下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすよう 定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落 に鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒 供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固 、かつ、

74

Б.

浸漬試驗

供試物を摂氏八百度の空気中に十分間置くこと。

除く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をそ 固体状の核燃料物質等(カプセルに封入されたものを

の順序で行うこと。

常温の水中に七日間浸漬させること。

時間保持すること。 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

(3)間置くこと。 摂氏三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日

(4)常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

時間保持すること。

核燃料物質等を封入したカプセルにあつては、供試物につ

いて、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

時間保持すること。 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

摂氏三十度の空気中に七日間置くこと。

常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

時間保持すること。

別記第三(第十一条関係) 別記第二(第四条関係) LSA-Ⅲに係る浸漬試験 常温の水中に七日間浸漬させること。 A型輸送物に係る一般の試験条件

けること。 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付

し、②の条件については、①、③及び④の供試物とは別個の口 イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。ただ

供試物を用いること。

- ものにあつては○・三メートルの高さから、それぞれ、最は○・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上一万五千キログラム以上一万五千キログラム以上一万キログライン・カットルの高さから、五千キログラム未満のものにあつては一・1、その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・1、その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・1、
- ごとに対して最大の破損を及ぼすように、それぞれ、○・のファイバー板製の円筒形のものあつては、両縁の四半分大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下大の破損を及ぼすように、その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は② その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は

大の破損を及ぼすように落下させること。

れか大きいものを二十四時間加えること。キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いず③)その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三

三メートルの高さから落下させること。

分に落下させること。のを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部のを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部ルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のも重量が六キログラムであり、直径が三・ニセンチメート

(4)

送物に係る追加条件 一 液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸

破損を受ける条件の下に置くこと。
号の条件の下に置くほか、次のイ及び口の条件のうち、最大のガスを除く。)が収納されている核燃料輸送物にあつては、前放射能を有する気体状のトリチウム又はム痘以下の気体状の希放射状を有する気体状の核燃料物質等(四十テラベクレル以下の

燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

き十二時間負荷すること。 の区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる輻射熱を一日につの区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる輻射熱を一日につの区分に応じ、それぞれ、同表下欄に掲げる幅射熱を一日についるの (第十二条関係) BM型輸送物に係る一般の試験条件別記第四(第十二条関係) BM型輸送物に係る一般の試験条件

 曲面
 大平に輸送される
 区面
 口面

 水平に輸送されない平面
 二百

 水平に輸送されない平面
 二百

 場前熱(ワット毎平方メートル)

媚考 第一号及び第二号の条件については、同一の供試物を用い一 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

るものとする。

な順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。 第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるよう別記第五(第十四条関係) BM型輸送物に係る特別の試験条件

が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する核燃イ・九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量

メートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該核燃料輸送物これに代えて、重量が五百キログラム、縦及び横の長さが一燃料物質等の放射能の量がん値の千倍を超えるものあつては、料物質等が特別形核燃料物質等以外のものであつて、当該核

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さがが最大の破損を受けように水平に落下させること。

な水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らか

イ 摂氏三十八度の環境に表面温度が一定になるまで置いた後、二 次の条件の下に順次置くこと。

摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。

ただし、人為的に冷却してはならない。ロー別記第四第一号に定める輻射熱を負荷しつつ冷却すること。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第六(第十六条関係)(使用済燃料を収納した核燃料輸送物にする。 する。

係る試験条件

別記第七(第十七条関係) BU型輸送物に係る一般の試験条件深さ二百メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第五の条牛の下に置くこよ。別記第八(第十八条関係) BU型輸送物に係る特別の試験条件

別記第九(第十九条関係) IP-2型輸送物に係る一般の試験条別記第五の条件の下に置くこと。

長官が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。別記第三第一号口⑴、⑵及び⑶の条件の下に置くこと。ただし、

別記第十(第二十条関係) IP-3型輸送物に係る一般の試験条

4

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十一(第二十三条関係)

核分裂性輸送物に係る一般の試験

一別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

して、それぞれ、○・三メートルの高さから落下させること。分ごとに対して、その他のものにあつては、それぞれの角に対二 当該核分裂性輸送物が円筒形のものにあつては、両縁の四半

四 別記第三第一号ロ(3)及び(4)の条件の下に置くこと。 三 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。

のとする。 備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くも

条丛

こと。 第一号及び第二号のうち、最大の破損を受ける条件の下に置く

一 次の条件の下に順次置くこと。

コー別己第五第一号及び第二号の条件の下こ置くです。 別記第十一の条件の下に置くこと。

ロ 別記第五第一号及び第二号の条件の下に置くこと。

し、臨界の評価において、浸水又は漏水があらかじめ想定さハ 深さ○・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただ

一 次の条件の下に順次置くこと。れている場合は、この限りでない。

イ 別記第十一の条件の下に置くこと。

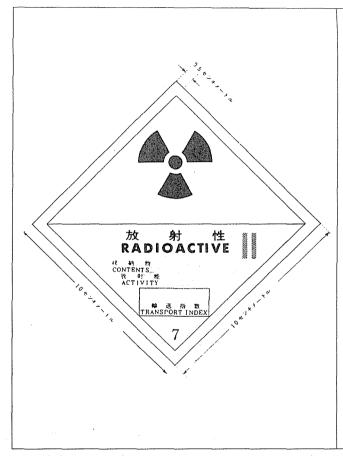
ロ 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十三 (第三十一条関係) 第一類白標識



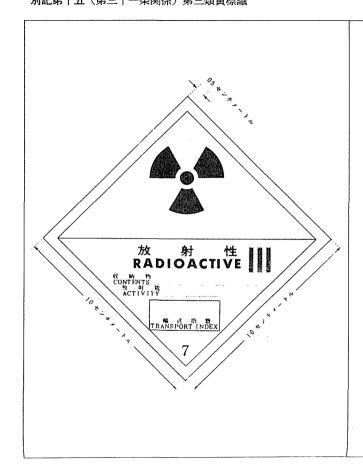
- 注1 三葉マークは、別記第十六のとおりとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 5 色彩は、次表によること。

部		分		色彩
上三下文斜ふふ区 半葉半 をちの	の	の一のた部の	地ク地字分分線線	白黒白黒赤白黒黒



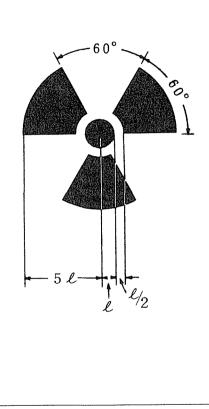
- 注1 三葉マークは、別記第十六のとおりとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は、次表によること。

部		分		色彩
上三下文斜ふふ区半葉半 をちの	の	の一のた部の	分	黄黒白黒赤白黒黒



- 注1 三葉マークは、別記第十六によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が低比放射性物質又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の核燃料物質等を収納しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は、次表によること。

部		分		色彩
上三下文斜ふふ区半葉半 をちの	分マ分 施の内分	部	地ク地字分分線線	黄黒白黒赤白黒黒



注1 ℓは、0.4センチメートル以上とする。 2 色彩は、黒とする。 2 安局第 3 2 7 号 平成 2 年 1 2 月 2 8 日

授

科学技術疗原子力安全局長

核燃料物質等の工場又は事業所の外における連續に関する 破認等について

核燃料物質等の工場又は事業所の外における連糖に関する規則(昭和53年総理群合第57号。 以下「規則」という。)第5条、第9条、第10条、第13条、第16条、第17条の2、第17条の 4 及び第17条の5 並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運機に関する技術上の 基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下「告示」という。) 第2条、第8条、第19条、第26条、第35条の規定の実機相目等について、下記のとおり定め 平成3年1月1日から適用することとするので適知します。

なお、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認 等について(適達)」(昭和62年2月10日付け62安局第20号。以下「旧通達」という。)は、 廃止します。

áZ

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第 166号。以下 「法」という。)第59条の2第2項(法第66条第2項において専用する場合を含む。以下 間じ。)の運搬に関する科学技術庁長官の確認の申請

1140

- (1) 法第59条の2の規定は、使用者、製練事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力制運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者のうち、運搬に関しすべての保安の責任を負うことになっている者が、規則に定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならないという主旨であるので、同条第2項に規定する確認の申請は、上記責任を有する者でなければ行えないことに留意すること。
- (2) 規則第16条第1項各号に掲げる曹類の記載事項は、別記第1から別記第6までによる ものとする。
- (3) 規則第16条第2項の規定により、同条第1項第2号及び第3号に掲げる書類の提出を 省略しようとする者は、規則第17条の3の規定に基づき科学技術庁長官(以下「長官」 という。)が交付した容器承認費の等しを規則第16条第1項に規定する確認申請書に経 付すること。
- 2. 法第59条の2第3項(法第66条第2項において専用する場合を含む。以下同じ。)の容 要益根の申請等
- (1) 規則第17条の2第1項各号に掲げる曹類の記載事項は、別記第7から別記第10までに よるものとする。

なお、同項第3号の説明者については、別表の輸送容器検査要領により、承認を受け ようとする輸送容器の検査を実施し、その結果を添付すること。

- ② 容器承認を受けようとする者は、輸送容器が輸送容器の設計に従って製作されている ことを示すために、別記第11の様式の申請費により、輸送容器の検査の立会いを申請す ることができる。
- (3) 規則第17条の2第2項の規定により、同条第1項第2号に掲げる曹頼の提出を省略しようとする者は、長官が交付した核燃料輸送物設計承認書の写しを同条第1項に規定する容器承認申請書に添付すること。

(4) 規則第17条の5の届出は、別記第12及び別記第13の様式によるものとする。

3. 容器承認に伴う措備

- (1) 容器承提を受けた者は、運搬の前に、別記第14の様式による承提容器登録票をそれぞれの輸送容器に取り付けること。
- ② 容器承認を受けた者は、容器承認申請審の添付書類(又は核燃料輸送物設計承認申請 審の添付書類)に記載した方法により、1年に1回以上(年間の使用回数が10回を超え るものにあっては、使用回数10回ごとに1回以上)、それぞれの輸送容器について定期 自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。輸送容器の定期自主検 査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器を承認容器として使用する期間 申、これを保存すること。

4. 核燃料輸送物の設計の承認の申請

- (1) 告示第35条の核燃料輸送物の設計についての長官の承認を受けようとする者は、別記 第15の様式による申請者を提出すること。
- (2) (1)の承認を受けた核燃料輸送物の設計の一部を変更しようとする者は、別紀第16の様式による申請書を提出すること。
- (3) (1)の承認の有効期間を更新しようとする者は、有効期間が減了する日の30日的までに 別記第17の様式による申請者を、規則第17条の4第2項の規定に基づく承認容器使用期 間更新申請者とともに提出すること。ただし、特に理由のある場合は、この限りでない。

5. 特別承認等に係る申請

- (1) 規則第5条第7号ただし春の規定による長官の承認を受けようとする者は、別記第18 の様式による申請書を、開条第8号ただし書の規定による長官の承認を受けようとする 者は、別記第19の様式による申請書を提出すること。
- (2) 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号の規定による「これと同等と長官の 認める基準」を適用する者は、別記第20の様式による申請費を提出すること。なお、当 核規定は、国際原子力機関(IAEA)放射性物質安全輸送規則1985年板(以下「IA

- E A 輸送規則 1 9 8 5 年版」という。)第 521項、第 522項及び第 523項の職資を欺り 入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に智意すること。
- (3) 告示別紀第9の規定による「長官が認める条件」を適用しようとする者は、別紀第21 の様式による申請者を提出すること。なお、当該規定は、「AEA輸送規則1985年 板第519項の優長を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、 この当に傾棄すること。
- (4) 規則第13条の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする者は、別記第22の様式による申請書を提出すること。

6. 特別形核燃料物質等の設計の承認

- (1) 告示第2 交第1号に定めるA, 値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型 輸送物として運搬しようとする者は、あらかじめ、別記第23の様式による申請書により、 当該特別形核燃料物質等の設計が同号に定める特別形核燃料物質等の基準に適合するこ とについて、原子力安全局形の承認を受けること。
- (2) 告示第2条第1号表中ただし曹の規定による「長官が認める基準」を適用しようとする者は、別記第24の様式による申請曹を提出すること。なお、当該規定は、「AEA輸送規則1985年版第611項及び第613項の趣旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に耐意すること。

7. IAEAの輸送基準に適合することの証明

告示第35条に掲げる長官の設計の承認を受けた核燃料輸送物の困弊輸送にあっては、当 該核燃料輸送物の設計がIAEAの輸送基準に適合することについて、別記第25の様式に よる難いにより、原子力安全局長の証明書の交付を輸い出ることができる。

8. 徒第59条の2第1項に規定する運搬を伴わない運搬に係る核燃料輸送物(以下この項に おいて「輸送物」という。)の運搬の届出等

輸送物については、その運搬等について、次の(II)から(II)までの規定により、科学技術庁 原子力安全局核燃料規制課長あて届け出ること。

|核燃料物質等の工場又は事業所の外における連搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達) | 一

(1) 輸送物の運搬の昆出

住第59条の2第1項に規定する運搬を伴わない運搬を行おうとする者は、別記第26の 様式により届け出ること。

- (2) 輸送容器の届出
- (4) 連輪省の輸送容器及びその使用方法に関する承認を受けた名は、別表の輸送容器検 並要領による当該輸送容器の検査の結果を指付して、別記第27の様式により届け出る こと。
- 回 連輪省に輸送容器の使用廃止届を提出した場合は、遅滞なく、別記第28の様式によ
- り届け出ること。 (3) 輸送物の設計の届出
- (イ) 運輸省の輸送物設計承認を受けた者は、別記第29の様式により届け出ること。
- 何 (名の届出を提出した輸送物の設計の一部を変更した者は、別記第30の様式により届け出ること。
- (4) 特別形核燃料物質等の設計の届出

船舶による放射性物質等の運送基準の福目等を定める告示(昭和52年、運輸省告示策 585号)に定めるA。値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型輸送物(核 分裂性輸送物であるものを除く。)として運搬しようとする者は、あらかじめ別紀第31 の様式による特別形核燃料物質等設計解を提出すること。

9. 経過措置等

- (1) 平成2年総理府令第56号による改正前の規則(以下「旧規則」という。)第17条の2、 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を 定める告示(昭和53.4科学技術庁告示第11号。以下「旧告示」という。)第23条及び旧 通達に基づき交付された容器承認者(以下「旧容器承認書」という。)及び核燃料輸送 物設計承認書(以下「旧設計承認書」という。)であって、有効期間が平成5年1月1 日以降の日付までとなっているものについては、その有効期間は平成4年12月31日 までとなるので報意すること。
- (2) 旧容器承認會及び旧設計承認書の有効期間を更新する場合は、更新後の有効期間は平 成4年12月31日までとなるので留意すること。
- (3) 旧規則第17条の2、旧告示第23条及び旧通遠に基づき承認を受けた核燃料輸送物の設

計を変更し、規則第17条の2及び告示第35条の規定に基づき新たに設計についての長官 の承認を受けようとする場合は、設計の一部変更とし、別記第16の様式による申請書を 押出すること。

規則第16条第1項第1号の説明書の記載事項

- 1. 収納する核燃料物質等の仕様(注1)
- 2. 仕様の決定方法(注2)
- 3. 設計仕様との比較(注3)
- 注1 輸送容器ごとに記載すること。
 - 2 燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。
 - 3 容器承認を受けている場合、承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記載すること。

別記第2

規則第16条第1項第2号の説明書の記載事項

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

規則第16条第1項第3号の説明書の記載事項

輸送容器の製作時の検査に関する説明 (注)

注 別表の輸送容器検査要領による検査結果を添付すること。

別記第4

規則第16条第1項第4号の説明書の記載事項

輸送容器の性能維持に関する説明 (注)

注 輸送容器の完成後運搬の確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

規則第16条第1項第5号の説明書の記載事項

- 1. 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明(注)
- 2. 発送前検査を行う予定時期
- 3. 発送前検査を行う場所
- 注 発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載すること。

別記第6

規則第16条第1項第6号の説明書の記載事項

- 1. 運搬機器及び積載方法
 - (1) 運搬機器の概要
 - (2) 積載方法及び固縛方法
 - (3) 運搬機器の線量当量率
 - (4) 運搬物の個数
 - (5) 運搬物の輸送指数及びその合計値
- 2. 運搬実施体制
 - (1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬從事者及び同行する専門家
 - (2) 放射線管理要領
 - (3) 運 搬 要 領
 - (4) 応急措置要領
- 3. 規則第14条各号に掲げる基準に適合することについての説明

别記第7

規則第17条の2第1項第1号の説明書の記載事項

- 1. 収納する核燃料物質等の仕様
- 2. 仕様の決定方法(注)
- 注 燃烧度、放射能の量、発熱器等計算により算出しようとする仕様の計算方法等に ついて記載すること。実別による場合は、測定方法について記載すること。

別記第8

規則第17条の2第1項第2号の説明書の記載事項

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

別紀第9

規則第17条の2第1項第3号の説明書の記載事項

輸送容器の製作時の検査に関する説明(注)

注 別表の輸送容器検査要領による検査結果を添付すること。

別紀第10

規則第17条の2第1項第4号の説朝費の記載事項

輸送容器の性能維持に関する説明 (注)

注 輸送容器の完成後から容器承認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されてい ることを示す事項を記載すること。

輸送容器検査立会申請書

番 号

年 月 日

科学技術庁原子力安全局 核燃料規制課長

殿

住 所

・氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) ●

輸送容器検査の立会いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

- 1. 輸送容器の名称
- 2. 輸送容器の製造番号等(注)
- 3. 製作工程表
- 4. 検査の立会いを受けようとする事項、期日及び場所

注 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するため の番号等を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

容器承認書記載事項変更届

番 号

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及

び代表者の氏名)

₩

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第1項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

部

- 1. 変更前
- 2. 変更後
- 3. 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

承認容器廃止届

番 号

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の5第2項 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 輸送容器の名称
- 2. 廃止しようとする輸送容器の承認容器登録番号
- 3. 廃止の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

m 以

9

承認容器登録票

承認容器登録票 (記載例)

Registration Label of Packaging

承認容器登録者

Name of Registrant

輸送容器の名称

TXCELLOX-300

Name of Packaging

承認容器登録番号 Serial Number of Packaging

S 123 B 200

設計承認番号

Competent Authority Identification Marks

J/200/B(M)F-85(Rev.)

承認容器として使用する期間 This Pagistration Shall be Valid 平成3年 9月16日から平成 6年 9月15日まで

This Registration Shall be Valid From Sep. 16, 1991 to Sep. 15, 1994

承認した日

平成3年 9月16日

Date of Approval

Sep. 16. 1991

承認を与えた者

科学技術庁長官

Approved by

Minister of State for Science and Technology

------ 10cm以上 ---

- 備考 1 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
 - 2 承認容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分を削ることができる。

核燃料輸送物設計承認申請會	
	番 号
	年 月 日
科学技術庁長官	
鞍	
住 斯	
氏 名(法人にあつ) び代表者のB	
下記の核燃料輸送物について設計の承認を受けたく、別額	氏のとおり申請します。
五条	
1. 核燃料輸送物の名称	
2. 枝燃料輸送物の種類(注)	
3. 核燃料輸送物に関する説明	
(1) 輸送容器の材料の種類	
(2) 核燃料輸送物の総重量	
(3) 外形寸法	
(4) 外 観	
(5) 収納する核燃料物質等の設計仕様	
イ 積 類	
口 強 働	
ハ 放射能の量(主要な核種ごとの値及び合計値)	
二 性 状	
水 濃 縮 度	
へ 燃 焼 皮	
ト 発 熱 盤	

- チ 冷却日数
- りその他
- 4. 輸送制限開致
- 5. 臨界計算における水密性に関する事項
- 6. BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準につ

いての説明

7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

(別紙記載事項)

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項
- 注 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物 にあつてはその旨を記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番

号

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 🚇

下記の核燃料輸送物について設計変更の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

- 1. 既に交付された設計承認番号
- 2. 核燃料輸送物の名称
- 3. 変更内容
- 4. 変更理由

(別紙記載事項) (注)

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項

注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料輸送物設計承認更新申請書

番 号

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住 所

核燃料輸送物の設計承認の更新を受けたく、下記のとおり申請します。

記

- 1. 核燃料輸送物の名称
- 2. 設計承認番号
- 3. 更新の理由
- 備考 1 本申請書には、既に交付を受けている核燃料輸送物設計承認書の写しを派付 すること。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第18

核燃料輸送物の表面における線漿当量率に係る承認申請費

番

年 月

科学技術庁長官

ΚŽ

住旅

氏名(法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) €

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第7号ただし

春の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

23

- 1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 2、核燃料輸送物の表面における線量当量率
- 3. 承認を受けようとする理由
- 4 運搬に当たって選ずる除害防止のための措置(注)
- 注 積載方法、固轉方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措 置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保 できることを示すこと。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第19

核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における

線景当量率の承認に係る申請書

- 15

年 月 日

科学技術庁長官

段

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

a

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第5条第8号ただし 費の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

53

- 1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び件状
- 2. 核燃料輸送物の表面から1メートル離れた位置における鞭撻当最寒
- 3. 承収を受けよっとする理由
- 4. 運搬に当たって講ずる除害防止のための指置(注)
- 注 積載方法、間博方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した東西への近接防止措 置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保 できることを示すこと。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 P 型輸送物の基準に係る承認申請書 科学技術庁長官 住 新 氏 名(法人にあつては、その名称及 び代表者の氏名) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 の初定になべき 1 P型輸送物の基準として以下の基準を適用したく、下記のとおり申請します。 55 1. 輸送物の名称 2. 輸送物に関する説明 (2) 外形寸法 (4) 輸送物の設計仕様 3、 適用しようとする基準(注) (別紙記載事項) 適用しようとする基準が第9条又は第10条の基準と同等であることについての説明

- 注 規則第9条第2項第2号又は第10条第2項第2号中「これと同等と長官の認める基
- 準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用しようとする基準を明記

すること。

- 1 タンクの場合
- (1)「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する動告」第12束に定められる基準に適合すること。
- (2) 256KPa の圧力試験に耐えること。

(3)通常の取扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。

- ① 追加されたしゃへい構造が静的及び動的応力に耐えること。
- ② 表面における線量当量率が20%を超えて増加しないこと。
- 2 コンテナの場合

ISO1496/1·1984、「シリーズ」、輸送コンテナー規格及び試験→第1部:一般 貨物コンテナ」に定められた製件に適合し、かつ、当該ISO規格に定められた試験 条件の下に置くこととした場合に、表面における線量当概率が20%を超えて増加しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紀第21

IP-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書 科学技術庁長官 10 住 所 氏 名(法人にあつては、その名称及 び代表者の氏名) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等 を定める告示別記第9の規定に基づき以下の条件を適用したく、下記のとおり申請しま す。 1. 輸送物の名称 2. 輸送物に関する説明 (1) 強 簡 (2) 外形寸法 (3) 外 段 (4) 輸送物の設計仕様 3. 適用しようとする条件(注) (別紙記載事項) 適用しようとする条件が第9条又は第10条の基準と同等であることについての説明

注 例えば、以下のように適用しようとする条件を明記すること。

「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する動告」において定められている包装等級皿の輸送容器に係る試験条件とする。 備等 この用紙の大きさは、日本工業規格AAとすること。

特別措置に係る承認申請書

番 号

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

(1)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第13条ただし書の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

- 1. 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 2. 核燃料輸送物の表面及び1メートル離れた位置における線量当量率
- 3. 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 4. 運搬に当たって講ずる障害防止のための措置(注)
- 注 積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置等に係る具体的措置方法について記載するとともに、当該措置によって安全性が担保できることを示すこと。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番 号

年 月 日

科学技術庁原子力安全局長

殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 母

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり 申請します。

ā7.

- 1. 特別形核燃料物質等の名称
- 2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)

特別形核燃料物質等の設計が告示第2条第1号の技術基準に適合することについ

ての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

	特別形核燃料物實等。	设計承認申請書		
			*	号
			年 月	В
科学技術庁	芨 官			
	段			
	住 所			
	氏 名	(法人にあつては、	その名称及	
		び代表者の氏名)	0	
核燃料物質等の工場又	は事業所の外におけ	6 運搬に関する技術	上の基準に係	る細目等
を定める告示第2条第1	号ただし書の承認を	及けたく、別紙のと	おり申請しま	す。
	5\$			
1. 特別形核燃料物質	等の名称			
2. 特別形核燃料物質	等に関する説明			
(1) 重 重				
(2) 外形寸法				
(3) 外 観				
(4) 核燃料物質等の	設計化様			
3. 適用しようとする	基準 (注)			
(別紙記載事項)				
特别形核燃料物質等	の設計が告示第2条9	第1号の技術基準に	適合すること	につい
ての説明				

注 例えば、以下のように適用しようとする基準を明記すること。

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、1 S O 2919 1980 (E) 「密封職業-分類」に 定められたクラス 4 衝撃試験
- (2) 加熱試験に代えて、(SO2919-1980(E) 「密封線源-分類」に定められたクラス6温度試験
- (3) カプセルに封入された放射性物質等に係る浸液試験に代えて、1SO/TR4826-1979(日)「密封確認・福徳試験法」に定められた試験

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達) 一三五

核燃料輸送物設計承認英文証明顯

番 号 年 月 日

科学技術庁原子力安全局長

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

(3)

下記の核燃料輸送物の設計が「IAEA放射性物質安全輸送規則(1985年版)」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、申請します。

記

- 1. 核燃料輸送物の名称
- 2. 設計承認番号

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

核燃料輸送物確認届

番 号

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) ❸

核燃料輸送物について、別紙の書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

56

使	用者等	ゅの 5	区 分	(注1)	
	しようとす 類、性状及		勿質等	(注2)	
逐	搬 0	D E	的	(注3)	
運	敬 予	定 時	W		
	核燃料	輸送物の	名称	(注4)	
	核燃料	輸送物の	種類	(注5)	
14	核燃料輸	送物の総1	f D	(注6)	
核燃料	収納する核燃	W	景	(注7)	
輸送物	料物質一等	放射能の	の量	(注8)	
	(注9) 輸送	外形寸	法	(注10)	
する説明	容器	Ш	批	(注11)	
	核分裂性 限個数	輸送物には	ちって	は輸送制	
ĺ	東田時	数又は混	数の	71 71	

(別紙書類)

- 1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書(注12)
- 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写し
- 3. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書(注13)
- 注1 使用者、製造事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業 者若しくは定事業者又はこれらの者から運搬を委託された者で着の別を記載すること。運 搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者の区分を併せて記載すること。
 - 2 次のイからハまでにより記載すること。
 - 4 種類については金属ウラジ、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム 新燃料集合体(二酸化ウラン燃料)、新燃料集合体(ウラン、ブルトニウム混合酸 化物燃料)、使用高燃料成減製片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び 燃料集合体にあつては穀箱度を、使用高燃料で売り被覆材からの放射性物質の超えい が超められるものにあつてはその背を併せて記載すること。
 - ロ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
 - ハ 量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 3 当該適機に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
- 4 核燃料輸送物の通称を記載すること。
- 5 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつてはその旨を記載すること。
- 6 トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。
- 7 注6の例により記載すること。
- 8 総畳及び主要な核極ごとの量をベクレル単位で記載すること。
- 9 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
- 10 センチメートル、又はメートル単位で記載すること。
- 11 注6の例により記載すること。
- 12 記載事項は、別記第1によること。
- 13 記載事項は、別記第5によること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

輸送容器届

番 号

年 月 日

科学技術庁原子力安全局 核燃料 規制 課長

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

€0

下記の輸送容器について、別紙のとおり届け出ます。

記

- 1. 輸送容器の名称
- 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号(注1)
- 3. 核燃料輸送物の設計承認番号

(別紙記載事項)

- 1. 輸送容器の製作時検査結果に関する説明(注2)
- 2. 輸送容器の性能維持に関する説明(注3)
- 注1 承認を受けた容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号 等を併せて記載すること。
 - 2 別表の輸送容器検査要領による検査結果を添付すること。
 - 3 輸送容器の完成後から輸送容器の届出までの間、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

輸送容器使用廃止届

 番
 号

 年
 月

 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所 氏名(法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) 郵

輸送容器の使用を廃止したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 輸送容器の名称
- 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
- 3. 廃止の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第29

核燃料輸送物設計局

믁

科学技術庁原子力安全局

植燃料規制课長

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び

代表者の氏名)

下記の核燃料輸送物の設計について、別紙のとおり届け出ます。

- 1. 核燃料輸送物の名称
- 2. 核燃料輸送物の種類 (注)
- 3. 核燃料輸送物に関する説明
- (1) 輸送容器の材料の種類
- (2) 核燃料輸送物の総重額
- (3) 外形寸法
- (4) 外
- (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様
- ハ 放射能の機(主要な核種ごとの値及び合計値)

- へ燃焼度

- **卜 発 釻 蚕**
- チ冷却日数
- リチの値
- 4. 输送制限假数
- 5. 臨界計算における水密性に関する車項
- 6. BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準につ いての説明
- 7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

(別紙紀報事項)

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項
- 注 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物等、核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸 送物にあつてはその旨を記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

核燃料輸送物設計変更届

番 号

年 月 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所

氏名 (法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) ⊕

下記の核燃料輸送物の設計変更について、別紙のとおり届け出ます。

記

- 1. 既に交付された設計承認番号
- 2. 核燃料輸送物の名称
- 3. 変更内容
- 4. 変 更 理 由

(別紙記載事項) (注)

- 1. 核燃料輸送物の説明
- 2. 核燃料輸送物の安全解析
- 3. 輸送容器の製作方法
- 4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
- 5. 安全設計及び安全輸送に関する特記事項
- 注 別紙記載事項は、変更に係る部分について記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特別形核燃料物質等設計届

番 号

年 月 日

科学技術庁原子力安全局

核燃料規制課長

殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名) ●

下記の特別形核燃料物質等の設計について、別紙のとおり届け出ます。

記

- 1. 特別形核燃料物質等の名称
- 2. 特別形核燃料物質等に関する説明
 - (1) 重 量
 - (2) 外形寸法
 - (3) 外 観
 - (4) 核燃料物質等の設計仕様

(別紙記載事項)

特別形核燃料物質等の設計が船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示 (昭和52年運輸省告示第585号) 第4条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〇別表 輸送容器検査要領

検	査	項	目	検査	対象	検	査	方	法	合	格	茶	谯
外	観	検	査	вм, в	U, AF, IF	容器の外観を	と目視で検え	査する。		傷、割れ、	塗装及び形状	等に異常のな	いこと。
材	料	検	査	вм, в	IJ	容器に用いる ト等により見 り降伏応力。 する。	A合するか?	又は引張制	武験等によ			申請審」とい 足しているこ	
寸	法	検	査	вм, в	IJ	主要寸法を記	†測器を用く	いて検査す	する。	申請書に記	載された図示	公差内である	د ځ.
溶	接	検	査	вм, в	Ú	1)外観 (傷試験 4) の健全性を制	放射線透			申請書に記	載された設計	条件を満足し	ていること。
吊上	・げる	苛重	検査	вм, в	J.	トラニオンド			を付加し、	吊上げ荷重	の2倍の荷重	に耐えること	•
重	盘	検	査	вм, в	J	完成容器の1	重量又は各額	部分の秘目	重量を検査	申請書に記	載された重量	以下であるこ	٤.
未!	en j	界核	*	вм, в	J, AF, IF	バスケット等 性子吸収材を 量、分布等を	を使用してい	いる場合に		申請務に記	載された設計	条件を満足す	ること。
しゃ	へい	寸法	検査	вм, в	J. AF. IF	7線,中性子 分の寸法を#		い用に用い	いられる部	申請審に記	載された設計	条件を満足す	ること。
作車	力確	ts t	食 査	вм, вс	J, AF, IF	弁及び非常用 にあつては、 否かを検査す	当該装置力			申請者に記	載された設計	条件を満足す	ること。
取	扱	検	査	вм, в	J, AF, IF	バスケット, げ等の取扱し る。				申請書に記と。	載された取扱	いを行っても	異常のないこ
耐	圧	検	査	вм, в	J	気圧又は水B を検査する。		容器の変形	8の有無等	異常な変形	, ひび, 割れ	等がないこと	•
気密	· 74	洩	负查	вм, вс	J	ヘリウムリー 真空試験等に				羅洩率が申	請書に記載さ	れた値以下で	あること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について(原子力安全局長通達)

1 2121

検	査	項	目	検	査	対	象	検		查	方 方	法	合	格	基	堆
伝	熱	検	査	вм,	в	J		等の熱	源を	容器内	に相当する電 に装塡し,容 を検査する。			を補正したのち, ること。	申請書に記	載された温度
l p	へい	性能	検査	ВМ,	В	J		容器内い性能				し、しゃへ		へい上の欠陥部を 他申請書に記載さ		

注 BM、BU:BM型輸送物及びBU型輸送物に係る輸送容器を示す。(BM型核分裂性輸送物及びBU型核分裂性輸送物を含む。)

AF :核分裂性物質を封入するA型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

IF :核分裂性物質を封入するIP型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

* : 未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

める告示(抄)の規定に基づき、許容被曝線量等を定○原子炉の設置、運転等に関する規則等

科学技術庁告示第二十号昭和六十三年七月二十六日

最終改正

环

·成四年三月二六

B

第 第 総理府令第 条第三項、 第 年総理府令第四十六号) 別記様式第三の注 条の二第一 理 第 0 和三十二年総理府令 和三十二年総理府令第八十三号) 並びに別記様式第二の **光五号、** 八号 五第十号、 府令第三十七号) 験研究の 注 号ハ、 第十条、 Ŧ 使用済燃料 七号八、 第 核 ·号) 四条第四号及び第七号、 用に供する原子炉等の設置、 燃料物質の加工の事業に関する規則 第七条第一号ハ、 第二条の十一第三項、 第 3 第七条の三、第七条の八第四号及び 第 第十一号ニ、 第 第八十四号) 注3、 十六条第四号及び第 条第二号及び第四 の 核原料物質の 第一条第二号及び第三 条第二号及び第三号、 再処理 核燃料 第八条、 の 第 事 同号ト及び第十二号 第一条の二 使用 業に関する規則 ,物質 第三条第四号 第八条第二項並び 条第二号及び 第十四条第四号及び第 号 に 0 七号並 関する規則 使 運転等に関する規則 用等 第 第四号及び第六号、 号、 第七条第三項、 八条第三 U に (昭和 第二条第 第三号、 関 に別記様式第二 (昭 第七号 ホ す (昭和 ,る規 和四十 並び 四十 項 に別記様式 第六号及び しに第三 第二条 第 三号ハ、 匹 並 則 十三 年総 九 V. 第 七 (昭 (昭 第 条 年 K 七 号

> 号並び 号並びに別記様式第三の注2の規定に基づき、 年総理府令 設 規則 の 条第三項、 核燃料物質によつて汚染された物 に V. 府 0 (昭和 注 令 の設 ように定め、 第二十七条第三号、 用 関する総理 に供 6 (昭和六十二年総理府令第十一号)第二十五条第一項第 六十三年総理府 に第十八条第一 計 昭 汲び工 和五十三年総理府令第五十七号)第十八条第二項 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運 する原子炉 第十四 第十 府令 事 昭 号) 和六十 一条第 O (昭和六十二年総理府令第十二号)第十六 第十 方法の技術基準に関する総理府令 0 号、 再処理: 設 令 一号八、 Ш 第 計 应 一条第一 年 第四号及び第五号並びに核燃料 及び 应 号) 施設の設計及び 第十五条、 月 I 第一 号及び第十五条第三号、 0 |事の方法の 日 廃棄物埋設 から適用 条第三号及び第 第十九条第四 工事の方法 技術基準 線量当 7 の事業に関する規則 వ్ 量 四 に (昭 搬に関 号 号 の 関する総 限 和 試 度等を次 及び第六 物質又は 技術基準 除研 六十二 加工施 第十三 する 号及 究 理

運転等に 13 は お、 関する規則等 昭和六十 昭和三十五年科学技術 四 年三 の規定に基 月三十 庁告示第二十一号 \Box づ ð, 限 ŋ 許容被 廃止す 曝 (原 線 子 炉 の 定 設 る

(適用)

第一条 六号、 則 及 る U. (昭 規則 第七号 試験研 第六条第三 和三十二年総理 (昭 並び 究の用 和三 に別 <u></u>項、 |十二年総理府令第八十四号) 記 に供する原子 様式第二 第七条第 府令第八十三号) の 一号ハ、 注3、 が等の 設置、 第八条、 第 核 (燃料 一条の二第四号 物質 第 運転等に 第十四 条第二号 の 使 一条第 角 関 及び 等に する規 四 関 第

第十四条第一号及び第十五条第三号、 法の技術基準に関する総理府令 場又は事業所の外における運搬に関する規則 号ト及び第十二号ホ並びに第三条第三項、使用済燃料の再処理 び第三号、第二条第三号ハ、 関する規則 第七条第三項、第七条の二第一号ハ、第七条の三、第七条の八第 項並びに別記様式第一の注、 第三号、第二条の五第十号、 第十八条第一号、 炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令 府令第五十七号)第十八条第二項、 第四号及び第七号並びに別記様式第二の注6、 及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条、第十六条 事業に関する規則 四号及び第七号並びに別記様式第三の注3、核原料物質の使用 理府令 ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号、第八条第二 一年総理府令第十一号)第二十五条第一項第一号及び第二十七条 (昭和四十一年総理府令第三十七号)第一条第二号及び第三号、 (昭和六十二年総理府令第十二号)第十六条第一号並びに 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総 (昭和四十三年総理府令第四十六号)第一条第二号及 第四号及び第五号並びに核燃料物質又は核燃料 (昭和四十六年総理府令第十号)第一条第二号 第五号、 核燃料物質の加工の事業に関する規 第二条の十一第三項、第三条第四号 (昭和六十二年総理府令第十号) 加工施設の設計及び工事 試験研究の用に供する原子 第七号ハ、第十一号ニ、 (昭和五十三年 核燃料物質等 (昭和六十 総理 がの方 の K

和六十三年総理府令第一号)第一条第三号及び第四号、 物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則

第十三条

号並びに別記様式第三の注2の規定による線量当量限度等につい 第三項、 第十四条第一号ハ、 第十五条、 第十 九条第四号及び第六

(緊急作業に係る線量当量限度)

ては、

この告示に定めるところによる。

第八条 ij シ ーベルトとする。 緊急作業に係る線量当量限度は、 実効線量当 て百

○指定検査機関等に関する規則(抄)

「総理府令 第六十八号」 「昭和六十一年十二月十二日」

第三章 指定運搬物確認機関

- ユー・(指定運搬物確認機関に行わせる承認容器による運搬物に係る確認

に係るものを、指定運搬物確認機関に行わせることができる。又は核燃料物質によつて汚染された物(放射性廃棄物を除く。)承認容器による運搬物に係る確認のうち次に掲げる核燃料物質又ポニ十二条 長官は、法第六十一条の四十二第一項の規定により、

超えないものに限る。)量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を力ラン及びその化合物(ウラン二三三の量とウラン二三五の

ものに限る。)のみを燃料材とした燃料体(使用済燃料を除く。)計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えない二一二酸化ウラン(ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合

使用済燃料(その被覆材からの放射性物質の漏えいが認めら

ないものに限る。)

試験片その他の物 - 材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた

指定検査機関等に関する規則

(抄)

(運搬物確認員の条件)

の各号の一に該当する者であることとする。する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める条件は、次第二十三条 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用

器による運搬物に係る確認の実務に通算して二年以上従事した科を修めて卒業した者であつて、放射線管理の実務又は承認容る大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の学学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令によ

務に五年以上従事した経験を有し、かつ、長官が定める研修を二 放射線管理の実務又は承認容器による運搬物に係る確認の実

経験を有するも

修了した者

四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると三 原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

(運搬物確認員の数)

長官が認めた者

とする。 する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める数は、二名第二十四条 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用

(帳簿)

に掲げるとおりとする。 する法第六十一条の三十八第一項の総理府令で定める事項は、次第二十五条 法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用

承認容器による運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称

定検査機関等に関する規 則 沙

及び

住

所

並

び

に法

人に

あ

つて

は

その代表者

0

氏

収 物 燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び 納 承認容器による運搬物に係 (核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物が され 7 V 、るも の をいう。 以下同 る確 認の対象と 0) 種 なつた核燃料 恆類、 収 納 す 容 んる核 器 輸送 数 盘 に

0 承認容器による運搬物に係る確認 運 摋 0 目 的及び運 搬予定時期 の対象となつた核燃料輸送

びに容器

0

承認の年月日及び番号

Ŧī. 几 承認容器による運搬物に係 承認容器による運搬物に係る確認の申請を受けた年月日 る確認を行つた年月 В

七 六 運搬物 確認員 器による運搬物 0 氏 名 認を行

承認容

に係

る確

0 た場

八

承認容器による運搬物に係

る

確

認

の結

九 確認証 の交付年月日及び番

+ 三十八第一 法第六十一条の四十二第三項におい その 他 項の帳簿は、 承認容器による運搬物に係る確認 + 年間保存するも て準用 のとする。 する法第六十 に 関 し必 要な事 条 項

報告書に 確認を行 より、 つたときは、 定 運 長官に報告しなけ 搬 物 遅滞なく、 確 認機関 は、 れ 別記様式第三の 承認容 ばならない 器 に よる運 運 搬物 搬 確認結 物 に 係

果 る

なく 定運搬物確認機関 解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報 は 運搬物確 認員を解任したときは、 遅滞

とする。

2

告書により、 長官に報告 L なけれ ばなら な ٧١

3 事 に 頭につ おい 前二項に規定するもの て、 指定運搬物確認機関に対し、 て報告を求めることができる。 の ほ か、 長官 は そ 法の施行に必 の 事 業の 運営に関する 必要な限 度

(準用

第二十七条 査 物に係る確認」 第二条中 は あ 第六十一 搬物確認員」と、 十二第三項に 準用する法」と、 九条中 あるのは「承認容器による運搬物に係る確認をしたこと」と、 負」とあるの 六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法」と、 三項において準用する法」と、 第六条及び第七条中 四十二第一項」と、 る とあるの 指定運搬物確認機関について準用する。この場合に の は 「法」とあるの 条の四十二第三項において準用する法」 「第六十一 承 第二条、 おい は は 認容器による運搬物に係る確認」と読み替えるも ٤ 「承認容器による運搬物に係る確認」と、 て準用 第十条中 運搬物確認員」と、 第十一条及び第十三条中 粂 第五条から第十一条まで及び第十三条 「法」とあるのは 検査員」とあるのは は の二十五第 「検査」 す ,る法」 法第六十一条の四十二第三項に 「法」とあ とあるのは 第八条中 Ł 項」とあるの るのは 「法第六十一条の四 「検査に合格したこと」と 検査員」 「法」とあるのは 法 「運搬 「承認 一法第六十一条 とある Ł とあるの 物確認員」 容器による運搬 は 「第六十一 「検 0 お 一二第 查 は は お 「検査 「法第 0 規定 0 ٧١ 法 運 辺 7

第四章 雜則

(身分を示す証明書)

条第三項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。第二十八条 法第六十八条の二第二項において準用する法第六十八

この府令は、公布の日から施行する。

附則

	運搬	物確	認	結	果	報	告	書年	月	В
科学技術庁長行	Ė.		殿					ı	/1	-
			指定员 代表			認機	関の	名称	F	ן מ
指定検査機関等 ます。	等に関する	規則第 2	6 条第	1項	の規	定に	こより	、次	のとおり報	告し
承認容器による	氏名又は	1名称								
運搬物に係る確	住所								電話番号()
認を受けた者	使用者等	学の区分	(注2)						
	目 的									
運搬の目的等	出発地									
	到着地									
運 搬	予 定	時		期						
	名称(注	E3)								
核燃料輸送物	種類(注	E4)								
	個 数									
運搬する核燃料	種 類									
物質又は核燃料	性 状									
物質によつて汚	詽									
染された物	濃縮度									
承認容器	承認年月	目								
734 100 127 107	番号									
承認容器による	場所		***************************************							
運搬物に係る確	年月日									
理解がたいる唯	確認の日									
IPC	結 果									
確認証の交	付年月	日及で	グ番	号						

整理番号(注1)

- 注1 この欄には、記載しないこと。
 - 2 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理 事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載する こと。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記す ること。
 - 3 核燃料輸送物の通称を記載すること。
- 4 A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあつては、その種類を記載すること。 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。

무 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条の2第2項において準 用する同法第68条第3項の規定による 身分 証 明 惠 職名及び氏名 写 年 Ħ 日生 押 出 年 月 日交付 真 科学技術庁長官 印

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

裏 面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(物)

第68条 (第1項及び第2項略)

- 3 前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第 68 条の 2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第 67 条第 2 項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 第80条の3 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定 検査機関等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。
 - 五 第68条の2の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

指定運搬物確認機関を指定した件の規制に関する法律の規定に基づき、○核原料物質、核燃料物質及び原子炉

科学技術庁告示第二号 \ 昭和六十二年二月三日 \

- 一 住所 東京都文京区白山五丁目一番三の百一号 指定運搬物確認機関の名称 財団法人原子力安全技術センター
- 第三百二十四号)第十七条の四の表第一号イに規定する核燃料物料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(核原料物質、核燃即(昭和六十一年総理府令六十八号)第二十二条に規定する核燃認容器による運搬物に係る確認の範囲 承一行うことができる承認容器による運搬物に係る確認の範囲 承

質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて輸入されるもの

)に係るものとする。

○核燃料物質等車両運搬規則

最終改正(平成二年十二月三日運輸省令第三十四号)(運、輸、省、令、第、七、十、二、号)(昭和五十三年十二月二十八日)

核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。 核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。 十六条第二項において準用する場合を含む。)並びに核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三 株原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三

核燃料物質等車両運搬規則

(挺上日

この省令の定めるところによる。 び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、第一条 核燃料物質等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及

 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$

(対象)

号。以下「法」という。)及び核原料物質、核燃料物質及び原子質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六第二条(この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物

号に定めるところによる。2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各以下「令」という。)において使用する用語の例による。 いの規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。

- 送物をいう。「施行規則」という。)第十八条の三第一項に定める放射性輸「施行規則」という。)第十八条の三第一項に定める放射性輸関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下
- 「総理府令」という。)第一条第三号に定める核燃料輸送物を運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下二 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における

いう。

- コンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをい核燃料輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第五号の三 オーバーパック 荷送人によつて二以上の放射性輸送物又は
- 自動車又は軽車両をいう。四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、

コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せ

ち、非開放型の構造のものをいう。のための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうえる構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐

ル以上のものをいい、気体を収納する場合にあつては内容積が外の物を収納する場合にあつては内容積が○・四五立方メート六 タンク 運搬器具として用いられるタンクであつて、気体以

七 核燃料輸送物等 核燃料輸送物、核燃料輸送物が収納され、一立方メートル以上のものをいう。

納されているコンテナをいう。若しくは包装されているオーバーパック又は核燃料輸送物が収布。本炊米車式件、本炊米車式件が具

ーパック又は特定核燃料輸送物が収納されているコンテナをい特定核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバが収納されているもの(以下「特定核燃料輸送物」という。)、の大の表第一号から第六号までの上欄に掲げる特定核燃料物質の大の表第一号から第六号までの上欄に掲げる特定核燃料物質

. 耶扨場所)

納され、若しくは包装されているオーバーパック又はL型輸送物型輸送物(以下「L型輸送物」という。)、L型輸送物のみが収第三条 核燃料輸送物等(総理府令第三条第一項第一号に定めるL

の措置を講じたときは、この限りでない。の措置を講じたときは、この限りでない。ただし、特定核燃料輸送物等以外の核燃料輸送物等の積らない。ただし、特定核燃料輸送物等以外の核燃料輸送物等の積が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはなの者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはなのみが収納されているコンテナにあつては、特定核燃料輸送物等のみが収納されているコンテナにあつては、特定核燃料輸送物等

(積載方法等)

全性が損なわれないように行わなければならない。第四条 核燃料輸送物等の積込み又は取卸しは、核燃料輸送物の安

ない。 核燃料輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければなら2.核燃料輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により

してはならない。 3 核燃料輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載

(臨界の防止)

るおそれがないように措置して行わなければならない。 第五条 核燃料物質の運搬は、いかなる場所においても臨界に達す

(混載制限

措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。える核燃料輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な第六条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超

ならない。 2 核燃料輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載しては

- 項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一
- 定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。) 二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規
- 点が五十度(専用積載の場合にあつては、八十五度)以下のも三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火
- で十パーセントを超えるもの

 「塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率
- なうおそれのある物質 五 前各号に掲げるもののほか、核燃料輸送物の安全な運搬を損
- 当量率をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場所ごとに、それぞ率(総理府令第四条第七号に基づき科学技術庁長官の定める線量が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量学七条(核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物(コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)
- う。)が二ミリシーベルト毎時 表面 線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」とい

数値とする。

れ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- ロシーベルト毎時 一 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイク
- 納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性2 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収

核燃料物質等車両運搬規則

という。)を超えてはならない。 物質の放射能面密度は、告示で定める密度(以下「表面密度限度」

ーバーパックに収納し、又は包装してはならない。(以下「核分裂性輸送物」という。)以外の核分裂性輸送物を制限個数」という。)に限度がない同条に定める核分裂性輸送物3 総理府令第十一条第二号ハに定める輸送制限個数(以下「輸送

(輸送指数)

2 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。第十六項において同じ。)、オーバーパック及び輸送物のれているコンテナ(同条第四項に定める汚染物等が収納されているコンテナ(同条第四項に定める汚染物等が収納されているが収納され、又は包装されているオーバーパック及び輸送物が収納されているが収納され、又は包装されている方染物等が収納されているが収納され、又は包装されている方染物等が収納されているが収納され、又は包装されているオーバーパック及び輸送物が収納されているコンテナについては、この限りでない。という。以下この第八条 輸送物(放射性輸送物及び核燃料輸送物をいう。以下この第八条 輸送物(放射性輸送物及び核燃料輸送物をいう。以下この第八条

げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、用されている輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲た値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表し輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた

数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)。ただし、核分裂性

 +	二十平方メートルを超える場合
 Ξ	五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合 ニ
 	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合
 _	一平方メートル以下の場合

欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。 といった値。ただし、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオで表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され、二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され、二 オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され、

専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一前項の規定にかかわらず、輸送物が収納されているコンテナをよる値を合計して得た値 に収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号に三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナ

3

該コンテナの輸送指数とすることができる。 移分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して 下欄に掲げるGの数を乗じて得た値(核分裂性輸送物が収納されている 下欄に掲げるGの数を乗じて得た値(核分裂性輸送物が収納されている 下欄に掲げるGの数を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄 時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前項第一号の表の上欄 メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎

めるところにより当該値を○とすることができる。除して得た値以外のものが○・○五以下であるときは、告示で定定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を

コンテナ(以下「L型輸送物等」という。)については、この限されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているい。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならな第九条 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、告

りでない。

(標識又は表示)

号及び第三号において同じ。) バーパックの表面の二箇使用されているものを除く。次 くは包装されているオーンテナ又はタンクが容器として 輸送物が収納され、若し一 次に掲げる核燃料輸送物(コ 核燃料輸送物又は核燃料

核
燃料
料
型
質
等
車
庙
浦
理搬
拟
規
則

二 次に掲げる核燃料輸送物又は	又は核燃料輸送物が収納され、
な燃料輸送物が収納され、若し	若しくは包装されているオーバ
くは包装されているオーバーパック(前号に掲げる最大線量当量率が	一パック
五百マイクロシーベルト毎時	面における最大線量当量率が
五百マイクロシーベルト毎時	五マイクロシーベルト毎時以
五百マイクロシーベルト毎時	下であり、かつ、輸送指数が
が一を超えないもの	であるもの
が一を超えないもの	であるもの
が一を超えないもの	マは包装されているオーバー
が一を超えないもの	又は包装されているオーバー
が一を超えないもの	であるもの
であり、かつ、輸送指数	であるもの
が一を超えないもの	であるもの
が一を超えないもの	であるもの
核燃料輸送物又は核燃料輸送物又は核燃料輸送物又は核燃料輸送物又は核燃料	Ðτ

ンクの表面の四箇所コンテナの四側面又はタ	く。) ク(前号に掲げるものを除力 (前号に掲げるコンテナ又はタン
	は いるコンテナであつて、輸送 いるコンテナであつて、輸送 指数が○であるもの
	り、かつ、輸送指数が○である最大線量当量率が五マイクる最大線量当量率が五マイクタンクであつて、表面におけ
ころの見面の単管方	イ 核燃料輸送物の容器として の
コンテナの四側面又はタ	7 (第十八条第一頁ご見定する四) 次に掲げるコンテナ又はタン
核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しが一パックの表面の二箇所	三、前二号に握ける核燃料輸送物、収納され、若しくは包装されているオーバーーパック以外の核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーしくは包装されているオーバーが、が、対象が収納され、

ロ 核燃料輸送物が収納されて 核燃料輸送物の容器として 核燃料輸送物の容器として 核燃料輸送物の容器として 核燃料輸送物の容器として

ァークンク以外のコンテナ又はタン ンクの表面の四箇所の 前二号に掲げるコンテナ又は コンテナの四側面又は

指数が一を超えないもの

いるコンテナであつて、輸送

れぞれ、当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければな

一 総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物 総重量

M 発理府合第三条第一項第三号に定めるA型輸送物(A型)の文字又は「TYPE A」の文字(総理府令第三条第一項第二号に定めるA型輸送物 「A型」

B(M)」の文字「BM型輸送物」という。)「BM型」の文字又は「TYPE二 総理府令第三条第一項第三号に定めるBM型輸送物(以下

「BU型輸送物」という。)「BU型」の文字又は「TYPE四 総理府令第三条第一項第三号に定めるBU型輸送物(以下

B(U)」の文字

ければならない。 ークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなの耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマ3 BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器

4 核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)の容器として使用されて4 核燃料輸送物(L型輸送物のみが収納されているものを除く。いる大型コンテナ(L型輸送物のみが収納されているものを除く。 かる大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されてればならない。

しくは第六号又は第十九条第四項の標識を付すことを要しない。十九条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第くは第六号又は第十九条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法5 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若し

の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等いるもの(本邦内のみを運搬されるものを除く。)を専用積載で核燃料物質等」という。)のみが当該核燃料輸送物に収納されてにる大型コンテナであつて、告示で核燃料輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で

(積載限度)

い。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。ックであつて、輸送指数が十を超えるものは、積載してはならな第十条(核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパ

- 各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。項及び第十三項において同じ。)で運搬する場合であつて、次の項及び第十三項において同じ。)で運搬する場合であつて、次の工士を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載2 核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が
- 二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。 とがの輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、翌性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、翌性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、翌性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、

は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合除く。)及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計除く。)、オーバーパック(コンテナに収納されているものをは包装されているもの及びコンテナに収納されているものを以下同じ。)に積載する輸送物(オーバーパックに収納され、又以下同じ。)に積載する場合にあつては、当該二以上の自動車。

核燃料物質等車両運搬規則

りでない。 であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限

一核分裂性輸送物を積載しないこと。

二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送のの輸送指数上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸

ない。 総理府令第三条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型 総理府令第三条第二項に定めるIP-1型輸送物及びIP ・3型輸送物(以下「IP型輸送物等」という。)に収納されて ・3型輸送物(以下「IP型輸送物等」という。)に収納されて ・3型輸送物(以下「IP型輸送物、IP-2型輸送物及びIP ・3型輸送物(以下「IP型輸送物、IP-2型輸送物及びIP ・3型輸送物(以下「IP型輸送物、IP-2型輸送物及びIP ・2型輸送物及びIP-3型輸送物並びに総理府令第三 能理府令第三条第二項に定めるIP-1型輸送 がい。

(車両に係る線量当量率等)

昻十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量

えてはならない。 率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超

- 二ミリシーベルト毎時の外輪郭に接する垂直面及び車体の底面) 最大線量当量率が一 車両の表面(車両が開放型のものである場合にあつては、そ
- れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離二 車両の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場
- 当量率が二十マイクロシーベルト毎時三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量
- らない。 の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければなの汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければなれた物(以下「放射性物質等」という。)による当該車両の表面を終了した場合には、放射性物質又は放射性物質によつて汚染さ2 核燃料輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸し2

(車両に係る標識)

た大型コンテナ又はタンクを連搬する場合であつて、当該コンテ条、第十五条及び第十六条において同じ。)を積載した車両には、条、第十五条及び第十六条において同じ。)を積載した車両には、第十二条 核燃料輸送物等(L型輸送物等を除く。以下この条、次第十二条 核燃料輸送物等(L型輸送物等を除く。以下この条、次

視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から

代えた場合には、この限りでない。

「大えた場合には、この限りでない。

「大えた場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項が監査のの本が収納されて、「大場を開発を関係している。

ればならない。 電車、自動車及び軽車両の前部及び後部(軽車両にあつては、後電車、自動車及び軽車両の前部及び後部(軽車両にあつては、後3 夜間においては、核燃料輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条

(連結制限)

第三十三号)第三条に規定する放射性輸送物等を積載した他の車

物等又は放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令

両と一両以上離して連結しなければならない。

(取扱方法等を記載した書類の携行)

あるものに限る。)を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、 送物等に収納されている核燃料物質が防護対象特定核燃料物質で て記載した書類を携行しなければならない。 運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置につい 取扱方法、特定核燃料物質の防護のために必要な措置その他 核燃料輸送物等(L型輸送物等にあつては、当該L型輸

(交替運転者等)

第十五条 核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜 置を講じなければならない。 転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措 継続することができないおそれがあるときは、交替するための運 間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を

該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。 両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の物が当 を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車 第一項第十八号に規定する駐車をいう。)する場合には、見張人 おいて、駐車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条 路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所に した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道 核燃料輸送物等(特定核燃料輸送物等を除く。)を積載

第十六条の二 第九条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六 常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。 号に掲げる核燃料輸送物等を運搬する場合には、当該核燃料輸送 物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通

(BM型輸送物の運搬に係る措置)

第十七条 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテ ばならない。 ナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなけれ

2 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運 者を同行させ、当該核燃料輸送物の保安のため必要な監督を行わ 搬する場合には、核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する せなければならない。

(特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等)

3 第十七条の二 特定核燃料輸送物をコンテナに収納して運搬する場 るものを運搬する場合には、当該核燃料輸送物等の運搬に関する だし、当該コンテナに収納されている核燃料物質の防護のため施 合には、当該コンテナに施錠及び封印をしなければならない。た 物質の防護のために必要な連絡体制を整備しなければならない。 錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。 特定核燃料輸送物等を運搬する場合には、保安及び特定核燃料 核燃料輸送物等のうち防護対象特定核燃料物質が収納されてい

ることを要しない。 で対して、「運搬責任者」という。)及び見張人を配置す で対されているものを運搬する場合にあつては、見張人を配置す の六の表第七号から第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が の六の表第七号がら第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が の六の表第七号から第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が の六の表第七号から第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が の六の表第七号から第九号までの上欄に掲げる特定核燃料物質が の六の表第七号がら第九号をでの上機に掲げる特定核燃料物質が のために必要な措置を講じさせなける を記述しために必要な措置を調じる のために必要な措置を のために必要な措置を のために必要な措置を のために必要な措置を のために必要な措置を のために必要な

(该燃料輸送物としないで運般できる低比放射性物質等の運搬)措置について知識及び経験を有する者でなければならない。4 運搬責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な

第十八条 総理府令第十二条第一号に定める低比放射性物質及び同(核燃料輸送物としないで運搬できる低比放射性物質等の運搬)

量等量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定め性物質等」という。)が収納されているコンテナ又はタンクの線場合には、次項から第十七項までの規定によらなければならない。条第二号に定める表面汚染物を核燃料輸送物としないで運搬する

一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時

る値を超えてはならない。

- ロシーベルト毎時 一 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイク
- * 汚染物等(施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性放射性物質の放射能面密度は、表面密度限度を超えてはならない。テナを専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)の・ 低比放射性物質等が収納されているコンテナの表面(当該コン

のとする。されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定めるもされているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定めるも条(第十一項を除く。)において同じ。)並びに汚染物等が収納定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この同位元素及び第一項に定める低比放射性物質並びに同条第二号に

一家中で大会のできる。
 一家中で大会の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面(タンクに収納されているタンクにあつては、当該万染物等ではありた。
 一家中で大会の表面がら一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面(タンクに収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当りなの精鉱にあつては、当該方染物等でできる。
 一家中で大会の大断面積のに、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積のに、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積のに、次の表の上欄に掲げる汚染物等で定める中で大会でである値とすることができる。

平方メートル以下の場合

	,	
二十平方メートルを超える場合	五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合
+	111	=

当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞ 当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線 うち、いずれか大きい値)とすることができる。 れの輸送制限度個数で五十を除して得た値を合計して得た値の **量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得** 第八条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値)。 に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値 た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分 ただし、当該コンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、 は包装されているものを除く。) 及びオーバーパックについて テナに収納されている輸送物(オーバーパックに収納され、又 輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と同一のコン ナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタ ンクについて前号による値を合計して得た値(当該コンテナに (核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、 汚染物等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテ

告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクには、

核燃料物質等車両運搬規則

の四箇所に付さなければならない。

当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。は、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は「低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクに

は次条第四項の標識を付すことを要しない。において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合当該コンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を

なければならない。
はいのでは、一般には、大型コンテナ又はタンクに表示した。)を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比く。)を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比る大型コンテナ又はタンク(本邦内のみを運搬されるものを除る大型コンテナ又はタンク(本邦内のみを運搬されるものを除る方で定める品名の低比放射性物質等のうち、同一品名のものなければならない。

が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはいている立つテナに収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているものを除る汚染物等(コンテナ又はタンクに収納されているものを除る汚染物等(コンテナ又はタンクに収納されているものを除る方染物等(コンテナ区域が、1000円がでは、10000円がでは、1000円がでは、1000円がでは、1000円がでは、1000円がでは、

一核分裂性輸送物を積載しないこと。の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。ならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号ならない。

- 一 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこでいるコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、では、当該車両に積載する場合にあつては、当該核分裂性輸出、当該核分裂性輸出、当該核分裂性輸出、
- 定める量を超えてはならない。 核分裂性物質に含まれる告示で定める物質の量の合計は、告示で核分裂性物質に含まれる告示で定める物質の量の合計は、告示でして、第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両
- 用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)の汚染の程しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面(専テナ若しくはタンクを運搬する車両については、積込み及び取卸3 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコン

は、住民ので定める基準を超えないようにしなければならない。度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。ただし、場合であつて、当該コンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づき拡大して付第七項に定めるコンテナ標識をもつて、当該コンテナ標識に「放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンとができる。

15 同一低比放射性物質等又は同一低比放射性物質等のみが収納され、。

ているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されている夕型輸送物を除く。)、当該輸送物が収納され、若しくは包装され(L型輸送物及び施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるLテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物局(低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコン

車両と一両以上離して連結しなければならない。ンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の

(特別措置等)

えるものとする。

第十九条 第七条、第十条(前条第十七項において第十条二項を準用する場合を含む。)、第十一条(前条第十七項において第十年、方式の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬しても安全な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬することな措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要が著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によいて第十条第二項を上する場合によらないで運搬することができる。

ではならない。 ではならない。 ではならない。 ではならないで連搬しても安全上支障がない旨の連輪大臣の承認を受けらないで連搬しても安全上支障がない旨の連輪大臣の承認を受けらないで連搬しても安全上支障がない旨の連輪大臣の承認を受けずるときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		=	<u>"</u> Ξ
時量離接場面当「専」によった。ロー	第七条第一項第一号	第七条第一項第二号	準用する場合を含む。) (前条第十七項において
関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近バーパック又はコンテナに近バーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。	イ 専用積載で運搬すること。 ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。 ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。 をしないこと。	専用積載で運搬すること。	時を超えないこと。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第七条第一項、第十一条第一項第二号(前条第十七項において

専用積載で運搬すること。	五 前条第二項第二号
超えないこと。	
率が十ミリシーベルト毎時を	
二 表面において最大線量当量	
をしないこと。	
ハ 運搬中に積込み及び取卸し	
کی	
を防止する措置を講じるこ	
テナ又はタンクに近づくこと	
ロ 関係者以外の者が当該コン	
イ 専用積載で運搬すること。	四 前条第二項第一号
	_

措置を講じること。 関係者以外の者が当該核燃料輸送物に近づくことを防止する

二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。

(運搬の安全の確認)

料物質等とする。物質等は、BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬される核燃第二十条(令第十七条の四の表第一号イの運輸省令で定める核燃料

る。)として運搬される核燃料物質とする。 当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えるものに限核分裂性輸送物(一の車両に積載される核分裂性輸送物であつて、2 令第十七条の四の表第一号口の運輸省令で定める核燃料物質は、

を運輸大臣に提出しなければならない。 で で は で は いう。)を 受けようとする者は、 運搬前に、 運搬に関する計画書いう。)を 受けようとする者は、 運搬前に、 運搬の 安全の確認」と 第二十一条 法第五十九条の 二第二項(法第六十六条第二項におい

〒11日の 運輸で記す、運吸のできり確認さしています、確認下に関する計画書を審査することにより行うことができる。 者により核燃料物質等が運搬されるときは、前条に規定する運搬ポニ十二条 運搬の安全の確認は、運輸大臣が申請により指定する

を交付するものとする。 第二十三条 運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証

(報告徴収)

附則

(施行期日)

う。)から施行する。 第一条 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」とい

(経過措置)

従前の例による。 又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお第二条 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等

るところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定め2 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又

の細目を定める告示核燃料物質等車両運搬規則

運輸省告示第五百九十六号)平成二年十二月三日)

の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示を 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)

次のように定める。 平成二年十二月三日

運輸大臣 大野 明

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質等車両運搬 において使用する用語の例による。 規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「規則」という。

(表面密度限度)

第二条 規則第七条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とする。 掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性物質

	外の場合 前号に掲げる場合以	れている場合	ルニハら易介 収納され、又は包装さ 収納され、又は包装さ 収納され、又は包装さ
しない放射性物質アルファ線を放出	する放射性物質アルファ線を放出	しない放射性物質アルファ線を放出	する放射性物質アルファ線を放出
ートル 平方センチメ	〇・四ベクレ ル毎平方セン	チメートル の・四ベクレ	○・○四ベク

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第八条第四項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十 を除して得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、○・○ 五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値

を○とすることができる。

量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値 っては、当該値に、規則第八条第二項第一号の表(以下この条 (コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあ 輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当

を乗じて得た値)の最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数において「表」という。)の上欄に掲げるコンテナ又はタンク

掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、ベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄にから一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシー二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面

表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

じて得た値 大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗した値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最た位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表ニ 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れ

(核燃料輸送物等に係る標識)

るとおりとする。 『四条』規則第九条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定め

物等にあつては、第一類白標識(第一号様式) - 規則第九条第一項の表第一号及び第四号に掲げる核燃料輸送

物等にあつては、第二類黄標識(第二号様式)

規則第九条第一項の表第二号及び第五号に掲げる核燃料輸送

物等にあつては、第三類黄標識(第三号様式) 三 規則第九条第一項の表第三号及び第六号に掲げる核燃料輸送

(三葉マーク)

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

(箟田号兼式) による。第五条 規則第九条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク

(第四号様式)とする。

(コンテナ標識)

テナ標識は、コンテナ標識(第五号様式)とする。第六条 規則第九条第四項及び第十八条第七項の告示で定めるコン

(コンテナ標識に係る国連番号の表示)

に別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の大きさの黒表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等の品名ごと2 規則第九条第六項及び第十八条第九項の規定による国連番号のは、別表の品名の欄に掲げるとおりとする。

一 規則第九条第四項又は第十八条第七項の規定により大型コンより行うこととする。

色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示することに

(1P型輸送物等に係る放射能の量の限度)
む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上は第十八条第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含テナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第九条第四項又は第十八条第七項の規定により大型コンテナ又はタンクに付されたコンテナ標識上

表の下欄に掲げる放射能の量とする。は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同第八条 規則第十条第四項及び第十八条第十一項の告示で定める量

□ LSA-Ⅱ等(放射性同位元素科 世で大統庁告示第五条第一項第二号に定めるLSA-Ⅱをいう。以下同定めるLSA-Ⅱをいう。以下同定めるLSA-Ⅱをいう。以下同定めるLSA-Ⅱをいう。以下同定めるLSA-Ⅱ等(放射性同位元素科)	素によつて汚染された物の工場又は 事業所の外における運搬に関する技 術庁告示」という。)第五条第一項 第一号に定めるLSA-I及び核燃 料物質等の工場又は事業所の外に おける運搬に関する技術庁告示第七 号。以下「放射性同位元素科学技 特力る運搬に関する技術上の基準 に係る細目等を定める告示(平成 二年科学技術庁告示第五号。以下 「核燃料物質科学技術庁告示」とい う。)第四条第一項第一号に定める しSA-I	放射性同位元素又は放射性同位元 切
制限なし		制限なし

A ₂ 値 の 百倍	四 放射性同位元素科学技術庁告示第 工条第二項第一号に定めるSCO- 工をが核燃料物質科学技術庁 告示第五条第二項第二号に定めるS との-Ⅲ及び核燃料物質科学技術庁 告示第四条第二項第二号に定めるS との-Ⅲ及び核燃料物質科学技術庁 との-Ⅲ及び核燃料物質科学技術庁 との-Ⅲ及び核燃料物質科学技術庁
核燃料物質科学技術 特別形核燃料物質等 時別形核燃料物質等 めるA2値(以下「A2 の表のででに のるの項に定 のるのででで のるのででに のるのででで のででで のででで のででで のでで	うち前号に掲げる物以外のもの
	体では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この

(車両表面の汚染限度)

ら。 基準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とす第九条 規則第十一条第二項及び第十八条第十三項の告示で定める

	の場合 イに掲げる場合以外		積載されている場合 物品又はL型輸送物が が品又はL型輸送物が
しない放射性物質アルファ線を放出	する放射性物質アルファ線を放出	しない放射性物質アルファ線を放出	する放射性物質アルファ線を放出
ートル 平方センチメ 四ベクレル毎	チメートル の・四ベクレ	り ル毎平方セン の・四ベクレ	○・○四ベク

固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示

量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

(車両標識

車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。第十条 規則第十二条第一項及び第十八条第十四項の告示で定める

(車両標識に係る国連番号の表示)

大きさの黒色の数字で、次の各号に定める場所のいずれかに表示の品名ごとに別表で定める国連番号を六十五ミリメートル以上の国連番号の表示は、同一核燃料物質等又は同一低比放射性物質等第十一条。規則第十二条第二項及び第十八条第十五項の規定により、関連を持続している。

に付された車両標識上 規則第十二条第一項又は第十八条第十四項の規定により車両

することにより行うこととする。

に付された車両標識に近接して付された国連番号用副標識(第二 規則第十二条第一項又は第十八条第十四項の規定により車両

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

六号様式) 上

における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置

る係数を乗じて得た値タンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げらの条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はに百を乗じて得た値に、規則第十八条第五項第一号の表(以下

(ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値)

る値とする。 鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げずられの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精ポ十三条 規則第十八条第五項第一号の告示で定めるウラン又はト

トリウムの化学的精鉱	六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱
○· 三	0.011

(低比放射性物質等に係る標識)

定めるとおりとする。第十四条 規則第十八条第六項の告示で定める標識は、次の各号に

って、輸送指数が○であるものにあつては、第一類白標識(第一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであ

|号様式)

一を超えないものにあつては、第二類黄標識(第二号様式)って、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一 低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであ

識(第三号様式)。 って、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標の上、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標低比放射性物質等が収納されているコンテナ又はタンクであ

(表面汚染物に含まれる核分裂性物質の限度)

タンク) (同乗制限に係る低比放射性物質等が収納されているコンテナ又は

等が収納されているコンテナ又はタンクとする。 はタンクは、第十四条第二号又は第三号に掲げる低比放射性物質 二の告示で定める低比放射性物質等が収納されているコンテナ又第十六条 規則第十八条第十七項において準用する規則第十六条の

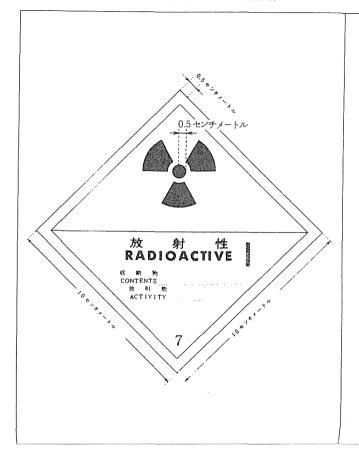
識(第三号様式)とする。 第十七条 規則第十九条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標(特別措置により運搬する場合に付す標識)

ris 則

この告示は、平成三年一月一日から施行する。

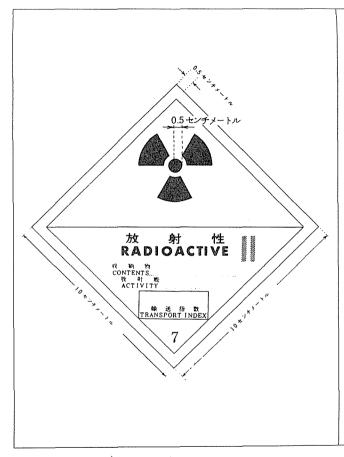
品名	国連番号
核燃料物質等の工場又は事業所の外における 運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第 五十七号。以下「総理府令」という。)第三 条第二項に定める低比放射性物質(他に品名 が明示されているものを除く。)	2912
総理府令第三条第二項に定める表面汚染物	2913
総理府令第十一条に定める核分裂性物質(他 に品名が明示されているものを除く。)	2918
核燃料物質科学技術庁告示第二条第一号の表 の固体の項に定める特別形核燃料物質等(他 に品名が明示されているものを除く。)	2974
自然発火性の金属トリウム	2975
硝酸トリウム(固体)	2976
六フッ化ウラン (ウラン235のウラン235及び ウラン238に対する比率が100分の1以上のも の)	2977
六フッ化ウラン(核分裂性輸送物に収納され ているものを除く。)	2978
自然発火性の金属ウラン	2979
硝酸ウラニル六水和物溶液	2980
硝酸ウラニル(固体)	2981
その他の核燃料物質等	2982

第一号様式(第四条、第十四条関係)第一類白標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオ ーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書 類を見ること(See Transport Documents)」と記 載することができる。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は次表によるものとする。

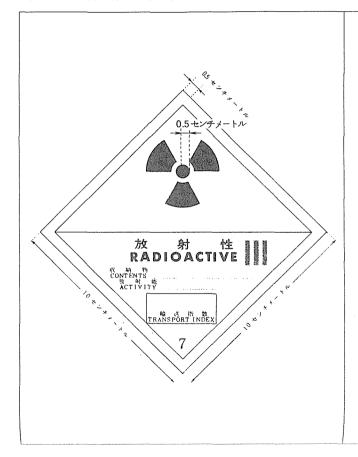
部	分	色彩
上三下文斜ふふ区 とこう とう とう とう おもの かんりん かんりん とう かんりん とう	・ 一 の の 部 部 の 制 の	白黒白黒赤白黒黒



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオ ーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書 類を見ること(See Transport Documents)」と記 載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

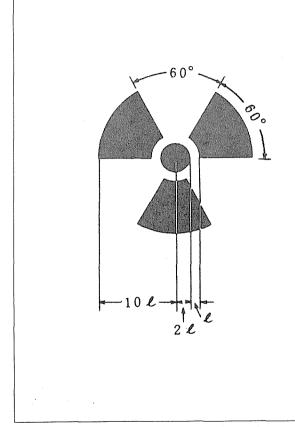
部		分		色彩
半葉半をお	マ分と施し	の一のた部	分	黄黒白黒赤白黒黒
ふち区	の内分	側の	線線	黒黒

第三号様式(第四条、第十四条、第十七条関係)第三類黄標識



- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納されている核燃料物質等の名称(当該核燃料物質等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の核燃料物質等が収納されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限りに記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納されている核燃料物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 収納されている核燃料物質等が異なる二以上の 核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオ ーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書 類を見ること (See Transport Documents)」と記 載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

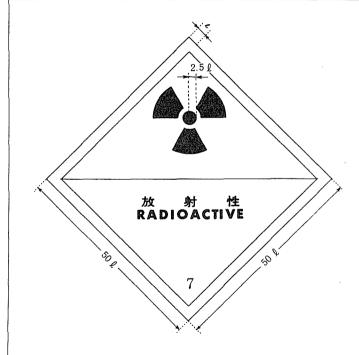
部		分		色彩
上業	分	の	地 ク	黄
上三下文斜ふふ区半葉半をちの	分マ分	の		黄黒白黒赤白黒
文	•		地字:	黒
斜 線 を ふ ち	施しの	た部	3 分 分	亦 白
ふちの)内	側の	線	黒
区	分		緑	黒



注1 ℓは、0.2センチメートル以上とする。 2 色彩は黒とする。

第五号様式 (第六条関係)

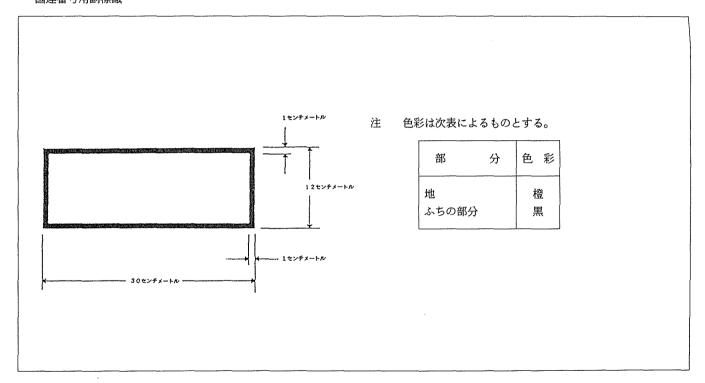
コンテナ標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 - 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 - 4 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語 の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあって は、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
 - 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADI-OACTIVE)」の文字を削ることができる。
 - 6 色彩は次表によるものとする。

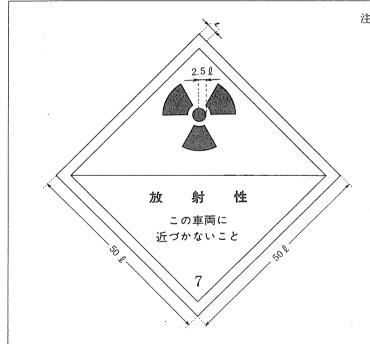
上半分の地 黄 三葉マーク 黒 下半分の地 白	部	分	色	彩
文字	三葉マーク 下半分の地 文字 ふちの部分 ふちの内側	<u>,</u>	1	見見見

第六号様式 (第七条、第十一条関係) 国連番号用副標識



第七号様式 (第十条関係)

車両標識



注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。

2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。

4 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。

5 色彩は次表によるものとする。

部	分	色	彩
上半分の地		責	ŧ
三葉マーク		黒	
下半分の地		白	
文字		具	É
ふちの部分		É	Ė
ふちの内側の線		黒	
区分線		具	É

○核燃料物質等に係る指定運搬方法

(遅輪省令第三十七号)(昭和六十一年十一月二十二日)

最終改正 平成二年十二月三日

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三木二年法律第百六十六号)第六十一条の三十八第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第六十一条の二十六第一号、第六十一条の三十第二項、第六十一条の三十八第一項及び第二項並びに成業等では、第六十一条の三十九第一項を受ける。

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関す

(用語)

号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物

認機関の指定は、次の区分により行うものとする。二条 法第六十一条の四十三第一項の規定による指定運搬方法確

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(運輸省)

(指定の区分)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場とは事業所の外における運搬に関する規格が質等の工場とは事業所の外における運搬に関する規格が関係を確認

のの運搬に係る確認「BU型輸送物」という。)であつて核分裂性輸送物であるも三 総理府令第三条第一項第三号に定めるBU型輸送物(以下に係る確認

二 BM型輸送物(核分裂性輸送物であるものを除く。)の運搬

に係る確認四 BU型輸送物(核分裂性輸送物であるものを除く。)の運搬

を除く。)の運搬に係る確認 五 核分裂性輸送物(BM型輸送物又はBU型輸送物であるもの

(運搬方法確認の範囲)

とする。 とする。 とする。 とする。 というの四十三第一項の運輸省令で定める確認があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。)に係る確認があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。)に係る確認は、 とする。

- れないものに限る。 使用済燃料(その被覆材からの放射性物質の漏えいが認めら
- 試験片その他の物 材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた

(指定の申請)

第四条 掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならな 指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、次に

- 名称、住所及び代表者の氏名
- 行おうとする運搬方法確認の区分

運搬方法確認の業務を行う事業所の所在地

運搬方法確認の業務を開始しようとする年月日

- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 定款又は寄附行為及び登記簿の抄本
- 録及び貸借対照表 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目
- 及び収支予算書 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画
- 70 次の事項を記載した書面
- 又は名称 役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあつては社員の氏名
- 運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略歴 運搬方法確認の業務に用いる主要な機器の種類及び数

二 ハに掲げる者のうち運搬方法確認の実施を統括する者(以 下「主任運搬方法確認員」という。)となるべき者の氏名 は、その業務の種類及び概要 運搬方法確認の業務以外の業務を行っている場合にあつて

第五条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一 当する者であることとする。 条の二十六第一号の運輸省令で定める条件は、次の各号の一に該

(運搬方法確認員の条件)

- 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧
- 号)による専門学校を含む。)において理科系統の正規の課程 又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一 を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従 大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)
- 実務に従事した経験を有するもの 規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の 第三十六号)による実業学校を含む。)において理科系統の正 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令

事した経験を有するもの

(運搬方法確認員の数)

その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する

第六条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一

条の二十六第一号の運輸省令で定める数は、二名とする。

(事業所の変更の届出)

とするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提おいて準用する法第六十一条の二十九の規定による届出をしよう第七条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項に

一変更後の事業所の所在地

出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務規定の認可の申請)

当該業務規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書において準用する法第六十一条の三十第一項前段の規定により業務第八条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項に

(業務規定の変更の認可の申請)

運輸大臣に提出しなければならない。 現立の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事務に、変更しようとするという。 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項に

(業務規定で定めるべき事項)

条の三十第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、第十条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(運輸省)

次のとおりとする。

一 運搬方法確認の方法に関する事項

二 手数料の収納の方法に関する事項

二 運搬方法確認員の職務に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要五 運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項四 運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

な事項

(事業計画等の認可の申請)

記載した申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、運輸大臣事業計画及び収支予算の許可を受けようとするときは、その旨をにおいて準用する法第六十一条の三十一第一項前段の規定により第十一条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項

に提出しなければならない。

(事業計画等の変更の認可の申請)

(役員の選任及び解任等の認可の申請)

において準用する法第六十一条の三十二第一項の規定により役員第十三条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項

ばならない。

おうとする者の略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなけれあつてその者の略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなけれようとする者の氏名及び選任又は解任の理由並びに選任又は解任しの選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任し

おない。おない。おは、法第六十一条の四十三第三項においるおは、選任しようとする者おり選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者おり運搬方法確おり運搬方法確おり返費おり返費おり返費おり返費おり返費おり返費おり返費おり返費おり返費おります</

(業務の休廃止の許可の申請)

認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとにおいて準用する法第六十一条の三十六の規定により運搬方法確第十四条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項

一 休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲しなければならない。

するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出

うとする年月日 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ

運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合

にあつては、その期間

うとする理由 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよ

・G。 一条の三十八第一項の運輸省令で定める事項は、次のとおりとす 第十五条 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十

一 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 運搬方法確認の対象となつた核燃料物質等の種類及び数量

核燃料物質等が容器に収納されているもの(以下「核燃料輸

送物」という。)の種類及び承認容器の番号

四第三条の運輸大臣の承認の番号

五 運搬方法確認を行った年月日

六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

七 運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名

八 その他運搬方法確認に関し必要な事項

三十八第一項の帳簿は、記載の日から十年間保存しなければなら2 法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の

ない。

(運搬方法確認の業務の引継ぎ等)

において準用する法第六十一条の三十九第二項に規定する場合に第十六条 指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項

二 運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこ一 運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

三 その他運輸大臣が必要と認める事項

کی

第十七条 当該運搬方法確認の対象となつた運搬の開始前に、次に掲げる事 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、

- 項を運輸大臣に報告しなければならない。 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 運搬方法確認の対象となった核燃料物質等の種類及び数量 核燃料輸送物の種類及び承認容器の番号
- 第三条の運輸大臣の承認の番号

運搬方法確認を行つた年月日

指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

2

- 遅滞なく、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載 した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 告書を運輸大臣に提出しなければならない。 は、遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名を記載した報 指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したとき
- 報告を求めることができる。 限度において、指定運搬方法確認機関からその事業の運営に関し 前三項に規定するもののほか、運輸大臣は、法の施行に必要な

(立入検査をする職員の証明書)

第十八条 法第六十八条の二第一項の規定により立入検査を行う職 員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとす

附 刞

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年一月一日 から施行する。 (以下「施行日」という。)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等 又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお 従前の例による。

の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終 又は核燃料物質等の運搬については、第一条の規定による改正後 了するまでは、なお従前の例による。 の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正後 確認を含む。)を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等 第六十一条の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う 二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 する法律(以下「放射線障害防止法」という。)第十八条の二第 るところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関 は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定め 六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又 (放射線障害防止法第四十一条の十一第一項又は原子炉等規制法 (以下「原子炉等規制法」という。)第五十九条の二第二項(第

(裏) 限じる第通六なに よる れ係示立 を 五 セ を携 す炉質 チ いの 規核 制に料 と捜項ば 職に区号輸総関心分に大理 のならは 解查 しの 関物 に要に掲巨大 てた定な 、つ、分員 す質 な応げは臣 はめにいこ関をが 五十機を掲八検定 問を帳 拒よ 万円等 おの第円等 さ検査 のげ十査は前 六 る さ Б. 下の員為が セ ての項 を の金は に職たた各 処員指場号 きる 合の る項 に物者又 立の 陳述避をに 。二査はに 入規 質件のは 八・五センチメートル

核原料物質、核燃料物質及び原子 六 炉の規制に関する法律の規定によ 五 り指定運搬方法確認機関に対する セ 立入検査を行う職員の身分証明書 職 官 氏 名 年 日 行 月 限り有効 В 運輸大臣 印 五. セ 八・五センチメートル

(表)

)核燃料物質等の事業所外運搬に係る 険時における措置に関する規則

最終改正 昭和六一年一一月二二日運輸省令第三六号 「運輸省令第六十八号」「昭和五十三年十二月二十八日」

十二年法律第百六十六号)第六十四条第一項の規定に基づき、核燃 次のように定める。 料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における 措置に関する規則

1 によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の運搬 外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者 三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第六十四条第 た者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質 (以下「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬を委託され 頃の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和

> 第四号に掲げる措置を除く。)を講じなければならな める措置(法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、 れがあり、又は発生した場合においては、直ちに、 次の各号に定

に、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。 起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、 機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が 軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空 核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無 直ち

じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、 者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、 核燃料物質等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応 関係

いる者に避難するよう警告すること。 放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、 付近に

四

核燃料物質等による汚染が生じたときは、

速やかに、

汚染の

Б. 広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるとき 速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講

六 その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措 を講ずること。 置

ずること。

(昭和五十三年総理府令第五十七号)第一条第五号に規定する放射 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

が起こつたことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそ

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害

2

十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める線量当量とする。項各号に掲げる緊急作業を行う場合における線量当量限度は、同令第線業務従事者のうち男子又は妊娠不能と診断された女子の者が前

証明書の様式を定める省令検査をする職員の携帯する身分を示す規制に関する法律の規定に基づく立入規制に関する法律の規定に基づく立入

、運 輸 省 令 第 六 十 九 号】昭和五十三年十二月二十八日】

最終改正 昭和六一年一一月二二日運輸省令第三六号

(注、次ページに記載) ・(注、次ページに記載) ・(注、次ページに記載)第六十八条第一項若しくは第二項又は第十二年法律第百六十六号)第六十八条第一項若しくは第二項又は第十二年法律第百六十六号)第六十八条第一項若しくは第二項又は第十二年法律第百六十六号)第六十八条第一項若しくは第二項又は第二

身分を示す証明書の様式を定める省令核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する

(異)

に関する法律が質、は 核燃料物質及び)原子炉の規制 2 人 人内園 (大) 内内園 (大) 内内园 (大) 内园 (大) 大条の四第一項、第二十人条の一第一へ 不知十大条の二第一項、第五十一条の九第一項を引きずる場合の高校をする者の事務所に規定する施設の高校をする者の事務所に規定する施設の高校をする者の事務所に規定する施設の高校をする者の事務が、書類その他必要な物件をもさせ、又は関係者に質問させることができる。 第七十一 3 二十万円以下の罰金に処する。 る。 は、前項の規定による立入検査に壊ら 。 第六十八条第三項及び第四 項 の E を提示したければならない。 が出項の規定により職員が立ち入ると を提示したければならない。 六 第六十入条第一項、第二項又は第五 、 第六十入条第一項、第二項又は第四に対して陳述をセン、対け、若しくは急遊し、 又は質問に対して陳述をセプ、若しく (処分等につ いての同意等) 苚规 す定

六センチメート

官 鉄 保 第 1 2 7 号 貨 技 技 第 1 4 4 号 平成 2 年 1 2 月 2 7 日 最終改正 平成 3 年 7月1日

段

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官

迎 輪 省 貨 物 流 通 局 县

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則 関係取扱要領について(依命通達)

今般、放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令(平成2年運輸省令第34号)、放射性同位元素等車両運搬規則の網目を定める告示(平成2年運輸省告示第596号)が制定され、平成3年1月1日から施行されます。この施行に当たり、放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省合第33号)及び放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省合第33号)及び放射性同位元素等車両運搬規則の超目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等車両運搬規則の超目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性同位元素等車両運搬規則第18条の承認の申請及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和56年運輸省令第24号)第3条の承認の申請についての実施超目については、別級1

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、核燃料物質等車両運搬規則 (昭和53年運輸省令第72号)及び核燃料物質等車両運搬規則の超目を定める告示の 主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律(昭和32年法律第166号)第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物 質等車両運搬規則第22条に規定する理輸大陸の申請、同令第19条の承認の申 請及び核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和61年運輸令等 37号)第3条の承認の申請についての実施超目については、別添2「核燃料物質等車 両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬について強期間の係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬についてが通用することとしたので、関係者に対する周知徹底方お願いします。

なお、「核燃料物質等車両週撒規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両週撒規則 関係取扱要領について(依命通達)」(昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄運 第60号、自安第117号)及び「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について(依命通達)」 (昭和61年11月25日付け官鉄保第93号、貸技第124号)は、廃止します。

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括番赣官・貨物流通局長通達)放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について

1411

記

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両週類規則(昭和53年運輸省令第72号。 以下「規則」という。)及び核燃料物質等車両週類規則の細目を定める 告示(平成2年週輪省告示第596号。以下「告示」という。)の主な 条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制 に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」と いう。)第59条の2第2項に規定する確認の申請、規則第22条に規 定する週輪大臣の相定の申請、規則第19条の承認の申請(以下「特別 指置週遊承認申請」という。)及び核燃料物質等に係る相定運搬方法確 認機関に関する省令(昭和61年週輪省令第37号)第3条の承認(以 下「積級方法承認」という。)の申請等について実施制目を定め、もっ て、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

- 2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
- (1) 規則第2条第2項関係
 - (イ) 荷送人は、2以上の放射性輸送物又は核燃料輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の放射性輸送物又は核燃料輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーバックに係る基準を満足させるように努めること。
 - (ロ)「タンク」とは、タンクコンテナ、ボータブルタンク、タンク車 (自動車及び鉄道車両)におけるタンクであって、気体、被体、粉

- 体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に 延囲した間体を収納するものをいう。
- (2)規則第3条、第4条第3項、第16条、第16条の2、第19条第 2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、週散に同行する警 数官等はこれに含まれない。

(3) 規則第7条第2項(告示第2条)、第11条第2項(告示第9条) 関係

「非固定性汚染」とは、通常の取扱い時において、はく驚するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう...

- (4) 規則第9条関係
- (イ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物 (放射性)」等と表示する時により、L型輸送物 (放射性)の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。
- (ロ) 第2項の総重数、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の思字を自地に表示するものとする。
- (ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B
 (U)」の文字の表示については、本邦内のみを理搬されるものにあっては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬

あっては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬されるもの(本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。)にあっては、「TYPE A」、「TYPE B (U)」と、それぞれ、表示するように努めること。

- (二)第6項のコンテナ標識に係る関連番号は、大型コンテナによる関 臨複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。
- (5)規則第9条第6項(告示第7条第2項)関係 「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。
- (6) 規則第11条第1項関係

型搬に従事する者に対する線量当最が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による型搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあっては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

- (イ)核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、 車室内ペッド等にいた時間
- (ロ) ポケット線量計、フイルムバッジ等による測定結果
- (7) 規則第11条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性物質等の漏え い等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両につい て、汚染の検査を行うこと。

(8)規則第11条第2項(告示第9条)関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9)規則第12条第2項關係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外 を運動する場合に、表示するものである。

(10)規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方30 0メートルの距離から点像を随駅できるものであること。

- (11) 規則第14条関係
 - (イ) 携行する書類は、各連搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを連搬されるものにあっては、1) から4) までの事項並びに11) 及び14) の事項における英語の文字について、省略することができる。
 - 1) 運搬する核燃料物質等の告示別表に定める品名
 - 2) 国連分類番号「7」
 - 3) 1) の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL (放射性物質)」という文字
 - 4) 運搬する核燃料物質等の品名に応じた国連番号

 - 6) 迎搬する核燃料物質等の名称(主な核種の記号)
 - 7) 運搬する核燃料物質等の物理的及び化学的性状についての記述

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通進)放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について

(当該核燃料物質等が特別形核燃料物質等である場合には、その 旨の記述でよい。)

- 8) 選嫌する核燃料物質等のベクレル(Bq)単位で表された放射 能の量の合計(核分裂性物質にあっては、グラム単位又はその倍 数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。)
- 9) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若し くはタンクの分類(第1類自標級、第2類資標識又は第3類資標 酸のうち、いずれのものを貼付するか。)
- 10)核燃料輸送物、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納 されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
- 11) 運搬する核燃料物質等が、核分裂性物質であって、核分裂性輸送物として運搬されない場合には、「FISSILE EXCE PTED (核分裂性輸送物としないで運搬できる核分裂性物質)」 の文字
- 12)核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号(容器承認番号、積載方法承認番号、 特別推修に係る承認番号等)
- 13) オーバーパック又はコンテナに核燃料輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述(収納され、又は包装された核燃料輸送物及びオーバーパックの假数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された核燃料物質等のベクレル(Bq)単位で表された放射能の最の合計(核分裂性物質にあっては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でも

よい。)、オーバーバック又はコンテナの分類(第1類白標設、 第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付する か。)、オーバーバック又はコンテナの輸送指数、オーバーバッ ク又はコンテナに係る承認番号(積載方法承認番号、特別措置に 係る承認番号等)、その他必要な事項)

- 14) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「E XCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積級による 運搬)」の文字
- 15) 運搬方法 (運搬車両、積付け方法等) に関すること、
- 16) 運搬経路に関すること。
- 17) 運搬関係者 (荷送人、荷受人、運送人等) の氏名等
- 18) 運搬中 (又は駐車中 (道路輸送に限る。)) の見張人に関する こと。
- 19) 輸送物の受波し地点及びその予定時刻。
- 20) 週類中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該週級物 に必要な排置

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、 あらかじめ説明すること。

- (口)防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に携行しなければならない整類は、あらかじめ荷送人、荷受人及び運送人の間で協議及び調整を行つた上で作成すること。この場合において、次の事項について配慮すること。
 - 1)他の輸送手段と一貫して運搬する場合にあっては、特別の事由がある場合を除き、全体の輸送時間、積替回数及び積替時間が最

小さなるようにすること。

- 2) 週級経路の選定に当たっては、特別な事由がある場合を除き、 自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通 過するようにすること。さらに道路輸送にあっては、緊急時にお ける代替経路を考慮しておくこと。
- 3) 遊路輸送中において、積替えを予定しないこと。
- 4) 防護指置の具体的内容等費類の記載事項に係る詳細な内容については、関係者以外の者に対して不必要に分散されないようにすること。また、定期的に毎月同一日時に輸送する等の反復継続する輸送は、遊けるよう努めること。

(12) 規則第15条関係

核燃料輸送物等の迎搬において、運転者の過労等による交通事故を 防止して迎行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当 たっては、次によること。

- (イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合 にあっては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令 第55号)第47条の2の規定に煙ずること。
- (ロ)核燃料輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改替のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)」に 連襲すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転 経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう祭めること。

(13) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ)原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験確認試験合格者
- (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を 有する券
- (ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)第35 条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者
- (二)放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任省免 状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有す る者
- (ホ)核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(二)までに掲げる者と 同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (14)規則第17条の2第1項関係

運搬開始前に施錠、封印等に異常がないことを点検すること。

(15)規則第17条の2第2項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、連搬統括責任者及び運搬実施責任者については、2.

(17)を参照のこと。

- (イ)道路輸送の場合
 - 運搬する車両及び伴走車両ごとに相互に連絡通報を行うことができる通信即備を取けること。
 - 2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から 連絡を受ける場所(以下「指定連絡場所」という。)を指定する

22.

- 3)指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
- 4) 治安当局とあらかじめ打合せを行った上で緊急時における対応 体制を確立しておくこと。
- (ロ) 鉄道輸送の場合
 - 1) 指定連絡場所を指定すること。
 - 2) 指定連絡場所へ連絡を行うべき予定停車駅(以下「予定連絡停車駅」という。)を定めること。
 - 3) 治安当局とあらかじめ打合せを行った上で緊急時における対応 体制を確立しておくこと。
- (16) 規則第17条の2第3項関係
 - (イ) 運搬統括責任者及び見張人又は運搬実施責任者及び見張人は、 運搬開始的に運搬車面を検査すること。
 - (ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ・)に定める措置の他、次の指 所を難じること。
 - 1) 道路輸送中においては、伴走車両に添乗する等により運搬車両 に随行すること。
 - 2) 鉄道輸送中においては、輸送物を積載した車両又はその直前若しくは直後の車両に添乗すること。
 - (ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
 - 1) 第14条に定める「書類」を携帯すること。
 - 2) 道路輸送中においては、2. (15)(イ) 3) の連絡をすべ

- き時間間隔又は週類経路上の連絡すべき場所において、指定連絡 場所へ連絡を行うこと。
- 3) 鉄道輸送中においては、予定連絡停車駅において指定連絡場所 へ連絡を行うこと。
- (二) 見張人は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。
 - 1)他の輸送手段への積替え及び他の積荷の積替え時には、輸送物を連絡的に監視するか旋錠、封印等を頻繁に点検すること。
 - 2) 道路輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。
 - 3) 道路輸送中の駐車時及び停車時においては、輸送物又はコンテナを連続的に監視すること。ただし、積線車両が有がい車両 (パン型自動車、有がい貨車等をいう。以下同じ。) である場合は、当該有がい車両を監視すること。
 - 4) 鉄道輸送中の停車時においては、輸送物又は施錠、封印等を点 検すること。

(17) 規則第17条の2第4項関係

「週搬責任者」に相当する者として、週撒統括責任者及び週撒実施責任者を任ずるものとする。この場合において、週撒統括責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、週撒計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

また、運搬実施責任者は、運搬統括責任者の命に従い、当該運搬に 同行し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な監督及び連絡 を行うため、当該運搬に従事する者に対して必要な指示を行うことが できる監督的地位にある者のうちから選任すること。

- (18) 規則第19条関係
- (イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該核燃料輸送物、オーパーパック、コンテナ又はタンク(以下「運搬物」という。) に近づくことを防止する指置」とは、有がい車両の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両(開放型の車両をいう。) に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の指置をいう。この場合において、当該ケージの表而は車両表面とみなす。
- (ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、 最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、 運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び 他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。
- 3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条の2第2項に規定する運輸大臣の確認を受けること(原子炉等規制法第61条の43に規定する指定運搬方法確認機関に係るものを除く。)。

(1)第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請審並びに別表第1の第 1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って 記載した運搬に関する計画審及びその添付費類正酬2通を提出すること。

この場合において、当該申請審等は別表第5の第1欄に掲げる区分

に応じ、それぞれ、同表の第2権に掲げる所を繋に提出すること。

- (2) 運輸大臣は、規則第22条の規定により指定を受けた者以外の者が 運動する場合は、原則として運動前に積盤時給奄を行うものとする。
- (3) 申請審等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽 微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容 を関らかにし、その旨を獲済なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を 1 年間保守すること。

- 4. 核燃料輸送物運搬者の指定申請等
- (1)申請

核燃料物質等を自動車により運搬する者であって規則第22条に規 定する運輸大臣の指定(以下「指定」という。)を受けようとする者 は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載 要領等に従って記載した申請書及びその添付書類正副2通を自動車 交通局技術安全部保安・環境課に提出すること。

(2) 指定費の交付

運輸大臣が指定した場合は、申請者に指定書を交付するものとする。

- (3) 指定の条件等
 - (イ) 指定に当っては条件を付すことができる。
 - (ロ)指定に当っては3年以内の範囲において有効期間を付すことができる。
- (4) 指定の失効

指定は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、失効 するものとする。

(運輸省大臣官房国育鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)放射性同位元柔等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について

- (イ) 死亡又は解散したとき。
- (ロ)事業を廃止したとき。
- (ハ) 指定を辞退したとき。
- (二) 均定の条件に適合しなくなったとき。
- (ホ) 右効期間が満了したとき。
- (5)変更届

指定を受けた者は、申請審等の記載内容に変更が生じた場合は変更 の事由、内容を明らかにし、その日を遅派なく届け出ること。

(6) 指定書の返納

指定を受けた者は、指定が失効したときは指定書を返納すること。

(7) 運搬実績の報告

指定を受けた者は、毎年2月1日までに前年の運搬実績を運輸大臣 あて提出すること。

5. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、 核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第3 号様式による特別措置運搬承認申請查本文並びに別表第1の第1個に掲 ける記載事項について同表の第2個の記載要領等に従って記載した承認 申請書及びその添付書類正酬2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第5の第1欄に掲げる 区分に応じ、それぞれ、同義の第2欄に掲げる所管額に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、 内容を明らかにし、その貸当数手続きに値じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を 1 年

間保管すること。

6. 積載方法承認の申請等

(1) 由鉄

積載方法承認を受けようとする者は、別表第3の第1橋に掲げる記 載事項について同表の第2個の記載要領等に従って記載した積載方法 承認申請書及び別表第4の第2額の記載要領等に従って記載した雨表 の第1欄に掲げる旅付事類正剛2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第5の第1標に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管標に提出すること。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについ て行うものとする。

- (イ) 連鎖中、移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように優たれていること。
- (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
- (ハ)原子炉等規制法第59条の2第2項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。
- (二) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。
- (3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を 付すことができる。

(4)変更后

積載方法永認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を運輸大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(車両の型式に変更がない場合に限る。)には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

(1) 発地、着地、経路及び距離

别表第 1 亚撒計圖書等記载事項等

		(2) その他	○ (2)については、必要に応じ、道路名
記載事項	記 载 要 領 等		又は路線名、通過地点、区間距離、キ
1. 運搬の目的	〇 運搬する核燃料物質等の用途、発着		口程、所要時間、通過予定時刻、点檢、
	地等を簡略に記載すること。		- 運転者の交替予定等を記載し、週行経
2. 当該規定に従って迎搬することが著			路図を添付すること。また、特別の事
しく困難な規定及びその理由並びに安			由がある場合を除き、道路輸送にあっ
全な迎搬を確保するために特に講ずる			ては緊急時における代替経路図につい
指置(第19条第1項の規定に基づく			ても森付すること。
承認申請のみ)		9. 運搬しようとする接燃料輸送物	〇 承認申請の場合には、(2)及び(4)を
3. 当該規定によらないで運搬すること			除き、「核燃料輸送物」とあるのは「
とする規定及びその理由、安全な運搬			核燃料物質等、核燃料輸送物又は低比
を確保するために特に講ずる推置、第			放射性物質等」と読み替えて記載する
19条第2項の表の下欄に掲げる基準			こと.
への適合状況並びに当該規定によらな		(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び	〇 (1)の主要豁元は、長さ、稲、高さ、
いで迎搬することとしても安全上支障		主要踏元	重量等を記載すること。
がないことの説明(第19条第2項の		(2) 核燃料輸送物の種類	O (2)については、IP-1、IP-2、
規定に基づく承認申請のみ)			IP-3、A、BM又はBU型輸送物
4. 科学技術庁長官の承認の内容及び承			(核分裂性輸送物)のように記載する
認の理由、安全な型搬を確保するため			22.
に特に講ずる措置並びに表面における		(3) 収納する核燃料物質等の名称、数	〇(3)については、核燃料輸送物ごとに
線 最当量率が2ミリシーベルト毎時を		置、放射能強度及び性状	記載し、性状については、物理的、化
超え10ミリシーベルト毎時以下の核			学的状態を記載すること。また、名称
燃料輸送物を運搬する場合には、第1			については、収納する核燃料物質等が
9条第3項第1号及び第2号に掲げる			汚染物等である場合には、LSA-1、
基準への適合状況(第19条第3項の			LSA-II, LSA-III, SCO-I
規定に基づく承認申請のみ)			又はSCO一Ⅱの区分も記載すること。
5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及		(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数及び	
び住所	を付記すること。	配列方法(核分裂性輸送物のみ)	
6. 迎送人の氏名又は名称及び住所	〇 法人にあっては、その代表者の氏名	(5) 核燃料輸送物の線最当最率	〇 (5)については、その位置を付記又は
	を付記すること。確認申請であって運		図示すること。
	送人が指定を受けた者である場合には、	(6)核燃料輸送物の輸送指数	
	指定費の日付及び番号を記載すること。	(7) 核燃料輸送物に貼付する標識及び	
7. 予定運搬日時		行う表示	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い
8. 予定型搬耗路	1	1 1	ずれのものを何枚貼付するのか、「A

1	型」、「TYPE A」、「BM型」、	(7) オーバーバックの外観図	〇 (7)については、三部盟及び馬かん國
	「TYPE B (M)」、「BU型」		によること。
	又は「TYPE B (U)」の文字の	12. コンテナの概要	〇 承認申請の場合には、(2) の「核燃
	うち、いずれの表示を行うのか及び総		料輸送物及びオーバーパック」を「核
	重量の表示について記載すること。		燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比
(8) 核燃料輸送物の個数	1		放射性物質等」と読み替えて記載する
(9) 核燃料輸送物の基準適合状況	〇 (9)については、科学技術庁長官の運		こと.
	搬確認証の番号及び輸送容器の登録器	(1) コンテナの名称又は型式及び主要	○ (1)の主要設元については、長さ、幅、
1	号を記載し、当該確認証の写しを添付	諸元	高さ、重量、避合規格等を記載するこ
	すること.		٤.
1	科学技術庁長官の運搬確認申請中の	(2) 収納する核燃料輸送物及びオーバ	〇 (2)については、コンテナごとに記載
	ものにあっては、その旨並びに申請書	ーパックの型式又は名称、個数及び	すること。
	の日付及び番号を記載すること。	コンテナへの収納方法	
(10) 核燃料輸送物取扱上の注意事項		(3) コンテナの線量当量率	〇 (3)については、その位置を付記又は
(11)核燃料輸送物の外観図及び構造図	〇(11)の外観図は、三面図及び鳥かん図		図示すること。
	によること.	(4) コンテナの輸送指数	
10. 迦撒しようとする特定核燃料物質の	〇 ブルトニウムにあってはブルトニウ	(5) コンテナに貼付する標識	O (5)については、第1類自標識、第2
初期、総量等	ム 238の同位体濃度を、ウランにあっ		類貨標識又は第3類貨標識のうち、い
	ては濃縮度を、使用済燃料にあっては		ずれのものを貼付するのか及びコンテ
	吸収線量率が1グレイ毎時を超えるか	· ·	ナ標識の貼付の有無について記載し、
	どうかを併記すること。		また、国連番号を表示する場合には、
	1		その旨についても記載すること。
(1) オーバーパックの名称及び主要語	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、	(6) コンテナの個数	
元	高さ、重量等を記載すること。	(7) コンテナの外観図	〇 (7)については、三面図及び鳥かん図
(2) 収納し、又は包装する核燃料輸送	O (2)については、オーバーバックごと		によること。
物の型式又は名称、個数及びオーバ	に記載すること。	(8) コンテナの施錠、封印等	O (8)については、施錠及び封印又はこ
ーパックへの収納又は包装の方法			れと同等以上の措置に係る詳細図を添
(3) オーバーバックの移散当量率	〇 (3)については、その位置を付記又は		付すること。
	図示すること。	13. タンクの概要	
(4) オーバーパックの輸送指数		(1) タンクの名称又は型式及び主要籍	O (1)の主要諸元については、長さ、幅、
(5) オーバーパックに貼付する標識	O (5)については、第1類白標識、第2	元	高さ、重量、適合規格等を記載するこ
	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い		٤.
	ずれのものを貼付するのかを記載する	(2) 収納する低比放射性物質等の名称	〇 (2)については、タンクごとに記載す
	z & .	、数量、放射能強度及び性状	ること。名称については、LSA-I
(6) オーバーパックの個数			又はSCO-Jの区分も記載し、性状
1 Con a contract	ſ	(1 Nation . SER CROSS ENT

1	については、物理的、化学的性状を記し	の型式又は名称、個数並びに輸送指	1
	殺すること。	数及びその合計値	
(3) タンクの線量当量率	O (3)については、その位置を付記又は	15. 巡搬实施体制	
	図示すること。	(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者	〇 (1)において運搬統括責任者について
(4) タンクの輸送指数		、見張人、同行する専門家及びその	は職名、氏名及び邀絡先を、還撥実施
(5) タンクに貼付する標識	O (5)については、第1類白標識、第2	他の運搬従事者	責任者については職名及び氏名を、 <u>見</u>
1	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い	ľ	張人については人数を、何行する専門
	ずれのものを貼付するのか及びコンテ		家についてはその氏名、所属、資格等
	ナ標識の貼付の有無について記載し、		を、その他の選択従事者については人
·	また、国連番号を表示する場合には、		数を記載すること。ただし、第19条
ľ	その旨についても記載すること。		第1項から第3項までの規定に基づく
(6) タンクの個数			承認申請の場合には、その他の巡搬従
(7) タンクの外観図	〇 (7)については、三面図及び鳥かん図		事者の全氏名も記載すること。
	によること。	(2) 放射線管理要領	○ (2)については、車両、核燃料輸送物、
14. 車両及び積載方法		•	コンテナ等の線査当量率の管理、線量
(1) 車両の概要	〇 (1)については、鉄道、軌道、索道又		当量率、測定機器、保護具等について
	は無軌条電車により運搬する場合には、		記載すること。
	当該巡撫に使用する車両の許容積報量	(3) 被はく管理嬰領(第19条第1項	〇 (3)については、運搬従事者の被ばく
	及び有がい、紙がいの別を、自動車に	から第3項までの規定に基づく承認	終盤当監の測定、記録等の体制、その
	より運搬する場合には、当該選搬に使	申請のみ)	他被ばく管理に係る必要な事項を記載
	用する自動車の車名、型式、登録器号		すること.
	及び最大積載量を記載すること。	(4) 運搬要領	〇(4)については、運搬時における駐車
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び	○ (2)については、三面図により示すも		要領、監視及び点検要領、踏切通過要
固定方法	のとし、積載位置、固定等に使用する		領、梯団時の隊列による運行体制等を
	用具、固定等の方法、標識の貼付、他		記載すること。
	の積穀物等が明確にわかるように示す	(5) 連絡体制	〇 (5)については、通信設備、指定連絡
	こと.		場所、連絡をすべき時間間隔又は場所
(3) 車両の線 批当量率	○ (3)については、その位置を付記又は		等を記載すること。
	図示すること。	(6) 荷役作業要領	〇 (6)については、荷役時における作業
(4) 車両に貼付する標識	○ (4)については、車両標識の貼付の有)	要領、安全対策、使用する機器又は用
	無について記載し、また、国連番号を		具の種類等について記載すること。
	表示する場合には、その旨についても	(7) 事故時の措置	〇 (7)については、事故時の応急指置、
	記載すること。		連絡先等を記載すること。
(5) 車両に積載する核燃料輸送物、オ	○ (5)については、車両ごとに記載する	16. その他	〇 選級従事者に対する教育訓練内容そ
ーパーパック、コンテナ及びタンク	こと.	1	の他必要な事項を記載すること。また、

備考

- 用抵は、日木工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。
- 2. 下線を付配した事項については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律施行令第17条の4の表第2号の下欄に掲げる物質を遊費 する場合に限る。

別表第2 指定申請書の記載事項等

記載事項	記報要領等
1. 申請查本文	○ 申請書本文の様式は第2号様式によ
	az と.
!	また、申請者が法人である場合にお
	っては、その代表者の氏名を付配する
	こと.
2. 自動車運送事業の免許の種類、取得	
年月日	
3. 事業の概要	〇 资本金、年商、従業員数、保有車
	数、営業所数及び自動車週送事業以
	の事業内容等を記載すること。
4. 核燃料物質等の運搬委託者の氏名又	O 過去3年以内において、核燃料物
は名称	等の荷送人又は荷受人として運搬を
	託した者のうち主な者を、原子炉等
	制法の使用者等の区分に従って記載
	බ ස්දි.
5. 核燃料物質等の運搬の経歴	
(1) 運搬の実績	○ 過去3年間に運搬した核燃料輸送:
	の種類別個数及び件数について記載
	ること。運輸大臣の確認を要する核
	料輸送物は () 内に内数で示すこ
(2) 運搬時の事故	〇 過去3年間で運搬中に発生した放
	線による人の障害が発生した事故、
	装等が生じた事故又は紛失事故の発
	日時、場所及び事故の概要を記載す
6. 核燃料物質等の運搬に使用する車両、	〇 運輸大臣の確認を要する核燃料輸
携行する機器等の模要	物の運搬に使用する主な車両の車名
	型式、登録番号及び使用の本拠の位
	を記載し、車両の三面図を振付する
	と、携行する機器については、放射
	測定機の名称又は型式、測定線質、
	数及び保守点検要領並びに保護具の

· ·	
	要を記載すること。
7. 核燃料物質等の運搬に関する責任体	〇 運搬に関する業務処理の体制につい
柳	て指揮命令系統等が明確になるよう記
	「
	通常時及び危険時における連絡体制に
	ついても記載すること。さらに関連す
	る部野の組織図を添付すること。
8. 核燃料物質等の運搬に従事する者に	〇 教育訓練等の内容、教材、受講者、
対する教育訓練等	頻度等について、過去の実績及び今後
	の計画を記載すること。
9. 被曝管理体制	〇 週級に従事する者の終趾当量の捌定、
	記録等の体制について記載すること。
10. 放射線管理等に関する知識を有する	〇 核燃料物質等の運搬に従事する者の
者	うち放射線取扱主任者免状等を有する
	者の氏名、所属及び免状等の取得年月
	日について記載すること。
	者の氏名、所属及び免状等の取得年月

記 裁 事 項	記 极 要"飢 等
1. 申請費本文	O 申請書本文の様式は第4号様式によ
	ತ こと。
	また、申請者が法人である場合にあ
	っては、その代表者の氏名を付記する
	こと.
2. 運搬しようとする核燃料輸送物の基	〇 科学技術庁長官の容器承認の番号を
準適合状況	記載すること.
3. 週搬しようとする核燃料物質等の種	〇 核燃料物質等に係る指定運搬方法確
M	認機関に関する省令第3条に掲げる核
	燃料物質等の種類を記載すること。
	〇 核原料物質、核燃料物質及び原子炉
	の規制に関する法律施行令(以下「令
	」という。) 第17条の4の表第2号の
	下欄に掲げる物質に該当する場合は、
	その旨を記載すること。
4. 承認を受けようとする積載方法	
(1) 名称	
(2) 外観図	〇 図面により固定方法、積載位置等を
	明確に示すこと。なお、必要に応じて
	部分図を添付すること。
	〇 主要な箇所には寸法を記入すること。
(3) 闘約に使用する用具、架台等	〇 固約に使用されるワイヤ、緊縛金具、
	架台等の名称及び記号等を記載するこ
	٤.
(4) 迎厳に係る車両	〇 鉄道、軌道、紫道又は無軌条電車に
	より運搬する場合には、車両の許容積
	単により運搬する場合には、車名、型
	式、登録番号及び最大積載量を記載す
4	ること.
(5) 固縛作業	〇 固縛作業の手順の詳細を明確に記載
	すること。

1	○ 園郷作業において、使用するクレー ン等機械、器具の内容及び園郷作業に 従事する者に対し指示すべき事項を思
5. 運搬吳施体制	戦すること。 〇 連級統括責任者、運搬実施体制、見
	張人、同行する専門家、その他の運搬 従事者、運搬要領、事故時の指置等を
	記載すること。

備者

- 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。 ただし、この大きさによることが困難なものについては、折たたんだ状態でこの大きさとすること。
- 2. 下線を付記した事項については、令第17条の4表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第4

添 付 费 類	記載要領等
1. 車両に関する説明	〇 運搬に使用される車両の主要諸元、
	車両性能及び積載方法の審査に必要な
1	箇所の構造、装置の内容について説明
	すること.
2. 予定される運搬に関する説明	〇 予定される運搬に関し、速度、勾配
	、最小回転半径、運行の距離等につい
	て説明すること。
3. 強度計算書	〇 予定される運搬等において、運搬容
	器が容易に移動、転倒、転務等を起こ
	さないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できる	〇 同一硫载方法が繰り返し実施できる
ことの説明	ことを具体的に説明すること。この場
1.	合、積付けに使用される機器、架台等
	の劣化についても莒及すること。
5. 承認容器について	〇 承認容器の主要器元、外観図及び承
	認を受けたことを証する雰面を添付す
	ること.

(運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官・貨物流通局長通達)放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について

6.	その他	0	その他必要な事項がある場合は、	ť
		0.	費面を添付すること。	

別表第5 申請先

区	त्र ी	所	管 課
(1) 当該運搬が鉄道、 無軌条電車によって	• • •	鉄道局	保安車両課
(2) 当該運搬が自動車 ってなされる場合	若しくは軽車両によ	技術多	「交通局 全部 環境課

第1号模式 (核燃料輸送物型搬硫器申請書)

核燃料	并輸送物理鐵確認申請書	
正本には、所定の金 額の収入印紙を貼り、 消印しないこと。		
運 輪 大 臣	蛟	
	文 办 番 号	
•	年 月 日	
	申請者の氏名	•
	又は名称	
	佳 所	
	連 格 先	

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項の確認をして報ぎたく申請いたします。

核燃料輸送物運搬者指定申請費

迎 輪 大 臣 殿

核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣が指定する者として指定 して破ぎたく、下記のとおり申請いたします。

å

班 輪 大 臣 股

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等 の運搬について承認して概念たく申請いたします。

特別措置運搬承認申請費

55

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく 場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく 場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合 には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。

第4号模式 (積載方法承認申請書)

積載方法承認申請費 迎 輪 大 臣 文書番号 年 月 日 申請者の氏名 又は名称 連 絡 先 核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第3条の規定に基づ き、下記の積載方法について承認して截きたく申請いたします。

自動車運送事業等運輸規則(抄)

運輸省 第四十四号昭和三十一年八月一日

昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号

(目的)

最終改正

第一条 この省令は、自動車運送事業、 及び旅客又は荷主の利便を図ることを目的とする。 車両等運送事業の適正な運営を確保することにより、 自動車運送取扱事業及び軽 輸送の安全

(物品の持込制限)

第三十六条 百六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染さ 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 能濃度が七十四ベクレル毎グラム以上のもの並びに核原料物質、 放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射 五の二 放射性物質等(放射性同位元素等による放射線障害の防止 適合する場合は、この限りでない。 に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項の ただし、品名、数量、荷造方法等について、 する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用 (昭和三十二年法律第 別表で定める条件に

れた物をいう。

和五十四年一月四日)から施行する。 年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 この省令は、 原子力基本法等の一部を改正する法律 (昭和五十三

(昭

附 則

(施行期日)

第一条 から施行する。 この省令は、 平成元年四月一日 (以下 「施行日」という。)

自動車運送事業等運輸規則

○道路運送車両の保安基準 (抄)

9

「運輸省令第六十七号」「昭和二十六年七月二十八日」

最終改正 昭和六○年九月二五日運輸省令第三一号

(用語の定義)

ころによる。 第二条に定めるものの外、左の各号の定めると第一条 この省令における用語の定義は、道路運送車両法(以下

十七 「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障 等二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつて 等二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつて 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二 年法律第百六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによって 方染された物をいう。

(灯光の色等の制限)

ない。

- トル以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならしくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で地上二・五メ第四十二条 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若

六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するため

(昭和五十三年運輸省令第七十二号)

第十九条の規定により運

光度が三百カンデラ以下のものでなければならない。 薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、 照明灯、緊急自動車の警光灯、 尾灯、 行中に使用しない灯火(前面に備える駐車灯を除く。 方向指示器、 般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の非常灯及び走 自動車に備える灯火は、 後面に備える駐車灯、 非常点滅表示灯、 前照灯、補助前照灯、 制動灯、 道路維持作業用自動車の灯火、火 速度表示装置の速度表示灯、 後退灯、 方向指示器、 側方灯、 を除き 番号灯

(消火器) 灯火は、他の灯火と兼用のものであつてはならない。 灯火は、他の灯火と兼用のものであつてはならない。 化薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための

送する場合に使用する自動車

火器は、次のものでなければならない。 火器は、次の自動車(前項に規定する自動車を除く。)に備える消

- のもの 霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が六リットル以上
- 上のもの 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が二・二キログラム以
- ル以上のもの 一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が一リツト
- リットル以上のもの 二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が○・四
- 上のもの 上のもの という という という がっぱん 一・ 八キログラム以
- るほか、左の基準に適合するものでなければならない。4 第一項の自動車に備える消火器は、第二項又は前項の規定によ
- 定する技術上の規格に適合するものであること。消火器は、構造及び性能が消防法第二十一条の二第二項に規
- じ又は作動するものでないこと。 消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生
- り付けたものであること。 消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取
- 四 消火器は、左の場所に備えたものであること。
- イ 火薬類を運送する自動車及びこれをけん引するけん引自動

道路運送車両の保安基準(抄)

2送する自動車及びこれをけん引するけん引自動

・にあつては、見張人の使用に便利な場所

者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所イに掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、

中車

○ 核燃料物質等の運搬の届出等に

「総 理 府 令 第 四十八号」「昭和五十三年十二月二十八日」

の運 条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料 年政令第三百二十四号) 第六十六条第二項において準用する場合を含む。)並びに核原料物 十二年法律第百六十六号)第五十九条の二第四項及び第五項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 搬の届出等に関する総理 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二 核燃料物質等の運搬 最終改正 第十七条の四において準用する同令第十七 平成二年十二月二十八日総理府令六三号 の届出等に関する総理府令 府令を次のように定める。 (昭和三 物質等 (同法

(保安のための措置が必要な場合に届出を要する核燃料物質等)

質等 三年総理府令第五十七号)第三条第一項第三号に規定する核燃料 行令 条 物質等とする。 物質によつて汚染されたものをいう。 号イの総理府令で定める核燃料物質等 o) (以下この条において「令」という。 I 核原料物質、 場又は事業所の外における運搬に関する規則 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施 以下同じ。 (核燃料物質又は核燃料)第十七条の五の表第 しは、 (昭和五十 核燃料物

2

令第十七条の五の表第

号

H

O

総理府令で定める核燃料物質

は

十五条第二項に規定する核分裂性物質とする。核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第

(届出の手続

う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。
う。)に提出しなければならない。

- 2 前項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会を経由会に対する同項の運搬届出書の提出は、発送地公安委員会を経由会に対する同項の運搬届出書の提出は、発送地公安委員会の管轄する公区域にわたる場合には、当該核燃料物質等の発送地を管轄すると 前項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の管轄する
- 3 間前までに の — 轄する区域内においてのみ行われる場合にあつては運搬開始の 第一項の運搬届出書の提出は、 週間前までに、 な けれ ば その他の場合にあつては運 なら ない。 当該運搬が一の公安委員会の管 **上搬開始** の日 の 週 H

(運搬証明書)

第三条

2 前条第一項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会のという。)の様式は、別記様式第二のとおりとする。

法第五十九条の二第五項の運搬証明書(以下「

運搬証

明書

管轄する区域 会は、 該運搬証明書を、 にわたる場合には、 発送地公安委員会を経由して交付す 発送地公安委員会以外の公安委

2

指 示

るものとする。

第四 条 保安のための措置が必要な場合 に おける法第五十九条の二 以下

第六項 同じ。)の総理府令で定める 核燃料物質等を積載した車両 第百五号) (法第六十六条第二項において準 第二条第一 # 項第八号に規定する車 項 は (道路交通法 次の各号に掲げるものとする。 甪 する場合を含む。 (昭和三十五年法 一両をい ٠ ٠ ٥

下この項において同じ。 の 速

彦

以

伴走車の配置

+ ,る車 核燃料物質等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行 両 の 車 列 の編成 並び に当 該車列を構 成 成する車 両相互間 の

ĮΨ ⁵。 駐車 以下この号において同じ。 (道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車 場所及び駐車時 の措 を

٧١

公安委員会に提出

六 Ŧī. 見張り人の配置 燃料物質等の積卸 その 他核燃 し又は一 料 物質等 時保管をする場 の 関係者以外 所 の 者 Ø 接

七 近 を防止するための措 燃料物質等の 車 両 の 積 (載方

八 警察機関 の連絡

九

+

前各号に掲げるもの 核燃料物質等の取扱い 核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係) の に関し ほ か 運 知識及び経験を有する者の同 搬中 o) 交通事 故 核燃料物質 行

> 等の盗取等による災害を防止するために必要な事 号に掲げるも ける法第五十九条の二第六項の総理府令で定 保安及び特定核燃料物質の防護のための措置が必要な場 Ø) の いほか、 防 『護対象特定核燃料物質を防護するため んめる 事 項は、 合に 前 照項各 お

に必要な事 項とする。

(公安委員会相互の連絡

第五条 相互 Ų 会の管轄する区域にわたる場合には、 に そ 第二条 の他当該運 法第五十 第一 搬 項の届 九条の二第六項の規定による指示の内容を通 の円滑な実施 出に係る運搬の経路が二以上の公安委員 の ため必要な連絡を行 届出を受けた公安委員会は、 わ な け

ば ならない。

(運搬証明書の記載事項の変更の届出等)

第六条 書換 明 用する場合を含む。 書 え申請書一 の書換えを受けようとする者は、 法第五十九条の二第九項 通に当該運搬証明書を添えて、 しなければならない。 以下同じ。)の規定による届出 (法第六十六条第二項に 別記様式第三の運搬証明 その交付を受け 包 Ų お 運 V 搬 て 書 証 進

2 申 轄する区域に係るも る当該変更に係る事項が発送地公安委員会以外の公安委員会の管 請 法第五十九 提 出 は 条の二第九項の規定による 発送地公安委員会を経由 のであるときは、 前 頃の 届出 L 運 τ が 搬 あ L なけ つた場合にお 証 明書 n ば ならな ź H

前 項 の規定により第一 項の運 搬 証明書 書 換 â. 申 請書の提 出

3

お

る。 書を交付するときは、 あつた場合において、 発送地公安委員会を経由してするも 当該公安委員会が書き換えをした運搬証 のとす 明

(運搬証 明 書 の 再交付 の申請等)

第七条

法第五十九条の二第十項

(法第六十六条第二項にお

い

て

樵

書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。 用する場合を含む。 !を受けようとする者は、 場合において、 申請 以下同じ。 の事 別記様式第四 由が当該運搬証明書)の規定による運搬証明書 の運搬証明書再交付 の汚 損であると Ø 申 再 請 交

出 の公安委員会であるときは、 は 運搬証明書を交付した公安委員会が発送地公安委員会以外 発送地公安委員会を経由してしなければならな 前項の運搬証明書再交付申請 書の 提

2

きは、

当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならな

3 搬証明書を再交付する場合について準用する。 前条第三項の規定は、 発送地公安委員会以外の公安委員会が この場合におい て 運

同

「前項の規定により第一項の運搬

証明

書

書

換え

申請

書の

3

えるものとす 第 提 出があつた場合」とあるのは、 項の運搬証明書 再交付申請書 0 「次条第二項の規定により同条 提出が あつた場合」と読 いみ替

Î 運搬証 明 書 0 返納

第八条 明 を受けた者 書を回復 法第 五十 したときは、 は 運搬証明 九条の二第十項の規定による運搬証明書 書 運搬証明書を交付した公安委員会にその の再交付を受けた後において旧運 の再交付 搬証

> 会であるときは、 旧運搬証明書を速やかに返納しなければならない。 て、 返納に係る公安委員会が発送地公安委員会以外 発送地公安委員会を経由してしなければならな この場 の公安委員 合に

(運搬証明書の)返納)

い。

V١

第九条 達 地公安委員会」という。)以外の公安委員会に対する返納 質等の到達 速やかに返納しなければならない。この場合に する者は、 地公安委員会を経由してしなければならない。 核燃料物質等の運搬を終了したときは、 地を管轄する公安委員会 運搬証明書を交付した公安委員会にその運搬証 (以下この 項にお おい 運搬証明 τ, V١ 核 て 書 **以燃料** 明 を携 書 到 到 達 物 を

こととなつたときは、 運搬証明書の交付を受けた者は、 運搬証明書を交付した公安委員会に 核燃料物質等の運搬を そ しな O 運

て準用 前条後段の規定は、 する。 前 項の 規定による運搬証 明 書 の 返納 K つ

ķ١

搬証明書を速やかに返納しなければならない

(運搬に関する検査)

第十条 準用する場合を含む。 法第五十九条の二第十一項 の規定により警察官が検査を行うときは (法第六十六条第二 に お 7

燃料物質の防護の確 対 か 道路に 象特 7 定核 当該核燃料物質等の保安の確保 おける安全と円滑に支障を及ぼすおそ 燃料物質を含むときは、 保安及び当 (当該核燃料物質等に防護 n 該防護対象特定核 0) な V١ 場 所を選び ば

保)

につ

٧١

て細心の注意を払わなけ

ħ

なら

ない。

(報告の徴収

第十一条 業者、 日から十日以内に、 各号の一に該当する事故が発生したときは、 工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬において、 加工事業者、 法第五十九条の二第五項の規定による届出をした製錬事 廃棄事業者及び使用者は、 その状況及びそれに対する処置を当該届出を 原子炉設置者、外国原子力船運航者、 法第六十七条の規定により、 当該事故が発生した 再処理 次の

3

核燃料物質等の盗取又は所在不明

受理した公安委員会に報告しなければならない。

交通事故

= 防護対象特定核燃料物質の運搬 の妨害

四 核燃料物質等の異常な漏え

五 発生するおそれがある事故 障害以外の障害であつて軽徴なものを除く。)が発生し、 前各号のほか、 核燃料物質等の運搬に関し人の障害(放射線 叉は

附 則 (昭和六三・一一・二四総理府令五〇)

(施行期日

1 則 る法律の一部を改正する法律 第一条第一 この府令は、 号に掲げる規定の施行の日 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関す (昭和六十三年法律第六十九号)附 (昭和六十三年十一月二

経 延過措 置 十六日)

から施行する。

2 この府令の 施行後に開始される防護対象特定核燃料物質を含

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

てしたものとみなす。 する総理府令(以下「新府令」という。)第二条の規定に基づい 運搬届出書の提出は、 燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令第二条の規定による 改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関

核燃料物質等の運搬についてこの府令の施行前にした改正前の核

及び注7に規定する記載事項のうち当該運搬届出書に記載されて 後当該運搬が開始されるまでの間に、 V ないものを当該核燃料物質等の発送地を管轄する都道府県公安 前項に規定する運搬届出書の提出をした者は、この府令の施 新府令別記様式第一の注 5 行

委員会に申し出なければならない。

(施行期日

附

則

(平成二・一二・二八総理府令六三)

この府令は、 平成三年一月一日から施行する。

(経過措置

1

2 物質等の運搬に係る届出及び運搬証明書並びに放射性 素等の運搬に係る届出について適用し、 平成三年二月一日以後に行われる核燃料物質等及び放射性同位元 性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定は、 する総理府令第一条の規定及び第二条の規定による改正後の放射 の運搬に係る届出 第一条の規定による改正後の核燃料物質等の運搬 については、 なお従前の例による。 同日前に行われる核燃料 の届出等に関 同位元素等

3 に対する罰則の適用については、 この府 によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為 令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前 なお従前の例による。 0

7715	記俅式弟 1()		UK 7				·						
(7	との1)						※整	理番	号				
							※受	理年	月日				
							※証	明書	番号				
							※証	明書	交付:	年月1	3		
		核	逐燃 料	物力	質等	運	搬 届	出	書				
									年	Ξ	月		日
公	安委員会 殿	r. Z											
			主所										
			氏名 (法					り名称	5及び	代表	者の	氏名) (P)
			吏用者等 ====================================	の区	分(注	[1)		ಜನ್ ಸ	<i>.</i>				
		<u>-</u>	担当者		Т		Ī	話番	号				
運	摋	日		時		左	E	月		日		時	から
			(注	2)		左	Ę	月		日		時	まで
発	送		地(注	3)									
到			地(注	3)									
	経由地点	距	雛 (km)			所	要時	運	行	運	搬	備	考
運	(注4)	区間	キロ程	路	線名	間	(分)	時	刻	手	段	(注	<u> </u>
4				-									
						_							
搬				-		-							
				-					·				
経			,	-									
				-									
路				_									
r11				ļ.									
)県での運搬の	の内容が	用紙(そ	· の 2	2)の	記載	事項	と異え	なるは	場合に	は、そ	その事	項及
び 道 で	運搬の内容												
55	載	事		項	運		搬		の		内		容
					•								
そ	の他の	記 i	 战 事	項	用	紙	(そ	の	2)	の	٤	お	ņ

_
+

(その?	2) 運搬の	 内容				
(その2) 運搬の内容 種類及び個数(注6) 核燃料物質等の名称及び数量 (注7) 区分及び区分別数量 (注8) 区分及び区分別数量 (注8) 区分及び区分別数量 (注8) 住 所 住 所 運行責 任者氏名 (注9) 同 行 者 氏 名 (注10) を燃料物質等積載車両及び運 自動車 最大積載 積載重量及で 輸送物個数 を転者 方 法 (注11) 携行資器材の名称及び個数 運 搬 要 領 (注12) 警察機関への連絡要領						
輸運運運同核核核有行将様後急		等の名称 (注 7)				
	区分及び区					
運送人	氏名(法人 は、その名	にあつて (称)				
	住	所				
 種類及び個数(注6) 核燃料物質等の名称及び数量 (注7) 運送人 住名 (法人にあつては、その名称) 産行責任者氏名 (注9) 同行者氏名 (注10) 核燃料物質等積載車両及び運費録番号 量量 輸送物個数 運転者氏名 (注11) 携行資器材の名称及び個数 運搬要領(注12) 警察機関への連絡要領 応急措置要領 						
同行	者氏名	(注10)				
核燃料物	勿質等積載す	両及び運	自動車 登録番号		積載重量及び 輸送物個数	運転者氏名
積 載	方 法	(注11)				
携行資	器材の名称	及び個数				
運搬	要領	〔 (注12)				
警察機	関への連	絡要領		<u></u>		
応 急	措置	要領				
核燃料物質等の名称 及び数量 (注 7) 区分及び区分別数量 (注 8) 日本の名称						

- 注 1 使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の別を併記すること。
 - 2 この欄には全運搬経路の運搬日時を記載すること。
 - 3 この欄には全運搬経路の発送地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
 - 4 この欄にはこの運搬届出書を提出する都道府県の運搬経路に係る内容を記載すること。
 - 5 この欄には駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
 - 6 A型輸送物、BM型輸送物、BU型輸送物、IP-2型輸

送物又は I P - 3 型輸送物の別及び個数を記載すること。核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記すること。防護対象特定核燃料物質にあつては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の6第1項の表第1号又は第2号に該当する場合は区分 I、同表第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は区分 II、同表第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は区分 II とそれぞれ併記すること。

- 7 燃料要素、燃料集合体又は使用済燃料にあつてはその旨及び単位体数を、その他の核燃料物質にあつては化学上の名称及び重量を記載すること。核燃料物質によつて汚染された物にあつては、その旨及び重量を記載し、当該汚染された物の名称、汚染の状況及び汚染の程度を記載した書面を添付すること。
- 8 照射されていない燃料の場合には、濃縮ウラン、プルトニウム及びウラン233 の区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、濃縮度及びウランの量を、プルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及びプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及びウラン233の量を記載すること。照射された燃料の場合には、照射前の濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムの区分により、濃縮ウランの区分に属するものにあつてはその旨、照射前の濃縮度及び照射前のウランの量(濃縮度が10パーセントに達しないものにあつては濃縮ウランの区分に属する旨、照射前の濃縮度、照射前のウランの量及び照射直後の吸収線量率)を、ブルトニウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のプルトニウムの量を、ウラン233の区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のウラン233の量を、天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のウラン233の量を、天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分に属するものにあつてはその旨及び照射前のサラン233の量を、
- 9 運搬に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
- 10 核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者で、運搬に同行し、当該 核燃料物質等の保安のため必要な監督を行うものを記載すること。ただし、BM 型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつて、その者を同行させないときは記載を要しない。
- 11 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
- 12 車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等 安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面 を添付すること。
- 13 法第59条の2第2項(法第66条第2項において準用する場合を含む。)の科学 技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無、核燃料物質等の工場又は事業所の外にお ける運搬に関する規則第5条第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認 (同規則第6条から第10条までに規定する技術上の基準に係るものを含む。)の 有無及び同規則第13条又は核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号) 第19条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。
- 備考 1 用紙(その1)は運搬の経路となる区域を管轄するすべての都道府県公安委員会に、用紙(その2)は発送地公安委員会に提出すること。
 - 2 ※印欄には記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第	ag.	号												:	年	月	H
				ŧ	亥 燃 米	斗物了	質 等	手 運	搬	証明	書						
		-							***			公	安	委	員	会	(1)
		住所	ŕ														
使	用者等	氏名	i (注	人人	にあって	こは、 :	その	名称及	文び ——	代表	者の」	氏名	;)				
		使用	者等	チのほ	조分											-	
運		搬		ŗ	\exists	旺		白	E	,	月		日		1	時	から
<u>F</u>]/ <u>i</u> jX				時		年	E	,	月		日		ļ	時	まで
発			送			地											
到			達			地									_		····
	红山	al, "Fj	距	Ŕ	推 (km)	路絲	 	所要	萨	運	行	遅	Ī	搬	備	- ;	考
運	経由地点		区	間	キロ程		K 石	間(:	分)	時	刻	手	<u>.</u>	段	1)H3		15
搬			ļ									<u> </u>					
								ļ									
経						 		-		-		-		_			
			 			-		-		-		-					
路						-		-		-		-		-			
						-						-		\dashv			
運	L	<u> </u>	しの		<u></u> 内	容		L				<u></u>		1			
-	913																
指	示	:	の		事	項											
ļ																	

備考1 この運搬証明書は、運搬中常に携帯し、警察官の要求があつたと^{きは、} 必ず提示すること。

- 2 この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を^{受け} た都道府県公安委員会に届け出ること。
- 3 この運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、遅滞な^{く交}付を受けた都道府県公安委員会に届け出ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

二九九

※整理番号	
※受理年月日	
※書換え年月日	

核燃料物質等運搬証明書書換え申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ® 使用者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第9項 (同法第66条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、運搬証明 書の書換えを申請します。

運	般証明書番号	運搬証明書交付年月日	年	月	日
書					
換					
之					
事					,
項					
-					
書	PACIFIC COLUMN TO THE COLUMN T				
換					
え					
事					
田					

備考1 ※印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付年月日	

核燃料物質等運搬証明書再交付申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 卿

使用者等の区分

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の 2 第10項 (同法第66条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、運搬証明 書の再交付を申請します。

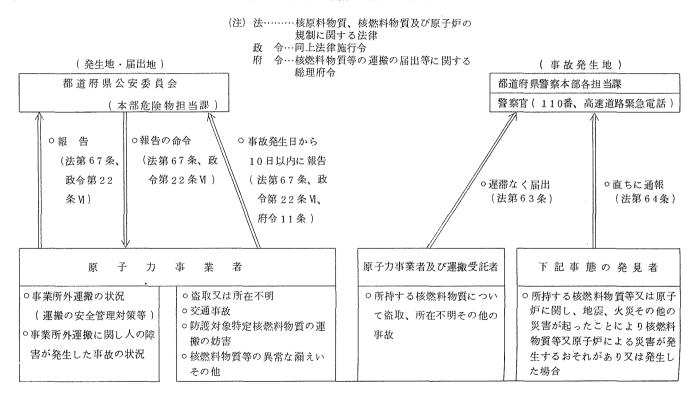
運搬	設証明書番号	運搬証明書交付年月日	年	
申				
請				
の				
事				
由				

- 備考1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

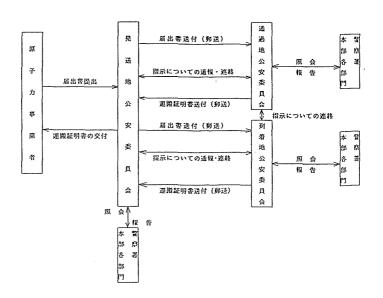
_

報告徵収関係(法第67条)

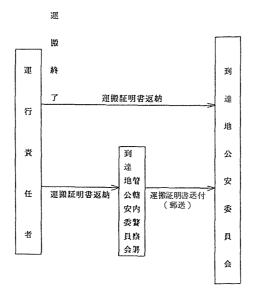
事故発生時の措置等(法第63条、64条)

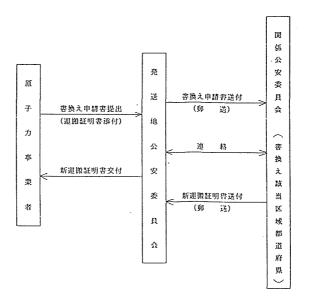


1 運搬証明書の交付手続

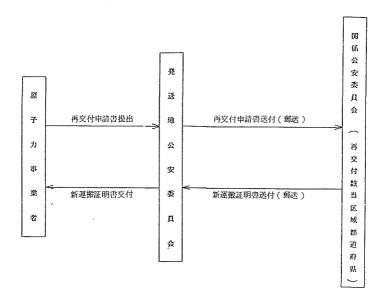


2 運搬証明書の返納手続





4 運搬証明書の再交付手続



○第1 運搬届出書の記載要領

1. 届出回数

届出は、1回の運搬ごとに行うこと。1車列をもつて1回の運搬とする。概ね積載車両を含む車両8台以内をもつて1車列とする。ただし、同時に2以上の車列を編成して運搬する場合であつても、同一経路で運搬し、車列ごとの運搬間隔が30分以内であるものにあつては、1回の運搬として取り扱う。この場合にあつては、概ね最大限4車列をもつて1回の運搬とする。

2. 届出書の提出先等

(1) 提出先

届出書の提出は、発送地公安委員会以外の公安委員会(以下「関係公安委員会」という。) に提出する届出書であつても、発送地公安委員会(都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。関係公安委員会に対する届出書には、当該公安委員会に送付するに要する切手を貼付した封筒を併せて提出する。

届出書用紙(その1)は、公安委員会ごとに2通、届出書用紙(その2)は3通を 発送地公安委員会に提出する。

(2) 海上輸送を伴う場合

事業所内の専用港から船舶で運搬し、他の港で荷烽して公道又は専用道路を運搬 する場合には、荷降した港が発送地となる。

事業所内の専用港から船舶で外国に運搬する場合及び事業所内の専用港から船舶 で運搬し他の事業所内の専用港で荷降し、公道又は専用道路等において運搬しない 場合は、届出を要しないが、警備上の関係から連絡を願いたい。

3. 届出書の提出日

運搬日の2週間前まで(1都道府県内のみの運搬については、1週間前まで)に提出する(土、日、祭日を除く。)。

4. 運搬証明書の返納

運搬が終了した場合には運搬証明書を直接到達地公安委員会(警察本部の危険物担 当課又は最寄りの警察署)に返納する。

- 5. 届出書用紙(その1)の記載要領
 - (1) 届出年月日

届出書を発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 届出公安委員会 届出先の公安委員会の都道府県名を記載する。

(3) 届 出 者

届出を行う使用者等を記載するが、運搬を委託された者が届け出る場合には、運

搬を委託した者との連名によるo

法人が届出者の場合には、その代表者名により届出をしなければならず、支社等の名義による届出は認めない。

(4) 担 当 者

実際の実務担当者であつて、運搬内容を熟知した者を記載する。

(5) 運搬日時

運搬全体の開始日時及び終了日時を記載する。

(6) 発送地、到達地

全運搬の発送地及び到達地を記載し、事業所、埠頭、空港である場合にはその 名称を併記する。埠頭等については、コンテナーバースを記載する等、場所をで きるだけ特定する。

(7) 運搬経路

路線名、各都道府県の出入地点、主要な経由地点、通過予定時刻等運搬経路が明確にわかるように記載する。

運搬手段は、車両、鉄道、船舶等を併用するときのみ記載するo

備考の欄には、駐車、積降し及び一時保管予定場所及び予定時刻を記載する。

この欄に記載する事項は、盗取、交通事故等の防止のために重要な事項であるので、明確に記載する(例えば「海老名」ではなく、「東名海老名サービスエリア」とその所在地、名称等を具体的に記入する。)。

なお、一時保管をする場合には、事業所、営業所等の倉庫又は車庫で行い、事故 等緊急やむを得ない場合の外は、運搬途中の積載物の車両間の積替えは避ける。

(8) この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載と異なる場合は、その事項及び運搬内容

届出書用紙(その2)には、運搬経路を管轄するすべての公安委員会について共通のものが記載されるが、当該届出書の提出にかかる公安委員会の管轄する区域内において、運搬の内容がこれと異なる場合には、当該事項についてこの欄に記載する。記載事項欄には、届出書用紙(その2)の該当する各欄名を記載し、運搬の内容欄には、その運搬内容を具体的に記載する。

- 6. 届出書用紙(その2)の記載要領
 - (1) 輸送物
 - ア 種類及び個数

輸送物の種類については、輸送物の型式を記載し、当該輸送物が防護対象特定 核燃料物質である場合にあつては、区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲの別について、「A 型核分裂性輸送物(区分Ⅲ)」等と併記する。

イ 核燃料物質等の名称

「燃料集合体」、「六フッ化ウラン」等と記載する。

また、照射された物質については、「使用済燃料」と記載し、試験的に照射し たものについては、その旨を付記する。

- ウ 区分及び区分別数量
 - (ア) 末照射の場合

プルトニウム及びウラン 233 にあつてはその旨を、濃縮ウランについては、 「濃縮ウラン (濃縮度 \bigcirc . \bigcirc %)」等と記載する。

また、数量については、総運搬量と1車列の総量を記載する。

例……濃縮ウラン(濃縮度:○○%)

第1車列 約○○○kg-U

第2車列 約○○○kg-U

合 計 約○○○kg-U

(1) 使用済燃料

照射前の区分、照射前の濃縮度(濃縮ウランのみ)、照射前の数量(総運搬量と1車列の総量)について記載する。濃縮度が10%に達しない濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムについては、照射直後の吸収線量率についても記載する。

例······照射前濃縮ウラン(濃縮度:○○%)、照射直後の吸収線量率1 グレイ毎時を超える。

なお、照射されたプルトニウム、ウラン233 及び濃縮度が10パーセントを超える濃縮ウランについては、運搬時の吸収線量率についても記載願いたい。

(2) 運送人

実際に運搬を行う運搬業者の全員を記載する。

(3) 運行責任者

運搬に同行し、運搬全体について責任を有する者を記載する。 2 車列以上で運搬する場合には、車列ごとの責任者も合わせて記載する。

(4) 同行者氏名

核燃料取扱主任者等関係法令で定められている資格を有する者、事業者等が実施する講習等を受講した者又は核燃料物質等の取扱いに3年以上従事したことがある者で運搬に同行するものを記載する。

BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつても、できる限り、これらの者を同行させる。

(5) 核燃料物質等積載車両及び運転者

積載車両ごとに、自動車登録番号、最大積載重量、積載重量、輸送物個数及び運転者氏名を記入する。予備者(車)のある場合は、別紙に記載する。運行責任者及び同行者の予備員は、一運搬につき各々1名、警備員及び運転の予備員は、1回の運搬が2車列までの場合は、4名以内、3車列を超えるものは8名以内にする。

三七

また、積載車、伴走車及び警備車については、一運搬につき各々1台以内の予備 車両にする。

(6) 積載車

積載方法の概要を簡潔に記載し、外観図を添付する。

(7) 携行資器材の名称及び個数

サーベイメーター、化学消火器、フイルムバッチ、ポケット線量計、立入禁止区域表示用器具等の災害発生時の応急措置のために携行する資器材を記載する。

(8) 運搬要領

速度、伴走車の配置、見張人の配置、駐車時の措置、車列間及び車両間の連絡方法等について記載し、輸送編成(1車列の場合は、車両間の距離)を記載した図面を添付する。

伴走車については、その乗務員の氏名、役割についても記載する。伴走車とは、 運搬中の安全確保のための車両であつて、交通事故、盗取等の防止のために監視を 行い、必要な措置をとれる者が添乗しているものをいう。

見張人については、氏名のほか見張方法等について記載する。見張人とは、周辺を監視し、関係者以外の者の接近を防止することができる能力を有する者をいう。

(9) 警察機関への連絡要領

運搬中の異常事態発生時の連絡、災害又は事故等により運搬証明書の記載と異なった運搬を行わなければならなくなった場合の連絡方法等について記載する。

連絡は、事故等の発生地を管轄する都道府県警察本部又は警察署に行う。

(10) 応急措置要領

災害発生時、車両故障時、妨害行為発生時等における応急措置について記載する。

(11) 摘 要

科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無等を記載する。確認申請中である場合には、その旨を記載する。

(その1)								*	蟿	理	1	暨	号	
								*	受	理	年	月	日	
								*	証	明	書	番	号	
								※	証明	月書	交付	年月	日	
	核燃	米斗	\$ 2 271	压矿	舎等	浦	探	屆	, j.	H. :	2E.			
	12/ //		123		.5		<i>x</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	, , , ,						
									_	- 1		_		
									3	P成		#	月	日
〇〇県公安	委員会 殿													
					比丽	THT C	ち択へ		(\HT/	\sim r	BC	番()	Ξ.
							Cup		株		-	会		7
					24.17	_	代表I						00	(P)
					使用	者等0	の区分	· カ	11	事業:	者			
					担当	者(0 0	0	0	電	話番	号	03-00	000-00
					住所	車下	∵ 都○	()	\sim)町	ОТ	日〇)番○	묶
							0		株				社	-
							代表I	瓦締	役		0 () (00	$^{\oplus}$
							の区分							
					担当	者 (0 0	0	0	Ē,	話番	号	03-0	000-000
					住所	東京	京都〇	O	00)町	OT	目〇	(番(号
					氏名	-	0		株				社	
							代表I						00	働
					使用:		の区分							

迎		搬			日	時		0月00			寺3 O キ2 O		から	
発			ì	—— 送			OO県O(○年○○月○○日 11時20分 まで○県○○市○○○○○○株式会社 ○○事業所						
到			ì	幸		地	OO県O(○郡○○町(力株式会社	000		 ク発電			
運	経	由;	也,	点	距 寫	推 (km) キロ程	路線名	所要時間(分)	運時	行刻	運手	搬段	儘	考
搬経路		別紙1記載の通り												
この県での運搬の内容が用紙(その2)の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の 内容														
記		軷	;		並	項	運	搬	0)		内		容
		該	当	な	l									
7	の	他	の	記	載	事 項	用紙(そ	- o 2) o) 通	Ŋ				

(その2)	運搬の内容	
	種類及び個数	第1車列 ○○個 A型核分裂性輸送物 第2車列 ○○個 (区分Ⅱ) 合計 ○○個
輸送物	核燃料物質等の名称 及び 個 数	燃料集合体 第1車列 ○○体 第2車列 ○○体 合 計 ○○体
	区分及び区分別数量	 濃縮ウラン (濃縮度: 0.0%以下) 第1車列 約 00,000 kg-U 第2車列 約 00,000 kg-U 合計 約 00,000 kg-U
運送人	氏名 (法人にあって は、その名称)	○○運輸株式会社
	住 所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
運 行	責 任 者 氏 名	総括運行責任者 ○ ○ ○ ○ ○ 第 1 車列運行責任者 ○ ○ ○ ○ ○ 第 2 車列運行責任者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
同 行	r 者 氏 名	該 当 せ ず
核燃料物	質等積載車両及び運転者	自動車登 最大税裁 積載重量及び 選 転 者 録 番 号 重 量 輸送物個数 氏 名 別紙2記載の通り
攲	载 方 法	トラックには輸送物○個を○段で積載し、ワイヤロー プで固定し、輸送物上部には緩衝体を当てる。 (別紙 3 参照)
携行資	器材の名称及び個数	別紙 4 記載の通り
運	行 要 領	別紙 5 記載の 通り
警察 機	関への連絡要領	別紙 6 記載の通り
応 急	措 置 要 領	別紙6、7記載の通り
適	用	科学技術庁長官の車両運搬確認を申請中

運搬経路及び運行時刻(例)

	ATT 1. III. In	nr-eu	(11)		l	\mathrew t-	mir dal	sera Ular		√核
県	経由地点	距離		路 線 名	所要	運行	時刻	運搬	備考	燃
名	〔 駐車予定場所 〕	区间	キロ程		時間(分)			手段		朴
	〇 〇 発	_	0			10:30	11:00	,		官
ا ا	〔〇〇事業所〕	5	_	国道〇号線	10			自		等
茨	〇 〇 交差点		5			10:40	11:10			連
		00			00					I III
	0 0 I · C		00			∞:∞	∞:∞	動		圧
		00			00					書
	○ ○ S·A 着		00	~~		$\infty:\infty$	∞:∞		運転者交替	杉燃料物質等運搬届出書の記載要領
	(サービス・エリア)	_		〇〇自動車道	(00)			車	休憩・点検	量
城	○ ○ S·A 発		_			$ \infty:\infty $	$ \infty:\infty $			要
		00			00					6
	茨城・千葉 県境		00			$\infty:\infty$	$\infty:\infty$	運		如
[F		00			00					李
	0 0		00			$\infty:\infty$	$\infty:\infty$			厅
葉		00			00			搬		(警察庁関係)
	千葉・埼玉 県境		00			$\infty:\infty$	$\infty:\infty$			12
埼玉		00			00					
<u> </u>	埼玉・東京 県境		00	○○高速道路		$\infty:\infty$	$\infty:\infty$			
東		00			00					
l . l	0 0 I · C		00			100:00	m.m			-
京		L								
	滋賀・福井 県境		00	○○高速道路		$ \infty:\infty $	$ \infty:\infty $			
		00			00					
福	0 0 I · C		00			$ \infty:\infty $	∞:∞			
		00		国道〇号線	00					
	〇 〇 交差点		00		1	$\infty:\infty$	00:00			
		00		県 道	00					
井	〇 〇 着		00			10:50	11:20			
_	〔〇〇原子力発電所〕									
	計	約00)()km		約2	4時間5	0分	_		_

核燃料物質等積載車両及び運転者(例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
001100000	00.01	○ 個 : 約 ○.○トン	000
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000
001100000	00.01	○ 個 : 約 ○.○トン	0000
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000

伴走車及び運搬従事者(例)

(車列前方)									
弩、備 車	監視	員(隊主	憂)	0	0	00	(00	○ 警備 (4	珠))
(000000000)	im M	視	圓	Ō	Ō	0.0	(")
(0000000)		n		Ö	Ö	00	(n)
先 導 車	運	転	者	0	0	00	(00)運輸(姝))
(00000000)		"		0	0	00	(")
	運行	責任者	(正)	Ō	Ō	00	(")
		〇同行		Ŏ	Õ	00	(00)(株))	
	監	視	員	0	0	00	(00)警備(洙))
(車列後方)									
後 備 車	運	転	者	0	0	00	(00)運輸(洙))
(000000000)		11		Õ	Ō	0.0	(")
(000000)	運行	責任者	(副)	Õ	Ô	ō c	(")
		線技術		0	Ō	00	(00)(株))	·
登 備 車	監	視	員	0	0	00	(00	○ 警 備(4	姝))
(000000000)		n		Õ	Ó	Ŏ C) (")
				~	_		. ;		Ś

【第2車列】

核燃料物質等積載車両及び運転者(例)

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000
001100000	00.0トン	○ 個 : 約 ○.○トン	0000

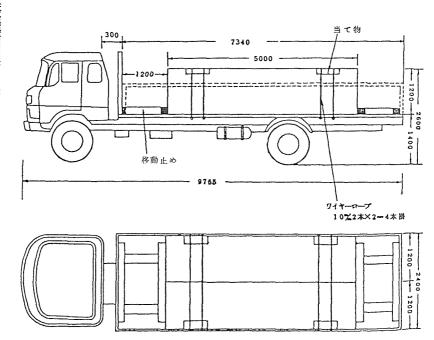
伴走車及び運搬従事者(例)

(車列前方)									
登 備 車	監視	員(隊	旻)	0	0	00	(OC	警備(朱))
(000000000)	監	視	貝	0	0	00	(")
		"		0	0	00	(")
先 導 車	運	転	者	0	0	00	(OC)運輸(相	朱))
$(\bigcirc]$		n		0	0	00	(")
	運行	責任者	(正)	0	0	00	(")
	00	〇同行	者	0	0	00	(OC)(株))	
	监	視	員	0	0	00	(OC)警備(t	朱))
(車列後方)									
後備車	運	転	者	0	0	00	(00)運輸(オ	朱))
(00000000)		"		0	0	00	(")
	運行	責任者	(副)	0	0	00	(11)
	放射	線技術	i者	0	0	00	(00	(株))	
登 備 車	監	視	員	0	0	00	(00)警備(相	朱))
(00000000)		"		0	0	00	(")
		"		0	0	00	(")

(+4:)	マ四日.	上記週期従事者に変更があった場合次の従事者より充当致します。	
17+1	一种侧国:	上記退場征事者に多更かめつに勢合体が促事者より光言以します。	

\circ	0	00,	\circ	00,	\circ	00,	\circ	\circ	(以上〇〇運輸(株))
\sim	\sim	0 0	\circ	\circ	\circ	\cap	\cap	\cap	(NLLへへ数機(性))

積 載 車 両 外 観 図 (例)



携行資器材の名称及び個数

No.	<u> </u>	名	個		3	数
1.	サーベイメータ					
	γ線用(電離箱又に	はGM式)	1台	/	車	列
	α線用		1 台	/	"	
2.	ゼブラロープ		約100m	/	"	
3.	標 識(立入禁止等	夢)	1 式	/	"	
4.	夜間信号用ランプ					
	(1) 警戒灯		3個	/	. "	
	(2) 懷中電灯		3個	/	"	
5.	拡 声 器(電気メス	ガホン)	1台	/	"	
6.	ボ ロ		約2kg	/	"	
7.	ポリ又はビニール袋		大小各種1式	/	"	
8.	ペーパータオル		6箱	/	"	
9.	ビニールテープ		1式	/	"	
10.	消火器(ABC内容b	量3.5 kg以上)	1個	/	各 車	両
11.	赤 旗		1式	/	車	列
12.	無線機		1台	/	n	
13.	オーバーオール		1 着	/	運搬從	生事者
14.	マスク		1個	/	"	
15.	メガネ		1個	/	"	
16.	ゴ ム 手 袋		1双	/	"	
17.	オーバーシューズ		1足	/	"	

選 搬 要 領(例)

運搬にあたっては、安全確保のために以下の措置をとります。

- 1. 運行前点検を厳重に実施します。
- 2. 交通法規を遵守し、一般道路及び高速道路においては指定速度以下で運行 します。
 - 注)雨天等気象状況の悪い時、又は坂道、悪路、工事中の道路等注意を 要する場合は、徐行する等、より安全な速度で走行します。
- 3. 積載車両の前後に別紙5-(2)「車列編成図」の通り件走車を配置します。 件走車には別紙1「件走車及び運搬従事者」に示す運搬従事者が乗車し、交 通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。
- 4. 携帯無線機を使用し、各車両間で連絡をとるとともに定期的に輸送本部と連 絡をとります。
- 5. 運搬中に駐車又は停車をする場合には、積載車両に接近する者を監視出来る 位置で監視員を含め○名で見張ります。尚、駐停車する場所が路上である場 合には停止標示板を置き、監視員が交通整理を行ないます。
- 6. 輸送途上での積替はありません。

車 列 編 成 図 (例)

【第1車列】

伴走車

輸送物積載車

伴 走 車



【第2車列】

伴 走 車

輸送物積載車

伴 走 車



車間距離は時速○○kmのとき○○mを保ちます。

警 祭 機 関 へ の 連 絡 要 領 (例)

1. 交通事故、核燃料物質の盗取等が発生した場合には、運行責任者が110番 (高速道路上では緊急電話)で最寄りの警察に連絡します。

連絡にあたっては、下記内容を速やかに伝えます。

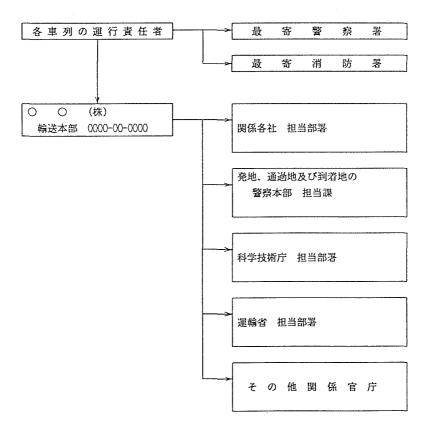
- (1) 事故発生時刻及び場所
- (2) 事故の原因及び状況
- (3) 負傷者、汚染の有無
- (4) 事故の拡大性の有無
- (5) 講じた措置
- (6) 連絡者の氏名及び今後の連絡先
- 2. 運行責任者は車両事故、道路の不通等により、予定通りの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部担当課に別紙7の連絡系統により連絡します。
- 3. 運搬終了時には、出発地及び到着地の警察本部担当課に連絡します。

応急 措置 要領(例)

事故等が発生した場合には、状況によって処置方法は異なりますが、原則と して次の処置をとります。

- 1. 週行責任者は警察機関への連絡要領(上記)により最寄りの警察へ連絡し、指示をあおぎます。
- 2. 運行責任者は必要な場合に、最寄りの消防機関に119番で連絡します。
- 3. しかる後に、非常時の連絡体制(別紙7)によって関係部署へ連絡します。
- 4. 運行責任者及び放射線技術者は、運搬従事者及び監視員を指揮し、事故現場 の状況に従って縄張り、立入禁止標識、見張人、赤旗又は赤色合図灯により事 故現場に関係者以外を近づけないようにします。
- 5. 放射線技術者は、必要と認めた時は、放射線の測定を行ない携行資器材(別紙 4)で放射線防護の処置をとります。
- 6. 火災が発生した場合は、初期消火に努めます。

非常時の連絡体制(例)



(注) 発地、通過地及び到着地の 警察本部担当課の連絡先は必要 により別紙にまとめる。

○ 第2 書換え申請書の記載要領(続き)

1 届出を要する場合等

(1) 運搬証明書の書換えを必要とする場合

運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、書換え申請書を提出し、運搬証明書の書換えを受ける必要がある。

運搬証明書の記載事項と基本的同一性を失うような変更(運搬する核燃料物質等の変更、発送地又は到達地の変更、2週間以上の運搬日時の変更等)については、書換えを受けることはできず、新たな運搬届出書を提出し、改めて運搬証明書の交付を受ける必要がある。

(2) 書換え申請の例外

ア 変更内容が軽微な場合

運搬証明書の記載事項のうち、運搬の内容欄(運搬証明書に添付される届出書(その2))中の警察機関への連絡要領欄、応急措置要領欄及び適用欄の記載内容の変更については、書き換えを受ける必要はないが、変更内容を必ず報告すること。

イ 緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更

荒天等により船舶の入港が遅れたためなど、いわゆる緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更については、書換えを受ける必要はないが、緊急やむを得ない理由を付して必ず報告しなければならない。

報告は、原則として書面によることとし、運搬証明書書換え申請書を用いる。 口頭(電話による場合を含む。)により報告する場合には、書換え申請書記載内容 に従つて報告する。

この場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書^{又は} 運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書が交付されるので、これを運搬証明書と ともに携帯して運搬すること。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書 書換え申請書口頭受理証明書は、運搬証明書とともに返納する。

ウ 急を要する場合の書換え

予定車両の故障等で積載車両を変更しなければならない場合など、急を要する場合の書換えであつても、届出者の責に帰すべき理由による運搬証明書の記載事項の変更は、原則通りに運搬証明書の書換えを受ける必要があり、運搬証明書書換え申請書を提出し、手数料を納付しなければならない。

ただし、このような場合で運搬証明書の書換えを受ける時間的余裕がない場合 には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書が交付され、申 請書に添付して提出した運搬証明書が返却されるので、これらを携帯して運搬することができる。

運搬を終了したときには、運搬証明書書換え申請書受理証明書は、運搬証明書と ともに返納する。

2 書換え申請書の提出先

書換え申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であつても、発送地公安委員会 (都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。この場合、切手を貼付した封筒を 併せて提出する。

3 書換えをした運搬証明書の交付

書換えをした運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を経由して交付する。

- 4 書換え申請書の記載(報告)要領
 - (1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申 請 者

書換えを受けようとする運搬証明書にかかる運搬届出書の届出者を記載する。 運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、 委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれ かの1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号

書換えを受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(4) 運搬証明書交付年月日

書換えを受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5) 書換え事項

運搬証明書中の書換えを受けようとする箇所及び何をどのように書き換えを受けようとするのかを明確に記載する。

記載例:運搬日時欄の「平成〇年〇月〇日〇時から」を「平成〇年〇月〇日〇時から」に変更。

(6) 書換え事由

具体的に記載する。

記載例:平成〇年〇月〇日〇〇時〇〇分に〇〇港〇〇埠頭に接岸予定の輸送船 「〇〇○丸」が、5日間遅れて同月〇日〇〇時〇〇分に接岸すること となつたことから運搬日時を変更する必要があるため。

○ 第 3 再交付申請書の記載要領 (続き)

1 届出を要する場合

運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、再交付の申請をしなければならない。

喪失した場合とは、遺失して警察に遺失届を提出した場合である。

一部が判読出来ない場合であつても全体又は前後の関係から記載事項を解読できる場合には申請を必要としない。この場合の再交付の申請には、再交付申請書に汚損した 運搬証明書を添付する。

盗取された場合とは、盗取されて警察に被害届を提出した場合である。

2 再交付申請書の提出先

再交付申請書は、関係公安委員会に提出する申請書であつても、発送地公安委員会 (都道府県警察本部の危険物担当課)に提出する。

運搬開始後に再交付を受けようとする場合であつても、発送地公安委員会に提出する。

3 再交付する運搬証明書の交付

再交付する運搬証明書は、すべて発送地公安委員会を経由して交付する。

- 4 再交付申請書の記載要領
 - (1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申 請 者

再交付を受けようとする運搬証明書に係る運搬届出書の届出者を記載する。 運搬届出書の届出者が複数の場合にはその連名で申請をすることを原則とするが、 委任状が添付されている場合には、当該届出書の届出者の中の委任を受けたいずれ かの1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号 再交付を受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

- (4) 運搬証明書交付年月日 再交付を受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。
- (5) 申請の事由

具体的に記載する。

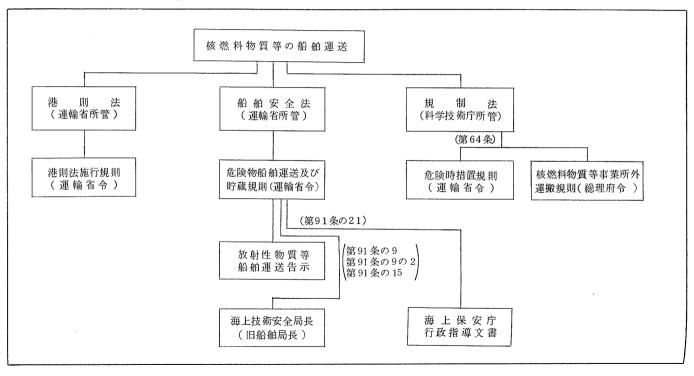
記載例:平成〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分ころ東京都千代田区丸の内〇〇 会社本社から同区丸の内の地下鉄丸の内線東京駅までの間に〇〇会社 事務封筒に入れたまま遺失しましたので再交付を申請します。平成〇 年〇月〇日警視庁丸の内署に遺失届をしております。

							1					
	都	道	府	県	别		担		当		課	電話
												加入電話
警			察			庁	生	活	保	安	課	03-3581-0141
北	海	道	箏	察	本	部	保		安		課	011-231-2151
東	北	管	区	警	察	局	保		安		課	022-221-7181
		青		森		県	生	活	保	安	課	0177-23-4211
		岩		手		県			″			0196-53-5151
		宮		城		県			"			022-221-7171
		秋		田		県			"			0188-63-1111
		Щ		形		県			"			0236-41-6125
		福		島		県			"			0245-22-2151
警			視			庁	保		安		課	03-3581-4321
関	東	管	区	警	察	局	保		安		課	03-3581-0141
		茨		城	•	県	生	活	保	安	課	0292-24-2111
		栃		木		県			"			0286-21-2121
		群		馬		県			"			0272-24-5454
		埼		玉		県	保		安		課	048-832-0110
		千		葉		県			"			043-227-9131
		神	奈		Ш	県			"			045-211-1212
		新		澙		県	生	活	保	安	課	025-284-3131
		川		梨		県			"			0552-35-2121
		長		野		県			"			0262-33-0110
		静		岡		県			"			054-254-4351
中	部	管	区	警	囪	局	保		安		課	052-951-1611
		富		Ш		県	生	活	保	安	課	0764-41-2211
		石		Ш		県			"			0762-62-1161
		福		井		県			"			0776-22-2880
		岐		阜		県。			"			0582-71-2424
		愛		知		県	保		安		課	052-951-1611

										
都道	道 床	牙 県	另	lij	担		当		課	加入電話
		重		県	生		保	安	課	0592-26-2111
近畿	管区		察	局	保	.,	安	- 1	課	06-943-1234
	滋	賀		県	生	活	保	安	課	0775-22-1231
	京	都		府	保		安		課	075-451-9111
	大	阪		府	保	安	第	1	課	06-943-1234
	兵	庫		県	保		安		課	078-341-7441
	奈	良		県	生	活	保	安	課	0742-23-1101
	和:	歌 1	Ц	県	生	活	保	安	課	0734-23-9141
中国	管 区	警	察	局	保		安		課	082-228-6411
	鳥	取		県	生	活	保	安	課	0857-23-0111
	島	根		県			"			0852-26-0111
	岡	Щ		県			"			086-233-0111
	広	島		県			"			082-228-0111
	Щ			県			"			0839-25-5111
四国	管区	警	察	局	保		安		課	0878-33-2111
:	徳	島		県	生	活	保	安	課	0886-22-3101
:	香	Ш		県			″			0878-33-2111
,	愛	媛		県			"			0899-41-0111
İ	高	知		県			"			0888-23-1211
九州	管区	警	察	局	保		安		課	092-622-5000
;	福	岡		県	保		安		課	092-641-4141
1	佐	賀		県	生	活	保	安	課	0952-24-1111
-	長	崎		県			"			0958-22-5101
1	熊	本		県			"			096-381-0110
:	大	分		県			"			0975-36-2131
	宮	崎		県			"			0985-23-2141
1	鹿	児 島	語	県			"			0992-23-9111
i	冲	縕		県			"			098-862-0110

(m 海山韓淑熙廃丧令)

図 核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系



(日海上輸送関係)

○船舶安全法(抄)

「 法 律 第 十 一 号] 昭和八年三月十五日]

最終改正 平成三年五月十五日法律第七十五号广法 律 第 十 一 号 こ

コトヲ得ズ 保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スル第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ

(日本船舶航行供用の要件)

(航行上の危険防止に関する事項)

事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナルニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル第二十八条 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵三関スル事項並

- ② 前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
-) バー・コールでは、アード・カー・ゴー・ブー・アーターの 前項ノ罰ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三十万円以下ノ罰金トス
- ① 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

危険物船舶運送及び貯蔵規則

(運輸省令第三十号)

Б.

最終改正 平成五年十二月二十二日

第一条 船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱 ろによる。 については、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるとこ い並びにこれらに関し施設しなければならない事項及びその標準

第二条 次の規則において、この各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。

- 危険物 次に掲げるものをいう。
- 濃度を有するものをいう。 汚染された物であつて、毎グラム七四ベクレル以上の放射能 放射する物質をいう。以下同じ。)及び放射性物質によつて 放射性物質等 放射性物質(イオン化する放射線を自然に
- 該船舶において使用する危険物をいう。 常用危険物 船舶の航行又は人命の安全を保持するため、当
- 若しくはこれらに類する場所に積載することをいう。 危険物を暴露甲板又は開放された船楼、甲板室

四 載することをいう。 甲板上カバー積載 危険物を覆布等でおおつて暴露甲板に積

はこれらに類する場所に積載することをいう。 甲板上室内積載 危険物を開放された船楼若しくは甲板室又

ことをいう。 た船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所に積載する 甲板下積載 危険物を暴露甲板下の場所であつて、開放され

楼甲板。以下同じ。)とこれの直下の甲板との間の場所に積載 甲板間積載 危険物を上甲板(全通船楼船にあつては全通船

八 倉内積載 危険物を換気することができる上甲板下の場所に することをいう。

て推進機関又は帆装を有しないものをいう。 積載すること(甲板間積載を除く。)をいう。 一号、次条第三項、第五条第二項、第五条の四、第五条の六第 はしけ 危険物(ばら積み液体危険物を含む。次号及び第十 項並びに第五条の九において同じ。)を運送する船舶であつ

十 タンカー 危険物である液体貨物を船体の一部を構成するタ ンクにばら積みして運送又は貯蔵する船舶(はしけを除く。)

十一 タンク船 危険物である液体貨物を船体の一部を構成しな 積みして運送又は貯蔵する船舶(はしけを除く。)をいう。 いタンク(暴露甲板上に据え付けられたものを除く。)にばら

この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとす

五. 放射性物質等

3 この規則において、病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等 の二のイから二までに掲げる物質ごとに)告示で定めるものとす 類又は項目ごとに(ばら積み液体危険物にあつては、前条第一号 の品名は専門的名称によるものとし、その他の危険物の品名は分

4 この規則において、危険物の国連番号及び容器等級並びに火薬 のとする。 類の等級及び隔離区分は、それぞれ、品名ごとに告示で定めるも

(経由機関

第五条の三の二 第九十一条の九第一項の規定による確認 (運輸大 じ。)を経由して行うものとする。 臣が行うものに限る。)の申請は、船積地を管轄する地方運輸局 長(船積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長。以下同

2 第九十一条の十五第一項の規定による運輸大臣に対する運送計 ものとする。 積地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長)を経由して行う 画書の提出は、最初の船積地を管轄する地方運輸局長(最初の船

危険物の運送

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

第一章 通則

第五条の四 ない。 船長又はその職務を代行する者は、これに立ち会わなければなら 危険物の船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、

(危険物積荷一覧書)

第五条の六 船長は、沿海区域において運送する場合を除き、当該 ならない。 し、他の一通を船舶内に当該輸送が終了するまで保管しなければ 船舶に積載した危険物について、次の各号に掲げる事項を記載し た危険物積荷一覧書二通を作成し、うち一通を船舶所有者に交付

- 船舶の名称、国籍及び船舶番号
- 旅客船であるかどうかの別

船長の氏名

船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日

荷送人の氏名又は名称及び住所

又は有機過酸化物を運送する場合に限る。) 放射性物質等、引火性液体類(高引火点引火性液体を除く。) 危険物の分類、項目、品名、国連番号及び容器等級又は隔離 荷受人の氏名又は名称及び住所(火薬類、高圧ガス、毒物、

区分(ばら積み液体危険物を運送する場合にあつては、当該ば

ら積み液体危険物の品名)

個数及び質量又は容積(ばら積み液体危険物を運送する場合

にあつては、容量

九 積載の場所及び状態

荷一覧書に代えることができる。2(前項各号に掲げる事項が明示された積付図は、同項の危険物積

覧書又は積付図を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。3 船舶所有者は、前二項の規定により交付を受けた危険物積荷一

第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、 第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、 第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、 第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、 第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、 第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、

危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければなら業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載したとり発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作より発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作より発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作より発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作より発生する危険を防止するため、当該危険物を運送する船第五条の八 第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する船

(危険物取扱規程の供与)

ない。

ければならない。 乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ、遵守させな 船長は、前項の危険物取扱規程に記載された事項を当該船舶の

(運送中の措置)

しないように十分な注意を払わなければならない。第五条の九 船長は、船舶に積載してある危険物により災害が発生

ことができる。要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄する要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄するの船長は、人命、船舶又は他の貨物に対する危害を避けるため必

(通報等)

に通報しなければならない。 出があつた場合又は排出のおそれがある場合には、当該排出の日出があつた場合又は排出のおそれがある場合には、当該排出の日第五条の十 船長は、ばら積み以外の方法で運送される危険物の排第五条の十 船長は、ばら積み以外の方法で運送される危険物の排

した事項については前項の規定による通報をすることを要しない。の三第一項の規定による通報をしたときは、当該報告又は通報をの三第一項の規定による通知・第四十二条の二第一項若しくは第四十二条海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第海半汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十八条第一項、第海間法(昭和二十三年法律第百七十四号)第二十五条の規定による前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、3 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、3 前項に規定する場合において、3 前項に規定する場合において、3 前項に規定する場合において、5 前項に対していては、5 前項に対しない。5 前項に対していては、5 前項に対していている。5 前項に対している。5 前項を対している。5 前項に対している。5 前項をいる。5 前項に対している。5 前項に対している。5 前項に対している。5 前項に対している。5 前項をいる。5 前項に対している。5 前項に対しいる。5 前項に対している。5 前述のいる。5 前述のい

3

第一項の船舶の船舶所有者その他当該船舶の運航に関し権限を

る限り、これに応じなければならない。 険を防止するために必要な情報の提供を求められたときは、でき有する者は、海上保安機関から、同項の危険物の排出等による危

第二章 危険物の個品輸送等

9年)第一節通則

ら。 (ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。)について適用す第五条の十一 この章の規定は、船舶により危険物を運送する場合

(容器、包装等)

つき、船長は、その積載方法につき、それぞれ、告示で定める基危険物の容器、包装、正標札及び副標札をいう。以下同じ。)に定める様式による。以下同じ。)は、その容器、包装、正標札(告示で定める様式による。以下同じ。)は、その容器、包装、正標札(告示で定める様式による。以下同じ。)は、その容器、包装、正標札(告示で定める様式をある場合は、荷送人(他人に運送を委託しないで運送する場合第六条 船舶により危険物(常用危険物を除く。以下同じ。)を運

は、危険物の容器(包装が施されている場合を除く。)又は包装一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。)に係る場合にあつて前項の荷送人は、当該運送が国際航海(船舶安全法施行規則第

準によらなければならない。

合であっても、消えるおそれのないものでなければならない。合であっても、消えるおそれのないものでなければならない。 かつ、当該危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、
第七条 危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、
第七条 危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがならない。

(危険物明細書)

第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ第十条 危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコ

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 又は有機過酸化物を運送する場合に限る。) 放射性物質等、引火性液体類(高引火点引火性液体を除く。) 二 荷受人の氏名又は名称及び住所(火薬類、高圧ガス、毒物、

三 危険物の分類、項目、品名、国連番号及び容器等級又は隔離

区分

四個数及び重量又は容積

五 その他告示で定める事項

を証する書類を添付しなければならない。 れぞれ当該各号に定める要件に適合する旨を付記し、又はその旨2 前項の危険物明細書には、次に掲げる危険物の区分に応じ、そ

- 二 放射性物質等
- に基づく承認をうけたものであること。の九第一項の規定に適合し、又は第九十一条の二十二の規定は、第八十九条から第九十一条の八の二まで及び第九十一条イ 容器に収納され、又は包装されて運送される場合にあつて
- ...。 九十一条の二十二の規定に基づく承認を受けたものであるこ九十一条の二十二の規定に基づく承認を受けたものであるこあつては、第九十一条の十六第一項の規定に適合し、又は第二 容器に収納されず、又は包装されないで運送される場合に
- たものであること。
 又は第九十一条の十六第五項若しくは第七項の規定に適合し、 当該放射性物質等に係る標札及び表示が第九十一条の十二

又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長、 危険物を他の船舶に積みかえるときは、前の船舶の船舶所有者ニ 当該放射性物質等が運送に適した状態にあること。

3

致していることを確認しなければならない。 び標札がこの規則に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合第十二条 船長は、危険物の船積をする場合は、その容器、包装及

に交付しなければならない。

人の立会の下に荷ほどきして検査することができる。して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証2 前項の確認をする場合において、その容器、包装及び標札に関

おわれなければならない。場合は、波浪等による危害を防ぐため、当該危険物を覆布等でお第十三条(防水性を有しない容器又は包装により甲板上積載をする

(積載上の注意)

てはならない。
た験物を積載したときは、直ちに、これを閉鎖し、みだりに開いた閉鎖することができる装置を取り付けなければならず、かつ、に閉鎖することができる装置を取り付けなければならず、かつ、甲板間積載をする場合は、その積載場所の隔壁の開口には完全

(危険物相互の隔離)

雖しなナればならない。 を除く。)を積載する場合は、告示で定める基準により相互に隔 第十四条 同一の船舶に分類又は項目の異なる危険物(火薬類相互

(輸出入の場合における特例)離しなければならない。

第十九条

1 (略)

規定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。いて輸送する場合は、その容器及び包装については、この規則のいて輸送する放射性輸送物をいう。次項において同じ。)を、本号に規定する放射性輸送物をいう。次項において同じ。)を、本する核分裂性輸送物以外の放射性輸送物(第八十七条第一項第一2 第九十一条に規定するBM型輸送物及び第九十一条の四に規定

定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。しくはコンテナの標札、表示及び標識については、この規則の規オーバーパック又は当該放射性物質等が収納されているタンク若外の地相互間において運送する場合は、当該放射性輸送物、当該放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを本邦以放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを本邦以

定するオーバーパックをいう。以下この項において同じ。)又は

3

放射性輸送物、オーバーパック(第八十七条第一項第三号に規

4 (略)

指示の内容を記載しなければならない。合にあつては当該外国規則の名称を、前項の場合にあつてはその合にあつては当該外国規則の名称を、前項の場合にあつてはその場合一覧書又はこれに代わる積付図に、第一項から第三項までの場5 船長は前四項の規定により危険物を運送する場合は、危険物積

(鉄道車両渡船による危険物の運送)

第二十条

1 (略)

2 火薬類以外の危険物を貨車に積載して鉄道車両渡船により運送

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

記る場合は、当該危険物については前章及び本章の規定を適用してする場合は、当該危険物については、第五条の四、第五条の七から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第五十二条まで及び第五項をである。

受け、船長が指定された危険物を積載している貨車を指定されうこと。ただし、当該船舶が第二十二条の十二第一項の指示を一、積載する位置について船積地を管轄する海運局長の指示に従だし書の貨車について、次の各号によらなければならない。鉄道車両渡船の船長は、火薬類を積載している貨車又は前項た

を受けないように保護すること。 一 移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃た場所に積載する場合は、この限りでない。

三修理をしないこと。

いい。 積載場所及びその付近には、必要のない者の立入を禁止する

(自動車渡船による危険物の運送)

両(以下「自動車等」という。)であつて、危険物を積載してい号から第十一号までに規定する自動車、原動機付自転車又は軽車第二十一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第九

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

ならない。合は、船積前に危険物を積載している旨を船長にしらせなければ合は、船積前に危険物を積載している旨を船長にしらせなければるものの荷送人は、自動車渡船により当該自動車等を運送する場

- を消しておくこと。 一 積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車灯らなければならない。

合は、自動車渡船の船長は、当該自動車等について次の各号によ

危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場

第一節の二 コンテナによる危険物の運送

(コンテナによる危険物の運送)

ナの表示につき次条から第二十二条の六までの規定、船長はコン舶所有者)は、コンテナの構造等、危険物の収納方法及びコンテ送人(船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、当該船第二十二条の二 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷

はハ。テナの積載方法につき第二十二条の九の規定によらなければなら

(コンテナの構造等)

及び強度を有するものでなければならない。 第二十二条の三 コンテナは、当該危険物の運送に十分耐える構造

第二十二条の四 コンテナは、危険物を収納する前に十分に清掃し(危険物の収納方法)

うに、かつ、当該危険物をいずれの部分も外部に突出しないよう衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等により危険を生じるおそれがないよ2 危険物をコンテナに収納する場合は、当該危険物の移動、転倒、なければならない。

合は、同一のコンテナに収納してはならない。起し、その他危険な物理的又は科学的作用を起すおそれがある場物が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐しょく作用を第二十二条の五 品名の異なる危険物又は危険物と危険物以外の貨に収納し、コンテナの開閉扉を閉鎖しなければならない。

同一のコンテナに収納してはならない。 第十四条の規定により相互に隔離しなければならない危険物は、

(表示)

(コンテナ危険物明細書)ればならない。おまるのが、コンテナには、収納してある危険物の品名及びコ第二十二条のが、コンテナには、収納してある危険物の品名及びコ

提出しなければならない。

一次の大学の大学の大学の大学のでは、

一次の大学に関係の、

一次の大学に関係のでは、

一次の大学に関係のでは、

一次の大学に関係のでは、

一次の大学に関係のでは、

一次の大学に関係のでは、

一次の大学に関係して

一次の大学に関係して

「一次の大学に関係して

「一次の大学に関

- 一コンテナ番号
- 二 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 又は有機過酸化物を運送する場合に限る。) 放射性物質等、引火性液体類(高引火点引火性液体を除く。)三 荷受人の氏名又は名称及び住所(火薬類、高圧ガス、毒物、
- 区分並びに容器及び包装の名称四 危険物の分類、項目、品名、国連番号及び容器等級又は隔離
- 五 危険物の個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項
- これを証する書類を添付し、前項のコンテナ危険物明細書には、に適合し、かつ、運送に適した状態あることを附記するか、又は標札、表示及び収納方法並びにコンテナの表示がこの規則の規定3 第一項のコンテナ危険物明細書には、当該危険物の容器、包装

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

ない。

ことを付記するか、又はこれを証する書類を添付しなければならテナの表示がこの規則に適合し、かつ、運送に適した状態にあるを含む。)を添付するとともに、当該危険物の収納方法及びコン第十条の危険物明細書(同条第二項の規定により添付された書類

(コンテナの積載前における確認等)

危険物の漏えい等異状の有無を調査しなければならない。事項と合致していることを確認するとともに、コンテナの損傷、みをする場合は、コンテナの表示がコンテナ危険物明細書の記載第二十二条の八 船長は、危険物が収納されているコンテナの船積

テナを開き、荷ほどきして検査することができる。ているおそれがあると認めるときは、証人の立会いのもとにコン及び収納方法並びにコンテナの表示に関して、この規則に違反し及が収納方法並びにコンテナの表示に関して、この規則に違反し

(積載方法)

ならない。 は、移動、転倒、損傷、圧壊等を生じないように積載しなければ第二十二条の九 危険物が収納されているコンテナを積載する場合

2 危険物が収納されているコンテナをコンテナのみを積載するた

きる。 四条の規定にかかわらず、告示で定める積載方法によることがで めの設備を有する船倉、区画又は甲板上に積載する場合は、第十

(適用除外等)

条第二項第一号の規定は、適用しない。十二条、第三十条第一項、第六十九条第二項第一号及び第八十四第二十二条の十 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、第

- 第百十九条第一項及び第百二十八条の二の規定は、適用しない。りて運送する場合は、第十三条第一項、第八十四条第二項第二号、2.危険物を風雨密のコンテナ(タンクコンテナを除く。)に収納
- 六十九条第一項第四号の規定は、適用しない。 3 危険物を水密の金属製コンテナに収納して運送する場合は、第

第六節 放射性物質等

(用語等)

それぞれ当該各号に定めるところによる。 第八十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

- れているものをいう。

 一 放射性輸送物 放射性物質等が容器に収納され、又は包装さ
- れ、又は包装されているものをいう。 置が特に必要なものとして告示で定める放射性物質等が収納さ一 核分裂性輸送物 放射性輸送物のうち、臨界防止のための措
- 開放型の構造を有する箱又は袋等(第三項のコンテナを除く。) 三 オーバーパック 荷送人によつて二以上の放射性輸送物が非

に収納され、又は包装されているものをいう。

専用積載 大型コンテナ(外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンニール以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンニール以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンニーが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はは又は船舶を専用してする積載であつて、積載される貨物又はは、以下この筋において同じ。)のうち外接する直方でナール以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンートル以上であり、かつ、容積が三立方メートルを超えるコンートル以上であり、かつ、容積が三立方メートルの指示によって行った。

- つては内容積が一立方メートル以上のものをいう。・四五立方メートル以上のものをいい、気体を収納する場合にありであつて、気体以外の物を収納する場合にあつては内容積が○とこの節において「タンク」とは、船体の一部を構成しないタン
- ンテナをいう。3.この節において「コンテナ」とは、非開放型の構造を有するコ

する。 射性物質等をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者に適用人に関する規定であつてこの節に定めるものは、船舶所有者が放人に関する規定であつてこの節に定めるものは、船舶所有者が放4 放射性物質等をコンテナに収納して運送する場合における荷送

(放射性輸送物の種類)

IP-3型輸送物の七種とする。 送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及び第八十八条 放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸

(L型輸送物)

- PATV。 第八十九条 - L型輸送物は、次の各号に適合するものでなければな

- に対して十分な強度を持たせること。物のない構造とするとともに、荷役装具には急激なつり上げ等一 容易に、かつ、安全に取り扱うことができるよう不要な突出
- 容易にできる構造とすること。
 一 放射性物質によつて汚染された場合に、表面の汚染の除去が
- 裂、破損等の生ずるおそれがないこと。 三 運送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き
- すおそれがないこと。 間で、相互の作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こ四 容器の構造部材相互間又は容器の構造部材と放射性物質等の
- れていること。

 4 容器の弁がみだりに操作されないように適切な措置が講じら
- ること。 の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていの文字又は「Radioacti見やすい位置に「放射性」場合にあつては、開封されたときに見やすい位置に「放射性」ること。
- いこと。 線量当量率」という。)が毎時五マイクロシーベルトを超えな七 表面における告示で定める線量当量率の最大値(以下「最大
- 八 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超え

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

はいこと。

(A型輸送物)

つ、次の各号に適合するものでなければならない。 第九十条 A型輸送物は、前条第一号から第五号までに適合し、か

- 掲げる基準に適合すること。四 液体の放射性物質等が収納されている場合にあつては、次に四 液体の放射性物質等が収納されている場合にあつては、次にの漏えいがないこと。 二五キロパスカル (絶対圧力)の外圧において、放射性物質

定める外国の政府により当該国のBM型輸送物若しくはBU ることができる吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置 ることができる吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置 におの密封措置が施されているものをいう。以下この節にお いて同じ。)を備えていること。ただし、当該放射性物質等 いて同じ。)を備えていること。ただし、当該放射性物質等 いて同じ。)を備えていること。ただし、当該放射性物質等 いて、BM型輸送物若しくはBU型輸送物として第九十一条の て、BM型輸送物若しくはBU型輸送物として第九十一条の ための密封措置が施されているものをいう。以下この節にお いだし、当該放射性物質等を吸収す を設し、対射性物質等を吸収す を設し、対射性物質等を吸収す

この限りでない。 性輸送物に使用された容器に収納されている場合にあつては、型輸送物に関する法令に適合していることが認められた放射

間が保たれていること。の内圧の変化に十分に耐えるように、容器の内部に適当な空口が財性物質等の温度の変化、動揺等による影響及び注入時

措置が講じられていること。が明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の五(みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれ

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値が一○表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応表する場合を除き、表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をマイクロシーベルト(タンク又はコンテナが存器として使用されている場合にあつては、専用積載により運済す、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線量当ず、かつ、表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超え、表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超え、表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超え、表面における最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超え

○)を超えないこと。

- 七 表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度を超え
- が収納され、又は包装されていないこと。送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のもの八が射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品(放射性輸
- 九 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる
- 基準に適合すること。
- イ 放射性物質の漏えいがないこと。
- 当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルトを超えないこと。ロー表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、

(BM型輸送物)

- 適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。び前条第一号から第八号まで(第四号イに係る部分を除く。)に第九十一条 BM型輸送物は、第八十九条第一号から第五号まで及
- 二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる度の変化により、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。一 運送中に予想される最低温度から摂氏三八度までの周囲の温
- イ 前条第九号ロの要件

基準に適合すること。

- 超えないこと。ロー放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量をロー放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を
- 送する放射性輸送物にあつては、運送中人が容易に近づくこハ 表面の温度が日陰において摂氏五〇度(専用積載により運

物にあつては、当該近接防止枠の表面) において摂氏八五度 を超えないこと。 とができる表面(その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送

二 表面の放射性物質の放射能面密度が前条第七号の告示で定 める密度を超えないこと。

三 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる 基準に適合すること。

毎時一〇ミリシーベルトを超えないこと。 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率が

四 収納されている放射性輸送物にあつては、告示で定める条件の 三七ペタベクレルを超える量の放射能を有する使用済燃料が 超えないこと。 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を

(BU型輸送物)

下に置くこととした場合に、密封装置の破損がないこと。

第九十一条の二 BU型輸送物は、第八十九条第一号から第五号ま かつ、次の各号に適合するものでなければならない。 で、第九十条第一号から第八号まで(第二号ただし書及び第四号 イに係る部分を除く。)及び前条第二号から第四号までに適合し、

一フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ 過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。 り、き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。 摂氏零下四○度から摂氏三八度までの周囲の温度の変化によ

> 三 最高使用圧力(運送中に予想される温度及び日光の直射の条 えないこと。 に生ずる気体の最大圧力をいう。)が七○○キロパスカルを超 置をとらない場合に、一年間に当該放射性輸送物の密封装置内 件の下で、放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措

(IP-1型輸送物)

第九十一条の二の二 IP-1型輸送物は、第八十九条第一号から ものでなければならない。 第五号まで並びに第九十条第一号、第六号及び第七号に適合する

(IP-2型輸送物)

第九十一条の二の三 IP-2型輸送物は、前条に適合し、かつ、 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第九十条第九号

の基準に適合するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、タンク又はコンテナが容器として使 よることができる。 用されているIP-2型輸送物にあつては、告示で定める基準に

(IP-3型輸送物)

第九十一条の二の四 IP-3型輸送物は、第九十一条の二の二及 び次の各号に適合するものでなければならない。

く。)の基準に適合すること。 第九十条第二号から第五号まで(第四号イに係る部分を除

二 告示で定める条件の下に置くこととした場合に、第九十条第 九号の基準に適合すること。

2 定める基準によることができる。 用されているIP-3型輸送物にあつては、前条第二項の告示で 前項の規定にかかわらず、タンク又はコンテナが容器として使

(放射性物質等の運送)

第九十一条の三 荷送人は、放射性物質等については、次の各号に 射性輸送物とされたものでなければ、運送してはならない。 掲げる放射性物質等の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる放 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの

二 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等

(前号に掲げるものを除く。) A型輸送物

- 三 前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物 質等(第一号に掲げるものを除く。) BM型輸送物又はBU 型輸送物
- 2 告示で定めるものをいう。以下同じ。)については、告示で定め 体であつて、表面が放射性物質によつて汚染されたもののうち、 る区分ごとに、それぞれIP-1型輸送物、IP-2型輸送物又 ものをいう。以下同じ。)又は表面汚染物(放射性物質以外の固 放射性物質等であつて、危険性が少ないものとして告示で定める はIP-3型輸送物として輸送することができる。 前項の規定にかかわらず、低比放射性物質(放射能濃度が低い

第九十一条の四 (核分裂性輸送物) 核分裂性輸送物は、次の各号に適合するものでな

ければならない。

告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる

基準に適合すること。 イ 第三号イにおける臨界の評価に影響を与える放射性輸送物

- 体を包含するようなくぼみが生じないこと。 放射性輸送物の構成部品に一辺が一○○ミリメートルの立方 の容積又は空間の減少が五パーセントを超えず、かつ、当該 放射性輸送物内部への水の浸入又は放射性輸送物外部への
- 口 が想定されている場合は、この限りでない。 性輸送内部への水の浸入又は放射性輸送物外部への水の浸出 水の浸出がないこと。ただし、次号及び第三号において放射
- 次に掲げる場合に臨界に達しないものであること。 の数をいう。)を著しく増加させるように変化しないこと。 一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子 (原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された 放射性物質等の配列及び密封装置の形状が、中性子増倍率
- に置くこととした場合 当該核分裂性輸送物と同一のものを告示で定める条件の下
- 件の下に置いたものを、イの告示で定める条件の下に置くこ 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条
- 次に掲げる場合に臨界に達しないものであること。 当該核分裂性輸送物と同一のものを任意の配列方法で当該

に相当する個数を積載することとした場合であつて、告示でより運送しない場合は、五以上とする。以下同じ。)の五倍輸送物の個数の限度として定められる数をいい、専用積載に核分裂性輸送物の輸送制限個数(一箇所に集積する核分裂性

定める条件の下に置くこととしたとき。

としたとき。 としたとき。 としたとき。 としたとのなどは輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数を積載する変性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数を積載するである条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分口 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前号口の告示で

第九十一条の五から第九十一条の七まで 削除

(核分裂性輸送物の運送)

規定する核分裂性輸送物とされたものでなければ、運送してはな条の三に規定する放射性輸送物とされ、かつ、第九十一条の四に第九十一条の八 荷送人は、核分裂性輸送物については、第九十一

(放射性輸送物の施錠等の措置)

れていなければならない。等が収納され、又は包装されているものには、施錠及び封印その等が収納され、又は包装されているものには、施錠及び封印その第九十一条の八の二 放射性輸送物のうち告示で定める放射性物質

られたものでなければ、輸送してはならない。 2 荷送人は、前項の放射性輸送物については、同項の措置が講じ

(放射性輸送物の安全の確認等)

第九十一条の九 放射性物質等を容器に収納し、又は包装することにより放射性輸送物とする者(以下「放射性輸送物の船積地を接分裂性輸送物とする場合にあつては、当該放射性輸送物がそれぞれ第九十一条若しくは第九十一条の二の基準に適合し、第九十一条の四の基準に適合し、又は第九十一条の八の二第一項の規定による承認を受けた容器を使用して次の各臣(次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用して次の各臣(次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用して次の各号に掲げる放射性物質等(放射性廃棄物及び告示で定める放射性物質等を除く。)をBM型輸送物だって限る。)とする場合は、船号に掲げる放射性物質等(放射性廃棄物及び告示で定める放射性物質等を除く。)をBM型輸送物だっては、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長。第四項から第六項までにおいて同じ。)の確認を受けなければならない。

超えないものに限る。) 量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を一 ウラン及びその化合物(ウラン二三三の量とウラン二三五の

三 使用済燃料(その被覆材からの放射性物質の漏えいが認めら

れないものに限る。)

- 四 核分裂性物質以外の放射性物質等
- ことにより行うことができる。 射性輸送物作成者から関係書類を提出させ、当該書類を審査する2 前項の規定による確認は、次の各号の一に該当する場合は、放
- れた場合 した前項に掲げる基準に適合する旨を証する書類の提出がなさ 一 核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成
- する検査が行われる場合いて、第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項に規定二 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物に係る放射性物質等につ
- る外国規則に基づき放射性輸送物とされる場合三 放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認め
- じているおそれがあると認められるときは、この限りでない。 という であることを確認することにより行うものとする。ただし、保守であることを確認することにより行うものとする。ただし、保守を器の使用が同項の規定による承認を受けた存居を使用するものである場合は、当該規定による承認を受けた容器を使用するものである場合は、当該対射性輸送物が次条第一項の3 第一項の規定による確認は、当該放射性輸送物が次条第一項の3
- 5 第一項の規定による確認を受けた放射性輸送物作成者は、自ら物の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。4 運輸大臣は、第一項の放射性輸送物作成者に対し、放射性輸送

が荷送人である場合を除き、当該確認を証する書類、当該確認に

- ルズよっこい。 に関する注意事項を記載した書類を速やかに荷送人に交付しなけ際し運輸大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱い
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十九条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認を含む。)又十一条の一の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。)若しくは放射性同位元素等による放射確認機関の確認を含む。)若しくは放射性同位元素等による内閣総理大臣の確認(同法第六十一条の一の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。)又は航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第百九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはへ(放射性輸送物に関する技術性の基準に係わるものに限る。)の規定による指定運搬物理大臣の確認を含む。)の規定による指定運搬物理大臣の確認を含む。)の規定による指定運搬物理大臣の確認を含む。)の規定による指定運搬物理大臣の確認を含む。)の規定による指定運搬物理大臣の確認を含む。)の規定による確認を含む。)の規定による権関の確認を含む。)の規定による指定運搬物理大臣の確認をといる。
- 認を受けることができる。 者は、あらかじめ当該容器及びその使用方法につき運輸大臣の承第九十一条の九の二 放射性物質等の運送に使用される容器の所有

るために必要な指示を行うことができる。 運輸大臣は、前項の容器の所有者に対し、容器の性能を維持す

(コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)

おいて毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないようにしなけれリシーベルトを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置にナ又はオーバーパックの最大線量当量率が表面において毎時二ミ第九十一条の十 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテ

2

数値とする。

を超えないようにしなければならない。 ーパックの表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度2 荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバ

ばならない。

小。分裂性輸送物をオーバーパックに収納し、又は包装してはならな分裂性輸送物をオーバーパックに収納し、又は包装してはならなる。

(コンテナの施錠等の措置)

ればならない。の他の当該コンテナが容易に開封されないための措置を講じなけられているものが収納されているコンテナには、施錠及び封印そられているものが収納されているコンテナには、施錠及び封印その二第一項の告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装第九十一条の十の二 荷送人は、放射性輸送物のうち第九十一条の

れか大きい値とする。

(輸送指数)

以下この項並びに次条第一項、第四項及び第六項において同第九十一条の十一 荷送人は、放射性輸送物(L型輸送物を除く。

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される
 放射性輸送物が収納されているコンテナ(第九十一条の十六及び放射性輸送物が収納されているコンテナ(第九十一条の十六数一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性等一項の規定により放射性輸送物としないで運送する低比放射性等のなければならない。
 (こ)、オーバーパック(L型輸送物のみが収納され、又は包装じ。)、オーバーパック(L型輸送物のみが収納され、又は包装

裂性輸送物の輸送制限個数で五○を除して得た値のうち、いずの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積値に、次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該かりに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げるタンク又はコンテ時単位で表した値に一○○を乗じて得た値(タンク又はコンテ時単位で表した値に一○○を乗じて得た値(タンクスはコンテ は 放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎ートル離れた位置における最大線量当量率をいる。

ō	二〇平方メートルを超える場合
=	五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合 三
=	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合
_	一平方メートル以下の場合

ンテナに収納されている放射性輸送物及びオーバーパックについます。
 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コーバーパックにあつては、外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メーバーパックにあっては、当該オーバーパックに収納され、シテナに収納され、いる放射性輸送物について前号による値を合計できる。

五〇を除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値納されている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数でれぞれ同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、そ一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、そーでルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前項第ーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前項第ーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得に値に、前項第・計算の規定にかかわらず、放射性輸送物が収納されているコンが収納されているカンを除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値を加されているカンを除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値を加されているカンを除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きい値を加されている方と、が収納されているカンを除して得た値のうち、いずれか大きい値を加されている方と、いずれか大きい値を加されている方と、いずれが大きい値を加されている方とである。

いて前二号による値を合計して得た値

当該決定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で前二項に定めるところにより輸送指数を決定する場合において、

をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

示で定めるところにより当該値を○とすることができる。五○を除して得た値以外のものが○・○五以下であるときは、生

(標札等

ければならない。それぞれ、告示で定める標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さなそれぞれ、告示で定める標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さな、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、第九十一条の十二 荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物、

ンテナが容器として使用されているものを除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)又はオーバーパック 放射性輸送物であつて、表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指数が○であるもの オーバーパックであるもの オーバーパックであるもの (前号に掲げるものを除く。) (前号に掲げるものを除く。) (前号に掲げるものを除く。)	次に掲げる放射性輸送物(タンク又はコ
の二箇所次別性輸送物の二箇所大はオーバーできる大はオーバー	放射性輸送物

		~
	ナであつて、輸送指数が○であるものロ 放射性輸送物が収納されているコンテ数が○であるもの	
	ロシーベルト以下であり、かつ、輸送指における最大線量当量率が毎時五マイク	
	いるタンク又はコンテナであつて、表面イ 放射性輸送物の容器として使用されて	
側面	六号において同じ。)が収納されているものを除く。次号及び第	
コンテナの四	物としないで運送する低比放射性輸送物等 条の十六第 項の規定により放射性輸送	
タンクの表面	四 次に掲げるタンク又はコンテナ (第九十	
の二箇所の二箇所が別性輸送物	パック パック以外の放射性輸送物又はオーバーニ 前二号に掲げる放射性輸送物又はオーバ	
	一を超えないもの 一を超えないもの を超えないもの	
	 一ベルト以下であり、かつ、輸送指数が	

 \mathcal{F}_{1} 掲げるものを除く。 のタンク又はコンテナ 次に掲げるタンク又はコンテナ(前号に一タンクの表面 ナであつて、輸送指数が一を超えないも 前二号に掲げるタンク又はコンテナ以外 送指数が一を超えないもの における最大線量当量率が毎時五〇〇マ イクロシーベルト以下であり、かつ、輸 いるタンク又はコンテナであつて、表面 放射性輸送物の容器として使用されて 放射性輸送物が収納されているコンテ 側面 コンテナの四 側面 タンクの表面 の四箇所又は コンテナの四 の四箇所又は

おかなければならない。やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示して2 荷送人は、次の各号に掲げる放射性輸送物には、その表面の見

四 BU型輸送物 「BU型」の文字又は「TYPE B(U)」

- のを明確に表示しなければならない。 に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するも に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面 3 荷送人は、BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸

5 荷送人は、前項の標識に代えて、第一項の表第四号、第五号又側面に告示で定める標識を付さなければならない。

は第六号の標札を当該標識の寸法に拡大して付すことができる。

の表第四号、第五号又は第六号の標札を付することを要しない。この場合において、荷送人は、第一項の規定にかかわらず、同項

合は、この限りでない。

ナに限る。)について準用する。 物を除く。)の容器として使用されているタンク又は大型コンテめを除く。)の容器として使用されているタンク又は大型コンテのマークの表示及び同条第五項の標札(放射性輸送物(L型輸送輸送物の標札、同条第二項各号に掲げる事項の表示、同条第三項第九十一条の十二の二 第六条の二の規定は、前条第一項の放射性

(積載方法等)

るところによらなければならない。 物が収納されているコンテナを積載する場合は、次の各号に定め第九十一条の十三 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送

- 上室内積載に限る。)甲板間積載又は倉内積載とすること。ナを積載する場合以外にあつては、甲板上カバー積載又は甲板一 甲板上積載(放射性輸送物が収納されている風雨密のコンテ
- ンテナにあつては、この限りでない。ているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコだし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納され、又は包装され四(食糧を積載してある場所から離れた場所に積載すること。た
- るおそれがないような措置を講じて行わなければならない。2 各分裂性輸送物の運送は、いかなる場合においても臨界に達すているコンテナの積載場所への出入口には、施錠その他関係者五 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納され

によつて行わなければならない。 放射性物質の管理に十分な能力を有する荷送人又は荷受人の指示いるコンテナを専用積載により運送する場合は、その荷役作業は、3 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されて

(積載限度

用積載により運送する場合は、この限りでない。 送指数が一○を超えるものは、積載してはならない。ただし、専第九十一条の十四 放射性輸送物又はオーバーパックであつて、輸

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

3

はならない。ただし、次の各号の基準のいずれかに適合するとき物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五〇を超えてック(コンテナに収納されているものを除く。)及び放射性輸送もの又はコンテナに収納されているものを除く。)、オーバーパーの船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射ーの船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射

は、この限りでない。

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。 積載により運送しないときは、次に掲げる基準に適合すること。 稼器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収容器として使用されている放射性輸送物又は放射性輸送物が収容器として使用されている放射性輸送物では成功が収益を表現しないこと。

数の合計が二○○を超えないこと。
□ 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指

に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ているコンテナを専用積載により運送する場合にあつては、次二 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納され

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

くは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が一〇ロ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該船倉若し

る場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、専用積載(船舶を専用してする専用積載に限る。)により運送する計は、一船舶について二○○(湖川港内のみを航行する船舶に合計は、一船舶について二○○(湖川港内のみを航行する船舶に合計は、一船舶について二○○(湖川港内のみを航行する船舶に合計は、一船舶について二○○(湖川港内のみを航行する船舶に合計は、一船舶に荷載する放射性輸送物(オーバーパックに収納され、も○を超えないこと。

この限りでない。

- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- る場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五○いるコンテナを船内の数箇所に集貨(放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナを船内の数箇所に集貨(放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されて 放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されて
- 積載する場合は、当該低比放射性物質等の放射能の量の合計は、型輸送物として一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域にに比放射性物質等(低比放射性物質等)で同じ。)をIP−1型輸送物、IP−2型輸送物という。以低比放射性物質等(低比放射性物質又は表面汚染物をいう。以合(核分裂性輸送物を運送する場合を除く。)は、この限りでない。(核分裂性輸送物を専用積載により運送する場合にあつては、一
- (計画書の作成)

告示で定める量を超えてはならない。

に必要な措置に関する事項を記載した計画書を作成し、船舶所有し、船積み前に、放射性物質等の盗取等による災害の防止のため送する場合は、あらかじめ、荷受人、船舶所有者及び船長と協議第九十一条の十四の二 荷送人は、告示で定める放射性物質等を運

(運送責任者等) 者又は船長に提出しなければならない。

は、見張人を配置することを要しない。 等を運送する場合は、放射性物質等の運送に関する場合 ならない。ただし、告示で定める放射性物質等を運送する場合 という。)及び見張人を配置し、放射性物質等の 選談責任者」という。)及び見張人を配置し、放射性物質等の 第九十一条の十四の三 荷送人は、前条の告示で定める放射性物質

条の計画書を携行しなければならない。
2 運送責任者は、前条の告示で定める放射性物質等の運送中、同

よゝ。 に必要な措置について知識及び経験を有するものでなければならる 選送責任者は、放射性物質等の盗取等による災害の防止のため

(連絡体制の整備)

い。
よる災害の防止のために必要な連絡体制を整備しなければならな定める放射性物質等を運送する場合は、放射性物質等の盗取等に第九十一条の十四の四 荷送人は、第九十一条の十四の二の告示で

(運送の安全の確認等)

第九十一条の十五 船長は、BM型輸送物若しくはBU型輸送物、 に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けな に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けな が別性輸送物(船舶に積載する核分裂性輸送物(コンテナに収 を運送する場 をで定める場合は、船積み前に、運送計画書を運輸大 をの他告示で定める場合は、船積み前に、運送計画書を運輸大 をで提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの規則 に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けな に規定する基準に適合することについて運輸大臣の に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けな に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けな に規定する基準に適合することについて運輸大

関し必要な指示を行うことができる。 所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に運送の安全を確保するため特に必要があると認める場合は、船舶2 運輸大臣は、前項の確認を行うに当たつて当該放射性輸送物の2

三の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで第九十一条の十六 次に掲げる低比放射性物質等は、第九十一条の(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

る基準に適合するもの 低比放射性物質のうち告示で定めるものであつて、次に掲げ

運送することができる。

- イ 専用積載により運送されること。
- いしないような措置が講じられていること。ロ 通常の運送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏え

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

- の限りでない。 質の放射能面密度が告示で定める密度を超えないものは、こ何 専用積載により運送されること。ただし、表面の放射性物
- ロ 前号口の要件に適合していること。
- 運送する場合は、次項から第十五項までの規定によらなければな2 前項の規定により低比放射性物質等を放射性輸送物としないで
- 3 荷送人は、低比放射性物質等を運送する場合は、輸送指数を定

らない。

- ★ 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより当該値が○・○五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を分裂性輸送物の輸送制限個数で五○を除して得た値以外のもの数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値のうち
- の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、低比放射性物質性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表値に一〇〇を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位該低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当又は低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)

で定める値とすることができる。面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示面(タンクに収納されている場合にあつては、当該タンクの表あつては、当該ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱の集積の表等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱に

五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合 二一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合 二一平方メートル以下の場合 二	0	二〇平方メートルを超える場合
平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合 二平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合 二平方メートル以下の場合		Later Library
平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合 二	=	五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合
平方メートル以下の場合	=	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合
	 _	一平方メートル以下の場合

ルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、前号の表の書が収納されている低比放射性物質等が収納されている低比放射性物質等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値(当該コンテナに放射性輸送物が収納されているりにであっては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている放射性にあっては、当該値と同一のコンテナに収納されている場合を除く。)及びオーバーパックについて第九十一条の十一第二年にあっては、当該値とは、当該値と同一の○を乗じて得た値に、前号の表ので得た値に、前号の表ので得た値に、前号の表の表

値)とすることができる。

五○を除して得た値を合計して得た値のうち、いずれか大きいされている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数でされている核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれの上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれの上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ

該コンテナの四側面に付さなければならない。 テナには、告示で定める標札を当該タンクの表面の四箇所又は当っ 荷送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又はコン

ければならない。の四側面に第九十一条の十二第四項の告示で定める標識を付さなの四側面に第九十一条の十二第四項の告示で定める標識を付さなコンテナには、当該タンクの表面の四箇所又は当該大型コンテナの送人は、低比放射性物質等が収納されているタンク又は大型

第五項の規定にかかわらず、同項の標札を付すことを要しない。法に拡大して付すことができる。この場合において、荷送人は、一一荷送人は、前項の標識に代えて、第五項の標札を当該標識の寸

ンク又は大型コンテナに表示しなければならない。 示で定める基準により当該低比放射性物質等の国連番号を当該タは大型コンテナに収納する場合は、第九十一条の十二第六項の告8 荷送人は、同一品名の低比放射性物質等のみを同一のタンク又

除く。)並びに低比放射性物質等が収納されているタンク(コン低比放射性物質等(タンク又はコンテナに収納されているものを、一の船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する

一項において同じ。)により運送しないときは、次に掲げる基文は船舶を専用してする専用積載に限る。以下この項及び第十型コンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積型コンテナが容器として使用されている大型コンテナ又は大等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又は大等若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質一 当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域に低比放射性物質

イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。

準に適合すること。

の輸送指数の合計が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区射性輸送物及び放射性輸送物が収納されている大型コンテナ区域に積載する大型コンテナが容器として使用されている放計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定表面汚染物が収納されている大型コンテナの輸送指数の合

一 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているタ

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

域について二〇〇を超えないこと。

は、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ンク若しくはコンテナを専用積載により運送する場合にあつて

- イ 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- くは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計がロ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該船倉若し

10

○○を超えないこと。

- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- ること。ただし、湖川港内のみを航行する船舶にあつては、当ンテナが容器として使用されている放射性輸送物のみを積載す等若しくは放射性輸送物が収納されている大型コンテナ又はコニ 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、低比放射性物質

(核分裂性輸送物を専用積載により運送する場合にあつては、 低比放射性物質等、低比放射性物質等、低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性物質等が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無に収納されているコンテナを同一の集貨として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五○な場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五○な場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五○なりでは、低比放射性物質等が収納されているコンテナを同一の集貨として積載する場合にあつては、

ⅠP-2型輸送物若しくはⅠP-3型輸送物に収納され、若しく一の船倉若しくは甲板の一定区域に積載するⅠP-1型輸送物、定区域に積載する表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同区域に積載する場合は、当該船倉若しくは区画若しくは甲板の一区低比放射性物質等を一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定

(立入制限)

13 一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する表面十一条の十四第六項の告示で定める量を超えてはならない。は包装されている低比放射性物質等の放射能の量の合計は、第九

合計は、告示で定める量を超えてはならない。 汚染物に含まれる核分裂性物質のうち、告示で定めるものの量の

は、「コンテナ(タンクを含む。)」と読み替えるものいて準用する。この場合において、これらの規定中「コンテナ」ですのでは、「カンテナ」でででは、近比放射性物質等を運送する場合につて、「現及び第二項の規定は、低比放射性物質等を運送する場合について、「お、一条の十三第一項及び第三項並びに第九十一条の十四第

と読み替えるものとする。「表面(専用積載により運送するコンテナの内表面を除く。)」「表面(専用積載により運送するコンテナを運送する場合について準が収納されているタンク又はコンテナを運送する場合について準15 第九十一条の十第一項及び第二項の規定は、低比放射性物質等

(外板等に係る線量当量率)

場合(核分裂性輸送物を運送する場合を除く。)は、この限りで

○○)を超えてはならない。ただし、専用積載により運送する

一○○マイクロシーベルトを超えないようにしなければならない。を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において毎時味く。)の最大線量当量率が表面において毎時二ミリシーベルト域の上表面並びに運送中人が容易に近づくことができない表面をば射性物質等を積載する船倉又は区画の表面及び甲板の一定区第九十一条の十六の二 船長は、外板、船倉、区画又は甲板の表面

第九十一条の十七 船長は、放射性物質等を運送する場合は、当該 ある者が当該区域において、毎週三○○マイクロシーベルトを超 者以外の者の立入りを制限しなければならない。ただし、船内に えて被ばくするおそれがない場合は、この限りではない。 放射性物質等を積載した場所の周囲に立入制限区域を設け、関係

2 な場合は、この限りではない。 らない。ただし、関係者以外の者が当該区域に近づくことが困難 船長は、前項の立入制限区域を標識によつて明示しなければな

(被ばく管理)

第九十一条の十八 船長は、船内の居住場所その他、人が通常使用 トを超えないようにしなければならない。 する場所における最大線量当量率が毎時一・八マイクロシーベル

五ミリシーベルト)を超えないようにしなければならない。 ミリシーベルト(運輸大臣が適当と認めた場合にあつては、年間 (被ばく管理の特例) 船長は、船内にある者の受ける告示で定める線量当量が年間

第九十一条の十九(前条の規定によることが著しく困難な場合であ とができる。ただし、同条第二項の線量当量については、年間 同条第二項の線量当量については、当該各項の規定によらないこ ると運輸大臣が認めるときは、同条第一項の最大線量当量率及び 五〇ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。 つて、被ばく管理のため告示で定める必要な措置が講じられてい

2

前項の場合において、運輸大臣は、船内にある者の被ばく防止

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

2 管区海上保安本部の長は、前項の運送届の提出があつた場合に

(荷役後の汚染の検査) のため必要な指示を行うことができる。

第九十一条の二十 船長は、放射性物質等の荷役を終了した場合は、 する船倉若しくは区画又は甲板の一定区域については、この限り ないで運送する低比放射性物質等を継続して専用積載により運送 ただし、第九十一条の十六第一項の規定により放射性輸送物とし 放射性物質等を取り扱つた場所の放射性物質等による汚染の程度 が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

(運送の届出等)

でない。

第九十一条の二十一 船長は、第八十七条第一項第二号の告示で定 第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りで 区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし、港則法 外の地である場合は、本邦における最初の寄航港)を管轄する管 この条において「運送届」という。)を発航港(発航港が本邦以 の日の四週間前までに、放射性物質等運送届(第五号様式。以下 送開始の日の二週間前までに、その他の場合にあつては運送開始 安本部の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあつては運 運送する場合その他告示で定める場合は、運送が一の管区海上保 める放射性物質等、第九十一条の三第一項第三号に掲げる放射性 物質等又は第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等を

をすることができる。 等による災害を防止するために必要な事項について、必要な指示連絡体制に関することその他運送中の海難、放射性物質等の盗取への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること、への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関することがあると認めないて、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めおいて、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認め

- た場合について準用する。4 第二項の規定は、前項の放射性物質等運送変更届の提出があつ

(特別措置)

うるところのに、育るところの上等し負く育るところのといい。認を受けたときは、当該各号の規定によらないことができる。第九十一条の二十二 次の各号に掲げる場合において運輸大臣の承

定によらないで運送しても安全上支障がないとき送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規の規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運

規定によらないで運送しても安全上支障がないとき規定によらないで運送しても安全上支障がないとき見たようないで運送しても安全上支障がないとき規定によいで運送しても安全上支障がないときます。対しては第二項(第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準囲する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準囲する場合を含む。)、第九十一条の十六第十五項において準囲する場合を含む。

も安全上支障がないとき

を確保するため必要な指示を行うことができる。
2 前項の場合において、運輸大臣は、放射性物質等の運送の安全

(積付検査)

て「認定法人」という。)の検査を受けなければならない。方運輸局長又は運輸大臣の認定した公益法人(以下この条においる場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する地第百二十九条 船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとす

一~三 (略)

除く。)を除く。)物質等(第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等を物質等(第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物質等(第九十一条の三第一項第一号に掲げる放射性

のに限る。)
五 有機過酸化物(正味容量三〇リットル以上の告示で定めるも

査をうけることを要しない。 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検

二 危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて当該コンー 本邦以外の地で船積して運送する場合

して運送する場合 デナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載 一 危険物をニンテナに収納して運送する場合であって当該ニン

4 地方運輸局長又は認定法人は、第一項の検査に合格した者に対(第七号様式)を同項の検査を行う者に提出しなければならない。3 第一項の検査を受けようとする者は、危険物積付検査申請書

し、危険物積付検査証(第八号様式)を交付する。

積付検査証を船内に備え付けておかなければならない。5 船長は、第一項各号に掲げる危険物を運送するときは、前65

(収納検査

, 五 放射性物質等

査を受けることを要しない。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検

| 本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合

二 危険物をコンテナに収納して運送する場合

らない。申請書(第九号様式)を同項の検査を行う者に提出しなければなり、第一項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査

対し、危険物コンテナ収納検査証(第十号様式)を交付する。 地方運輸局長又は認定法人は、その行なう検査に合格した者に

前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければなら前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み

5

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

- けておかなければならない。 は、船長は、第四項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備え付6 第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合
- 収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ7 第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船

(確認等の手数料)

数料を納めなければならない。
「項の検査を受ける者は、次項から第六項までの規定による手第一項の検査を受ける者は、次項から第六項までの規定による手項の確認、第九十一条の九の二第一項の承認又は地方運輸局長の第百三十条 第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の十五第一

- は、別表第四に定めるところによる。
 又は第九十一条の九の二第一項の承認を受ける場合の手数料の額2 第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の十五第一項の確認
- 各号に定めるところによる。
 3 第百二十九条第一項の検査を受ける場合の手数料の額は、次の
- 一個につき五千円 危険物をコンテナに収納して運送する場合は、当該コンテナ
- 個又はその端数を増すごとに二百円を加算した額二 前号以外の場合は、危険物の個数百個までを一万円とし、十
- 料の額は、コンテナ一個につき、当該コンテナに収納される危険4 第百二十九条の二第一項の規定による検査を受ける場合の手数

ない。

とに二百五十円を加算した額とする。物の個数百個までを一万二千円とし、十個又はその端数を増すご

5、6 (略)

える百キログラム又はその端数ごとに一個の割合で産出した個数ログラムを超える危険物の個性については、五十キログラムを超射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。)が五十キ射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。)が五十キ射圧項第二号及び第四項において、危険物一個の正味質量(放

9 第一項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納場合でも確認、承認又は検査に着手した後は、返還しない。8 第一項の手数料は、申請者の都合によりその申請を取り下げた

を一個に加えた数とする。

付書(第四号様式)にはつては納付しなければならない。

第一項の規定は、国には適用しない。

10

(危険物輸送届)

の規定により放射性物質等輸送届を提出した場合は、この限りで項の規定により許可を受けた場合又は第九十一条の二十一条一項項の規定により許可を受けた場合又は第九十一条の二十一条の場合であつて同条第二項第七号に該当するときは、船積運送する場合であつて同条第二項第七号に該当するときは、船積第百三十一条 船長は、第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を第百三十一条 船長は、第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を

(公益法人の認定)

第百三十二条 第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項又は 臣に提出しなければならない。 請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して、運輸大 第百二十九条の三第一項の認定を受けようとする公益法人は、申

- 定款又は寄付行為
- 役員の氏名

び履歴 検査業務に従事する者(以下「検定員」という。)の氏名及

員の配置状況 検査業務を行う支部又は出張所の名称及び所在地並びに検定

積付検査、収納検査又は容器検査に関する規則

検定員の選任に関する規則

手数料及び旅費に関する規則

(規則の変更)

第百三十三条 第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項又は けなければならない。 でに掲げる規則を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受 法人(以下「認定法人」という。)は、前条第五号から第七号ま 第百二十九の三第一項の規定により運輸大臣の認定を受けた公益

第百三十五条 認定法人は、第百二十九条第一項、第百二十九条の 一第一項又は第百二十九条の三第一項の規定により行つた毎四半

> 期(四月を起算月とする毎三月を一の四半期とする。)の検査の ばならない。 概要を、当該四半期経過後一月以内に、運輸大臣に報告しなけれ

第百三十六条 あると認められるときは、検定員又は認定法人に対し期間を定め て業務の停止を命じ、又は認定を取り消すことができる。 運輸大臣は、認定法人の行う検査業務に関し必要が

第百三十七条 したときは、その旨を告示する。 運輸大臣は、公益法人を認定し、又は認定を取り消

第三百八十四条 (略)

2 第八十七条第一項(第三号に係る部分を除く。)及び第二項、 び第四項(タンク及びコンテナの輸送指数に係る部分を除く。) 十一条の十一(放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオー 及び第五項(放射性輸送物が収納されているコンテナの標札及び 射性輸送物が収納されているコンテナの標識に係る部分を除く。 第一項(放射性輸送物が収納されているコンテナ及びオーバーパ バーパックの輸送指数に係る部分を除く。)、第九十一条の十二 第二項、第八十八条から第九十一条の九の二まで、第九十一条の 標識に係る部分を除く。)、第九十一条の十六第一項、第二項 ックの標札に係る部分を除く。)、第二項、第三項、第四項(放 (同条第五項から第十五項までに係る部分を除く。)、第三項及

する。 第三項中「荷送人」あるのは「貯蔵委託者」と読み替えるものと 第九十一条の十二第一項から第五項まで並びに第九十一条の十六 ら第十項までの規定は、放射性物質等を貯蔵船に貯蔵する場合に 九十一条の十五第一項の確認に係る部分を除く。)及び第八項か 十一条の九の二第一項の承認に係る部分に限る。)、第二項(第 並びに第百三十条第一項(第九十一条の九第一項の確認及び第九 八の二第二項、第九十一条の九第五項、第九十一条の十一第一項、 荷受人」並びに第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の 荷送人」とあるのは「一の貯蔵委託者」と、同項中「荷送人又は ついて準用する。この場合において、第八十七条第一項中「一の

3 (略)

第六編 罰則

第三百九十二条 円以下の罰金に処する。 船長が、次の各号の一に該当するときは、三十万

む。)、第二項(第九十一条の十六第十四項において準用する場 合を含む。)、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第九十 第一項(第九十一条の十六第十四項において準用する場合を含 六第十四項において準用する場合を含む。)、第九十一条の十四 八十四条の三第一項、第九十一条の十三第一項(第九十一条の一 第六条第一項、第二十二条の十二第三項若しくは第四項、第

> 項又は第九十一条の十六の二の規定に違反して運送したとき。 一条の十六第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三

二 第五条の七の規定に違反したとき。

第九十一条の二十一第一項の放射性物質等運送届若しくは同 第九十一条の十五第一項の規定に違反したとき。

長に提出して、同条第一項の放射性物質等を運送したとき。 提出せず、又はこれらに虚偽の記載をして管区海上保安本部の 条第三項の放射性物質等運送変更届を管区海上保安本部の長に

六 第九十一条の二十一第二項(同条第四項において準用する場 合を含む。)の規定による指示に違反したき。

七 第百二十九条第一項の検査を受けず、又はこれに合格しない

第三百九十四条 危険物の荷送人が、次の各号の一に該当する ときは、二十万円以下の罰金に処する。 で、同項各号に掲げる危険物を運送したとき。

規定に違反して運送したとき。 十四条の三、第九十一条の三第一項、第九十一条の八、第九十 条の十第三項又は第九十一条の十二第二項若しくは第三項の 第六条、第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項、第八

たとき。 又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出し 第十条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、

第三百九十五条 危険物の荷送人又は船舶所有者が、次の各号の一 に該当するときは、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条の五第二項の規定に違反したとき。
- 二 第二十二条の六の規定に違反したとき

船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付したとき。は船長に提出若しくは交付せず、又はこれに虚偽の記載をして三 第二十二条の七のコンテナ危険物明細書を船舶所有者若しく

第三百九十六条 放射性輸送物作成者が、次の各号の一に該当する合を含む。)の規定に違反したとき。 五 第百二十九条の二第五項(第百三十四条において準用する場

する場合を含む。)の規定に違反したとき。一(第九十一条の九第一項(第三百八十四条第二項において準用ときは、二十万円以下の罰金に処する。

若しくは貯蔵委託者に交付せず、又はこれに虚偽の記載をしておいて準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を荷送人において準用する場合を含む。)及び第三百八十四条第二項に一 第九十一条の九第五項(同条第六項(第三百八十四条第二項

(経過措置)

第三百九十七条 貯蔵船(火薬類の貯蔵船を除く。)の船舶所有者

危険物船舶運送及び貯蔵規則(抄)

荷送人若しくは貯蔵委託者に交付したとき。

金に処する。が、第三百六十七条の規定に違反したときは、二十万円以下の罰

附則

(施行期日)

る。 ら施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行す。 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」という。)か

1

則」という。)の規定にかかわらず、当該運送又は貯蔵が終了す定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「新危規されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、第一条の規2 この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵

るまでは、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現に申請されている第一条の規定による改 による。 する場合を含む。)の規定による承認については、なお従前の例 第九十一条の九の二第一項(第三百八十四条第二項において準用 正前の危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「旧危規則」という。)
- 四年十二月三十一日までは、新危規則第八十九条から第九十一条 び使用方法により運送する放射性輸送物の基準については、平成 合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。 及び第九十一条の四(第三百八十四条第二項において準用する場 の二まで(第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。) おいて準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた容器及 旧危規則第九十一条の九の二第一項(第三百八十四条第二項に
- 5 れる場合を除くほか、新危規則の規定による核分裂性輸送物とみ 送物については、同項の規定によりなお従前の例によることとさ 種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸 前項に規定する放射性輸送物のうち旧危規則の規定による第一
- 舶により運送される放射性物質等の運送については、新危規則の 第一項の確認を行うことができる。 運輸大臣は、施行日前においても、新危規則第九十一条の十五 旧危規則第九十一条の十五第一項の確認を受け、施行日以後船

規定にかかわらず、当該運送が終了するまでは、なお従前の例に

8 施行日前にした行為並びに附規第二項及び前項の規定によりな に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 お従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為

列表第四(第百三十条関係)手数	料の額		
	核分裂性輸送物 (BM型輸送物 又はBU型を 物であるものに 限る。)	核分裂性輸送物 (L型輸送物で は A型輸送の に ある。)	核分裂性輸送物 以外の放射性輸 送物
第91条の9第1項の規定による確認(次欄に掲げるものを除く。)	1件につき	1 件につき	1件につき
	632,400円	169, 700円	210,900円
第91条の9第1項の規定による確認(第91条の9の2第1	1件につき	1 件につき	1 件につき
項の規定による承認を受けた容器を使用する場合の確認に限る。)	176, 100円	33, 800円	129, 100円
第91条の9の2第1項の規定	1件につき	1 件につき	1件につき
による承認	421, 400円	123, 100円	47,800円
第 91 条の15第 1 項の規定による確認		1件につき 143, 100円	

第五号様式(第九十一条の二十一関係)

(その1)

放射性物質等運送届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

船種及び船名	船舶番号又は船舶 検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又 は名称及び住所並び に法人にあつてはそ の代表者の氏名		
荷送人の氏名又は 名称及び住所並び に法人にあつては その代表者の氏名		
船籍港又は定係港	総トン数又は 船舶の長さ	
放射性物質等の品名 及び数量 (注1)	放射性輸送物の 種類及び数量	
放射性物質等の 積 載 場 所	その他の積載貨物 の品名及び数量	
発 航 港	船積予定日時及び 発 航 予 定 日 時	
到 達 港	入港予定日時及び 陸 揚 予 定 日 時	
寄 航 港	入出港予定日時及 び 荷 役 予定日時	
主な通過地点及び 通過予定日時		

	運	送	中	Ø	保	安	対	策		
運送責任者	の 氏名	i								
見張人の	氏 往(注3)	1								
放射性物質等の による災害を ための措置	方止する	5								
海上保安官 連 絡 (署との)								
その他の選保 安 ゔ	送中の									

- (注) 1 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等を運送する場合には、当 該放射性物質等の種類ごとの数量についても記載すること。
 - 2 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合は、記載を要しない。
 - 3 第91条の14の2の告示で定める放射性物質等以外の物質を運送する場合であつて、見張人を配置しないときは、記載を要しない。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第六号様式(第91条の21関係)

放射性物質等運送変更届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変更した内容
	·

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 変更的と変更後とを対照できるように記載する こと。 7

の細目等を定める告示船舶による放射性物質等の運送基準

(運輸省告示第五百八十五号)

最終改正 平成五年十二月二十二日運輸省告示

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯 において使用する用語の例による。 蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。)

(核分裂性物質)

第二条 規則第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質 たものを含む。)を除く。) (以下「核分裂性物質」という。) で を含む物質(天然ウラン及び劣化ウラン(熱中性子炉で照射され いう。)及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上 等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プル トニウムニ三九、プルトニウムニ四一(以下「核分裂性核種」と

ある放射性輸送物に収納されているもの であって、外接する直方体の各辺が一○センチメートル以上で 核分裂性核種の量の合計が一五グラムを超えない放射性物質

あって、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

二 水素が均一に分布している放射性物質等であつて、次に掲げ

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

る基準に適合するもの

- 五、二〇〇以上であること。 水素の原子数の核分裂性核種の原子数に対する比率が
- 核分裂性核種の濃度が一リットル当たり五グラム以下であ
- あること。 のものを含む。)にあつては、その量が八○○グラム以下で ランニ三三のウランニ三五に対する比率が一〇〇分の一以下 ウラン二三五のみを含む核分裂性物質(プルトニウム及びウ 核分裂性核種の量が五○○グラム以下であること。ただし
- 三 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であつて、かつ、 プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比率が 一○○分の一以下であつて、全体に均一に分布しているもの
- 核分裂性核種の濃度が一〇リットル当たり五グラム以下であ
- Ŧ. ウムの量が一キログラム以下であるもの に対する比率が一○○分の二○以下であつて、かつ、プルトニ プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一のプルトニウム
- 六 硝酸ウラニル溶液のうち次に掲げる基準に適合するもの イーウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。 率が一、○○○分の一以下であること。 プルトニウム及びウラン二三三のウラン二三五に対する比
- 窒素の原子数のウランの原子数に対する比率が二以上であ

ること。

(線量当量率の算定)

第三条 規則第八十九条第七号の告示で定める線量当量率は、一セ た場合は、この限りでない。(L型輸送物として運送できる放射 ンチメートル線量当量率とする。ただし、運輸大臣が適当と認め

第四条 規則第九十一条の三第一項第一号の放射性物質等として告 号の一に該当するものを除く。)を除く。 ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質(第二条各 示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。

それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの 放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、

体		放
性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの(以下「特別形放射性物質等」という。)という。)という。)	容易に散逸しない固体状の放射	が射性物質等の区分
は 一欄に掲げる放射性物 質の種類又は区分に応 じ、それぞれ当該各表 の第二欄に掲げる数量 (以下「A1値」とい う。)一、○○○分の 一個に表げる数量	別表第一から別表第四	放射能の量

特別形放射性物質等以外のもの

別表第一から別表第六

当該各表の第三欄(別

区分に応じ、それぞれ 放射性物質の種類又は までの第一欄に掲げる

表第四及び別表第五に

の放射性物質等の漏えい量が、
漬試験を行つた場合に水中へ
溶融又は分散せず、並びに浸
ず、加熱試験を行つた場合に
試験)を行つた場合に損壊せ
衝撃試験、打撃試験及び曲げ
る放射性物質等にあつては、
に対する比率が一〇以上であ
以上であり、かつ、長さの幅
(長さが一○センチメートル
より、衝撃試験及び打撃試験
一口 別記第一に定めるところに

二キロベクレルを超えないも 大臣の適当と認める基準によ のであること。ただし、運輸

占

る場合は、この限りでない。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性

体 体 気 液 もの その 他の トリチウム 放射性物質等以外のもの 特別形放射性物質等又は特別形 のもの 特別形放射性物質等以外 特別形放射性物質等 A2値の一、〇〇〇分の あつては、第二欄)に の — A2値の一〇、〇〇〇分 掲げる数量(以下 A値の一、〇〇〇分の 〇・八テラベクレル 一、〇〇〇分の一 「A2値」という。)の

物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えな

いこと。

表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同一個当たりに含まれる放射性物質等の区分に応じ、機器等号に掲げるものを除く。) 時計等の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれ一 時計等の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれ

寸	1万宝学の三子	放射能	配の量
左 身	中質等の区分	品目毎限度	輸送物毎限度
体特別	特別形放射性物質等	分の一 〇〇	A. 値
固のもの形の形	のもの特別形放射性物質等以外	A₂値の一○○	A ₂ 値
液体の特別の形形の形形	のもの 特別形放射性物質等以外特別形放射性物質等又は	○○分の一 ○○分の一	の A ₂ 一 値 の
体トリ	トリチウム	○・八テラベ	ルテラベクレ
ら他 そ	等別形放射性物質	○○分の一、○	分 A ₁ の 一 の
気 す 0	等以外のもの特別形放射性物質	○○分の一、○	分 A2 の 一 一

収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面

量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、から一○センチメートル離れた位置における線量当量率(線

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

値(以下「最大線量当量率」という。)が毎時一〇〇マイク運輸大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。)の最大

ロシーベルトを超えないこと。

れていること。 性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。

二号に掲げるものを除く。) これらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの(前いない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又は三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されて

イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。 に掲げる基準に適合するもの

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表え、 新打等がかく ガニー 番号に見しられていること

の一〇〇倍を超えないこと。 内部の放射性物質の密度が第五条の三第二項に定める密度

面が不活性材料で完全に覆われていること。

はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われ放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又

ていること。

(表示を要するL型輸送物

前条第一号に掲げるものとする。第四条の二 規則第八十九条第六号の告示で定める放射性物質等は、

(上型輸送物に係る表面密度限度)

それがある状態をいう。以下同じ。)放射性物質の密度とする。掲げる固定されていない(通常の取扱いにおいて、はく離するおの上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に第四条の三 規則第八十九条第八号の告示で定める密度は、次の表

アルファ線を放出する放射性物質	放射性物質の区分
○・○四ベクレル毎平方センチメートル	密度

の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の第五条 規則第九十一条の三第一項第二号の告示で定める量は、次(A型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度)

下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等以外のもの	特別形放射性物質等	放射性物質等の区分
A ₂ 値	Aı 値	放射能の量

(液体の放射性物質等が収納されているA型輸送物)

第五条の二 規則第九十条第四号イの告示で定める量は、 A2値とす

2 規則第九十条第四号イの告示で定める外国は、国際海上危険物 規程(IMDGコード)の採択国とする。

(A型輸送物に係る表面密度限度)

第五条の三 規則第九十条第七号の告示で定める密度は、次の表の げる固定されていない放射性物質の密度とする。 上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲

アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質	放射性物質の区分
四ベクレル毎平方センチメートル	○・四ベクレル毎平方センチメートル	密度

(A型輸送物に係る条件)

第六条 規則第九十条第九号の告示で定める条件は、別記第三に掲 げる条件とする。

(BM型輸送物に係る条件)

第七条 規則第九十一条第二号の告示で定める条件は、 別記第四に

第八条 規則第九十一条第三号の告示で定める条件は、別記第五に

掲げる条件とする。

掲げる条件とする。

第八条の二 規則第九十一条第四号の告示で定める条件は、

六に掲げる条件とする。

(BM型輸送物に係る漏えい量)

第九条 規則第九十一条第二号ロの告示で定める量は、 A2値の

一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2 (低比放射性物質等) だし、クリプトン八五にあつては、一〇〇テラベクレルとする。 規則第九十一条第三号口の告示で定める量は、ム殖とする。た

第十条 規則第九十一条の三第二項の告示で定める低比放射性物質 その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎 除く。)であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、 は、次の各号の一に該当する放射性物質等(自然発火性のものを

時一○ミリシーベルトを超えないものとする。 次に掲げる放射性物質等(以下「LSA-I」という。)

ウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

の物質の一若しくは二以上を含む物質のもの、固体状若しくは液体状のこれらの化合物又はこれらいもの、固体状若しくは液体状のこれらの化合物又はこれらい 照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラロ 照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラ

欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合するもの(以二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであつて、次の表の上いもの

核分裂性物質以外の放射性物質であつて、ムス値に制限がな

下「LSA-Ⅱ」という。)

固	体	放
	いるもの射性物質が全体に分布して射性物質が全体に分布して、放	放射性物質等の区分
あつては、Ad値の一〇倍)を超えず、かつ、平均放射を超えず、かつ、平均放射にでいて平均した放射能濃度をいう。以下同じ。)が一グラム当たり Ad値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。	る船舶に積載されるものに倍(湖川港内のみを航行す倍(湖川港内のみを航行すかります № 100000000000000000000000000000000000	基
A2値の一〇倍) A2値の一〇倍) な当たりA2値の ム当たりA2値の の当たりA2値の	されるものにのみを航行す	準

液	体	固	体
に分布しているものに分布しているもので	トリチウム水		布しているもの で、放射性物質が全体に分可燃性でないものであつ
能濃度が一グラム当たり A2 倍(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、A2値の一〇倍)を超えず、かつ、平均放射を超えず、かつ、平均放射を超えず、かつ、平均放射	放射能の量が四ペタベクレル(湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、〇・四ペタベクレル)を超えず、かつ、平り放射能濃度が一リットル当たり〇・八テラベクレル	一○○倍を超えないこと。 は、放射能の量が A²値の は、放射能の量が A²値の	分の一を超えず、かつ、湖当たり№値の一〇、○○○

気 体	液体
かいるもの 放射性物質が全体に分布し	
放射能の量が A2値の一〇〇	値の一○○、○○○分の一

次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-Ⅲ」という。 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであつて、 放射性物質が全体に均一に分布していること。

いう。)

可燃性のものにあつては放射能の量がA₂値の一○○倍

(湖

航行する船舶に積載されるものの放射能の量が A2値の一○○ 値の一○倍)、可燃性でないものにあつては湖川港内のみを 川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、

倍を超えないこと。

を超えないこと。 平均放射能濃度が一グラム当たり№値の一、○○○分の二

別記第二に定めるところにより、浸漬試験を行つた場合に 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

> から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一○ミ リシーベルトを超えず、かつ、放射能の量がム値の一○○倍(湖 であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面 各号の一に該当する放射性物質等(自然発火性のものを除く。 川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 ○倍)を超えないものとする。 規則第九十一条の三第二項の告示で定める表面汚染物は、次の 表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」と 放射性物質の漏えい量がΑ2値の一○分の一を超えないこと。 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同 A2値の

汚染 固定され いない され	表面
アルファ線を放出する低危険 毎平方センチメー 学化ウラン、天然トリウム、 ウラン二三五、ウラン二三八、 トリウムニ三二、物理的精鉱 若しくは化学的精鉱に含まれるトリウム二三二八、物理的精鉱 るトリウム二三八八若しくはト リウム二三〇又は物理的半減 リウムニ三〇又は物理的半減	回の汚染の区分
ァう。 は が、 ル が、 ル ・ 四ベクレ 一 の で の で か で の で か か か か か か か か か か か か	密
ロベクレ	度

汚染

アルファ線を放出しない放射

する低危険性の放射性物質 性物質及びアルファ線を放出

ル

	線を放出する放射性物質	
	する低危険性の放射性物質化が関連である低危険性の放射性物質及びアルファ線を放出しない放射	トル四ベクレル
汚染の他の	ァ線を放出する放射性物質 性の放射性物質以外のアルフ アルファ線を放出する低危険	ルル四キロベクレー・ル四キロベクレー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー
	する低危険性の放射性物質性物質及びアルファ線を放出でルファ線を放出しない放射	レル四〇キロベク毎平方センチメー

汚染

性の放射性物質以外のアルフ アルファ線を放出する低危険

ァ線を放出する放射性物質

レル

トル八〇キロベク

毎平方センチメー

その他の

えないもの(2	予に	「SCO-Ⅱ」と
う。) (の下欄に掲げる密度を超次の表の上欄に掲げる表	に掲げる密度を超えないもの(ごの上欄に掲げる表面の汚染の区)	2超えないもの(以下2表面の汚染の区分に
	えないもの()面の汚染の区	予に

表の上間	第十一条	(低比放品
懶に掲げる	規則第九	射性物質等
低比放射	十一条の	(低比放射性物質等に係る放射性輸送物の区分)
性物質等	三第二項	射性輸送:
表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、	規則第九十一条の三第二項の告示で定める区分は、	物の区分)
心し、それ	ためる区分	
それぞれ同表	は、次の	

する低危険性の放射性物質

クレル

トル八〇〇キロベ 毎平方センチメー

性物質及びアルファ線を放出 アルファ線を放出しない放射

の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

A — I	等の区分	低比放射性物質
IP-1型輸送物	する場合専用積載により運送	放射性輸送
IP-1型輸送物	しない場合専用積載により運送	送物の区分

る表面の

性の放射性物質以外のアルフ アルファ線を放出する低危険

毎平方センチメー トル四〇ベクレル

ァ線を放出する放射性物質

接近でき

表

面

の 汚 染 の 区 分

密

度

ていない 固定され

二九〇

トル四〇〇ベクレ 毎平方センチメー

IP−2型輸送物	IP-2型輸送物	S O II	S C
I P I	IP-1型輸送物	S C O I	S
IP-3型輸送物	IP-2型輸送物	L A III	L
IP-3型輸送物	IP-2型輸送物	気体 又は	L S A
IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	固体	1 — II
IP-2型輸送物	IP-I型輸送物	気体 又は	L S

(IP-2型輸送物に係る条件)

第十二条 規則第九十一条の二の三第一項の告示で定める条件は、

別記第七に掲げる条件とする。

(IP-3型輸送物に係る条件)

第十二条の二 規則第九十一条の二の四第一項第二号の告示で定め る条件は、別記第三第一号に定める条件とする

(容器として使用されているタンク又はコンテナ)

第十二条の三 規則第九十一条の二の三第二項の告示で定める基準 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

は、次の各号に定めるとおりとする。

- タンクにあつては、次に掲げる基準
- 規則第九十一条の二の二に定める基準
- は著しい変形のないこと。 二六五キロパスカルの圧力による試験を行つても漏えい又
- ハ 通常の運送状態で、表面における最大線量当量率の著しい の二十二第三項の承認を受けた場合にあつては、毎時一〇ミ 増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベ ルト(表面における最大線量当量率について規則第九十一条

ニ その他運輸大臣が必要と認める基準 リシーベルト)を超えないこと。

コンテナにあつては、次に掲げる基準

運輸大臣が適当と認める試験の条件の下に置くこととした 前号イに定める基準

項の承認を受けた場合にあつては、毎時一○ミリシーベルト) おける最大線量当量率について規則第九十一条の二十二第三 かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト(表面に

場合に、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、

その他運輸大臣が必要と認める基準

を超えないこと。

(核分裂性輸送物に係る条件)

第十三条 規則第九十一条の四第一号の告示で定める条件は、別記 第八に掲げる条件とする。

記第九に掲げる条件とする。 第十四条 規則第九十一条の四第二号イの告示で定める条件は、別

別記第十に掲げる条件とする。第十四条の二 規則第九十一条の四第二号口の告示で定める条件は、

別記第九第三号に定める条件とする。第十四条の三 規則第九十一条の四第三号イの告示で定める条件は、

別記第十一に掲げる条件とする。第十四条の四の規則第九十一条の四第三号ロの告示で定める条件は、

性物質等は、別表第七第一号及び第二号に定める放射性物質等と第十四条の五 規則第九十一条の八の二第一項の告示で定める放射

質等は、別表第七第一号に定める放射性物質等とする。第十四条の六 規則第九十一条の九第一項の告示で定める放射性物

第十四条の七 規則第九十一条の十第二項の告示で定める密度は、(コンテナ又はオーバーパックに係る表面密度限度)

れていない放射性物質の密度とする。る放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定さ次の表の上欄に掲げる区分について、それぞれ同表の中欄に掲げ千四第の七、規具第ナ十一条の十第二項の普元で気を考密度に

型輸送物が収納	外の物品又はL 放射:	放射性物質等以 アル	分 放
	放射性物質	アルファ線を放出する	放射性物質の区分
レル	トル〇・〇四ベク	毎平方センチメー	密
	ベク	1	度

		77.717.747.77
トル四ベクレル 毎平方センチメー	い放射性物質アルファ線を放出しな	
トル○・四ベクレ	放射性物質	その他の場合
ル○・四ベクレ	い放射性物質アルファ線を放出しな	されている場合

数を決定する場合において、次の各号に掲げる値が○・○五以下第十四条の八 規則第九十一条の十一第四項の規定により、輸送指

であるときは、当該値を○とすることができる。

、輸送指数の決定方法

最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数をおいて「表」という。)の上欄に掲げるタンク又はコンテナの値に、規則第九十一条の十一第二項第一号の表(以下この条にけが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又はコンテ時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値(タンク又はコンテ時単位で表した値における最大線量当量率をミリシーベルト毎ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎

乗じて得た値)

最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を一○○を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックのては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置にては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置に一 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつ

それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値で、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一○○を乗じて得た率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一○○を乗じて得た は 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コ

乗じて得た値

であるときは、当該値を○とすることができる。数を決定する場合において、次の各号に掲げる値が○・○五以下第十四条の九 規則第九十一条の十六第四項の規定により、輸送指

低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)

低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、そのに、対して、では低比放射性物質等では多いで、表」という。)の上欄に掲げる低比放射性物質等では多いで、規則第九十一条の十六第四項第一号の表(以下この条において「表」という。)の上欄に掲げる低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当又は低比放射性物質等(タンクに収納されているものを除く。)

じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一○○を乗じて該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量ご 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当

(放射性輸送物等の標札等)

の各号に定めるとおりとする。第十五条 規則第九十一条の十二第一項の告示で定める標札は、次

札(第一号様式) び第四号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第一類白標という。)第一号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及ー 規則第九十一条の十二第一項の表(以下この条において「表」

一号様式) 号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第二類黄標札(第二 表第二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第五二

号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第三類黄標札(第三 表第三号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第六

一号様式)

三葉マーク(第二号様式)とする。 第十六条 規則第九十一条の十二第三項の告示で定めるマークは、

ンテナ標識(第三号様式)とする。第十七条 規則第九十一条の十二第四項の告示で定める標識は、

_

第十七条の二 規則第九十一条の十二第六項の告示で定める基準は、

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

とする。各号に掲げるもののいずれかに記入することにより表示すること各号に掲げるもののいずれかに記入することにより表示することとの表字で、次の国連番号を六五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の

- 一 コンテナ標識の下半分
- これ 票銭 こ丘を ここけた 国連を計引川票し、5月 計学など 二 第一類白標札、第二類黄標札若しくは第三類黄標札又はコン

質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。 第十七条の三 規則第九十一条の十四の二の告示で定める放射性物テナ標識に近接して付す国連番号用副標札(第四号様式)

の各号に定めるとおりとする。 射性物質等は、別表第七第三号に定める放射性物質等は、別表第七第三号に定める放射性物質等とする。 第十七条の四 規則第九十一条の十四の三第一項の告示で定める放

一号様式) つて、輸送指数が○であるものにあつては、第一類白標札(第一 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであ

二類黄標札(第一号様式) つて、輸送指数が○を超え、一を超えないものにあつては、第一 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであ

札(第一号様式) つて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標っ 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであ

第十八条の二 規則第九十一条の十四第六項の告示で定める量は、(低比放射性物質等の放射能の量の限度)

同表の下欄に掲げる放射能の量とする。 次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ

低比放射性物質等の区分		能の量が行する船を航行する船を航行する船
	板の一定区域の船倉若しくの船倉若しく	が は では 区画 又は を は 区画 又は
L S A I	制限なし	制限なし
あつて可燃物でない固体 LSA-Ⅲ又はLSA-Ⅲで	制限なし	倍 A2 値の一〇〇
若しくは気体あつて可燃性の固体又は液体あつて可燃性の固体又は液体	倍 A2値の一〇〇	A2値の一〇倍
SCO-I又はSCO-II	倍 A2値の一〇〇	A₂値の 一○倍

(運送の安全の確認)

- 次の各号に定める場合とする。 第十八条の三 規則第九十一条の十五第一項の告示で定める場合は
- らの輸送指数の合計が、一集貨について五○を超える場合以下この条において同じ。)として積載する場合におけるそれ放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内が射性物質等又は当該低比性輸送物に集貨(規則第九十一条の十六第一項各号に掲げる放射いるコンテナ、規則第九十一条の十六第一項各号に掲げる放射にある場合である。
- は、五〇)を超える場合
 二〇〇(湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつて二)船内に積載する各集貨の輸送指数の合計が、一船舶について

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

第十八条の五 規則第九十一条の十六第一項第二号の告示で定める 低比放射性物質は、LSA-Iとする。 年代の四 規則第九十一条の十六第一項第一号の告示で定める

ぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。 る密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それ第十八条の六 規則第九十一条の十六第一項第二号イの告示で定め

表面汚染物は、SCO-Iとする。

アルファ線を放出しない放射性物質	アルファ線を放出する放射性物質	放射性物質の区分
四ベクレル	○・四ベクレル毎平方センチメートル	密
メートル	ルメートル	度

値とする。 「欄に掲げる最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表したで定める値は、当該ウラン鉱石等の区分に応じ、それぞれ同表ので定める値は、当該ウラン鉱石等の区分に応じ、それぞれ同表のウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱(以下「ウラン鉱石等」というシンはトリウムの鉱石又は精鉱(以下「ウラン鉱石等」とい第十八条の七 規則第九十一条の十六第四項第一号の告示で定める

ウラン鉱石等の区分	値
的精鉱ウラン又はトリウムの鉱石又は物理	O· E
トリウムの化学的精鉱	0.11
的精鉱 六フッ化ウラン以外のウランの化学 ○・○二	0.01

第十八条の八 規則第九十一条の十六第十三項の告示で定める物質

の告示で定める量は、一五グラムとする。は、核分裂性核種(化合物に含まれるものを含む。)とし、同号

(線量当量の算定)

ーセンチメートル線量当量とする。ただし、運輸大臣が適当と認第**一九条** 規則第九十一条の一八第二項の告示で定める線量当量は、

めた場合は、この限りでない。

(被ばく管理のため必要な措置)

は、次の各号に定めるとおりとする。第二十条の規則第九十一条の十九第一項の告示で定める必要な措置

一船内線量当量率の計測

二 船内にある者の受ける線量当量の評価

えるおそれがある場合にあつては、次に掲げる措置九十一条の十九第一項ただし書で定める限度の一〇分の三を超二 船内にある者の受ける線量当量が一年間について規則第

イ 線量当量の測定

ロ 特別の健康管理

四 被ばく管理者の選任

(荷役場所に係る表面密度限度等)
五)被ばく管理に関する記録その他必要な措置

号に定めるとおりとする。 第二十一条 規則第九十一条の二十の告示で定める基準は、次の各

める密度 表面の固定されていない汚染にあつては、第十四条の七に定

面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト 一 表面の固定されていない汚染以外の汚染にあつては、当該表

(運送の届出)

第十八条の三各号に定める場合とする。第二十二条 規則第九十一条の二十一第一項の告示で定める場合は、

(特別措置に係る被ばく管理のため必要な措置)

必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

第二十三条 規則第九十一条の二十二第一項第三号の告示で定める

両渡船又は自動車渡船により運送すること。
一 放射性物質等を貨車又は自動車等に積載した状態で、鉄道車

二項及び第十八条第三項各号の定めるところによること。等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第四条第号)第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素二 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二

て積込み又は取卸しを行わないこと。 三 運送中に、放射性物質等を積載した貨車又は自動車等につい

附則

この告示は、平成三年一月一日から施行する。

別表第一(第四条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

	第一欄	第二欄	第 三 欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形核燃料物質等以外の核 燃料物質等である場合の数量 (A ₂ 値) 単位 TBq
1	³ H	40	40
4	⁷ B e	20	20
4	¹⁰ B e	20	5×10^{-1}
6	11 C	1	5×10^{-1}
6	14 C	40	2
7	13 N	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
9	18 F	1	5×10^{-1}
11	²² N a	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
11	²⁴ Na	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹
12	²⁸ Mg	2 × 10 ⁻¹	2 ×10 ⁻¹
13	²⁶ A 1	4×10^{-1}	4×10^{-1}
14	³¹ S i	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
14	³² S i	40	2×10^{-1}
15	³² P	3 × 10 ⁻¹	3 ×10 ⁻¹
15	33 P	40	9 × 10 ⁻¹
16	³⁵ S	40	2
17	3 6 C 1	20	5 × 10 ⁻¹
17	38 C I	2 ×10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
18	³⁷ A r	40	40
18	³⁹ A r	20	20
18	⁴¹ A r	6×10^{-1}	6 × 10 ⁻¹
18	¹² A r	2×10^{-1}	2 × 10 ⁻¹
19	⁴⁰ K	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
19	⁴² K	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹
19	⁴³ K	1	5 × 10 ⁻¹
20	⁴¹ C a	40	40
20	15 C a	40	g ×10 ⁻¹
20	⁴⁷ C a	9×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
21	11 S c	5×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
1	1	1	1

二九八

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	第 一 欄	第二	欄	第	三	欄
21	46 S C		5 ×10 ⁻¹			5×10^{-1}
21	47 S C		9			9×10^{-1}
21	48 S C		3 × 10 ⁻¹			3×10^{-1}
22	44 T i		5×10^{-1}			2×10^{-1}
23	48 V		3×10^{-1}			3×10^{-1}
23	49 V		40			40
24	51 C r		30			30
25	^{5 2} Mn		3×10^{-1}			3×10^{-1}
25	^{5 3} Mn		制限なし			制限なし
25	^{5 4} Mn		1			1
25	⁵⁶ Mn		2×10^{-1}			2×10^{-1}
26	⁵² F e		2×10^{-1}			2×10^{-1}
26	⁵⁵ F e		40			40
26	⁵⁹ F e		8×10^{-1}			8×10^{-1}
26	⁶⁰ F e		40			2×10^{-1}
27	^{5 5} C 0		5×10^{-1}			5×10^{-1}
27	⁵⁶ C o		3×10^{-1}			3×10^{-1}
27	⁵⁷ C 0		8			8
27	^{58m} C0		40			40
27	^{5 8} C o		1			1
27	⁶⁰ C 0		4×10^{-1}			4×10^{-1}
28	^{5 9} N i		40			40
28	⁶³ N i		40			30
28	⁶⁵ Ni		3×10^{-1}			3×10^{-1}
29	⁶⁴ C u		5			9×10^{-1}
29	⁶⁷ C u		9			9×10^{-1}
30	⁶⁵ Z n		2			2
30	^{69 m} Z n		2			5×10^{-1}
30	⁶⁹ Z n		4			5×10^{-1}
31	⁶⁷ Ga		6			6
31	⁶⁸ Ga		3×10^{-1}			3×10^{-1}
31	^{7 2} G a		4×10^{-1}			4×10^{-1}
32	⁶⁸ Ge		3×10^{-1}			3×10^{-1}
32	^{7 1} G e		40			40
32	⁷⁷ Ge		3×10^{-1}			3×10^{-1}

	第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
33	⁷² As	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹
33 33 33 33 34 34 35 35 35 36 36 36 36 37 37	⁷³ As	40	40
33	74 As	1	5×10^{-1}
33	7 6 A S	2 × 10 ⁻¹	2 × 10 ⁻¹
33	⁷⁷ As	20	5×10^{-1}
34	⁷⁵ S e	3	3
34	⁷⁹ S e	40	2
35	⁷⁶ B r	3×10^{-1}	3 × 10 ⁻¹
35	⁷⁷ B r	3	3
35	82 B r	4×10^{-1}	4×10^{-1}
36	⁸¹ Kr	40	40
36	^{85m} Kr	6	6
36	⁸⁵ Kr	20	10
36	⁸⁷ K r	2×10^{-1}	2 × 10 ⁻¹
37	81 Rb	2	9 × 10 ⁻¹
37	83 R b	2	2
37	84 Rb	1	9 × 10 ⁻¹
37	8 6 R b	3×10^{-1}	3 ×10 ⁻¹
37	87 R b	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38	82 S r	2×10^{-1}	2×10^{-1}
38	^{85m} Sr	5	5
38	85 S r	2	2
38	^{87m} S r	3	3
38	⁸⁹ S r	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
38	⁹⁰ S r	2×10^{-1}	1 ×10 ⁻¹
38	⁹¹ S r	3×10^{-1}	3×10^{-1}
38	⁹² S r	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹
39	87 Y	2	2
39	8 8 Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}
39	90 Y	2×10^{-1}	2 × 10 ⁻¹
39	91mY	2	2
39	9 1 Y	3×10^{-1}	3 ×10 ⁻¹
39	92 Y	2×10^{-1}	2 × 10 ⁻¹
39	9 3 Y	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹

	第一欄	第 二 欄	第 三 欄
40	88 Z r	3	3
40	⁹³ Z r	40	2×10^{-1}
40	⁹⁵ Zr	1	9 × 10 ⁻¹
40	97 Z r	3×10^{-1}	3×10^{-1}
41	^{92m} Nb	7×10^{-1}	7×10^{-1}
41	93mNb	40	6
41	94 N b	6×10^{-1}	6 × 10 ⁻¹
41	⁹⁵ N b	1	1
41	⁹⁷ N b	6×10^{-1}	5×10^{-1}
12	^{9 3} Mo	40	7
12	⁹⁹ Mo	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
43	^{95m} Tc	2	2
13	^{96 т} Т с	4×10^{-1}	4×10^{-1}
13	96 Т с	4×10^{-1}	4×10^{-1}
13	^{97 m} T c	40	40
13	⁹⁷ T c	制限なし	制限なし
13	98 T C	7×10^{-1}	7×10^{-1}
13	^{99m} Tc	8	8
13	99 T C	40	9×10^{-1}
14	⁹⁷ Ru	4	4
14	¹⁰³ Ru	2	9 × 10 ⁻¹
14	¹⁰⁵ Ru	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
4	¹⁰⁶ Ru	2×10^{-1}	2×10^{-1}
15	99 Rh	2	2
15	¹⁰¹ Rh	4	4
15	102mRh	2	9 × 10 ⁻¹
15	¹⁰² Rh	5×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
15	^{103m} Rh	40	40
15	¹⁰⁵ Rh	10	9 × 10 ⁻¹
16	¹⁰³ P d	40	40
16	¹⁰⁷ P d	制限なし	制限なし
16	¹⁰⁹ P d	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
47	¹⁰⁵ A g	2	2
47	^{108m} A g	6 × 10 ⁻¹	6×10^{-1}
47	110m A g	4×10^{-1}	4 ×10 ⁻¹

		第 一 欄	第	二 欄	第	 欄
船	47	¹¹¹ Ag		6 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻¹
船に	48	¹⁰⁹ C d		40		1
よって	48	^{1 1 3 m} C d		20		9×10^{-2}
放	48	^{115m} Cd		3×10^{-1}		3×10^{-1}
射 性	48	¹¹⁵ C d		4		5×10^{-1}
物	49	¹¹¹ I n		2		2
船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示	49	^{113m} I n		4		4
の運	49	^{114m} I n		3×10^{-1}		3×10^{-1}
送	49	^{115m} I n		6		9 × 10 ⁻¹
基準	50	¹¹³ S n		4		4
の細	50	^{117m} Sn		6		2
買	50	^{119 m} S n		40		40
寺を	50	^{121m} S n		40		9×10^{-1}
定め	50	¹²³ S n		6×10^{-1}		5×10^{-1}
る	50	¹²⁵ S n		2×10^{-1}		2×10^{-1}
景	50	¹²⁶ S n		3×10^{-1}		3 × 10 ⁻¹
•	51	122 S b		3×10^{-1}		3×10^{-1}
	51	¹²⁴ S b		6×10^{-1}		5×10^{-1}
	51	¹²⁵ S b		2		9×10^{-1}
	51	¹²⁶ S b		4×10^{-1}		4×10^{-1}
	52	¹¹⁸ Te		2×10^{-1}		2×10^{-1}
	52	^{121m} Te		5		5
	52	¹²¹ Te		2		2
	52	^{123m} Te		7		7
	52	^{125m} Te		30		9
	52	^{127m} Te		20		5×10^{-1}
	52	¹²⁷ Te		20		5 × 10 ⁻¹
	52	^{129m} Te		6×10^{-1}		5×10^{-1}
	52	¹²⁹ Te		6×10^{-1}		5 × 10 ⁻¹
	52	^{131 m} Т е		7×10^{-1}		5 × 10 ⁻¹
	52	¹³² T e		4×10^{-1}		4 × 10 ⁻¹
	53	123 I		6		6
=	53	124 I		9×10^{-1}		9 × 10 ⁻¹
=0	53	125 I		20		2
	53	126 I		2		9×10^{-1}

11011

	第一欄	第 二 欄	第 三 欄
53	129	 制限なし	制限なし
53	131 I	3	5×10^{-1}
53	132 I	4×10^{-1}	4×10^{-1}
53	133 I	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
53	134 I	3 ×10 ⁻¹	3×10^{-1}
53	135 I	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
54	¹²² X e	2×10^{-1}	2×10^{-1}
54	¹²³ Xe	2×10^{-1}	2×10^{-1}
54	^{1 2 7} X e	4	4
54	^{131m} Xe	40	40
54	¹³³ X e	20	20
54	¹³⁵ X e	4	4
55	¹²⁹ C s	4	4
55	¹³¹ Cs	40	40
55	¹³² C s	1	1
55	134mCs	40	9
55	134 C s	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
55	¹³⁵ C s	40	9 × 10 ⁻¹
55	136 C s	5 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
55	137 C s	2	5×10^{-1}
56	¹³¹ Ba	2	2
56	^{133m} Ba	10	9 × 10 ⁻¹
56	¹³³ Ba	3	3
56	¹⁴⁰ Ba	4 ×10 ⁻¹	4×10^{-1}
57	¹³⁷ L a	40	2
57	¹⁴⁰ L a	4×10^{-1}	4 ×10 ⁻¹
58	¹³⁹ C e	6	6
58	¹⁴¹ C e	10	5 × 10 ⁻¹
58	¹⁴³ Ce	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
58	¹⁴⁴ Ce	2×10^{-1}	2×10^{-1}
59	¹⁴² Pr	2×10^{-1}	2×10^{-1}
59	¹⁴³ Pr	4	5×10^{-1}
60	¹⁴⁷ N d	4	5×10^{-1}
60	149 Nd	6×10^{-1}	5×10^{-1}
61	¹⁴³ Pm	3	3

	第一欄	第二欄	第三欄
61	¹⁴⁴ Pm	6 × 10 ⁻¹	6 ×10 ⁻¹
61	¹⁴⁵ Pm	30	7
61	¹⁴⁷ Pm	40	9×10^{-1}
61	^{148m} Pm	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
61	¹⁴⁹ Pm	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
61	¹⁵¹ Pm	3	5×10^{-1}
62	¹⁴⁵ Sm	20	20
62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし
62	¹⁵¹ Sm	40	4
62	¹⁵³ Sm	4	5×10^{-1}
63	¹⁴⁷ Eu	2	2
63	148 E u	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
63	¹⁴⁹ Eu	20	20
63	¹⁵⁰ Eu	7×10^{-1}	7×10^{-1}
63	^{152m} Eu	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
63	¹⁵² Eu	9×10^{-1}	9×10^{-1}
63	¹⁵⁴ Eu	8×10^{-1}	5×10^{-1}
63	¹⁵⁵ Eu	20	2
63	¹⁵⁶ Eu	6×10^{-1}	5×10^{-1}
64	^{1 4 6} G d	4×10^{-1}	4×10^{-1}
64	¹⁴⁸ Gd	3	3×10^{-4}
64	¹⁵³ Gd	10	5
64	¹⁵⁹ Gd	4	5×10^{-1}
65	¹⁵⁷ Tb	40	10
65	¹⁵⁸ Tb	1	7×10^{-1}
65	¹⁶⁰ T b	9×10^{-1}	5×10^{-1}
66	¹⁵⁹ Dy	20	20
66	¹⁶⁵ Dy	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
66	¹⁶⁶ Dy	3×10^{-1}	3×10^{-1}
67	¹⁶³ Ho	40	40
67	^{166m} Ho	6 × 10 ⁻¹	3×10^{-1}
67	¹⁶⁶ Ho	3 ×10 ⁻¹	3×10^{-1}
68	169 E r	40	9×10^{-1}
68	¹⁷¹ Er	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹
69	167 Tm	7	7

	第 一 欄	第二欄	第 三 欄
69	168 T m	8 × 10 ⁻¹	8 ×10 ⁻¹
69	170 Tm	4	5 × 10 ⁻¹
69	171 Tm	40	10
70	169 Y b	3	3
70	175 Y b	30	9 × 10 ⁻¹
71	172 Lu	5 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
71	173 Lu	8	8
71	174m L u	20	8
71	174 Lu	8	4
71	177 Lu	30	9 × 10 ⁻¹
72	¹⁷² H f	5 × 10 ⁻¹	3×10^{-1}
72	¹⁷⁵ Hf	3	3
72	181 H f	2	9×10^{-1}
72	¹⁸² H f	4	3×10^{-2}
73	¹⁷⁸ Ta	1	1
73	¹⁷⁹ T a	30	30
73	¹⁸² Ta	8 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
74	178W	1	1
74	181W	30	30
74	185W	40	9 × 10 ⁻¹
74	187W	2	5 × 10 ⁻¹
74	188W	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹
75	¹⁸³ Re	5	5
75	^{184m} Re	3	3
75	¹⁸⁴ Re	1	1
75	¹⁸⁶ Re	4	5 × 10 ⁻¹
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし
75	188 Re	2×10^{-1}	2×10^{-1}
75	¹⁸⁹ R e	4	5 × 10 ⁻¹
75	Re(天然の混合比のもの	制限なし	制限なし
76	185 Os	1	1
76	191mOs	40	40
76	191 Os	10	9 × 10 ⁻¹
76	¹⁹³ Os	6 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
76	194Os	2×10^{-1}	2×10^{-1}

	第一	欄	第二	欄	第	 欄
77	¹⁸⁹ I r			10		10
77	190 I r			7 ×10 ⁻¹		7×10^{-1}
77	¹⁹² I r			1		5×10^{-1}
77	^{193m} I r			10		10
77	194 I r			2×10^{-1}		2×10^{-1}
78	¹⁸⁸ Pt			6×10^{-1}		6×10^{-1}
78	¹⁹¹ Pt			3		3
78	193mPt			40		9
78	¹⁹³ Pt			40		40
78	^{195m} Pt			10		2
78	^{197m} Pt			10		9×10^{-1}
78	¹⁹⁷ Pt			20		5×10^{-1}
79	¹⁹³ Au			6		6
79	¹⁹⁴ Au			1		1
79	¹⁹⁵ Au			10		10
79	¹⁹⁶ A u			2		2
79	¹⁹⁸ A u			3		5×10^{-1}
79	¹⁹⁹ A u			10		9×10^{-1}
80	¹⁹⁴ Hg			1		1
80	^{195m} Hg			5		5
80	^{197m} Hg			10		9×10^{-1}
80	¹⁹⁷ Hg			10		10
80	²⁰³ Hg			4		9×10^{-1}
81	²⁰⁰ T1			8×10^{-1}		8×10^{-1}
81	²⁰¹ T1			10		10
81	²⁰² T1			2		2
81	²⁰⁴ T1			4		5×10^{-1}
82	²⁰¹ Pb			1		1
82	²⁰² P b			40		2
82	²⁰³ Pb			3		3
82	²⁰⁵ P b			制限なし		制限なし
82	²¹⁰ P b			6×10^{-1}		9×10^{-3}
82	²¹² P b			3×10^{-1}		3×10^{-1}
83	²⁰⁵ B i			6×10^{-1}		6 × 10 ⁻¹
83	²⁰⁶ Bi			3×10^{-1}		3×10^{-1}

三〇六

	第 一 欄	第	 欄	第	=	欄
83	²⁰⁷ B i		7×10^{-1}			7 ×10 ⁻¹
83	^{210m} Bi		3×10^{-1}			3×10^{-2}
83	²¹⁰ B i		6×10^{-1}			5×10^{-1}
83	^{2 1 2} B i		3×10^{-1}			3×10^{-1}
84	²⁰⁸ Po	(40			2×10^{-2}
84	²⁰⁹ Po		40			2×10^{-2}
84	²¹⁰ P o		40			2×10^{-2}
85	²¹¹ A t		30			2
86	^{2 2 2} R n		2×10^{-1}			4×10^{-3}
88	^{2 2 3} R a		6×10^{-1}			3×10^{-2}
88	^{2 2 4} R a		3×10^{-1}			6×10^{-2}
88	²²⁵ Ra		6×10^{-1}			2×10^{-2}
88	²²⁶ R a		3×10^{-1}			2×10^{-2}
88	²²⁸ Ra		6×10^{-1}			4×10^{-2}
89	^{2 2 5} A c		6×10^{-1}			1×10^{-2}
89	^{2 2 7} A c		40			2×10^{-5}
89	^{2 2 8} A c		6×10^{-1}			4×10^{-1}
90	²²⁷ Th		9			1×10^{-2}
90	²²⁸ Th		3×10^{-1}			4×10^{-4}
90	^{2 2 9} T h		3×10^{-1}			3×10^{-5}
90	²³⁰ Th		2			2×10^{-4}
90	²³¹ Th		40			9×10^{-1}
90	²³² Th		制限なし			制限なし
90	²³⁴ Th		2×10^{-1}			2×10^{-1}
90	Th(天然の混合比のもの)		制限なし			制限なし
91	²³⁰ Pa		2			1×10^{-1}
91	²³¹ Pa		6×10^{-1}			6×10^{-5}
91	²³³ Pa		5			9×10^{-1}
92	²³⁰ U		40			1×10^{-2}
92	²³² U		3			3×10^{-4}
92	^{2 3 3} U		10			1×10^{-3}
92	²³⁴ U		10			1×10^{-3}
92	^{2 3 5} U		制限なし			制限なし
92	2 3 6 U		10			1×10^{-3}
92	^{2 3 8} U		制限なし			制限なし

	第一欄	第二欄	第	 欄
92	U(天然の混合比のもの)	制限なし		制限なし
92	U(天然の混合比を超え	制限なし		制限なし
	るものであつて濃縮度が			
	5%以下であるもの)			
92	U(天然の混合比を超え	10		1×10^{-3}
	るものであつて濃縮度が			
	5%を超えるもの)			
92	U(天然の混合比に達し	制限なし		制限なし
	ないもの)			
93	^{2 3 5} N p	40		40
93	^{2 3 6} Np	7		1×10^{-3}
93	^{2 3 7} Np	2		2×10^{-4}
93	^{2 3 9} N p	6		5 × 10 ⁻¹
94	²³⁶ P u	7		7×10^{-4}
94	^{2 3 7} P u	20		20
94	^{2 3 8} P u	2		2×10^{-4}
94	^{2 3 9} P u	2		2×10^{-4}
94	^{2 4 0} P u	2		2×10^{-4}
94	²⁴¹ Pu	40		1×10^{-2}
94	^{2 4 2} P u	2		2×10^{-4}
94	^{2 4 4} P u	3×10^{-1}	-	2×10^{-4}
95	241 Am	2		2×10^{-4}
95	^{2 4 2 m} A m	2		2×10^{-4}
95	^{2 4 3} A m	2		2×10^{-4}
96	^{2 4 0} C m	40		2×10^{-2}
96	²⁴¹ C m	2		9 × 10 ⁻¹
96	^{2 4 2} C m	40 '		1×10^{-2}
96	^{2 4 3} C m	3		3×10^{-4}
96	^{2 4 4} C m	4		4×10^{-4}
96	^{2 4 5} C m	2		2×10^{-4}
96	^{2 4 6} C m	2		2 × 10 ⁻⁴
96	^{2 4 7} C m	2		2×10^{-4}
96	^{2 4 8} C m	4×10^{-2}		5 × 10 ⁻⁵
97	²⁴⁷ B k	2		2 × 10 ⁻⁴
97	^{2 4 9} B k	40		8×10^{-2}

	第	 欄	第	 欄	第	Ξ	欄
98 98 98 98 98 98 98	248 C f 249 C f 250 C f 251 C f 252 C f 253 C f 254 C f			$ \begin{array}{c} 30 \\ 2 \\ 5 \\ 2 \\ 1 \times 10^{-1} \\ 40 \\ 3 \times 10^{-3} \end{array} $			3×10^{-3} 2×10^{-4} 5×10^{-4} 2×10^{-4} 1×10^{-3} 6×10^{-2} 6×10^{-4}

別表第二 (第四条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性 物質の場合の数量の限度

区	分と場合以外	特別形放射合の数量(射性物質	射性物質等 等である場	
	よ場合以外			ΤDα		等である場	合の数量
1 9に該当っ		1の第一概	単位	TDa			
1 2に該当る		1の第一概		рат	(A ₂ 値)	単位	TBq
1 0 (0 11)	da more s s	エヘンタュ 川米	中のイ、	ロ及びホ	1の第一	欄中のイ、	口、八及
イ ガンマ約	限乂はエックス	の該当する	区分に応	じ、第二	びニの該	当する区分	に応じ、
線を放出す	ける場合 (陽電	欄に掲げる	数量のう	ち最も小	第三欄に	掲げる数量	のうち記
子消滅に。	より発生するガ	さいものを	·A₁値とす	る。ただ	当する最	も小さいも	のをA2値
ンマ線を含	きむ。)	し、40を超	える場合	には、40	とする。	ただし、40	を超える
		とする。			場合には	、40とする	o
			1			1	
		_	$\frac{1}{E(\gamma)}$			$\frac{1}{E(\gamma)}$	
			E(Y)			E(γ)	
ロ ベータ糸	泉を放出する場						
合	•						
(1) 最大	エネルギーが		40			40	
0.1MeV	/未満の場合						
(2) 最大	エネルギーが		40			9.3	
0. 1Me V	7以上0.15Me						
V未満6	D場合						
(3) 最大	エネルギーが		40			2. 3	
0. 15Me	V以上0. 2Me						
V 未満の	の場合						
(4) 最大	エネルギーが		40			9.3×10	- 1
0. 2Me V	V以上0.5MeV					-	
未満のは							
	エネルギーが		21			4.6×10	- 1
	V以上0.7MeV						
	ある場合						
	エネルギーが		4. 2			4.6×10	- 1
	V以上1MeV		-			1. 5	
	ある場合						
木両でる	のる場合				том по		

三〇九

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
(7) 最大エネルギーが 1 MeV以上1.5MeV 未満である場合	6. 3×10 ⁻¹	4. 6×10 ⁻¹
(8) 最大エネルギーが 1.5MeV以上2MeV 未満である場合	3. 2×10 ⁻¹	3. 2×10 ⁻¹
(9) 最大エネルギーが 2 Me V 以上である場	2. 1×10 ⁻¹	2. 1×10 ⁻¹
合 ハ 吸入摂取又は経口摂取 するおそれのある場合 (実用舶用原子炉の設	_	ALI (Bq)
置、運転等に関する規則 の規定に基づく線量当量 限度等を定める告示(平 成元年運輸省告示第八十 七号)(以下「線量当量告 示」という。)別表第一 中第二欄又は第三欄に数		
量の記載がある場合をいう。) ニ サブマージョンによる 被ばくのおそれがある場合 (線量当量告示別表第 一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をい	_	DAC (Bq∕c㎡)×3.36
う。) ホ アルファ線を放出する 場合	AL I 100	_
2 放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期が	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第二欄に掲げる数量のう ち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第三欄に掲げる数量のう ち最小のもの

第		欄	第	 欄	第	=	欄
その原	子核の崩り	裏によつて					
生ずる	放射性物	7質(以下					
「娘核	重」とい	う。)の物					
理的半	減期より	長く、か					
つ、娘	亥種の物3	里的半減期					
が10日.	以内であ	る場合					
(1			}		

備考 $E(\gamma)$ は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー(エネルギーにエネルギー毎の放出率を乗じたものの総和をいう。)をMeVで表した値を、ALI は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一表中第二欄又は第三欄に掲げる数値のうち最も小さいものをBqで表した値を、DAC は当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量を、それぞれ表す。

別表第三 (第四条関係)

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが、別表第一及び別表第二に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第	一欄	第		欄	第	=	橌
X	分	特別形核類 合の数量	燃料物質等 [・] (A ₁ 値) 単位	である場 TBq	特別形放射 射性物質等 (Az値)		,
外の放射 性物質が	1 ガンマ線及びベータ線以 外の放射線を放出する放射 性物質が存在しないことが 明らかな場合		2 ×10 ⁻¹			2 ×10 ⁻²	
2 1以外	の場合		1 ×10 ⁻¹			2×10^{-5}	

別表第四(第四条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである 放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

. 第	一 欄	第	 欄	
X	分	数	量単位	T B q
放射性物質の種類の数量の全部が	類の全部及び種類別 明らかな場合	次の算式を満たす x_1 , $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots +$	 	
	類の全部又は一部が 種類別の数量の一部 場合	次の算式を満たす x_1 , $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n}$	 •	

備考 x_1, x_2, \cdots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \cdots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \cdots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、y はy に係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、y に係わる放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはy に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五 (第四条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第	— 欄	第二	欄
157	/3	数	量(A ₂ 値)
	ガ		単位 TBa
放射性物質の種	重類の全部が明らかな	1	
場合		$f_1/X_1+f_2/X_2+\cdots+f_n/X$	n
放射性物質の種	重類の一部が明らかな	1	
場合		$f_1/\chi_1 + f_2/\chi_2 + \dots + f_n/\chi$	$\frac{1}{n} + f_y / Y$

備考 f_1, f_2, \cdots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \cdots, X_n は f_1, f_2, \cdots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_n は種類が明らかでない放射性物質の分率を、Yは別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六 (第四条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい 放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区分	特別形放射性物質等である場合の 数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性 物質等である場合の数量(A2値) 単位 TBq
その系列のすべての 放射性物質(親核種 を除く。)の物理的 半減期が10日を超え ず、かつ、親核種の 物理的半減期より短 い場合	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第二欄に掲げる 数量	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第三欄に掲げる 数量
その系列の娘核種の うち、その物理的半 減期が10日を超え、 又は親核種の物理的 半減期より長いもの がある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす X_1, X_2, \dots, X_n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 x_1, x_2, \cdots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \cdots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \cdots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

条の四関係)防護特定核燃料物質の大、第十七条の三、第十七

- 一区分一
- イ 照射されていない次に掲げる物質
- 質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物一○○分の八○を超えるものを除く。以下同じ。)及び⑴ プルトニウム (プルトニウムニ三八の同位体濃度が
- ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの並びにこれらの物質の一及は二以上を含む物質であつて、並びにこれらの物質の一及は二以上を含む物質であつて、② ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す
- キログラム以上のもの 又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二 の ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一
- 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示という。)が毎時一グレイ以下のもの空気に吸収された場合の吸収線量率(以下「吸収線量率」という。)が毎時一グレイ以下のもの旧離において、当該物質から放出された放射線が口 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メロ 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メ
- イ 照射された前号イに掲げる物質であつて、その表面から二 区分二

- 一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超
- 1 照射されていない次に掲げる物質
- 五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの以は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量がい。プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一
- 満のもので、ウランニ三五の量が一キログラムを超え五キログラム未並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、の上率が一○○分の二○以上のウラン並びにその化合物の、ウランニ三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す
- 五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの(4) ウラン二三三の量が(4) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一
- ートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のも照射された口に掲げる物質であつて、その表面から一メ
- 二 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表

イを超えるもの 面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレ

- いて燃料として使用できるものにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉におる比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並び() ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す
- において燃料として使用できるもの並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉を比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物(2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す
- ラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以る比率が天然の比率を超え一○○分の一○に達しないウ⑷・ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す

区分三

上を含む物質

えるもの ーメートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超ーメートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超イ 照射された前号口に掲げる物質であつて、その表面から

- ロ 照射されていない次に掲げる物質
- 又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が⑴ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一

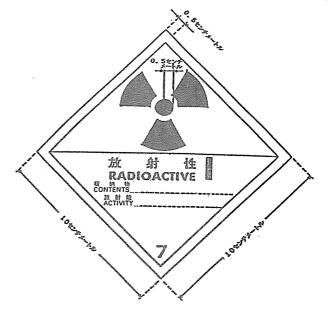
船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

一五グラムを超え五○○グラム以下のもの

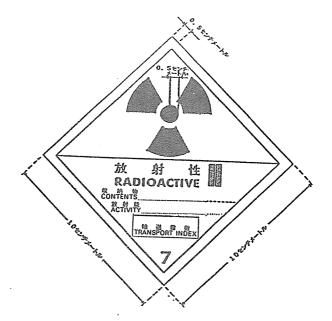
- のもののもの一五グラムを超え一キログラム以下ウラン二三五の量が一五グラムを超え一キログラム以下並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、金比率が一○○分の二○以上のウラン並びにその化合物のもの
- ③ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対すの ウラン二三五のの 一半口に以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キロいウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又はいウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対す
- ラム以上のものまので、ウラン二三五の量が一○キログーを含む物質であつて、ウラン二三五の量が一○キログーを含む物質であつて、ウラン二三五の量が一○は二以ら比率が天然の比率を超え一○○分の一○に達しないウ る比率が天然の比率を超え一○○分の一○に達しないウラン二三八に対す
- 一五グラムを超え五○○グラム以下のもの又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量がり、ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一
- であった女才生の近り会社による。 備考 この表において放射性物質の量については、一の船舶で おいて吸収線量率が毎時一グレイを超えるものを除く。) 質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離に 、 照射された口に掲げる物質(照射された口似に掲げる物

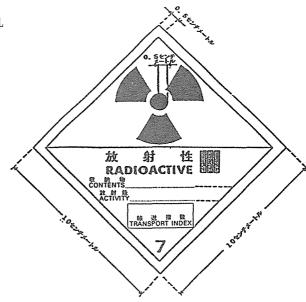
運送される放射性物質の総量とする。

第一類白標札



第二類黄標札

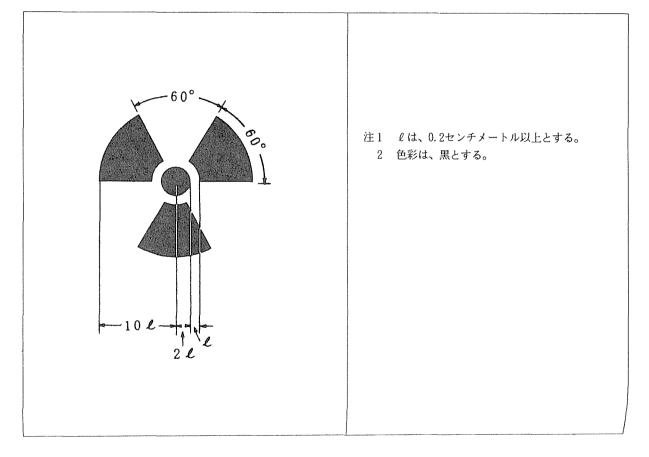




- 注 1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあつては、名称(LSA-1に該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
 - 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあつては、収納物及び放射能の欄には、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

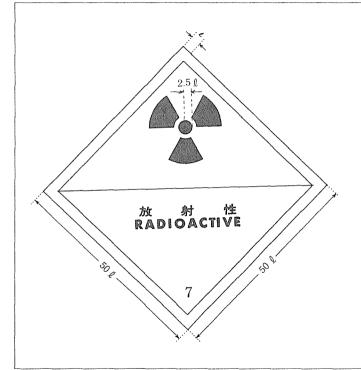
部 分	色彩
上半分の地	黄(第一類白標札にあつては、白)
三葉マーク	
下半分の地	A A
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	i i
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式(第16条関係)三葉マーク



第3号様式 (第17条関係)

コンテナ標識



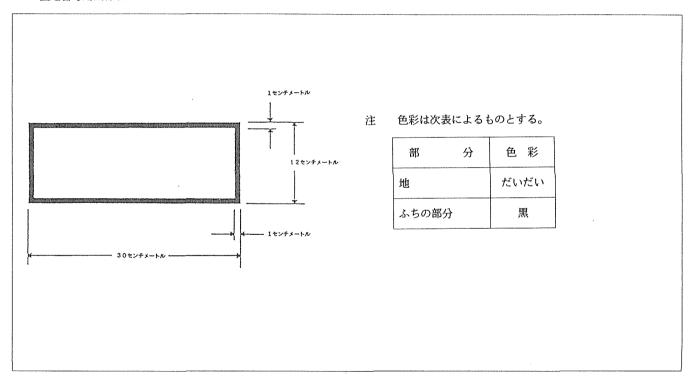
注 1 三葉マークは、第2号様式によるものとする。

- 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
- 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
- 4 本邦内のみを運送されるものにあつては、標識中の英語の部分を、本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADI-OACTIVE)」の文字を削ることができる。
- 6 色彩は次表によるものとする。

部 分	色彩
上半分の地	黄
三葉マーク	黒
下半分の地	白
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式 (第17条の2関係)

国連番号用副標札



別記第一(第四条関係)特別形放射性物質等に係る試験

一 衝擊試験

ること。(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させ(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させ試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物

二 打擊試験

ルのものとする。 供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ 供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ 供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ 供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ

三 曲げ試験

の角の半径が○・三センチメートルのものとする。はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、そに鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすよう定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落

四 加熱試験

供試物を摂氏八〇〇度の空気中に一〇分間置くこと。

五 浸漬試験

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

- (注:::)。 く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をそのく。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその、 固体状の放射性物質等(カプセルに封入されたものを除
- 順序で行うこと。
- ② 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五〇度まで加熱し、① 常温の水中に七日間浸漬させること。

75

- ③ 摂氏三〇度であつて湿度九〇パーセントの空気中時間保持させること。
- ₹ 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五○度まで加熱し、四間置くこと。 摂氏三○度であつて湿度九○パーセントの空気中に七日
- カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物に時間保持させること。
- ついて、次に掲げる試験をその順序で行うこと。
- ② 摂氏三〇度の空気中に七日間置くこと。
- ③ 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五○度まで加熱し、四
- 常温の水中に七日間浸潰させること。別記第二(第十条関係)LSA−Ⅲに係る試験

時間保持させること。

- 別記第三(第六条、第十二条の二関係)A型輸送物に係る条件
- 一条件
- イ 毎時五○ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付

けること。

- □ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
 □ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
 □ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
- の高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させのにあつては各縁の四半分ごとに対して、○・三メートルのにあつては各縁の四半分ごとに対して、○・三メートル製の直方体のものにあつては各コーナーに対して、その質製の直方体のものにあつては各コーナーに対して、その質

させること。

- れか大きいものを二四時間加えること。キロパスカルを乗じて得た値に相当する加重のうち、いずの、その質量の五倍に相当する加重又は鉛直投影面積に一三
- 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件のを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部のを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部のを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部

ない。
気体状の希ガスが収納されているものにあつては、この限りで気体状の希ガスが収納されているものにあつては、この限りでレル以下の放射能を有する気体状のトリチウム又はℓ√値以下の大の破損を受ける条件の下に置くほか、次のイ及び口の条件のうち、最前号の条件の下に置くほか、次のイ及び口の条件のうち、最

1 前号ロ44に規定する棒を一・七メートルの高さから当該輸ること。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させ

別記第四(第七条関係)BM型輸送物に係る条件送物の最も弱い部分に落下させること。

る入熱を一日につき一二時間負荷すること。置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日光の直射によいて、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の表面の形状及び位摂氏三八度である環境に一週間放置すること。この場合にお

表面の形状及び位置	日光の直射による入熱(ワ
水平に輸送 底面	
その他	100
水平に輸送されない平面	100
曲面	图00

二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

な順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるよう別記第五(第八条関係)BM型輸送物に係る条件

を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受が五○○キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板が五○○キログラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板が五○○キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納され、質量一、、○○倍を超えるものにあつては、これに代えて、質量一、○○○倍を超えるものにあつては、これに代えて、質量イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量イ 九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受

こうたい。これのですよいであって、こうに言い上って、重直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さがけるように水平に落下させること。

二 第一号の条件の下に置いた後、摂氏三八度で熱的に平衡な状な水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。二○センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らか

らない。
つつ冷却すること。この場合において、人為的に冷却してはなつつ冷却すること。この場合において、人為的に冷却してはなた後、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷し態に置いた放射性輸送物を摂氏八○○度の環境に三○分間置い

送物に係る条件別記第六(第八条の二関係)使用済燃料が収納されている放射性輸三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

臣が認める条件の下に置くこと。別記第三第一号ロ⑴、⑵及び⑶の条件又はこれと同等と運輸大別記第七(第十二条関係)IP−2型輸送物に係る条件別記第七(第十二条関係)IP−2型輸送物に係る条件

別記第八(第十三条関係)核分裂性輸送物に係る条件目が記ると言作の「心臓である」

一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

一 前号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

当該放射性輸送物が円筒形のものにあつては各縁の四半分

それぞれ○・三メートルの高さから落下させること。 ごとに対して、その他のものにあつては各コーナーに対して、

に置くこと。
ローイの条件の下に置いた後、別記第三第一号ロ⑴の条件の下

別記第九(第十四条、第十四条の三関係)核分裂性輸送物に係る条ハ 別記第三第一号ロ⑵、⑶及び⑷の下に置くこと。

と。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じら一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があるこ

にあること。 二 放射性物質等は中性子増倍率が最大となる配置及び減速状態れた空間にあつては、この限りでない。

別記第十(第十四条の二関係)核分裂性輸送物に係る条件

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこ

次の条件の下に順次置くこと。

別記第八の条件の下に置くこと。

別記第五第一号及び第二号の条件の下に置くこと。 深さ○・九メートルの水中に八時間浸漬させること。ただ

価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているも

し、規則第九十一条の四第二号及び第三号における臨界の評

のにあつては、この限りでない。

次の条件の下に順次置くこと。

別記第八の条件の下に置くこと。

別記第十一(第十四条の四関係)核分裂性輸送物に係る条件 口 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

当該核分裂性輸送物相互間は中性子増倍率が最大となるよう 別記第九第三号の条件の下に置くこと。

な状態とすること。

定める告示(抄)船舶による危険物の運送基準を

運輸省告示第五百四十九号)昭和五十四年九月二十七日)

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯 蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号。 において使用する用語の例による。 以下「規則」という。

(危険物明細書の記載事項)

第十四条の三 規則第十条第一項第五号の告示で定める事項は、 射性物質等について次の各号に掲げるものとする。 放

- 輸送指数
- は、当該核分裂性物質の質量とすることができる。 放射能の量。ただし、核分裂性物質を運送する場合にあつて
- 当該表面汚染物に含まれる核分裂性物質の質量 放射性輸送物としない表面汚染物を運送する場合にあつては、

専用積載により運送する場合にあつては、その旨

(危険物相互の隔離基準)

第十五条 に定めるとおりとする。 規則第十四条第一項の告示で定める基準は、 別表第十四

2 (略

船舶による危険物の運送基準を定める告示(抄)

(コンテナに係る積載方法の特例)

第十六条 別表第十六に定めるとおりとする。 規則第二十二条の九第二項の告示で定める積載方法は、

(コンテナ危険物明細書の記載事項)

第十六条の三 規則第二十二条の七第一項第六号の告示で定める事 項は、第十四条の三に定める事項とする。

別表八の四(放射性物質等)(第三条関係)

品名	国連番号
性物質等 L型輸送物に収納され、又は包装される放射	九一〇
ものを除く。) 低比放射性物質(他に品名が明示されている	二 九 三
表面汚染物	二九二三
のを除く。) 核分裂性物質(他に品名が明示されているも	二九一八
いるものを除く。)特別形放射性物質等(他に品名が明示されて	二九七四
金属トリウム	二九七五
硝酸トリウム(固体)	二九七六

六フッ化ウラン(ウラン二三五のウラン二三 二九七七	- 二九八二 二九七八 二九八二 一 九八二 一 九八二 一 九八〇 九 十 八八二 一 九八〇 九 十 八 十 九 十 九 十 八 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	五及びウラン二三八に対する比率が百分の以上のもの) 以上のもの) (核分裂性輸送物に収納されるものを除く。) 金属ウラン (核分裂性輸送物に収納される で属ウラニル溶液 一番酸ウラニル (固体)
_	_	六フッ化ウラン(ウラン二三五のウラ

別衰算14 (危険物相互の隔離表) (第15条関係)

危険物	火薬類 (等級一・五 、一・二)	類(等	を付すもの薬類(等級一・四)	は副標札 a を付すもの 圧ガス(正標札Eを付すも	は刷探札bを付すも圧ガス(正標札Fを	は副標札cを付すもの圧ガス(正標札Gを付すも	の 性液体類又	固体又は副標札eを	然発火性	を付すものという。その他の可燃性物質又は副標礼よ	の 酸化性物質又は副標札 8を付すも	有機過酸化物	電物又は副標札iを付すもの	病毒をうつしやすい物質		すもの	物質
火薬類(等級1.1、1.2及び1.5)				4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×
火薬類(等級1.3)		/		4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	х
火薬類(等級1.4)又は副標札hを付すもの	l	`		2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×
高圧ガス (正標札Eを付すもの) 又は副標札 a を付すもの	4	4	2	1	×	×	2	1	2	×	2	2	×	4	2	1	×
高圧ガス (正標札下を付すもの) 又は副標札 bを付すもの	2	2	1	×	1	×	1	×	1	×	×	1	×	2	1	×	×
高圧ガス (正標札Gを付すもの) 又は副標札 cを付すもの	2	2	1	×	×	1	2	×	2	×	×	2	×	2	1	×	×
引火性液体類文は副標札 d を付す もの	4	4	2	2	1	2		×	2	1	2	2	×	3	2	×	×
可燃性間体又は副標札eを付すも の	4	3	2	1	×	×	×		1	×	1	2	×	3	2	1	х
自然発火性物質	4	3	2	2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	3	2	1	×
その他の可燃性物質又は副標札 f を付すもの	4	4	2	×	×	×	1	×	1		2	2	×	2	2	1	×
酸化性物質又は副標札gを付すも の	4	4	2	2	×	×	2	1	2	2		2	1	3	1	2	×
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2	1	1	3	2	2	×
毒物又は副標札iを付すもの	2	2	×	×	×	x	×	x	1	×	1	1		1	×	×	×
病疫をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1		3	3	×
放射性物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	.2	2	1	2	×	3	1	2	×
腐しよく性物質又は副標札jを付すもの	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2		×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	x	×	×	×	×	×	×	

- 備考 1 ×印は、隔離を要しないことを示す。
 - 2 全面が完全に閉阻された構造(各面が組立式のものを除く。)の輸送ユニット(貨物自動車、コンテナ、タンク自動車及び大型金属容器等をいう。)に収納された危険物との隔離にあつては、表中の1及び 2^{ϵ} 、それぞれ、 \times 及び1と説替えることとする。
 - 3 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

1								
_					1	2	3	4
串	板	£	頮	₹.	水平距離で3メートル以 上離して積載すること。	水平距離で6メートル以 上離して積載すること。	上離して積載すること。	船の長さ方向に24メート ル以上離して積載するこ
申	板	ፑ	積	载	同一の船倉又は区面に積 載するととできる。た がし、水平原電で3メー トルドト原ナン	別の船倉文は区値に積載 すること。	一船倉以上又は一区面以 上艦して積載すること。	かの長さ方向に一船倉以 上又は一区面以上離して 複数すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、 隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

- 5 別表第1から別表第8までの性質、用途及び注意事項の簡において、分類又は項目の異なる危険物との 隔離について基準が示されているものにあつては、表によるほか当該基準によるものとする。

別表第 16 (コンテナ相互の積載関係表) (第 16 条関係)

コンテナに収納される危険物	火薬類(等級一・五、一・二)	等	を付すもの薬類(等級一・四)	は副標札 aを付すもの 圧ガス(正標札Eを付すもの	は副標札bを付すもの圧ガス(正標札Fを付すも	標札 cを付すもの ス(正標札Gを付すも	引火性液体類又は副標札dを付す	の燃性固体又は副標札eを付すも	然発火性物質	を付すものというというでは別様れま	の 化性物質又は副標札 gを付すも	有機過酸化物	- 郵物又は副標札 i を付すもの	病毒をうつしやすい物質	射	すものとは物質又は副標札うを付	寄性物質
火薬類(等級1.1、1.2及び1.5)	*	*	*	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	4	2	4	×
火薬類(等級1.3)	*	*	*	4	2	2	4	3	3	4	4	4	2	4	2	2	×
火薬類(等級1.4)又は副標札hを付すもの	*	*	*	2	1	1	2	2	2	2	2	2	×	4	2	2	×
高圧ガス (正標札Eを付すもの) 又は副標札 a を付すもの	4	4	2	/	×	×	2	1	2	×	2	2	×	4	2	1	×
高圧ガス (正標札Fを付すもの) 又は副標札 b を付すもの	2	2	1	×		×	1	x	1	×	×	1	×	2	1	x	×
高圧ガス (正標札Gを付すもの) 又は副標札cを付すもの	2	2	1	×	×		2	×	2	×	×	2	×	2	1	×	×
引火性液体類又は刷標札 d を付す もの	4	4	2	2	1	2		×	2	1	2	2	×	3	2	×	×
可燃性固体又は副標札 e を付すも	4	3	2	1	×	x	×		1	×	1	2	×	3	2	1	×
自然発火性物質	4	3	2	2	1	2	2	1		1	2	2	1	3	2	1	×
その他の可燃性物質又は副標札 f を付すもの	4	4	2	×	×	×	1	×	1		2	2	×	2	2	1	×
酸化性物質又は副標札gを付すもの	4	4	2	2	×	×	2	1	2	ż		2	1	3	1	2	×
有機過酸化物	4	4	2	2	1	2	2	2	2	2	2		1	3	2	2	×
毒物又は副標札iを付すもの	2	2	×	×	×	×	×	×	1	×	1	1		1	×	x	×
病毒をうつしやすい物質	4	4	4	4	2	2	3	3	3	2	3	3	1		3	3	×
放射性物質等	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	×	3		2	×
腐しよく性物質又は副標札うを付 すもの	4	2	2	1	×	×	×	1	1	1	2	2	×	3	2		x
有害性物質	×	×	×	×	×	x	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

欄考 1 本表は、危険物が収納されたコンテナ相互についてのみ適用する。

- 2 ×印は、隔離を要しないことを示す。
- 3 ※印については、別表第15 (火薬類相互の隔離表) によること。
- 4 表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる積載方法を示す。

別表第16 (コンテナ相互の積載関係表)

		1	2	3	4
	甲	隔離を要しない。	1コンテナ分以上離して	船の長さ方向に1コンテ	船の長さ方向に24メート
非	板		積載すること。	ナ分以上又は船の幅方向	ル以上離して積載するこ
開	上			に2コンテナ分以上離し	と.
放	稜			て積載すること。	
型	報				
0					
=	申	隔離を要しない。		隔壁を介在させて積載す	陽壁を介在させて船の長
ン	板		ナ分以上離して若しくは	ること。	さ方向に24メートル以上
テ	下		保壁を介在させて又は船		離し、かつ、介在する隔
+	秡		の幅方向に1コンテナ分		壁から水平距離で6メート
	載		以上離して積載すること。		ル以上離して積載するこ
					٤.
			船の長さ方向に1コンテ		
_		積載すること。	ナ分以上又は船の幅方向		ル以上離して積載するこ
開	上		に2コンテナ分以上離し		٤.
放型	積載		て積載すること。	て積載すること。	,
型の	₩X,				
0 7	ш	Marttal	隔壁を介在させて精裁す	MA ローバータケナル	横陽壁を2つ以上介在さ
レン		かり 大分以上離して若しくは		所能を2つ以上が任させ て精鋭すること。	せて積載すること。
テ		帰壁を介在させて又は船	acc.	Canal acc.	で(仮転りること。
1/		の転方向に1コンテナ分			
		以上離して積載すること。			
	***	MINEU CHANGE SCC.			
	甲	水平方向には隔離を要し	1コンテナ分以上離して	船の長さ方向に 1 コンテ	船の長さ方向に24メート
と非	板	ない。ただし、開放型の	積載すること。	1944 77 4 - 78 - 1 - 1	ル以上離して積載するこ
	上	コンテナを非開放型のコ		に2コンテナ分以上離し	٤.
放放	稜	ンテナに上積みする場合		て積載すること。	
型型	载	を除き、同一鉛直線上に			
のの		積載しないこと。			
==	甲	水平方向には隔離を要し	船の長さ方向に 1 コンテ	陽壁を介在させて積載す	横隔壁を2つ以上介在さ
レン	板	ない。ただし、開放型の	ナ分以上離して若しくは	ること.	せて積載すること。
テテ	下	コンテナを非開放型のコ	陽壁を介在させて又は船		
ナナ		ンテナに上積みする場合	の幅方向に2コンテナ分		
	毅		以上離して積載すること。		
	L	積載しないこと。			

- (1) 「1コンテナ分」とは、船の長さ方向にあつては水平距離で 6.0 メートル、船の傾方向にあつては水平距離で 2.4メートルとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。
- (2) 「陽壁」は、耐火性で、かつ、耐水性であること。
- 5 隔離を要する危険物を収納したコンテナ (表中の4に該当する危険物を収納したコンテナを除く。) は、耐火性で、かつ、耐水性の甲板を介在させる場合には、上記4の表にかかわらず、水平方向の隔離 を要せず、かつ、同一鉛直線上に積載することができる。
- 6 別表第1から別表第8までの性質、用途及び注意事項の欄において、分類又は項目の異なる危険物との隔離について基準が示されているものにあつては、表によるほか当該基準によるものとする。

細目等を定める告示(抄) 運搬に関する措置に係る技術的 核燃料物質等の原子力船における

第七条~第八条 (略) 第一条~第六条

略)

関係各事業者宛

運輸省海上技術安全局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性 輸送物の安全の確認等について

危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「規則」という。)及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(以下「告示」という。)の一部改正に伴い、規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱いについて、並びに、放射性輸送物の設計承認並びに規則第91条の9第1項、第91条の19第1項、第91条の15第1項、第91条の19第1項並びに第91条の22第1項第2号及び第3号の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認、放射性輸送物の運送の安全の確認、被ばく管理の特例並びに専用運搬船及び級負当量率に係る特別措置について下記のとおり定め、平成3年1月1日から適用しますので通知します。

なお、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸 送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法 の承認並びに放射性輸送物の選送の安全の確認について (昭和62年8月28日付け海蛮第375号)」は、廃止しますが、「危険物船舶選送及び貯蔵規則に基づく核物質防 護上の措置について (昭和63年11月19日付け海蛮第506号)」については、従来どおり併せて適用されますので周知徹底方お願い致します。

記

- I. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - 1. 規則第10条及び規則第22条の7関係
 - (1) 荷送人は、規則第10条第1項第5号及び規則第22条の7第1項第6号の「その他告示で定める事項」の記載に当たっては、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和54年運輸省告示第549号)第14条の3及び第16条の3に定める事項を含め、別記1に示す例に従って輸送文書を作成し、危険物明細書に「別添」として添付して下さい。
 - (2) 荷送人は、規則第10条ただし書で危険物明細書 の提出を免除されている場合であっても、別記1に 示す例に従って輸送文書を作成し、船舶所有者又は 船長に提出するよう努めて下さい。
- 2. 規則第87条関係

(1) 荷送人は、2以上の放射性輸送物を開放型の構造 を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合は、 個々の放射性輸送物の標札が見えるようにして下さ い。

この場合、やむを得ず個々の放射性輸送物の標札が見えにくくなる場合は、開放型の構造を有する箱 又は袋等であってもオーバーパックに係る基準を満 足するよう努めて下さい。

(2) 第2項中「船体の一部を構成しないタンク」とは、 タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク自動車 (貨車)又は容器であって、気体、液体、粉体、粒 状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納さ れた後に固化する固体を収納するものをいいます。

3. 告示第4条関係

第1号の表中「運輸大臣の適当と認める基準」とは、 次に掲げる基準とします。なお、この基準を適用する 場合は、荷送人は、具体的に行う試験方法を記載した 書面を運輸大臣に提出し、承認を受けるようにして下 さい。

- (1) 衝撃試験及び打撃試験に代えて、ISO2919 (1980年版以後のものに限る。)「密封線源 -分類」に定められるクラス4衝撃試験
- (2) 加熱試験に代えて、ISO2919(1980年 版以後のものに限る。)「密封線源-分類」に定め られるクラス6温度試験
- (3) カプセルに封入された放射性物質等に係る浸漬試

験に代えて、ISO/TR4826 (1979年版 以後のものに限る。)「密封線源-漏洩試験法」に 定められる試験

4. 告示第4条の3関係

「通常の取扱いにおいて、はく離するおそれがある 状態」とは、スミヤ法により検出することができる状 態をいいます。

5. 規則第90条及び告示第12条の3関係

規則第90条第9号口並びに告示第12条の3第1号ハ及び第2号口中「最大線量当量率の著しい増加」とは、試験前の最大線量当量率が毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕がないときは増加率が20パーセントを超える状態をいい、毎時2ミリシーベルトに対して十分な余裕があるときは放射性輸送物の外表面が著しく破損するような状態をいいます。

6. 告示第10条関係

- (1) 第2号中「全体に分布している」の基準の例としては、体積が0.2立方メートル以上1.0立方メートル未満の場合は5分割、1.0立方メートル以上の場合は10分割した場合に各部分間の比放射能の差が10倍以下であることをいいます。
- (2) 第3号中「全体に均一に分布している」の基準の 例としては、0.1立方メートル以下の体積に10 以上に分割した場合に、各部分間の比放射能の差が

3倍未満であることをいいます。

7. 告示第12条関係

告示別記第7中「運輸大臣が認める条件」を適用する場合は、適用する条件その他安全性に関する説明書を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

8. 告示第12条の3関係

第1号二及び第2号ハの「その他運輸大臣が必要と 認める基準」については、当該タンク又はコンテナの 構造及び使用方法その他安全性に関する説明を記載し た書面を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

9. 告示第2条関係

- (1) 第3号中「全体に均一に分布している」とは、ウラン235が、金属、酸化物又は炭化物として存在する場合は、例えば収納物が格子状配列とならないことをいいます。
- (2) 第4号を適用する場合は、運送中に予想されるすべての条件の下においても、任意の10リットルの体積中に含まれる核分裂性核種が5グラムを超えないようにして下さい。

10. 規則第91条の13関係

第1項第4号中「食糧を積載してある場所から離れ た場所」とは、「食糧が積載されている船倉又は区画」 又は「食糧が積載されている甲板上の場所から6メー トル以内の甲板上の場所」以外の場所をいいます。

11. 規則第91条の16の2関係

「外板」について、「運送中人が容易に近づくこと ができない表面」とは、接舷中(接岸中を含む。)に 人が容易に近づくことができない外表面をいいます。

12. 規則第91条の18関係

第2項中「運輸大臣が適当と認めた場合」とは、船内にある者の受ける線量当量が生涯平均年間1ミリシーベルトを超えない場合をいいます。この場合、船長は、船内にある者について、生涯平均年間1ミリシーベルトを超えない理由を記載した書面を運輸大臣に提出し、承認を受けて下さい。

13. 規則第91条の20関係

船長は、汚染の可能性がある場合は、船内において 放射性輸送物を取り扱った場所に⊃いても汚染の検査 を行い、必要に応じ措置を離じて下さい。

14. 告示第1号様式及び第3号様式関係

第1号様式注6及び第3号様式注4中「本邦外を運送されるもの」とは、本邦外を運送するために、その経路上本邦内を運送されるものを含みます。

Ⅱ. 放射性輸送物の安全の確認等

- 1. 放射性輸送物の設計承認(以下「設計承認」という。
-) について

BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は核分裂性輸送物を作成する者はあらかじめ設計承認を受けて下さい。承認を受けた後に設計の変更をする場合も同様です。

(1) 設計承認の申請

放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設 計変更承認申請書の様式は、それぞれ別記2及び別 記3のとおりです。申請書は、海上技術安全局長に 提出して下さい。

(2) 設計承認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた設計又は設計変更には、放射性輸送物設計承認費を交付します。

(3) IAEA輸送規則への適合証明 設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射

設計事誌を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がIAEA輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、別記4の様式により放射性輸送物設計承認英文証明頤を提出して下さい。

- 2. 規則第91条の9の2第1項の規定に基づく放射性 物質輸送容器及びその使用方法の承認(以下「容器承 認」という。)について
- (I) 容器承認の申請

- ① 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する 承認申請書の様式は、別記5のとおりです。申請 排は、運輸大臣に提出して下さい。
- ② 申請は、同時期に製作されるものについて、輸送容器の型式ごとに行って下さい。
- ③ 容器承認の申請時期は、原則として、新規に製作される輸送容器については設計承認を受けた後製作に着手する前とし、その他の輸送容器については最初に使用する前とします。
- ④ 容器承認を申請する輸送容器については、設計 承認の際指示する項目について検査を行い、その 結果を提出して下さい。

なお、当該検査について、容器承認申請書を審 査のうえ、必要に応じて、製作時又は完成時に随 時立会うことがあります。

(2) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承 認証の交付

承認された設計に従って製作されたと認められた 輸送容器については、放射性物質輸送容器及びその 使用方法に関する承認証を交付します。

(3) 輸送容器の定期的自主検査

承認を受けた輸送容器について、適宜、定期的自 主検査を1年に1回以上(年間の使用回数が10回 を超える場合は10回ごとに1回以上)行い、その 性能の保持に努めて下さい。

なお、検査結果の記録は、製作時検査の記録と併せて、保存して下さい。

- (4) 輸送容器の定期的自主検査結果記録の提出 3年に1回以上、定期的自主検査結果記録を危険 物審査官に提出して下さい。
- (5) 輸送容器の性能低下に関する報告 輸送容器の性能低下のおそれがある場合は、遅滞 なく、危险物密査官にその旨を報告して下さい。
- (6) 輸送容器の健全性の調査について 輸送容器の性能が維持されていることを確認する ため、必要に応じて、書類の提出を求めたり、調査 を行うことがあります。
- (7) 輸送容器の使用廃止届 承認を受けた輸送容器の使用を廃止した場合は、 別記6の様式により放射性物質輸送容器の使用廃止 届を運輸大臣に提出して下さい。
- 3. 規則第91条の9第1項の規定に基づく放射性輸送 物の安全の確認(以下、この項において「安全確認」 という。)について
- (1)安全確認の申請
 - ① 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、別記7 及び別記8のとおりです。申請書は、当該放射性 輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長(兵庫県 においては神戸海運監理部長、沖縄県においては 沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出して下さ い。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船 積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。

- ② 申請は、1回の運送ごとに、輸送容器の型式ごとに、原則として運輸大臣あての申請にあっては 船積みの1か月前までに、地方運輸局長あての申 請にあっては船積みの3週間前までに行って下さ い。
- (2) 放射性輸送物安全確認書の交付 規則に規定される基準に適合すると認められた放 射性輸送物には、放射性輸送物安全確認書を交付し ます。
- (3) 輸送容器への放射性物質輸送容器承認票又は放射 性物質輸送容器設計承認票の取付け

承認を受けた輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記9の放射性物質輸送容器承認票を取り付けて下さい。

また、承認を受けていない輸送容器を使用する場合は、当該輸送容器に別記100放射性物質輸送容器設計承認票を取り付けて下さい。

- (4) 安全確認を受ける必要がない場合
 - ① カナダ政府の危険物船舶運送規則の規定に基づき、規則第19条第2項に規定する放射性輸送物について、同項に規定する運送を行う場合は、安全確認を受ける必要はありません。(「規則第19条第2項の外国規則を定める告示」(昭和53年12月27日運輸省告示第669号)参照)
 - ② 規則第91条の9第7項に定める内閣総理大臣 の確認(指定運搬物確認機関の確認を含む。以下 同じ。) 若しくは科学技術庁長官の確認(指定運

搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。) 又は運輸大臣の確認を受けた場合は、安全確認を受ける必要はありません。

- 4. 規則第91条の15第1項の規定に基づく放射性輸送物の運送の安全の確認(以下、この項において「安全確認」という。) について
 - (1) 安全確認の申請
 - ① 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式 及び記載事項は、別記11のとおりです。申請書 は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運 輸局長に提出して下さい。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船 積みする場合は、関東運輸局長に提出して下さい。

- ② 申請は、一航海ごとの運送について、原則として船積みの1か月前までに行って下さい。
- ③ 当該申請に係る複数の放射性輸送物を、管轄の 異なる船積地においてそれぞれ船積みする場合は、 運送計画を一括してとりまとめ、最初の船積地を 管轄する地方運輸局長に提出して下さい。
- ④ 3(4)①に該当する放射性輸送物に係る安全確認申請に当たっては、カナダ政府の発給した承認費の写しを添付して下さい。
- ⑤ 3(4)②の内閣総理大臣の確認又は科学技術庁長官の確認を受けた場合は、内閣総理大臣又は科学技術庁長官から交付された運搬物確認証の写しを放射性輸送物運送計画書安全確認申請書に添付し

て下さい。

- (2) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の交付 規則に規定される基準に適合すると認められた放 射性輸送物運送計画書には、放射性輸送物運送計画 書安全確認書を交付します。
- (3) 放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の 追加又は変更等

安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書安 全確認書の記載事項の迫加又は変更を受けようとす る場合は、申請を行った地方運輸局長に船積み前に 速やかに放射性輸送物運送計画書安全確認変更申請 書を提出して下さい。この場合、船長が交代したと きの申請は、交代前の船長と交代後の船長の連名と して下さい。

また、その他の場合であって、安全確認を受けた 後、放射性輸送物運送計画費の記載事項に追加又は 変更が生じた場合は、申請を行った地方運輸局長に 当該追加又は変更内容を凍やかに届け出て下さい。

- 5. 規則第91条の19第1項の規定に基づく被ばく管理の特例(以下、この項において「特例」という。) について
- (1) 特例の申請
 - ① 被ばく管理特例承認申請書の様式及び記載事項 は、別記12のとおりです。申請書は、運輸大臣 に提出して下さい。
 - ② 申請は、被ばく管理の対象となる者ごとに行っ

て下さい。ただし、同一の運送に従事する者については一括して申請することができます。

- (2) 被ばく管理特例承認書の交付 被ばく管理が適当と認められた場合には、被ばく 管理幹例承認書を交付します。
- (3) 被ばく管理に関する措置等の変更 特例を受けた後、被ばく管理に関する措置を変更 する場合 (特例の再申請の必要がある場合を除く。) には、運輸大臣に事前に届け出て下さい。この場合、 船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行う ことがあります。
- (4) 船内線最当最率の計測
 - ① 船舶所有者又は船長は、船内の必要な箇所の線 量当量率を、1航海に1回以上(1か月以内に複 数の航海が行われる場合は1か月ごとに1回以上) 測定器により測定し、又は計算により算出し、次 の事項を記録して5年間保存して下さい。
 - イ 測定日時
 - 口 測定箇所
 - ハ 測定結果
 - ニ 測定結果に基づき実施した措置の概要その他 必要な事項
 - ② 船舶所有者又は船長は、①ハの測定結果を、見 やすい場所に提示する等の方法により、立入制限 区域に立ち入る者に周知して下さい。

また、立入制限区域には、標識のほかに、被ば く線量測定用具の装着に関する注意事項、事故が 発生した場合の応急措置等放射線による障害防止 に必要な事項を掲示して下さい。

- (5) 船内にある者の線量当量率の評価及び線量当量の 測定
 - ① 船舶所有者又は船長は、立入制限区域に立ち入る者の受ける線量当量(1センチメートル線量量 を、胸部(女子(妊娠不能と診断された者を除く。以下同じ。)にあって等の被ばく線量測定用具を装着させることにより測定して下さい。ただし、被ばく線量測定用具を用いて測定することが著しく困難な場合又はより線できる、これが著しく困難な場合は、線量当量率の測定により算により線が当最を築出することができます。

なお、放射線が中性子線、ガンマ線又はエックス線である場合は、船員電離放射線障害防止規則(昭和48年運輸省令第21号)(以下「船員電離則」という。)第12条第4項に基づく告示(船員電離則第4条第3項、第12条第4項及び第5項、第13条第2項並びに第27条第2項の規定に基づき、運輸大臣が告示で定める限度及び方法(平成元年運輸省告示第86号))(以下「船員電離則告示」という。)第2条に定める方法により測定又は算出することができます。

② 船舶所有者又は船長は、1日の線量当量が1ミ リシーベルトを超えるおそれがある者については、 線量当量の測定結果を毎日確認して下さい。

- ③ 船舶所有者又は船長は、①の測定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、船内にある者の受けた線量当量の四半期(女子にあっては、1か月)ごとの合計及び年度ごとの合計を船員電離則告示第4条第1号(女子にあっては、船員電離則告示第4条第1号及び第2号二)に定める方法により算出し、その都度記録し、これを当該者に知らせて下さい。
- ④ 船舶所有者又は船長は、船内にある者の受ける 被ばく形態が全身均等被ばく以外の場合にあって は、組織線量当量についても考慮して下さい。

また、女子については、腹部における線量当量が1の4半期につき13ミリシーベルトを超えないようにし、かつ、妊娠と診断された時から出産までの間につき10ミリシーベルトを超えないように管理して下さい。

(6) 特別の健康管理

船舶所有者又は舶長は、船員電離則第39条に準じて、立入制限区域に立ち入る船内にある者(一時的に立ち入る者を除く。)に対し、医師による健康診断を行い、その結果を当該者に知らせて下さい。この場合、船員電離則第42条及び第43条にも従って下さい。

(7) 被ばく管理者の選任

船舶所有者又は船長は、被ばく管理者を選任する 場合は、第2種放射線取扱主任者免状を有する者又 はこれと同等以上の知識・経験を有する者を選任し、 船内における被ばく管理に関する業務を行わせて下 さい。

(8) 被ばく管理に関する記録

船舶所有者又は船長は、立入制限区域に立ち入る 船内にある者(一時的に立ち入る者を除く。)の被 ばく管理に関する記録を10年間保存し、かつ、当 該者について「放射線従事者中央登録センター」へ の登録を行って下さい。

また、各年度末に当該年度に請じた被ばく管理に 関する措置の状況及びその結果を海上技術安全局長 に報告して下さい。

(9) その他必要な措置

船舶所有者又は船長は、船内にある者に対し、被ばくの程度に応じた被ばく管理に係る教育・訓練等を行って下さい。

- (0) 被ばく管理に関する措置の廃止届 承認を受けた者が、当該承認に係る運送に従事し なくなった場合は、運輸大臣に速やかに届け出てく ださい。
- 6. 規則第91条の22第1項第2号の規定に基づく特別措置(以下、この項において「特別措置」という。) について
- (1) 特別措置の申請
 - ③ 専用運搬船に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、別記13のとおりです。申請書は、運

輸大臣に提出して下さい。

- ② 申請は、船舶ごとに行って下さい。
- ③ この項において規定する特別措置は、専ら放射性物質等のみを運送する船舶について、規則第87条第1項第4号に定める専用積載に該当しない場合であっても、専用積載と同等と認められるときは、規則中の専用積載により運送することと運送することとができることとするものです。したがって、その他の場合について、規則第91条の22第2項の規定に基づく特別措置を受けようとする場合の申請書の様式及び記載事項については、別途運輸大臣の指示を受けて下さい。
- (2) 専用運搬船に係る特別措置承認書の交付 専用積載と同等の運送が行えると認められた船舶 には、専用運搬船に係る特別措置承認書を交付しま す。

なお、当該特別措置について、専用運搬船に係る 特別措置承認申請書を審査のうえ、必要に応じて、 当該船舶の立入検査を行うことがあります。

- (3) 専用運搬船の構造、設備等の変更等の届出 承認を受けた専用運搬船が、当該専用運搬船の構造、設備等を変更した場合(特別措置の再申請の必 要がある場合を除く。)は、運輸大臣に速やかに届け出て下さい。この場合、運送の安全を確保するため必要な指示を行うことがあります。
- (4) 専用運搬船による運送の廃止届

承認を受けた専用運搬船が、当該承認に係る運送 を廃止した場合は、運輸大臣に速やかに届け出て下 さい。

- 7. 規則第91条の22第1項第3号の規定に基づく特別措置(以下、この項において「特別措置」という。) について
- (1) 特別措置の申請

線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載 事項は、別記14のとおりです。申請書は、運輸大 臣に提出して下さい。

- (2) 線量当量率に係る特別措置承認書の交付 安全上支障がないと認められた放射性輸送物、オ ーパーパック又はコンテナには、線量当量率に係る 特別措置承認書を交付します。
 - なお、当該特別措置について、線量当量率に係る 特別措置申請書を審査のうえ、必要に応じて、当該 輸送物、オーバーパック若しくはコンテナの検査又 は運送に使用される船舶の立入検査を行うことがあ ります。

別記1 (輸送文書書式例)

文 書 番 号 年 月 日

荷送人の署名

輸送文書

この放射性輸送物(以下「輸送物」という。)又はコンテナに収納されている放射性物質等については、適切な名称によって下記のとおりすべて正確に記載されており、また、適用される国際及び国内の規則に従って分類され、輸送物とされ、又はコンテナに収納され、標札等が付され、又は表示が行われ、すべての点において、海上運送に適した状態にあることをここに宜言する。

記

- (a) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(以下 「危険物告示」という。) 別表第8の4に掲げる品名
- (b) 「Class 7 (国連分類番号7)」の文字
- (c) 「RADIOACTIVE MATERIAL (放射性物質)」の文字。 ((a)の品名中に当該文字が含まれていない場合に限る。)
- (d) 危険物告示別表第8の4に掲げる国連番号
- (e) LSA物質については、「LSA-I」、「LSA-II」、「LSA-II」の区分
- (f) SCOについては、「SCO-I」又は「SCO-II」の区分
- (g) 各放射性核種の名称と元素記号

- (h) 物質の物理的及び化学的性状。ただし、当該物質が 特別形放射性物質にあっては、その旨とすることがで きる。
- (i) 最大放射能 (ベクレル単位)。ただし、核分裂性物質にあっては、その質量とすることができる。
- (j) 第一類白、第二類黄又は第三類黄の別
- (k) 輸送指数
- (1) L型輸送物については、「RADIOACTIVE MATERIAL, EXCEPTED PACKAGE (放射性物質、L型輸送物)」の文 字及び収納され、又は包装されている物質に該当する 危険物告示別表第8の4に掲げる品名
- (m) 核分裂性物質が収納されている輸送物又はコンテナであって、輸送物中の物質が船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第2条各号に該当する場合は、「FISSILE EXCEPTED (核分裂性輸送物としないで運送できる核分裂性物質)」の文字
- (n) 輸送物又はコンテナに関する確認番号及び承認番号 (輸送物設計承認、容器承認、輸送物安全確認、運送 計画書安全確認、特別措置に係る承認等)
- (o) オーバーパック又はコンテナを使用する場合には、 オーバーパック若しくはコンテナについて、又はオー バーパック若しくはコンテナに収納されている各輸送 物の収納物についての詳細な記述
- (p) 輸送物、オーバーパック又はコンテナが専用積載に より運送されなければならない場合は、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積載)」の文字
- (q) 次の事項を含む取扱方法その他運送に関し留意すべ き事項
 - (1) 輸送物、オーバーパック、コンテナ若しくはタン クの積込み、積付け、運送、取扱い及び取卸しに関 する補足的作業条件(安全に熱除去を行うための特

別な積付等の要件を含む。)。ただし、特別な要件 が不要な場合は、その旨とすることができる。

- (三) 必要な緊急時の措置

備考

- (1) 記載事項については、項目の順に従って記載すること。この場合、該当しない項目については、 該当しない旨記載すること。
- (2) 他の国際協定において宣言することが条件とされている場合には、当該宣言中で言及した内容に関しては、この宣言中で言及する必要はない。
- (3) 記(q)については、船舶所有者、船長及び関係 国政府等のために必要な言語で記載すること。

別記2

文 書 番 号 年 月 日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性輸送物設計承認申請書

平成2年12月27日付け海査第592号に基づき、 下記放射性輸送物(以下「輸送物」という。)の設計が 危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める○型輸送物(核分 裂性輸送物)の基準に適合する旨承認していただきたく、 関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 輸送容器の型式
- 2. 輸送物の説明
- (1) 輸送容器の材料の種類
- (2) 輸送物の総質量
- (3) 外形寸法
- (4) 外観及び構造図
- (5) 収納する放射性物質の仕様

イ 種 類

口質量

ハ 放射能強度(主な核種ごとの値及び合計値)

二性状

- ホ 濃縮度
- へ 燃焼度
- ト 発熱量
- チ 冷却日数
- リ その他
- 3. 輸送指数
- 3. 網及預数
- 4. 輸送制限個数及び配列方法
- 5. 臨界計算における水密性に関する事項
- 6. BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準 のうち適合しない基準についての説明
- 7. 輸送物の安全解析及び輸送容器の製作に関する事項
- 8. 輸送物の取扱いに関する事項
- (1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法
- (2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置
- (3) 輸送物を運送する場合の積載方法等に関する事項
- (4) 非常の場合に特別の措置が必要な輸送物にあって はその説明
- 9. その他特記事項

(添付書類)

- 1. 輸送物の説明を記載した書類
- 2. 輸送物の安全解析に関する説明書
- 3. 輸送容器の製作方法に関する説明書
- 4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
- 5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 添付書類1については、輸送物の荷姿を示す説

明図を添付すること。

(3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、横書きとすること。 別記3

文 書 番 号 年 月 日

運輸省施上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性輸送物設計変更承認申請書

平成2年12月27日付け海査第592号に基づき承認を受けた下記放射性輸送物(以下「輸送物」という。)の設計について、下記の変更内容が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める○型輸送物(核分裂性輸送物)の基準に適合する旨承認していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 既に交付された設計承認番号
- 2. 輸送容器の型式
- 3. 変更内容
- 4. 変更理由
- 5. その他特記事項

(添付書類)

- 1. 輸送物の説明を記載した書類
- 2. 輸送物の安全解析に関する説明書
- 3. 輸送容器の製作方法に関する説明書

- 4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
- 5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書 類

備

- (i) 添付書類には変更に係る部分について記載する こと。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、横書きとすること。

別記4

文 書 番 号 年 月 日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性輸送物設計承認英文証明顧

平成2年12月27日付け海査第592号に基づき、下記○型輸送物(核分裂性輸送物)の設計について、「IAEA放射性物質安全輸送規則(1985年版)」の基準に適合している旨の英文の証明書を交付していただきたく、下記のとおり申請します。

記

- 1. 輸送容器の型式
- 2. 放射性輸送物の設計承認番号
- 3. その他特記事項

備考

用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

文 書 番 号 年 月 日

運輸大臣

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請費

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9の2第1項 の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 輸送容器の型式
- 2. 輸送容器の製造番号又はその他の当該輸送容器と他 の輸送容器を区別するための番号等
- 3. 輸送容器の設計及び製作方法に関する説明
- 4. 輸送容器の使用方法に関する説明
- 5. 輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明
- 6. その他特記事項

備考

(1) 「輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明」は、原則として、新規に製作する場合は、輸送容器の製作時検査に関する説明を記載すること。

- (2) 放射性輸送物設計承認書の写しを添付する場合は、記3、記4については省略することができる。
- (3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、横書きとすること。

別記6

文書番号年月日

運 輸 大 臣

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性物質輸送容器の使用廃止届

平成2年12月27日付け梅査第592号に基づき、 下記のとおり輸送容器の使用を廃止することにつき届け 出ます。

캶

- 1. 輸送容器の型式
- 2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
- 3. 廃止に伴う措置
- 4. その他特記事項

備業

用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記7 (非承認容器使用時)

運輸大臣

殿

申請者の氏名又は名称 住 所

放射性輸送物安全確認申請書

下記の放射性輸送物(以下「輸送物」という。)が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する〇型輸送物(核分裂性輸送物)の基準に適合することについて同規則第9 1条の9第1項の確認を受けたいので、関係費類を添えて申請します。

記

- 1. 運送の目的
- 2. 輸送容器の型式等
- 3. 輸送物の個数
- 4. 輸送物の種類
- 5. 輸送容器の概要
- 6. 輸送物の基準適合性に関する説明
- 7. 収納する放射性物質等の仕様
- (1) 名 称
- (2) 質 最
- (3) 物理的、化学的性質
- (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関す

る資料

- (5) 容器への収納方法
- 8. 輸送制限個数及び配列方法
- 9. 輸送物の線量当量率
- 10. 輸送物の輸送指数
- 11. 運送時における取扱上の注意事項
- 12. 荷送人の住所及び氏名又は名称
- 13. 運送予定時期、区間及び船名
- 14. 輸送容器の健全性に関する説明
- 15. 輸送物の発送前の検査に関する説明
- 16. その他特記事項

備者

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物(以下 「輸送物」という。)を、複数個一括して申請する場 合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載する こと。
- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の 用途、発着地等を簡略に記載すること。
 - 例1. 「○○発電所の使用済燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
 - 例2.「○○事業所において収納される○○病院向 け医療用大量線源**Coを○○港から○○港ま で運送することを目的とする。」
- (4) 記2の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及 び製造番号を記載するとともに、科学技術庁の輸送容 器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載

すること。

- (5) 記4の「輸送物の種類」は、BM型輸送物、BU型 輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物にあっては、そ の旨を記載すること。
- (6) 記5の「輸送容器の概要」は、①材料及び構造②構 造物の主要器元③所有者名を記載し、荷姿を示す説明 図を添付すること。

放射性同位元素輸送物であって遮蔽容器として独立 した内装容器を使用する場合は、内装容器の製造者、 製造年月日、型式、番号、保管状況、使用履歴、現状 外観等のデータも記載すること。

(7) 記7の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に 運送しようとする放射性物質等のデータを記載するこ と。なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により 算出したデータについてはその計算方法を、また、実 測によるデータについてはその測定方法を記載するこ と。

冷却日数については、原子炉を停止日した日から起 算して発送前検査予定日までの日数とする。ただし、 これよりも少ない日数を記載している場合は、この限 りではない。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納されているかを示す図面等を添付すること。

(8) 記9の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面及 び表面から1メートル離れた位置における数値を記入 すること。

(6)の内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位 元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は 内装容器の表面における最大線量当量率の実測値から の解析推定値に代えることができる。

- (9) 記15の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、 放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計画 普及び船舶検査官の立会検査計画書を別紙として添付 すること。
- (0) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記8 (承認容器使用時)

文 書 番 号 年 月 日

型 輸 大 目 マ は

× × 地方運輸局長

殿

申請者の氏名又は名称住所

放射性輸送物安全確認申請書

下記の放射性輸送物(以下「輸送物」という。)が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する〇型輸送物(核分裂性輸送物)の基準に適合することについて同規則第91条の9第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 運送の目的
- 2. 輸送容器の型式
- 3. 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認 番号
- 4. 輸送物の個数
- 5. 輸送物の種類
- 6. 収納する放射性物質等の仕様
 - (1) 名称
 - (2) 質 量
 - (3) 物理的、化学的性質

- (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量等に関す る資料
- (5) 容器への収納方法
- 7. 輸送制限個数及び配列方法
- 8,輸送物の線量当量率
- 9. 輸送物の輸送指数
- 10. 運送時における取扱上の注意事項
- 11. 荷送人の住所及び氏名又は名称
- 12. 運送予定時期、区間及び船名
- 13. 輸送容器の健全性に関する説明
- 14. 輸送物の発送前の検査に関する説明
- 15. その他特記事項

備考

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物(以下「輸送物」という。)を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。
- (3) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等 の用途、発着地等を簡略に記載すること。
 - 例.「○○発電所の使用済燃料を○○工場において 再処理するため○○港から○○港まで運送する ことを目的とする。」
- (4) 記5の「輸送物の種類」は、BM型輸送物、BU型輸送物の区別のほか、核分裂性輸送物にあっては、 その旨を記載すること。
- (5) 記6の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際 に運送しようとする放射性物質等のデータを記載す

ること。 なお、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算 により算出したデータについてはその計算方法を、 また、実測によるデータについてはその測定方法を 記載すること。

冷却日数については、原子炉を停止日した日から 起算して発送前検査予定日までの日数とする。ただ し、これよりも少ない日数を記載している場合は、 この限りではない。

収納する放射性物質等の仕様が容器及びその使用 方法に関する承認証の記載事項に合致していること を示す対照表を添付すること。

容器への収納方法については、必要に応じ、当該 放射性物質がどのような配列で輸送容器に収納され ているかを示す図面等を添付すること。

- (6) 記8の「輸送物の線量当量率」は、輸送物の表面 及び表面から1メートル離れた位置における数値を 記入すること。
- (7) 記13の「輸送容器の健全性に関する説明」は、輸送容器及びその使用方法に関する承認を取得した後行った定期自主検査結果記録を添付すること。
- (8) 記14の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、 放射性輸送物作成者が作成した輸送物の自主検査計 画書及び船舶検査官の立会検査計画書を別紙として 添付すること。
- (9) 運輸大臣の交付する放射性物質輸送容器及びその 使用方法に関する承認証の写しを添付すること。
- (0) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記9 (承認容器使用時)

放射性物質輸送容器承認票 (記載例) Registration Label of Packaging 輸送容器の所有者 PNTL Owner of Packaging TN-3B/3 輸送容器の型式 Type of Packaging 輸送容器及びその使用方法 MS100 に関する承認番号 Serial Number of Packaging 放射性輸送物の設計承認番号 J/1000/B(M)F(Rev.0)(MS) Competent Authority Identification Mark of the Design of Package 〇〇年〇月〇〇日 承認を受けた日 瓶香第○○号 Date of Approval No. OO/MI Oth. 00,1900 承認を与えた者 運 輪 大 臣 Minister of Transport Approved by - 10cm以上

- 備考
 - (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
 - (2) 輸送容器承認票は、本邦内においてのみ運送されるものにあっては英語の部分を、本邦外において運送されるものにあっては日本語の部分を削ることができる。

別記10 (非承認容器使用時)

放射性物質輸送容器設計		IA
Registration Label o		П
Registration basel of	I lackaging .	П
輸送容器の所有者	PNTL	П
	PNIL	
Owner of Packaging	•	
輸送容器の型式	TN-3B/3	
Type of Packaging	. .'	
	3	П
輸送容器製造番号	TN-3B/B-100	1
Serial Number of Packaging		17.0
		10cm Cl F
放射性輸送物の設計承認番号	J/1000/B(M)F(Rev. 0) (MS)	
Competent Authority Identif	ication	Ш
Mark of the Design of Packa	ge	
•	〇〇年〇月〇〇日	П
承認を受けた日	海查第○○号	П
Date of Approval	No. OO/MI	
	Oth. 00.1900	П
承認を与えた者	運 輸 大 臣	
Approved by	Minister of Transport	
────────────────────────────────────		Γ

備考

- (1) 目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。
- (2) 輸送容器設計承認票は、本邦外において運送されるものにあっては日本語の部分を削ることができる。
- (3) 輸送容器設計承認票は、本邦内のみを運送されるものにあっては、省略することができる。

運 輸 大 臣

船 名 船長の氏名

住所又は連絡先

放射性輸送物運送計画書安全確認申請書

別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物 の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する 基準に適合することについて同規則第91条の15第1 項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(別添)

放射性輸送物運送計画書

- 1. 運送の目的
- 2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及 び住所
- 3. 船舶の概要 (所要設備を含む。)
- 4. 運送する放射性輸送物(以下「輸送物」という。) の概要
- (1) 輸送容器の型式等
- (2) 輸送物の種類
- (3) 輸送容器の主要諸元

- (4) 収納する放射性物質等の主な仕様
- (5) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
- (6) 輸送物の最大線量当量率
- (7) 輸送物の表面の温度
- (8) 輸送物の輸送指数
- (9) 輸送物に付される標札等
- (10) 船内の屋柱場所その舶人が通
- (10) 船内の居住場所その他人が通常使用する場所に おける最大線量当量率
- (11) 外板等の表面及び表面から2メートル離れた位置における最大線量当量率
- (12) 輸送物作成者の氏名又は名称及び住所
- (13) 荷送人の氏名又は名称及び住所
- (14) 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 5. オーバーパックの概要
- (1) オーバーパックの主要諸元
- (2) オーバーパックに収納する輸送物の輸送容器の型 式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は 包装方法
- (3) オーバーパックの最大線量当量率及び輸送指数
- (4) オーバーパックに付される標札
- (5) オーバーパックの個数
- (6) オーバーパックに収納又は包装する者の氏名又は 名称及び住所
- 6. コンテナの概要
- (1) コンテナの型式又は名称
- (2) コンテナの主要諸元
- (3) コンテナに収納する輸送物の輸送容器の型式又は 名称、個数及びコンテナへの収納方法
- (4) コンテナの最大線量当量率及び輸送指数
- (5) コンテナに付される標札等

- (6) コンテナの個数
- (7) コンテナに収納する者の氏名又は名称及び住所
- 7. 積載方法等
 - (1) 積載方法
 - (2) 各船食等ごとの輸送物の種類及び数量
 - (3) 各船倉等の輸送指数
- 8. 固縛方法
- 9. 荷役方法
- 10、 運送予定時期
- 11. 運送区間
- 12. 渾送中の保安対策
- 13. その他特記事項

備者

- (1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (2) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質 等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
 - 例1.「○○発電所の使用済燃料を○○工場に おいて再処理するため○○港から○○港 まで選送することを目的とする。」
 - 例2.「○○事業所において収納される○○病院向け医療用大量線源**Coを○○港から○○港まで運送することを目的とする。」
- (3) 記3の「船舶の概要(所要設備を含む。)」は、 船種、船舶番号、総トン数、船籍港、船舶の用途、 航行区域及び主要寸法を記載し、所要設備につい ては、当該輸送物の選送のため特に必要な設備と して施設されたものを記載すること。
- (4) 記4の「運送する放射性輸送物の概要」は、輸送物ごとに記載すること。ただし、記載事項が共

- 通の輸送物については、まとめて記載してもよい。
- (5) 記4(I)の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の 型式を記載するほか、運輸省又は科学技術庁の輸 送容器に関する承認番号又は設計承認番号を記載 すること。
- (6) 記4(6)の「輸送物の最大線量当量率」については、輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における数値を記入すること。ただし、放射性同位元素輸送物であって内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等の収納時の内装容器の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率の実測値又は内装容器の表面における最大線量当量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。
- (7) 記4(7)の「輸送物の表面の温度」については、 BM型輸送物及びBU型輸送物についてのみ記入 することとし、その表面に近接防止枠を設けてい る場合にあっては、当該近接防止枠の表面の温度 を記入すること。
- (8) 記4(9)の「輸送物に付される標札等」は、標札 の種類及び数並びに「TYPE B(U)」等の 表示内容を記入すること。
- (9) 記4(1)の「外板等」は、規則第91条の16の2 の外板、船倉、区画又は甲板をいう。
- (0) 記5の「オーバーパックの概要」は、オーバー パックごとに記載すること。ただし、収納され、 又は包装されている輸送物が同一の内容のものの 場合はまとめて記載してもよい。
- (11)・記6の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。
- (2) 記6(5)の「コンテナに付される標札等」は、標

札の種類及び数並びに国連番号の表示方法等を記載すること。

- (2) 記7(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物(当該輸送物以外の放射性物質等を含む。)との混載を行う場合にあっては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。
- (4) 記8の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、その旨を記載することにより、これを省略することができる。
- (5) 記9の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
- (6) 記12の「運送中の保安対策」は、専門家の同行 の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡 方法、被ばく管理方法その他の保安対策を記載す ること。
- の 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認費等を受有する場合は、その写し(現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条の2第2項の規定による内閣総理大臣の確認、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律項の規定による科学技術庁長官の確認又は航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項第2号ハ、二若しくはへの規定による運輸大臣の確認を申請中の場合は、当該申請費の写しり事を添付すること。この場合、記4(1)~(例の記載す

項のうち当該確認普等に記載されているものにつ いては、これを省略することができる。

(8) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、撤費きとすること。

別記12

文書番号年月日

運 輸 大 臣

船 名 船長の氏名 住所又は連絡先 船舶所有者の氏名又は名称 住

被ばく管理特例申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の19第1項の 規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 運送の目的
- 2. 規則に従うことが著しく困難な理由
- 3. 運送する放射性物質等の概要
- 4. 船舶の概要 (所要設備を含む。)
- 5. 被ばく管理の対象となる者の氏名、年齢、性別、職 業及び連絡先
- 6. 被ばく管理の対象となる者の被ばく歴
- 7. 船内線量当量率の計測方法
- 8, 船内にある者の受ける線量当量の評価方法
- 9. 被ばく管理の対象となる者の線量当量の測定方法
- 10. 被ばく管理の対象となる者の健康管理方法
- 11. 被ばく管理者の氏名及び知識・経験等

- 12. 被ばく管理に関する記録方法の概要
- 13. 立入制限区域における被ばく防止措置の概要
- 14. 被ばく管理に係る教育・訓練等の概要
- 15. その他特記事項

備考

- (1) 申請は、船舶所有者と船長の連名とすること。
- (2) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
- (3) 記1及び記4の記載事項については、別記11 の放射性輸送物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (4) 記5の「職業」は、所属会社、職名、資格(知識・経験)等を簡略に記載すること。
- (5) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、横書きとすること。

文芸器号 年 月 日

運 輸 大 臣

名 船舶所有者の氏名又は名称 所

専用運搬船に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の22第1項第 2号の規定により、専用積載に該当しない場合であって も専用稿載と同等の運送が行える船舶であることについ て承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及 び住所
- 2. 船舶の概要 (所要設備等を含む。)
- 3. 専用稍載と同等として運送する放射性輸送物の概要
- 4. 積載方法等
- (1) 積載方法
- (2) 各船食ごとの輸送物の種類及び数量の限度
- (3) 各船倉等の輸送指数の限度
- 5. 固縛方法
- 6. 荷役方法
- 7. 運送区間
- 8. 運送中の保安対策

- (1) 記2及び記4から記9までの記載事項について は、別記11の放射性輸送物運送計画書の記載事 項に準じて記載すること。
- (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、樹むきとすること。

別記14

文書番号 年月日

迎 翰 大 臣

殿

荷送人の氏名又は名称 住 所 船舶所有者の氏名又は名称 住 所

線量当量率に係る特別措置申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の22第1項第 3号の規定により、放射性輸送物(オーバーバック、コンテナ)の線量当量率が安全上支障がないことについて 承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

∄r

- 1. 運送の目的
- 2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及 び住所
- 3. 船舶の概要(所要設備を含む。)
- 4. 収納する放射性物質等の仕様
- 5. 放射性輸送物(オーバーパック、コンテナ)の概要
- 6. 放射性輸送物(オーバーバック、コンテナ)の線量 当量率
- 7. 船内及び外板等の線量当量率
- 8. 被ばく管理に関する措置の概要
- 9. 運送時における取扱上の注意事項

- (1) 積載方法
- (2) 固縛方法
- (3) 荷役方法
- 10. 滙谈予定時期、区間
- 11. 運送中の保安対策
- 12. その他特記事項

備考

- (1) 記1、記3及び記9は、別記11の放射性輸送 物運送計画書の記載事項に準じて記載すること。
- (2) 記4の「収納する放射性物質等の仕様」は、放射性物質等の名称、質量、放射能、容器への収納方法等当該放射性物質等の特徴を記載すること。
- (3) 記5の「放射性輸送物(オーバーパック、コンテナ)の概要」は、放射性輸送物(オーバーパック、コンテナ)の型式、種類、主要諸元、作成者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- (4) 記7の「船内及び外板等の線量当量率」は、船 内の居住場所その他人が通常使用する場所におけ る最大線量当量率、立入制限区域付近の線量当量 率並びに規則第91条の16の2の外板、船倉、 区画又は甲板の表面及び表面から2メートル離れ た位置における最大線量当量率を記載すること。
- (5) 記8の「被ばく管理に関する措置の概要」は、 告示第23条に定める措置その他具体的な被ばく 管理に関する措置について記載すること。
- (6) 記11の「運送中の保安対策」は、専門家の同 行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連 絡方法その他の保安対策を記載すること。
- (7) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列 4番とし、横書きとすること。

殿

運輸省海上技術安全局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上 の措置について

標記について、危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「規則」という。)並びに船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(以下「告示」という。)の一部改正に伴い、規則及び告示のうち、核物質防護に関する主な条項の解釈及び取扱い並びに規則第91条の9及び規則第91条の15に規定する確認の申請についての実施細目について、下記のとおり定め、昭和63年11月26日から適用することとしたので通知します。

なお、本通達は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認、 放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認並びに放射性輸送物の運送の安全確認について(昭和62年8月28日付け海査第375号)」と併せて適用されますので周知徹底方お 願い致します。

記

- I. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - 1. 告示別表第7関係

告示で定める放射性物質等の質量及び吸収線量率については、1回の航海において、1船舶当たりの核種及び濃縮度毎(Pu、高濃縮(20%以上)U235、中濃縮(10%以上20%未満)U235、低濃縮(天然の濃縮度を超え10%未満)U235、U233、照射済燃料)の収納物の総量について評価したものとします。

従って、複数の荷送人が関係する場合には、防護区分及びそれに係る防護措置並 びに確認(規則第91条の9、規則第91条の15関係)等について、関係者間の事前協 議を十分行い、万全を期して下さい。

2. 規則第19条関係

規則第91条の8の2に規定する「施錠及び封印」は第2項に定める「容器及び包装」の規定にはあたりません。従つて、この場合には、告示で定める外国規則によることはできず、規則第91条の8の2の規定によることになり、規則第91条の9による確認が必要です。

3. 規則第91条の8の2関係

区分1 については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置(施錠及び封印と同等の措置)を講じ、規則第91条の9に基づく運輸大臣

三五九

の確認を受けて下さい。

区分2については、必ず輸送容器に施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置(施錠及び封印と同等の措置)を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行つて下さい。

4. 規則第91条の10の2関係

区分1及び区分2については、必ずコンテナに施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置(施錠及び封印と同等の措置)を講じて下さい。

荷送人は、船積み前に、積み荷及びその施錠等の点検を行つて下さい。

5. 規則第91条の13関係

船長は、防護対象特定核燃料物質を運送する場合には、第1項第2号の規定に基づき、放射性輸送物等が容易に移動することができないように措置して下さい。

6. 規則第91条の14の2関係

計画書の様式については、別記2の例によるものとします。

一の船舶において、複数の荷送人が関与する場合には、関係者が十分な時間的余裕と十分な協議をもつて、計画書を原則として各荷送人毎に作成して下さい。

なお、盗取等の防止を図るため、詳細に係る情報は、慎重に取り扱つて下さい。

- 7. 規則第91条の14の3関係
 - (1) 「見張人」とは、点検等の作業を行うために用意された見張人とし、当該作業を行うために適切な人数を配置するものとします。当該者は、船内組織の者から選任することができます。
 - (2) 「放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置」とは、該当する者が適当な時間間隔で実施する次に掲げる措置とします。

区分1, 2について

- ① 運送責任者及び見張人が、船積み前に行う、妨害行為が着手されていないことを確認するための船舶の点検
- ② 見張人が、他の輸送手段、他の積荷の積替え及び船内での通関時に行う、積 荷の連続的監視又は施錠等の点検
- ③ 見張人が、運送中に行う、積荷又は施錠等の点検
- ④ 運送責任者が、積卸し時及び船内での通関時に行う保管及び運送時に行う、 関係者以外の者が立ち入らないような措置

区分3について

- ① 運送責任者が、船積み前に行う、妨害行為が着手されていないことを確認するための船舶の点検
- (3) 「知識及び経験を有する者」とは、
 - ① 核物質についての基礎的な知識について、社内講習等を受けた者、又は、
 - ② 防護対象特定核燃料物質に相当する運送を過去に行つたことがある者

7

であつて、船内組織の者から選任することができます。

- 8. 規則第91条の14の4関係
- (1) 「必要な連絡体制」は通常時の連絡体制及び緊急時の連絡体制とします。 さらに、区分1,2の物質を運送する場合、通常時の連絡体制は、次の条件を 満たすものとして下さい。
 - ① 陸上での連絡の要となる指定連絡所(本社など)を定めること。
 - ② 指定連絡所との連絡時間間隔、連絡位置を定めること。
 - ③ 運送中、運送責任者に②に従つて指定連絡所へ連絡させること。
- 9. 規則第129条及び規則第129条の2関係

規則第91条の10の2の措置とあわせて、輸送容器又はコンテナについて、容易に移動しないような措置(コンテナ等への収納、コンテナ内での固定、船内での積付及び固縛等)を講じて、それぞれ該当する検査を受検して下さい。

- 1. 輸送物の安全確認及び輸送方法の安全確認等
 - 1. 規則第91条の9関係

区分1に該当する場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい(区分1の場合は、 BM型輸送物、BU型輸送物、核分裂性型輸送物についての基準適合性についても、 運輸大臣が確認します。)

この場合には、放射性輸送物安全確認申請書の「その他特記事項」に別記1の事項を記載することとします。

2. 規則第91条の15関係

BM型輸送物、BU型輸送物、第3種核分裂性輸送物、区分1の防護対象特定核燃料物質のいずれかに係る輸送物の場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい(例えば、区分2である使用済燃料が、BU型輸送物となつた場合には、確認の対象となります。一方、区分2である新燃料が、A型輸送物となつた場合には、確認の対象となりません。)。

この場合には、放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の「その他特記事項」に 別記 2 記 1 から記 7 までの事項を記載して下さい。ただし、荷送人より提出された 規則第91条の14の2の計画書を放射性輸送物運送計画書に添付させてこれに代える ことができます。この場合には、放射性輸送物運送計画書の「その他特記事項」に その旨明記して下さい。

- 1. 輸送物の運送の概要
- 2. 放射性物質等の概要
 - (1) 核種及び濃縮度等
 - (2) 質量
 - (3) 吸収線量率
- 3. 輸送物への施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置

備考

- 1. 記1の「輸送物の運送の概要」は、今回の運送において、輸送物が区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物となつた、背景を明記すること。
 - 例. 「今回の運送において、濃縮度20%以上の高濃縮ウラン235の総量が○○kg(内、自社分○○kg)となり、当該輸送物が、区分1の防護対象特定核燃料物質に係る放射性輸送物に該当するものである。」

また、該当する輸送物が特定できるようにわかりやすく記載すること。

- 2. 記 2 について、1 回の航海において、1 船舶当たりの核種及び濃縮度毎((1)Pu、(2)高濃縮(20%以上)U 235、(3)中濃縮(10%以上20%未満)U235、(4)低濃縮(天然の濃縮度を超え10%未満)U 235、(5)U 233、(6)照射済燃料)の収納物の分類毎に分けて評価し記載すること。
- 3. 記3について、輸送物の施錠及び封印に係る措置を記載すること。また、施錠及び 封印に代わる容易に開封されないための措置を講じる場合は、その措置の内容につい て説明を加えること。

(別記2) 核物質防護措置に関する計画書様式例

文書番号

年月日

船舶所有者 あて 船長

> 荷 送 人 (代理人) 氏名又は名称及び住所

核物質防護措置に関する計画書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の14の2の規定に基づき、下記のとおり計画書を作成しましたので、提出します。

テ

- 1. 放射性物質等に関すること
- 2. 運送方式に関すること
- 3. 運送経路に関すること
- 4. 運送関係者の氏名等
- 5. 運送中の防護措置に関すること
- 6. 厳密な受渡し地点及びその予定時刻
- 7. 運送中の連絡通報に関すること

備考

- 1. 記1 について、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第7 のいずれに該当するかを記載すること。なお、同一の形態の物質が、当該船舶に同時 に積載される場合は、その量もあわせて記載すること。
- 2. 記 2 について、①船舶の名称、国籍及び船舶番号、②積載方法(放射性輸送物又は コンテナについて、施錠及び封印等の措置並びに容易に移動しないような措置)を記 載すること。
- 3. 記3について、①運送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう、② 自然災害等による突発的な事態が生じる可能性が少ない地区を通過するよう、及び③ 定期的に反復継続する輸送をできるだけ避けるよう配慮した運送経路を記載すること。
- 4. 記4について、荷送人、荷受人、船舶所有者及び船長の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 5. 記5について、
 - ① 規則第91条の14の3に基づく運送責任者の氏名並びに知識及び経験に関すること について記載すること。また、 見張人の氏名(及び船員が兼任する場合は、その 職名)を記載すること。
 - ② 規則第91条の14の3に基づく必要な措置の実施計画について記載すること。
- 6. 記6について、主として、船積み、積替え及び陸揚げの港名及び年月日時を記載すること。
- 7. 記7について、規則第91条の14の4に基づく通常時及び緊急時の連絡体制を記載すること。

三天四

海査第593号 平成2年12月27日 27日海査第592号)」と併せて適用されますので周知 徹底方お願い致します。

鹏

迎翰省瓶上技術安全局長

「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく核物質防護上の措置について (昭和63年11月19日付け海査第506号)」の一部改正について

危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「規則」という。) 及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める 告示(以下「告示」という。)のうち、核物質防護に関す る主な条項の解釈及び取扱い並びに規則第91条の9及び 規則第91条の15に規定する確認の申請についての実施 細目については、昭和63年11月19日付け海査第50 6号により実施してきたところですが、本年11月29日 付けの規則の一部改正及び本年12月4日付けの告示の一 部改正に伴い、標記通達を下記のとおり一部改正し、平成 3年1月1日から適用しますので、通知します。

なお、本通違は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づ く放射性輸送物の安全の確認等について(平成2年12月 58

記Ⅱ2を次のように改める。

2. 規則第91条の15関係

B M型輸送物、B U 型輸送物、核分裂性輸送物(核分裂性輸送物の輸送指数の合計が1 船舶について50を超えるものに限る。)、区分1の防護対象特定核燃料物質のいずれかに係る輸送物の場合又は告示第18条の3各号に定める場合には、運輸大臣の確認を受けて下さい(例えば、区分2である使用済燃料が、B U 型輸送物となった場合には、確認の対象となります。一方、区分2である新燃料がA 型輸送物となった場合(核分裂性輸送物の輸送指数の合計が1 船舶について50以下の場合に限る。)には、確認の対象となりません。)。

この場合には、放射性輸送物運送計画書安全確認申請 書の「その他特記事項」に別記2記1から記7までの事 項を記載して下さい。ただし、荷送人より提出された規 則第91条の14の2の計画書を放射性輸送物運送計画 書に添付させてこれに代えることができます。この場合 には、放射性輸送物運送計画書の「その他特記事項」に その旨明記して下さい。

〇運輸省海上技術安全局長通達(その3

放射性物質等の海上輸送に際しては、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21に基づき、諸手続き等に関し円滑なる事務処理等が図られているところであるが、今般、「核物質の防護に関する条約」への加入に伴い、同規則の一部が改正され、別添通達(保警指第137号、平成2年12月27日一部改正)により運送届関係の事務処理要領が通達されているので、下記事項とあわせて、了知願いたい。

なお、昭和64年1月1日以降、管区海上保安本部における放射性物質等運送届の 提出先は、警備救難部警備課(第十一管区海上保安本部にあっては警備課)に変更 されている。

1. 運送届の作成・提出について

運送届の提出を要することとなる放射性物質等を運送することとなる者は、できるだけ前広に運送計画を運送届の提出を行うこととなる管区海上保安本部に対して説明を行い、当該本部等と密接な連絡を保ちつつ通達の内容に添つて運送届の作成を行うよう心掛けられたい。また、運送届の提出については提出の際に受理の可否等の意思表示が行われるのでやむを得ない場合を除いて運送に関して責任のある者が持参するように留意されたい。

次に、運送届の届出者は運送に従事する船舶の船長であるが、船長が航海中で不在 等により届出者となり得ない場合には運送届を提出することとなる管区海上保安本部 に相談しその指導を受けていただきない。

なお、管区海上保安本部における担当課は別紙1のとおりである。

2. 本部長の指示等について

運送届を提出すると、本部長から運送中に運送届の記載事項に一定の変更が生じた 場合等には本部長等に対して連絡を行うよう指示がなされる。

この連絡を行う場合にはできる限り別紙2の要領によつて行うよう心掛けられたい。

3. その他

放射性物質等の運送に関係する者は、前述したところを参考にし、本制度の趣旨を 十分に理解されて運送届に記載した保安対策等を厳格に励行して、事故なく運送を実 施されたい。

管区海上保安本部における担当課一覧

3.2.1 現在

管区海上保安本部	担	当	課	電 話 番 号
第一管区海上保安本部	警 救	備難	課課	0134 - 32 - 6161 (代)
第二 "		//		022 — 363 — 0111 (代)
第三 "	警 航 行	備安	課 全 課	045 - 211 - 0771 (代)
第四 "		//		052 — 661 — 1611 (代)
第五 "		//		078 - 391 - 6551 (代)
第六 "		//		082 - 251 - 5111 (代)
第七 //		//		093 - 321 - 2931 (代)
第八 "	警救	備難	課課	0773 - 76 - 4100 (代)
第九 "		//		025 — 244 — 4151 (代)
第十 //		//		0992 - 23 - 2291 (代)
第十一 "	警 航 行	備安	課 全 課	0988 - 66 - 0083 (代)

運送船舶の行う連絡要領

第1涌報要領

- (1) 通報の冒頭に「ウンソウへンコウ」を冠し、以下次の事項を番号を冠して順次通報する。
 - 1. 運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称 (例 ダイサンカンクカイジョウホアンホンプチョウ)
 - 2. 船舶の名称
 - 3. 変更事項等が生じた場合の位置及び日時
 - 4. 変更事項等の内容その他必要事項

(通報例)

運送届を第三管区海上保安本部長に提出して、日本丸により横浜港が寄航港となる運送を開始したところ、その途中において北緯○○度△△分、東経○○度△△分○○時△△分(日本時)にさしかかった際、寄航港が東京港に変更になった場合次のように通報する。

ウンソウヘンコウ

- 1. ダイサンカンクカイジョウホアンホンプチョウ
- 2 ニホンマル
- ホクイ○○ド△△フン、トウケイ○○ド△△プン、○○ジ△△フン(ニホンジ)
- 4. キコウコウヨコハマガトウキヨウニヘンコウ
- (2) 日本語又は英語を使用して通報することを原則とし、英語の場合にあつては、「ウンソウへンコウ」及び運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称は「UNSOHEN KO」及び「DAI KANKUKAI JYOHOANHONBUCHO 」と通報する。

この場合において、○の部分は管区海上保安本部の番号を記入する。

第2通報手段

船舶の無線設備によつてもよく、船舶電話、電報等の公衆通信手段によつてもよい。 なお、通信手段により、上記第1の通報要領によりがたい場合には、管区海上保安 本部において指導する要領で行う。

放射性物質等運送届の提出等について

保警指第137号(53.12.26抜すい(改正2.12.27))

- 1. 運送届の提出について
 - (1) 運送届の提出は、船舶により規則第87条第1項第2号の告示で定める放射性物質等、規則第91条の3第1項第3号に掲げる放射性物質等、規則第91条の14の2の告示で定める放射性物質等又は船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和52年運輸省告示第585号。以下「放射性物質告示」という。)第22条で定める場合において運送される放射性物質等(以下総称して「対象物質等」という。)の運送が本邦の港を船積地若しくは荷卸地とし、又は経由地として行われる場合に必要となる。(末尾派付の運送形態別適用状況表参照)

ただし、港則法(昭和23年、法律第174号)第23条第4項の規定により許可を受けた場合はこれを要しない。

- (2) 運送届の届出者は、対象物質等を運送する船舶の船長であるが、船長が本邦以外 の地にある場合等やむを得ないと認められる場合には、運送届の提出時に当該船長 の委任状を添付させる等により届出者が船長の真正の代理人であることを確認する こと。
- (3) 運送届の提出先は、発航港を管轄する本部長であるが、発航港が本邦以外の地である場合には、本邦における最初の寄航港を管轄する本部長となる。
 - 纽 1. 発航港とは、対象物質等が最初に船積みされる港をいい、数港において 対象物質等が順次船積みされる場合には、最初の船積港が発航地となり他 の港は寄航港となる。
 - 2. 寄航港とは、発航港から到着港に至る間において入港する港をいい、当 該港における対象物質等の荷役の有無を問わない。ただし、本邦における 最初の寄航港とは、本邦において最初に入港する到達港又は寄航港をいう。
 - 3. 到達港とは、船積みされた対象物質等が船舶から最後に荷卸しされる港をいう。
- (4) 運送届は、一の運送(発航港から到着港までの運送をいう。以下同じ。)ごとに2 通提出させるものとする。
- (5) 運送届は、対象物質等の運送に係る発航港、寄航港及び到達港のいずれもが一の 管区海上保安本部の管轄する区域にあり、各港に至る経路が他の管区海上保安本部 の管轄区域に含まれない場合には運送開始の日の2週間前までにその他の場合にあ つては、4週間前までに提出させることとなる。

なお、運送開始の日とは、発航港において対象物質等が最初に船積みされる日を いう。 (6) 運送届には、当該運送届に係る運送に関し、次の各号に掲げる書類の写しを添付 させるものとする。

なお、やむを得ない理由により添付できないときは後日速やかに提出させるものとする。

イ 規則第91条の15

運輸大臣に提出した運送計画書、運輸大臣の確認を証する書類及び運輸大臣の 指示の内容を記載した書類

ロ 規則第91条の22

運輸大臣の承認を証する書類、当該承認に際し運輸大臣に提出した書類及び運輸大臣の指示の内容を記載した書類

2. 運送届の記載事項について

運送届の記載は次によるものとする。

(1) 船 種

汽船、帆船の別を記載し、船舶の用途を付記させる。

- (2) 放射性物質等の品名及び数量
 - イ 品名は、放射性物質等の名称(二酸化ウラン、六フッ化ウラン、核燃料集合体、 使用済核燃料、医療用放射線源コバルト60、低レベル放射性廃棄物等の名称)を 記載する。
 - ロ 数量は、品名別の正味重量(kg)を記載する。
 - ハ 規則第91条の14の2の告示で定める放射性物質等(以下「防護対象特定核燃料物質」という。)を運送する場合には、イ及びロのほか、当該放射性物質等の種類(ブルトニウム、ウラン235(高濃縮=20%以上、中濃縮=10%以上20%未満、低濃縮=天然の濃縮度を超え10%未満)、ウラン233又は使用済核燃料の別)、種類ごとの数量及び別表(略)に掲げる核物質防護の区分のうちいずれに該当するかを、運送する当該放射性物質等の総量について評価し、記載すること。
- (3) 放射性輸送物の種類及び数量
 - イ 種類は、規則第88条に規定する放射性輸送物の種類を記載する。

ただし、規則第91条の16第1項の規定により放射性輸送物としないで運送される低比放射性物質等又は規則第91条の22第1項、第2項若しくは第3項の規定により運輸大臣の承認を受けて運送される放射性物質等にあつては、その旨を記載する。

なお、核分裂性輸送物にあつては、その旨を併記させる。

型数量は、種類別の個数を記載する。

ただし、規則第 91 条の 16 第 1 項又は規則第 91 条の 22 第 1 項若しくは第 2 項の規定により放射性輸送物としないで運送される放射性物質等にあつては、記載

云六

を要しない。

(對) なお、(2)及び(3)の記載にあたつては、船積地及び荷卸し地ごとに、船積みする放射性物質等の品名及び数量並びに荷卸しする放射性物質等の品名及び数量を1個の放射性輸送物を単位として記載するとともに当該地を出港する際の現在量を上記と同様の方法で記載する。

ただし、規則第91条の16第1項又は規則第91条の22第1項若しくは第2項の規定により放射性輸送物としないで運送される放射性物質等にあつては、上記条項別に放射性物質等の品名及び数量を記載すること。

(例) 横浜港

船積み:二酸化ウラン○kg

A型輸送物(第二種核分裂性輸送物) 1個

荷卸し:六フッ化ウラン○kg

A型輸送物(第二種核分裂性輸送物) 1個

出港時の現在量 ・二酸化ウラン〇kg

A型輸送物(第二種核分裂性輸送物) 1個

・六ファ化ウラン○kg A型輸送物(第二種核分裂性輸送物) 1 個 {ウラン 235(中濃縮、15 %)○kg ウラン 235(中濃縮、3 %)○kg

・医療用放射線源コバルト 60 ○kg

BM型輸送物

1個

・低レベル放射性廃棄物○kg 規則第91条の16第1項の規定により放射性輸送物 としないで運送される低比放射性物質等

(4) 放射性物質等の積載場所

船積地ごとに規則に定める積載方法、物質等の積載場所(例 「第一船倉」)及び 積付けに際し講じた措置等(例 「放射性輸送物の移動を防止するため容器をボルト で固定した。」)を記載する。

なお、放射性物質告示第 22 条に定める場合の運送において、規則第 87 条第 1 項 第 2 号の告示で定める放射性物質等、規則第 91 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる放射性 物質等又は防護対象特定核燃料物質のいずれにも該当しない対象物質等のみを運送 する場合は、当該対象物質等を船内の数箇所に集貨(規則第 91 条の 16 第 11 項の集 貨をいう。以下同じ。)として積載する場合の各集貨における当該対象物等に関し て定められた輸送指数の合計及び船内に積載する各集貨の輸送指数の合計を併記さ せること。

(5) その他の積載貨物の品名及び数量

規則第2条第1号の危険物が積合せ貨物となる場合には規則別表による品名及び

その重量(kg)を記載し、その他の場合には、概括的に商品、原料等総重量約○○トンと記載する。

(6) 発航港、船積予定日時及び発航予定日時

発航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

船積予定日時については、対象物質等の船積みを最初に開始する日時について年 月日及び1時間を単位とする時刻で記載する。

発航予定日時については、発航港を出港する日時を前記と同様の方法で記載する。

(7) 到達港、入港予定日時及び陸揚予定日時

到達港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港予定日時及び陸揚予定日時については、到達港に入港する予定日時及び対象 物質等の荷卸しを全て終了する予定日時を上記 2(6)と同様の方法で記載する。

(8) 寄航港、入出港予定日時及び荷役予定日時

寄航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入出港予定日時については、寄航港に入港する予定日時及び同港を出港する予定日時を上記2(6)と同様の方法で記載する。

荷役予定日時は、対象物質等の船積みを最初に開始する予定日時又は船舶からの対象物質等の荷卸しを最初に開始する予定日時を上記 2(6)と同様の方法で記載する。

- (9) 主な通過地点及び通過予定日時
 - イ 主な涌渦地点については、次により記載する。
 - (イ) 防護対象特定核燃料物質以外の対象物質等を運送する場合
 - ① 運送が本邦各港間で行われる場合には、主要変針点、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)第2条第1項に規定する航路に入出航する場所等(以下「主要変針点等」という。)を著明物標からの真方位及び距離(海里)で記載する。
 - ② 運送が本邦以内の地から本邦以外の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海を最後に出る場所及び本邦内の発航港又は寄航港から当該場所に至るまでの間の主要変針点等を上記 2(9)イ(イ)(1)と同様の方法で記載する。
 - ③ 運送が本邦以外の地から本邦内の地へ向けて又は本邦内の地を経由して行われる場合には、船舶が本邦の領海に最初に入る場所及び当該場所から本邦における寄航港若しくは到達港に至るまでの間の主要変針点等又は寄航港から本邦の領海を最後に出る場所に至るまでの間の主要変針点等及び本邦の領海を最後に出る場所を上記 2(9)イ(イ)①と同様の方法で記載する。

- (中) 防護対象特定核燃料物質を運送する場合
 - ① 運送が本邦各港間で行われる場合には、上記2(9)イ(f)①に掲げる事項について、上記2(9)イ(f)①と同様の方法で記載する。
 - ② 運送が本邦内の地と本邦以外の地との間で行われる場合には、発航港から 寄航港及び到達港に至るまでの間の主要変針点等及び領海への最初又は最後 の入出域の場所を上記 2 (9)イ(f)(1)と同様の方法で記載する。

なお、外国籍船による運送の場合には、当該船舶の運送経路のうち我が国 周辺海域に係る部分以外の部分については記載を要しない。

ロ 通過予定日時については、船舶が本邦の領海に最初に入る場所、本邦の領海を 最後に出る場所及び主要変針点等を通過する予定日時を年月日及び30分単位の時 刻で記載する。

(10) 運送中の保安対策

イ 運送責任者の氏名

防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、規則第91条の14の3第1項の規定により配置される運送責任者の氏名を記載する。

ロ 見張人の氏名

規則第91条の14の3第1項の規定により配置される見張人その他の核物質防護措置の 実施等のために乗船し、又は船内組織の者から選任された者の氏名を記載する。

ハ 放射性物質等の盗取等による災害を防止するための措置

防護対象特定核燃料物質を運送する場合において、当該物質に対する、規則第 91条の14の3第1項の規定により実施される措置を含む核物質防護措置の実施 計画及び当該物質の盗取等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「緊 急時」という。)の措置に関する事項について記載する。

- 海上保安官署との連絡体制

運送中における海上保安官署(管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部 及び海上保安署をいう。以下同じ。)及び海上交通センターとの連絡体制につい て記載する。

ホ その他の運送中の保安対策

次に掲げる事項その他の対象物質等の船舶運送に伴う災害を防止して公共の安全を図るために必要な事項を記載する。

- (イ) 航海速力等航海の安全を確保するために必要な措置に関すること。
- (中) 対象物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること (核物質防護措置に関する事項を除く。)。
- (イ) 海難その他の異常事態が発生した場合の処置に関すること (緊急時における 措置に関する事項を除く。)。

(1) 運送届の受理

運送届の受理は、必要な書類の添付、規則第91条の15 又は第91条の22の規定 が適用される場合における運輸大臣の確認又は承認の有無(確認又は承認未済の場合を除く。)及び記載事項の誤り等の有無を確認の上行うものとし、運送届1通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するものとする。

- 4. 本部長の行う指示について
 - (1) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る船舶について、災害を防止して公 共の安全を図るため有効適切な措置を講ずることができるよう常に次の指示を行う ものとする。
 - イ 全ての船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において海難、対象物質等の盗取等その他の異常な事態が生じ 又は生ずるおそれのある場合(以下「海難等の事態が生じた場合」という。)には 直ちに、当該船舶の名称、海難等の事態が生じた場合の位置及び日時、海難等の 事態の内容その他必要事項を最寄りの海上保安官署に連絡し、当該海上保安官署 の長の指示に従うこと。

規則第91条の3第1項第3号に掲げる放射性物質等又は防護対象特定燃料物質 (以下「特定物質等」という。)を輸送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港に関する事項、本邦における寄航港に関する事項、主な通過地点に関する事項又は運送中の保安対策に関する事項に変更が生じ若しくは生ずるおそれのある場合又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合(以下「変更事項等が生じた場合」という。)には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。ただし、上記事項の変更が次に掲げる軽微なものにあつてはこの限りでない。(イ) 到達港に関する事項については、入港予定日時及び陸揚予定日時の1時間以内の変更

- (中) 寄航地に関する事項については、入航予定日時及び特定物質等の荷役予定日 時の1時間以内の変更
- (*) 主な通過地点に関する事項については本邦の領海に最初に入る場所に関する 事項及び最後に出る場所に関する事項の変更並びにその他の通過地点に関する 当該地点を中心とする半径10海里以内の位置の変更及び通過予定日時の1時間 以内の変更。ただし、狭水道及び船舶のふくそうする海域(海上交通安全法に 定める航路を含む。)における通過地点に関する変更は除く。

三七二

船舶は、運送中において上記 4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港若しくは本邦における寄航港に変更が生じ又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合(以下「変更事項等が生じた場合」という。)には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示に従うこと。

- (2) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に記載されている運送日時、経路、運送中の保安対策等を十分検討し、関係本部長の意見を勘案のうえ、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、上記4(1)による指示のほか、狭視界時又は荒天時の避泊対策、夜間出入港の制限、対象物質等に対する見張人の配置、核物質防護措置の実施等必要な事項について指示を行うことができる。
- (3) 指示は、別添様式の指示書を運送届の届出者に交付することにより行うものとする。 なお、当該運送届に係る運送について、規則第91条の15又は第91条の22の規 定が適用される場合には、当該運送届に係る指示は当該規定に基づく運輸大臣の確 認又は承認のあつた後に行うものとする。

5. 運送変更届について

運送の開始前に運送届の記載事項に変更が生じた場合には、届出者から運送届を受理した本部長に対し放射性物質等運送変更届(以下「変更届」という。)を速やかに提出することとなつているのでこの場合においては、運送届の場合に準じて処理を行うこととする。

带示导员	松	名 在 年 年	部	選送予定期間	放射性物質等運送指示書 年 月 日 設 数 皆区海上保安本部長 ④ 危険物齢制運送及び貯蔵規則第91 条の21 第2 項(同規則第91 条の21 第4 項に おいて専用する場合を含む。)の規定により放射性物質等の選送について次のとおり 指示する。			
				年	放射性物質等運送指示 設 受規則第91条の21第2項 でか)の規定により放射性物			
				9 ¢	智 示 書 智区海上保安本部長 智区海上保安本部長 関列(同規則到 91 条の 性物質等の 選送につい			
				串	年 現 91 名 現 91 名			
				35	版			
				# # #	第4項に			

の数数に

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 91 条の 21 により 運送届の提出を要する放射性輸送物等

放射性輸送物等 の 種 類	非核分裂性物質	核分裂性物質	防護対象特定核 燃料物質	
第 91 条の 16 に定め る低比放射性物質等	Δ		0	
IP型 輸 送物	Δ	0	0	
L 型 輸 送 物	Δ		0	
A 型 輸 送 物	Δ	0	0	
B BM型輸送物型	0	0	0	
り は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	0	0	0	
危規則第 91 条の 22 により運輸大臣が 承 認 し た も の	Δ	0	0	

注1) 〇印は、届出が必要なもの。

- 2) △印は、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第22条 に定める場合に、届出が必要なもの。
- 3) □印は、危規則第 91 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる放射性物質等の場合に、 届出が必要となるもの。

参考資料 2

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21の運送形態別の適用状況表

- 1. 運送が本邦各港間において行われる場合
 - (1) 運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			一の管区海上保安本部の管轄区域					
	経	公						
78		海						
運送の	路	領	, many desired delical property desired and					
形態		水	1	 	ļ			
JES .	発 航 港 等		- ○発 航 港	寄航港	〇到達港			
運送	運送届の提出先 提 出 期 限		○ 運送開始の日の 2週間前まで					
運送届への記載		記載	0	0	0			

(2) 運送が二以上の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			管区海上保安本部の管轄する区域						
			A管区	B 管区	C 管区	D管区	E管区		
	経	公			1				
797		海				†			
運送の	116	領							
形	路	水	<u> </u>	 		+	<u> </u>		
態	発航港等		○発 航 港	○寄航港		○ 寄 航 港	到達港		
運送届の提出先 提 出 期 限			○ 運送開始の日 の4週間前ま で						
運送届への記載		記載	0	0	0	0	0		
管	に関係 区 油 安 オ	走上	0	, O	0	0	0		

2. 運送が本邦から本邦外に向けて行われる場合

			本	邦	内		
			管区海上的	呆安本部の管軸	害する区域	本	邦 外
			A管区	B 管区	C管区		
	経	公		<u></u> -			
運	Aper:	海		Ì			
選送の	路	領			0		
形態	竹	水			+		
思	新		発航港	寄航港	寄航港	寄航港	—〇 到 達 港
		Ŧ 	(A)	伦	他	伦	伦
ł	届の 摂 出 期		運送開始の日の4週間前まで				
運送	届への	記載	等を運送する	○ 巨核燃料物質↓ 5場合には、3 事項は発航港z 或すればよい。	主な通過地 から①点ま	物質以外の 運送する な経過地。	特定核燃料 の物質等を 場合に関する 点に関ける ない。
管	に関係 区 海 安 オ	∌ Ŀ	0	0	0		

- 3. 運送が本邦外から本邦に向けて行われる場合
 - (1) 運送船舶が本邦外から直接到達港に入港する場合

			I		т				·····
			本	邦	内				
			管区海 の 管 韓	上保安本部 引する区 場	ß		本 非	事 外	
			A	管 区					
	経	公海							<u>_</u>
運送		領				1		ļ.	
形が	路	水						1]
態	多般的	亢 生		十〇 到 達 港 (本邦におの寄航港)			寄航港	□ □	- - - 発 航 港
1	属の提出 期		運送開 週間前	○ 始の日の 4					
運送	届への	記載	物質以外運送する な通過場 事項は	○ 象特定核燃料 トの物に関係 もも点にはすり からにいる記載 ・	を主る達	を運送す	トる場合にほ	○ 料物質以外の は主な通過 引は記載を要	也点に関
管	に関係 区 海 安 本	上		0					

放射性物質等運送届の提出等について(海上保安庁)

			本	邦	内		
			管区海上份	呆安本部の管轄	書する区域	本	羽 外
			A 管区	B管区	C管区	-	
	経	公					4 ,
運	福.	海					
選送の	路	領					
形態	印	水	↓				İ
ル	角沒	ř i	〇到達港		(本がは お初 港 が 港 が 港 が きんが から かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん	寄航港	- 発航港
	届の 提 出 期				○ 運送開始日の 4週間前まで		
運送	届への	記載	等を運送する。	○ 寺定核燃料物質 〒る場合には当 車項は①点から 載すればよい	Eな 通過地点	○ /防護対象物 物質以外の 運送する場 な通過地点 な事項は、これ 載を要した	り物質等を 場合には主 点に関する この間は記
管	こ関係 区 <i>海</i> 安 本	i E	0	0	0		

(3) 本邦内には到達港がなく寄航港のみの場合

			_	本	ŧ	<u> </u>	内				
			管区海	管区海上保安本部の管轄する区域					本	邦	外
			A	管	区	В	管	区			
	62	公								ļ	
\sqr	経	海		1							
選送	πb	領			<u> </u>		T,				İ
形能	路	水		į ,	———·		7	1			
態	看	光 沈 野		一一一寄航港			航	(本けの 邦る航 に初港)	→ ○ 発 航 港		
	届の携 出 期					運送 4 週間		の日の まで			
運送	届への	記載	の物主が	物質等 な通え	象特定核 等を運送 過地点に ら回点に よい。	きする ^場 こ関する	場合(る事)	には 頃は	○ /防護対象特定 の物質等を選 主な通過地点 との間は記載	(と関う)	る場合には する事項は
管	に関係 区 海 安 本	主上		0			0				

)港 則 法 (抄)

「法律第百七十四号」 「昭和二十三年七月十五日」

最終改正 昭和五八年五月二六日法律第五八号

(法律の目的)

(定義)

んを図ることを目的とする。

第一条

この法律は、

港内における船舶交通の安全及び港内の整と

第三条

のをいう。 きる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるもきる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるも2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入で

第四章 危険物

2 前項の危険物の種類は、命令でこれを定める。するときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。するときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。第二十一条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するもの

たとき。

種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したとき外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物のれば停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなけ二十二条(危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、は、この限りでない。

をするには、

港長の許可を受けなければならない。

積替又は荷卸

指定して前項の許可をすることができる。 不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが

は、これを港の境界内にある船舶とみなす。 3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶

しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬

4

第八章 罰 則

条の二第二項(第三十七条の三の規定により準用する場合を含一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

む。)の規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反し

万円以下の罰金又は科料に処する。十五条の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一第四十二条(第四条、第六条、第八条第二項、第二十一条又は第三

⑴ 港則法施行令第二条 (別表第二)

② 港則法施行規則第十二条

〇港則法施行令(抄)

○ 政 令 第二百十九号 ○ 昭和四十年六月二十二日

昭和六○年七月九日政令第二二○号

最終改正

別表第二 (第二条関係)

する。

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりと

(特定港)

葉 城 島 形 田 城 手	- 森 海 道
県 県 県 県 県 県	県 道 ″
木 鹿 小 酒 秋 塩 釜 石 日 日 日 日 日 日 日 日 日	青留根
	む 稚釧 内路 特 小 川 苫
	原外外
	闡
	函 館 港
	小樽、

福山

岡口

県 県

関門

Щ	広	岡	島	島	鳥	和	兵	大	京	=	愛	静	福	石	富	新	神	神	東
П	島	Щ	根	根	取	歌山	庫	阪	都	重	知	岡	井	Л	Щ	潟	奈川	奈川	京
県	県	県	県	県	県	県	県	府	府	県	県	県	県	県	県	県	県	県	都
岩国、柳井、徳山下松、三田尻、中関、宇部、萩	福山、尾道糸崎、呉、広島	宇野、水島		P. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C. C.		田辺、和歌山下津	尼崎、西宮芦屋、神戸、東播磨、姫路	阪南、大阪	宮津、舞鶴	四日市	衣浦、名古屋	田子の浦、清水	敦賀、福井	七尾、金沢	伏木富山	直江津、新潟、両津	横須賀	天沙	17. 17.

	Γ		·	T		Γ							
沖	鹿	宮	大	熊	長	長	佐	佐	福	高	愛	香	徳
飊	児島	崎	分	本	崎	崎	賀	賀	岡	知	媛	ЛІ	島
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県
金武中城、那覇	鹿児島、喜入、名瀬	細島	大分	三角	長崎、佐世保、厳原	行フリ	尹	唐津	博多、三池	高知	松山、今治、新居浜、三島川之江	坂出、高松	小松島

港則法施行規則 (抄)

運輸省令第二十九号昭和二十三年十月九日

昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号

(危険物の種類

最終改正

第十二条 類は、 十号)第二条〔用語〕第一号に定める危険物及び同条第一号の二 危険物船舶運送及び貯蔵規則 法第二十一条 (危険物)第二項の規定による危験物 (昭和三十二年運輸省令第三 の種

等を考慮して告示で定めるものとする。

に定めるばら積み液体危険物のうち、

これらの性状、

危険

の程

度

(許可の申請)

第十三条 保管方法を具して、 載する船舶の停泊の許可 的及び期間、 法第二十二条「危険物」但書「爆発物以外の危険物を積 停泊を希望する場所並びに危険物の種類、 これをしなければならない。 \cup の規定による許可の申請 は 停泊 数量及び の目

第十四条 は てこれをしなければならない。 作業の種類、 法第二十三条「危険物」第一項の規定による許可の申請 期間及び場所並び に危険物の種類及び数量を具

をしなければならない。 法第二十三条第四項の規定による許可の申 期間 及び区間並び に 危 険 物 0 種類及び数量を具して、 一請は、 運搬の目

2

港則法施行規則 類を定める告示別の危険物の

運輸省告示第五百四十七号昭和五十四年九月二十七日 (抄)

港則法施行規則 最終改正 (昭和二十三年運輸省令第二十九号)第十二条の 昭和五九年八月二五日運輸省告示第四四三号

告示で定める危険物は、 別表のとおりとする。

別表

その他の危険物

険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第一号に定める危険物の

うち、 次に掲げるもの

放射性物質等

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

危険時における措置に関する規則)核燃料物質等の事業所外運搬に係る

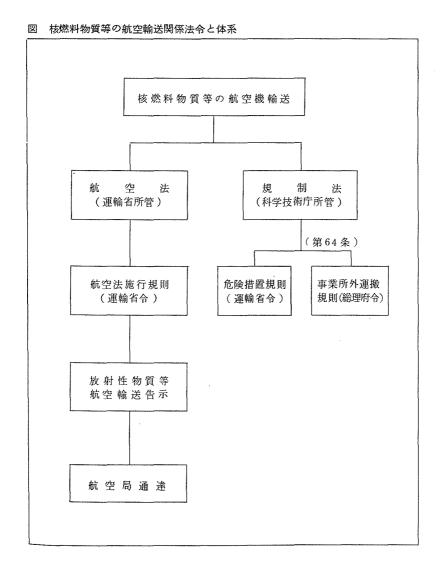
(省略)

陸上輸送の場合に同じ。

証明書の様式を定める省令検査をする職員の携帯する身分を示す規制に関する法律の規定に基づく立入規制に関する法律の規定に基づく立入

(省略)

陸上輸送の場合に同じ。



〇航空法 (抄)

(法律第二百三十一号)
昭和二十七年七月十五日)

ことができるのは、

当該物件の託送人又は所持人がその場に居合

自ら物件を取り卸す

又は自

わせない場合に限る。

託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、

ら当該物件を取り卸すことができる。但し、

昭和六十二年九月十一日法律第九十二号7 法 律 第二 百 三 十 一 号 丶

法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、も行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属

(目的)

最終改正

(爆発物等の輸送禁止)

つて航空の発達を図ることを目的とする。

のは、航空機で輸送してはならない。又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令で定めるも第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、

⑴ 航空法施行規則 第百九十四条

何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

2

場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、り前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由があるまれようとしている物件について、形状、重量その他の事情によまれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により、資本を関係である。

航空法

(抄)

るときは、航空運送事業を経営する者に対し、前項の規定による2 運輸大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認め

措置を講ずべきことを命ずることができる。

十万円以下の罰金に処する。 第百四十五条 航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、(所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪)

て、同項の物件を航空機で輸送したとき。 十三 第八十六条〔爆発物等の輸送禁止〕第一項の規定に違反し

(技能証明書を携帯しない等の罪)

する。 第百五十条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処

航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者 第八十六条〔爆発物等の輸送禁止〕第二項の規定に違反して、

〇 航空法施行規則(抄)

(運輸省令第五十六号)

最終改正 平成二年十二月十日運輸省令第三十五号

の各号に掲げるものとする。第百九十四条 法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件は、次(輸送禁止の物件)

八~十 (略)

ム以上のもの

八十六条第一項の運輸省令で定める物件に含まれないものとする。2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第

(略)

一 告示で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つ

て輸送するもの

(1) 危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定める(1) 危険性が極めて少ない放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、②又は3)に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、②又はの放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、②又はの放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、②又はの放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、②又はの放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、②又はの放射性輸送物とすること。この場合において、(1)、②又は初に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、③及び(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、③及では、(3)をは、(3)をは、(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に掲げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に関げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に関げる放射性物質等にあつては、次の(1)、②、(3)をは、(4)に関げる放射性物質等として告示で定めるの放射性が質等として告示で定める。

- 質等(印に掲げるものを除く。) A型輸送物(2) 告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物
- U型輸送物 切質等(①に掲げるものを除く。) BM型輸送物又はBのの色示で定める量を超える量の放射能を有する放射性
- 又は表面汚染物(放射性物質以外の固体であつて、表面がて、危険性が少ないものとして告示で定めるものをいう。)(4) 低比放射性物質(放射能濃度が低い放射性物質等であつ

はIP-3型輸送物ものをいう。) IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又放射性物質によつて汚染されたもののうち、告示で定める

基準に従うこと。 ロー 告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の

へ (3)に掲げるBM型輸送物又はBU型輸送物にあつては、 の告示で定めるもののうち、告示で定める外国の法令による確認がで定めるもののうち、告示で定める外国の法令によるにより運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本り運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本り運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本り運輸大物のでは、本邦外の場談物のというでは、

本 B M型輸送物若しくは B U型輸送物又は核分裂性輸送物に のること。 の本述に関するものを除く。)に適合していることにつ の大の基準に関するものを除く。)に適合していることにつ の本述の表準に関するものを除く。)に適合していること。

の確認は、積載前に、受けるものとする。といるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物に定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物に定める技術上の基準に適合していることについること。この場合において、ロの告示で定める基準に適合していることについる。この場合において、ロの告示で定める基準に適合している放射性輸送物に対しているが関係をして告示でである。

三~六 (略

3

(略)

5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八5 放射性同位元素等による科学技術庁長官の確認(同法第四十一条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認(同法第四十一

(施行期日)

付

則

1 この省令は、平戎三年一

- この省令は、平成三年一月一日から施行する。

(経過措置)

らず、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。「新規則」という。)第百九十四条第二項第二号ニの規定にかかわ輸送については、この省令による改正後の航空法施行規則(以下2.この省令の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の2.この省令の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の

輸送基準を定める告示○航空機による放射性物質等の

(運輸省告示第六百十号)

(用語

使用する用語の例による。 二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。)において第一条 この告示において使用する用語は、航空法施行規則(昭和

- って行われる積載の方法をいう。 輸送する物件の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によトル以上の大型コンテナが一の荷送人によって専用され、かつ、2 この告示において「専用積載」とは、航空機又は一辺が六メー
- テナのうち、外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、* この告示において「大型コンテナ」とは、前項に規定するコン**

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

- れているものをいう。(第三項に規定するコンテナを除く。)に収納され、又は包装さて二以上の放射性輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等5。この告示において「オーバーパック」とは、一の荷送人によっかつ、容積が三立方メートルを超えるものをいう。
- 7 この告示において「表面密度限度」とは、次の表の上欄に掲げの取扱い中に表面から取り除かれ得る汚染をいう。6 この告示において「非固定性汚染」とは、輸送する物件の通常
- 度をいう。
 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる非固定性汚染の放射能面密に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる非固定性汚染の放射能面密の放射性輸送物について、同表の中欄に掲げる放射性物質の区分で、この世別において「氢面密度阻度」とは、沙の氢の上欄に掲げ

送物 (for many series)	きりもの前	工理報策報	1型俞矣)勿
ない放射性物質アルファ線を放出し	る放射性物質アルファ線を放出す	ない放射性物質アルファ線を放出し	る放射性物質 アルファ線を放出す
メートル四ベクレル毎平方センチ	○・四ベクレル毎平方セ	○・四ベクレル毎平方セ	○・○四ベクレル毎平方

(輸送許容放射性物質等)

第二条 規則第百九十四条第二項第二号中イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び

物質等以外のものとする。 へ以外の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性

- 自然発火性の液体状の放射性物質等
- 他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納するこ 的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その とが必要な放射性物質等 フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械
- 合に、換気を行う必要のある放射性物質等 規則第百九十四条第二項第二号イ(3のBM型輸送物とした場

爆発性の放射性物質等

タンクに収納された放射性物質等

(放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等)

第三条 規則第百九十四条第二項第二号イ中(1)、(2)、(3)及び(4)以外

以外のものとする。 の部分の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等

- 掲げる基準に適合するもの 第六条第一項第一号に掲げる低比放射性物質であって、次に
- いしないように措置されていること。 通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏え
- 専用積載で輸送すること。
- に適合するもの
- 二 第六条第二項第一号の表面汚染物であって、次に掲げる基準 前号イに規定する基準に適合すること。

に掲げる放射能面密度を超えない場合は、この限りでない。 上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄 専用積載で輸送すること。ただし、表面の汚染が次の表の

物質等 アルファ線を放出しない放射 アルファ線を放出する放射性 四ベクレル毎平方センチメー ○・四ベクレル毎平方センチ トル メートル

第四条 規定する核分裂性物質に該当するものを除く。)とする。 等(第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であって、第九条に 告示で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質 規則第百九十四条第二項第二号イ⑴の放射性物質等として

(L型輸送物として輸送できる放射性物質等)

それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの 放射性物質等であって、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、

別形放射性物質等」という。)	る基準に適合するもの(以下「特	放射性物質等であって、次に掲げ	物質等又はカプセルに密封された	容易に散逸しない固体状の放射性	放射性物質等の区分
それぞれ当該各表の	類又は区分に応じ、	げる放射性物質の種	六までの第一欄に掲	別表第一から別表第一	放射能の量

り、衝撃試験及び打撃試験(長 別記第一に定めるところによ

う。)の千分の一

固

外接する直方体の少なくとも

| 第二欄に掲げる数量

(以下「Ad値」とい

体

り、かつ、長さの幅に対する比 さが十センチメートル以上であ

率が十以上である放射性物質等 にあっては、衝撃試験、打撃試

場合に溶融又は分散せず、並び に損壊せず、加熱試験を行った に浸漬試験を行った場合に水中

験及び曲げ試験)を行った場合

キロベクレルを超えないもので あること。ただし、運輸大臣が の放射性物質の漏えい量が二

合は、 適当と認める試験に合格した場 この限りでない。

特別形放射性物質等以外のもの

固

別表第一から別表第

号に掲げるものを除く。

る放射性物質等であって、次に掲げる基準に適合するもの(前

時計等の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含まれ

六までの第一欄に掲 げる放射性物質の種

類又は区分に応じ、

それぞれ当該各表の

に掲げる量を超えないこと。

が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄 る放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能 る量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されてい の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げ 機器等一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次

気 体 もの その他の 外のもの 特別形放射性物質等以

A₂値の千分の

A.値の千分の一

トリチウム

特別形放射性物質等

()・ハテラベクレル

A₂値の一万分の

液体

の千分の一

に掲げる数量(以下 「A2値」という。

第三欄(別表第五に あっては、第二欄)

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

気	(Ā	k .	液体	固	体	放
その他の	りもの	h		等特	等特別	射性
もの 物質等以外の 特別形放射性	物質等物質等	トリチウム		等以外のもの特別形放射性物質	特別形放射性物質	射性物質等の区分
A₂値の千分の一	A』値の千分の一	〇・八テラベクレ	A2値の千分の一	A2値の百分の一	A」値の百分の一	の放射能の量機器等一個当たり
A2値の百分の一	A₁値の百分の一	ハテラベクレル	A₂値の十分の一	A ₂ 値	A ₁ 値	りの放射能の量輸送物一個当た

表示を有すること。 計及び装備を除く。)が「放射性」又は「Radioactive 」のハ 放射性物質等を含む機器等(放射性発光文字盤を用いた時イクロシーベルト毎時を超えないこと。

- もの(前二号に掲げるものを除く。)ウム又はこれらの化合物であって、次に掲げる要件に適合するウム又はこれらの化合物であって、次に掲げる要件に適合する機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリ

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。 イ 機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

放射性物質等が収納されたことのある空の容器であって、次

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。に掲げる基準に適合するもの。(前三号に掲げるものを除く。)

放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行

次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表第五条 規則第百九十四条第二項第二号イ②の告示で定める量は、(A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度)われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

特別形放射性物質等

の下欄に掲げる放射能の量とする。

じ。)の最大値(以下「最大線量当量率」という。)が百マ

輸大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。以下同当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、運

から十センチメートル離れた位置における線量当量率(線量収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面

特別形放射性物質等以外のもの 42値

して輸送できる放射性物質等)(1P-1型輸送物、1P-2型輸送物又は1P-3型輸送物と

超えないものとする。 超えないものとする。 超えないものとする。 超えないものとする。 は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等であって、当該財性物質等であって危険性が少ないものとして告示で定めるもの射性物質等であって危険性が少ないものとして告示で定めるもの財性物質等であって危険性が少ないものとして告示で定めるもの財性物質等であって危険性が少ないものとする。

「LSA-I」という。) 次に掲げる放射性物質等のいずれかに該当するもの(以下

イ ウラン又はトリウムの精鉱

物質の化合物若しくは混合物体状かつ未照射のもの又は固体状若しくは液体状のこれらの口 天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウムであって固

量の規定がないものて別表第一の第一欄に掲げるもののうち、同表の第三欄に数ハー第九条に規定する核分裂性物質以外の放射性物質等であっ

50。√掲げる放射能の量を超えないもの(以下「LSA-Ⅱ」とい掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 〇・ハテラベクレル毎リ

 トリチウム水
 ム

という。)あって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-Ⅲ」あって、次に掲げる基準に適合するもの(以下「LSA-Ⅲ」

水中への放射性物質の漏えい量が、Α値の十分の一を超えなロ 別記第二に定めるところにより浸潤試験を行った場合に、イ 放射性物質が全体にわたって分布していること。

ないこと。
ハ 放射能濃度の平均値が、№値の五百分の一毎グラムを超え

いこと

2

ら三メートル離れた位置における最大線量当量率が十ミリシーべって、当該放射性物質等を一箇所に集積した場合に、その表面か定めるものは、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等でああって、表面が放射性物質によって汚染されたものとして告示で規則第百九十四条第二項第二号イ⑷の放射性物質以外の固体で

ルト毎時を超えないものとする。

密度を超えないもの(以下「SCO-I」という。) 射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放

で			
おいけい では では では では では では では で	の他の汚染	接近で	できる表面の非固定性汚染
キロベクレル チロベクレトクレルル キロベクレトクレルル	アルファ線を放出する放射性 する放射性物質並びにアルフ する放射性物質が でルフ でいるが でいるが でいるが でいるが でいるが でいるが でいるが でいるが	外のもの物質のうち低危険性のもの以りがでいる。	以下同じ。)が出する放射性物質並びにマス、トリウムニ三八、ウランニ三八、カランニ三八、カランニ三八、カランニ三八、カームニース、トリウムニース、トリウムニース、トリウムニース、トリウムニース、トリウムニース、トリウムニース、カースを対象及びガンマ線を
	四キロベクレル毎平方センチメートル	○・四ベクレル毎平方セ	メートル毎平方センチ

	そ
外のもの	物質のうち低危険性のもの以一
	ンチメートル

二 次の表の上欄に掲げる汚染について、同表の中欄に掲げる放 密度を超えないもの(以下「SCO−Ⅱ」という。) 射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能面

の他の汚染	接近できる表面の	D非固定性汚染
アルファ線を放出する放射性する放射性物質がびにアルファ線を放出する放射性物質のでのがあるが対性物質のではのがある。	外のもの物質のうち低危険性のもの以外のもの	うち低危険性のものア線を放出する放射性物質がびにアルフする放射性物質並びにアルフィータ線及びガンマ線を放出
八十キロベクレル毎平方八百キロベクレル毎平方	チメートル 四十ベクレル毎平方セン	チメートル 四百ベクレル毎平方セン

3 上欄に掲げる区分に応じ、 型輸送物及びIP-3型輸送物とする場合においては、次の表の 低比放射性物質及び表面汚染物をIP-1型輸送物、 それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる I P 1 2

IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物とし

て区分するものとする。 IP-1型輸送物、

_	r	LSA	/ — II	LSA	\ — I	主 任
S C O I	LSA-III	と一液体又は気体	固体	液体	固体	表面汚染物の区分低比放射性物質又は
IP-1型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	IP-1型輸送物	合 専用積載とする場
IP-1型輸送物	IP-3型輸送物	IP-3型輸送物	IP-2型輸送物	IP-2型輸送物	IP-1型輸送物	場合専用積載としない

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

SCO I IP-2型輸送物 IP-2型輸送物

、核物質防護措置が特に必要な放射性物質等

第七条 合の放射性物質の合計量が次の各号のいずれかに該当する放射性 示で定めるものは、当該放射性物質等を一の航空機で輸送する場 規則第百九十四条第二項第二号への放射性物質等として告

照射されていない次に掲げる物質

物質等とする。

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比 イ プルトニウム (プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の 率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれら その化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で 量が五キログラム以上のもの の物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の あって、プルトニウムの量がニキログラム以上のもの 八十を超えるものを除く。以下この条において同じ。)及び

ム以上のもの 一以上を含む物質であって、ウランニニニの量がニキログラ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

線量率」という。)が一グレイ毎時以下のもの 吸収された場合の吸収線量率(以下この条において単に「吸収 トルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メー

ートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの三 照射された第一号に掲げる物質であって、その表面から一メ

照射されていない次に掲げる物質

- を超え二キログラムに達しないもの二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が五百グラムイ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は
- 量が一キログラムを超え五キログラムに達しないものの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- て、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であっ率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにそのハ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- を超え二キログラムに達しないもの二以上を含む物質であって、ウラン二三三の量が五百グラムニ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は
- らーメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超え六 照射された次に掲げる物質であって、照射直後にその表面かトルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下のもの五 照射された前号に掲げる物質であって、その表面から一メー
- イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比るもの。 らーメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えらーメートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超え

- て使用できるものの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料とし率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれら
- として使用できるものれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料れらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこローウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- 率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにそのニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以
- 七 照射された第四号に掲げる物質であって、その表面から一メ化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質 .
- 二以上を含む物質であって、プルトニウムの量が十五グラムイ(プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は八(照射されていない次に掲げる物質(一トルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの

を超え五百グラム以下のもの

- 量が十五グラムを超え一キログラム以下のものの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン二三五の率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらローウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比
- ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比

達しないもの 化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であっ 率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその て、ウラン二三五の量が一キログラムを超え十キログラムに

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比 化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であっ 率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその て、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

二以上を含む物質であって、ウランニ三三の量が十五グラム を超え五百グラム以下のもの ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

九 質であって、照射直後にその表面から一メートルの距離におい て吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。) 照射された前号に掲げる物質(照射された前号ニに掲げる物

(放射性輸送物の基準)

第八条 規則第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸 送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

L型輸送物

1 きること。 外表面に不要な突起物がなく、かつ、容易に汚染が除去で

- 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。 輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

- 二 容器の材料相互間又は容器の材料と放射性物質等の間で、 それがないこと。 相互の作用により、危険な物理的又は化学的作用を起こすお
- کے 表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時

容器の弁がみだりに操作されない措置が講じられているこ

- を超えないこと。
- ٢ いこと。 表面の放射性物質の放射能面密度が表面密度限度を超えな
- チ 二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、 の際に見やすいように表示してあること。ただし、第四条第 内表面に「放射性」又は「Radioactive 」の文字が、開封
- A型輸送物

又は包装されている場合は、この限りでない。

- تك 前号イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びトに規定する基準に適合する
- 等の措置が講じられていること。 れが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそ
- 二 容器を構成する部品については、摂氏零下四十度から摂氏 七十度までの温度(輸送中に予想される温度が特定できる場 合においては、その温度)において、き裂、破損等の生ずる

おそれがないこと。

ホ えいがないこと。 絶対圧力二十五キロパスカルの外圧の下で放射性物質の漏

- 次に掲げる基準に適合すること。 液体状の放射性物質等が収納されている場合にあっては、
- この限りでない。 えていること。ただし、運輸大臣が適当と認める場合は、 吸収する吸収材又は二重の密封部分からなる密封装置を備 当該放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を
- (2)変化に耐え得るように、容器内に適当な空間があること。 当該放射性物質等の温度変化、動揺及び注入時の内圧の 九十五キロパスカルの圧力差(外圧と内圧の差をいう。

の下で放射性物質の漏えいがないこと。

- えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大線 量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。ただ 表面における最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超
- げる係数を乗じて得た値が百マイクロシーベルト毎時を超え れた位置における最大線量当量率に、次の表の上欄に掲げる 放射性輸送物の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 載の場合を除き、当該放射性輸送物の表面から一メートル離 し、コンテナを容器として使用する場合にあっては、専用積

二十平方メートルを超える場合 五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合 平方メートルを超え、 五平方メートル以下の場合 Ξ +

チ ものが収納され、又は包装されていないこと。 輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外の 放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品 (放射性

IJ あっては、当該近接防止枠の表面)の温度が日陰において摂 できる表面(その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物に 摂氏三十八度の温度で、輸送中に人が容易に近づくことが

ヌ 摂氏零下四十度から摂氏五十五度までの温度において容器

氏五十度を超えないこと。

の密封性が損なわれないこと。 別記第三に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる

基準に適合すること。 放射性物質の漏えいがないこと。

当該最大線量当量率がニミリシーベルト毎時を超えないこ 表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、

BM型輸送物

一平方メートル以下の場合

1 前号イからヌまで(へ印を除く。)に規定する基準に適合

四00

すること

基準に適合すること。 ロー別記第四に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる

- (1) 前号ル(2)の基準
- 一を超えないこと。 ② 放射性物質の一時間当たりの漏えい量が 4値の百万分の
- 摂氏八十五度)を超えないこと。射性輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面)において対性輸送物にあっては、当該近接防止枠を設ける放射性輸送物にあっては、輸送中に人が容易に近表面の温度が日陰において摂氏五十度(専用積載として
- は、ここ。<
- 基準に適合すること。 別記第五に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる
- が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。(1) 表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率
- ニ 放射能の量が三十七ペタベクレルを超える使用済燃料物質こと。 こと。 こと 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が №値(クリプト) 放射性物質の一週間当たりの漏えい量が №値(クリプト)

置の破損がないこと。

おいて性能が維持できるように設計されていること。ホー輸送中予想される最低温度から摂氏三十八度までの温度に

四 BU型輸送物

合すること。 合すること。 (へ1)を除く。) に規定する基準に適

- 定する基準に適合すること。 別記第六に規定する条件の下に置いた場合に、前号口に規
- 定する基準に適合すること。 別記第七に規定する条件の下に置いた場合に、前号ハに規
- 一 前号ニに規定する基準に適合すること。
- が維持できるように設計されていること。
 ホー摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの温度において性能
- へ フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくても内部の気体の

ろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

- 最大圧力をいう。)がゲージ圧力七百キロパスカルを超えなに、一年間に当該放射性輸送物の密封装置内に生ずる気体の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合、最高使用圧力(輸送中に予想される温度及び日光の直射の
- 定する基準に適合すること。 エートーー型輸送物 第二号イ、ロ、へ(3)、ト、リ及びヌに規
- 六 IP-2型輸送物

- イ 前号に規定する基準に適合すること。
- るときは、この限りでない。 基準に適合すること。ただし、コンテナを容器として使用する場合であって、運輸大臣が適当と認める基準に適合していま準に適合すること。ただし、コンテナを容器として使用するときは、この限りでない。
- (1) 放射性物質の漏えいがないこと。
- 上。 当該最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこ 当該最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、
- 七 IP-3型輸送物
- ・・・。 イ 第二号(へ⑴及び⑵を除く。)に規定する基準に適合する
- しているときは、この限りでない。使用する場合であって、運輸大臣が適当と認める基準に適合定する基準に適合すること。ただし、コンテナを容器として口 別記第九に規定する条件の下に置いた場合に、前号口に規

(核分裂性物質)

- って、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものとする。一又は二以上を含む物質(以下「核分裂性物質」という。)であ裂性核種」という。)及びこれらの化合物並びにこれらの物質の二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二三五、プルトニウム第九条 規則第百九十四条第二項第二号ニの放射性物質等として告
- る容器に収納され、又は包装されているものであって、外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であー 核分裂性核種の量の合計が十五グラムを超えない放射性物質
- 含む。)
 二 天然ウラン又は劣化ウラン(熱中性子炉で照射されたものを
- に適合するもの

核分裂性物質に含まれる核分裂性核種の原子数に対する水

三 均質な水素を含む溶液又は混合物であって、次に掲げる基準

- 素の原子数の比率が五千二百以上であること。
- リットル以下であること。ロー核分裂性物質に含まれる核分裂性核種の濃度が五グラム毎
- 四 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であって、かつ、

質量の一パーセント以下のものプルトニウム及びウランニ三五の

トニウムの質量の二十パーセント以下のもの、 プルトニウムの質量の二十パーセント以下であって、かつ、プス アルトニウムの質量が一キログラム以下であって、かつ、プ五 核分裂性核種の濃度が五グラム毎十リットル以下のもの

- イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。七 硝酸ウラニル溶液のうち、次に掲げる基準に適合するもの
- 二三五の質量の○・一パーセント以下であること。 プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計がウラン

、核分裂性輸送物の基準)

輸送物に関する技術上の基準は、次のとおりとする。 十条 規則第百九十四条第二項第二号ニの告示で定める核分裂性

- 準に適合すること。 別記第十に規定する条件の下に置いた場合に、次に掲げる基
- 五パーセントを超えないこと。 イ 臨界の評価に影響を与える放射性輸送物内の空間の減少が、
- り大きなくぼみが生じないこと。
 ロ 放射性輸送物の構造に、一辺十センチメートルの立方体よ
- いこと。ただし、臨界の評価の際に放射性輸送物中への浸水へが放射性輸送物中への浸水又は放射性輸送物からの漏水がな

限りでない。 又は放射性輸送物からの漏水が想定されている場合は、この

中性子の数をいう。)を増加させるような変化のないこと。された一個の中性子ごとに、次の核分裂によって放出される増倍率(原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出放射性物質等の配列及び密封装置の形状について、中性子

- する条件の下に置いたものを、それぞれ次に掲げる条件に置イ 核分裂性輸送物及び当該核分裂性輸送物を別記第十に規定一 次の場合に臨界に達しないものであること。
- この限りでない。 への浸水を防止するような措置が講じられている場合は、への浸水を防止するような措置が講じられている場合は、空隙部
- ような配列及び減速状態にあること。 密封装置内の物質について、中性子増倍率が最大となる
- る完全反射があること。 (3) 厚さ二十センチメートルの水又はこれと等価の物質によ
- ここ場合 数をいう。以下同じ。)の五倍に相当する個数積載すること核分裂性輸送物の個数の限度として試験等により求められる法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数(一箇所に集積するて、イ③に規定する条件の下に置いたものを、任意の配列方で、イ③に規定する条件の下に置いたものを、任意の配列方であった。

核分裂性輸送物は、規則第百九十四条第二項第二号イの規定に 送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合 て、イ3に規定する条件及び別記第十一に規定する条件の下 に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸 確認を受ける核分裂性輸送物又はこれと同一のものであっ かつ、前項の核分裂性輸送物と

2 して輸送しなければならない。 よる放射性輸送物として輸送し、

(放射性輸送物の安全の確認)

第十一条 規則第百九十四条第二項第二号ハ又は二の規定による確 させ、当該書面を審査することにより行うことができる。 認は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関係書面を提出 条に規定する技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出が した、第八条第三号又は第四号に規定する技術上の基準及び前 核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成

二 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物について、運輸大臣の指 準に適合する旨の確認がなされる場合 定する者により第八条第三号又は第四号に規定する技術上の基

あった場合

2 三 放射性物質等が、本邦以外の地において運輸大臣が適当と認 める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

いずれかに該当する場合には、関係書面を提出させ、当該書面を 送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)は、次の各号の 規則第百九十四条第二項第二号への規定による確認(放射性輸

審査することにより行うことができる。

(本邦外輸送の場合等における特例に係る放射性輸送物 一 放射性物質等が、本邦以外の地において運輸大臣が適当と認 める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合 る技術上の基準に適合する旨を証する書面の提出があつた場合 運輸大臣の適当と認める者が作成した第八条第八号に規定す

第十二条 規則第百九十四条第二項第二号ハのBU型輸送物であつ 核分裂性輸送物であるもの以外のものとする。 て告示で定めるものは、BU型輸送物であつて第十条に規定する

(取扱場所

第十三条 放射性輸送物(L型輸送物にあつては、一の航空機で輸 卸し等の取扱いをしてはならない。 るコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取 送物が収納されているオーバーパック又はこれらが収納されてい されているものに限る。以下この条において同じ。)、放射性輸 の規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装 送する場合の放射性物質の合計量が第七条第一号から第六号まで

(積載方法)

2 れないように積載しなければならない。 おいて移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわ いるコンテナ(以下「放射性輸送物等」という。)は、輸送中に 放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗務員が通常

第十四条 放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納されて

使用する区画に積載してはならない。

3 ないで輸送できる表面汚染物を輸送する場合は、貨物機(現に旅 専用積載で放射性物質等を輸送する場合及び放射性輸送物とし

客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。)によりしなけれ ばならない。 放射性輸送物等の輸送に頻繁に使用される航空機の積載場所は、

定期的に汚染の有無を検査しなければならない。

(臨界の防止)

第十五条 するおそれがないように措置して行わなければならない。 核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達

第十六条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを 超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別 の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

放射性輸送物等(L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されて

射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と混載しては じ。)は、火薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体その他放 いるものを除く。第十八条、第二十条及び第二十三条において同

第十七条 オーバーパック及び放射性輸送物又はオーバーパックが (オーバーパック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等)

リシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位 収納されているコンテナの最大線量当量率は、表面において二ミ

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

この限りでない 面から一メートル離れた位置における最大線量当量率については、 し、専用積載であって運輸大臣が適当と認めた場合において、表 置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。ただ

ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、二メートル離れた位置にお 単に「航空機」という。)の最大線量当量率は、表面において二 放射性輸送物等が積載されている航空機(以下この条において

いて百マイクロシーベルト毎時を超えてはならない。

3 ているコンテナ及び航空機の表面の放射性物質の放射能面密度は オーバーパック、放射性輸送物又はオーバーパックが収納され

質等を収納したコンテナ及び航空機の内表面は、この限りでない。 当該オーバーパック若しくは当該コンテナに収納され、又は当該 ならない。ただし、第三条第一号及び第二号に規定する放射性物 航空機に積載されている放射性輸送物の表面密度限度を超えては

第十八条 放射性輸送物等については、輸送指数を定めるものとす (輸送指数)

2 る値とする。 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定され

してコンテナを使用する場合にあっては、当該値に、次の表の 時単位で表した値に百を乗じて得た値(放射性輸送物の容器と ートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎 放射性輸送物にあっては、当該放射性輸送物の表面から一メ

の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きいし、核分裂性輸送物にあっては、当該値と当該核分裂性輸送物以下の場合にあっては、当該値を○とすることができる。ただ以下の場合にあっては、当該値を○とすることができる。ただは欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる

3

値とする。

二十平方メートルを超える場合	五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	一平方メートル以下の場合
+	=	_	

あっては、当該値を○とすることができる。)とすることができる。)とすることができるもの以外のものをいう。)にあっては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をがあるの上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄号の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄号の表の上欄に掲げる係数を乗じて得た値(当該値が○・○五以下の場合に掲げる係数を乗じて得た値(当該値が○・○五以下の場合にあっては、当該値を○とすることができる。)とすることがでまる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることができる。)とすることがでは、当該がのものという。

- オーバーパック毎に前二号の規定により算定した値を合計してにあっては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物又は三 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されているコンテナ
- って当該コンテナの輸送指数とすることができる。 の場合は、当該値を○とすることができる。)と当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該コンテナの輸送指数とすることができる。 の場合は、当該値を○とすることができる。)と当該コンテナに 収納されている おう裂性輸送物 に、
 市項の規定にかかわらず、
 放射性輸送物
 又はオーバーパックが
- 性輸送物は、オーバーパックにより輸送してはならない。第十九条「輸送制限個数で五十を除して得た値が○を超える核分裂(積載限度等)
- ではい。 えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限り2 一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの輸送指数は十を超
- 送する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、こナの輸送指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸3 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテ

- 一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。の限りでない。
- 二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあっては、輸送指数

う。)の輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、ーパックが収納されているコンテナ(以下「コンテナ等」といナに収納されているものを除く。)及び放射性輸送物又はオーバテナに収納されているものを除く。)、オーバーパック(コンテム 一の航空機に積載する放射性輸送物(オーバーパック又はコンが百を超えないこと。

かに該当するときは、この限りでない。コンテナ等を貨物機で輸送する場合であって、次の各号のいずれ

いこと。)は、コンテナ等の輸送指数の合計値が百を超えな戦しているとき(他の放射性輸送物から六メートル隔離されて二 専用積載により輸送する場合であって、核分裂性輸送物を積

染物の放射能の量の合計は、それぞれの放射性物質等のム√値の合もの及びLSA╶Ⅲであって不燃性固体以外のもの並びに表面汚ーの航空機で輸送されるLSA「Ⅲであって不燃性固体以外の載していないこと。

5

しないで輸送される表面汚染物に含まれる核分裂性核種の量の合6 一の航空機で輸送される放射性物質等のうち、放射性輸送物と計の百倍を超えてはならない。

(取扱方法等を記載した書類の携行)計は、十五グラムを超えてはならない。

記載した書類を携行しなければならない。に関して留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について第二十条(放射性輸送物等を輸送する場合は、取扱方法その他輸送

(BM型輸送物の輸送条件)

貨物機によりしなければならない。ーパック又はこれらが収納されているコンテナを輸送する場合は、第二十一条(BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバ

な監督を行わせなければならない。 識を有する者を立ち会わせ、当該放射性輸送物の保安のため必要貨物機から取り卸す場合は、放射性物質の取扱いに関し専門的知又はこれらが収納されているコンテナを貨物機に積み込み、又は BM型輸送物、BM型輸送物が収納されているオーバーパック

の表面の温度が摂氏五十度を超えないように措置しておかなけれ第二十二条(BM型輸送物及びBU型輸送物を輸送する場合は、そ(BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送条件)

ばならない。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

(標識又は表示)

ばならない。「同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなけれ第二十三条「次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ

を除く。)	イ 放射性輸送物であって、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルトを時を超えず、かつ、毎時を超えず、かつ、毎時を超えず、かつ、っつ、オーバーパックであって輸送指数が○であるもの。	ク 送物又はオーバーパッ 一 次に掲げる放射性輸
(第二号様式)		(第一号様式)第一類白標識
の表面の二箇所		の表面の二箇所

-			
五 放射性輸送物又はオ	四 放射性輸送物又はオロ 放射性輸送物又はオロバーパックが収納さ	パック 性輸送物又はオーバー性輸送物等以外の放射 正 前二号に掲げる放射	イ 放射性輸送物であって、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一かつ、輸送指数が一を超えないものを超えないものを超えないものを超えないもの。
第二類黄標識	第一類白標識	(第三号様式)	
コンテナの四側	面コンテナの四側	の表面の二箇所	

もの以外のもの かりがしい おり は かり は かり は かり は かり は かり は かり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり がり	れているコンテナであれているコンテナであって輸送指数が○を超えないもの
(第三号様式)	(第二号様式)
面コンテナの四側	面

らない。れぞれ当該各号に規定する事項を鮮明に表示しておかなければなれぞれ当該各号に規定する事項を鮮明に表示しておかなければなる、次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、そ

「TYPE B(M)」の文字及び「BU型」の文字又は三 BM型輸送物及びBU型輸送物 「BM型」の文字又は二 A型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字一 総質量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総質量

/虹

及び耐水性を有する三葉マーク(第四号様式)を、明確に表示し又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ГТҮРЕ

B(U)」の文字

なければならない。

に拡大したものを付す場合は、この限りでない。類黄標識又は第三類黄標識をコンテナ標識の大きさ以上の大きさを付さなければならない。ただし、第一項の第一類白標識、第二ナには、当該大型コンテナの四側面にコンテナ標識(第五号様式)4 放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている大型コンテ

該番号を表示した場合は、この限りでない。 がならない。ただし、前項のコンテナ標識の下半分の白地上に当掲げる番号を表示した国連番号標札(第六号様式)を付さなけれ内のみを輸送する場合を除き、コンテナの四側面に同表の下欄にされているコンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、本邦されているカンテナを専用積載で輸送する場合にあっては、本邦次の表の上欄に掲げる放射性物質等のいずれか一つのみが収納

L型輸送物に収納された放射性物質等及び空容器│二九一○	元一〇
低比放射性物質	二九二二
表面汚染物	九二三
核分裂性物質	九八八
特別形放射性物質等	二九七四
目然発火性の金属トリウム	二九七五

二九八二	その他の放射性物質等
九八一	固体状の硝酸ウラン
九八〇	六価硝酸ウラン水溶液
二九七九	自然発火性の金属ウラン
二九七八	核分裂性輸送物に収納されない六フッ化ウラン
二九七七	分裂性の六フッ化ウラン ウラン二三五の濃縮度が一パーセントを超える核 二九七七
二九七六	

6 航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(ULD)6 航空機による輸送のみなくとも二側面にこれらを収納していることを適切な方法で表示しなければならない。

(核物質防護に関する基準)

する。 に関する技術上の基準に関するものを除く。)は、次のとおりとに関する技術上の基準に関するものを除く。)は、次のとおりと第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める基準(放射性輸送物界二十四条 第七条に規定する放射性物質等を輸送する場合の規則

一 放射性物質の合計量が第七条第一号又は第二号に該当する場

合にあっては、次の措置を講じること。

関係者間で協議を行った上で策定すること。イ 核物質防護に関し、次の事項を記載した輸送計画書を輸送

積載方法等

(2) 日時及び経路

3) 輸送関係者の氏名

4 警備に関すること。

6) 車各通报こ引けるここ。 (5) 受渡し地点及びその予定時刻

(6) 連絡通報に関すること。

その他必要な事項

ハー連絡の時間間隔をあらかじめ定めておき、兪を口、ろう数及び積替時間が最小となる経路を選定すること。

特別の事由がある場合を除き、輸送時間、経由地、

積替回

じめ定められた連絡場所(以下「指定連絡場所」という。)ハ 連絡の時間間隔をあらかじめ定めておき、輸送中、あらか

者」という。)を、出発空港及び着陸空港に配備し、次の事核物質防護の実施に関して責任を有する者(以下「輸送責任ニ 核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の

、連絡を行い得るよう連絡通報体制を整備すること。

項を行わせること。

行うこと。
② 輸送中、指定連絡場所へ、ハで定められたとおり連絡を

輸送中、輸送計画書を携行すること。

出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていない

(3)

- ことを確認すること。
- わせること。性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナに付き添生輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナに付き添い。警備人を選定し、次の事項を行わせるほか、輸送中、放射
- 又は錠及び封印等を頻繁に点検すること。の積載に際し、当該放射性輸送物等を連続的に監視するか(1) 放射性輸送物等又は放射性輸送物等を収納したコンテナ
- ② 出発前に、航空機に対して妨害行為が着手されていない
- されないようにすること。る場合は、コンテナへ収納する等の措置により、容易に移動へ、放射性輸送物等が人手により容易に移動されるおそれのあ
- 封されないための措置を講じること。トーコンテナに施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開
- ナ 錠及び封印等に異常がないことを積載前に点検すること。

貨物機を使用すること。

- に配備すれば足りるものとする。じること。ただし、前号ホの警備人は、出発空港及び着陸空港、号に該当する場合にあっては、前号リを除く同号の措置を講へ 放射性物質の合計量が第七条第三号、第四号、第五号又は第
- 及びチの措置を講じること。当する場合にあっては、第一号イ、ロ、ニ(②を除く。)、へ当する場合にあっては、第一号イ、ロ、ニ(②を除く。)、へ一 放射性物質の合計量が第七条第七号、第八号又は第九号に該

(輸送の安全の確認)

当該書面を審査することにより行うことができる。

当該書面を審査することにより行うことができる。

当該書面を審査することにより行うことができる。

当該書面を審査することにより行うことができる。

当該書面を審査することにより行うことができる。

があるものとする。 (放射性輸送物としないで輸送できる低比放射性物質又 は表面汚染物(以下「低比放射性物質等」という。)及び低比放 第二十六条 放射性輸送物としないで輸送できる低比放射性物質又 が射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等の輸送の基準)

- る値とする。 1 1 1 2 前項の輸送指数は、次の各号に規定するところにより決定され
- シーベルト毎時単位で表した値に代えて、それぞれ同表の下欄表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリカムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる物質については、リウムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる最大断面積に応じ、それぞれ同志の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、ウラン又はトリウムの精鉱のうち、次の表の上欄に掲げる場大線量当量率をミリシーがら一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーがら一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーがら一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーがよりである。

に掲げる値とすることができる。

0.01	六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱
0.11	トリウムの化学的精鉱
〇· 四	ウラン又はトリウムの物理的精鉱

の下欄に掲げる係数を乗じて得た値低比放射性物質等が収納されているコンテナにあっては、当二、低比放射性物質等が収納されている低比放射性物質等毎に前号の規定の下欄に掲げる最大師面積に応じ、それぞれ同表項第一号の表の上欄に掲げる最大値又は当該コンテナの表面かいト毎時単位で表した値を合計して得た値又は当該コンテナの表面がいからである。

ならない。

4 前項の規定は、LSA-Iについては、適用しない。

テナには、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を当該コンテナの四5.次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等が収納されているコン

側面に付さなければならない。

輸送指数が○のコンテナ	第一類白標識(第一号様式)
二 輸送指数が○を超え一を	第二類黄標識(第二号様式)
超えないコンテナ	
三 前二号に掲げるもの以外	第三類黄標識(第三号様式)
のもの	

第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第二十条の規定

るコンテナ標識の下半分の白地上に当該番号を表示した場合は、

8

この限りでない。

パック」とあるのは「低比放射性物質等」と、「当該オーバーパ 第十七条第三項中「オーバーパック、放射性輸送物又はオーバー 輸送物又はオーバーパック」とあるのは「低比放射性物質等」と、 射性物質等」と、第十七条第一項中「オーバーパック及び放射性 第二十条及び第二十三条において同じ。)」とあるのは「低比放 びし型輸送物のみが収納されているものを除く。以下第十八条、 るのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等」と、第十四条 又は包装されているものに限る。以下この条において同じ。)、 第六号までの規定のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、 ック若しくは当該コンテナ」とあるのは「当該コンテナ」と、 物質等」と、第十六条第二項中「放射性輸送物等(L型輸送物及 項並びに第二十条中「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性 の」と、同条第二項及び第四項、第十六条第一項、第十七条第二 ンテナ」と、「放射性輸送物の」とあるのは「低比放射性物質等 は「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコ ているコンテナ(以下「放射性輸送物等」という。)」とあるの 第一項中「放射性輸送物、オーバーパック又はこれらが収納され 放射性輸送物が収納されているオーバーパック又はこれら」とあ 航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が第七条第一号から いて、第十三条中「放射性輸送物(L型輸送物にあっては、一の は、低比放射性物質等を輸送する場合に準用する。この場合にお 「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と読み替える

> 、見川等百L・日参覧に長等によりのませい。 住物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならない。 第二十七条 放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が当該放射

(規則第百九十四条第二項第二号イの承認)

3 丁型命差勿、LolL型命差勿、Lol2型命差勿又はLo一 当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物。要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。第二十八条 規則第百九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げ

のため当該輸送に関して安全上支障がないこと。 - 3型輸送物として輸送することが著しく困難であること。 - 3型輸送物として輸送することが著しく困難であること。

トル離れた位置において百マイクロシーベルト毎時を超えてはなにおいて二ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から二メー前項の場合において、放射性輸送物の最大線量当量率は、表面

らない。

(特別措置)

らの規定によらないことができる。 著しく困難な場合であって、安全な輸送を確保するために必要な措置が講じられており、かつ、これらの規定によらないで輸送し措置が講じられており、かつ、これらの規定によらないで輸送しい。 第二十九条 第十七条又は第十九条の規定に従って輸送することが

(特別措置等に係る標識)

する場合には、専用積載で輸送しなければならず、また、第三十条(第二十八条又は前条の規定により放射性輸送物等を輸送

さなければならない。 ンテナにあっては、四側面)に第三類黄標識(第三号様式)を付 二十三条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所(コ

第三十一条 規則第百九十四条第四項及び第五項の規定により確認 の基準のうち第八条第二号へ③、リ及びヌ以外の基準とする。 を受けたものとみなされる基準は、放射性輸送物に関する技術上

(みなし確認に係る除外)

則

(施行期日)

1 この告示は、平成三年一月一日から施行する。 (経過措置)

2 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等 よる。 の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例に

3 この告示の施行前に改正前の航空機による放射性物質等の輸送 送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。 十二条の規定による放射性輸送物の輸送の安全の確認を受けた輸 基準を定める告示(昭和五十二年運輸省告示第五百八十七号)第

別表第一(第四条関係)

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

	第一欄	第二欄	第 三 欄		
原子番目	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A2値) 単位 TBq		
号					
1	³ H	40	40		
4	⁷ B e	20	20		
4	¹⁰ B e	20	5 × 10 ⁻¹		
6	11 C	1	5 × 10 ⁻¹		
6	14 C	40	2		
7	¹³ N	6 ×10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹		
9	¹⁸ F	1	5 × 10 ⁻¹		
11	²² Na	5×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹		
11	²⁴ Na	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹		
12	²⁸ Mg	2×10^{-1}	2×10^{-1}		
13	²⁶ A l	4×10^{-1}	4 ×10 ⁻¹		
14	³¹ S i	6×10^{-1}	5 × 10 ⁻¹		
14	³² S i	40	2 ×10 ⁻¹		
15	³² P	3×10^{-1}	3 ×10 ⁻¹		
15	³³ P	40	9 × 10 ⁻¹		
16	³⁵ S	40	2		
17	³⁶ C1	20	5 × 10 ⁻¹		
17	³⁸ C1	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹		
18	³⁷ A r	40	40		
18	^{3 9} A r	20	20		
18	⁴¹ A r	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹		
18	⁴² A r	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹		
19	⁴⁰ K	6 × 10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹		
19	⁴² K	2×10^{-1}	2 ×10 ⁻¹		
19	⁴³ K	1	5 × 10 ⁻¹		
20	^{4 1} C a	40	40		
20	^{4 5} C a	40	9 × 10 ⁻¹		
20	⁴⁷ C a	9 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹		
21	44 S c	5 × 10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹		

	第 一 欄	第	Total Control	欄	第	=	欄	
21	46 S c		5	×10 ⁻¹			5 × 10 ⁻¹	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示
21	⁴⁷ S c			9			9×10^{-1}	穣
21	⁴⁸ S c		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	よ
22	44 T i		5	×10 ⁻¹			2×10^{-1}	るが
23	48 V		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	射
23	49 V			40			40	竹物
24	⁵¹ Cr			30			30	質
25	^{5 2} Mn		3	×10 ⁻¹			3×10^{-1}	0
25	⁵³ Mn		制	限なし			制限なし	輸送
25	⁵⁴ Mn			1			1	基準
25	⁵⁶ Mn		2	$\times 10^{-1}$			2×10^{-1}	を
26	⁵² F e		2	×10 ⁻¹			2×10^{-1}	ほど
26	⁵⁵ Fe			40			40	200
26	⁵⁹ F e		8	$\times 10^{-1}$			8×10^{-1}	一万
26	⁶⁰ F e			40			2×10^{-1}	
27	⁵⁵ Co			×10 ⁻¹			5×10^{-1}	
27	⁵⁶ C o		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	
27	⁵⁷ C0			8			8	
27	^{58 m} C 0			40			40	
27	⁵⁸ Co			1			1	
27	⁶⁰ C 0		4	$\times 10^{-1}$			4×10^{-1}	
28	⁵⁹ N i			40			40	
28	⁶³ N i			40			30	
28	⁶⁵ N i		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	
29	6 4 C u			5			9×10^{-1}	
29	67 C u			9			9×10^{-1}	
30	65 Z n			2			2	
30	^{69™} Zn			2			5×10^{-1}	
30	⁶⁹ Z n			4			5×10^{-1}	
31	⁶⁷ Ga			6			6	
31	⁶⁸ G a			$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	
31	⁷² Ga		4	$\times 10^{-1}$			4×10^{-1}	
32	⁶⁸ Ge		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	pu
32	₹¹Ge			40			40	- 六
32	⁷⁷ Ge		3	$\times 10^{-1}$			3×10^{-1}	

	第 一 欄	第二欄	第 三 欄
33	⁷² As	2 ×10 ⁻¹	2×10^{-1}
33	⁷³ As	40	40
33	⁷⁴ As	1	5 × 10 ⁻¹
33	⁷⁶ As	2×10^{-1}	2×10^{-1}
33	⁷⁷ As	20	5 ×10~1
34	⁷⁵ S e	3	3-
34	⁷⁹ S e	40	2
35	⁷⁶ B r	3×10^{-1}	3×10^{-1}
35	⁷⁷ B r	3	3
35	82 B r	4 ×10 ⁻¹	4×10^{-1}
36	81 Kr	40	40
36	^{85m} Kr	6	6
36	⁸⁵ K r	20	10
36	87 K r	2×10^{-1}	2×10^{-1}
37	81 Rb	2	9×10^{-1}
37	83 Rb	2	2
37	84 R b	1	9×10^{-1}
37	⁸⁶ Rb	3 ×10 ⁻¹	3×10^{-1}
37	87 Rb .	制限なし	制限なし
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし
38	⁸² S r	2×10^{-1}	2×10^{-1}
38	^{85m} Sr	5	5
38	⁸⁵ S r	2	2
38	^{87m} Sr	3	3
38	⁸⁹ S r	6×10^{-1}	5×10^{-1}
38	90 S r	2 × 10 ⁻¹	1×10^{-1}
38	⁹¹ S r	3×10^{-1}	3×10^{-1}
38	⁹² S r	2×10^{-1}	2×10^{-1}
39	87 Y	2	2
39	88 Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}
39	9 0 Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}
1 00	1 0 1	ı	

 3×10^{-1}

 2×10^{-1}

 2×10^{-1}

2

2

 3×10^{-1}

 2×10^{-1}

 2×10^{-1}

39 91mY

39 | 91 Y

92 Y 39

9 3 Y 39

四七

	第		欄	第	 欄	第	=	欄	
40	⁸⁸ Zr				3			3	航
40	93 Z r				40			2×10^{-1}	機
40	⁹⁵ Zr				1			9×10^{-1}	航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示
40	⁹⁷ Z r				3×10^{-1}			3×10^{-1}	るせ
41	^{92m} Nb				7×10^{-1}			7×10^{-1}	射
41	^{93m} Nb				40			6	性
41	94 N b				6×10^{-1}			6×10^{-1}	質
41	⁹⁵ Nb				1			1	すの
41	⁹⁷ N b				6×10^{-1}			5×10^{-1}	輸送
42	⁹³ Mo				40			7	基
42	99Mo				6×10^{-1}			5×10^{-1}	学を
43	^{95m} Tc				2			2	定め
43	^{96m} Tc				4×10^{-1}			4×10^{-1}	る
43	⁹⁶ Тс				4×10^{-1}			4×10^{-1}	宗
43	^{97m} Tc				40			40	
43	⁹⁷ T c				制限なし			制限なし	
43	⁹⁸ T c				7×10^{-1}			7×10^{-1}	
43	^{99m} Tc				8			8	
43	⁹⁹ T c				40			9×10^{-1}	ĺ
44	⁹⁷ Ru				4			4	
44	¹⁰³ Ru				2			9×10^{-1}	
44	¹⁰⁵ Ru				6×10^{-1}			5×10^{-1}	ĺ
44	¹⁰⁶ Ru				2×10^{-1}			2×10^{-1}	
45	⁹⁹ Rh				2			2	
45	¹⁰¹ Rh				4			4	
45	^{102m} Rh	ì	•		. 2			9×10^{-1}	
45	¹⁰² Rh				5×10^{-1}			5×10^{-1}	
45	^{103m} Rh	1			40			40	
45	¹⁰⁵ Rh				10			9×10^{-1}	
46	¹⁰³ Pd				40			40	
46	¹⁰⁷ Pd				制限なし			制限なし	
46	¹⁰⁹ P d				6×10^{-1}	The state of the s		5×10^{-1}	
47	105 Ag				2			2	四
47	^{108m} Ag				6×10^{-1}			6×10^{-1}	二八
47	^{110 m} A g	!			4×10^{-1}			4×10^{-1}	

		第 一 欄	第 二 欄	第 三	欄
航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	47	111 A g	6 ×10 ⁻¹		5 × 10 ⁻¹
機	48	109 C d	40		1
によ	48	^{113m} Cd	20		9×10^{-2}
るか	48	^{115m} Cd	3 × 10 ⁻¹		3×10^{-1}
射	48	^{1 1 5} C d	4		5×10^{-1}
性物	49	iii In	2		2
質	49	113m I n	4		4
め	49	^{114m} I n	3×10^{-1}		3×10^{-1}
輸送	49	^{115m} I n	6		9×10^{-1}
基準	50	¹¹³ S n	4		4
毕を	50	^{117m} Sn	6		2
定め	50	119m S n	40		40
るた	50	^{121m} Sn	40		9×10^{-1}
景	50	¹²³ S n	6×10^{-1}	•	5×10^{-1}
	50	¹²⁵ S n	2 ×10 ⁻¹		2×10^{-1}
	50	¹²⁶ S n	3 × 10 ⁻¹		3×10^{-1}
	51	¹²² S b	3×10^{-1}		3×10^{-1}
	51	¹²⁴ S b	6×10^{-1}		5×10^{-1}
	51	¹²⁵ S b	2		9×10^{-1}
	51	¹²⁶ S b	4×10^{-1}		4×10^{-1}
	52	¹¹⁸ Te	2×10^{-1}		2×10^{-1}
	52	^{121m} Te	5		5
	52	¹²¹ Te	2		2
	52	^{123m} Te	7		7
	52	^{125m} Te	30		9
	52	^{127m} Te	20		5 × 10 ⁻¹
	52	¹²⁷ T e	20		5×10^{-1}
	52	^{129m} Te	6 × 10 ⁻¹		5×10^{-1}
	52	¹²⁹ T e	6 × 10 ⁻¹		5 × 10 ⁻¹
	52	^{131m} Te	7×10^{-1}		5×10^{-1}
	52	¹³² Te	4 ×10 ⁻¹		4×10^{-1}
	53	123 I	6		6
四	53	124 I	9 ×10 ⁻¹		9 × 10 ⁻¹
九	53	125 I	20		2
-	53	¹²⁶ I	2		9 × 10 ⁻¹

	第 一 欄	第	_	欄	第	Ξ	欄
53	129 I			制限なし			制限なし
53	131 I			3			5×10^{-1}
53	132 I			4×10^{-1}			4×10^{-1}
53	133 I			6×10^{-1}			5×10^{-1}
53	134 I			3×10^{-1}			3×10^{-1}
53	135 I			6 × 10 ⁻¹	l		5×10^{-1}
54	¹²² X e			2×10^{-1}			2×10^{-1}
54	^{1 2 3} X e			2×10^{-1}			2×10^{-1}
54	¹²⁷ X e			4			4
54	131mXe			40			40
54	¹³³ X e			20			20
54	¹³⁵ X e			4			4
55	129 C S			4			4
55	131 Cs			40	l		40
55	132 C S		*	1			1
55	^{134m} Cs			40			9
55	134 C s			6×10^{-1}			5×10^{-1}
55	¹³⁵ Cs			40			9×10^{-1}
55	¹³⁶ Cs			5×10^{-1}			5×10^{-1}
55	¹³⁷ Cs			2			5×10^{-1}
56	¹³¹ Ba			2			2
56	^{133m} Ba			10			9×10^{-1}
56	¹³³ Ba			3			3
56	¹⁴⁰ B a			4×10^{-1}			4×10^{-1}
57	¹³⁷ L a			40			2
57	¹⁴⁰ La			4×10^{-1}			4×10^{-1}
58	¹³⁹ Ce			6			6
58	¹⁴¹ Ce			10			5×10^{-1}
58	¹⁴⁸ Ce			6×10^{-1}			5×10^{-1}
58	¹⁴⁴ Ce			2×10^{-1}			2×10^{-1}
59	¹⁴² P r			2×10^{-1}			2×10^{-1}
59	¹⁴³ Pr			4			5×10^{-1}
60	¹⁴⁷ Nd			4			5×10^{-1}
60	¹⁴⁹ Nd			6×10^{-1}			5×10^{-1}
61	143 Pm			3			3

		第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
航	61	¹⁴⁴ Pm	6 ×10 ⁻¹	6 × 10 ⁻¹
空機	61	145 Pm	30	7
航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	61	¹⁴⁷ Pm	40	9×10^{-1}
る	61	^{148m} Pm	5×10^{-1}	5×10^{-1}
放射	61	¹⁴⁹ Pm	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
性	61	151 Pm	3	5×10^{-1}
質	62	¹⁴⁵ S m	20	20
等の	62	147 S m	制限なし	制限なし
輸	62	¹⁵¹ Sm	40	4
基基	62	¹⁵³ Sm	4	5×10^{-1}
準を	63	¹⁴⁷ E u	2	2
定	63	¹⁴⁸ Eu	5 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
める	63	¹⁴⁹ E u	20	20
告	63	¹⁵⁰ E u	7×10^{-1}	7×10^{-1}
/,\	63	^{152m} Eu	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
	63	¹⁵² E u	9 × 10 ⁻¹	9×10^{-1}
	63	¹⁵⁴ Eu	8 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
	63	¹⁵⁵ E u	20	2
	63	¹⁵⁶ E u	6 × 10 ⁻¹	5×10^{-1}
	64	¹⁴⁶ Gd	4 × 10 ⁻¹	4×10^{-1}
	64	¹⁴⁸ Gd	3	3×10^{-4}
	64	¹⁵³ Gd	10	5
	64	¹⁵⁹ Gd	4	5×10^{-1}
	65	¹⁵⁷ Tb	40	10
	65	¹⁵⁸ Tb	1	7×10^{-1}
	65	¹⁶⁰ Tb	9×10^{-1}	5×10^{-1}
	66	¹⁵⁹ D y	20	20
	66	¹⁶⁵ Dy	6×10^{-1}	5×10^{-1}
	66	¹⁶⁶ Dy	3×10^{-1}	3×10^{-1}
	67	¹⁶³ Ho	40	40
	67	^{166m} H0	6×10^{-1}	3 × 10 ⁻¹
	67	¹⁶⁶ H0	3×10^{-1}	3×10^{-1}
ρŲ	68	¹⁶⁹ E r	40	9 × 10 ⁻¹
四二	68	¹⁷¹ E r	6 ×10 ⁻¹	5 × 10 ⁻¹
-	69	¹⁶⁷ Tm	7	7 .

 2×10^{-1}

 2×10^{-1}

69

69

69

70

70

71

71

71

71

71

72 72

72 72

73

73

73

74

74

74

74

74

75

75

75

75

75

75

75

75

76

76

76

76

76

¹⁹⁴Os

		第 一 欄	第	二欄	第	三欄	
航	77	¹⁸⁹ I r		10		10)
機	77	190 I r		7×10^{-1}		7 × 10	
航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	77	¹⁹² I r		1		5 × 10	
るな	77	^{193m} I r		10		10	
射	77	¹⁹⁴ I r		2×10^{-1}		2 × 10)-1
性 物	78	¹⁸⁸ Pt		6×10^{-1}		6 × 10)-1
質	78	¹⁹¹ Pt		3		3	}
寺の	78	^{193m} Pt		40		9)
輸送	78	¹⁹³ Pt		40		40)
基	78	195mPt		10		2)
华を	78	^{197m} Pt		10		9 × 10)-1
定め	78	¹⁹⁷ P t		20		5 × 10	j-1
る	79	¹⁹³ Au		6		6	j
景	79	¹⁹⁴ Au		1		1	
	79	¹⁹⁵ Au		10		10)
	79	¹⁹⁶ A u		2		2	,
	79	198 A u		3		5 × 10	-1
	79	¹⁹⁹ A u		10		9 × 10	-1
	80	¹⁹⁴ Hg		1		1	
	80	^{195m} Hg		5		5	ı
	80	^{197m} Hg		10		9 × 10	-1
	80	¹⁹⁷ Hg		10		10	
	80	²⁰³ H g		4		9 × 10	-1
	81	²⁰⁰ T1		8×10^{-1}		8 × 10	-1
	81	²⁰¹ T1		10		10	
	81	²⁰² T1		2		2	
	81	²⁰⁴ T1		4		5 × 10	-1
	82	²⁰¹ Pb		1		1	
	82	²⁰² P b		40		2	
	82	²⁰³ P b		3		3	
	82	²⁰⁵ Pb		制限なし		制限な	L
	82	²¹⁰ P b		6×10^{-1}		9 × 10	-3
四	82	²¹² Pb		3 × 10 ⁻¹		3 × 10	-1
四三三	83	²⁰⁵ B i		6 × 10 ⁻¹		6 × 10	-1
_	83	²⁰⁶ B i		3×10^{-1}		3 × 10	-1

	第 一 欄	第二	欄	第	=	欄
83	²⁰⁷ B i		7×10^{-1}			7×10^{-1}
83	^{210m} Bi		3×10^{-1}			3×10^{-2}
83	²¹⁰ B i		6×10^{-1}			5 ×10⁻¹
83	²¹² B i		3×10^{-1}			3 × 10 ⁻¹
84	²⁰⁸ Po		40			2×10^{-2}
84	²⁰⁹ Po		40			2×10^{-2}
84	²¹⁰ Po		40			2×10^{-2}
85	²¹¹ A t		30			2
86	^{2 2 2} R n		2×10^{-1}			4×10^{-3}
88	^{2 2 3} R a		6×10^{-1}			3×10^{-2}
88	²²⁴ Ra		3×10^{-1}			6×10^{-2}
88	^{2 2 5} R a		6×10^{-1}			2×10^{-2}
88	^{2 2 6} R a		3×10^{-1}			2×10^{-2}
88	^{2 2 8} R a		6×10^{-1}			4×10^{-2}
89	^{2 2 5} A c		6×10^{-1}			1×10^{-2}
89	^{2 2 7} A c		40			2×10^{-5}
89	^{2 2 8} A c		6×10^{-1}			4×10^{-1}
90	²²⁷ Th		9			1×10^{-2}
90	²²⁸ Th		3×10^{-1}			4×10^{-4}
90	²²⁹ Th		3×10^{-1}			3×10^{-5}
90	^{2 3 0} Th		2			2×10^{-4}
90	²³¹ Th		40			9 × 10 ⁻¹
90	^{2 3 2} T h		制限なし			制限なし
90	²³⁴ Th		2×10^{-1}			2×10^{-1}
90	Th(天然の混合比のもの)		制限なし			制限なし
91	²³⁰ P a		2			1×10^{-1}
91	²³¹ Pa		6×10^{-1}			6×10^{-5}
91	^{2 3 3} P a		5			9 × 10 ⁻¹
92	2 3 0 U		40			1×10^{-2}
92	²³² U		3			3×10^{-4}
92	²³³ U		10			1×10^{-3}
92	²³⁴ U		10			1×10^{-3}
92	^{2 3 5} U		制限なし			制限なし
92	²³⁶ U		10			1×10^{-3}
92	²³⁸ U		制限なし			制限なし

		第 一 欄	第	 欄	第		欄
航	92	U(天然の混合比のもの)		制限なし			制限なし
航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示	92	U(天然の混合比を超え		制限なし			制限なし
によ		るものであつて濃縮度が					
るが		5%以下であるもの)					
別射	92	U(天然の混合比を超え		10			1×10^{-3}
性物		るものであつて濃縮度が					
質		5%を超えるもの)					
寺の	92	U(天然の混合比に達し		制限なし			制限なし
輸送		ないもの)					
基	93	²³⁵ Np		40			40
準を	93	^{2 3 6} N p		7			1×10^{-3}
定	93	²³⁷ N p		2			2×10^{-4}
る	93	²³⁹ N p		6			5×10^{-1}
告	94	²³⁶ P u		7			7×10^{-4}
/31	94	²³⁷ Pu		20			20
	94	²³⁸ P u		2			2×10^{-4}
	94	²³⁹ P u		2			2×10^{-4}
	94	²⁴⁰ Pu		2			2×10^{-4}
	94	241 Pu		40			1×10^{-2}
	94	242 Pu		2			2×10^{-4}
	94	²⁴⁴ Pu		3×10^{-1}			2×10^{-4}
	95	²⁴¹ Am		2			2×10^{-4}
	95	^{242m} Am		2			2×10^{-4}
	95	243 Am		2			2×10^{-4}
	96	²⁴⁰ Cm		40			2×10^{-2}
	96	²⁴¹ Cm		2			9×10^{-1}
	96	^{2 4 2} C m		40			1×10^{-2}
	96	^{2 4 3} C m		3			3×10^{-4}
	96	²⁴⁴ C m		4		~	4×10^{-4}
	96	²⁴⁵ C m		2			2×10^{-4}
	96	²⁴⁶ C m		2			2×10^{-4}
	96	²⁴⁷ C m		2			2×10^{-4}
四	96	²⁴⁸ C m		4×10^{-2}			5 × 10 ⁻⁵
四三五	97	²⁴⁷ Bk		2			2×10^{-4}
11	97	²⁴⁹ B k		40			8×10^{-2}

	第	 欄	第	_	欄	第	=	欄
98 98 98 98 98	248 C f 249 C f 250 C f 251 C f 252 C f				$ \begin{array}{c} 30 \\ 2 \\ 5 \\ 2 \\ 1 \times 10^{-1} \end{array} $			3×10^{-3} 2×10^{-4} 5×10^{-4} 2×10^{-4} 1×10^{-3}
98 98	²⁵³ Cf ²⁵⁴ Cf				40 3×10^{-3}			6×10^{-2} 6×10^{-4}

別表第二 (第四条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性 物質の場合の数量の限度

第 一 權	1	第	_	欄	第		欄
		特別形放射	 性物質等	である場	特別形放	射性物質等	F以外の放
区 分		合の数量	(A ₁ 値)		射性物質	等である場	易合の数量
			, 単位	TBq	(A ₂ 値)	単位	Z TBq
 1 2 に該当する場合じ	外	1の第一欄	中のイ、	ロ及びホ	1の第一	欄中のイ、	口、八及
イ ガンマ線又はエッ	クスト	の該当する	区分に応	じ、第二	び二の該	当する区分	トに応じ、
線を放出する場合	(陽電	欄に掲げる	数量のう	ち最も小	第三欄に	掲げる数量	量のうち該
子消滅により発生す	-るガ	さいものを	-A ₁ 値とす	る。ただ	当する最	も小さいも	のをA₂値
ンマ線を含む。)		し、40を超	3える場合	には、40	とする。	ただし、4	0を超える
		とする。			場合には	、40とする	· .
			<u>1</u> Ε(γ)			$\frac{1}{E(\gamma)}$	
			Ε(γ)			Ε(γ)	
- S to first the field of L	(ET						
ロベータ線を放出す	*る場						
台 (1) 目 1 > ッド			40			40	
(1) 最大エネルギ			40			40	
0.1MeV未満の場			40			0.9	
(2) 最大エネルギ	1		40			9. 3	
0.1MeV以上0.1 V未満の場合	ome						out and a second
V 木両の場合 (3) 最大エネルギ	, ,,		10			2. 3	4.00
0.15MeV以上0.1	1		40			۷. ن	
V未満の場合	Zivie						An Andreas and And
(4) 最大エネルギ	- 45		40			9.3×10	1
0.2MeV以上0.5	ļ		40			3. 3 × 10	
未満の場合	IVIE V						
(5) 最大エネルギ	- 15		21			4.6×10	-1
0.5MeV以上0.7			21			4.0710	2 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
未満である場合	145 A						erronoman.
(6) 最大エネルギ	ニーが		4. 2			4.6×10	-1
0.7MeV以上1 N	- 1		4. 6			4. 0 / 10	
未満である場合	15 A						
小画へのの場合	}				1		,

四三七

74
<u></u>

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
(7) 最大エネルギーが 1 Me V以上1.5Me V 未満である場合	6. 3×10 ⁻¹	4. 6×10 ⁻¹
(8) 最大エネルギーが 1.5MeV以上2MeV 未満である場合	3. 2×10 ⁻¹	3. 2×10 ⁻¹
(9) 最大エネルギーが 2 Me V 以上である場 合	2. 1×10 ⁻¹	2. 1×10 ⁻¹
ハ 吸入摂取又は経口摂取 するおそれのある場合 (実用舶用原子炉の設 置、運転等に関する規則 の規定に基づく線量当量 限度等を定める告示(平 成元年運輸省告示第八十 七号)(以下「線量当量告 示」という。)別表第一 中第二欄又は第三欄に数		ALI (Bq) 10 ⁶
量の記載がある場合をいう。) ニ サブマージョンによる 被ばくのおそれがある場合 (線量当量告示別表第 一中第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。)		DAC (Bq∕cm³)×3.36
ホ アルファ線を放出する 場合	A L I 100	_
2 放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの(以下「親核種」という。)であって、その物理的半減期が	親核種及び娘核種に対する1 の第一欄の区分に応じ、それ ぞれ第二欄に掲げる数量のう ち最小のもの	

第		欄	第	=	欄	第	 欄
生ずるが 「娘核種 理的半注	放射性物質」といいは期より	憲によつて 加質 (以下 う。)の物)長く、か 理的半減期					

備考 $E(\gamma)$ は、当該放射性物質の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー(エネルギーにエネルギー毎の放出率を乗じたものの総和をいう。)をMeVで表した値を、ALI は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量当量告示別表第一中第二欄又は第三欄に掲げる数値のうち最も小さいものをBq で表した値を、DAC は当該放射性物質の線量当量告示別表第一中第四欄に掲げる数量を、それぞれ表す。

別表第三(第四条関係)

放射性物質の種類が明らかでない場合及び放射性物質の種類が明らかであるが別表第一及 び別表第二に数量が掲げられていない場合の数量の限度

第 一 欄	第	=	欄	第	<u>=</u>	欄
区分	特別形放射 合の数量	対性物質等 (A ₁ 値) 単位	である場 TBq	特別形放射 射性物質等 (A ₂ 值)		
1 ガンマ線及びベータ線以 外の放射線を放出する放射 性物質が存在しないことが 明らかな場合		2 ×10 ⁻¹			2 ×10 ⁻²	The second secon
2 1以外の場合		1 ×10 ⁻¹			2 ×10 ⁻⁵	

別表第四 (第四条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである 放射性物質の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第	— 欄	第	 欄	
区	分	数	量 単位	ТВq
放射性物質の利の数量の全部が	重類の全部及び種類別 バ明らかな場合	次の算式を満たす x_1, x_2 , $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \dots$	 置	
	重類の全部又は一部が で種類別の数量の一部 い場合	次の算式を満たす $x_1, x_2,$ $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \dots + \dots$,	

備考 x_1, x_2, \cdots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \cdots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \cdots, x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量(テラベクレル)を、y はy に係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、y に係わる放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはy に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五 (第四条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合(特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第一	欄	第		欄	
R A	3	数		量 (A2値)	
<u> </u>]			単位	ΤBq
放射性物質の種類の全部が	が明らかな	1			
場合		$f_1/\chi_1 + f_2/\chi_2 + \cdots$	$+f_n/X_n$		
放射性物質の種類の一部が	が明らかな	1			
場合		$f_1/\chi_1 + f_2/\chi_2 + \cdots$	$+f_n/X_n+$	f y/Y	

備考 f_1, f_2, \cdots, f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1, X_2, \cdots, X_n は f_1, f_2, \cdots, f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_n は種類が明らかでない放射性物質の分率を、Yは別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六 (第四条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい 放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄
区分	特別形放射性物質等である場合の 数量(A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性 物質等である場合の数量(A2値) 単位 TBq
その系列のすべての 放射性物質(親核種 を除く。)の物理的 半減期が10日を超え ず、かつ、親核種の 物理的半減期より短 い場合	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第二欄に掲げる 数量	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第三欄に掲げる 数量
その系列の娘核種の うち、その物理的半 減期が10日を超え、 又は親核種の物理的 半減期より長いもの がある場合	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす x_1, x_2, \dots, x_n の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$

備考 $x_1, x_2, ..., x_n$ は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量(テラベクレル)を、 $X_1, X_2, ..., X_n$ はそれぞれ $x_1, x_2, ..., x_n$ に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第四条関係)特別形放射性物質等に係る試験

衝擊試験

こと。(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させる(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下させる試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物

二 打撃試験

あり、かつ、その角の半径が○・三センチメートルのものとする。のとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルでにより、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。は、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。は、一メートルの高さか供試物を表面が滑らかな鉛版の上に置き、一メートルの高さか

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定三 曲げ試験

平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、そのせた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下さ

四 加熱試

径が○・三センチメートルのものとする。

供試物を摂氏八百度の空気中に十分間置くこと。

五 浸漬試験

イ 固体状の放射性物質等(カプセルに封入されたものを除く。)

うここ。にあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行にあっては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行

- (1) 常温の水中に七日間浸潤させること。

③ 摂氏三十度であって湿度九十パーセントの空気中に七日間

置くこと。

- いて、次に掲げる試験をその順序で行うこと。ローカプセルに封入された放射性物質等にあっては、供試物につ
- 状態を四時間保持させること。 (1) 常温の水中に浸潤した状態で摂氏五十度まで加熱し、その
- ② 摂氏三十度の空気中に七日間置くこと。
- 状態を四時間保持させること。 (3) 常温の水中に浸漉した状態で摂氏五十度まで加熱し、その

別記第三(第八条条関係)A型輸送物に係る条件別記第一第五号イ⑴の条件の下に置くこと。別記第二(第六条関係)LSA-Ⅲに係る浸潤試験

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けー 条件

ること。

-) こり行星が、はここに、、、こよりのこうのにはローイの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
- は、〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ートルの高さから、一万五千キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあっては〇・六メ満のものにあっては〇・九メートルの高さから、五千キログラム未満のものにあっては一・二() その質量が、五千キログラム未満のものにあっては一・二
- メートルの高さから落下させること。の輸送物にあっては、各縁の四半分毎を下向きにして○・三の、その質量が百キログラム以下のファイバー板製の円筒形の長方形の輸送物にあっては、それぞれの頂点を下向きにし2 その質量が五十キログラム以下のファイバー板製又は木製2

ぼすように落下させること。

- 大きいものを二十四時間加えること。ロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれかの、その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三キの
- 下させること。
 「アンスの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落の容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものをの容易に破損しない棒であって、その先端が半球形のものを、質量が六キログラムであり、直径が三・ニセンチメートル
- ている放射性輸送物にあっては、前号の条件の下に置くほか、イー液体状又は気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されー液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

っては、この限りでない。トリチウム又は トム値以下の希ガスを収納する放射性輸送物にあ受ける条件の下に置くこと。ただし、四十テラベクレル以下の次の(1)及び(2)の条件のうち、当該放射性輸送物が最大の破損を

② 前号口4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放ること。 (1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させ

射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。② 前号口④に規定する棒を一・七メートルの高さか

この場合において放射性輸送物に対しては、次の表に定める条件一(野外の温度が摂氏三十八度である環境に一週間放置すること。別記第四(第八条関係)BM型輸送物に係る条件

の下で行うこと。

輸送物表面の形状及び位置	が状及び位置	ートル) 射による入熱(ワット毎平方メ 一日あたり十二時間の日光の直
ある平面 輸送中水平で 	底面	なし
d	その他の平面 八百	八百
輸送中水平でない平面	い平面	二百
曲面		四百

- 別記第三第一号の条件の下に置くこと。
- 別記第五(第八条関係)BM型輸送物に係る条件 順序で次のイ及び口の条件の下に順次置くこと。 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような

これに代えて、質量が五百キログラム、縦及び横の長さが一メ キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納する放射性物質等 の放射能の量が心値の千倍を超える放射性輸送物の場合には、 が特別形放射性物質等以外のものであって、当該放射性物質等 ートルの軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最 九メートルの高さから落下させること。ただし、質量が五百

十センチメートルの軟鋼丸棒であって、その上面が滑らかな水 大の破損を受けるように水平に落下させること。 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二

二 摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。この場合において、耐 仮定し、耐火試験後は、人為的に冷却してはならず、別記第四第 火試験前の輸送物は、周囲温度摂氏三十八度で平衡状態にあると

平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

一号に規定する日光の直射による入熱条件を考慮すること。

備考 第一号から第三号までの条件の下には、この順序で置くもの 輸送物を使用することができる。 とする。ただし、第三号に定める浸灢試験については、別個の

別記第六(第八条関係)BU型輸送物に係る条件

別記第四の条件の下に置くこと。

別記第七(第八条関係)BU型輸送物に係る条件

別記第五の条件の下に置くこと。

別記第八(第八条関係)IP-2型輸送物に係る条件

一次のイ又は口に掲げるいずれかの条件の下に置くこと。 イ 別記第三第一号ロ⑴、⑵及び⑶の条件の下に置くこと。

運輸大臣が適当と認める試験

別記第九(第八条関係)IP-3型輸送物に係る条件 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第十(第十条関係)核分裂性輸送物に係る条件

第一号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。

1 円筒形である場合は各縁の四半分毎を下向きにして、○・三メ ートルの高さから落下させた後、別記第三第一号ロ⑴及び⑵の 当該輸送物が長方形である場合は、各頂点を下向きにして、

別記第三第一号口③の条件の下に置くこと。

条件の下に置くこと。

別記第十一(第十条関係)核分裂性輸送物に係る条件 ハ 別記第三第一号ロ4の条件の下に置くこと。

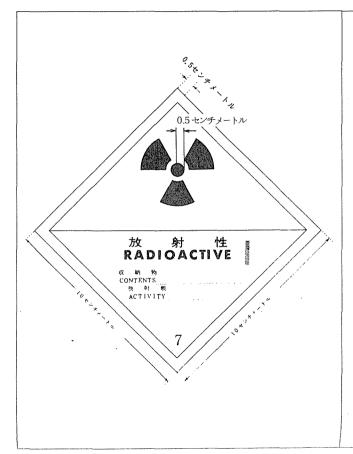
る条件の下に置くこと。 次のイ及び口の条件のうち、放射性輸送物が最大の破損を受け 次の条件の下に順次置くこと。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

- ② 別記第五第一号及び第二号の条件の下にその順序で置くこ ① 別記第十の条件の下に置くこと。 別記第十の条件の下に置くこと。
- (3) 深さ○・九メートルの水中に八時間浸潤させること。
- ロ 次の条件の下に順次置くこと。
- (1) 別記第十の条件の下に置くこと。
- 深さ十五メートルの水中に八時間浸潤せさること。

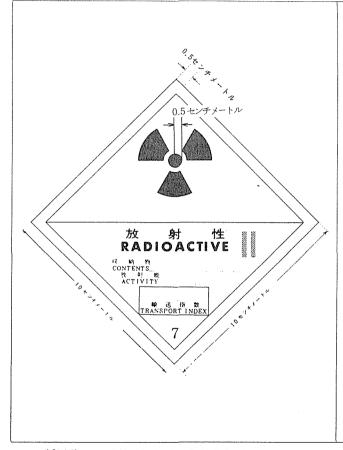
四三七

第1号様式(第23条、第26条関係)第一類白標識 航空機による枚射性を関係の輸送基準を定める



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。の場合において、複数の放射性物質等が収納まれ、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の 部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本 語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

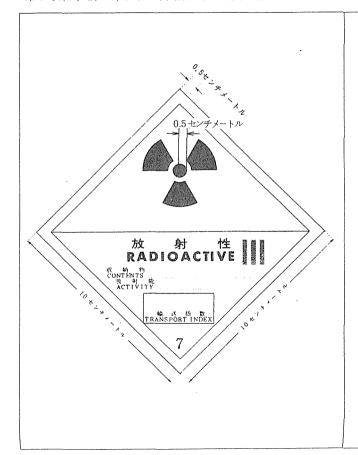
	部		分		色彩
上三下文斜ふふ区	半葉半線ち	分マ分のの	の一の部部	地ク地字分分線線	白黒白黒赤白黒黒
ふ区	ちの	内分	側の	線線	黒黒



- 注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の 部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本 語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 7 色彩は、次表によるものとする。

部	分	色彩
上三下文斜ふふ 区	分マ分しの内のた部の内分	黄黒白黒赤白黒黒黒

第3号様式(第23条、第26条関係)第三類単標識 航空機による枚射性を関等の輸送基準を定める



注1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称(当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性物質等の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。

3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合には、放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。

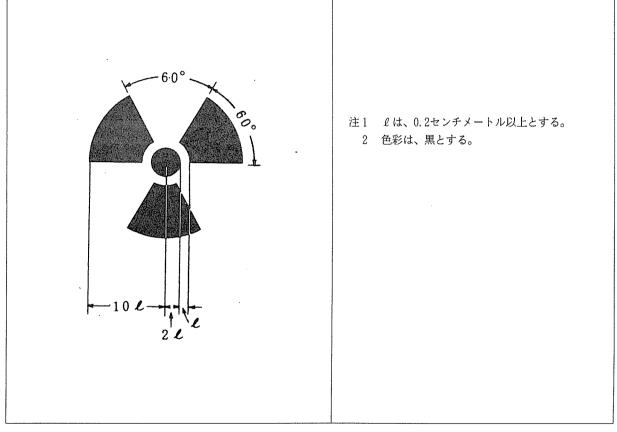
4 2及び3にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバック及びコンテナにあっては、収納物及び放射能の欄には「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。

5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。

6 本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の 部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本 語の部分をそれぞれ削ることができる。

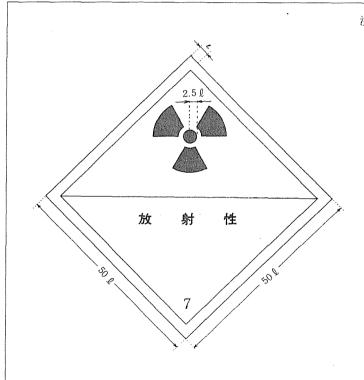
7 色彩は、次表によるものとする。

部		分	色彩
上三下文斜ふふ 区半葉半 をちじ	₹ .	の一のおのの一のおのの一のおののののののののののでは、これののでは、これ	黄黒白黒赤白黒黒黒



第5号様式 (第23条、第26条関係)

コンテナ標識

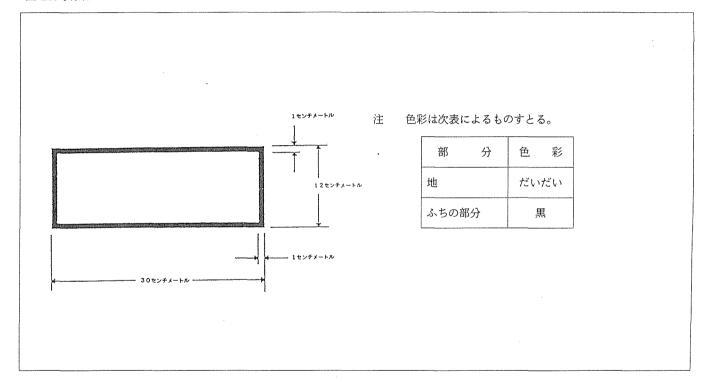


- 注 1 三葉マークは、第4号様式によるものとする。
 - 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 - 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 - 4 本邦内のみを運送されるものにあっては英語の部分 を、本邦外を運送されるものにあっては日本語の部分を それぞれ削ることができる。
 - 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADI-OACTIVE)」の文字を削ることができる。
 - 6 色彩は次表によるものとする。

部	分	色	彩
上半分の地		責	ŧ
三葉マーク		具	Ŗ
下半分の地		É	∃
文字		具	1
ふちの部分		É	3
ふちの内側	の線	具	Ę.
区分線		黒	Į.

第6号様式 (第23条、第26条関係)

国連番号標札



घघघ

牧計生物質及び放射生物質によって汚染された物件の輸送規制について(運輸省航空局長通達-その一)

空航第1212号

平成2年12月28日

FQ.

運輸省航空局長

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について

国際原子力機関(IAEA)の1985年版輸送規則及び国際民間航空条約の附属 書18に基づく技術指針1991~1992年版の国内法への取り入れに伴い、今般、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)の一部を 改正するとともに、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(昭和52年 運輸省告示第587号)の全部を改正し、新たに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成2年運輸省告示第610号。以下「告示」という。)として、平成3年1月1日から施行します。施行に当たっては、下記に従って運用することと いたしましたので、関係者に周知徹底方よろしくお願いいたします。なお、放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について(昭和53年2月18日付け空航第74号)は廃止いたします。

51

- 1. 規則等の改正に伴う主たる条項の解釈及び取扱い
 - (1) 告示第4条(L型輸送物として輸送できる放射性物質等)関係 「運輸大臣が適当と認める試験」とは、国際標準化機構の文書ISO2919-198 0「密封線源-分類」のクラス4衝撃試験、クラス6温度試験及びISO/TR 4826-1979「密封線源-漏えい試験法」の試験をいう。
 - (2) 告示第8条(放射性輸送物の基準)関係
 - イ 内表面の「放射性」等の文字は、原則として1cm角以上の大きさとする。
 - ロ 「運輸大臣が適当と認める場合」とは、液体状の放射性物質等を収納する目 的で設計され、かつ、内閣総理大臣、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受 けたB型輸送物の容器を使用する場合をいう。
 - ハ 第6号及び第7号にいう「運輸大臣が適当と認める基準」とは、国際標準化 機構の文書ISO1496/1-1978 「シリーズ1」の規格及び試験結果をいう。
 - (3) 告示第13条(取扱場所)関係
 - イ 「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に関係のない者をい う。
 - ロ 蔵置場所においては、被ばく防止の配慮がなされ、かつ、事故時等の措置が 作業員等に周知されていること。
 - (4) 告示第14条(積載方法)関係

「汚染の有無」については、当該航空機に係る月間の輸送指数の合計が1, 500を超える場合に検査するものとする。

- (5) 告示第16条(混載制限)関係
- イ 「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性液体」、「引火性液体」とは、それぞれ航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)第1条第1項に規定する「火薬類」、「高圧ガス」、「腐食性物質」(海球のものに限る。)、「引火性液体」をいう。
- ロ 「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいう。この 場合において、貨物室の広狭は問わない。
- ハ L型輸送物と他の物件を混載する場合には、それらの間に十分な間隔を取る こと。
- (6) 告示第17条(オーバーバック、コンテナ及び航空機に係る線量当量率等)関係

「運輸大臣が適当と認めた場合」とは、輸送毎に関係者が特定され、航空機 の積載場所にこれら以外の者が立ち入ることができないよう措置されていると ともに航空機乗組員等に対する被ばくがないことが確認された場合とする。

- (7) 告示第20条(取扱方法等を記載した書類の携行)関係
- イ 「輸送に関して留意すべき事項」には、当該放射性輸送物等に収納されている放射性物質等の名称 (二種類以上の放射性物質等が収納されている場合は、 そのうち主たるものの名称)及び放射能の量 (ベクレル単位で表すこと。)が 含まれるものとする。
- ロ 航空機乗組員及び客室乗務員に対して、書類の主な記載内容等を周知すること。
- (8) 告示第21条(BM型輸送物の輸送条件)関係

「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに

該当する者(核燃料物質の取扱いに関しては、ホに該当する者を除く。)とす

- イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第 166号。以下「原子炉等規制法」という。)第41条の原子炉主任技術者免 状を有する苦及び原子炉主任技術者試験錐訳試験合格者
- ロ 原子炉等規制法第22条の3の核燃料取扱主任者免状を有する者
- ハ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第 167号。以下「放射線障害防止法」という。)第35条の第一種放射線取扱 主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者
- 二 放射線障害防止法第35条の第二種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核 燃料物質の取扱いに二年以上の経験を有する者
- ホ 放射線障害防止法第35条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線 取扱主任者免状を有する者
- へ 放射性物質の取扱いに関し、イからホまでに掲げる者 (核燃料物質の取扱い に関しては、イからニまでに掲げる者)と同等以上の知識及び経験を有すると 認められる者
- (9) 告示第23条(標識又は表示)関係
- イ 「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」」の文字及び「B U型」又は「TYPE B (U)」の文字並びに総質量を表示する場合は、それらの文字又は数字の各々を原則として黒色で白地の上に1 cm角以上の大きさとなるように表示しなければならない。
- ロ 航空機用コンテナ (ULD) への表示については、第1項の標識を用いても よいものとする。
- (10) 告示第24条(核物質防難に関する基準)関係

- また、「輸送計画書」に記載する事項のうち、「(7) その他必要な事項」に は、「輸送計画書」の内容の不必要な分散を防止するための方法を記載するこ
- ٤.
- ロ 「連絡通報体制」については、輸送責任者と指定連絡場所における荷送人又 は荷受人が随時連絡をとり得る体制としておくこと。また、緊急時の連絡体制 についても治安当局等とも打合せを行ったトで別途整備しておくこと。
- ハ 「核物質防護上の措置について知識と経験を有し、輸送中の核物質防護の実施に関して責任を有する者」とは、当該輸送において統括的責任を有する者であって、核物質の輸送に関する業務について熱知しており、かつ、その経験を有する者をいう。
- 二 「磐備人」とは、空港磐備及び核物質防護のための磐備に関する知識と経験 を有する者をいう。
- ホ 第1号ホ(1) 及びチの「錠及び封印等」には、輸送物の包装が含まれるもの とする。

(11) 告示第27条關係

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合は、輸送経路の選定にあたって、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するよう配慮すること。

(12) 別記第八関係

「運輸大臣が適当と認める試験」とは、国際連合危険物輸送に関する専門家委 員会の危険物の輸送に関する勧告の包装等級Ⅱの試験をいう。

(13) 被ばく防止のための措置

- イ 放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件(以下「放射性物質等」という。)の輸送に従事する者(以下「輸送従事者」という。)の輸送に従事する者(以下「輸送従事者」という。)の放射線被ばくが一般人並の年間1ミリシーベルト以下となっていることを確認するため、航空機乗組員、客室乗務員及び地上作業員について、それぞれ別記第1に定めるところにより年間被ばく線量(RY)を算出し、毎年2月末日までに前年分をとりまとめ、運輸省航空局技術部運航課危険物輸送対策官あて報告すること。
- 口 輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することと されている放射性輸送物及び放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質 等を輸送する場合は、これらを客室及び操縦室の隔壁又は床面から別表第1 に掲げる距離以上の距離をおいて稀載すること。

2. 運輸大臣の確認に係る取扱い

(1) 放射性輸送物の確認

- イ 運輸大臣は規制第194条第2項第2号ハ、二又はへ(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)の規定による確認(以下「放射性輸送物の確認」という。)を行う場合には、次のi)~iv)に掲げる場合を除き、推動前に発送時検査等を適宜行うものとする。
 - i)核分裂性輸送物にあっては、告示第11条第1項第1号の費而の提出が あり、かつ、輸送しようとする者が別表第2により発送時検査を実施する 場合
- ii) 核分裂性輸送物以外の放射性輸送物にあっては、告示第11条第1項第 2号の確認がなされる場合
- iii) 告示第7条第1号から第6号に該当する放射性物質等を収納した放射性 輸送物にあっては、告示第11条第2項第1号の書面の提出があった場合

- iv) 放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法 令に基づき放射性輸送物とされる場合
- ロ 放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記簿2の放射 性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請審を提出し、確 認を受けること。
- ハ 放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日 の原則として1ヶ月前までに当該申請費を航空局技術部運航課に提出するこ ٤.

(2) 放射性輸送物の輸送の確認

- イ 運輸大臣は規則第194条第2項第2号ホ又はへ(放射性輸送物に関する 技術上の基準に係るものを除く。) の確認(以下「放射性輸送物の輸送の確 認」という。)を行う場合は、次のi)及びii)に掲げる場合を除き、輸送 前に積載時検査等を適宜行うものとする。
 - i)放射性輸送物が運輸大臣の指定する者により輸送される場合。この場合 、当該指定を受けようとする者は、別記第3の放射性輸送物輸送者指定申 請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を航空局技術部運航課に提 出すること。なお、指定期間は原則として1ヶ年とし、運輸大臣が必要と 認めるときは、指定を取り消すものとする。
- ii) 放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。
- ロ 放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請帯に、 当該輸送の安全性を証する別記第4の輸送計画書記載要領に従い作成した様 式第4の輸送計画書を添付して申請すること。
- ハ 放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようと する日の原則として3週間前までに当該申請費及び輸送計画書を航空局技術 部運航課に提出すること。

別表第1(1,(13)口關係)

輸送指数の合計	最小許容距離 (m)
0.1 - 1.0	0.30
1.1 - 2.0	0.50
2.1 - 3.0	0.70
3.1 - 4.0	0.85
4.1 - 5.0	1.00
5.1 6.0	1.1 5
6.1 - 7.0	1.30
7.1 8.0	1.45
8.1 - 9.0	1.5 5
9.1 1 0.0	1.65
10.1 - 11.0	1.75
11.1 - 12.0	1.85
1 2.1 1 3.0	1.95
1 3.1 1 4.0	2.05
1 4.1 1 5.0	215
15.1 - 16.0	2.25
16.1 - 17.0	. 2.3 5
17.1 18.0	245
18.1 - 20.0	2.60
20.1 - 25.0	290

送指数の合計	最小許容距離 (m)	輸送指数の合計	級小許容距離 (m)
0.1 - 1.0	0.3 0	25.1 - 30	3.20
1.1 - 2.0	0.50	30.1 - 35	3.50
2.1 - 3.0	0.70	35.1 - 40	3.75
3.1 - 4.0	0.85	4 0.1 4 5	4.00
4.1 - 5.0	1.00	45.1 - 50	4.25
5.1 - 6.0	1.1 S	50.1 - 60	4.65
6.1 - 7.0	1.30	60.1 70	5.0 5
7.1 - 8.0	1.4 5	70.1 - 80	5.4 5
8.1 - 9.0	1.5 5	80.1 - 90	5.80
9.1 - 1 0.0	1.65	9 0.1 1 0 0	6.1 0
0.1 - 11.0	1.75	100.1 - 110	6.45
1.1 - 12.0	1.85	110.1-120	6.70
1 2.1 1 3.0	1.95	1201-130	7.00
1 3.1 1 4.0	2.05	1 3 0.1 - 1 4 0	7.30
1 4.1 1 5.0	2.15	140.1 - 150	7.5 5
15.1 - 16.0	2.25	150.1 - 160	7.8 0
6.1 - 17.0	. 2.3 5	160.1 - 170	8.0 5
7.1 - 18.0	2.45	170.1 - 180	8.3 0
8.1 - 20.0	2.6 0	180.1 - 190	8.5 5
20.1 - 25.0	290	190.1 - 200	8.75

核分裂性精运物通过時段查要領

4 K A	時、別れ、党な及び形状に異元がなく、ふた、バルツ国の語が完全に得到されていること。	M.Lifffill B.go av. z. z.	中国語に記載された飛龍は下であること。	アルファ原を並出するほ無われ方にあつてに0.18q/cd以下、アルファ版 を並出しない代性的対方にあつてに18q/cd以下であること。	は豊富は年の投稿でであSv ∕hr. Imの形式においてのImSv/hr以下であること。	変形・硫矾等の残余がないこと。	の活力を立むまれた対対が付き解し、いつ、特徴の地震がないこと。 の対対に対象された対対的性質が行うこと。 の消化に対象がた対対的性質が行うこと。	中海游玩说概念れた為計卷時を過程すること。	十分に早荷に達した状態で50で (4月前後でない場合に 50で) 以 ドで あること。	高度4か中は当に24年れた前以下であること。	中が異に記載された点汁を作を話し、十分に平衡状態に達していること。
钱 兹 方 选	核性付物質等を行動した状態で放射性保護物の外限を 自復で終去する。	宣称器を治り上げた状態における外親を終在する。	枚射性構造物の色重塩を換在する。	スミナ山により松射性福送物の及曲が保密機を検査する。	核性的物質等を収拾した状態における「は保証す及び 中株子は保証者をサーベイノータ等で検査する。	パステット、中性手軽収付等の存在、移伐等を目裂に より終代する。	 (4) な品格のお別、加立する物化する。 (5) な用格を用こつ。ては、通信記事でより取引度。 (6) な品度、完成度、発力、応知 (2) の表では、おり (2) を用しついては、係立 (2) の間間方を発する。 (5) 的だれについては、係立 (2) の間間方を発する。 	(4) 整打以外の心却は守めない方についてもその存在 、以下を放化する。	校別性協選物の表摘の温度を開定する。	ヘリウェリークラスト、加圧局後式終义に自党法等等 により過去率を終在する。	圧力計等により放射性輸送物の内圧を放在する。
经在对象	BM BU A	BM BU	BM BU	BM BU	BM BU A	BM BU A	BM BU		вм ви	вм ви	BM BU
核核项目	* 被 陈 依	N 1. I I I I I I I	25 25 25 25	REFFERE	20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	未算界後化	1		编设据记录表	发形隔视技术	压力朗定技术

BM、BU、A:BM型輪送物。BU型轉送物及びA型構造物を示す。

πį

1. 年間被はく線掛の算出式

別記第1(1.(13)イ関係)

【国際線における航空機乗組員の年間被ばく線盤】

RY=(当該路線の平均放射線量率)×(距離の補正係数)

× (平均年間乗務時間) × (安全係数)

(当該路線の輸送指数の合計値)

(当該路線の全便数)

{1+(輸送物一個の平均直径)×½}*

(輸送物の中心位置から操縦席までの距離) 2

× (平均年間飛行時間+ (平均年間乗務回数×1時間) }

x 2

【客室乗務員及び国内線における航空機乗組員の年間被ばく線量】

RY=(当該路線の平均放射線量率)×(距離の補正係数)

× (当該路線に乗務する回数)× (当該路線の1回の乗務時間)

×(安全係数)

(当該路線の輸送指数の合計値)

(全路線便数)

 $\times 2$

【地上作業員の年間被ばく線盤】

- (1) トラフィック、上屋等において作業を行う場合
- イ 輸送物がULDに収納され、フォークリフトにより積み付けられる場合

ロ L型輸送物がULDにより又はA型輸送物がバラ積みにより積み付けられる場合

 $RY = 2.36 \times 10^{-3} \times (TI/M) + 2.13 \times 10^{-5} \times (TI)$

ハ 輸送物の大半がバラ積みである場合

$$RY = 1.24 \times 10^{-2} \times (TI/M) + 3.25 \times 10^{-5} \times (TI)$$

+ $8.56 \times 10^{-6} \times \{TI \times 絵取扱い個数(L)/(M)\}$

- (2) 搭載作業の場合
- イ ULDをリフトで持ち上げて搭載する場合

RY=2.17×10⁻³× (TI) 搭載從事者数(N)

- ロ 主にベルトコンペアーを用いて搭載する場合 RY=3.85×10⁻³×(TI/N)
- ハ 主に手作業で搭載する場合RY=2.76×10⁻²× (TI/N)
- 2. 輸送従事者の年間被はく線量の算出条件
 - (1) 各路線の片道を一路線とする。この場合、二地点間を直接結ぶ片道を一つの路線とし、経由地がある場合は、出発地→経由地、経由地→経由地、経由地・銀市地・対方地というように分割されたそれぞれを一つの路線とする。
 - (2) 国際線航空機乗組員は、常に特定路線に乗務すると考える。特定路線は、 放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、当該路線の輸送指数の年間 合計値を当該路線の年間就航便数で割った平均値が高いものから順に3路線 選定する。
 - (3) 国際様では、旅客機、貨物機の区別はせず、距離の補正係数は全て貨物機 の値を用いる。この場合、輸送物は上部貨物室内にランダムに積載されてい るものとする。
 - (4) 答室乗務員及び国内線航空機乗組員は、国内線又は国際線のいずれにおいても全路線に平均して乗務するものとする。
 - (5) 「平均年間乗務時間」は、特定路線しか考えていないので「当該路線の1回の乗務時間」×「当該路線に乗務する回数」と等しくなる。従って「平均年間乗務時間」の算定に当たっては、「平均年間飛行時間」に「放射性物質等を積載している航空機に乗務したときのブロック・タイム以外の時間」×

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について(運輸省航空局長通達-その一)

「平均年間乗務回数」を加えればよい。

- (6) 「輸送物 1個の平均直径」は 0.5 mとする。
- (7) 「輸送物の中心位置から客室又は操縦室までの距離」は下記の要領により 算出する。
 - イ 輸送物の貨物室内での積載場所については、特に異なる取扱いがなされている場合を除き、当該路線の全便について、輸送物は貨物室中央に積載されるものとする。
 - ロ 距離の算出に当たっては、機体左右方向の成分は無視してよい。
 - ハ 輸送物の中心位置から操縦室までの距離の算出については、航空機乗組 員は乗務時間中、操縦室に座っているものとし、輸送物から見た航空機乗 組員のうち輸送物に最も近い位置にいる者までの距離を当該距離とする。 ての場合、輸送物の平均的位置を次の式により算出する。

$$\frac{w}{g} = \int \frac{f/g - e/g}{\tan^{-1}(f/g) - \tan^{-1}(e/g)} 1$$

但し、e:操縦席から上部貨物室最前方壁までの水平距離

f: "

最後方壁

or • 11

輸送物中心までの垂直距離

w:輸送物の平均的位置(即ち、その位置に積載した場合貨物 室内にランダムに積載した場合と等しい放射線量を受ける ごととなる位置)

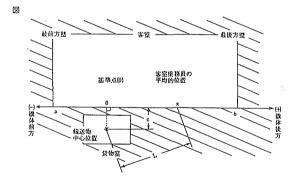
- ニ 輸送物の中心位置から答案までの距離の算出については、次のとおりと する。
- ⑥ 輸送中、客室乗務員は客室内を均等に歩き回るものとして輸送物から 見た客室乗務員の平均的な位置を次の式により算出する。(図参照)

$$\frac{x}{c} = \sqrt{\frac{b/c - a/c}{t a n^{-1} (b/c) - t a n^{-1} (a/c)}} - 1$$

個し、tan 1けラジアンで表した値とする。

(b) 輸送物の中心位置から客室までの距離を次の式により算出する。

$$L = c \times \sqrt{(X/c)^2 + 1}$$



輸送物中心位置から客室床面への垂線の足を基準点0とする。

·また、輸送物中心位置から基準点0までの距離をcとする。

基準点0を原点とし、機体軸に平行に機体後方を正とする座標軸をとり、客 室最前方壁をa、客室最後方壁をbとし、客室乗務員の平均的位置をxとす る。従って、a、b、xは基準点0より機体前方側にあれば負の値、機体後 方側にあれば正の値となる。

- (8) 「平均年間飛行時間」は、一乗務員の全路線にわたる年間飛行時間(プロック・タイムで装したもの)の平均値とする。
- (9) 「当該路線の1回の乗務時間」は、当該路線のブロック・タイムに含まれない難陸前、着陸後の機内に滞在する時間として、それぞれ30分、合計1時間を、ブロック・タイムで表した飛行時間に加算した値とする。
- (10) 「1便当たりの平均飛行時間」は、全路線にわたる全便の飛行時間(プロック・タイムで表したもの)の年間合計値を、全路線にわたる年間就航便数の合計値で割った値とする。

別記第2(2,(1)口関係)

放射性輸送物確認申請書記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、機器きとすること。
- (2) 2の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器(以下「容器」という。)設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について(通達)」(昭和52年12月8日付け 52安局第405号)に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (3)3の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号及び 告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例 に従い規則第194条第2項第2号イ、二及びへに規定する種類を記載すること。
 - 例 ○型輸送物(核分裂性輸送物、告示第7条第○号の放射性物質を収納した輸送物)
- (4) 4の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要諸元(長さ、幅、高さ及び総質量)、②容器の設計者名、製造者名及び所有者名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。
- (5) 5の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」(平成2年運輸省告示第610号)に定める技術上の基準に適合することの説明」には、安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物(型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。)を作成する場合は、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。
- (6)6の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。
- (7) 6 (1) の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。

- (8)6(4)の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体又は固体のいずれであるかについても記載すること。
- (9)6(6)の「吸収線攝率」は、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン(濃縮度が10%未満のもの)の照射された直後の吸収線量率を記載し、その他の場合は輸送時点での吸収線量率を記載すること。
- (10) 11の「その他の特記事項」には、申請の時点でわかる範囲で放射性物質等の用途、発発地等を簡単に記載すること。
 - 例1 「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工 場へ輸送する。」
 - 例2 「医療用大量照射線源とするため、○○事業所がら○○病院まで輸送 する。」

放射性輸送物輸送者指定申請審記載要領

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
- (2)代理申請の場合にあっては、申請者欄には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。
- (3) 2の「航空運送事業の概要」は、①資本金、②当該航空運送事業のための 事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点客航地及び終点並 びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記 号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、①航 空從事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑥旅客及び貨物の年間輸送契賴及 びそのうち日本発着の実績(過去5年間)を記載すること。
- (4)3の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数及び 事故の原因について記載すること。
- (5) 4の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。
- (6)5の「その他特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

別記第4 (2. (2) 口関係)

输送针面排记战型值

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格A列4器とし、精鸛きとすること。
- (2)1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。
 - 例1 「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工 場へ輸送する。」
 - 例2 「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○樹院まで輸送する。」
- (3) 4の(1)から(3)までの「出発日時」、「到着日時」及び「経由日時」 は、日本時間で記載すること。
- (4) 4の(2)及び(3)の「到着空港名」及び「経由空港名」は、予定される 代替空港名も記載すること。
- (5) 当該輸送物につき、放射性輸送物安全基準適合確認費等の写しを添付する場合は、5の(4)(輸送物の主要結元に関する記述及び輸送物を示す写真又は 説明図の添付を除く。)、(5)及び(10)についてはこれを省略することができる。
- (6) 5の(2) から(10) までについては、輸送物ごとに記載すること。
- (7) 5の(2)の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器(以下「容器」という。)設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について(通達)」(昭和52年12月8日付け 52 安局第405号)に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合には、その番号を記載すること。
- (8)5の(3)の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第 2号及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び 下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ、二及びへに規定する種類を記載すること。
 - 例 ○型輸送物(核分裂性輸送物、告示第7条第○号の放射性物質を収納

した輸送物)

- (9)5の(4)の「輸送物の概要」は、①容器の材料及び構造、②輸送物の主要 諸元(長さ、幅、高さ及び総質量)、③容器の設計者名、製造者名及び所有者 名等を記載するとともに、輸送物の写真又は説明図を添付すること。
- (10) 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。ただし、吸収線量率については、劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン(濃縮度が10%未満のもの)の即射済機料にあっては明射された直接の値を記載すること。
- (11) 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」のうち、「名称」には化学式も、「物理的、化学的性質」には、特別形かどうか、気体、液体又は固体のいずれであるかについても記載すること。
- (12) 6の「コンテナで輸送する場合」の記載事項((7)を除く。)については、 輸送物を収納するコンテナ毎に記載すること。
- (13) 6の(8)の「コンテナの外観図」は、三面図及び鳥かん図によることとし、かつ、告示第23条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示しうるものであること。
- (14) 7の(1)の「航空機の概要」は、航空機の型式、国籍記号、登録記号、旅客機と貨物機(現に旅客が搭乗していない航空機をいう。)の別等を記載すること。
- (15) 7の(3)の「航空機への積載方法及び園轉方法」は、積載位置(告示第14条第2項の旅客等が通常使用する区画への積載禁止、告示第16条の混載制限及び通遠記1.(13)口の積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貸物室の見取図を添付すること。)並びに移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損われないようにするための園轉方法等の措置、核燃料物質にあっては臨界防止のための措置及びBM型輸送物及びBU型輸送物にあってはその表面の温度が50度を超えないようにするための措置について記載すること。
- (16) 8の(1)の「輸送責任者及び輸送実施者(機長等)の氏名等」には、告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合にあっては、輸送責任者が核物質防護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者が講じる措置の具体的内容についても記載すること。

- (17) 8の(3)の「貨物搭載要領」には、BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合にあっては、立ち会う専門家の氏名並びに放射袋測定器及び保護員の推行状況についても記載すること。
- (18) 8の(4)の「事故時の措置」は、事故時の応急措置、連絡体制等を記載すること。

模式第1(2.(1)口關係)

放射性輸送物確認申請書

運 輸 大 臣 殿

年 月 日

由請者の氏名又は名称

住所

連絡先

下記の放射性輸送物(以下「輸送物」という。)について、航空法施行規則(昭和 27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)第194条第2項第2号に基づく 輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質及び放射性物質によって汚染さ れた物件の輸送規制について」(平成2年12月28日付け空航第1212号。以下 「適達」という。)に従い申請いたします。

記

- 1. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
- 2. 輸送容器の型式又は名称
- 3. 輸送物の種類等
- 4. 輸送物の概要
- 5. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」(平成2年運輸省告示第610号)に定める技術上の基準に適合することの説明
- 6. 収納している放射性物質等の仕様
 - (1) 名称
 - (2)核種
 - (3)質量
 - (4) 物理的、化学的性質
 - (5)放射能濃度(二種類以上の放射性物質等が収納されている場合にあっては その種類ごとの値及び合計値)

- (6)核燃料物質にあっては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量、吸収線量率 (核物質防護措置が特に必要な放射性物質等が収納されている場合に限る。) 等の仕様に関する事項
- (7)容器への収納方法
- 7. 輸送制限個数及び輸送物の配列方法
- 8. 輸送物の輸送指数
- 9. 輸送時における取扱上の注意事項
- 10. 輸送予定年月日
- 11. その他の特記事項
- 12. 通達記2. (1) イの発送時検査等を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
- 13. 通達記2. (1) イの発送時検査等の免除を希望する場合には、通達記2. (1) イi)~iii)のいずれに該当するかの説明

様式第2(2.(2) イi) 関係)

放射性輸送物輸送者指定申請費

测畅大原刷

年 月

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成2年運輸省告示第610 号)第25条に規定する運輸大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射 性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」(平成2年12 月28日付け空航第1212号)に従い申請いたします。

5

- 1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の 番号
- 2. 航空運送事業の概要
- 3. 放射性物質輸送の実績(過去3年間)並びに当該輸送に係る輸送物の単故歴の 有無及び事故歴がある場合にあってはその単位の概要
- 4. 放射性輸送物輸送管理体制
- 5. その他特記すべき事項

様式第3(2、(2)ロ関係)

放射性輸送物輸送確認申請費

運 翰 大 臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規制(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認をしていただきたく、「放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」(平成2年12月28日付け空航第1212号。以下「通達」という。)に従い下記のとおり申請いたします。

55

- 1. 通途記2. (2) イの積載時検査等を受ける場合は、当該検査を希望する場所 及び日時
- 2. 通達記2. (2) イの積載時検査等の免除を希望する場合は、通達記2. (2) イi)又はii) のいずれに該当するかの證明

模式第4 (2, (2) 口關係)

別添

輸送計画書

- 1. 輸送の目的
- 2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
- 3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
- 4. 予定輸送経路及び目時等
 - (1) 出発空港名及び出発日時
 - (2) 到着空港名及び到着日時
 - (3)経由空港名及び経由日時
 - (4) その他
- 5. 輸送しようとする放射性輸送物(以下「輸送物」という。)
 - (1) 輸送物の個数
 - (2)輸送容器の型式又は名称
 - (3) 輸送物の種類等
 - (4) 輸送物の概要
 - (5) 収納している放射性物質等の仕様

名称、核種、質量、物理的化学的性質、放射能強度、濃縮度、冷却日数 発熱性、容器への収納方法、吸収線構塞

- (6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
- (7)輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率
- (8) 輸送物の輸送指数
- (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率 (ワット毎平方メートル)
- (10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
- 6. コンテナで輸送する場合
 - (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
 - (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元(長さ、幅、高さ、質量、適合規格

等)

- (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の 名称又は廻ぎ
- (4)輸送物を収納したコンテナ(以下単に「コンテナ」という。)の表面及び 表面から1メートルの距離における線骨当份率
- (5) コンテナの輸送指数
- (6) コンテナの放射能而密度
- (7) コンテナの個数
- (8) コンテナの外観図
- 7、前空機及び航空機への積載方法
 - (1) 航空機の概要
 - (2) 専用積載の場合にあってはその旨
 - (3) 航空機への積載方法及び間縛方法
 - (4) 輸送物を積載した航空機の装面及び装面から2メートルの距離における最大線量当量率
 - (5) 航空機の表面の放射能面密度
 - (6) 航空機の積載場所の汚染の有無
 - (7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
- 8. 輸送建施休期
 - (1) 輸送背任省及び輸送実施者(機長等)の氏名等
 - (2)機長等への通報要領
 - (3) 货物搭載要領
 - (4) 軍故時の措置
 - (5)核物質防護措置が必要な場合には、告示第24条第1号に規定する核物質防護に関する輸送計画書
- 9. その他

改正

空航第531号昭531号昭531号昭53年7月20日空和63年11月26日空成流年3月30日空成流年3月30日空成

放射性輸送物輸送確認申請者各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する 「輸送計画書」の記載事項等について

航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)(以下「規則」という。)第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認(以下「放射性輸送物輸送確認」という。)のための放射性輸送物輸送確認申請書に添付する輸送計画書には、下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成2年運輸省告示第610号)(以下「告示」という。)第20条の取扱方法等を記載した書類には、放射性輸送物輸送確認に係る場合にあつては、別添1に示す事項を記載して下さい。また、輸送計画書8(4)事故時の措置は、別添2に示す措置を実施することとし、記載して下さい。

なお、放射性輸送物輸送確認は、輸送人及び荷送人又は荷受人の連名にて申請して下 さい。

記

1. 輸送の目的

輸送する放射性物質等の用途、発着地等 緊急性の有無。緊急性を有する場合にはその説明

2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送計画書の策定又は所 持等を行う者についても記載すること。(3.においても同じ。)

- 3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
- 4. 予定輸送経路及び日時等(日時は日本時間で記入すること。)
 - (1) 出発空港名及び出発日時
 - (2) 到着空港名及び到着日時並びに代替空港名
 - (8) 経由空港名及び経由日時並びに代替空港名
 - (4) その他、飛行経路(日本国内の部分については詳しく記入すること。)所要時間等。 告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、次の事項についても記 載すること。

四五八

- a 輸送時間、経由地、積替回数及び積替時間が最小となるよう配慮されているこ との説明
- b 自然災害による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過することの説明
- 5. 輸送しようとする放射性輸送物(以下「輸送物」という。)((2)~(10)については輸送 物ごとに記入すること。)
 - (1) 輸送物の個数
 - (2) 輸送容器の型式又は名称及び承認年月日

輸送容器(以下「容器」という。)設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号、並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について(通達)」(昭和52年12月8日付け52安局第405号)に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号等を有する場合にはその番号及び承認年月日を記載すること。

- (3) 輸送物の種類等
 - a 当該輸送物が規則第 194 条第 2 項第 2 号本文及び告示第 2 条に定める 輸送許容 放射性物質等に該当することの説明

(放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は省略することができる。)

b 輸送物の種類

規則第194条第2項第2号イ、ニ及びへに規定する種類を下記の例に従い記載すること。

例 ○型輸送物(核分裂性輸送物、告示第7条第○号の放射性物質を収納した輸送物)

- (4) 輸送物の概要
 - a 容器の材料及び構造
 - b 輸送物の主要諸元(長さ、幅、高さ、総重量)
 - c 容器の設計者名、製造者名、所有者名
 - d 荷姿を示す写真又は説明図

荷姿を示す写真又は説明図は、告示第23条に規定する標識又は表示が付し又は 行われていることを示しうるものであり、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類、標識又は表示の箇所及び数。

「三葉マーク」、総質量、「A型」、「BM型又はBU型」等の表示に該当又は不該当の説明。

該当する表示については、それぞれの表示方法。

(5) 収納している放射性物質の仕様(実際に輸送する放射性物質等のデータを記載す

名称(化学式も記載すること。)核種、質量、物理的化学的性質(特別形放射性物質等であるかどうか、気体・液体・固体のいずれであるかの記載を含むこと。)、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法、吸収線量率。

(放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合には、省略することができる。)

- (6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法 配列方法は、臨界計算時の配列の制限又は特定の配列方法を記載すること。
- (7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率 最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。
- (8) 輸送物の輸送指数 算定過程は7(4)に記載すること。
- (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率 ワット毎平方メートル単位で記載すること。
- (10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所 (放射性輸送物確認書等の写しを添付する場合は、省略することができる。)
- 6. コンテナ(コンテナをオーバーパックと読み替える場合を含む。)で輸送する場合 ((7)を除き輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。)
 - (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
 - (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元(長さ、幅、高さ、重量、適合規格等) コンテナの名称又は型式は、コンテナの製造者、番号等を記載すること。 コンテナの重量は規格上の最大重量(コンテナ自重+積載物重量)及びコンテナ 自重を記載すること。
 - (8) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式。
 - 一の 航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第7条第1号から第6号のいずれかに該当する放射性物質を輸送する場合には、コンテナへの施錠及び封印その他の当該コンテナが容易に開封されないための措置についての説明も記載すること。
 - (4) 輸送物を収納したコンテナ(以下単に「コンテナ」という。)の表面及び表面から 1メートルの距離における線量当量率

最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で記載すること。測定方法は算定方法 の説明も記載すること。

(5) コンテナ輸送指数

輸送指数のみを記載し、算定過程等は7(4)に記載すること。

7

四,

(6) コンテナの放射能面密度

α線放出の有無、及びコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度を Bq/cd 単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。

(7) コンテナの個数

当該航空機に積載する放射性輸送物を収納したコンテナの個数。

(8) コンテナの外観図

三面図及び写真又は鳥瞰図により、告示第23条に規定する標識又は表示が付し 又は行われていることを明示し、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類。標識又は表示の箇所及び数。

[国連番号]等の表示及びコンテナ標識等に、それぞれ該当するかどうかの説明。 該当するものについては、それぞれの表示方法。

- 7. 航空機及び航空機への積載方法
 - (1) 航空機の概要

航空機の型式、国籍及び登録記号、旅客機又は貨物機の別、旅客の搭乗の有無等を記載すること。(国籍及び登録記号については申請時点に確定しない場合は省略することができる。)

(2) 専用積載の場合にあつてはその旨

専用積載の場合には、当該航空機が一の荷送人により専用されることの説明、及び積込み及び取卸しが被ばく防止の観点からを含め、荷送人又は荷受人の指示により行われることの説明。

- (3) 航空機への積載方法及び固縛方法
 - a. 積載方法の説明
 - i) 輸送物の積載方法及び固縛方法を決定する際に考慮した、飛行中輸送物積載場所に作用する加速度及び非常着陸時に作用する加速度の説明。

飛行中に作用する加速度としては、耐空性審査要領(米国連邦航空規則 FAR Part 1 及び 23~35 に準拠)に規定する運動荷重及び突風荷重に対応するものとし、非常着陸時に作用する加速度としては、耐空性審査要領の非常着陸状態の項に規定する慣性力が作用するものとすること。非常着陸時に作用する加速度は、耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機にあつては、通常時の値となる。

上 方 2.0 g 前 方 9.0 g 側 方 1.5 g 下 方 4.5 g

- ii)j)の荷重による放射性輸送物等の移動、転倒、転落等の可能性、又は移動、 転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。
- iii)輸送中、j)を考慮した混載物等の荷重により輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

- iV) 放射性輸送物等の積載場所の説明っ(説明図を添付すること。)
- V) 放射性輸送物等の輸送指数(算定過程は7(4)に記載すること。) 及び航空機 客室の内面又は操縦室の隔壁若しくは床面からの距離の説明。(説明図を添付すること。)
- VI)告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、放射性輸送物が人 手により容易に移動されないための方法についての説明
- b. 臨界の防止
 - j) 核燃料物質の輸送であるかどうかの説明
 - ii) 核燃料物質の輸送の場合には次の措置の説明

積載された核分裂性輸送物の配列方法。

輸送物内への水の浸入に対する臨界防止措置。

中性子吸収材又は中性子減速材の効力のそう失に対する臨界防止措置。 輸送物中における放射性収納物の配列の変化、又は輸送物からの漏えいに よつて生ずる放射性収納物の配列の変化に対する臨界防止措置。

輸送物相互又は放射性収納物相互の接近に対する臨界防止措置。

輸送物の水中又は雪中への浸漬に対する臨界防止措置。

温度変化に対する臨界防止措置。

輸送容器又は密封装置の形状の変化に対する臨界防止措置。

その他、臨界に達する可能性の評価。

c. 混載制限

i) 表面からの平均熱放出率

混載物の有無

表面からの平均熱放出率が15W/㎡を超えており、混載物が有する場合は、 熱を除去する装置の設置又はその他の特別な措置の説明。

ii) 火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体、可燃性液体等の放射性輸送物 の安全な輸送を損うおそれのある物件との混載の有無。

申請時点で混載物を明らかにすることが困難な場合は、混載制限を遵守す るためにとられる危険品受託時の航空会社内の体制の説明を記載すること。

- d. BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送物表面の温度に対する措置(BM型輸送 物叉はBU型輸送物に該当する場合に記載すること。)
 - 1) 輸送物確認の際の通常時試験後の輸送物表面の温度
 - 前)輸送中、輸送物表面の温度が50℃を超えないことの説明、又は輸送物周囲の空隙の状態、カバー、又は上積みの有無、隣接する他の貨物の積上げ高さ及び 天井との距離等の積載方法の説明。
- (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から2mの距離における最大線量当量 率

具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明

四六三

(5) 航空機の表面の放射能面密度 具体的測定場所及び測定値又は計算値の説明

(6) 航空機の積載場所の汚染の有無

汚染の有無の理由

- (7) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
 - a. 輸送指数の算定

告示第18条に従つて、放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を算定した過程、又は輸送指数を定める必要がないことの説明を記載すること。

コンテナの最大断面積を記載する必要がある場合は、最大断面積となるコンテナの断面のとり方についても説明を加えること。

b. 当該航空機に積載する輸送指数の合計値、その算式及びその他告示第19条によ り必要となる説明。

申請時点で輸送指数又はその合計値を明らかにすることが困難な場合は、積 戦限度等を遵守するためにとられる放射性輸送物受託時の航空会社内部の体 √制の説明を記載すること。

8. 輸送実施体制

(1) 輸送責任者及び輸送実施者(機長等)の氏名等

当該輸送(日本国内での積込み取卸しを含む。)に係る実施責任者及び実施に当たる者の氏名等を記載すること。

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送責任者が核物質防 護上の措置について知識と経験を有することの説明及び輸送責任者の行う措置の具 体的内容についても記載すること。

(2) 機長等への通報要領

具体的な通報体制を記載すること。

- (3) 貨物搭載要領
 - a. 取扱場所

(日本国内での積込み取卸し等についてのみ記載すること。) 積込み取卸し等の取扱場所、方法等の説明。

b. BM型輸送物等の場合の専門家の立会い。

(BM型輸送物等を日本国内で積込み又は取卸す場合についてのみ記載すること。)

- i) 積込み、取卸しの際に立会わせる専門的知識を有する者の氏名、所属、資格 及び必要な場合には経験。
- ii)立会時に携行する放射線測定器の名称、検出できる放射線、及び検出範囲並 びに立会い時に携行する保護具。
- c. 取扱方法等を記載した書類

取扱方法等を記載した書類の名称を記載し、書類の写しを添付すること。書類には別添1に示す事項が記載されていること。

(4) 事故時の特置

別派2に示すように、輸送前に、事故処理の要領を定め、事故処理のための体制を整えておくこと。

輸送計画書には次の事項を記載すること。

- a. 事故処理のための体制の準備
 - j) 輸送中、放射性輸送物等の破損又は漏えい事故(以下「放射性輸送物等の破損等の事故」という。)が発生した場合に、当該機が空港到着後速やかに検査、除染等を実施するため、並びに、輸送中当該航空機に、墜落等の消火活動若しくは救難活動を必要とする航空機事故(以下「航空機の重大事故」という。)又は航空機の重大事故その他消火活動若しくは救難活動を必要とするおそれのある状態(以下「緊急状態」という。)が発生した場合に、消火活動及び救難活動に適切な助言を与え、検査、除染等を実施するための放射線専門家の配備状況の説明。

放射線専門家の氏名、所属、連絡先、資格等並びに担当空港及び担当地域。 事故処理の際必要となる計測機器、並びに除染及びしゃへいのための器具の 準備状況の説明。

ii) 輸送前に、当該機が放射性輸送物等を積載している旨の連絡が行われる航空 会社の日本国内の関係地方支所。

わが国の航空会社により輸送される場合には、輸送前に連絡が行われる国外の関係支所についても記載すること。

b. 事故処理要領

- 1) 事故等が発生した場合、その処理のための指揮系統。
- ii) 放射性輸送物等の破損等の事故の場合の措置。
- iii) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを 知つた場合の連絡等の措置。
- iv) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故時の措置。
- V) 以上の措置の航空会社関係部署及び支所並びに配備した放射線専門家への周知状況の説明。
- (5) 核物質防護措置が必要な場合

イ. 警備体制

- 警備人の経歴
- ii) 警備人の行う措置の内容
- iii) 包装、錠及び封印に異常がないことを積載前に点検する旨
- ロ. 受渡し地点及びその予定時刻
 - i) 荷送人から運送人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻
 - ii) 運送人から荷受人へ輸送物を受け渡す地点及びその予定時刻

四六五

ハ. 連絡通報体制

- i) 連絡通報体制の整備状況の説明
- ii) 指定連絡場所の住所等
- |||) 輸送責任者と指定連絡場所との連絡の時間間隔
- iV) 緊急時の連絡体制
- 9. その他

告示第7条に規定する放射性物質等を輸送する場合には、輸送計画書の内容の不必要な分散を防止するための方法の説明を記載すること。

その他特記すべき事項、参考となる事項があれば記載する。

別添1

「取扱方法等を記載した書類」の記載事項

「取扱方法等を記載した書類」には以下の事項を記載すること。

- (1) 輸送物の種類、内容その他輸送物に関する事項
 - a. 輸送物の種類
 - b. 収納されている放射性物質等の名称
 - c。収納されている放射性物質等の数量
 - d. 輸送容器の型式又は名称
 - e. 輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率
 - f. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
 - g. その他の必要事項
- (2) 輸送物の取扱方法

取扱い上注意すべき事項がある場合には、それを記載することo

- (3) 輸送の方法その他輸送中に留意すべき事項
 - a. 航空機内の積載場所
 - b. 積込み地点及び取卸し地点
 - c. 放射性物質等の性状、物理的化学的性質等
 - d. その他の必要事項
- (4) 事故が発生した場合の措置
 - a. 輸送中、放射性輸送物等の破損等が発見された場合の措置
 - i) 放射性輸送物等の破損等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者 がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。
 - ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。
 - iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検 香等を受けるよう指示する。
 - IV) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。

- V) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施 する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- VI) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバックの中に入れる。
- b. 輸送中、航空機が、墜落等の航空機事故のおそれのある事態、消火活動、救難活動を必要とするおそれのある事態等の緊急状態に陥った場合の措置
 - i) 航空交通管制機関に対し、放射性輸送物等を積載している旨通報する。
 - ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

別添 2

放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置

放射性輸送物等を輸送中に、事故等が発生した場合には、次の措置を実施すること。 また、これらの措置を速やかに実施できるよう輸送前に必要な準備をしておくこと。

- (1) 航空機内での放射性輸送物等の破損等の事故
 - a. 地上の事故対応体制の準備
 - i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、放射性輸送物等の輸送中、航空機内 で放射性輸送物等の破損等の事故が発生した場合に、当該機が空港到着後速やか に、放射性物質により汚染した者及び、放射線により被ばくした者並びにそれら のおそれのある者の適切な管理及び検査、機体の汚染状況の検査並びに除染を実 施できるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また 必要となる計測機器及び除染のための器具を準備しておく。
 - ii) j)項の手配及び準備は当該航空機の出発空港、経由する空港、到着空港及び代替空港のうち日本国内にあるものについて行うこと。
 - iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所(出発地、経由地、到着地、代替空港所在地及び飛行経路付近にあるもの)に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 事故時の機内での措置

輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等が発見された場合には、次の措置を 実施する。

- 1) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。
- ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とするo
- iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検

査等を受けるよう指示する。

- iV) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。
- v) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施 する検査、除染等の準備を行うよう通報する。
- VI) 放射性物質等が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチック・バックの中に入れる。
- c. 空港到着後の措置
 - i) 放射性輸送物等の破損等の事故の通報を受けた航空会社等は、ji)~iv)の措置を 実施するため、当該機の着陸空港に放射線専門家を派遣する。
 - ii) 放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者に対し、放射線専門家により適切な管理及び検査を行う。
 - iii) 放射線専門家により、速やかに機体の汚染状況を検査する。
 - iV) 汚染された機体、装備品、場所等はすべて、放射線専門家により可及的速やか に、そして再使用される前に除染する。
 - V) 必要に応じ事故後定期的に汚染した場所の検査を行う。
 - Vi) 事故報告書を作成し、航空局技術部運航課に提出する。報告書には、事故の原因、事故に際し講じた措置、事故の状況及び事故に関係する事実の評価に有用であり事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載する。
- (2) 航空機の重大事故及び緊急状態
 - a. 地上の事故対応体制の準備
 - i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、当該放射性輸送物等の輸送中、当該 航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生した場合に、救助活動、消火活動 等に対し適切な助言を与え、放射性物質により汚染した者及び放射線により被ば くした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査を行い、機体又は 事故現場等の汚染状況を検査し除染を行うことができるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器並びに除染 及びしゃへいのための器具を準備しておく。
 - ii)i)項の手配及び準備は、当該航空機の飛行経路(代替空港への飛行経路を含む) のうち日本国内の部分について行うこと。
 - iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所(出発地、経由地、到着地、代替空 港所在地及び飛行経路付近にあるもの)に対し、当該機が放射性輸送物等を積載 している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b. 緊急状態発生時の機内での措置 放射性輸送物等を輸送中の航空機が緊急状態に陥つた場合は次の措置を実施する。

当六十

- 1) 航空交通管制機関に対し放射性輸送物等を積載している旨通報する。
- ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。
- c. 緊急状態発生時及び航空機の重大事故時の連絡

航空会社等は、放射性輸送物等を輸送中の航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを知つた場合は次の措置を実施する。

- i) 航空局技術部運航課及び関係地方空港事務所に対し、当該機が放射性輸送物を 積載している旨通報する。
- ii) 航空機の重大事故が空港外で発生した場合には、関係救難援助機関に対し、当 該機が放射性輸送物等を積載している旨通報する。
- iii)放射線専門家と連絡をとり必要に応じ事故現場等へ派遣するとともに、消火活動、救難活動、事故処理等の面で必要な措置があれば、直ちに j)項及び ii)項の機関等に対し通報する。
- d. 事故後の地上での措置
 - 1) 事故現場では放射線専門家により、次の措置を実施する。
 - 救難活動、消火活動等に適切な助言を与える。
 - 放射性物質により汚染した者、及び放射線により被ばくした者、並びにそれ らのおそれのある者に対し適切な管理及び検査を行う。
 - 機体、事故現場等の汚染状況を検査する。
 - すべての汚染された機体、事故現場等を可及的速やかに、そして再使用する 前に除染する。
 - ii) 事故後必要に応じ定期的に汚染した場所の検査を行う。
 - iii)緊急状態又は事故についての報告書を作成し航空局技術部運航課に提出する。 報告書には、放射性輸送物等に関し、事故等の状況、講じた措置、及び事故等の 評価に有用であり、以後の事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の 関連データを記載すること。

空 航 第530号 昭和53年7月18日 改正 空 航 第1074号 昭和63年11月26日 空 航 第199号 平成元年3月30日 空 航 第82号 平成 第82号

放射性輸送物確認申請者 各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について

航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の確認のための放射性輸送物確認申請書に添付する安全解析書には下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

ただし、 $2-2\sim2-4$ は核分裂性輸送物の場合のみ、 $3-1\sim4-7$ は B M 型輸送物又は B U 型の輸送物の場合のみ、 $4-8\sim4-11$ は BM 型輸送物の場合のみ、 $4-12\sim4-17$ は B U 型輸送物の場合のみ、並びに 2-4 及び 3-2 は該当するものについてのみ記載して下さい。

また、放射性輸送物確認申請に当たり、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」(平成2年12月28日付空航第1212号)記2(1)イ(j)に該当するため運輸大臣による発送時検査の免除を希望する場合は、輸送しようとする者が実施する発送時検査について、日時、場所及び詳しい内容を放射性輸送物確認申請書に記載して下さい。

なお、下記で「告示」とは「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成2年運輸省告示第610号)をいいます。

記

1. 輸送物

- 1-1 輸送容器の型式又は名称
- 1-2 収納する放射性物質等の名称
- I-3 収納する放射性物質等の重量及び放射能強度並びに告示第7条に規定する物質の場合には、収納する放射性物質等の重量の合計及び輸送時における吸収線量率(劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮ウラン(濃縮度が10%未満のもの)の照射済燃料にあつては、これに代えて照射直後における吸収線量率)

2. 核分裂性輸送物

2-1 核分裂性輸送物に該当又は不該当であることの説明(告示第9条)

核分裂性物質を含む場合には、それらの核種及び量。

天然ウラン又は劣化ウランである場合にはその旨o

核分裂性物質を含まない場合には、収納する放射性物質等に含まれる核種の説明

2-2 甲条件(告示 別記第10)

匹ナカ

イ 水の吹きつけ試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

水の吹きつけ強さ、吹きつけ時間、吹きつけの方向、及び吹きつけの均一性の説明。

p 自由落下試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態(水の吹きつけ状態を含む)、又は計算条件等の説明。 輸送物重量(kg)及び落下高さ(m)。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明o

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

ハ 圧縮試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態(水の吹きつけ状態を含む)、又は計算条件等の説明。 輸送物重量(kg)、輸送物の鉛直投影面積(cm)及び加えた荷重(kg)の説明。

荷重を加えた時間及び、加えた荷重の均一性の説明。

貫涌試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態(水の吹きつけ状態を含む)、又は計算条件等の説明。 供試物を置いてある試験台の説明。特に試験台は試験中動きにくく、試験台上面 は固くてなめらかな水平面であることの説明。

試験に用いる棒の説明。特に、重量、直径、先端の形状及び強度の説明。 落下方法、落下高さの説明。

輸送物の最も弱い部分に落下させていることの説明。

2-3 乙条件(告示、別記第11)

イ 試験の選択

輸送物が最大の破損を受けるために、どの条件を使用したかの説明及び甲条件の 説明。

口 落下試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験台の説明。特に試験台上面はなめらかな水平面であり、垂直に固定された直

径 15 cm、長さ 20 cmの軟鋼丸棒の上端面であることの説明。 落下高さ。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

落下試験Ⅰ及び落下試験Ⅱは、次の耐火試験で輸送物が最大の破損を受けるような順序で行われていることの説明。

ハ 耐火試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 温度及び試験時間。

加熱停止後の冷却についての説明。

輸送物を形成する材料の燃焼の有無、及び燃えた場合はその後の処置の説明。

ニ 浸漬試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 浸漬深さ、浸漬時間等浸漬方法の説明。

2-4 核分裂性輸送物の基準(告示第10条)

甲条件に置いた場合

- (1) 空間の減少が5%を超えない説明。
- (2) 1 辺 10 cmの立方体のくぼみが生じない説明。
- (3) 輸送物中への浸水又は漏水がないことの説明。
- (4) 中性子増倍率の変化のないことの説明。
- (5) 空隙部に浸水があった場合に臨界に達しない説明。
- (6) 中性子増倍率が最大となる配列及び減速状態において臨界に達しない説明。
- (7) 厚さ 20 cmの水又はこれと等価の物質による完全反射がある場合で、任意の配列方法で輸送制限個数の 5 倍の個数積載しても臨界に達しない説明。
- (8) 厚さ 20 cmの水又はこれと等価の物質による完全反射がある場合で、最大の破損を受けた場合に、任意の配列方法で輸送制限個数の 2 倍の個数を積載しても臨界に達しないことの説明及びその場合の最大の破損を受けるための条件の説明。
- 3. BM型輸送物又はBU型輸送物

3-1 特別形放射性物質等であるかどうかの記載o(告示第4条及び別記第一)

特別形放射性物質等である場合には、固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等のいずれであるかの説明及び以下の説明。

- イ 外接する直方体のうち最小のものの寸法。
- ロ 以下のハ~トの試験に用いる供試物の説明。

ハ 衝撃試験

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。 落下高さ。

供試物の損壊の状態。

- 打鑿試験

試験に用いた、供試物を置く鉛板の説明。特に、厚さ及び表面の状態。 衝撃力の強さ。

鋼製丸棒の寸法及び打撃方法。

打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。 供試物の損壊の状態。

ホ 曲げ試験

輸送物の寸法及び曲げ試験を行う必要性の説明。 曲げ試験が必要な場合には、曲げ試験に関する以下の事項。 供試物の水平面への固定方法。

衝撃力の強さの

使用する鋼製丸棒の寸法。特に平端面の直径及びその角の半径。 打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。 供試物の損壊の状態。

へ 加熱試験

試験方法の説明。特に温度及び試験時間。 供試物の溶融又は分散の状態。

ト 浸清試験

固体状の放射性物質等(カブセルに封入されたものを除くo)の場合。 試験方法の説明。水中への浸漬時間又は期間、水の温度、空気中への放置期間、 空気の温度及び湿度、並びにそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

カプセルに封入された放射性物質等の場合。

試験方法の説明。水中への浸漬時間、水の温度、空気中への放置時間、空気の温度、及びそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

E

- 3-2 A, 値又は A₂ 値の決定(告示別表第一~別表第六)
 - イ A_1 値又は A_2 値の決定方法が、告示別表第一~別表第六のいずれによるかの説明。
 - ロ 告示別表第一による場合 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。 A1値又はA2値
 - ハ 告示別表第二〜第六による場合 核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。

A, 値又は A, 値及びその決定過程の説明。その他必要事項を記載すること。

3-3 BM型輸送物又はBU型輸送物であるかどうかの説明(告示第5条) 特別形放射性物質等であるかどうかの別。 放射性物質等の放射能の最及びA1値又はA2値。

- 4. BM型輸送物又はBU型輸送物の技術上の基準への適合性
 - 4-1 輸送物に外接する直方体のうち最小のものの三辺の長さ
 - 4-2 取扱いの容易性、安全性
 - イ 輸送物の総重量

総重量が 50 kg以下のものは手で、50 kgを超えるものは機械的手段により安全に 取扱えるものであるかどうかの説明。

- ロ 輸送物の吊上げ用具は、急激な吊上げに対しても耐えうるものであるかどうか の説明。
- ハ 吊上げ用具と間違えられるおそれのある付属物等が取り外されている、みだり に利用できない状態である、又は、間違つて吊上げても吊上げ用具として必要 な程度以上に安全な構造であるかどうかの説明。
- = 輸送物の外面の状態。特に雨水がたまりにくく、除染が容易であり、かつ突出 物のない構造であるかどうかの説明。
- ホ 輸送中、輸送物に取り付けられる装置の有無、及び有する場合には、それらの 輸送物の安全性に対する影響。
- へ その他、取扱いの容易性、安全性について特記すべき事項。
- 4-3 輸送中の亀裂、破損等の可能性
 - イ 輸送中予想される温度変化の輸送容器の材質に対する影響。
 - ロ 輸送中予想される加速及び振動の輸送容器に対する影響。 振動については、ボルト、ナットその他の締具のゆるみを防ぐための措置等を 記載する。
 - ハ 輸送容器の材質と材質、又は材質と放射性収納物との間の物理的、又は化学的 な作用。
 - ニ 密封装置の締具の説明。特に、輸送中偶然又は輸送物の内圧により開く可能性

の検討。輸送中に予想される温度及び内圧により密封装置に働く応力。

- ホ 密封装置が輸送容器から取り外せる場合には、輸送容器から独立した締具で確 実に閉ざすことができるかどうかの説明。
- へ 圧力逃がし弁以外で放射性収納物が外に出る可能性のある弁の有無。輸送容器 がそのような弁を有する場合には、誤操作による漏れの可能性、及び漏れを防 ぐ保護具の説明。
- ト 放射線しやへい体が輸送容器から取り外せるかどうかの説明。取り外せる場合 にはその締具の説明。
- 4-4 開封に対する措置

みだりに開封されないための措置。

開封された場合に、それが明らかであるかどうかの説明o

4-5 表面の放射性物質の放射能面密度

α線放出の有無ο

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度(Bq/cm²)、及びその測定方法、又は 章定方法。

4-6 最大線量当量率

輸送物表面及び表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。

- 4-7 輸送物中に収納又は包装されている書類及び物品の説明。
- 4-8 告示別表第四の条件

イ 水の吹きつけ試験

- p 自由落下試験
- ハ 圧縮試験
- ニ 貫通試験
- ホ 環境試験

2-2 甲条件の記載要領に従つて記載することo

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

- 4-9 告示別記第四の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
 - イ 表面の最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
 - 中 放射性物質の1時間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法、 並びにA₂値。
 - ハ 日蔭での表面の温度(℃)、及びその測定方法又は算定方法。当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。
 - = 表面の放射性物質の放射能面密度。α線放出の有無。 輸送物表面の放射性物質の放射能面密度(Bq/cm²)、及びその測定方法、又 は算定方法。

四七四

- 4-10 告示別記第五の条件
 - イ 落下試験 [
 - □ 落下試験 II
 - ハ 耐火試験 ㅏ 2-3 乙条件の記載要領に従つて記載すること。
 - 浸清試験
 - ホ 環境試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

- 4-11 告示別記第五の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。
 - イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、 及びその測定方法又は算定方法。
 - ロ 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法 並 びに A2値の クリプトン 85 にあつては、その旨の記載。
- 4-12 告示別記第六の条件
 - イ 水の吹きつけ試験
 - 口 自由落下試験
 - ハ 圧縮試験
- 2-2 甲条件の記載要領に従つて記載すること。
- 貫通試験
- ホ 環境試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 試験方法の説明。特に試験温度及び放置時間。

- 4-13 告示別記第六の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
 - イ 表面の最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、及びその測定方法又は算定方法。
 - 中 放射性物質の1時間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法、 並びにA₂値。
 - ハ 日蔭での表面の温度(℃)、及びその測定方法又は算定方法。
 当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。α線放出の有無。
 輸送物表面の放射性物質の放射能面密度(Bq/cd)、及びその測定方法又は算定方法。
- 4-14 告示別記第七の条件
 - イ 落下試験 I
 - ロ 落下試験Ⅱ
 - ハ 耐火試験

浸渍試験

- ホ 環境試験

試験 2-3 乙条件の記載要領に従つて記載すること。

四七万

75

- 実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。 試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。 試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。
- 4-15 告示別記第七の条件の下に置いた場合の輸送物の状態
 - イ 表面から1メートル離れた位置における最大線量当量率(ミリシーベルト/時)、 及びその測定方法又は算定方法。
 - 中 放射性物質の1週間当たりの漏えい量(Bq)及びその測定方法又は算定方法 並びに A2 値。
- 4-16 内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却のための装置、構造等及び特別な操作の有無。有する場合にはその説明。
- 4-17 最高使用圧力(kg/cm²)及びその測定方法又は算定方法o
- 5. 核物質防護措置の必要な放射性輸送物の技術上の基準への適合性
 - 5-1 一の航空機で輸送する場合の放射性物質の合計量が告示第5条の2第1号から第6号のいずれかに該当する放射性物質等が収納され、又は包装されている 放射性輸送物の場合には、輸送物への施錠及び封印その他の当該輸送物が容易 に開封されないための措置についての説明。

の規制に関する法律(抄) ジ核原料物質、核燃料物質及び原子炉

(省略)核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

危険時における措置に関する規則○核燃料物質等の事業所外運搬に係る

(省略)核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

(省略)核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。
を示す証明書の様式を定める省合の規制に関する法律の規定に基づくの規制に関する法律の規定に基づく

II

放射性同位元素等の運搬関係法令

図 放射性同位元素等の運搬に関する基本体系

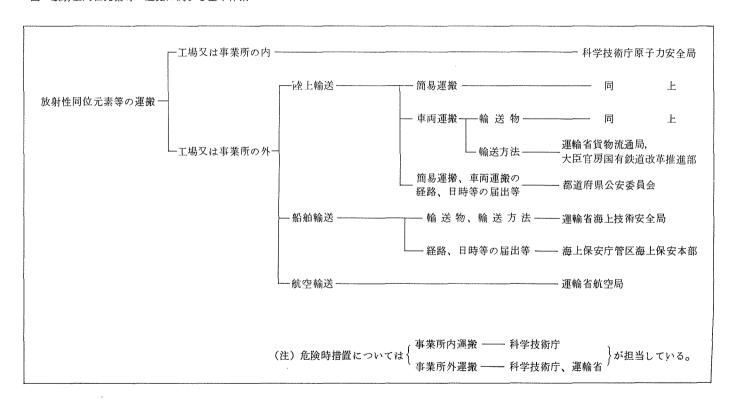
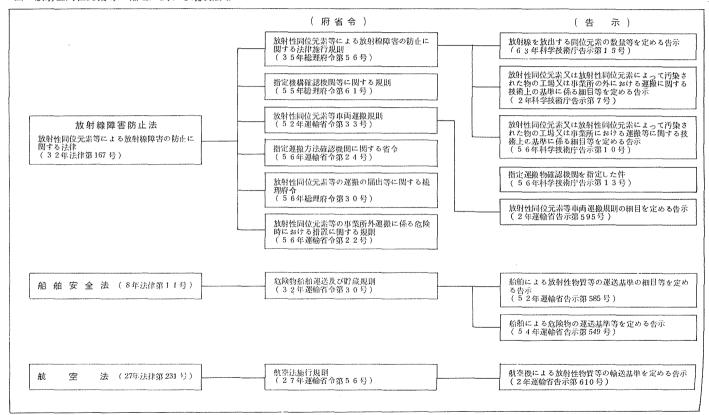


図 放射性同位元素等の輸送に関する規制法令



性 0 防同 ıĿ. に関する法 元素等によ 律 る放射線 (抄

法昭 律 第一六七和三二年六月十 号日

終改正 昭和六二年九月二六日法律第九 八八号

(目的)

最

る。 された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、 取扱い、 よる放射線障害を防止し、 精神にのつとり、 この法律は、 放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染 原子力基本法 放射性同位元素の使用、 公共の安全を確保することを目的とす (昭和三十年法律第一八六号) 販売、 廃棄その これらに 他 0

(運搬の基準

第十八条 施設、 以下同じ。 又は廃棄施設を設置した販売所、 置した工場又は事業所、 にあつては使用施設、 放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所 る技術上の 廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所を 使用者、 基準に従つて放射線障害の防 において運搬する場合においては、 販売業者及び廃棄業者は、 貯蔵施設、 販売業者にあつては詰替施設、 廃棄業者にあつては廃棄物詰 機器設置施設又は廃棄施設 止 0 ため 放射性同位元素又は に必 総理府令で定め 要な措 貯蔵施設 (使用 いう。 を設 置 を 替 者

2

前頃の事

態を発見した者は、

直ちに、

その旨を警察官又は海

上

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(抄

3

保安官に通報しなけれ

ばならない。

業者又は廃棄業者に対し、 放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置 技術上の基準に適合していないと認めるときは、 前 項 の場 合にお いいて、 科学技術庁長官は、 運搬の停止その他 放射性 放射線障害の 使用者、 同位元素又は 防 が

同

項

止 販売 2

講じ

なけ

ればならな

(事故届

ために必要な措置を命ずることができる。

第三十二条 取、 警察官又は海上保安官に届け出なければならない。 所在不明その他 使用者等は、 の事故が生じたときは、 その所持する放射性同位元素につ 遅滞なく、 そ の · て盗 旨

(危険時の措置)

第三十三条 され 地震、 U 第三項において同じ。 よる運搬を含む。 に、総理府令(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染 それがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、 射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に なけれ た物の工場又は事業所の外における運搬 火災その他の災害が起こつたことにより、 ば 使用者等は、 ならない。 に係る場合にあつては総理府令又は運輸省令。 その所持する放射性同位元素若しくは放 で定めるところにより、 (船 放射線障害の 応急の措置を講 舶又は航空機 関 直ち に お

使用者等 は 第 項 の事態が生じた場合にお ķ١ ては、 総理 府 令

四八三

運輸大臣にあつては指定運搬

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 抄

で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官 (放

に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項にお 射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又 は事業所の外における運搬)に届け出なければならない。 (船舶又は航空機による運搬を含む。 方法確認機関)

て同じ。

線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることが の所在場所の変更、 するため緊急の必要があると認めるときは、 科学技術庁長官は、第一項の場合において、 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物 放射性同位元素による汚染の除去その他放射 同項に規定する者に 放射線障害を防止

(報告徴収

第四十二条 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、

委員会にあつては第十八条の二第六項の規定) 第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、 この法律 総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者 (運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び の施行に必要な限 都道府県公安 販

売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者

総理府令又は運輸省令で定めるところにより、 指定試験機関又は指定講習機関 指定検査機関 指定運搬物確認機関、 (科学技術庁長官にあつては 指定運搬方法確認機 指定機構確認

六

第三十三条第一

項の規定に違反し、

又は同条第四項の規定に

2

科学技術庁長官又は運輸大臣は、

この法律の施行に必要な限度

対し、

報告をさせることができる。

第四十三条の二 (立入検査) 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員

に対し、報告をさせることができる。

会は、この法律

(運輸大臣にあつては第十八第の二第一項、

指定運搬方法確認機関以外の機関、

要な限度で、 県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定)の施行に必 頃及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、 その職員 (科学技術庁長官にあつては放射線検査官 都道府

要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素 他必要な物件を検査させ、 によつて汚染された物を収去させることができる。 関係者に質問させ、 又は検査の ため必

所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、

書類そ

Ø

若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務

都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、

使用者、

販売業者

2 書 ければなら を携帯 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明 Ļ ない。 かつ、 関係者の請求があるときは、 これを提示しな

3 解してはならない 第一項に規定する権 限は、 犯罪捜査の ために認められたも あと

(罰則)

第五十三条 は三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しく

よる命令に違反した者

処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に

第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しく三 第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、

四 第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二は第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

の規定による命令に違反した者項、第十八条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項

五 第二十七条第一項若しくは第三項、第三十二条若しくは第三する。

第五十五条

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処

、 第四十二条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者者 者 一十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ七 第四十三条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収

第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

の防止 放射性 に関位 する法 元素等に 律 施 よる放射 行規 則 線障害 (抄)

総理府令第五十六号」昭和三十五年九月三十日

の定義) この府令において、次の各号に掲げる用語 最終改正 平成三年十一月十五日総理府令第四 の意義は、 それ Ŧ 身

(用語

第一条 ぞれ当該各号に定めるところによる。 外部放射線に係る線量当量が科学技術庁長官

性同位元素の濃度が長官が定める濃度を超え、又は放射性同 F 元素によつて汚染される物 が定める密度を超えるおそれのある場所 管理区域 「長官」という。)が定める線量当量を超え、 0 表面 の放射性同位 元素の密度が 空気中の 放射 **(以** 長 位

Л 取扱い、 実効線量当量限度 ・う。)に従事する者であつて、 放射線業務従事者 管理又はこれに付随する業務 放射線業務従事者の実効線量当量につ 放射性同位元素等又は放射線発生装置 管理区域に立ち入るも (以下 「取扱等業務」と 0

について、 長官が定める一定期間内における線量当量限 空気中濃度限度 組織線量当量限度 長官が定める一定期間内における線量当 放射線施設内の人が常時立ち入る場所に 放射線業務従事者の各組 織 昰 の線 限 量

て、

おいて人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度につい 7

長官が定める濃度限 度

いて人が触れ 表面 密度限 る物の表面 度 放射線施設内の の放射性同位元素の密度につい 人が常時立ち入る場 新 に お

(事業所等における運搬の基準)

官が定める密度限度

第十八条 次のとおりとする。 法第十八条第一項の総理府令で定める技術上の基準

こと。ただし、 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封 次に掲げる場合には、 この限りでない 入す

れ

限る。)であつて放射性同 ₺ 0 放射性同位元素の濃度が長官の定める濃度を超えない のを連搬する場合 他の長官 放射性同位元素によつて汚染された物 0) 定める放射 線障害 |位元素の飛散又は漏えいの防止 の防止のため **当** の 該物に含ま 措置 を講じ ŧ のに

認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する 容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承 放射性同位元素によつて汚染された物であつて大型機 械

1 ш 前号の容器 容易に、 接する直方体の各辺が か は、 つ、 次に掲げる基準に適合するものであること。 安全に取り扱うことができること。 十セン チ メート ル 以上であること。

量

V١

合

運搬中に予想される温度及び内圧の変化、 振動等により、

き裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

九

射性同位元素を運搬する機械又は器具 た物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、 より同号イ又はロに規定する放射性同位元素によつて汚染さ こという。 同位元素によつて汚染された物。 放射性同位元素等を封)及びこれを積載し又は収納し 入した容器 以下この条において (第一号ただし書の規定に (以下この条におい た車両その他の 当該 「運搬 放射 て 放

置 が え に 表面密度限度の十分 ないようにし、 おける線量当量率がそれぞれ長官の定める線量当量 カユ つ、 の 運 を超え 搬物の表面 ない ようにすること。 の放射性同位元素の 一率を超 転落等 密 度

2

車両等」という。

の

表面及び

表面

カュ

Ď

بر ا

トル離

れ

た位

車

阿

等

0

適当な箇所に長官の定める

標識を取り

付けること。

により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。 運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転変

四

五 運搬物は、同一の車両等に長官の定める危険物と混載しないにより運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

る車両以外の車両の立入りを制限すること。の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用されい 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等

こと。 と 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

ること。 る者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせる者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。

> 取 用 れ のうち、 Ź た運搬 運搬物 卸 に耐える構造及び強度を有 を要せずに運 U の 物に 非開放型の構造のものをいう。 ための装置又は車両に固 (コンテナ あつては、 一般するために作ら (運搬途中において運搬する物自体 当該 コンテナ) Ų 定するため カュ れ つ、 た車両等であつて、 以下 及びこれらを運搬する 機械による積込み及び 一同じ。 の 装置を有するも に収納さ 反復使 の積替

それぞれ長官の定める線量当量率を超えてはならない。る。この場合において、当該運搬物の表面における線量当量率は、をもつて同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができとが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置を講ずることが 前項第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずるこ

は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。3 第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定

棄物詰替施設、 棄施設内で運搬する場合その他連搬する時 第 項の規定は、 貯蔵施設、 放射性同位元素等を使用施設、 機器設置施設、 廃棄物貯蔵施設又は廃 間 が 極めて短 詰 替施設、 カュ < 廃 か

4

5 使用者、販売業者又は廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十

つ、

放射線障害のおそれのない場合には、

適用しない

規則 第一項の規定にかかわらず、 という。)第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準 に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、 八条の三から第十八条の十三まで及び放射性同位元素等車両運搬 (昭和五十二年運輸省令第三十三号。 運搬物を事業所等の区域内において 以下「車両運搬規則」

(危険時の措置)

運搬することができる。

第二十九条 運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなけ 使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から

ばならない応急の措置は、

次の各号に定めるところによる。

第百八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場 とともに直ちにその旨を消防署又は消防法(昭和二十三年法律 /焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努める 放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに

の内部にいる者、放射性輸送物の連搬に従事する者又はこれら 所に通報すること。 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設

Ξ

講じ、又は講じようとしている応急の措置

の付近にいる者に避難するよう警告すること。

には、 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合 速やかに救出し、 避難させる等緊急の措置を講ずること。

(報告の徴収)

要に応じてこれを安全な場所に移し、 の広がりの防止及び除去を行うこと。 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そ 射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、 その場所の周囲には、 必 網

£i.

四

関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、

2 六 こと等により、緊急作業に従事する者の線量当量をできる限り少 子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くする 条の十三第八号の規定にかかわらず、長官が定める線量当量限 項第三号(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第十八 く。)にあつては、第十五条第三号(第十六条並びに第十九条第 なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子を除 一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第十七条第一 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

3 次の事項を届け出なければならない。 法第三十三条第三項の規定により、 同条第一 項に規定する者は

まで放射線に被ばくすることができる。

発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況 法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

る場合には、 前項の届出は、 水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。 当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にあ の内容

第三十九条 ちに、 を委託された者は、 その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告し 使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から連搬 次のいずれかに該当するときは、 その旨を直

棄又は運搬の状況

放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。

放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当

Ξ

四 量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。 前三号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれの

あるとき。

2 様式第二十一の三により三十日以内に長官に報告しなければなら は、 使用者、販売業者又は廃棄業者は、 放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を別記 放射線施設を廃止したとき

3 二十一の四による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十 使用者、販売業者又は廃棄業者は、 日までの期間について作成し、 当該期間 事業所等ごとに別記様式第 の経過後三月以内に長

官に提出しなければならない。

該期間内に長官に報告しなければならない。 る事項について期間を定めて報告を求めたときは、 業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、 前三項に規定する場合のほか、使用者、販売業者若しくは廃棄 長官が次に掲げ 当該事項を当

__ 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況

放射線管理の状況

工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

(抄)

第四十一条 (放射線検査官の身分を示す証明書) 法第四十三条の二第二項の放射線検査官の身分を示す

証明書は、 別記様式第二十二によるものとする。

(施行期日

附

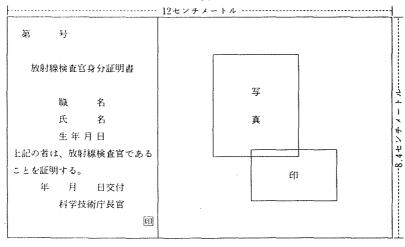
則

(平成三年十一月十五日

総理府令第四十号)

1 この府令は、 公布の日から施行する。

四八九



W

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

- 第43の2 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(運輸大臣にあっては第18条の2第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条の2第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元業若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第55条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - 七 第43条の2第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

係る細目等を定める告示における運搬に関する技術よつて汚染された物の工場が射性同位元素又は放射性

·科学技術庁告示第十号) 昭和五十六年五月十六日)

平成二年十一月二十八日科学技術庁告示第六号

示(昭和五十六年科学技術庁告示第十号)の一部を次のように改正 事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告 射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は (昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の規定に基づき、放 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

(用語)

し、平成三年一月一日から適用する。

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等 による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」と いう。)において使用する用語の例による。

(容器に封入することを要しない放射性同位元素によつて汚染され

た物の放射性同位元素の濃度)

ラム当たり放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染され 規則第十八条第一項第一号イの長官の定める濃度は、

> 条第一号に定めるム粒の一万分の一とする。 係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第三

た物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に

2 のための措置は、次の各号に掲げるものとする。 規則第十八条第一項第一号イの長官の定める放射線障害の防止

えいしないようにすること。 通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、 又は漏

三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるように 雨水等が容易に浸透しないようにすること。

すること。

(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る

第三条 規則第十八条第一項第一号口に規定する承認の申請は、 承認の申請書

次

の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

二 運搬する放射性同位元素によつて汚染された物の種類、 形状及び性状 数量、

運搬する日時及び経路

運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

(運搬物及び車両等に係る線量当量率)

第四条 センチメートル線量当量率について次のとおりとする。 規則第十八条第一項第三号の長官の定める線量当量率は、

基準に係る細目等を定める告示放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の

一 運搬物の表面における線量当量率については、ニミリシーベ ルト毎時

二 運搬物の表面から一メートル離れた位置における線量当量率 については、百マイクロシーベルト毎時

三 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する

リシーベルト毎時 垂直面及び車体の底面)における線量当量率については、二ミ

几 垂直面)から一メートル離れた位置における線量当量率につい 車両の表面(開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する

五 コンテナの表面における線量当量率については、ニミリシー ては、百マイクロシーベルト毎時

ベルト毎時

六 コンテナの表面から一メートル離れた位置における線量当量 率については、百マイクロシーベルト毎時

第五条 規則第十八条第一項第五号の長官の定める危険物は、次の

各号に掲げるものとする。

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第

二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規 定する高圧ガス(消化器に封入したものを除く。)

揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつ

引火点が摂氏八十五度以下のもの

Ξ

積比で十パーセントを超えるもの

塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体

四

運搬を損なうおそれのある物

五

前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な

第六条 規則第十八条第一項第九号の長官の定める標識は、 (標識)

別記に

掲げる標識とする。

第七条 規則第十八条第二項の規定による承認の申請は、次の各号 (特別措置に係る承認の申請書

に掲げる次項を記載した申請書によって行うものとする。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状

運搬物の表面及び表面から一メートル離れた位置における一

79 センチメートル線量当量率 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

六 運搬に使用する車両等の仕様

運搬に使用する容器の種類及び仕様

五

運搬の日時及び経路

前号に掲げるもののほか、放射線管理のために講ずる措置 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

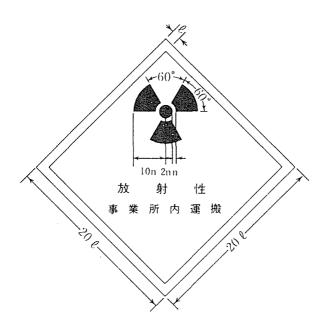
前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害の防止のた

めに講ずる措置

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

センチメートル線量当量率について、十ミリシーベルト毎時とす第八条 規則第十八条第二項後段の長官の定める線量当量率は、一

○ 別記(第六条関係)事業所內運搬車両標識



- 注1 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 - 2 nは、0.2センチメートル以上とする。
 - 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 - 4 色彩は、次表によること。

	部				分		色	彩
			地				1	É
三	梊	E E	7	_		D D	ļ	Ħ.
文						字	ļ	黒
\$	ţ	>	の	剖	3	分	E	当
.\$.	ち	の	内	側	0)	線	,	Ħ.

放 射性同位 止に関する法律 元 元素等に よる放射線障 (抄)

法律第百六十七号昭和三十二年六月十日

昭和六十二年九月二十六日法律第九十八号

臣

の確認を受けなければならない。

(目的) 最 終改正

第一条 る。 された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらに 取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染 の よる放射線障害を防止し、 精神にのつとり、 この法律は、 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号) 放射性同位元素の使用、 公共の安全を確保することを目的とす 販売、 廃棄その他の

(運搬に関する確認等)

第十八条の二 及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を に お 三十三条において「使用者等」という。)は、 ら運搬を委託された者(次項から第五項まで、第三十二条及び第 おいては、 いて運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く) 放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外に 運輸省令。次項において同じ。)で定める技術上の基準に 総理府令 使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者 (鉄道、 軌道、 索道、 無軌条電車、 放射性同位元素又 自動車 カュ

5

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(抄)

に

従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければなら

ない

2 て、 場合として政令で定める場合に該当するときは、 の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについ つて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある 前項の場合にお 総理府令で定めるところにより、 いて、 放射性同位元素又は放射性同位 科学技術庁長官又は運輸大 使用者等は、 元 素 によ そ

3 쁆 が 府 第一項の技術上 できる。この場合において、科学技術庁長官の承認を受けた容 令で定めるところにより、科学技術庁長官の承認を受けること 使用者等は、 (第四十一 条の十において「承認容器」という。)については、 運搬に使用する容器について、 の基準のうち容器に関する基準は、 あらかじめ、 満たされ たも

4 要な措置を命ずることができる。 使用者等に対し、 する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは 性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に 第一項の場合において、科学技術庁長官又は運輸大臣は、 運搬の停止その他放射線障害の防止のために必 放 関 射

の

とする。

安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合 位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の 該当するときは、 第一項に規定する場合において、 使用者等は、総理府令で定めるところにより、 放射性同位元素又は放射性

四九五

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 運 抄

搬

する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない

- 6 あると認めるときは、 おいて、 都道府県公安委員会は、 経路その他総理府令で定める事項について、 放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要が 総理府令で定めるところにより、 前項の規定による届出があつた場合に 必要な指 運搬の日 宗をす
- 7 搬する場合には、 (前項の指示が 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運 あつたときは、その内容に従つて)運搬しなけれ 第五項の規定により届け出たところに従つて

ることができる。

ばならない

8 当該自動車又は軽車両を停止させ、 又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防 止して公共の安全を図るため、 警察官は、 自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素 特に必要があると認めるときは、 これらを運搬する者に対し、

総理府令で定めるところにより、

第五項の規定により届け出たと

ころに従つて(第六項の指示があつたときはその内容に従つて)

- 運搬しているかどうかについて検査し、 適当な措置を講ずることを命ずることができる。 前三項の規定の実施に必要な限度で経路 又は放射線障害を防 の変更その他の 止す
- 9 してはならない 前項に規定する 榷 限 は、 犯罪捜査のために認められたものと解

故届

第三十二条 取、 **警察官又は海上保安官に届け出なければならない。** 所在不明その他の事故が生じたときは、 使用者等は、 その所持する放射性同位元素につい 遅滞なく、 その旨 · て盗

(危険時の措置)

第三十三条

地震、 じなければならない。 第三項において同じ。 よる運搬を含む。)に係る場合にあつては総理府令又は運輸省令。 された物の工場又は事業所の外における運搬 に、総理府令(放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染 それがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、 射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関 火災その他の災害が起こつたことにより、 使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放)で定めるところにより、 (船舶又は航空機に 応急の措置 放射線障害 を講 しのお 直 5

- 2 保安官に通報しなければならない。 前項の事態を発見した者は、 直ちに、 その旨を警察官又は海上
- 3 V に係る場合にあつては、 は事業所の外における運搬 射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工 で定めるところにより、 て同じ。 使用者等は、 に届け出なけ 第一 項の事態が生じた場合においては、 科学技術庁長官又は運輸大臣。 遅滯なく、その旨を科学技術庁長官 ればならない。 (船舶又は航空機による運搬を含 総理 次項にお 一場又 府令 也。 (放
- 4 るため緊急の必要があると認めるときは、 科学技術庁長官は、 弟 項の場合において、 同項に規定する者に 放射線障害を防止

線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることが 対 の所在場所の変更、 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物 放射性同位元素による汚染の除去その他放射

できる。

(指定機構確認機関の指定等

第三十九条 れた旨の表示を付することを含む。 二条の四第一 その指定する者(以下「指定機構確認機関」という。) の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がさ 科学技術庁長官は、 項及び第十二条の六に規定する機構確認(第十二条 総理府令で定めるところにより、 以下同じ。)を行わせること に、 第十

2 機構確認を行 指定機構確認機関の指定は、 おうとする者の申請により行う。 総理府令で定めるところにより、

が

できる。

3 次 の各号の一に該当する者は、 指定機構確認機関の指定を受け

ることができない。

- とが 以上 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、 なくなつた日から起算して二年を経過しない の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けるこ 罰金
- H から起算して二年を経過しない者 第四十一 条の六の規定により指定を取り消され、 その取消 L
- Ξ 法人で、 その業務を行う役員のうちに第一号に該当する者が
- 4 科 to 学技術庁長官は、 るもの 第 項 Ø 申請が総理府令で定める技術 的能

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

抄

力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなけ

れ ば、 指定をして は なら な

(機構確認の義務等

第四十条 れたときは、 を行わなければならない。 指定機構確認機関 正当な理由が ある場合を除き、 は、 機構確認を行うべきことを求 遅滞なく、 機構 確認 いめら

る資格を有する者にこれを実施させなければならない。 指定機構確認機関は、 機構確認を行うときは、 総理府 令 で 定め

(業務規定)

2

第四十一条 受けなければならない。 (以下一業務規定」という。 指定機構確認機関 これを変更しようとするときも、 は を定め、 機構確認の業務に関 科学技術庁長官 する 0 同 認 規 様 可を 定

2 する。 業務規定で定めるべき事項は、 総理府令で定める。

3 に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 公正な実施上不適当となつたと認めるときは、 科学技術庁長官は、 第一 項の認可をした業務規定が機構 指定機構確 認機 確 関 0

(業務の休廃止)

第四十一条の二 けなければ、 機構確認 指定機構確認機関は、 の業務の全部又は一部を休止 科学技術庁長官 Ų の許可を受 又は廃止

してはならない。

事業計

画の認可等)

第四十一条の三 指定機構確認機関は、 毎事業年度、 事業計画及び

四九七

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄

学技術庁長官の認可を受けなければならない。 属する事業年度にあつては、 収支予算を作成 当該事業年度の開始 その指定を受けた後遅滞なく)、 前に (指定を受けた日 これを変更しよう 科 0

2 指 定機構確認機関は、 毎事業年度の経過後三 月 以内に、 その事

とするときも、

同様とする。

提出しなけ 業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、 ればならない。 科学技術庁長官に

(機構確認員の選任及び解任

第四十一条の四 (次項におい て「機構確認員」という。 第四十条第二項の規定により機構確認を実施する)の選任は、 科学技術

庁 長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。 科学技術庁長官は、 機構確認員がこの法律若しくはこの法律に

行うのに適当でないと認めるときは指定機構確認機関に対 基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その 職務 当 を

該機構確認員の解任を命ずることができる。

第四十一条の五 (指 定機構確認機関の役員及び職員の地位) 指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認

に従事するものは、 適用 に 0 ٧١ τ は 刑 法 法令により公務に従事する職員とみな (明治四十年法律第四十五号) その他 の業

定 の 取消 :し等)

第四 条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、 [十一条の六 科学技術庁長官は、 指定機構確認機関が第三 その指定 十九

を取り消さなければならない

2

囲内で期間を定めて機構 るに至つたときは、 科学技術庁長官は、 その指定を取り消し、 指 確認の業務の全部若しくは 定機構確認機関が次 叉は の各号 六月を 部 超えない の停 該当す 止 範

0)

に

命ずることができる。

き。

第三十九条第四項の基準に適合しなくなつたと認めら

れると

したとき。 第四十条、 第四十一 条の二又は第四十一条の三の規定に 達反

几 確認を行つたとき。 第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらない 機構

で

第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項の規 定による命

令に違反したとき。

Ŧ. 第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け等)

第四十一条の七 載 より、 した帳簿を備え、 機構確認の業務に関する事項で総理府令で定めるものを記 指定機構確認機関は、 これを保存しなければならない。 総理府令で定めるところに

(科学技術庁長官による機構確認

第四十一条の八 0 指 とする。 定機構確認機関の指定をしたときは、 科学技術庁長官は、 第三十九条第 機構確認を行わないも 項 の規定によ

2 科学技術庁長官は、 指定機構確認機関が第四十一条の二の

規定

要があると認めるときは、 全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必 対し機構確認の業務の全部若しくは たとき、 は指定機構確認機関が天災その他の事由により機構確認の業務 よる許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部 第四十一条の六第二項の規定により指定機構確 機構確認の業務の全部又は一部を自ら 部の停止を命じたとき、 認機 を休 関 止 又 0 に

の必要な事項 規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部 止する場合又は第四十一 科学技術庁長官が前項の規定により機構確認の業務の全部 定を取り消 は一部を自ら行う場合、 され については、 た場合に 条の六の規定により指定機構確認 総理府令で定める。 おける機構確認の業務 指定機構確認機関が第四 0) 引継 干 ぎその 粂 小の二 機 を廃 関 若 他 0 0

2

指

定運搬物確認機関の指定は、

総理府令で定めるところにより、

行うものとする。

定検査機関 の指定等

第四十一条の九 検査及び定期検査を行わせることができる その指定する者 科学技術庁長官は、 (以下「指定検査機関」とい 総理府令で定めるところ う。 に、 こによ 施設

2 検査及び定期検査を行おうとする者 指定検査機関 の指定は、 総理府令で定めるところにより、 の申請により行う。 施 設

3 b 定 Ō は、 第三十九条第三 規定中 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 指定検査機関 「指定機構確認機関」 項 につい 及び第 て準用する。 四 項 が並び とあ に る 第四十条か のは この場合におい 指定檢查機関」 ら前条 て、 ま で これ (沙 0) ٤ 規

> とする。 条 機構確 の四中 認しとあるのは 機構 確 認 員 と あ 施 るの 設検査及び定期検査」 は 検査員」と読み替えるもの Ł,

、指定運搬物確認機関の指 ;定等)

第四十一条の十 行 V. 搬については、 承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定によ ŋ 号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。)を に第四十五条の二第六号、 わせることができる。 (鉄道、 その指定する者 軌道、 科学技術庁長官 運搬する物に係る確認に限る。 索道、 (以下「指定連搬物確認機関」という。 無軌条電車、 第四十 は 総理府令で定めるところによ 九条第一項及び第五十六条第 自動車又は軽車両による運 次項及び第三項並 しに、 る

認

行う。 承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請 により

3

とあ 合に による運搬物に係る確認」と、 八 指定運搬物確認機関」 までの規定は、 第三十九条第三項及び第四 る おいて、 0 は 運 これ 搬物 らの規定中 指定連搬物確認機関につ 確認員」と読み替えるも ٤ 項並びに第四十 第四 指定機構確認機関」と 機 構確 + 認 条の四 ځ V١ ある · て 準 のとする。 条から第四十一 中 用 の 一機構確認 は する。 ある 「承認容器 この Ø 条 は 場 の

指定運搬方法確 認機関の指定等

第

四

+ 一条の十一 運輸大臣 は、 運輸省 令で定めるところにより、

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (抄)

頃及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。 係る確認を除く。)に限る。)であつて運輸省令で定めるも 第十八条の二第二項の規定による確認 その指定する者 (次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、 自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物 (以下「指定運搬方法確認機関」という。) (鉄道、 軌 第四十九条第 道、 索道、 に、 Ď 無軌 を に

2

2 ŋ, 指 定運搬方法確認機関の指定は、 運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。 運輸省令で定めるところによ

行わせることができる。

- 3 場 「指定運搬方法確認機関」と、「科学技術庁長官」とあ 運輸大臣」と、 合において、 までの規定は、 第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一 これらの規定中 指定運搬方法確認機関について準用する。 「総理府令」とあるのは「運輸省令」と、 「指定機構確認機関」とある るの ۲ 条の 0 機 は は 0
- (報告徵収

る。

構確認員」

とあるの

は

と読み替えるものとす 第四十一条の四中

機

構確認」とあるのは

「運搬方法確認」と、 一運搬方法確認員」

第四十二条 度で、 委員会にあつては第十八条の二第六項の規定) 第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、 法律 総理府令又は運輸省令で定めるところにより、 (運輸大臣にあつては第十八条の二第一 科学技術庁長官、 運輸大臣又は都道府県公安委員会は の施行に必要な限 項、 都道府県公安 使用者、 第二項及び 販

> 売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託さ に対し、 報告をさせることができる。 れ た 者

関、 機関、 指定運搬方法確認機関以外の機関、 方法確認機関) 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要 指定試験機関又は指定講習機関 総理府令又は運輸省令で定めるところにより、 指定検査機関、 に対 Ų 指定運搬物確認機関、 報告をさせることができる 運輸大臣にあつては指 (科学技術庁長官にあつて 指定運搬方法確 指定機 な限 構 認機 度

(立入検査)

第四十三条の二 二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、 業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託さ 官 府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定) その他必要な物件を検査させ、 事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳 必要な限度で、 員会は、この法律(運輸大臣にあつては第十八条の二第一 元素によつて汚染された物を め必要な最小限度において、 都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、 その職員 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委 (科学技術庁長官にあつては放射線検 収去させることができる。 放射性同位元素若しくは放 関係者に質問させ、 使用 又は の施 射性 簿 者、 検 れ 査の た者 書 販売 同 都 た 査 道 0 に

書 一を携帯 領の 規定により立入検査を行う職員は、 か つ、 関係者 の 請求があるときは、 その身分を示す証 これを提示しな

け

ればならな

3 項に規定する権限は、 犯罪捜査のために認められたものと

第四十三条の三 指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、 に必要な限度で、 してはならない。 科学技術庁長官又は運輸大臣は、 その職員に、 指定機構確認機関、 指定試験機関又は この法律 指定検査 の 機関 施

所に立ち入り、 以外の機関、 運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関)の事務 当該機関の帳簿、 書類その他必要な物件を検査さ

定講習機関

(科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関

又は関係者に質問させることができる。 前項の規定による立入検査に

ついて準用する。

2

前条第二項及び第三項の規定は、

(罰則)

第五十三条 は三十万円以下の罰金に処し、 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しく 又はこれを併科する。

第三十三条第一項の規定に違反し、 又は同条第四項の規定に

よる命令に違反した者

第五十三条の三 第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の 第四十一条の六第二項 (第四十一条の九第三項、

をした指定機構確認機関、 の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為 十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。) 指定検査機関、 指定運搬物確認機関、

は職員は、 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 (抄)

定運搬方法確認機関、

指定試験機関又は指定講習機関の役員又

第五十四条 処する。 次の各号の一に該当する者は、 二十万円以下の罰金に

Ξ 第十二条の五、 第十三条、 第十五条第一 項、 第十六条第

項

第十七条第一 は第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した 項、 第十八条第一項、 第十八条の二第一項若しく

四 項、 第十四条、 第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項 第十五条第二項、 第十六条第二項、 第十七条第二

の規定による命令に違反した者

四 のニ 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運 条第五項の規定による届出をせず、 第十八条の二第二項の規定による確認を受けず、 若しくは虚偽の届出 をして 又 人は同

第五十五条 する。 次の各号の一に該当する者は、 十万円以下の罰金に処

搬した者

三の二 わず、 に従わなかつた者 第十八条の二第八項の規定による警察官の停止命令に従 検査を拒み、 若しくは妨げ、 又は同項の規定による命令

£ 十三条第三項の規定による届出をせず、 第二十七条第一項若しくは第三項、 第三十二条若しくは第三 又は虚偽の届出をした

七 六 第四十三条の二第一項の規定による立入り、 第四十二条第一項の報告をせず、 又は虚偽の報告をした者 検査若しくは収

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(抄)

去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運第五十六条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした

は、十万円以下の罰金に処する。

けないで機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運一条の十九第三項において準用する場合を含む。)の許可を受三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一 第四十一条の二(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第

反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の一条の十九第三項において準用する場合を含む。)の規定に違三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の七(第四十一条の九第三項、第四十一条の十第二

習及び研修の業務の全部を廃止したとき。

搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、

試験事務又は講

記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

しくは虚偽の陳述をしたとき。 み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若四 第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒三 第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十三条第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従

五〇二

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。第五十四条又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰

の防止に関する法律施行令(抄)放射性同位元素等による放射線障害

,政令第二百五十九号」、昭和三十五年九月三十日」

平成三年三月十九日政令第四十二号

(運搬に関する確認を要する場合)

最終改正

第十七条 法第十八条の二第二項に規定する政令で定める場合は、 輸省令)で定めるものを運搬する場合とする。 放射性同位元素によつて汚染された物として総理府令(鉄道、 放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は (運搬する物に係る確認を除く。)を要する場合にあつては、 索道、 無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認 運

八

九

第十七条の二 前条の規定は、法第十八条の二第五項に規定する政 令で定める場合について準用する。

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

(手数料)

第十九条 次の表のとおりとする。 法第四十九条第一項の規定により納付す べき手数料の額

七 法第十八条の二第二項の科学技術庁	手数料を納付すべき者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(抄)

長官の確認を受けようとする者 ようとする者 確認を受けようとする者 法第十八条の二第三項の承認を受け 法第十八条の二第二項の運輸大臣の 又は放射性同位元素によつて汚染さ テラベクレル以下の放射性同位元素 テラベクレルを超える放射性同位元 とする者 放射性同位元素又は放射性同位元素 素を運搬しようとする者 によつて汚染された物を運搬しよう 承認容器以外の容器の使用により た物を運搬しようとする者 承認容器の使用により七百七十七 承認容器の使用により七百七十七 三三三、五〇〇円 二三、五〇〇円 三一、八〇〇円 四七、六〇〇円

この政令は、 則 伞 ·成三年三月十九日政令第四十二号) 平成三年四月一日から施行する。

附

○放射性同位元素等による放射線障害

(総理府令第五十六号)(昭和三十五年九月三十日)

最終改正 平成三年十一月十五日総理府令第四十号

(用語の定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が長性同位元素の濃度が長官が定める濃度を超え、又は放射性同位下「長官」という。)が定める線量当量を超え、空気中の放射ー管理区域(外部放射線に係る線量当量が科学技術庁長官(以

九 放射線施設 使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施いう。)に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」と八 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の

官が定める密度を超えるおそれのある場所

十 実効線量当量限度 放射線業務従事者の実効線量当量につい設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設

十一 組織線量当量限度 放射線業務従事者の各組織の線量当量で、長官が定める一定期間内における線量当量限度 大り線量当量限度 放射線業務従事者の実効線量当量につい

おいて人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度について、十二 空気中濃度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所にについて、長官が定める一定期間内における線量当量限度

いて人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度について、長十三 表面密度限度 放射線施設内の人が常時立ち入る場所にお長官が定める濃度限度

(車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準)官が定める密度限度

までに定めるところによる。り運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十八条の十二り運搬する物に係るものに限る。)は、次条から第十八条の十二条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。)によ基準(車両運搬(事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌第十八条の二 法第十八条の二第一項の総理府令で定める技術上の

(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬)

じ。)として運搬しなければならない。 素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同れぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元れぞれ当該各号に掲げる種類の放射性同位元素等の区分に応じ、そいて同じ。)は、次に掲げる放射性同位元素の必要が長官の定める濃度に満たないものを除く。以下第十八条の十三までにお第十八条の三 放射性同位元素等(放射性同位元素の濃度が長官の

二 長官の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元もの L型輸送物 危険性が極めて少ない放射性同位元素等として長官の定める

素等(前号に掲げるものを除く。) A型輸送物

BU型輸送物位元素等(第一号に掲げるものを除く。) BM型輸送物又は三 前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する放射性同

を であって危険性が少ないものとして長官の定めるもの(以下「表面汚染物」という。)は、長官の定める区分に にじ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送 のであって危険性が少ないものとして長官の定める のであって危険性が少ないものとして長官の定める のにじ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及はIP-3型輸送 のにじ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及はIP-3型輸送 のにじ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及はIP-3型輸送 のにのにのにのにのには のにのにのにのにい放射性同位元素等 をして運搬することができる。

の基準に適合するものでなければならない。輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上型輸送物、IP-1型輸送物、IP-3型 新送物、BN里輸送物、BVII里輸送物、BM型輸送物、BOI

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げ(L型輸送物に係る技術上の基準)

一(容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。るとおりとする。

- 裂、破損等の生じるおそれがないこと。 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き
- であること。
 三 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)

れがないこと。位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそ四、材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同四、材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同

める場合は、この限りでない。 Oactive」の表示を有していること。ただし、長官の定 、開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radi 五一弁が誤つて操作されないような措置が講じられていること。

八 表面の放射性同位元素の密度が第十八条の五第九号に規定すべルト毎時を超えないこと。 七 表面における一センチメートル線量当量率が五マイクロシー

る密度の十分の一を超えないこと。

(A型輸送物に係る技術上の基準)

るとおりとする。 第十八条の五 A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げ

二 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。一 前条第一号から第五号までに定める基準

り付け等の措置が講じられていること。 されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのは三 みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封

運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限り囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、四 構成部品は、摂氏零下四十度から摂氏七十度までの温度の範

元素の漏えいがないこと。 五 周囲の圧力を二十五キロパスカルとした場合に、放射性同位

掲げる要件に適合すること。

六 液体状の放射性同位元素等が収納されている場合には、次に

は二重のではい。 とは二重の密封部分から成る密封装置(容器の構成部品のう では二重の密封部分から成る密封装置(容器の構成部品のう を、放射性同位元素の漏えいを防止するための密封措置が施 されているものをいう。以下同じ。)を備えること。ただし、 されているものをいう。以下同じ。)を備えることができる吸収材 とができる吸収材 とができる放射性同位元素等の量の二倍 場合は、この限りでない。

時の挙動に対処し得る適切な空間を有していること。ロ 放射性同位元素等の温度による変化並びに運搬時及び注入

並びに第十八条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術で運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第二項の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。)としれ、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人れ、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人れ、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人れ、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人れ、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人を直方体の一辺が六メートル線量、自動車、軽車両又は外接する運搬する放射性輸送物であつて、車両運搬規則第四条第三項第一号及び第二号に規定する運搬の技術で運搬する返搬する運搬の技術といい、単端する運搬の技術と関係を超れている。

十ミリシーベルト毎時を超えないこと。を受けたものは、表面における一センチメートル線量当量率が上の基準に従うもののうち、安全上支障がない旨の長官の承認

のが収納され、又は包装されていないこと。輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のも、放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品(放射性、送物表面密度」という。)を超えないこと。

こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。十一 長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く

- イ 放射性同位元素の漏えいがないこと。
- る場合は、十ミリシーベルト毎時)を超えないこと。ず、かつ、二ミリシーベルト毎時(第七号ただし書に該当すロ 表面における一センチメートル線量当量率が著しく増加せ
- (BM型輸送物に係る技術上の基準)
- げるとおりとする。 第十八条の六 BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲
- 号イに定める要件は、適用しない。
 一 前条第一号から第十号までに定める基準。ただし、同条第六
- こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。 一 長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く
- イ 前条第十一号ロの要件
- 量を超えないこと。
 ロ 放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が長官の定める
- 三 長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこと。 こと。 こと 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度を超えない
- こととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

- 線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。イ 表面から一メートル離れた位置における一センチメートル
- こと。囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがない囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがない、運搬中に予想される最も低い温度から摂氏三十八度までの周
- げるとおりとする。第十八条の七 BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲(BU型輸送物に係る技術上の基準)
- 適用しない。 同条第四号ただし書の規定及び同条第六号イに定める要件は、 一 第十八条の五第一号から第十号までに定める基準。ただし、
- 合すること。 こととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適二 長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置く
- ること。 こととした場合に、前条第三号イ及び口に定める要件に適合すこととした場合に、前条第三号イ及び口に定める要件に適合す 長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置く
- おいて、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。四 摂氏零下四十度から摂氏三十八度までの周囲の温度の範囲に
- 過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。 五 フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ

六 最高使用圧力(運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直 超えないこと。 圧力(ゲージ圧力をいう。)をいう。)が七百キロパスカルを 合に、一年間に放射性輸送物の密封装置内に生じる気体の最大 射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場

(IP-1型輸送物に係る技術上の基準)

第十八条の八 IP-1型輸送物に係る技術上の基準は、第十八条 の五第一号及び第二号並びに第七号から第九号までに定める基準

(IP-2型輸送物に係る技術上の基準

第十八条の九 IP-2型輸送物(次項に該当するものを除く。 に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

前条に定める基準

る要件に適合すること。 置くこととした場合に、第十八条の五第十一号イ及びロに定め 長官の定めるIP-2型輸送物に係る一般の試験条件の下に

2 ナ又はタンクであるものに限る。)に係る技術上の基準は、次の IP-2型輸送物(放射性同位元素等を収納する容器がコンテ

各号に掲げるとおりとする。 前条に定める基準

前項第二号に定める基準又はこれと同等と長官の認める基準

第十八条の十 IP-3型輸送物(次項に該当するものを除く。) (IP-3型輸送物に係る技術上の基準)

> に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 同条第六号イに定める要件は、適用しない。 第十八条の五第一号から第九号までに定める基準。ただし、

置くこととした場合に、第十八条の五第十一号イ及び口に定め 長官の定めるIP-3型輸送物に係る一般の試験条件の下に

ナ又はタンクであるものに限る。)に係る技術上の基準は、次の ⅠP−3型輸送物(放射性同位元素等を収納する容器がコンテ る要件に適合すること。

2

各号に掲げるとおりとする。

第十八条の八に定める基準

これと同等と長官の認める基準 に定める要件に適合すること及び前項第二号に定める基準又は 第十八条の五第三号から第五号までに定める基準、第六号ロ

、放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面 汚染物の運搬

第十八条の十一 次に掲げる低比放射性同位元素及び表面汚染物は、 る放射性輸送物としないで運搬することができる。 第十八条の三の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定め

に適合するもの 長官の定める低比放射性同位元素であつて、次に掲げる要件

又は漏えいしないような措置が講じられていること。 通常の運搬状態において、放射性同位元素が容易に飛散し、

専用積載として運搬すること。

- るもの 長官の定める表面汚染物であつて、次に掲げる要件に適合す
- イ 前号イに掲げる要件
- でない。
 元素の密度が長官の定める密度を超えないものは、この限り
 ロ 専用積載として運搬すること。ただし、表面の放射性同位

(特別措置による運搬)

ーベルト毎時を超えてはならない。 第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬することができる。この場合において、当該運搬を上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、これらの規定にといび運搬しても安安な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安安とが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必第十八条の十二 第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬するこ

29

いこと。

(簡易運搬に係る技術上の基準)

又は収納した運搬機械又は器具(簡易運搬に係るものに限る。れる放射性同位元素等(以下「運搬物」という。)を積載し、一 第十八条の三、第十八条の十一又は前条の規定により運搬さ

百マイクロシーベルト毎時を超えないようにすること。一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が誤りシーベルト毎時を超えず、かつ、表面から以下「運搬機器」という。)の表面における一センチメートル

三 運搬物は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しな転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。じ。)の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、二 運搬物(L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同

故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項イ(当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。(運搬物(L型輸送物を除く)。以下この号において同じ))を

Ŧi.

携行すること。 保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装具等を 当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、 を記載した書面を携行すること。

の限りでない。 と。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、こと。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じたときは、こ置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこへ 人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を

BM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずるこ

を行わせること。 を行わせること。 を行わせること。の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積し、法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者又

ロ 交通が混雑する時間及び経路を避けること。

、運搬に関する確認を要する放射性同位元素等) 量当量限度を超えないようにすること。 人 放射線業務従事者の線量当量が実効線量当量限度及び組織線

十八条の三第二項及び第十八条の十二の規定により運搬されるもは、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等(第第十八条の十四 令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素等

〔運搬に関する確認の申請〕

のを除く。)とする。

なければならない。

て、これを長官に提出しなければならない。る者は、別記様式第十の七による確認申請書に、次の書類を添える者は、別記様式第十の七による確認申請書に、次の書類を添え第十八条の十五 法第十八条の二第二項の規定により運搬に関する

運搬する放射性同位元素等に関する説明書

位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に作の方法(以下「容器の設計」という。)並びに当該放射性同十八条の十七において「容器」という。)の構造、材質及び製一 前号の放射性同位元素等を収納する容器(以下この条及び第

関する説明書

四 容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す三 容器が容器の設計に従つて制作されていることを示す説明書

説明書

五 放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書

六 簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全

性に関する説明書

位元素等を運搬する場合にあつては、前項第二号及び第三号の書

法第十八条の二第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同

(運搬確認証の交付)

第十八条の十六 長官又は指定運搬物確認機関は、法第十八条の二 第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

(容器承認の申請)

第十八条の十七 法第十八条の二第三項の規定による承認の申請は、 ならない。 別記様式第十の八による容器承認申請書を提出して行わなければ

- 2 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
- 容器で運搬することを予定する放射性同位元素等に関する説

の放射性輸送物の安全性に関する説明書

容器の設計及び放射性同位元素等を当該容器に収納した場合

容器が容器の設計に従って制作されていることを示す説明書

四 容器が第二号の設計に適合するよう維持されていることを示

3 第二十三条 使用者、販売業者及び廃棄業者が法第二十四条の規定 (放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置) により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところに 該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。 きる。この場合において、前項第三号及び第四号の説明書は、当 については、当該容器の各部ごとに第一項の申請をすることがで 容器のうち、容器の一部を分離して使用することのできるもの

> る程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、 を講じ、必要な保健指導を行うこと。 放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置 ある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれのあ

放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれの

二 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けた おそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保

健指導等の措置を講ずること。

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により ばならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。 使用者、販売業者又は廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなけれ

使用者については、次によるものとする。

月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託され た者及び運搬に従事する者の氏名 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年

ワ 日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月

二 販売業者については、次によるものとする。

搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び 運搬に従事する者の氏名 販売所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運

前号ホからトまで及びリからワまでに掲げる事項

- 三 廃棄業者については、次によるものとする。
- 運搬の方法並びに荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及へ 廃棄事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、
- ト 第一号リからワまでに掲げる事項

び運搬に従事する者の氏名

- 鎖しなければならない。 販売業者又は廃棄業者は、一年ごとに前項に規定する帳簿を閉2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により使用者、
- に規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項

(危険時の措置)

とともにその旨を消防署又は消防法(昭和二十三年法律第百八匹焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるががならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。相ばならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。 東洲を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなけ第二十九条 使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から

の付近にいる者に避難するよう警告すること。の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれら二 放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設

報すること。

十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通

には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合

- の広がりの防止及び除去を行うこと。 四 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そ
- 関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、縄五 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必

こと等により、緊急作業に従事する者の線量当量をできる限り少子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くする前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん六 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子を除

- 度まで放射線に被ばくすることができる。
 (八条の十三第八号の規定にかかわらず、長官が定める線量当量限八条の十三第八号の規定にかかわらず、長官が定める線量当量限項第三号(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第一一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第十七条第一人。)にあつては、第十五条第三号(第十六条並びに第十九条第
- 次の事項を届け出なければならない。
 3 法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、
- 三 講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容二 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

なければならない。 ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告し を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直 使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬

- 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- 放射性同位元素等が異状に漏えいしたとき。
- 量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。 放射線業務従事者について実効線量当量限度又は組織線量当

四 使用者、販売業者又は廃棄業者は、放射線施設を廃止したとき あるとき。 前三号のほか、放射線障害を発生し、又は発生するおそれの

記様式二十一の三により三十日以内に長官に報告しなければなら は、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別

- 3 使用者、販売業者又は廃棄業者は、事業所等ごとに別記様式第 官に提出しなければならない。 二十一の四による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十 日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に長
- 該期間内に長官に報告しなければならない。 る事項について期間を定めて報告を求めたときは、当該事項を当 業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、長官が次に掲げ 前二項に規定する場合のほか、使用者、販売業者若しくは廃棄
- 放射性同位元素の在庫及びその増減の状況 放射線管理の状況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(抄)

三 工場又は事業所の外において行われる放射性同位元素等の廃 棄又は運搬の状況

(収去証)

第四十条 法第四十三条の二第一項の規定により放射線検査官が放 射性同位元素等を収去するときは、収去された者に収去証を交付

(放射線検査官の身分を示す証明書 しなければならない。

第四十一条 法第四十三条の二第二項の放射線検査官の身分を示す 証明書は、別記様式第二十二によるものとする。

則

(平成二年十一月二十八日 総理府令第五七号)

(施行期日)

附

1 この府令は、平成三年一月一日から施行する。 (経過措置)

2 この府令の施行の際現に放射性同位元素等による放射線障害の までの間は、なお従前の例による。 第十八条の七までの規定は、平成五年一月一日から適用し、それ による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十八条の四から いる容器については、この府令による改正後の放射性同位元素等 防止に関する法律第十八条の二第三項の規定により承認を受けて

附 3 この府令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等につ いては、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。 則 (平成三年十一月十五日 総理府令第四十号)

(施行期日)

この府令は、 公布の日から施行する。

抄

142 申 舒 (IF

所定の金額の収入印 紙をはり、消印をし ないこと。

鲜

月 FJ

科学技術庁長官

與

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第2項の規定により 選捌の確認を申請します。

氏 名 又 は 名 称 法人にあつては、その代表者の氏名			_	
住 所 概例 ()	好	(>
使用者等の区分 (注2)				
事業所等又は事務所 名 称				
所在地幣等()	語	C)
名称				
事務上の連絡先 所 在 地 競貨() 関係	特	ζ)
連絡員の氏名 所属部課名()
運 搬 の 目 的 (注3)				
運 搬 子 定 時 期	_			
放射性輸送物の名称 (注4)				
放射性輸送物の種類(注5)				
放射性輸送物の総重風				
	_			
新				
物性物理的状態(注7)				
19 (4 0 10 (社 0)				
に一元 密封の状態(注9)				
M 容器の名称	_			
ナ ^容 外 形 寸 法				_
5 <u>E</u>				
脱器耐用年数			٠.	
明 注 容器承認を受けたものは、承認 の年月日及び番号				
容器の維持の状況				
最高 使用する運搬機器の種類(注12) 運搬機器への積付け方法 理機機器への積付け方法 携行する審面及び携行器具等				
運搬機器への積付け方法	_			
#1 携行する書面及び携行器具等				

- 注 1 この欄には、記載しないこと。 「整理番号」
 - 「使用者等の区分」 使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委 託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業 の区分を併せて記載すること。
 - 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せ て記載すること。
 - 4 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。 5
 - BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。 「放射性輸送物の種類」
 - 「運搬する放射性同位元素等」 選搬する放射性同位元素等の核種及び化学形ごとに記 載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
 - 7 「物理的状態」 気体、液体等の状態を記載すること。
 - 8 「化学形」 科学技術庁長官の定める化学形の区分を記載すること。
 - a 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等を記 戦すること。
- 10 「容器」 容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容 器の部分ごとに記載すること。
- 11 「運搬方法に関する説明」 簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
- 12 「使用する運搬機器の種類」 自転車、台車等具体的に記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本工業規格B4のつづり込式とすること。
 - この申請醬の提出部数は、1通とすること。 3
 - この申請書には、第18条の15第1項(同条第2項の規定により書類の提出を省略する 場合にあつては、同条第1項第2号及び第3号を除く。)に規定する書類を、それらの 曹類の一覧表と共に添えること。

容器承認申請書

所定の金額の収入 印紙をはり、消印 をしないこと。

年 月 日

科学技術庁長官

殿

住所

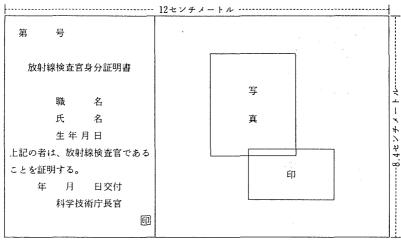
氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 倒

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第3項の規定により 容器の承認を申請します。

	核種	
	数量	
収納する放射性同位元素等	重量	
(注2)	物理的状態(注3)	
	化 学 形.(注4)	
7	密封の状態(注5)	
放射性輸送	物の種類(注6)	
放射性輸送	送物の総重量	
	容器の名称	
容器	外形寸法	
台 師	重量	
	耐 用 年 数	

- 注1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 - 2 「収納する放射性同位元素等」 収納する放射性同位元素等の核種及び化学形ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
 - 3 「物理的状態」 気体、液体等の状態を記載すること。
 - 4 「化学形」 科学技術庁長官の定める化学形の区分を記載すること。
 - 5 「密封の状態」 放射性同位元素を被覆しているカブセル等の材料、材質、厚さ等を記載すること。
 - 6 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本工業規格B4のつづり込式とすること。
 - 2 この申請書の提出部数は、1通とする。
 - 3 この申請書には、第18条の17第2項に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

五一五



寒

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

- 第43の2 科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(運輸大臣にあっては第18条の2第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条の2第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係 者の讃求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第55条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
 - 七 第43条の2第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

放射線 定める件(抄)を放出する同位元素 の数量等

科学技術庁告示第十五号昭和六十三年五月十八日

〔管理区域に係る線量当量等〕

第四

条

行規則 濃度及び放射性同位元素によつて汚染され 域に係る外部放射線に係る線量当量、 放射性同位元素等による放射線障害 (以下「規則」という。) 第一条第一号に規定する管理 空気中の放射性同位元素 る物 防止に関する法律施 の表面 の 放射性 X 同 の

0

位 元素の密度は、 次のとおりとする

量当量が一週間につき三百マイクロ 外部放射線に係る線量当量については、 シーベ ル

_

セ

ンチ

メート

۲

ル

線

2

き五百ミリシーベル

١

は、

四月一日を始期とする一年

間

に

き

の

の平均濃度が第七条に規定する濃度の十分の三 空気中の放射性同位元素の濃度について は、 週間 につ ķ١ 7

 \equiv 素の密度については、 放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性 第八条に規定する密度の十分の 同 位 元

四

するおそれがあるときは、 濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるよう に規定する線量当量に対する割合と空気中 るおそれがあり、 第一号及び第二号の規定にかかわらず、 かつ、 一センチメート 空気中の 放射性同位元素を吸入摂 の放射性同位元素の ル線量当量の第一号 外部放射線に被ば 取 <

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

(抄

実効線量当量限度)

度 な

セ

۲ ļ

ル線量当量及び空気中の放射性同位元素の濃

第五条 五十ミリシーベルトとする。 内における線量当量限度は、 規則第一条第十号に規定する放射線業務従事者 四 月一日を始期とする一年間につき の一定期 間

(組織線量当量限度)

第六条 定期間内における線量当量限度は、 規則第一条第十一 号に規定する放射線業務従事者 次のとおりとする。 の各組 につ

百 五十ミリシーベル 眼の水晶体については、 ŀ 四月一日を始期とする一年間

_ 前号以外の組織につ ķ١ て

Ξ IJ 0 腹部については、 女子(妊娠不能と診断された者及び次号に規定する者を除く。) シーベル 前号に規定するほか、 三月間につき十三ミ

妊 娠 妊 人と診断されたときから出 |娠中である女子の腹部については、 産 までの間 第二号に規定するほ につき十ミリシー ベ ル

四

(空気中濃度限度)

第七条 素の濃度限度は、八時間についての平均濃度が次の各号に規 に規定する人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元 規則第一条第十二号及び規則第十四条の十一 第一 項第四号イ 定す

五七

濃度とする。

種類に応じて第五欄に掲げる濃度 及び第三号において同じ。 場合にあつては、 放射性同位元素の種類 別表第一の第一 (別表第一に掲げるものをいう。 が明らかで、 欄に掲げる放射性同位元素 カュ つ、一種類である 次号

F 濃度に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性同 位元素の濃度のそれぞれその放射性同位元素についての前号 の放射性同位元素がある場合にあつては、 放射性同位元素の種類が明らかで、 かつ、 それらの 空気中に二種 放射性 位元 類 以 0 同

最も低 が 明らかである放射性物質の種類 放射性同 一の第五欄に掲げる濃度 いも 位 元素の種 類が明らかでない場合にあつては、 (当該空気中に含まれていないこと に係るも のを除く。) のうち、 别 表

素の濃度

ĮŲ 掲 第二の第一 素の種類が別表第一に掲げられていない場合にあつては、 げる濃度 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同 欄 に掲げる放射性同位元素の区分に応じて第一 |欄 位 别 表 元

、表面密度限度)

第八条 素の区分に応じてそれぞれ右の欄に掲げる密度とする。 同位元素の密度限度は、 規則第一条第十三号に規定する人が触れる物の表面 別表第三の左の 欄に掲げる放射性 の放射性 同 位元

的立入者の測定に係る線量当量

2 第二十三条 摂取した放射性同位元素からの放射線に彼ばくすること(以下 射 で 内部被ばく」という。) あつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量当量 線業務従事者でないものの測定に係る線量当量は、 規則第二十条第二項第二号に規定する一時的立入者であつて放 センチメートル線量当量につい 規則第二十条第二項第一号ホに規定する一時的立 て百マイクロシーベルトとする。 人体内部

(内部彼ばくによる線量当量の測定)

ク

ız

シ ーベ

ルトとする。

による実効線量当量について、

百マイ

第二十四条 めた方法により測定する場合は、 出することにより行うものとする。 性同位元素の摂取量を計算し、 次の各号のうち適切な方法により吸入摂取又は経口摂取した放射 る線量当量の測定は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素 K ついて別表第一の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに 規則第二十条第二項第二号に規定する内部 第二 この限りでない。 ただし、 項又は第三項の規定により算 科学技術庁長官が認 被ばくによ

体外計測法

1 吸入の区分がDの場合にあつては、 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一 次の式による計算 の第一 欄に掲 げる

表すものとする。 この式において、 $0.48 + 0.15 f_1$ Į qw (O) 及び f 1 は、 それぞ れ 次の 値

吸入摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベ ク

I

レ

qw (0) 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 ベク

ル

f 1 別表第一 の第二欄に掲げる値

吸入の区分がWの場合にあつては、 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる 次のいずれかの式による

11 $0.22 + 0.41 f_1$ $I = \frac{q_1 (0)}{0.15}$

ぞれ次の値を表すものとする。 これらの式において、I、 (0) fi 及び qı (0) は、 それ

吸入摂取した放射性同位元素の摂取量

(単位

ベク

I

qw (0) 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 べ ク

f 1 別表第一の第二欄に掲げる値

 q_1

摂取時における肺の長期残留成分(単位

ベクレル)

(0)

吸入の区分がYの場合にあつては、次の式による計算 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

 $\mathbf{I} = \frac{\mathbf{q}_1 (0)}{0.15}$

すものとする。 この式において、 I 及び qı (0) は、 それぞれ次の値を表

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄) 吸入摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

> レ ル

1 p (0) ル 摂取時における肺の長期残留成分(単位 ベクレ

経口摂取した場合にあつては、 次の式による計算

=

この式において、 $I = \frac{q_w(0)}{f_1}$

ĺ

qw(0)及びfiは、

それぞれ次の値

を表すものとする。

ル 経口摂取した放射性同位元素の摂取量 (単位 ベク

I

qw (0) 摂取時における全身の長期残留成分 (単位 べ ク

f ı 別表第一の第二欄に掲げる値

ル

バイオアツセイ法 吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

1

吸入の区分がDの場合にあつては、次の式による計算

11 この式において、I、

次の値を表すものとする。 E (t) (以下この号において同じ。) fi及びythは、それぞれ

吸入摂取した放射性同位元素の摂取量(単位 ベク

V ル I

E (t) 同位元素の全排せつ量 (単位 ベクレル)

別表第一の第二欄に掲げる値

f 1

五九

yt 細胞外液に単位取り込み後t日目に全排せつ経路 を通じて排せつされる放射性同位元素の割合

R (t)

経口摂取した日以後t日目において人体に残留し

吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる

吸入の区分がWの場合にあつては、次のいずれかの式による

E(t)(0.07 + 0.41f₁)y(t) $I = \frac{Ef}{0.41}$

この式において、丘は、次の値を表すものとする。 (ハにおいて同じ)

吸入摂取した放射性同位元素の別表第一の第一欄に掲げる 放射性同位元素の排せつ量(単位 ベクレル)

吸入摂取した日以後三日間ないし五日間のふん中の

Εf

吸入の区分がYの場合にあつては、次のいずれかによる計算

 $\frac{E(t)}{(0.004 + 0.48f_1)y(t)}$ $I = \frac{E_f}{0.48}$

経口摂取した場合にあつては、次の式による計算

ただし、トリチウム水の場合は、次の式によるものとする。 $I = rac{F(U)}{f_1 \, Y(t)}$

2

のCに対する割合

表すものとする。 $I = \frac{4.2 \times 10^{4}U(t)}{R(t)}$ この式において、Utb及びRtは、それぞれ次の値を

U (t) トリチウム濃度(単位 ベクレル毎立方センチメートル)

次の式による計算法(経口摂取以外の場合に限る。)

ているトリチウムの割合

Ξ $l = 1.2 \times 10$ °CtF

ただし、トリチウム水の場合は、 次の式によるものとする。

 $I = 1.8 \times 10$ Ct F

これらの式において、Ⅰ、C、t及びFは、それぞれ次

の値を表すものとする。

吸入摂取した放射性同位元素の摂取量(単位

ベクレ

C の放射性同位元素の濃度(単位 規則第二十条第一項第二号によつて測定された空気中 ベクレル毎立方センチ

するおそれのある場所に立ち入つた時間(単位 測定対象者が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度 測定対象者が作業室その他放射性同位元素を吸入摂取 時間)

二種類以上の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取したときは、 それぞれの種類につき算出した実効線量当量の和を内部被ばくに 掲げる放射性同位元素の種類ごとに次の式により行うものとする。

内部被ばくによる実効線量当量の算出は、別表第一の第一欄に

$$H_{EI} = \frac{50 \text{ I}}{(\text{AL I})_{s}}$$

よる実効線量当量とする。

だれ

次

Неі 0 値を表すものとする 内部被ばくによる実効線量当量 (単 位 į IJ

シ

1

べ

I 吸入摂取又は経 П 摂取 した放射性 同 位 元素 0 摂 取量

 $(ALI)_s$ (単位 ベクレル) 别 表第一 の第一欄に掲げる放射性同位 一元素の

表の第三欄、 に掲げる年摂取限度 経 口摂取した場合にあつては同表の第四 (かつこ書のあるもの につ て は 欄

種類に応じて、

それぞれ吸入摂取した場合にあつ

ては同

(実効線量当量及び組織線量当量の算定)

括弧外 の年摂取限度) (単位 べ クレル)

3

が記載されて 量を算出するものとする。二種類以上の放射性同位元素を吸入摂 した場合にあつては、 别 表第一の第三欄又は第四欄に組織線量当量に係る年摂取限度 ŀ١ る種類の放射性同位元素を吸入摂取又は経 次の式により内部被ばくによる組織線量当 口 摂取

る組 織線量当量とする。

類につき算出した組織線量当 取又は経口摂取したときは、

対象となる組織ごとにそれぞれ

での種 によ

量の和を当該組織の内部被ば

<

 $H_{T1} = \frac{500 \text{ I}}{(\text{ALI})_{\text{NS}}}$

Ητι

I

及び (ALI) ns

は、

それぞ

れ

次

Ha HEE O

外部被ばくによる実効線量

当量

値を表すものとする。

の値を表すものとする。 Нті 同 位元素の種類に係る当該括弧内に掲げる組織に対する 別表第一の第三欄又は第四欄にかつこ書 のある放射性

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

(抄

Hc H_{b}

腹部及び大たい

部

に

お け る

セ

ン

チ

X 1

ル線量

当

量

I 内部被ばくによる組織線量当量 (単位 吸入摂取又は経 べ 口 摂取した放射性同位元素の (単位 ij ーベ 摂 取 ルト)

ξ

シ

(ALI) ns 弧内の年 種類に応じて、 の第三欄、 摂取限度 経 別表第一 口摂取の場合にあつては同 それぞれ吸入摂取の場合にあつ (単位 の第 欄に掲げる放射性 ベクレル) 表 の第四 同 位元素 て は同 欄 括 表 0

第二十五条 次に規定する外部放射線に被ばくすること という。)による実効線量当量と内部被ばくによる実効線量当量 規則第二十条第四項第五号に規定する実効線量当量 (以下「外部被ばく」 は

との和とする。

による実効線量当量とする。 定を行つた場合には、 量とすること。 外部被ばくによる実効線量当量は、一 ただし、 次の式により算出したものを外部 規則第二十条第二項第一号ロに センチ X 1 ŀ ル 被は より 線量 測

 $H_{EE} = 0.05 \, H_a + 0.33 \, Hb + 0.32 \, Hc + 0.3 \, Hm$ この式において、 НЕЕ Н_в H及びHは、

それぞれ次

頭部 胸部及び上 及び けい部 一腕部 にお に お ける ける一セン セ ン チ チ メ × l 1 ŀ ۲ ル ル 線量当 線 量当 量

Hm 部被ばくによる線量当量が最大となるおそれのある部分 る部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、 頭部及びけい部からなる部分、 胸部及び上腕部からな

に

おける一センチメートル線量当量

断された者を除く。)にあつては肚)の値に等しいもの 該部分の値が比 にあつては、その値については15(女子(妊娠不能と診 にあつては出)の値以下であることが明らかである場合 は、 とする。 その値は、 **弘又は丘において測定していないものがある場合** 肝の値に等しいものとする。ただし、 (女子 (妊娠不能と診断された者を除く。) 当

により算出したものとすること。 内部被ばくによる実効線量当量は、 第二十四条第二項の規定

おりとする。 規則第二十条第四項第五号に規定する組織線量当量は、 次のと

ること。 眼の水晶体の組織線量当量は、 皮膚の組織線量当量は、 七十マイクロメート 三ミリメート ル線量当量とす ル線量当量とす

織線量当量と内部被ばくによる組織線量当量との和とすること。 合を除く。) 皮膚及び眼の水晶体以外の組織線量当量 外部被ばくによる組織線量当量は、 は、 当該組織の次に規定する外部被ばくによる組 セン (第四号に掲げる場 チ メートル線量

当量とすること。

四 線量当量との和とすること。 定する外部被ばくによる組織線量当量と内部被ばくによる組織 p 第六条第三号及び第四号に規定する組織線量当量は、 定により算出した内部被ばくによる組織線量当量とすること。 一部被ばくによる組織線量当量は、 第二十四条第三項の 次に規

1 外部被ばくによる組織線量当量は、 腹部における一センチ

口 定により算出した内部被ばくによる実効線量当量とすること。 ートル線量当量とすること。 内部被ばくによる組織線量当量は、 第二十四条第二項の

規

(健康診断に係る線量当量)

第二十六条 号の組織線量当量限度を除く。)のそれぞれ十分の三とする。 実効線量当量限度及び組織線量当量限度 規則第二十二条第一項第二号に規定する線量当量は、 (第六条第三号及び第四

(緊急作業に係る線量当量限度)

第二十七条 (一センチメート 当量限度は、実効線量当量について百ミリシーベルトとする。 規則第二十九条第二項に規定する緊急作業に係る線量 ル線量当量等)

第三十一条 電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエツクス線を 及び七十マイ ですることができる。 以下この条において同じ。)の種類に応じて次の式により計 <u>ー</u>セ ク p ンチメートル線量当量、三ミリメート メート ル線量当量については、 放射線 ル線量当量 含 ガ

 $H = f_x D$

のとする。 この式において、 H, fx及びDは、 それぞれ次の値を表すも

Η ルト) 量又は七十マイクロ ーセンチメー トル線量当量、 بر ا トル線量当量 三ミリメート 一単 位 ル線量当 シー

fx る値 二欄、三ミリ 十マイクロメ さに応じて、 別表第四の第一 ý l ーセンチメートル線量当量にあつては第 1 トル線量当量にあつては第四欄に掲げ トル線量当量にあつては第三欄、七 欄に掲げる放射線のエネルギーの強

放射線が中性子線である場合 D 自由空間中の空気吸収線量 (単位 グレイ)

 $H = f_n \phi$

 \equiv

ものとする。 この式において、 H fN及びψは、 それぞれ次の値を表わす

Η ルト) 量又は七十マイクロ 一センチメー ٢ ル線量当量、 メートル線量当量 三ミリメート (単位 ル 線量当 シーベ

fn 二欄、三ミリメートル線量当量にあつては第三欄、 さに応じて、一センチメートル線量当量にあつては第 別表第五の第一欄に掲げる放射線のエネルギ i ・の強

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)

る値 十マイクロメートル線量当量にあつては第四欄に掲げ 自由空間 中の粒子フルエ (単位 毎平方セ

ン ス

個

ψ

ごとに計算した一センチメー 放射線の種類が二種類以上ある場合にあつては、 チ メートル) トル線量当量、 三ミリ メート 放射線の種類 ŀ

2

量当量又は七十マイクロメー との和をもつて、 <u>-</u>セ ン チメートル線量当量、 ۲ ル線量当量とする。 三ミリ

当量又は七十マイクロメ

l ŀ

ル線量当量のそれぞれの線量当量ご

線量

ķ ı

ル 線

別表第1 (第7条、第14条及び第24条関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空気中濃度限度等 (注:主要6元素の部分だけを示す)

	第 1 円		第 2 間	第 3 日	第 4 稿	第 5 福	第6日	第7日
	放射性同位元素の種類		ſ,	吸入摂取した場合における年摂取限度 (括弧は、当該	経口摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該	空気中逸 度限度	排気中又 は空気中 の譲度限 度	排液中又 は排水中 の濃度限 度
枝種	化 学 形	吸入の 区分	,,	制機の組織稼量 当量に係る年摂 取限度)	知識の組織線量 当量に係る年摂 取限度)	(Bq/cal)	(Bg/cal)	(Bq/cal)
				(04)	104)	(0q/CE/	(04/04/	(04/08/
'Н 'Н	元霖状トリチウム トリチウム水		1	2, 9×10*	2,9×10°	2 × 10 ° 7 × 10 °	9 × 10 ° 5 × 10 °	6 × 10'
**C o	酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機鎮化合物(経		0. 3		5. 7×10 ⁷			1 ×10*
**C o	口摂取) 酸化物、水酸化物及びトレーサ量で軽口摂		0. 05		4.5×10°			9×10-1
**C o	取されたすべての無機化合物(経口摂取) 酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸	w	0. 05	1.0×10*		3×10-2	2 × 10-4	
"C o	塩以外のもの 酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸	Y	0, 05	9, 5×10 ⁷		3×10-1	2 × 10-4	
**C o	塩 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機算化合物(経		0. 3		1.5×10*			3×10·1
**C o	口摂取) 酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂 取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0. 05		1.9×10'			4×10-'
**C o	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.05	1.1×10'	ļ	4×10-	3×10.	
**C o	**C o の吸入の区分がY のものに同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機等化合物(経	Y	0, 05 0, 3	7.0×10*	1.6×10°	2×10-3	2×10-1	3×10*
*7 C, 0	口摂取) 酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取) 取されたすべての無限化合物(経口摂取)		0, 05		2.7×10°			6×10°
17C o	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.05	1, 0×10°		3×10-2	2×10-	
"Co	**C。の吸入の区分がYのものに同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機輸化合物(経 口摂取)	Y	0. 05 0. 3	2.5×10*	5. 3×10 ⁷	9×10-*	6×10-3	1×10°
**C o	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取 取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0. 05		6. 4×10°			1 × 10°
**C o	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	W	0, 05	4.0×10°		1×10-7	1 × 10-4	
**C o	33C の吸入の区分がYのものに同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機舗化合物(経 口摂取)	Y	0, 05 0. 3	2.6×10*	2. 4×10°	9 × 10-1	6.×10-1	5 × 10'
***C o	一般化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0, 05		2. 0×10°			4 × 10'
***C o	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.05	3, 3×10*	!	1×10°	8 × 10-3	
***C o	**Coの吸入の区分がYのものに同じ 散化物、水酸化物以外のすべての無酸化合物で担体がある場合及び有機額化合物(経	Y	0, 05 0, 3	2.4×10°	7.1×10°	8×10-'	6×10-,	1 ×10-,
**C o	口摂取) 酸化物、水酸化物及びトレーサ量で軽口摂 取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0, 05		1.8×10'			4 × 10 · ¹
**C o	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	w	0, 05	6. 2×10°		2×10.3	1 × 10-3	
**C o	**Coの吸入の区分がYのものに同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機铸化合物(経	Y	0, 05 0, 3	1.2×10*	5. 3×10 ^{1*}	4×10-*	3×10-*	1×10°
***C o	回抵取り 放化物、水酸化物及びトレーサ量で経口抵 取されたすべての無酸化合物(経口摂取)		0. 05		(3.5×10 ¹⁰) 間、壁 5.3×10 ¹⁰ (3.5×10 ¹⁰)	Name and Associated Street, and Associated St		1 × 10 a
***C o ***C o **C o	**C のの吸入の区分がWのものに同じ **C のの吸入の区分がYのものに同じ **C のの吸入の区分がYのものに同じ ・酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物 ・物で担体がある場合及び有機線化合物(経	W Y	0, 05 0, 05 0, 3	1. 4×10'' 1. 0×10''	7.8×10*	5 × 10'	3 × 10-1	2×10'
*¹C o	口摂取) 酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂 取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0. 05		7. 2×10°			1 × 10 ·
"Co	**Coの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.05	2.2×10°		8 × 10-'	5×10-1	

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)

5

tite
州
放射線を放出する
放出
する
同
2
素
の粉
a
等た
定定
めって
件
る同位元素の数量等を定める件(抄)

	第 1 程		第2日	第 3 周	第4個	第5日	第6周	第7個
	放射性同位元素の種類		ſ,	吸入摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該 組織の組織線量	経口摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該 超機の組織線量	空気中線 皮限皮	排気中又 は空気中 の適度限 度	排放中又 は排水中 の選皮限 度
技種	化 学 形	吸入の 区分		当量に係る年摂 取限度)	当量に係る年摂 収限度)	(P= (-1)	(Da /1)	(0. (. 1)
				(Bq)	(Bq)	(Bq/cal)	(Bq/csl)	(Bq/csl)
*1C o	**C。の吸入の区分がYのものに同じ 酸化物、水酸化物以外のすべての無機化合物で担体がある場合及び有機銷化合物(経 口摂取)	Y	0. 05 0. 3	2.0×10°	1.9×10° (1.3×10°)	7×10-1	5×10-*	4×10'
*2°C 0	酸化物、水酸化物及びトレーサ量で経口摂取されたすべての無機化合物(経口摂取)		0. 05		1,9×10° (1,3×10°)			4×10'
***C o	**C o の吸入の区分がWのものに同じ **C o の吸入の区分がYのものに同じ	W Y	0. 05 0. 05	6, 1×10° 5, 8×10°		2×10*	1 ×10-2	
"Sr	ストロンチウムの可溶性の塩 (経口摂取) メタチタン酸ストロンチウム (経口摂取)		0.01	}	1.6×10* 1.5×10*			3×10' 3×10'
**S T	メタチタン酸ストロンチウムを除くすべて	D	0. 3	4. 0×10°	1.3~10	1 ×10-1	1 × 10-*	3 ~ 10
••s r	の可熔性化合物 メタチタン酸ストロンチウム及びすべての	Y	0. 01	4.5×10°		2×10-1	1×10-*	
'Sr	不溶性化合物 ストロンチウムの可溶性の塩 (経口摂取)		0, 3		9.3×10			2×10'
"S r	メタチタン酸ストロンチウム (経口摂取) **Sェの吸入の区分がDのものに同じ	D	0. 01 0. 3	2.7×10*	8.4×10*	9 × 10-1	6 × 10-1	2×10'
*1Sr	**Srの収入の区分がYのものに同じ	Y	0.01	2.9×10°		1 × 10*	7×10-*	ĺ.
**S r **S r	ストロンチウムの可溶性の塩(経口摂取) メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取)		0. 3 0. 01		5.7×10* 8.6×10* 7.0×10* 大概下部壁)			1 ×10-1 2 ×10-1
**S r	**S r の吸入の区分がDのものに同じ	D	0.3	5.4×10°	7,45 1 002	2 × 10-3	1 ×10-1	ļ
**S r	**Srの吸入の区分がYのものに同じ ストロンチウムの可溶性の塩(経口摂取)	Y	0.01 0.3	3.3×10°	1, 0×10*	1 × 10-*	8×10-	2×10°
"S r "S r	メタチタン酸ストロンチウム (経口摂取)	_ n	0.01	2.5×10*	8. 2×10 ⁷	9 × 10-2	6×10-4	2×10°
"Sr	**Srの吸入の区分がDのものに同じ**Srの吸入の区分がYのものに同じ	D Y	0.3	1. 3×10*		5 × 10-3	3×10-4	
** S r ** S r	ストロンチウムの可溶性の塩(軽口摂取) メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取)		0.3 0.01		9. 4×10 ⁷ 1. 3×10 ⁸			2 × 10° 3 × 10°
** S r	**Srの吸入の区分がDのものに同じ	D	0.3	9.6×10'	1.0.10	3×10-2	2 × 10-4	
**S r	**Srの吸入の区分がYのものに同じ ストロンチウムの可溶性の塩(経口摂取)	Y	0.01 0.3	5. 8×10 ^r	8, 2×10*	2 × 10-2	1 × 10-4	2×107
*** S r	メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取)		0.01	0.011016	7.9×10°	8×10*	5 × 10-2	2 × 102
***S r ***S r	Srの吸入の区分がDのものに同じSrの吸入の区分がYのものに同じ	D	0.3 0.01	2. 2×10'° 3. 2×10'°		1 × 10'	8 × 10-1	
"*S г "*S г	ストロンチウムの可容性の塩(経口摂取) メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取)		0. 3 0. 01		1, 7×10° 1, 5×10°		İ	4×10' 3×10'
***S r	**Srの吸入の区分がDのものに同じ	D	0.3	4. 8×10°		2×10°	1 ×10-2	
***Sr **Sr	**Srの吸入の区分がYのものに同じ ストロンチウムの可溶性の塩(経口摂取)	Y	0. 01 0. 3	5.7×10°	2.3×10*	2×10°	1 × 10-3	5 × 10-1
**S r	メタチタン酸ストロンチウム (経口摂取)		0.01	,	2.1×10 ⁷ (1.7×10 ⁷)			4 × 10-1
					(大騎下部壁)		7	
"S r	**Srの吸入の区分がDのものに同じ **Srの吸入の区分がYのものに同じ	D	0. 3 0. 01	3. 1×10° 5. 0×10°		1 ×10-3	7 × 10-1	
** S г	ストロンチウムの可溶性の塩 (経口摂取)		0, 3		1, 3×10°			3×10-*
					(1.1×10°) 骨表面)			
**S r	メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取) **Srの吸入の区分がDのものに同じ	D	0. 01 0. 3	8. 0×10 ⁵ 6. 8×10 ⁵ (6. 8×10 ⁵)	1.5×10'	2×10-4	2 × 10-*	3 × 10-,
**Sr	**Srの吸入の区分がYのものに同じ	Y	0.01	骨表面) 1.4×10*		5 × 10-5	3 × 10-7	
*1 S r	ストロンチウムの可溶性の塩 (経口摂取)	١ '	0.3	1,7710	7, 8×10 ⁷	0 10	0 - 10	2×10°
"S r	メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取) ■Srの吸入の区分がDのものに同じ	D	0. 01 0. 3	2. 2×10*	6. 0×10 ¹	8×10-2	5 × 10-	1 ×10°
* 'S r	**S r の吸入の区分がYのものに同じ	Y	0.01	1. 2×10*	1 1 10 104	4 × 10-2	3×10-4	2 ×10°
***S r ***S r	ストロンチウムの可溶性の塩(経口摂取) メタチタン酸ストロンチウム(経口摂取)		0. 3 0. 01		1. 1×10* 9. 8×10°			2 × 10°
11 S r	**Srの吸入の区分がDのものに同じ	D	0.3	3. 4×10*		1×10-1	8×10-4	
**S r	**Srの収入の区分がYのものに同じ	Y	0, 01	2.4×10*		8 × 10-3	6 × 10-4	

	第 1 欄		第 2 福	第 3 稿	第 4 日	第5日	第6欄	第 7 期	
核種	放射性同位元素の種類 化 学 形	吸入の 区分	ſ,	吸入摂取した場合に対した の限例では、当該 が関係の が関係の が関係の が関係の が関度 が関度 が関度 が関度 が関度 が関度 が関度 が関度	経口摂取した場合に摂り 合に限度、 低極のは、 当該の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	空気中濃度限度	排気中又 は空気中 の濃度限 度	排液中又 は排水中 の適度限 度	
				(Bq)	(Bq)	(Bq/ca/)	(Bq/cal)	(Bq/cm²)	ĺ
125 C S	すべての化合物	D	1	5, 4×10°	3.3×10° (2.0×10°)	2×10*	1 ×10-2	7×10'	
IIICs IIICs IIICs	すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物	D D D	1 1	3.5×10° 1.2×10° 6.9×10°	2.3×10° 8.5×10° 3.8×10° (2.2×10°)	1 ×10° 4 ×10° 2 ×10°	8 × 10 ⁻³ 3 × 10 ⁻³ 2 × 10 ⁻³	5 × 10' 2 × 10' 8 × 10'	1
131 C S 133 C S 134 C S 134 B C S	すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物	D D D	1 1 1	1. 1×10° 1. 4×10° 3. 9×10° 5. 1×10°	7. 6×10° 1. 0×10° 2. 5×10° 4. 4×10° 4. 1×10°	4×10 ⁻¹ 5×10 ⁻² 1×10 ⁻³ 2×10°	3×10-3 3×10-4 9×10-8 1×10-3	5 × 10-*	()
135 C S 131 C S 136 C S 137 C S 138 C S	すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物 すべての化合物	D D D D	1 1 1 1	4. 0×10 ⁷ 7. 3×10 ⁸ 2. 4×10 ⁷ 5. 7×10 ⁸ 2. 1×10 ⁸	写 壁) 2.6×10° 3.6×10° 1.6×10° 3.6×10° 1.1×10° (7.1×10°)	1 × 10 ⁻² 3 × 10 ⁴ 8 × 10 ⁻³ 2 × 10 ⁻³ 7 × 10 ⁻¹	1 ×10 ⁻⁴ 2 ×10 ⁻² 6 ×10 ⁻³ 1 ×10 ⁻³ 5 ×10 ⁻³	5 × 10 ⁻¹ 7 × 10 ¹ 3 × 10 ⁻¹ 7 × 10 ⁻² 2 × 10 ¹	1
***U	六価ウランの水溶性の無機化合物 (経口抵取)		0. 05		2.2×10 ⁵ { 1.4×10 ⁵ } { 青衰面 }			5×10-*	
***U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 三ウラン等、比較的不溶性の四番ウランの 化合物(経口摂取)		0, 002		1, 4×10*			3×10-2	
**•U	六フッ化ウラン、フッ化ウラニル及び硝酸 ウラニル等の化合物	D	0. 05	2.2×10 ⁴ { 1.5×10 ⁴ { 背表面 }		5×10-4	5×10-*		
***U	三酸化ウラン、四フッ化ウラン及び四塩化 ウラン等、吸入の区分Dのものと比較して 溶けにくい化合物	w	0, 05	1. 2×10*		4 ×10-6	3×10-*		
131 U	二酸化ウラン及び八酸化三ウラン 六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂 取)	Y	0, 002 0, 05	9. 6×10°	1.7×10* (1.6×10* (大騎下部壁)	3×10-*	2×10-	4×10°	
""U	四ファ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 三ウラン等、比較的不熔性の四個ウランの 化合物(経口摂取)		0. 002		1.6×10* (1.6×10* (大腸下部壁)			3×10*	
231U	************************************	D W	0. 05 0. 05	2.9×10* 2.1×10*	-	1 ×10-1 7 ×10-2	7 × 10 ⁻⁴ 5 × 10 ⁻⁴		
""U	23************************************	Ÿ	0. 03 0. 002 0. 05	1. 7×10*	1. 4×10° (7.5×10°)	6 × 10-3	4 × 10-4	3×10-3	
""U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 三ウラン等、比較的不溶性の四個ウランの		0. 002		2.7×10° 1.8×10°			6×10-2	
""V	化合物(経口摂取) ************************************	D	0, 05	1.5×10* 7.8×10* (骨表面)		3 × 10-4	4×10-*		
332U	***Uの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.05	1. 3×10*		5×10-4	3×10-		
337g	*************************************	Y	0, 002	2.7×10²	0.0	9×10-*	6 × 10-1		
0	六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂取)		0. 05		6.9×10°			1 × 10-2	
""U	四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 三ウラン等、比較的不溶性の四個ウランの 化合物(経口摂取)		0, 002		、 骨表面 / 7.3×10°			2×10-1	
U	*********************************	Đ	0. 05	6.7×10* { 4.5×10* { 骨表面 }		2×10-5	2×10-7		7

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄

笙 12 第 2 円 第 3 潤 第 4 H 第5日 第6日 第7個 経口摂取した場 吸入摂取した場 排気中又 抹被中又 空気中途 放射性同位元素の種類 合における年摂 合における年摂 度限度 は空気中 は排水中 取限度 取限度 の濃度限 の適度関 (括弧は、当該 (括弧は、当該 f. 咁 組織の組織線量 胡雄の紅雄鏡骨 技 毯 化 类 Ħ4 収入の 当量に係る年摂 当量に係る年抵 区分 取限度) 取限度) (Ra) (Ra) (Bg/cs/) (Bo/cal) (8g/cs/) :::U ****Uの吸入の区分がWのものに同じ 0.05 2.6×104 9 × 10-1 6 × 10-1 ****U 1.3×10° 5 × 10-7 3 × 10-Y 0.002 274Ü 1 × 10-1 六偏ウランの水溶性の無機化合物(経口摂 0.05 7, 0×10° 4.5×10° 骨表面) 234U 四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 7.3×10° 2 × 10-1 0.002 三ウラン等、比較的不溶性の四種ウランの 化合物 (経口摂取) 234[] 2×10-5 ***Uの吸入の区分がDのものに同じ D 0.05 6.9×10* 2 × 10-1 4.5×104 骨裏面 ***U ***Uの吸入の区分がWのものに同じ w 0.05 2.6×10* 9 × 10-6 6 × 10-234U 5×10-1 3 × 10-Y 0.002 1.3×10° *** [] 六篇カランの水溶性の無機化合物(経口抵 7.3×10° 2 × 10-2 0.05 5. 0×10° HY) 骨表面 ***U 7.3×10* 2 × 10-1 四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 0.002 三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの 化合物 (経口摂取) 235 U ***Uの扱入の区分がDのものに同じ D 0.057.5×10° 2 × 10-1 2 × 10-1 5.0×104 骨表面 ***U 2.7×10° 9 × 10-4 6 × 10-***Uの吸入の区分がWのものに同じ w 0.055 × 10-7 0.002 L5×10° 4 × 10-1 ***U 2×10-3 0.05 7.4×10° 六価ウランの水溶性の無機化合物(軽口摂 4.5×10* By) 骨袋面 """U 四ファ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 0.002 7,7×10* 2 × 10 · 1 三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの 化合物 (鞋口抵取) 2 × 10-1 228[] ***Uの吸入の区分がDのものに同じ 0.05 7.2×104 2 × 10-5.0×104 肾表面 ***U 9 × 10-4 6 × 10-w 0.05 2.7×104 235U 5 × 10-7 3×10-0.002 1.4×10° 7. 1×10° 2270 六価ウランの水溶性の原機化合物(経口摂 0.05 1 × 10° By) 5.8×10* 大腸下部壁) 237U 6.8×10* 1 × 10° 四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 0.002 5.6×107 三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの { 大锅下部壁 } 化合物 (経口摂取) ""U 1.0×10° 3 × 10-2 2 × 10-4 ***Uの吸入の区分がDのものに同じ D 0.05 237 U 2 × 10-2 6.3×10° 2 × 10-4 w 0.05 337 Ü 2 × 10-1 0.002 5.6×10° 1 × 10-4 234 U 2 × 10-2 7.9×10° 六偏ウランの水溶性の無機化合物(経口摂 0.05 5.0×10° 骨疫面 ***U 8.1×10* 2 × 10-4 四ファ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 0.002 三ウラン等、比較的不溶性の四価ウランの 化合物 (経口摂取) 230 U ***Uの吸入の区分がDのものに同じ 0.05 7.7×10° 2 × 10- \$ 2 × 10-7 D 5.1×10° 骨表面 ***U 2.9×104 1 × 10-3 7 × 10-* ***Uの吸入の区分がWのものに同じ 0.05 5 × 10-7 230 U 1.5×10° 4 × 10-* 0.002 ***U 5 × 101 2. 4×10° 六価ウランの水溶性の無機化合物(経口摂 0.05 取) 2377 四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 0,002 2.4×103 5 × 10° 三ウラン等、比較的不溶性の四倍ウランの 化合物 (経口摂取) 111U 6.8×10° 2×10-2 ***Uの收入の区分がDのものに同じ 0.05 2 × 10° 239U ***Uの吸入の区分がWのものに同じ 2 × 10° 1 ×10-2 W 0.05 6.1×10* ***U 1 × 10-2 5. 6×10° 2×10° Υ 0.002

五七

	第 1 編		第 2 間	第 3 間	第 4 櫛	第 5 福	第6個	第7日
核脂	放射性同位元素の種類 化 学 形	吸入の	f,	吸入摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該 組織の組織容量 当豊に係る年摂	経口摂取した場合における年摂取度 取限度 (括弧は、当該 組織の組織線 当量に係る年摂	空気中渡 度限度	排気中又 は空気中 の譲度限 度	排液中又 は排水中 の濃度限 度
		区分		取限度) (Bq)	取限度) (Bq)	(Bq/cal)	(Bq/cal)	(Bq/cal)
יייט	六番ゥランの水溶性の無機化合物(経口抵 配)		0. 05		4, 6×10°			1×10*
***U	取) 四フッ化ウラン、二酸化ウラン及び八酸化 三ウラン等、比較的不熔性の四番クランの 化合物 (経口摂取)		0, 002		4.5×10°			9 × 10· '
։ Մ Մ	************************************	D W Y	0. 05 0, 05 0. 002	1. 3×10° 1. 0×10° 8. 5×10°		5 × 10-2 3 × 10-2	3 × 10 ⁻⁴ 2 × 10 ⁻⁴ 2 × 10 ⁻⁴	
***Pu ***Pu ***Pu ***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(軽口摂取) 硝酸塩(経口摂取) 酸化物(経口摂取) 酸化物(経口摂取) 酸化物以外のもの	w	0. 001 0. 0001 0. 00001 0. 001	7.7×10	3. 0×10* 3. 3×10* 3. 3×10*	3×10-*	2×10-3	6 × 10° 7 × 10° 7 × 10°
***Pu ***Pu ***Pu ***Pu ***Pu	酸化物 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取) 硝酸塩(経口摂取) 酸化物(経口摂取) ***Puの吸入の区分がWのものに同じ	Y W	0. 00001 0. 001 0. 0001 0. 00001 0. 001	6. 9×10	3. 2×10'* 3. 2×10'* 3. 2×10'*	2 × 10-3	2×10-3	7 × 10 ² 7 × 10 ³ 7 × 10 ²
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものに同じ ***Puの吸入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)	Ÿ	0, 00001 0, 0001	1. 0×10''	1.5×10° { 8.6×10° 骨表面 }	3×10'	2×10-1	3×10-*
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0. 0001		1.3×10* (8.6×10* (背表面)			3×10-1
***Pu ***Pu	酸化物(軽口摂取) ***Puの吸入の区分がWのものに同じ	w	0, 00001 0, 001	1.2×10° (7.1×10° (資表面)	6. 3×10*	2×10-1	3×10.,	1 ×10-'
Pu ***Pu ***Pu *Pu	***Puの吸入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取) 硝酸塩 (経口摂取) 酸化物 (経口摂取)	Υ	0. 0001 0. 001 0. 0001 0. 00001	1.5×10*	4. 8×10* 4. 8×10* 4. 8×10*	5×10-7	4 × 10-*	1 × 10' 1 × 10' 1 × 10'
***Pu ***Pu ***Pu	***・Puの吸入の区分がWのものに同じ ***・Puの吸入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)	W Y	0. 001 0. 00001 0. 001	1. 2×10° 1. 2×10°	5.7×10° (3.1×10° (青表面)	4×10-2	3×10-4	1×10-*
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0.0001		5.7×10* (3.1×10*) (背表面)			1×10.3
***Pu	酸化物 (経口摂取)		0.00001		3.7×10° (3.1×10° (背衰面)			8×10-*
***Рц	***P uの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.001	4.7×10 ² { 2.6×10 ² 骨表面 }		9×10-3	1×10-*	
***Pu ***Pu	334Puの収入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)	Y	0, 00001 0, 001	6. 5×10²	5.1×10 ⁴ { 2.7×10 ⁴ { 骨表面 }	2×10-'	2×10-*	1×10-*
***Pu	硝酸塩(経口摂取)		0, 0001		5.1×10 ⁵ (2.7×10 ⁵ (骨表面)			1 ×10-1
***Pu	酸化物 (経口摂取)		0, 00001		3.5×10 ⁴ (2.7×10 ⁴ (青表面)			7×10-3
***Pu	***P u の吸入の区分がWのものに同じ	w	0.001	4.2×10 ² (2.2×10 ² (背表面)		8×10-*	1×10-*	
***Pu	***Puの吸入の区分がYのものに同じ	Y	0.00001	6.1×10 [*] 5.9×10 [*] (背表面)		2×10-7	1×10-	

» ·· ·	F ₃ (第 ₄ 1 / [4]	,	第2個	第 3 間	第 4 日	第 5 福	第6日	第7日
, 45 	放射性同位元素の種類		f,	吸入摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該	経口摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該	空気中濃 度限度	排気中又 は空気中 の濃度限 変	排液中 は排水中 の濃度 度
技種	化 学 形	吸入の 区分		組織の組織深量 当量に係る年摂 取限度) (Bq)	組織の組織線量 当量に係る年摂 取限度) (Bq)	(Bq/csl)	(8q/csl)	(Bq/cul)
· · · P u	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0. 001	(64)	5. 1×10 ⁴	(04/02)	(84702)	1 × 10
Ри	版103次の制設権以外のもの(経口批政)	-	0, 001		5.1×10° 2.7×10° 骨表面)			1 × 10
***P u	硝酸塩 (経口摂取)		0, 0001		5, 1×10° (2, 7×10°			1 × 10
***Pu	酸化物 (縒口抵取) ←		0, 00001		骨表面 3.5×10* 2.7×10* 骨表面			7 × 10
*** P u	***P u の吸入の区分がWのものに同じ	w	0.001	4. 2×10° (2. 2×10° (存本店)	· 阿农园 /	8 × 10-*	1×10-*	
***Pu	³³⁴P uの吸入の区分がYのものに同じ	Y	0. 00001	6. 1×10° (5. 9×10°)		2×10-7	1×10-*	
HP u	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0. 001	背表面	2.6×10° (1.4×10°			5×10
· Pu	· 硝酸塩(種口摂取)		0. 0001		(1.4×10) 骨表面) 2.6×10' (1.4×10')			5 × 10
'''Pu	酸化物 (経口摂取)		0. 00001		骨表面 2.4×10* (1.4×10*)			5 × 10
'"Pu	***P uの吸入の区分がWのものに同じ	w	0, 001	2.1×10* (1.1×10*)	· 骨表面)	4×10-4	5×10-*	
1 P u	*P u の吸入の区分がYのものに同じ	Y	0. 00001	情表面 3.7×10 ⁴ 2.7×10 ⁴ 情表面		9×10-4	9×10-*	
212 P u	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)		0, 001	м 42.ш	5.4×10 ⁴ (2.9×10 ⁴ (骨表面)			1 × 10
*** P u	硝酸塩(経口摂取)		0. 0001		5, 4×10° (2, 9×10°)			1 × 10
*** P u	酸化物(経口摂取)		0. 00001		「 背表面 」 3.7×10* 2.9×10* (ひまで)			8 × 10
****P u	***Puの吸入の区分がWのものに同じ	w	0.001	4.5×10 ² (2.5×10 ²)	1 骨表面 3	9×10-*	1 ×10-*	
ı.ıP a	***P uの吸入の区分がYのものに同じ	Y	0.00001	6.4×10 ² 6.3×10 ²		2×10-*	2 × 10-•	
***Pu ***Pu ***Pu ***Pu	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取) 硝酸塩(経口摂取) 酸化物(経口摂取)	w	0. 001 0. 0001 0. 00001	HAM	5. 6×10° 5. 5×10° 5. 5×10°	£ w10c1	3×10-*	1 ×10 1 ×10 1 ×10
***Pu ***Pu	3*4 P u の収入の区分がWのものに同じ 3*4 P u の収入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)	Y	0, 001 0, 00001 0, 001	1.3×10°	5.5×10° (2.9×10°)	5 × 10-1 5 × 10-1	3×10-3	1 ×10
211Pu	- 硝酸塩(経口摂取)		0. 0001		付表面 5.5×10* c 2.9×10*			1 × 10
***Pu	酸化物 (経口摂取)		0. 00001		情表面 3.2×10* 2.9×10*			7 × 10
***Pu	゚゚゚゚゚゚゚P u の吸入の区分がWのものに同じ	w	0.001	4.5×10² 2.5×10² (骨表面)	特表面 !	9 × 10-*	1 ×10-*	

五九

	第 1 福		第 2 開	第 3 欄	第 4 欄	第 5 概	第6篇	第7日
	放射性同位元素の種類		ſ,	吸入摂取した場 合における年摂 取限度 (括弧は、当該	経口摂取した場合における年摂 取限度 (括弧は、当該	空気中濃 度限度	排気中又 は空気中 の濃度限 度	排液中又 は排水中 の濃度限 度
恢磁	化 学 形	吸入の 区分	1,	相端の組織線量 当最に係る年摂 取限度)	相様の組織球量 当量に係る年摂 取限度) (Bq)	(8q/cal)	(Bq/cal)	(Bq/cal)
244 P u	***Puの収入の区分がYのものに同じ	Y	0. 00001	6. 5×10²		2×10-1	2 × 10 · *	
245 P U 245 P U 245 P U 245 P U 245 P U	酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取) 硝酸塩(経口摂取) 酸化物(経口摂取) ***・Puの吸入の区分がWのものに同じ ***・Puの吸入の区分がYのものに同じ 酸化物及び硝酸塩以外のもの(経口摂取)	w Y	0.001 0.0001 0.00001 0.001 0.00001 0.001	[6.4×10°] 骨表面 1.6×10° 1.4×10°	7. 1×10° 7. 1×10° 7. 1×10° 1. 5×10°	6 × 10-1	4×10-4 3×10-4	1 × 10° 1 × 10° 1 × 10°
248 P u	硝酸塩(経口摂取)		0. 0001		大陽下部壁 1,5×10° (1,2×10°)			3×10-'
248 Pu	酸化物(経口摂取)		0. 00001		大馬下部壁) 1.5×10° (1.2×10° 大傷下部壁)			3×10-'
244 P u 244 P u	***P u の吸入の区分がWのものに同じ ***P u の吸入の区分がYのものに同じ	W Y	0. 001 0. 00001	8. 8×10° 9. 2×10°	、大幅上的第二	3×10-,		

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄)

五三〇

別表第2 (第7条及び第14条関係)

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第1に 掲げられていない場合の空気中濃度限度等

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
放射性同位元素 の区分	空気中濃度限度 (Bq/cm²)	排気中又は空気 中 の 濃 度 限 度 (Bq/㎝)	排液中又は排水 中の濃度限度 (Bq/㎡)
アルファ線を放 出する放射性同 位元素	5×10 ⁻⁹	6×10 ⁻¹¹	1×10-4
アルファ線を放 出しない放射性 同位元素	3×10 ⁻⁷	4×10 ⁻⁹	5×10 ⁻⁴

別表第3 (第8条関係)

表面密度限度

区	分	密度 (Bq/cm²)
アルファ線を放出する放射性同	位元素	4
アルファ線を放出しない放射性	同位元素	40

別表第4 (第31条関係) 自由空間中の空気吸収線量が1グレイである場合の線量当量

日田王町干り主刈炊	状脉黒が1クレイ し	める物口の林里日里	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
エックス線又は ガンマ線のエネ ルギー	1センチメート ル線量当量	3ミリメートル 線量当量	70マイクロメー トル線量当量
(MeV)	(Sv)	(Sv)	(Sv)
0.010	0.010	0.271	0.930
0.015	0.271	0.686	0.974
0.020	0.601	0.917	1.02
0.030	1.09	1.19	1.19
0.040	1.43	1.42	1.38
0.050	1.63	1.59	1.52
0.060	1.74	1.67	1.58
0.080	1.73	1.66	1.59
0.10	1.65	1.60	1.55
0.15	1.49	1.46	1.42
0.20	1.38	1.36	1.34
0.30	1.31	1.30	1.28
0.40	1.26	1.25	1.24
0.50	1.21	1.22	1.21
0.60	1.19	1.20	1.19
0.80	1.16	1.18	1.18
1.0	1.14	1.16	1.16
1.5	1.13	1.14	1.15
2.0	1.13	1.13	1.14
3.0	1.12	1.13	1.13
4.0	1.11	1.12	1.13
5.0	1.11	1.12	1.12

1.09 備考 該当値がないときは、補間法によって計算する。

1.10

1.09

1.11

1.10

1.11

1.11

1.11

1.11

6.0

8.0

10

別表第5 (第31条関係)

自由空間中の粒子フルエンスが1平方センチメートル当たり10¹²個である場合の線 量当量

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
中性子のエネル ギー	1センチメート ル線量当量	3ミリメートル 線量当量	70マイクロメー トル線量当量
(MeV)	(Sv)	(Sv)	(Sv)
2.5×10 ⁻⁸	8.00	8.80	7.20
1.0×10 ⁻⁷	10.4	8.50	5.50
1.0×10 ⁻⁶	11.2	6.90	3.70
1.0×10 ⁻⁵	9.20	5.30	2.80
1.0×10-4	7.10	4.40	2.50
1.0×10 ⁻³	6.20	3.90	2.80
1.0×10 ⁻²	8.60	9.20	8.90
2.0×10 ⁻²	14.6	18.3	18.2
5.0×10 ⁻²	35.0	48.1	46.6
1.0×10 ⁻¹	69.0	95.0	95.0
2.0×10 ⁻¹	126	186	168
5.0×10 ⁻¹	258	266	219
1.0	340	332	292
1.5	362	344	292
2.0	352	335	283
3.0	380	358	305
4.0	409	387	329
5.0	378	358	301
6.0	383	364	302
7.0	403	384	312
8.0	417	407	341
1.0×10 ¹	446	446	368
1.4×10¹	520	520	359
1.7×10¹	610	610	421
2.0×10 ¹	650	670	516

備考 該当値がないときは、補間法によって計算する。

外における運搬つて汚染された る細 目等を定める告示 に関する技 上事が

、科学技術庁告示第七号、平成二年十一月二十八日、

規則 の全部を改正する告示を次のように定め、平成三年一月一日から適 準に係る細目等を定める告示(昭和五十五年科学技術庁告示第九号 染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基 三の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚 第十八条の十、第十八条の十一、第十八条の十二及び第十八条の十 の四、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の七、第十八条の九、 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行 (昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三、第十八条

体

(用語)

用する

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等によ いう。)において使用する用語の例による。 る放射線障害の防止に関する法律施行規則 (以下 「規則」と

放射性同位元素等の放射性同位元素の濃度

(事業所等の外における運搬に関する技術上の基準の適用されない

古

七十四ベクレル毎グラムとする。 規則第十八条の三第一項に定める放射性同位元素の濃度は、

(L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等)

第三条 規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放 する放射性同位元素等とする。 射性同位元素等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当

もの じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有する 放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応

財性 同位元素等の区分 財性同位元素等」という。) 外接する直方体の少なくとも一 の、衝撃試験及び打撃試験(長さり、衝撃試験及び打撃試験(長さり、衝撃試験のであるところにより、衝撃試験のであること。											
放射能の量がの子分の一次の手がありまます。)の千分の一次は区分に応じ、又は区分に応じ、又は区分に応じ、人が、別表第一がら別表のが一欄に掲げる数に掲げる数の手がありまり。)の千分の一次の千分の一次の下「A」値」と	かつ、長さの幅に対する比率が十が十センチメートル以上であり、り、衝撃試験及び打撃試験(長さ		あること。	辺が○・五センチメートル以上で		形放射性同位元素等」という。)	る基準に適合するもの(以下「特別	封したカプセルであつて、次に掲げ	位元素等又は放射性同位元素等を密	容易に散逸しない固体状の放射性同	放射性同位元素等の区分
い 量 第 そ 類 放 六 第		う。)の千分の一	(以下「h値」とい	二欄に掲げる数量	れぞれ当該各表の第一	又は区分に応じ、そ	射性同位元素の種類	の第一欄に掲げる放	四まで及び別表第六	別表第一から別表第一	放射能の量

たまでの第一欄に掲 でる放射性同位元素 の種類又は区分に応 じ、それぞれ当該各 表の第三欄(別表第 四及び別表第五にあ つては、第二欄)に 相げる数量(以下 掲げる数量(以下		固
		体
	のこは、近冬式食、丁冬式食ながり上である放射性同位元素等にあり	

気			inte
その他の		 	液 体
特別形放射性同位元素等以外の	特別形放射性同位元素等	トリチウム	
Ae値の千分の一	Ai値の千分の一	〇・八テラベクレル	A₂値の一万分の一

イ 次の表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、機ものまれる放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合する一 時計その他の機器又は装置(以下「機器等」という。)に含

掲げる量を超えないこと。 現納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、そ器等一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、そ

基準に係る細目等を定める告示 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

			の 量	量射能の
体	特別	特別形放射性同位元素等	分の一 の百	A ₁ 値
固	特別	特別形放射性同位元素等以外のもの	分の一 の百	A ₂ 値
液	体		分 A₂ の一 千	分 A ₂ の 値の十
体	-	リチウム	ル ラベクレ テ	クレル
気) もの	特別形放射性同位元素等	分の一 の千	分 A ₁ の 一 百
	その他の	もの特別形放射性同位元素等以外の	分 A₂ 値 の千	分の一 一 百

線量当量率が	から十センチ	収納され、
線量当量率が百マイクロシーベルト毎時を超えないこと。	から十センチメートル離れた位置における一センチメートル	、又は包装されていない状態で当該機器等の表面
-ベルト毎時を	に位置における	ていない状態で
超えないこ-	一センチメ	つ当該機器等の
٥	ートル	の表面

「放射性」又は「Radioactive」の表示を有する

当該機器等(放射線発光塗料を用いたものを除く。)は

- に付着している放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に 放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器の内表面

密度が第十条に規定する密度の百倍を超えないこと。

適合するもの

当該容器に収納されていること。

容器は、き裂、破損等がなく、かつ、閉じられていること。

の下欄に掲げる放射能の量とする。 表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ同表 第四条 規則第十八条の三第一項第二号の長官の定める量は、次の

(A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の量の限度)

特別形放射性同位元素等	放射性同位元素等の区分
A ₁ 値	放射能の量
	別形放射性同位元素等

第五条 (低比放射性同位元素及び表面汚染物) 規則第十八条の三第二項の長官の定める低比放射性同位元

素は、次に掲げる各号の一に該当する放射

が十ミリシーベルト毎時を超えないものと から三メートル離れた位置における一セン 容器に収納することとした場合に、当該的

よるしやへいの効果は考慮しないこととす A2値に制限がない放射性同位元素等 いう。)

一 前号に掲げる放射性同位元素等以外の げる要件に適合するもの(以下「LS^

次の表の上欄の区分に応じ、同表の 放射能が当該放射性同位元素等の全

合するもの

	体	固	体	
			可燃性のもの	放射性同位元素等の区分
たりAa値の一万分のう。)が一グラム当	放射能濃度」とい能濃度(以下「平均にないて平均した放射	元素等の全体につつ、当該放射性同位のでである。	放射能の量がA2値	要
分の当	マリカリー	に位か	、A ₂ 、値	件

		一たりに直の一万分の一	
り ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水	気 体	う。)が一グラム当	
トリチウム水以外のもの		放射能濃度」とい	
り ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水 ・リチウム水		能濃度(以下「平均」	
・ リチウム水以外のもの		いるがにくなって対した放射	
可燃性以外のもの		アスタンに女寸	
可燃性以外のもの		元素等の全本この	
可燃性以外のもの	***************************************	つ、当該放射性司位	
可燃性以外のもの	祖しいません	の百倍を超えず、か	
可燃性以外のもの		放射能の量がA2値	
可燃性以外のもの		子	
可燃性以外のもの			
可燃性以外のもの			-
可燃性以外のもの			
可燃性以外のもの		の下欄に掲げる要件に適	\mathcal{O}
可燃性以外のもの	体	全体に分布しているもの	仝
可燃性以外のもの		A-Ⅱ」という。)	А
可燃性以外のもの	トリチウィ	のものであつて、次に掲	σ
可燃性以外のもの		(以下「LSA-I」と	
可燃性以外のもの		する。	っ
	固	とする。ただし、容器に	上
	可燃性以外	ンチメートル線量当量率	`/
		放射性同位元素等の表面	44
一を超えないこと。		射性同位元素等であつて、	北色

基準に係る細目等を定める告示放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

値の一万分の一を超が一グラム当たり42日倍を超えず、か

は考慮しないこととする。

毎時を超えないものとする。ただし、容器によるしやへいの効果

A-Ⅲ」という。) 元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの(以下「LS

ること。
イ 放射能が当該放射性同位元素等の全体に均一に分布してい

ハ 別記第二に定める浸漬試験を行つた場合に、水中への放射ないこと。 ロ 平均放射能濃度が一グラム当たり№値の五百分の一を超え

ないこと。 ニ 可燃性のものにあつては、放射能の量が≦値の百倍を超え

性同位元素の漏えい量がん値の十分の一を超えないこと。

納することとした場合に、当該汚染物の表面から三メートル離れもののうち、放射能の量が4種の百倍を超えず、かつ、容器に収「汚染物」という。)であつて、次に掲げる各号の一に該当する同位元素等によつて表面が汚染されたもの(以下この項において2 規則第十八条の三第二項の長官の定める表面汚染物は、放射性ないこと。

た位置における一センチメートル線量当量率が十ミリシーベルト

いう。) 表の下欄に掲げる密度を超えないもの(以下「SCO-I」と 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同

定 の ま る	おって、おって、	り ある表面 おそれが れて、人	扱いにお表面
位元素及びアルファ網をが出する低危険性の放射性同位元素	かにそながてレファ泉ミ女出上 6アルファ線を放出しない放射性同アルファ線を放出しない放射性同	る放射性同位元素 じ。)以外のアルファ線を放出す 放射性同位元素をいう。以下同 出する物理的半減期が十日未満の	放射性同位元素(アルファ線を放アルファ線を放出する低危険性の の 汚 染 の 区 分
かた たい カセンチメート		放出す トル	

	汚染の他の	う。)とい
低危険性の放射性同位元素位元素及びアルファ線を放出するアルファ線を放出するアルファ線を放出する	を放出する放射性同位元素放射性同位元素以外のアルファ線を放出する低危険性のアルファ線を放出する低危険性の	
メートル四十キロベクレ	ートル 毎平方センチメ 四キロベクレル	

表の下欄に掲げる密度を超えないもの(前号に定めるものを除 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同

						_	
ri E	手起 5 性	1 表	接近でき		表		, , 。 汉
アルファ線を放出しない放射性同	を放出する方象性同位プラ	放射性同位元素以外のアルファ線	アルファ線を放出する低危険性の		面の汚染の区分	I 2 6 6 7	い。以下「らこ)」「「こいう。」
四百ベクレル毎	j	平方センチメー	四十ベクレル毎		密度		
	团			染物の区分	低比放射性同位元素又は表面汚		
1		合	て運搬する場	専用積載とし		放射性輸送	
送 物 I		る場合	ないで運搬	専用積載し		送物の区グ	

基準に係る細目等を定める告示放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

低危険性の放射性同位元素 位元素及びアルファ線を放出する

| 平方センチメー

トル

		汚染	その他の	
アレファ泉ミ女呂ンよい女寸生司一人百テコベアン	を放出する放射性同位元素	放射性同位元素以外のアルファ線	アルファ線を放出する低危険性の	
しヨーコベティ	メートル	ル毎平方センチ	八十キロベクレ	

第六条 (低比放射性同位元素又は表面汚染物に係る放射性輸送物の区分) それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。 の上欄に掲げる低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分に応じ、 規則第十八条の三第二項の長官の定める区分は、次の表の 低危険性の放射性同位元素 位元素及びアルファ線を放出する アルファ網をが出しなりが身性同 パ百キロヘクレ ル毎平方センチ メートル

分

S A	1 — 1	染低物	£
液体又は気体	体	染物の区分	女けも可なさるくはそのラー
IP-1型輸	送物 I P - 1 型輸	合理搬する場専用積載とし	放身性軸 逆物の区分
IP-2型輸	送物 IP-I型輸	る場合ないで運搬す専用積載とし	牧の 区分

S C O I	S C O I	L S A · Ⅲ	L S A	国 国	L
II	Ī	III	液体又は気体	体	
送物 IP-2型輸	送物IP-I型輸	送物 IP-2型輸	送物 IP-2型輸	送物 IP-2型輸	送物
送物 IP-2型輸	送物IP-1型輸	送物 IP-3 型輸	送物	送物 IP-2型輪	送物

によって行うものとする。 定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の 規則第十八条の五第七号ただし書又は第八号ただし書の規

二 運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状 放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における一セン 量率、同条第八号ただし書の規定による承認の申請にあつては あつては放射性輸送物の表面における一センチメートル線量当 規則第十八条の五第七号ただし書の規定による承認の申請に

チメートル線量当量率 承認を受けようとする理由

運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

第九条 (一センチメートル線量当量率に乗ずる係数) 上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、そ 規則第十八条の五第八号の長官の定める係数は、

次の表の

れぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

規則第十八条の四第六号の長官の定める場合は、

(表示を要しない L型輸送物)

ル線量当量率に係る承認の申請書)

,			
	一平方メートルを超え五平方メートル以下	一平方メートル以下	コンテナ又はタンクの最大断面積の区分
	=		係数
			<u> </u>

五平方メート
五平方メートルを超え二十平方メートル以下
Ξ

(輸送物表面密度)

アルファ線を放出しない放射性同位元素 アルファ線を放出する放射性同位元素 放 射 性 同 位 元 素 の X 分 四ベクレル毎平方セ ○・四ベクレル毎平 ンチメートル 方センチメートル 率 度

(A型輸送物に係る一般の試験条件)

係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。第十一条の規則第十八条の五第十一号の長官の定めるA型輸送物に

(BM型輸送物に係る一般の試験条件)

第十二条 規則第十八条の六第二号の長官の定めるBM型輸送物に

(BM型輸送物に係る一般の試験条件の下における漏えい量)係る一般の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

百万分の一とする。 第十三条 規則第十八条の六第二号ロの長官の定める量は、46値の

(BM型輸送物に係る特別の試験条件)

に係る特別の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。第十四条 規則第十八条の六第三号の長官の定めるBM型輸送物に

(BM型輸送物に係る特別の試験条件の下における漏えい量)

する。ただし、クリプトン八五にあつては、百テラベクレルとす第十五条 規則第十八条の六第三号口の長官の定める量は、心値と

(BU型輸送物に係る一般の試験条件)

係る一般の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。第十六条の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

(BU型輸送物に係る特別の試験条件)

係る特別の試験条件は、別記第七に掲げる条件とする。 第十七条 規則第十八条の七第三号の長官の定めるBU型輸送物に

(IP-2型輸送物に係る一般の試験条件)

型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第八に掲げる条件とする。

第十八条 規則第十八条の九第一項第二号の長官の定めるIP-2

(IP-3型輸送物に係る一般の試験条件)

型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第九に掲げる条件とする。第十九条 規則第十八条の十第一項第二号の長官の定めるIP-3

基準に係る細目等を定める告示放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

五四二

(放射性輸送物としないで運搬できる低比放射性同位元素及び表面

第二十条 位元素は、LSA-Iとする。 規則第十八条の十一第一号の長官の定める低比放射性同

- OーIとする。 規則第十八条の十一第二号の長官の定める表面汚染物は、 S
- 表の下欄に掲げる密度とする。 次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同 規則第十八条の十一第二号ロただし書の長官の定める密度は、

アルファ線を放出しない放射性同位元素	アルファ線を放出する放射性同位元素	放射性同位元素の区分
ンチメートル四ベクレル毎平方セ	方センチメートル〇・四ベクレル毎平	密度

、特別措置に係る承認の申請書

第二十一条 各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。 規則第十八条の十二の規定による承認の申請は、 次の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状 運搬する物の表面及び表面から一メートル離れた位置におけ

る一センチメートル線量当量

五 運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置 講ずることが著しく困難である措置及びその理由

(危険物)

第二十二条 次の各号に掲げるものとする。 規則第十八条の十三第三号の長官の定める危険物は、

項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一

二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規 定する高圧ガス(消火器に封入したものを除く。)

揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつ

て、引火点が摂氏八十五度以下のもの

五 積比で十パーセントを超えるもの 前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、 酸の含有量が体

運搬を損なうおそれのある物

(運搬物の個数の制限)

第二十三条 該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数 搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当 規則第十八条の十三第四号の規定により、二以上の運

百倍をいう。以下同じ。)を合計した値が五十以下となるよう当 トル線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値の最大値の (運搬物の表面から一メートル離れた位置における一センチメー

該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

同表の中欄に掲げる標識を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所一 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の区分に応じ、それぞれ又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。第二十四条 規則第十八条の十三第七号の規定による標識の取付け

に取り付けること。ただし、L型輸送物にあつては、この限り

に表示しておくこと。

放射性輸送物の区分 標 識 箇 所 放射性輸送物の区分 標 識 箇 所 か 五マイクロシーベル 第十に掲げるもの) の表面の二箇 が 五マイクロシーベル 第十一に掲げるも の表面の二箇 が 五マイクロシーベル 第十一に掲げるも の表面の二箇 ト毎時を超えないもの 第十一に掲げるも の表面の二箇 ト毎時を超えないも		
に掲げるもの) に掲げるもの) に掲げるもの)	二 表面における一セン が五マイクロシーベル ト毎時を超え五百マイ クロシーベルト毎時以 下であり、かつ、輸送 指数が一を超えないも	トがチェ 射
所 の表面の 表面の 二 箇 筋 放射性 の表面の 二 箇 物	一に掲げる	第一類白標識(別記標)の)
	所 の表面の二箇 の表面の二箇	所 の表面の二箇 所

に表示すること。

やすい箇所に、それぞれ二 次のイからニまでに担	生輸送物以外のもの
すい箇所に、それぞれ当該イからニまでに掲げる事項を鮮明次のイからニまでに掲げる放射性輸送物には、その表面の見	第十二に掲げるも第三類黄標識(別記
掲げる事項を鮮明は、その表面の見	所の表面の二箇の表面の二箇

基準に係る細目等を定める告示 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

別表第一(第三条関係)

-種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度

	第 一 欄	第二二	欄	第		欄
原		特別形放射性同位	元素等であ	特別形放	射性同位	元素等以外
子匹	放射性同位元素の種類	る場合の数量(A ₁ 化	直)	の放射性	司位元素	等である場
番号		単位	立 TBq	合の数量	(A ₂ 値)	単位TBq
1	³ H		40			40
4	⁷ B e		20			20
4	¹⁰ B e		20			0.5
6	11 C		1			0.5
6	14 C		40			2
7	¹³ N		0.6			0.5
9	18 F		1			0.5
11	²² Na		0.5			0.5
11	²⁴ Na		0.2			0. 2
12	²⁸ Mg		0.2			0. 2
13	2 ⁶ A 1		0.4			0.4
14	³¹ S i		0.6			0.5
14	³² S i		40			0. 2
15	³² P		0. 3			0. 3
15	³³ P		40			0.9
16	³⁵ S		40			2
17	³⁶ C1		20			0.5
17	³⁸ C1		0. 2			0. 2
18	³⁷ A r		40			40
18	³⁹ A r		20			20
18	41 Ar		0.6			0.6
18	⁴² A r		0.2			0. 2
19	⁴⁰ K		0.6			0.6
19	⁴² K		0.2			0.2
19	⁴³ K		1			0.5
20	⁴¹ C a		40			40
20	⁴⁵ C a		40			0.9
20	⁴⁷ C a		0.9			0.5
21	44 S c		0.5			0.5

基準に係る細目等を定める告示 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

欄	 第	欄		欄	 第	
0.5		0. 5			⁴⁶ S c	21
0.9		9			⁴⁷ S c	21
0.3		0.3			⁴⁸ S c	21
0.2		0.5			⁴⁴ T i	22
0.3		0.3			48 V	23
40		40			⁴⁹ V	23
30		30			^{5 1} C r	24
0.3		0.3			^{5 2} Mn	25
制限なし		制限なし			^{5 3} Mn	25
1		1			^{5 4} Mn	25
0.2		0. 2			^{5 6} Mn	25
0.2		0. 2			^{5 2} F e	26
40		40	ļ		^{5 5} F e	26
0.8		0.8			⁵⁹ F e	26
0.2		40			⁶⁰ F e	26
0.5		0.5			^{5 5} C 0	27
0.3		0.3			^{5 6} C 0	27
8		8			⁵⁷ C0	27
40		40			^{5 8 m} C 0	27
1		1			^{5 8} C 0	27
0.4		0.4			60 C $_{0}$	27
40		40			^{5 9} N i	28
30		40			63 N i	28.
0.3		0.3			⁶⁵ Ni	28
0.9		5			⁶ ⁴ C u	29
0.9		9			⁶⁷ C u	29
2		2			^{65}Zn	30
0.5		2			69 m Z n	30
0.5		4			n $\Sigma^{e g}$	30
6		6			⁶⁷ G a	31
0.3		0.3			⁶⁸ G a	31
0.4		0.4			^{7 2} G a	31
0.3		0. 3			⁶⁸ Ge	32
40		40	ļ		⁷¹ Ge	32
0. 3		0.3			⁷⁷ G e	32

	第 一 欄	第	=	欄	第	=	欄
33	72 A S			0.2			0, 2
33	⁷³ A s			40			40
33	74 As			1			0.5
33	⁷⁶ As			0. 2			0. 2
33	⁷⁷ As			20			0, 5
34	⁷⁵ S e			3			3
4	⁷⁹ S e			40			2
35	⁷⁶ B r			0.3			0.3
15	⁷⁷ B r			3			3
35	82 B r			0. 4			0.4
6	⁸¹ Kr			40			40
36	^{85m} Kr			6			6
6	⁸⁵ Kr			20			10
36	⁸⁷ K r			0. 2			0, 2
7	⁸¹ Rb			2			0.9
7	83Rb			2			2
7	84 R b			1			0, 9
7	⁸⁶ R b			0.3			0, 3
7	87 R b			制限なし			制限なし
7	Rb(天然の混合比のもの)			制限なし			制限なし
3	82 S r			0. 2			0.2
3	^{85m} Sr			5			5
8	⁸⁵ S r			2			2
3	^{87m} Sr			3			3
8	⁸⁹ S r			0.6			0.5
8	⁹⁰ S r			0.2			0, 1
8	⁹¹ S r			0.3			0.3
8	⁹² S r			0. 2			0, 2
9	87 Y			2			2
9	8 8 Y			0.4			0, 4
9	9 0 Y			0.2			0, 2
9	91 m Y			2			2
9	9 1 Y			0.3			0, 3
9	92 Y			0.2			0, 2
9	9 3 Y			0.2			0, 2

	第一欄	第二欄	第 三 欄
40	⁸⁸ Zr	3	3
40	93 Z r	40	0. 2
40	⁹⁵ Z r	1	0.9
40	⁹⁷ Zr	0.3	0.3
41	^{92m} Nb	0.7	0. '
41	^{03m} Nb	40	6
41	94 N b	0.6	0.6
41	⁹⁵ Nb	1	1
41	⁹⁷ Nb	0.6	0. 5
42	93Mo	40	7
42	^{9 9} Mo	0.6	0.5
43	^{95m} Tc	2	2
43	^{9 6 т} Т с	0.4	0.4
43	⁹⁶ Tc	0.4	0.
43	^{97m} Tc	40	40
43	97 T C	制限なし	制限なし
43	⁹⁸ Tc	0.7	0.
43	^{99m} Tc	8	8
43	⁹⁹ Tc	40	0.9
44	⁹⁷ Ru	4	4
44	¹⁰³ Ru	2	0.5
44	¹⁰⁵ Ru	0.6	0.5
44	106 Ru	0.2	0.5
45	99Rh	2	2
45	¹⁰¹ Rh	4	4
45	^{102m} Rh	2	0.0
45	¹⁰² Rh	0.5	0.5
45	^{103m} Rh	40	40
45	¹⁰⁵ Rh	10	0.9
46	¹⁰³ P d	40	40
46	¹⁰⁷ P d	制限なし	制限なし
46	¹⁰⁹ Pd	0.6	0.5
47	¹⁰⁵ Ag	2	2
47	^{108m} Ag	0.6	0.6
47	^{110m} Ag	0.4	0.4

	第 一 欄	第二	欄	第		欄
47	111 A g		0.6			0.5
48	109 C d		40			1
18	1 1 3 m C d		20		9	$\times 10^{-2}$
8	1 1 5 m C d		0.3			0.3
8	1 1 5 C d		4			0.5
9	111 I n		2			2
9	^{113m} In		4			4
9	114m In		0.3			0.3
9	115m I n		6			0.9
0	1 1 3 3 5 6		4			4
0	^{117 m} S n		6			2
0	^{119m}Sn		40			40
0	^{121m} S n		40			0. 9
0	^{1 2 3} S n		0.6			0.5
0	^{1 2 5} S n		0.2			0.2
0	126 S n		0.3			0.3
1	^{1 2 2} S b		0.3			0.3
1]	¹²⁴ S b		0.6			0.5
	^{1 2 5} S b		2			0.9
1	¹²⁶ S b		0.4			0.4
2	^{1 1 8} T e		0. 2			0.2
2	^{121m} Te		5		*	5
2	^{1 2 1} T e		2			2
2	^{123m} Te		7			7
2	^{1 2 5 m} T e		30		* 1	9
2	^{127m} Te		20			0.5
2	^{1 2 7} T e		20			0.5
2	^{129m} Te		0.6			0.5
2	¹²⁹ T e		0.6			0.5
2	^{131m} Te		0.7			0.5
2	^{1 3 2} T e		0.4			0.4
3	^{1 2 3} I		6			6
3	124 I	,	0. 9			0.9
3	125 I		20			2
3	126 [2			0.9

	第 一	欄	第二	上 欄	第	三	欄
53	¹²⁹ I			制限なし			制限なし
53	¹³¹ I			. 3			0.5
53	^{1 3 2} I			0.4			0.4
53	133 I			0.6			0.5
53	¹³⁴ I			0.3			0.3
53	¹³⁵ I			0.6			0.5
54	^{1 2 2} X e			0. 2			0. 2
54	^{1 2 3} X e			0. 2			0.2
54	^{1 2 7} X e			4			4
54	^{131m} Xe			40			40
54	^{1 3 3} X e			20			20
54	^{1 3 5} X e			4			4
55	^{1 2 9} C s			4			4
55	¹³¹ C s			40			40
55	^{1 3 2} C s			1			1
55	^{134m} Cs			40			9
55	¹³⁴ C s			0.6			0.5
55	^{1 3 5} C s			40			0.9
55	^{1 3 6} C s			0.5			0.5
55	¹³⁷ Cs			2			0.5
56	¹³¹ Ba			2			2
56	^{133m} Ba			10			0.9
56	^{1 3 3} B a			3			3
56	^{1 4 0} B a			0.4			0.4
57	¹³⁷ L a			40			2
57	^{1 4 0} L a			0.4			0.4
58	1 3 9 C e			6			6
58	¹⁴¹ C e			10			0.5
58	^{1 4 3} C e			0.6			0.5
58	¹⁴⁴ Ce			0. 2			0.2
59	¹⁴² P r			0. 2			0.2
59	¹⁴³ P r			4			0.5
60	¹⁴⁷ N d			4			0.5
60	¹⁴⁹ Nd			0.6			0.5
61	¹⁴³ Pm			3			3

第一	- 欄	第	=	欄	第	 欄
1 144 Pm				0. 6		0. 6
1 145 Pm				30		7
1 147 Pm				40		0.9
1 148mPm				0.5		0.5
1 149 Pm				0.6		0.5
1 151 Pm				3		0.5
2 145 Sm				20		20
2 147 Sm				制限なし		制限なし
2 151 Sm				40		4
2 153 Sm				4		0.5
3 147 E u				2		2
3 148 E u				0.5		0.5
3 149 E u				20		20
3 150 E u		•		0.7		0.7
3 152m E u				0. 6		0.5
3 152 E u				0.9		0.9
3 154 E u				0.8		0.5
3 155 E u				20		2
3 156 E u				0.6		0.5
4 146 G d				0.4		0.4
4 148 G d				3		3×10^{-4}
4 153 G d				10		5
4 1 5 9 G d				4		0.5
5 157 T b				40		10
5 158 T b				1		0.7
5 160 Tb				0.9		0.5
6 159 D y				20		20
6 165 D y				0.6		0.5
6 166 Dy	}			0. 3		0.3
7 163 Ho				40		40
7 166mHo				0.6		0.3
7 166 Ho				0.3		0.3
8 169 Er				40		0.9
8 171 E r				0.6		0.5
9 167 Tm				7		7

	第一欄	第二欄	第	=	欄
69	¹⁶⁸ Tm	0.8			0.8
69	170 Tm	4			0.5
69	171 Tm	40			10
70	169 Y b	3			3
70	¹⁷⁵ Yb	30			0.9
71	¹⁷² Lu	0.5			0.5
71	¹⁷³ Lu	8			8
71	174mLu	20			8
71	¹⁷⁴ Lu	8			4
71	¹⁷⁷ Lu	30			0. 9
72	¹⁷² Hf	0.5			0.3
72	¹⁷⁵ Hf	3			3
72	¹⁸¹ Hf	2			0.9
72	¹⁸² Hf	4			3×10^{-2}
73	¹⁷⁸ Ta	1			1
73	¹⁷⁹ Ta	30			30
73	¹⁸² Ta	0.8			0.5
74	178W	1			1
74	181W	30			30
74	185W	40			0.9
74	187W	2			0.5
74	188W	0. 2			0.2
75	183 Re	5			5
75	^{184m} Re	3			3
75	¹⁸⁴ Re	1			1
75	¹⁸⁶ Re	4			0.5
75	¹⁸⁷ Re	制限なし			制限なし
75	¹⁸⁸ Re	0. 2			0.2
75	¹⁸⁹ Re	4			0.5
75	Re(天然の混合比のもの)	制限なし			制限なし
76	185 O S	1			1
76	191mOs	40			40
76	191Os	10			0.9
76	193 Os	0.6			0.5
76	194 OS	0. 2			0.2

	第一欄	第二	欄	第	三	欄
— 77	¹⁸⁹ I r		10			10
7	¹⁹⁰ I r		0.7			0.7
7	¹⁹² I r		1			0.5
7	193m I r		10			10
7	¹⁹⁴ I r		0. 2			0.2
3	188 P t		0.6			0.6
8	¹⁹¹ Pt		3			3
8	^{193m} Pt		40			9
8	¹⁹³ Pt		40			40
8	^{195m} Pt		10			2
8	^{197m} Pt		10			0.9
8	¹⁹⁷ Pt		20			0.5
9	¹⁹³ A u		6			6
9	¹⁹⁴ Au		1			1
9	¹⁹⁵ A u		10			10
9	¹⁹⁶ A u		2			2
9	198 A u		3			0.5
)	¹⁹⁹ A u		10			0.9
)	¹⁹⁴ Hg		1			1
)	^{195m} Hg		5			5
)	^{197m} Hg		10			0.9
)	¹⁹⁷ Hg		10			10
)	²⁰³ Hg		4			0.9
1	200 T 1		0.8			0.8
1	²⁰¹ T1		10			10
1	²⁰² T1		2			2
1	²⁰⁴ T1		4			0.5
2	²⁰¹ Pb		1			1
2	²⁰² P b		40			2
2	²⁰³ P b		3			3
2	²⁰⁵ Pb		制限なし			制限なし
2	²¹⁰ P b		0.6			9×10^{-3}
2	²¹² P b		0.3			0.3
3	²⁰⁵ B i		0.6			0.6
3	²⁰⁶ B i		0.3			0.3

	第一	第	二欄	第	三欄
83	²⁰⁷ B i		0. 7		0
83	^{210 m} B i		0.3		3×10
83	²¹⁰ B i		0.6		(
83	²¹² B i		0.3		0
84	²⁰⁸ P o		40		2 × 10
84	²⁰⁹ P 0		40		2×10
84	²¹⁰ P 0		40		2 × 10
85	^{2 1 1} A t		30		2
86	²²² Rn		0. 2		4 × 10
88	²²³ Ra		0.6		3 × 10
88	²²⁴ Ra		0. 3		6 × 10
88	^{2 2 5} R a		0.6		2 × 10
88	²²⁶ Ra		0.3		2 × 10
88	²²⁸ Ra		0.6		4 ×10
89	^{2 2 5} A c		0.6		1 ×10
89	^{2 2 7} A c		40		2 × 10
89	^{2 2 8} A c		0.6		0
91	²³⁰ P a		2		0
91	²³¹ Pa		0.6		6 ×10
91	^{2 3 3} P a		5		0
93	²³⁵ Np		40		40
93	²³⁶ N p		7		1 × 10
93	^{2 3 7} N p		2		2 × 10
93	²³⁹ N p		6		C
95	²⁴¹ Am		2		2 × 10
95	^{2 4 2 m} A m		2		2 × 10
95	^{2 4 3} A m		2		2 × 10
96	^{2 4 0} C m		40		2 × 10
96	²⁴¹ Cm		2		. 0
96	^{2 4 2} C m		40		1 ×10
96	²⁴³ Cm		3		3×10
96	²⁴⁴ Cm	Transport	4		4 ×10
96	²⁴⁵ Cm		2		2 × 10
96	^{2 4 6} C m		2		2 × 10
96	²⁴⁷ Cm		2		2 × 10

96 248 C m 97 249 B k 98 248 C f	$ \begin{array}{c c} 4 \times 10^{-2} \\ 2 \\ 40 \end{array} $	5×10^{-5} 2×10^{-4}
97 ²⁴⁷ B k 97 ²⁴⁹ B k		2×10^{-4}
"	40	
8 248 C f	••	8×10^{-2}
	30	3×10^{-3}
8 249 C f	2	2×10^{-4}
3 250 C f	5	5×10^{-4}
3 251 C f	2	2×10^{-4}
3 252 C f	0.1	1×10^{-3}
8 253 C f	40	6×10^{-2}
8 254 C f	3×10^{-3}	6×10^{-4}

基放

別表第二 (第三条関係)

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性同位元素以外の放 射性同位元素の場合の数量の限度

	第	一欄	第	=	欄	第	≕	欄
		ī	特別形放射	付性同位元素	素等であ	特別形放射	付性同位	元素等以外
	区	分	る場合の数	效量(A₁値)		の放射性間	司位元素等	等である場
				単位	TBq	合の数量	(A ₂ 値)」	単位TBq
	一 放出する	放射線が一種類						,
	の場合(二	に該当する場合						
	を除く。)							
	イ ガンマ	 線又はエックス						
	線を放出	ける場合(陽電	1	(40を超え	る場合	1	(40を起	える場合
	子消滅に	より発生するガ	Ε(γ)	には、40))	Ε(γ)	には、	40)
	ンマ線を	:含む。)						
	ロ ベータ	線を放出する場						
	合							
	(1) 最大	こエネルギーが		40			40	
		V未満である場						
	合							
	(2) 最大	てエネルギーが		40			9. 3	
		eV以上0.15Me						
		である場合						
		にエネルギーが		40			2. 3	
		IeV以上0.2Me						
		である場合						
		こエネルギーが		40			0. 93	
		eV以上0.5MeV						
		ある場合		0.1			0.40	
		てエネルギーが		21			0. 46	
		eV以上0.7MeV						
		ある場合					0.40	
		てエネルギーが		4. 2			0. 46	
-		V以上1.0MeV						
		ある場合		0.00			0.40	
		てエネルギーが WULL FM-W		0.63			0. 46	
	1. UM 6	eV以上1.5MeV						

五五六

第		欄	第		欄	第	=	欄
(8) 最		ルギーが		0. 32			0. 32	
未満 (9) 最	情である場 と大エネ	-2.0MeV 湯合 ルギーが -である場		0. 21			0. 21	
合 ハ 吸入 するお	、摂取又に 6それが	は経口摂取 ある場合		_		ALI 106	_ (40を超 _ には、	える場合 40)
元素の 件(昭	D数量等 3和六十3	はする同位を定める を年科学技 1号) 別表				114		
第一 (一」と 又は第	(以下「台 :いう。) 5四欄に数	示別表第 中第三欄 対量の記載						
ニ サフ 被ばく 合(告	のおそれ 示別表第	いっ。 リンによる いがある場 第一中第一 いる化学形		_		DAC×3		超える場
ある場	合をいう	ジョン」で う。) を放出する	ALI 100	(40を超 には、	える場合 40)		-	
で素がある。ないであり、子がいるのでは、子がいるのでは、からいいののは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	当該放射 ・核の (以下) (以であっ ・ ・ は は は に は に に に に に に に に に に に に に	泉が一種類元 ・大性間鎖を ・大はでは ・大きででででいる。 ・大きででは ・大きででは ・大きででは ・大きででは ・大きでできる。 ・大きでは ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで ・大きで	親核種及での第一欄のぞれ第二様ち最小のま	の区分に応 闡に掲げる	ぶじ、それ	の第一欄の	の区分に応 欄に掲げる	ご対する― いじ、それ ら数量のう

種」という。)の物理的半

第		欄	第	_	欄	第		欄
減期より長 種の物理的 内である場	半減期が		-					
三 放出する 以上の場合 場合を除く	(四に該	1	の第一欄の	D区分に応 欄に掲げる	こ対する— ごじ、それ る数量のう	それぞれの の第一欄の ぞれ第三柄 ち最小のも	O区分に属に掲げる	むじ、それ
四 放出する 以上であり 位元素の物 核種の物理 く、かつ、 半減期が十 合	、当該放理的半減 の半減期 の半減期 娘核種の	射性同期が娘 より長 物理的	種及び娘材 一欄の区分	亥種に対っ ∂に応じ、	に係る親核 する―の第 それぞれ 瞉のうち最	それぞれの 種及び娘を 一欄の区分 第三欄に打 小のもの	亥種に対っ うに応じ、	する一の第 . それぞれ

構考 E (γ)は、当該放射性同位元素の一壊変当たりのガンマ線又はエックス線の総エネルギー (エネルギーにエネルギーごとの放出率を乗じたものの総和をいう。)をMeVで表した値を、A L I は当該放射性同位元素の化学形を考慮しない場合における告示別表第一中第三欄又は第四欄に掲げる数量 (ベクレル)のうち最も小さいものを、D A C は当該放射性同位元素の告示別表第一中第五欄に掲げる数量 (ベクレル毎立方センチメートル)を、それぞれ示す。

種類が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かっ、別表第一又は別表第二に数量が掲げられていない放射性同位元素の場合の数量の限度

第	— 欄	第		欄	第	=	欄
K	分	特別形放身 る場合の数			特別形放射性同位元素等以外 の放射性同位元素等である場 合の数量(A ₂ 値)単位TBq		
外の放射線	泉又はベータ線以 泉を放出する放射 素が存在しないこ いな場合		0.2			0. 02	
二 一以外の	D場合		0. 1			2 ×10-	5

別表第四 (第三条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合(別表第五及び別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第	— 欄	第	united to the state of the stat	欄	
X	分	数		量 単位	ТВq
	の種類の全部及び種 部が明らかな場合	次の算式を満たす x_1 , $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots$		** *****	
部が明らかであ	の種類の全部又は一 つて種類別の数量の 明らかでない場合	次の算式を満たす χ_1 , $\frac{\chi_1}{\chi_1} + \frac{\chi_2}{\chi_2} + \cdots$			

i考 x_1, x_2, \dots, x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 X_1, X_2, \dots, X_n はそれぞれ x_1, x_2, \dots, x_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、Y はy に係る放射性同位元素の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)のうち最小のものを、y に係る放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはy に係る放射性同位元素に対する別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第五(第三条関係)

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性同位元素の場合(別表第六に該当する場合を除く。)の数量の限度

第		欄	——————— 第	=	欄	
区		分	数		量(A ₂ 値) 単位	ТВq
放射性同位元素	の種類	何の全部が明ら	1		*******	
かな場合			$f_1/\chi_1+f_2/\chi_2+$	$\cdots + f_n / \chi_n$		
放射性同位元素	の種類	[の一部が明ら		1		
かな場合			$f_1/\chi_1 + f_2/\chi_2 +$	$-\cdots+f_n/\chi_n+$	⊢fy/Y	

備考 f_1, f_2, \cdots, f_n は種類が明らかな各放射性同位元素の分率、 X_1, X_2, \cdots, X_n は f_1, f_2, \cdots, f_n に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を、 f_n は種類が明らかでない放射性同位元素の分率を、Yは別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別表第六 (第三条関係)

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい 放射性同位元素の場合の数量の限度

T _				
Ė	第	— 欄	第二欄	第 三 欄
	Ø	分	特別形放射性同位元素等である場合の数量 (A ₁ 値) 単位 TBq	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量(A ₂ 値)単位 TBq
1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1	放射性 核種を 理的半 超えず、	列のすべての 司位元素(親 除く。)の物 減期が十日を 、かつ、親核 理的半減期よ 場合	二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第 二又は別表第三の第三欄に掲げる 数量
りつつまれたま	うち、 減期が ⁻ 又は親	列の娘核種の その物理的半 十日を超え、 核種の物理的 より長いもの 場合	数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす $x_1, x_2,, x_n$ の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考 $x_1, x_2, ..., x_n$ は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量(テラベクレル)を、 $X_1, X_2, ..., X_n$ はそれぞれ $x_1, x_2, ..., x_n$ に係る各放射性同位元素に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量(テラベクレル)を示す。

別記第一(第三条関係) 特別形放射性同位元素等に係る試験

一 衝撃試験

させること。 試物(以下「供試物」という。)を九メートルの高さから落下 試験しようとする放射性同位元素等をできるだけ模擬した供

一 打擊試験

ルのものとする。

一大メートルであり、かつ、その角の半径が○・三センチメートがら一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の上に置き、一メートルの高さ供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さ

三 曲げ試験

その角の半径が○・三センチメートルのものとする。は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、に鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすよう定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固

四 加熱試験

Ŧ.

浸漬試験

供試物を摂氏八百度の空気中に十分間置くこと。

除く。)にあつては、供試物について、次に掲げる試験をそ一 固体状の放射性同位元素等(カプセルに封入されたものを

の順序で行うこと。

(1) 常温の水中に七日間浸漬させること。

時間保持すること。 ② 常温の水中に浸潰した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

四

について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。 放射性同位元素等を封入したカプセルにあつては、供試物

時間保持すること。 (1) 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

② 摂氏三十度の空気中に七日間置くこと。

時間保持すること。 3 常温の水中に浸漬した状態で摂氏五十度まで加熱し、四

別記第三(第十一条関係) A型輸送物に係る一般の常温の水中に七日間浸漬させること。 別記第二(第五条関係) LSA-Ⅲに係る浸漬試験

ー 条牛 別記第三(第十一条関係) A型輸送物に係る一般の試験条件

イ 五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付1.%4

けること。

- イの条件の下に置いた後、 次の条件の下に置くこと。ただ
- し、②の条件については、 (1) (3)及び(4)の供試物とは別個の

供試物を用いること。

- その重量が、五千キログラム未満のものにあつては一・
- キログラム以上一万五千キログラム未満のものにあつては 二メートルの高さから、五千キログラム以上一万キログラ ム未満のものにあつては○・九メートルの高さから、
- の破損を及ぼすように落下させること。

のにあつては○・三メートルの高さから、それぞれ、最大

○・六メートルの高さから、一万五千キログラム以上のも

(2)木製の直方体のものにあつては、それぞれの角に対して最 その重量が、五十キログラム以下のファイバー板製又は

分ごとに対して最大の破損を及ぼすように、 それぞれ、

のファイバー板製の円筒形のものにあつては、

両縁の四半

大の破損を及ぼすように、その重量が、百キログラム以下

- ○・三メートルの高さから落下させること。
- れか大きいものを二十四時間加えること。 キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、 その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に十三 いず
- ルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のも 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメート

のを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部

分に落下させること。

されている放射性輸送物に係る追加条件

液体状又は気体状の放射性同位元素等が収納され、

又は包装

- 送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次のイ及び口の の希ガスを除く。)が収納され、又は包装されている放射性輸 下の放射能を有する気体状のトリチウム又はムス値以下の気体状 液体状又は気体状の放射性同位元素等(四十テラベクレル以
- 条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。 ること。 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させ
- 射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。 前号口4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放
- 別記第四(第十二条関係) 摂氏三十八度の環境に一週間置くこと。この場合において、 BM型輸送物に係る一般の試験条件
- き十二時間負荷すること。 次の表の上欄に掲げる当該放射性輸送物の表面の形状及び位置 の区分に応じ、それぞれ、 同表下欄に掲げる輻射熱を一日につ

表面の形状及び位置の区分	分	方メートル) 毎 年射熱(ワット毎平
大区に前巻される区間	底面	なし
プゴに軸定されるゴ田	その他	八百
水平に輸送されない平面	'nП	二百

基準に係る細目等を定める告示放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の

曲 面 四百

別記第三第一号の条件の下に置くこと。

第一号及び第二号の条件については、 同一の供試物を用い

るものとする。

別記第五(第十四条関係) な順序で次のイ及び口の条件の下に順次置くこと。 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるよう BM型輸送物に係る特別の試験条件

のであつて、当該放射性同位元素等の放射能の量が心値の千 装する放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等以外のも が五百キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納し又は包 九メートルの高さから落下させること。ただし、その重量

平に落下させること。 倍を超えるものにあつては、これに代えて、重量が五百キロ の高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水 グラム、縦及び横の長さが一メートルの軟鋼板を九メートル

二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らか な水平面であるものに一メートルの高さから落下させるこ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが

次の条件の下に順次置くこと。 摂氏八百度の環境に三十分間置くこと。 摂氏三十八度の環境に表面温度が一定になるまで置いた後、

> ただし、人為的に冷却してはならない。 別記第四第一号に定める輻射熱を負荷しつつ冷却すること。

深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

備考 第一号及び第二号の条件の下には、この順序で置くものと する。

別記第六(第十六条関係) 別記第四の条件の下に置くこと。 BU型輸送物に係る一般の試験条件

別記第七(第十七条関係) BU型輸送物に係る特別の試験条件

別記第五の条件の下に置くこと。 IP−2型輸送物に係る一般の試験条

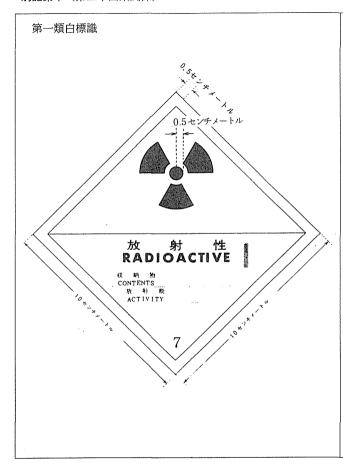
別記第八(第十八条関係)

別記第三第一号ロ⑴、⑵及び⑶の条件の下に置くこと。

長官が認める条件の下に置く場合は、この限りでない。

別記第九(第十九条関係) IP-3型輸送物に係る一般の試験条

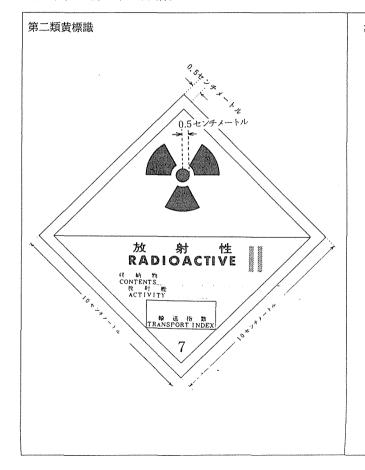
別記第三第一号の条件の下に置くこと。



- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 5 色彩は、次表によること。

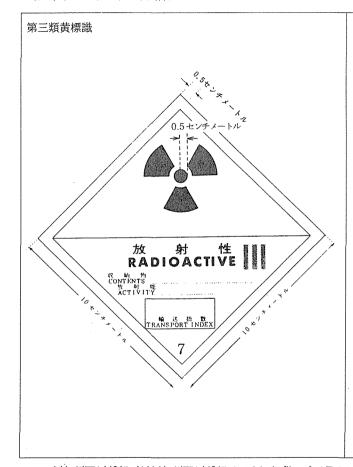
部			分		色彩
屮	半	分	の	地	白
上三下文	葉	マ	-	ク	黒
下	半	分	の	地	白
文				字	黒
	線を	施し	た部	了分	赤
ふ	ち	の	部	分	白
ふ	ちの	内	側の	線	黒
区		分		線	黒

別記第十一(第二十四条関係)



- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は、次表によること。

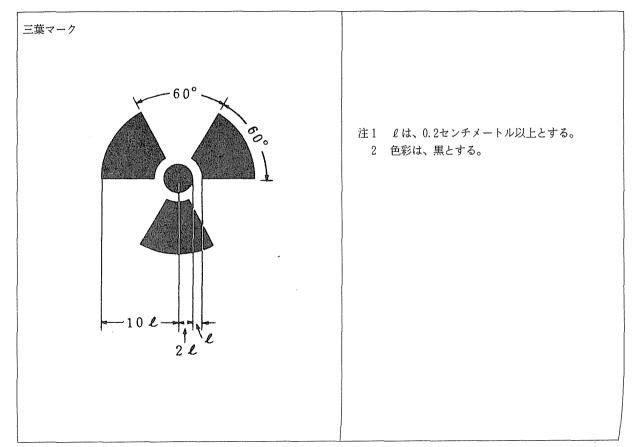
					r
	部		分		色彩
上三	半	分	の	地	黄
=	葉	マ		ク	黒
下	半	分	の	地	白·
文				字	黒
斜	線を	施し	た部		赤
ዹ	ち	の	部	分	白
<i>ኤ</i>	ちの	内(側の	線	黒
区		分		線	黒



- 注1 三葉マークは、別記第十三のとおりとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が低比放射性同位元素又は表面汚染物に該当する場合にあつては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び低比放射性同位元素又は表面汚染物の区分)を記入すること。この場合において、複数の放射性同位元素等を収納し、又は包装しているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入すること。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあつては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあつては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は、次表によること。

	部		分		色彩
上	半	分	の	地	黄
上三下文	葉	マ	_	ク	黒
下	半	分	の	地	白
文				字	黒
斜	線を	施し	た部	分	赤
ふ		の	部	分	白
\$	ちの		側の	線	黒
区		分		線	黒

別記第十三 (第二十四条関係)



2 安局第 3 2 8 号· 平成2年12月28日

Kū

科学技術庁原子力安全局長

放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について

放射性同位元業等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令 第56号。以下「施行規則」という。)第18条、第18条の5、第18条の9、第18 条の10及び第18条の12並びに放射性同位元業又は放射性同位元素によって汚染され た物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告示第7号。以下「外運搬告示」という。)第3条及び第18条の 規定の実施細目等について、下配のとおり定め、平成3年1月1日から適用することとす るので通知します。

ついては関係機関等に対し、周知方をお願いします。

ŝ7.

- 1 放射性同位元業又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における 運搬に係る承認等の申請について
 - (1) 施行規則第18条第1項第1号中の規定による容器に封入することが差しく閉離な

物の運搬に関する指置に係る科学技術庁長官(以下「長官」という。) の承認を受け ようとする者は、別記様式第1による申請書を提出すること。

- (2) 施行規則第18条第2項の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする 若は、別記様式第2による申請費を提出すること。
- 2 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における遺機に係る承認等の申請について
- (1) 施行規則第18条の5第7号ただし替又は第8号ただし替の規定による長官の承認を受けようとする者は、別記様式第3による申請替を提出すること。
- (2) 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号の規定による「これと同等と長官の認める基準」を適用しようとする者は、別記様式第4による申請音を提出すること。なお、当該規定は「開際原子力機関(IAEA)放射性物質安全輸送規則(1985年版)」(以下「1AEA輸送規則1985年版」という。)第521項、第522項及び第523項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。
- (3) 施行規則第18条の12の規定による特別措置に係る長官の承認を受けようとする 者は、別配様式第5による申請費を提出すること。
- (4) 外選機告示第3条第1号表中ただし春の規定による「長官が認める基準」を適用しようとする者は、別配様式第6による申請春を提出すること。なお、当該規定は「AEA機送規則1985年版第611項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留敷すること。
- (5) 外連数告示第18条中別記第8の規定による「長官が認める条件」を適用しようとする者は、別記様式第7による申請費を提出すること。なお、当該規定は1AEA輸送規則1985年版第519項の主旨を取り入れるために規定されたものであるので、申請に当たっては、この点に留意すること。

3 容器承認に係る留意事項について

平成2年12月31日以前に放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第18条の2第3項の規定により承認を受けている容器については、当該承認が平成5 年1月1日以降は無効となる。同日以降当該容器を運搬に使用する場合は、同条第2項 の科学技術庁長官の確認の際に同条第1項に規定される技術上の基準を満たしているこ との確認を受けることが必要であるので、新たに同条第3項の承認を受けるなど所要の 手続をとること。

別記模式第1

変響に封えすることが3	ぎしく困難な物の運搬に関する推設
	20、民族の1900地域に対する10世
に係る承認申請権	_
	年 月 日
科学技術庁長官	政
	氏名(祛人にあっては、その名称及び
	代表者の氏名) 印
	•
放射性同位元素等による放射線障を	些の防止に関する法律施行規則第18条第1項第
1号ロの規定による特別措置の承認さ	、 と申請します。
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号 亞話番号
連絡員の氏名	所風部課名
運搬する放射性間位元素によって汚	
いなれた物の種類、数量、形状及び しゅうしゅう	
性状	
運搬する日時及び経路	
還搬に当たって網ずる放射線障害防	
止のための排置	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「選股に当たって掲する放射線除当防止のための措置」個については、積载方法、固約方法、放射性同位元素の飛散防止措置方法及び選扱中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
 - 3 記載期に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を移付すること。

工場又は事業所における	5 連機に係る特別措置の承認申請普
	年 月 日
科学技術庁長官	殿
NY KWII KE	PX
	氏名(法人にあっては、その名称及び
	代表者の氏名) 印
放射性同位元素等による放射線障等	客の防止に関する法律施行規則第18条第2項の
規定による特別措置の承認を申請し	ます。
氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
佳 所	郵便審号 電話番号
連絡員の氏名	所凋部俱名
運搬する放射性間位元素等の種類、	
数量及び性状	•
運搬物の表面及び表面から1メート	
ル離れた位置における1センチメー	
トル線量当量率	
繍ずることが若しく困難である措置	
及びその理由	
運搬物に使用する容器の種類及び仕	
模	
運搬に使用する容器の種類及び仕様	
運搬の日時及び延路	

運搬に従事する者の被ばくの管理の	
ために譲ずる措置	
上間に掲げるもののほか放射線管理	
のために調する措置	
上2個に掲げるもののほか運搬に伴	
う放射線障容防止のために調ずる推	
B	

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 7 「運搬に従事する者の被ばくの管理のために請する措置」については、健康診断、教育訓練、被ばく總量の測定等の具体的被ばく管理の方法を記載すること。

 - 4 「運搬に伴う放射線障害防止のための指置」欄については、積載方法、固縛方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した東西への延接防止措置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。
 - 5 配載機に配載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙 ()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

71	58	##	₹.	第	3

	放射包	生輸送	物の数	面又	は表面から1メートル離れた位置
	におけ	する 1	センチ	y 1	トル線量当量率に係る承認申請普
					年 月 日
科学技術	庁長官				殿
					氏名(法人にあっては、その名称及び
					代表者の氏名) 印
放射性	同位元素	紫勢に	よる放	射線隊	障害の防止に関する法律施行規則第18条の5
第7号					
第8号	規定によ	よる承	認を申	納しる	ます。
氏 名	又	lż	名	称	
法人にあっ	ては、4	その代	表者の	氏名	,
住				所	郵便番号 電話番号
連絡		<u> </u>	EE.	名	所屬部線名
運搬するお					77.71.00
数額及び値		/ U SH	G -> 10		
放射性輸送		所にお	H 5 1	セン	
チメートル			., ., .		
放射性輸送	物の数値	面から	1 / -	トル	
離れた位置	における	8 1 t	ンチメ	- 	
ル袋最当量	丰				
承認を受け	ようとう	する理	曲		
運搬に当た	っては?	ずる故	射線陣	客防	
止のための	対置				1

- 借金1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「運搬に当たって課する放射線練書防止のための措置」隔については、積載方法、固緯方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した事両への近接防止相置方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が相保できることを示すこと。
 - 3 記載機に記載事項のすべてを記載できないときは、その機に「別紙 () のと おり」と記載し、別紙を添付すること。

科学技術庁!	1 P	- 2型 - 3型	送租	肉の基準に係る承認申 ! 股	存存 年	月日
				氏名(法人にあっ ^で 代表者の氏名		及び
	1	る放射報 P — 2 型	ij	8の防止に関する法律1	的行規則 第18	条の 9 第2 条の10
項第2号の規2		P - 3 5		苦物の基準として以下の	D基準を適用し	たく申請し
ます。						
氏 名 7	Z II	名	称			
法人にあってに	は、その代	表者のB	名			
住			所	郵便器号	電話	番号
連格」	1 0	氏	名	Ī	沂厲部欒名	
翰 送 9	b o	名	称			
輸送物に関す	Bit	査				
	外形	寸 法				
る説明	34	tot.			,	
	輸送物の	設計 仕村	Ř			
適用しようと	する基準 ・	(注)				

- 注 施行規則第18条の9第2項第2号又は第18条の10第2項第2号中の「これと同時を長官の認める基準」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。
 - (1) タンクの場合

- ア 「国際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の 輸送に関する物告」第12章に定められた基準に適合すること。
- イ 265kPaの圧力試験に耐えること。
- ゥ 通常の取扱い及び輸送条件下において、次の要件を満足すること。
- (7) 追加された違へい構造が静的及び動的応力に耐えること。
- (4) 表面における1センチメートル線量当量率が2,0%を超えて増加しないこと。
- (2) コンテナの場合

ISO 1496/1-1984、「シリーズ1、輸送コンテナー規格及び試験・第1部:一般貨物コンテナ」に定められた要件に適合し、かつ、当該ISO 規格に定められた試験条件の下に置くこととした場合に、表面における1センチメートル線量当量率が20%を超えて増加しないこと。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等であることについての説明資料を添付すること。
 - 3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙 ()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

放射性同位元素等の運搬に関する科学技術庁長官の承認等について(科学技術庁原子力安全局長通達)

五七四

别	12	様	式	策	5	
---	----	---	---	---	---	--

	;	工場又	は事業	所の外	におり	ける運搬	に係る特	別措図の	承認申	有音		
										年	月	В
*	学技術	庁長官				段						
						氏名	(法人に	あっては	、その	名称 2	ξŰ	
							代疫者	の氏名)			印	
. ¥	y射性同·	位元素	等によ	る放射	級障器	5の防止	に関する	法律施行	規則第	18	5の	20
規算	ミによる	特别措	置の承	悶を申	請しる	きす。						
氏	名	又	Iż	名	称							
法ノ	にあっ	ては、	その代	表者の	氏名							
住					所	郵便器	号		1	電話:	番号	
連	额	Д	Ø	氏	名			所屬	部原名			
運搬	する放	射性同	位元素	等の種	類							
数值	■及び性	状										
故事	性輸送	物の表	面及び	表面か	61				2			
<i>y</i> -	-トル盤	れた位	置にお	ける1	セン							•
<i>f</i> ,	・ートル	終量当	章 华									
14	げること	が著し	く困難	である	指冠							
及	チ その理	th .										
重報	後に当た	って頃	ずる故	射線陣	客防							
IŁ 0	りための	掛腳				l						

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 「運搬に当たって譲ずる放射線障害防止のための措置」間については、積載方法、固轉方法及び運搬中における放射性輸送物を積載した車両への近接防止措置

方法等に係る具体的措置方法を記載するとともに、当該措置方法によって安全性が担保できることを示すこと。

3 記載欄に記載車項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙 () のと おり」と記載し、別紙を指付すること。

10 m ~ 777 0																						
		95	SI 3	色放	射性	同位:	元楽	等の	基	単に	係	る	承日	g #	評	昚						
																		华		月	В	
科学技術	疗县	自					碫															
								氏名	(法人	、に	ぁ	·	ては	١,	そ	のも	3.称	及	U		
										代名	省	Ø	氏:	얼)						ED		
+1. m1 ls. (2)					ol es	u = .	ete su	١		TT: 04			، ــد	. .		ın.	 .	. ***	40	- A		
放射性同	1 1 L 7	C#X	. 12 2	区町	胜问	шл	74 FC	J J	, (5 %	5 5	₹L	7C 1	3) V	1.	48.	ΧE	1 (9)	梁	HT V.	71	١
おける運物	に関	する	技	市上	の基	単に	係る	細目	等	を庭	B	る	告:	京第	3	%	第]	号	农	中た	だ	l
音の規定に	.	特別	形	改射	性同	位元;	紫 等	の基	Цŝ	ŁL	, T	以	下	ひ基	燇	を	直月	し	た	く ヰ	請	l
ます.							-															
氏 名	7	ζ	H		名	称																
法人にあっ	ては	t, č	Ø 1	长老	者の	氏名																
佳						所	郵	便署	号								Ŧ	話	番	号		
連絡	j.	1	ø		氏	名							ī	折烟	部	LQ:	8					
恰 送	ŧ	3	Ø		名	称																
特別形放射	性	Ħ			Ř																	
同位元素等	715	外	形	寸	法											_						
関する説明	9	外			100																	
		輸送	物	り設	計仕	梯																
適用しよう	٦ - ١	トるお	i dit	(注)		Γ															

- 分類:に定められたクラス4 衝線試験
- 2 加熱試験に代えて、ISO 2919-1980(E)「密封線源-分類」に定められたクラス6温度試験
- 3 カプセルに封入された放射性同位元素等に係る浸漬試験に代えて、ISO/TR 4826-1979 (E) 「密封線源-漏洩試験法」に定められた試験
- 備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 配載欄に配載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙 () のと おり」と記載し、別紙を添付すること。

注 外運搬告示第3条第1号接中ただし書の「長官が認める基準」を適用しようとする 場合は、例えば、以下のように適用すべき基準を明記すること。 1 衝撃試験及び打撃試験に代えて、1SO 2919-1980(E)「密封線源

别記様式第7

1P-2型輸送物の一般の試験条件に係る承認申請書

年 月 日

科学技術庁長官

127

氏名(法人にあっては、その名称及び

代表者の氏名)

EU

放射性同位元素又は放射性同位元器によつて汚染された物の工場又は事業所の外に おける運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第18条中別配第8の規 定によるIP~2型輸送物に係る一般の試験条件として以下の条件を適用したく申請 します。

氏	名	又	12	ź	3	称		
法人	にあって	11.	そのん	七安者	の氏	名		
佳						Ħ	郵便署号	花話番号
連	13	A	Ø	£	£	名		所屬部課名
t A	送	朸	Ø	4	3	称		
46.26	物に関す	m			證			
464 152	1791-1903	外	形	4	法			
る説	明	外			観			
		ea:	送物の	の設ま	化镍			
適用	しようと	する	条件	(注)				

注 「長官が認める条件」を適用しようとする場合には、例えば、以下のように適用す

べき条件を明記すること。

「関際連合危険物輸送に関する専門家委員会」により作成された「危険物の輸送に関する勧告」において定められている包勢等級皿の輸送容器に係る試験条件とする。

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 適用しようとする基準が施行規則第18条の9又は第18条の10の基準と同等

であることについての説明資料を抵付すること。

3 記載欄に記載事項のすべてを記載できないときは、その欄に「別紙()のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

○指定機構確認機関等に関する規則 (抄)

総理府令第 六十一号」昭和五十五年十一月十八日」

2

昭和六三年七月二六日総理府令第四二号

(用語

最終改正

第一条 る放射線障害の防止に関する法律(以下「法」という。)及び放 この府令において使用する用語は、放射性同位元素等によ

射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

による。 (昭和三十五年総理府令第五十六号)において使用する用語の例

第二章 指定機構確認機関

(指定の区分)

第二条 指定機構確認機関の指定は、放射性同位元素等による放射 線障害の防止に関する法律施行令 九号)第一条の二に規定する放射性同位元素装備機器の種類の区 (昭和三十五年政令第二百五十

、指定の申請

分により行うものとする。

技術庁長官(以下「長官」という。)に提出しなければならない。 を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載 法第三十九条第二項の規定により指定機構確認機関の指定 した申請書を科学

名称及び住所並びに代表者の氏名

指定機構確認機関等に関する規則

(抄)

機構確認の業務を行う事務所の名称及び所在地

---行おうとする機構確認の区分

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 機構確認の業務を開始しようとする年月日

申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目 定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

録

Ξ 及び貸借対照表 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画

ĮÜ 及び収支予算書

1 次の事項を記載した書面 役員の氏名及び略歴

機構確認に用いる機械、器具その他の設備の種類及び数

機構確認員の氏名及び略歴

撣 主任機構確認員(機構確認員のうち、 及び申請に係る機構確認の業務を統括管理する者をい 他の機構確認員を指

う。 以下同じ。)の氏名

ホ

機構確認の業務以外の業務を行つているときは、

その業務

第四条 法第三十九条第四項の総理府令で定める技術的能力そ の他

(指定の基準)

の種類及び概要

の事項に関する基準は、 次のとおりとする。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定によ

り設立された法人で、その役員(社団法人にあつては、 な いも のであること。 の構成が機構確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれ 社員を

1 次の ķ١ 種放射線取扱主任者免状を取得した後二年以上放射 ずれかに該当する主任機構確認員が置かれること。 線

管理の実務に従事した経験を有する者

1Z に 放射線管理の実務に従事した経験を有する者 十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。 (旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含 おいて理科系統の正規の課程を修めて卒業した後十年以上 学校教育法 以下同じ。 (昭和二十二年法律第二十六号)による大学)又は高等専門学校 (旧専門学校令 (明治三 以下同じ。

機構確認員の数が申請に係る機構確認の業務を行うために必 上 機構確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者 の知識及び経験を有する者 その他放射線管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以

Б. 几 機構確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基 申 請に係る機構確認の業務を行うために必要な種 器具その他の設備があること。 類及び数 n

要な数以上であること。

行うことにより機構確認が不公正になるおそれのないものであ 礎を有するものであること 機構確認の業務以外の業務を行つているときは、 当該業務

を

第一

種

放射線取扱主任者免状を有する者

六

Ł つ円滑な実施を阻害することとならないものであること。 その指定をすることによつて、 申請に係る機構確認の的 確 か

第五条 (指 の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとすると 定機構確認機関の名称等の変更の届出) 指定機構確認機関は、 その名称若しくは住所又は機構確認

きは、

次に掲げる事項を記載した届出書を長官に提出しなけれ

ば

ならない。

の業務を行う事務所の名称若しくは所在地 変更後の指定機構確認機関の名称若しくは住 所又 は機構 確 認

変更しようとする年月日

変更の理

2 又は廃止しようとするときは、 指定機構確認機関は、 機構確認の業務を行う事務所を新設 次に掲げる事項を記載した届出書

を長官に提出しなければならない。 務を開始し、 新設し、 新設し、 又は廃止しようとする事務所にお 又は廃止しようとする事務所の名称及び 又は廃止しようとする年月日 いて機構確認の業 所 在

(機構確認員の資格

新設又は廃

止

の 理

第六条 次の各号のいずれかに該当する者とする。 法第四十条第二項の総理府令で定める資格を有する者

は

規の課程を修めて卒業した後二年以上放射線管理 学校教育法による大学又は高等専門学校にお いて理科 の 実務 系 に 統

事 した経験を有する者

科 第三十六号)による実業学校を含む。 一系統の正規の課程を修めて卒業した後五年 学校教育法による高等学校 (旧中等学校令 (昭和 以下同じ。 以上放射線管 に 十八年朝 におい 7 理 の 理 令

四 理科系統 実務に従事した経験を有する者 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校にお の正規の課程を修めて卒業した者で、 長官が定める ٧١ 放 て

射線研修を 修了 したもの。

Ŧ. 及び経験を有する者 その他 放射線管理に関し前各号に掲げる者と同等以上の 知識

(業務規定の認可 Ď 申請

第七条 請書に当該業務規定を添えて、これを長官に提出しなければ り業務規定の認可を受けようとするときは、 指定機構確認機関は、 法第四十一条第一 その旨を記載した申 項前段 の規 定によ になら

(業務規定の記載事項

ない。

第八条 りとする。 法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、

機構確 認の業務を行う時間 及び 休日に関 する 事

項

Ξ 手 数料等の 額及びそ の 収納 の方法に関する 事

項

認の業務を行う場所に関する事

阪構確

指定機構確認機関等に関する規則

抄

ĮŲ, \mathcal{H} 機構 機構確 確 認の実施 認員の選任及び解任並びにその の方法に関する事項 配置に関する事

項

従 の

機構 確 認の 表 宗の 方法に関する事 項

機構確 その他機構確認の業務の実施 認に関する帳簿及び書類の保存に関する に関 し必要な事項 事 項

(業務規定の変更の認可 Ó 申請

八 七 六

第九条 項を記載した申請書を長官に提出しなければならな り業務規定の変更の認可を受けようとするときは、 指定機構確認機関は、 法第四十一条第一項後段の規定 次に掲げる たによ 事

変更しようとする 事 項

変更しようとする年月

Ξ 変更の理

(機構確認員の選任

第十条 ŋ ば とする者の氏名及び略歴を記載した申請書を長官に提出しなけ ならな 機 構確認員の選任の認可を受けようとするときは、 指定機構確認機 関は、 法第四十一条の四第一項 選任しよう の規定に れ ょ

(報告)

次のとお

第十一条 結果報告書を長官に提出 構確認を行つ 指定機構確認機関は、 た月の翌月末日ま しなけ れ でに別記様式第 機構確認を行つたときは、 ばならな に よる機構 当該機 確 認

定機構確認機関 は、 主任機構確認員を選任したときは、 遅

滞

選任した主任機構確認員の氏名及び略歴 を記載した報告書 五七九

を長官に提出しなければならない。

官に提出しなければならない。 解任した機構確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を長る 指定機構確認機関は、機構確認員を解任したときは、遅滞なく、

(帳簿

ならない。
現を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければ現を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければ第十二条 指定機構確認機関は、機構確認を行つたどきは、次の事

製造番号並びに当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止二 機構確認の対象となつた放射性同位元素装備機器の種類及び場合にあつては、工場又は事業所を含む。)の名称及び所在地場合にあつては、工場又は事業所を含む。)の名称及び所在地一機構確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに販売所

機構に係る設計の承認の年月日及び番号

四 表示に記載された機構確認の番号

機構確認を行つた年月

六 その他機構確認に関し必要な事項五 機構確認を行つた機構確認員の氏名

(機構確認の業務の休廃止の許可の申請)

に掲げる事項を記載した申請書を長官に提出しなければならない構確認の業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次第十三条 指定機構確認機関は、法第四十一条の二の規定により機

休止し、又は廃止しようとする機構確認の業務の範囲

する年月日 機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようと

機構確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあ

つては、その期間

機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようと

する理由

四

(機構確認の業務の引継ぎ等)

る場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。第十四条 指定機構確認機関は、法第四十一条の八第三項に規定

一 機構確認の業務を長官に引き継ぐこと。

一 機構確認の業務に関する帳簿及び書類を長官に引き継ぐこと。

(公示)

Ξ

その他長官が必要と認める事項

の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。第十五条 長官は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表

項の規定による指 0 をしたとき。 たとき。 規定による許可 法第四十一 法第三十九条第一 条 のニ を 定 休止し、 機関の名称及び主たる事務所の所 る事務所の所在地 指定をした年月日 指定機構確 機構確認の業務の全部又は 行うことができる機構確認 (称及び主たる事務所の所在) 又は廃止する指定機構確認 認機関の名称及び主 の区 部 分 た

地

指定
定機
棳
構
確
認
認機関等
燃
寺に
関
関す
2
出
笳
る規則の
節 (抄

		自ら行うものとする
	範囲及びその期間	務の全部又は一部を
	二 行うものとする機構確認の業務の	長官が機構確認の業
	行うものとした年月日	第二項の規定により
	一 機構確認の業務の全部又は一部を	五 法第四十一条の八
	その期間	
	を命じた機構確認の業務の範囲及び	
	停止を命じた場合にあつては、停止	
	三 機構確認の業務の全部又は一部の	停止を命じたとき。
	じた年月日	全部若しくは一部の
	業務の全部若しくは一部の停止を命	は機構確認の業務の
	二 指定を取り消し、又は機構確認の	指定を取り消し、又
	る事務所の所在地	第二項の規定により
	一 指定機構確認機関の名称及び主た	四 法第四十一条の六
	二 指定を取り消した年月日	取消しをしたとき。
	る事務所の所在地	第一項の規定による
	一 指定機構確認機関の名称及び主た	三 法第四十一条の六
	その期間	
	休止しようとする場合にあつては、	
	四 機構確認の業務の全部又は一部を	
	業務の範囲	
	三 休止し、又は廃止する機構確認の	
	休止し、又は廃止する年月日	
	二 機構確認の業務の全部又は一部を	

長官が自ら行つてい 第二項の規定により ないこととしたとき。 全部又は一部を行わ た機構確認の業務の 法第四十一条の八

|二| 行わないこととした機構確認の 業務の範囲 を行わないこととした年月日 機構確認の業務の全部又は一 部

(指定の区分)

第二十一条 指定運搬物確認機関の指定は、 のとする。 次の区分により行うも

係る確認 七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に

二 七百七十七テラベクレル以下の放射性同位元素等の運搬物 係る確認 に

(業務規定の記載事項)

第二十二条 法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一 条第二項の総理府令で定める事項は、 次のとおりとする。

運搬物に係る確認の業務を行う場所に関する事項

運搬物に係る確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

Ξ 手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

四 運搬物に係る確認の実施の方法に関する事項 運搬物確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

運搬確認証の交付に関する事項

Ħ.

指定機構確認機関等に関する規則

七 運搬物に係る確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事 項

その他運搬物に係る確認の業務の実施に関し必要な事項

第二十三条 きは、当該運搬物に係る確認を行つた月の翌月末日までに別記様式 第三による運搬物確認結果報告書を長官に提出じなければならな 指定運搬物確認機関は、運搬物に係る確認を行つたと

二号に規定する主任運搬物確認員を選任したときは、 選任した主任運搬物確認員の氏名及び略歴を記載した報告書を長 指定運搬物確認機関は、 第二十五条において準用する第四条第 遅滞なく、

告書を長官に提出しなければならない。 なく、解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報 指定運搬物確認機関 は、 運搬物確認員を解任したときは、 遅滞

官に提出しなければならない。

第二の四条 存しなければならない。 次の事項を記載した帳簿を作成し、 指定運搬物確認機関は、 運搬物に係る確認を行つたと 記載の日から十年間

する放射性 及び番号 運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の種類、 口 位元素等の種類及び数量並びに容器の承認の年月 収納

運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称及び住

所

Ξ

運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の運搬の目的

\$

及び運搬予定時期

四 運搬物に係る確認を行 2 た年月日

Ŧi. 運搬確 認証の番号

七 六 その他運搬物に係る確認に関し必要な事項 運搬物に係る確認を行つた運搬物確認員の氏名

(準用)

第二十五条 る。この場合において、これらの規定中「指定機構確 あ から第十五条までの規定は、 |運搬物に係る確認」と、 るのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるの 第三条から第七条まで、第九条、 「機構確認員」とあるのは 指定運搬物確認機関について準用 第十条及び第十三条 認機関一 「運搬物確 は

項に 三項において準用する法第四十一条第一項前段」と、第九条中 四項」と、第六条中「法第四十条第二項」とあるのは「法第四 のは「法第四十一条の十第三項において準用する法第三十九条第 第四十一条の四第一項」とあるのは「法第四十一条の十第三項に 中 一条の十第三項において準用する法第四十条第二項』と、 十一条の十第二項」と、第四条中「法第三十九条第四項」とある 「法第四十一条第一項後段」とあるのは「法第四十一条の十第三 認員」と、「主任機構確認員」とあるのは「主任運搬物確認員」 ķ١ 「法第四十一条第一項前段」とあるのは「法第四十一条の十 第三条第一項中「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四 て準用する法第四十一条の四第一項」と、 おいて準用する法第四十一条第一項後段」と、第十条中 第十三条中「法第 第七

四十一条の八第二項」とあるのは「法第四十一条の一第三項において準用する法第四十一条の八第二項」と、第十四条中「法第四十一条の八第三項」と、第十五条の表中「法第四十一条の六第一項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の一第三項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の八第二項において準用する法第四十一条の八第二項において準用する法第四十一条の八第二項において準用する法第四十一条の八第二項において準用する法第四十一条の八第二項において準

(立入検査をする職員の証明書)

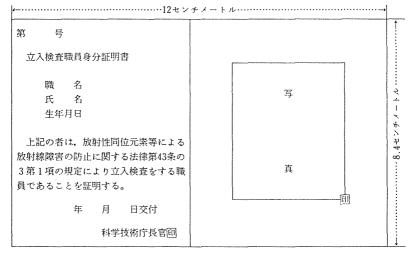
ものとする。 条の二第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第六による第四十二条 法第四十三条の三第二項において準用する法第四十三

列記(泰式 ,	第三(第23条舆	徐)					整	理番	号(注1)				
		運	搬	物	碓	認	結	果	報	告	書	•			
												年	月		日
科	4学技術庁長官				殿	Ļ									
								指	定道	搬物	確	認機関	の名称	;	
								#	表者	の氏	名				(1)
指定	機構確認機関等に	こ関-	上る 持	見則多	育23 <i>ś</i>	条第	1項4	り規定	ÈК.	よりと	欠の	とおり	報告し	します	0
	に係る確認を受	氏行	さ又に	は名利	尔										
けた者		住		F	近							電話	番号()
	NII	使戶分	用者等 (等の[注 2								•			
事	業 所 等	名		Ŧ	尔										
		所	在	ţ	也	,						電話	番号()
運力	般 の 目・	的	(注3)										W/18.
運	搬 予 定		時		玥										
tita	放射性輸送物	の名	称(注 4)										
射性	放射性輸送物	の種	類(注 5)										
放射性輸送物	収納する放射性 種類及び数量	生同位	立元詞	紫等 6	ס										
123	容器の承認の	年月 E	日及で	が番り	計										
運搬物	に係る確認を	行つ	た年	月日	3										
運搬物員の氏	に係る確認を行 [、] 名	つた道	重搬车	勿確認	忍										
運搬	確認証	の	看	÷ -	寻	*****									

- 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
 - 2 「使用者等の区分」 使用者, 販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を 委託された者の別を記載すること。
 - 3 「運搬の目的」 当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併 せて記載すること。
 - 4 「放射性輸送物の名称」 放射性輸送物の通称を記載すること。
 - 「放射性輸送物の種類」 BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。





(第 2 面)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

- 第43条の3 科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定運搬方法確認機関、指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関)の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第43条の2 (第1項略)
- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(第 3 面)

- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第56条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、10万円以下の罰金に処する。
- (4) 第43条の3第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

すり 立 主年 石 言 林 暦 令 才 気 で 子 仲

指定運搬物確認機関を指定する件

科学技術庁告示第十三号昭和五十六年六月三十日

機関を指定したので、同法第四十五条の二の規定に基づき、告示す昭和五十六年六月二十五日付けをもつて次のように指定運搬物確認昭和五十六年六月二十五日付けをもつて次のように指定運搬物確認放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三

二 主たる事務所の所在地 東京都文京区白山五丁目一番三の百一一 指定運搬物確認機関の名称 財団法人原子力安全技術センター

る。

一 行うことができる運搬物確認の区分

搬物に係る確認 る確認及び七百七十七テラベクレル発下の放射性同位元素等の運る確認及び七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係

昭和六十四年四月一日から適用する。

)放射性同位元素等車両運搬規則

運輸省令第三十三号)昭和五十二年十一月十七日)

最終改正

平成元年十二月三日

四

第一条 放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動 は、この省令の定めるところによる。 車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合

2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等によ 号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。 る放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七

- 号に定めるところによる。 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における
- いう。 運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下 「総理府令」という。)第一条第三号に定める核燃料輸送物を
- 二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。以下 |施行規則」という。) 第十八条の三第一項に定める放射性輸

放射性同位元素等車両運搬規則

送物をいう。

三 オーバーパック 荷送人によつて二以上の核燃料輸送物又は 放射性輸送物が非開放型の構造を有する箱又は袋等(第五号の コンテナを除く。)に収納され、又は包装されているものをい

自動車又は軽車両をいう。 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、

Б. ずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐 のための装置又は車両に固定するための装置を有するもののう える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸し コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せ

ち、非開放型の構造のものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクであつて、気体以 外の物を収納する場合にあつては内容積が○・四五立方メート ル以上のものをいい、気体を収納する場合にあつては内容積が 一立方メートル以上のものをいう。

納されているコンテナをいう。 若しくは包装されているオーバーパック又は放射性輸送物が収 放射性輸送物等放射性輸送物、放射性輸送物が収納され、

辺が六メートル以上のもの又は車両が一の荷送人によつて専用 るコンテナをいう。以下同じ。)のうち、外接する直方体の一 ートル以上であり、かつ、内容積が三・○立法メートルを超え 専用積載 大型コンテナ(外接する直方体の一辺が一・五メ

け人の指示によつて行われる積載の方法をいう。され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受

(取扱場所

第三条 放射性輸送物等(施行規則第十八条の三第一項第一号に定等の取扱いをしてはならない。ただし、縄張、標識の設置等の措等の取扱いをしてはならない。ただし、縄張、標識の設置等の指しい。)は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸しじ。)は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸しじ。)は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸しじ。)は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸しい。)という。)、L型輸送物のあるL型輸送物(以下「L型輸送物」という。)、L型輸送物の第三条 放射性輸送物等(施行規則第十八条の三第一項第一号に定

(積載方法)

全性が損なわれないように行わなければならない。 第四条 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安

- にい。 放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければなら2 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により2
- してはならない。 3 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載

(混載制限)

措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。 える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な第五条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超

- ならない。 2 放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載しては
- 高王ガス取谛去(昭和二十六丰去聿第二百四号)第二条に現項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一
- 点が五十度(専用積載の場合にあつては、八十五度)以下のも二 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火
- で十パーセントを超えるもの 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率
- (コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等)

当量率をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場所ごとに、それぞ率(総理府令第四条第七号に基づき科学技術庁長官の定める線量が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量第六条(放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物

一表面 線量当量率の最大値(以下「最大線量当量率」といれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

う。)が二ミリシーベルト毎時

ロシーベルト毎時 一 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイク

限度」という。)を超えてはならない。同位元素の放射能面密度は、告示で定める密度(以下「表面密度納され、若しくは包装されているオーバーパックの表面の放射性2)放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収

ーバーパックに収納し、又は包装してはならない。(以下「核分裂性輸送物」という。)以外の核分裂性輸送物を制限個数」という。)に限度がない同条に定める核分裂性輸送物3 総理府令第十一条第二号ハに定める輸送制限個数(以下「輸送

(輸送指数)

収納されているコンテナについては、この限りでない。 条、第九条第二項及び第三項並びに第十七条第五項、第十項及び第三項並びに第十七条第五項、第十項及び第三項がでは、輸送指数を定めるものとする。ただものを除く。)については、輸送指数を定めるものとする。ただものを除く。)については、輸送指数を定めるものとする。ただものを除く。)については、輸送指数を定めるものとする。ただものを除く。)については、輸送指数を定めるものとする。ただものを除く。)については、前途を定めるものとする。ただものを除く。)については、この限りでない。第十項及び第七条 輸送物(核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この第七条 輸送物(核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この第七条 輸送物(核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この

た値に百を乗じて得た値(コンテナ又はタンクが容器として使位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表し一 輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた

数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値)。ただし、核分裂性げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、用されている輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲

+	二十平方メートルを超える場合
Ξ	五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合
=	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合
	一平方メートル以下の場合

よる値を合計して得た値に収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号に二 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナ

3 前項の規定にかかわらず、輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一下欄に掲げる保数を乗じて得た値(核分裂性輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナに収納されている場合にあつては、当該値と、当該コンテナの表面から一様分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除して核分裂性輸送物についてそれぞれの輸送制限個数で五十を除しては、当該コンテナの輸送指数とすることができる。

めるところにより当該値を○とすることができる。除して得た値以外のものが○・○五以下であるときは、告示で定定に用いられる値のうち核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を4 前二項の規定により輸送指数を決定する場合において、当該決

(標識又は表示)

い。 示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならな第八条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、告

Ξ

前二号に掲げる放射性輸送物

放射性輸送物又は放射性

一を超えたりもの

M	っと習えないもの パックであつて、輸送指数が
	又は包装されているオーバー
	ロ放射性輸送物が収納され、
	が一を超えないもの
•	以下であり、かつ、輸送指数
	五百マイクロシーベルト毎時
	面における最大線量当量率が
	イ 放射性輸送物であつて、表
所	く。)
バーパックの表面の二箇	ック(前号に掲げるものを除
くは包装されているオー	くは包装されているオーバーパ
輸送物が収納され、若し	放射性輸送物が収納され、若し
放射性輸送物又は放射性	二 次に掲げる放射性輸送物又は
	○であるもの
	パックであつて、輸送指数が
	٧,
	ロ放射性輸送物が収納され、
	○であるもの
	下であり、かつ、輸送指数が
	五マイクロシーベルト毎時以
	面における最大線量当量率が
	イ 放射性輸送物であつて、表
	ーパック
-	若しくは包装されているオーバ

ンクの表面の四箇所	タンクであつて、表面におけ 使用されているコンテナ又は ク(前号に掲げるものを除く。) 五 次に掲げるコンテナ又は
	お数が○であるもの いるコンテナであつて、輸送 指数が○であるもの
	るコンテナ又はタンクを除く。 次号及び第六号において同じ。) 次号及び第六号においておけ を用されているコンテナ又は を用されているコンテナ又は が別性輸送物の容器として を最大線量当量率が五マイク る最大線量当量率が五マイク を開されているコンテナ又は を関うにおいて同じ。)
ンクの表面の四箇所コンテナの四側面又はタ	場合に容器として使用されていり 次に掲げるコンテナ又はタン
所にいったの表面の二箇所をは包装されているオージョンの表面の二箇	スは放射性輸送物が収納され、若 しくは包装されているオーバー になり性輸送物が収納され、若 しくは包装されているオーバー がック

を超えないもの 力ロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの は多に掲げるコンテナ又は コンテナの四側面又はターが、前二号に掲げるコンテナであって、輸送 指数が一を超えないもの 指数が一を超えないもの 指数が一を超えないもの 指数が一を超えないもの 指数が一を超えないもの が 前二号に掲げるコンテナ又はタン ンクの表面の四箇所 タンク以外のコンテナ又はタン

らない。 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、そ 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、そ

2

- 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字施行規則第十八条の三第一項第二号に定めるA型輸送物総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量
- 「TYPE B(M)」の文字(以下「BM型輸送物」という。) 「BM型」の文字又は二 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBM型輸送物
- 「TYPE B(U)」の文字(以下「BU型輸送物」という。) 「BU型」の文字又は四 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBU型輸送物

BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器

3

放射性同位元素等車両運搬規則

表示しなければならない。 定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で

- 4 放射性輸送物(L型輸送物を除く。)の容器として使用されてればならない。

2 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数がい。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。ックであつて、輸送指数が十を超えるものは、積載してはならな第九条 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパ

各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。項及び第十二項において同じ。)で運搬する場合であつて、次の項及び第十二項において同じ。)で運搬する場合であつて、次の(車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十七条第十五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載

一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。

送物の輸送指数の合計が百を超えないこと。 株分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、 製性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、 裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、 裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。だし、 裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。だし、

五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であく。)及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、く。)、オーバーパック(コンテナに収納されているものを除は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除以下同じ。)に積載する輸送物(オーバーパックに収納され、又以下同じ。)に積載する輸送物(オーバーパックに収納され、又以下同じ。)に積載する場合にあいて、一の車両(二以上の3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両(二以上の3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両(二以上の3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両(二以上の3 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両(二以上の3 放射性輸送物等を積載する場合にあいてはないである。

ない。つて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りで

- 一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
- 一 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車送物の輸送指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車の合計が百を超えないこと。ただし、当該車の合計が百を超えないこと。

(車両に係る線量当量率等)

はならない。

第十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率

放射性同位元素等車両運搬規則

てはならない。 は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超え

- ミリシーベルト毎時の外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)最大線量当量率が二の外輪郭に接する垂直面及び車体の底面)最大線量当量率が二一 車両の表面(車両が開放型のものである場合にあつては、そ
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離二 車両の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場
- ない。

 「たいの程度が告示で定める基準を超えないようにしなければなら汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面の2)放射性輸送物等を運搬する車両については、積込み及び取卸し

当量率が二十マイクロシーベルト毎時

(車両に係る標識)

当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、両側面に限る。)の見やすい箇所に付さなければならない。ただ両側面に限る。)の見やすい箇所に付さなければならない。ただ両側面に限る。)の見やすい箇所に付さなければならない。ただ両側で限る。)の見やすい箇所に付さなければならない。ただ標識をその両側面及び後面(鉄道、新設軌道及び索道にあつては、標識をその両側面及び後面(鉄道、新設軌道及び索道にあつては、第十一条 放射性輸送物等を積載した車両には、告示で定める車両

規定に基づき拡大して付された標識を含む。)をもつて前項の車し、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識(第八条第五項の位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただ位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただと、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識(第八条第五項のと、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識(第八条第五項の表別を連搬されるものを除く。)を専用積2 放射性輸送物等であつて、同一放射性同位元素等のみが収納さ

部に限る。)の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなけ電車、自動車及び軽車両の前部及び後部(軽車両にあつては、後3.夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条

両標識に代えた場合には、この限りでない。

(連結制限)

ればならない。

いて、ボギー車一両は、二両とみなす。 た車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合におのにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。)を積載しのにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。)を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五第十二条 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五

の車両と一両以上離して連結しなければならない。十二号)第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他物等又は核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七2)放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送

界十三条 放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種(取扱方法等を記載した書類の携行)

生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならな類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発

(交替運転者等)

(見張人)

場合を除く。

(同乗制限)

常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送第十五条の二 第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六

(BM型輸送物の運搬に係る措置)

ばならない。
ナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなけれ第十六条 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテ

行わせなければならない。

では、放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有と、ののでは、放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有と、ののでは、放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有のである。

- 号に定める値を超えてはならない。ンクの線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各放射性同位元素等」という。)が収納されているコンテナ又は夕の前項に定める低比放射性同位元素又は表面汚染物(以下「低比
- ロシーベルト毎時二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクー 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- る。)の放射性同位元素の放射能面密度は、表面密度限度を超えコンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限3 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナの表面(当該

てはならない。

いるコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定めるものとす十一項を除く。)において同じ。)並びに汚染物等が収納されて表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条(第び第一項に定める低比放射性同位元素並びに同条第二号に定める4 汚染物等(総理府令第十二条第一号に定める低比放射性物質及4 汚染物等(総理府令第十二条第一号に定める低比放射性物質及

汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)及び汚染物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該方染物等又は多ンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当最率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告表面)から一メートル離れた位置における最大線

れの輸送制限個数で五十を除して得た値を合計して得た値のうれの輸送制限個数で五十を除して得た値を合計して得た値のうれの輸送制限個数で五十を除して得た値を合計して得た値と、当該コンテナに収納されている特送物(オーバーパックに収納されている特送物(オーバーパックに収納されている特送物(オーバーパックに収納されている特送物(オーバーパックに収納され、又テナに収納されている輸送物(オーバーパックに収納され、又ただし、当該コンテナを専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞ当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞ当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物についてそれぞり表して得た値のうれている。

- 表面の四箇所に付さなければならない。は、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクのは、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクに
- は次条第四項の標識を付すことを要しない。

 「は、告示で定めるコンテナ標識の対法に拡大して付すことができる。この場合当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合が項ンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合が現的では、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面をは次条第四項の標識を付すことを要しない。
- クに表示しなければならない。 ちの(以下「同一低比放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンのを除く。)を運搬する場合には、告示で定めるところにより当のを除く。)を運搬する場合には、告示で定めるところにより当されている大型コンテナ又はタンク(本邦内のみを運搬されるもされている大型コンテナ又はタンク(本邦内のみを運搬されるものを除く。)のみが収納ものに表示しなければならない。
- れているもの及びコンテナに収納されているものを除く。)、オ車両に積載する輸送物(オーバーパックに収納され、又は包装さを除く。)、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものを除く。)、汚染物等が収納されているタンクに収納されているものに積載する汚染物等(コンテナ又はタンクに収納されているものに積載する汚染物等(コンテナ又はタンクに収納されているものに積載する場合において、一の車両に積載する場合において、一の車両に積載する場合において、一の車両に積載する場合において、一の車両に積載する場合において

ち、いずれか大きい値)とすることができる。

各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。てはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えーバーパック(コンテナに収納されているものを除く。)及び輸

13

と。 核分裂性輸送物を積載しないこと。 にだし、当該核分裂性輸送物の輸送指数の合計が百を超えないこでいるコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック、両が、当該車両に積載されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸出を積載しないこと。

11 第一項に定める量を超えてはならない。

11 第一項に定める最面汚染物を積載する場合において、一の車両は積載する当該表面汚染物及び総理府令第十二条第二号に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両

はならない。 一低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されて ればならない。 の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなけ 車両の表面(専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限 ののでは、外表面に限 をび取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該 のでは、対象で運搬する事両については、積込み ればならない。

> 該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。 該コンテナ標識をもつてこれに代えることができるときは、当文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当本方の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、画側面に限る。)の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づい。ただし、第七項に定めるコンテナ標識(第八項の規定に基づい。ただし、第七項に定めるコンテナ標識をその両側面及び後面(鉄道、新設軌道及び索道にあついるコンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

この限りでない。

ンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他のているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタ型輸送物を除く。)、当該輸送物が収納され、若しくは包装され輸送物(L型輸送物及び総理府令第三条第一項第一号に定めるLいるコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、いるコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、いるコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、いるコンテナを積載した他の

(特別措置等) (特別措置等) (特別措置等) (特別措置等)

用する場合を含む。)並びに前条第一項及び第二項の規定によら

第六条第一項、第十条第一項第二号(前条第十六項において準

= ___ 準用する場合を含む。 (前条第十六項において 第十条第一項第二号 第六条第一項第二号 第六条第一項第一号 کے にあつては、その外輪郭に接する 当該車両の前面、後面及び両側 専用積載で運搬すること。 1 イクロシーベルト毎時を超えない 置において最大線量当量率が百マ 垂直面)から二メートル離れた位 (車両が開放型のものである場合 しないこと。 ないこと。 が十ミリシーベルト毎時を超え ーパック又はコンテナに近づく ことを防止する措置を講じるこ 表面において最大線量当量率 運搬中に積込み及び取卸しを 専用積載で運搬すること。 関係者以外の者が当該オーバ

場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。こないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けた

るときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければ

の場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬す

Ŧī.									ру
前条第1									前条第一
前条第二項第二号									前条第二項第一号
בי									亏
専用積載で運搬すること。	ないこと。	が十ミリシーベルト毎時を超え	ニ 表面において最大線量当量率	しないこと。	ハ 運搬中に積込み及び取卸しを	止する措置を講じること。	ナ又はタンクに近づくことを防	ロ 関係者以外の者が当該コンテ	イ 専用積載で運搬すること。

ばならない。 講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなけれ を運搬しようとする場合にあつては、次の各号に掲げる措置)を 科学技術庁長官の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリ シーベルト毎時を超え十ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物 行規則第十八条の五第八号及び第十八条の十二を除く。) により は、安全な運搬を確保するために必要な措置(これらの規定(施 て放射性同位元素等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合に 並びに第十八条の十二の規定により科学技術庁長官の承認を受け 及び第二項第一号、第十八条の十第一項第一号及び第二項第一号 第十八条の七第一号、第十八条の八、第十八条の九第一項第一号 施行規則第十八条の五第七号及び第八号、第十八条の六第一号、

関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する

放射性同位元素等車両運搬規則

措置を講じること。

運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。

所)に告示で定める標識を付さなければならない。 あつては、当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇 性同位元素等の表面を除く。)の二箇所(コンテナ又はタンクに 定にかかわらず、それらの表面(放射性同位元素等及び低比放射 運搬しなければならず、また、第八条第一項又は前条第六項の規 ているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で 等、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納され 第一項及び前項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物

(運搬の安全の確認)

第十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 とする。 M型輸送物又はBU型輸送物として運搬される放射性同位元素等 位元素によつて汚染された物として運輸省令で定めるものは、B 害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同 施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)第十七条の放射線障

第二十一条 運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、 第二十条 法第十八条の二第二項の運輸大臣の確認(以下「運搬の を交付するものとする。 に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。 安全の確認」という。)を受けようとする者は、運搬前に、運搬 確認証

(報告徴収

第二十二条 あるとき又は放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ち 性同位元素等の運搬に関し人の障害(放射線障害以外の障害であ 運搬を委託された者(以下「使用者等」という。)は、法第三十 に、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告 つて軽微なものを除く。)が発生し、若しくは発生するおそれが 三条第三項の規定により運輸大臣に届出を行う場合を除き、放射 使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から

させることができる。 対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告 項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、使用者等に 前項に規定するもののほか、運輸大臣は、法第十八条の二第一

しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」とい う。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等 又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお 従前の例による。

るところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関 は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定め 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又

> 了するまでは、なお従前の例による。 の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終 の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正後 又は核燃料物質等の運搬については、第一条の規定による改正後 確認を含む。)を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等 二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第六十一条の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う 六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認 する法律(以下「放射線障害防止法」という。)第十八条の二第 (放射線障害防止法第四十一条の十一第一項又は原子炉等規制法 (以下「原子炉等規則法」という。)第五十九条の二第二項(第

の細目を定める告示放射性同位元素等車両運搬規則

(運輸省告示第五百九十五号、 平 成 二 年 十 二 月 三 日 4

る告示を次のように定める。 号)の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定め 放射性同位元素等車両運搬規則 平成二年十二月三日 (昭和五十二年運輸省令第三十三

大野 明

運輸大臣

第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等車両

運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「規則」とい

(表面密度限度) う。)において使用する用語の例による。

第二条 規則第六条第二項の告示で定める密度は、次の表の上欄に 元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げる非固定性汚染の密度とす 掲げる場合において、それぞれ、同表の中欄に掲げる放射性同位

る。

	場合 崩号に掲げる場合以外の		場合され、又は包装されているか品又はL型輸送物が収納を入る。
元素の大学を放出	素の放射性同位元アルファ線を放出	元素 しない放射性同位 アルファ線を放出	素が射性同位元アルファ線を放出
チメートル四ベクレル	トル センチメー マンチメー	トル センチメー レル毎平方	○・○四ベートル

(輸送物等の輸送指数の決定方法)

第三条 規則第七条第四項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十 を除して得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、○・○

を○とすることができる。 五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、当該値

の最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数において「表」という。)の上欄に掲げるコンテナ又はタンクっては、当該値に、規則第七条第二項第一号の表(以下この条(コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあ量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値量がありの表面から一メートル離れた位置における最大線量当

掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、ベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、表の上欄にから一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシー 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックの表面を乗じて得た値)

表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

じて得た値
大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げる係数を乗た位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表えた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表三 輸送物が収納されているコンテナの表面から一メートル離れ

(放射性輸送物等に係る標識)

るとおりとする。 第四条 規則第八条第一項の告示で定める標識は、次の各号に定め

一 規則第八条第一項の表第一号及び第四号に掲げる放射性輸送

物等にあっては、第一類白標識(第一号様式)

物等にあっては、第二類黄標識(第二号様式) 二 規則第八条第一項の表第二号及び第五号に掲げる放射性輸送

物等にあっては、第三類黄標識(第三号様式) 三 規則第八条第一項の表第三号及び第六号に掲げる放射性輸送

(三葉マーク)

(第四号様式)とする。 第五条 規則第八条第三項の告示で定めるマークは、三葉マーク

(コンテナ標識)

第七条 規則第八条第六項及び第十八条第九項の告示で定める品名(コンテナ標識に係る国連番号の表示) テナ標識は、コンテナ標識(第五号様式)とする。第六条 規則第八条第四項及び第十七条第七項の告示で定めるコン

は、別表の品名の欄に掲げるとおりとする。

2 規則第八条第六項及び第十七条第九項の規定による国連番号の 規則第八条第六項及び第十七条第九項の規定による国連番号の 規則第八条第六項及び第十七条第九項の規定による国連番号の

テナ又はタンクに付されたコンテナ標識上規則第八条第四項又は第十七条第七項の規定により大型コン

テナ又はタンクに付されたコンテナ標識(規則第八条第五項又二 規則第八条第四項又は第十七条第七項の規定により大型コン

(IP型輸送物等に係る放射能の量の限度) は第十七条第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含 む。)に近接して付された国連番号用副標識(第六号様式)上

第八条 規則第九条第四項及び第十七条第十一項の告示で定める量 表の下欄に掲げる放射能の量とする。 は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同

及び放射性同位元素科学技術庁告示第五条示第四条第一項第二号に定めるLSA-Ⅲ二LSA-Ⅲ等(核燃料物質科学技術庁告	一 核燃料物質等の工場又は事業所の外にお 等を定める告示(平成二年科学技術庁告示 第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示 第五号。以下「核燃料物質科学技術庁告示 。という。)第四条第一項第一号に定め るLSA-I及び放射性同位元素又は放射 性同位元素によって汚染された物の工場又 は事業所の外における運搬に関する技術上 の基準に係る細目等を定める告示(平成二 年科学技術庁告示第七号。以下「放射性同 位元素科学技術庁告示」という。)第五条 第一項第一号に定めるLSA-I
制限なし	制限なし

以外の固体	A-Ⅲをいう。以下同じ。)のうち可燃物	術庁告示第五条第一項第三号に定めるLS	めるLSA−Ⅲ及び放射性同位元素科学技	質科学技術庁告示第四条第一項第三号に定	以下同じ。)及びLSA-皿等(核燃料物	第一項第二号に定めるLSA-Ⅱをいう。

るSCO-II及び放射性同位元素科学技術学技術庁告示第四条第二項第二号に定め号に定めるSCO-I並びに核燃料物質科付元素科学技術庁告示第五条第二項第一位元素科学技術庁告示第五条第二項第一体燃料物質科学技術庁告示第四条第二位 核燃料物質科学技術庁告示第四条第二	号に掲げるもの以外のもの - LSA-Ⅲ等のうち前
A2 値 の 百倍	技術庁告示第二 を燃料物質等以 を燃料物質等以 をがる A2値(以 下「A2値」とい 下「A2値」とい 下「A2値」とい

四

る

I	庁告示第五条第二項第二号に定めるSCO

(車両表面の汚染限度)

欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、同表の下欄に掲げるが、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中が、次の表の上欄に掲げる場合において、それぞれ、同表の中準は、次に掲げる汚染の種類ごとに当該各号に定める基準とする。第九条 規則第十条第二項及び第十七条第十二項の告示で定める基

○・四ベク	する放射性同位元アルファ線を放出	合 イに掲げる場合以外の場
トル センチメー レル毎平方	元素しない放射性同位アルファ線を放出	
○・○四ベートル	素を放射性同位元素	されている場合 なれている場合 が品又はL型輸送物が積載

元素と放出しない放射性同位	素
毎平方セン のベクレル	トルセンチメー

量当量率が五マイクロシーベルト毎時を超えないこと。 固定性汚染 取卸しを終了した場合に、車両表面における線

(車両標識)

密度を超えないこと。

車両標識は、車両標識(第七号様式)とする。第十条(規則第十一条第一項及び第十七条第十三項の告示で定める

(車両標識に係る国連番号の表示)

六号様式)上 に付された国連番号用副標識(第二 規則第十一条第一項又は第十七条第十三項の規定により車両に付された車両標識上 規則第十一条第一項又は第十七条第十三項の規定により車両に付された車両標識上

(汚染物等に係る輸送指数の決定方法)

○・○五以下であり、かつ、次の各号に掲げる値であるときは、五十を除して得た値以外の輸送指数の決定に用いられる値が、第十二条 規則第十七条第五項の核分裂性輸送物の輸送制限個数で

当該値を○とすることができる。

タンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、表の下欄に掲げこの条において「表」という。)の上欄に掲げる汚染物等又はに百を乗じて得た値に、規則第十七条第五項第一号の表(以下における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値物等が収納されているタンクの表面から一メートル離れた位置一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)又は汚染ー

乗じて得た値 まりでいるコンテナの表面から一メートル離 でいるのでがあった。 まりに値に百を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの表した値における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位でれた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で

る係数を乗じて得た値

(ウラン等の精鉱の集積の輸送指数の決定に用いる値)

る値とする。 鉱とし、同号の告示で定める値は、それぞれ、同表の下欄に掲げりウムの精鉱は、次の表の上欄に掲げるウラン又はトリウムの精第十三条(規則第十七条第五項第一号の告示で定めるウラン又はト

六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	0.011
トリウムの化学的精鉱	○· =

(低比放射性同位元素等に係る標識)

定めるとおりとする。 第十四条 規則第十七条第六項の告示で定める標識は、次の各号に

(第一号様式) であって、輸送指数が○であるものにあっては、第一類白標識低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク

数が一を超えないものにあっては、第二類黄標識(第二号様式)であって、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指二 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク

黄標識(第三号様式) であって、前二号に掲げるもの以外のものにあっては、第三類であって、前二号に掲げるもの以外のものにあっては、第三類数が一を超えないものにあっては、第二類黄標識(第二号様式)

又はタンク) (同乗制限に係る低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ

元素等が収納されているコンテナ又はタンクとする。ナ又はタンクは、前条第二号又は第三号に掲げる低比放射性同位二の告示で定める低比放射性同位元素等が収納されているコンテ第十五条 規則第十七条第十六項において準用する規則第十五条の

(特別措置により運搬する場合に付す標識)

第十六条 規則第十八条第四項の告示で定める標識は、第三類黄標

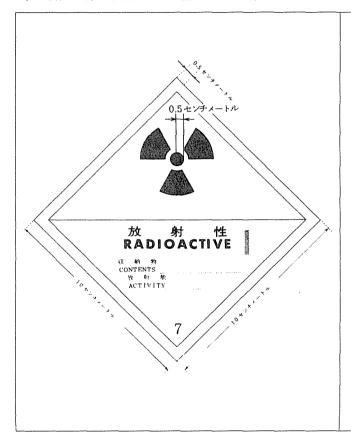
識(第三号様式)とする。

この告示は、平成三年一月一日から施行する。

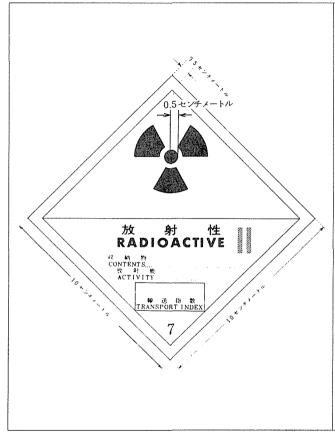
別表(第七条、第十一条関係)

;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	名	国連	番	号
関する法律施行規則(第五十六号。以下「施 十八条の三第二項に定	る放射線障害の防止に 昭和三十五年総理府令 行規則」という。)第 める低比放射性同位元 されているものを除	2 9	1 2	
施行規則第十八条の三 染物	第二項に定める表面汚	2 9	1 3	
	術庁告示第三条第一号 る特別形放射性同位元	2 9	7 4	
その他の放射性同位元	素等	2 9	8 2	

第一号様式(第四条、第十四条関係)第一類白標識

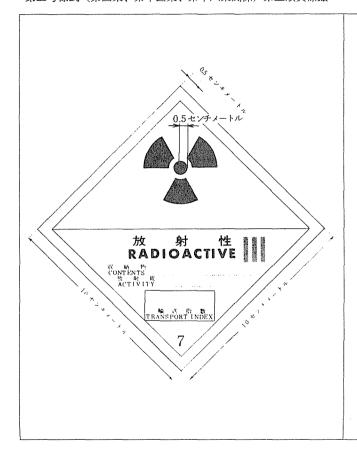


- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 6 色彩は次表によるものとする。



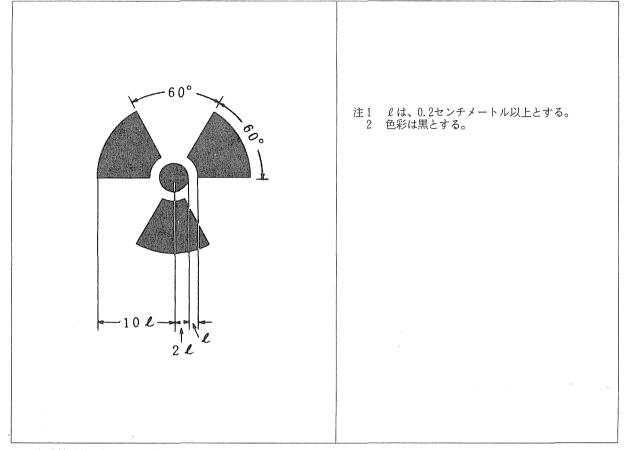
- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

部		分		色彩
上三下文	分マ分をの内	の一のた部の	分	黄黒白黒赤白黒黒
X	分分	ж, •->	線	黒



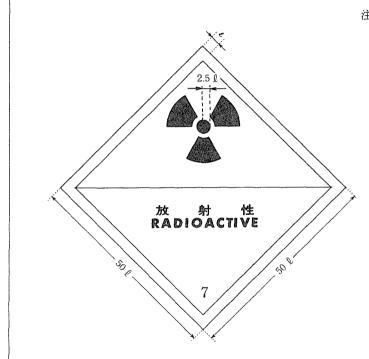
- 注1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称(当該放射性同位元素等が汚染物等に該当する場合にあっては、名称(LSA-Iに該当するものの名称を除く。)及び汚染物等の区分)を記入すること。ただし、複数の放射性同位元素等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
 - 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の放射能の量の合計をベクレル単位で記入すること。
 - 4 収納されている放射性同位元素等が異なる二以上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあっては、「携行書類を見ること(See Transport Documents)」と記載することができる。
 - 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
 - 6 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の 日本語の部分を、また、本邦内のみを運搬される ものにあっては、標識中の英語の部分をそれぞれ 削ることができる。
 - 7 色彩は次表によるものとする。

部		分		色 彩
上三下文斜ふふ区 半葉半 をちの	の	の一のお部のの	地ク地字分分線線	黄黑白黑赤白黒黒



第五号様式 (第六条関係)

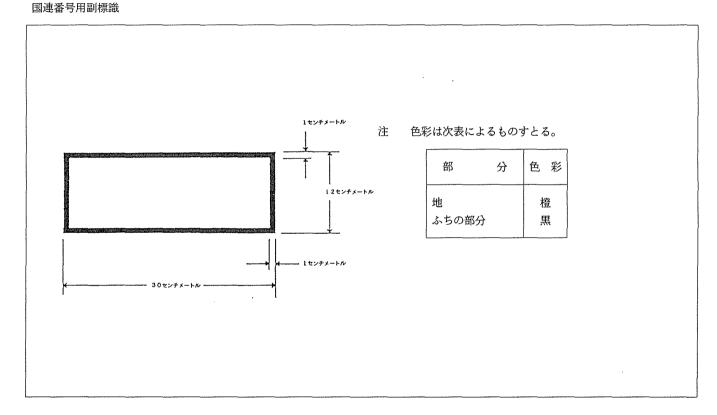
コンテナ標識



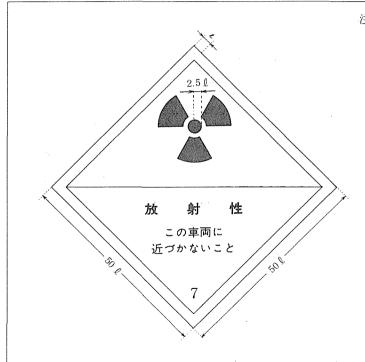
- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 - 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 - 4 本邦外を運搬されるものにあっては、標識中の日本語 の部分を、また、本邦内のみを運搬されるものにあって は、標識中の英語の部分をそれぞれ削ることができる。
 - 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性(RADI-OACTIVE)」の文字を削ることができる。
 - 6 色彩は次表によるものとする。

黄黒白黒白黒黒

第六号様式 (第七条、第十一条関係)



第七号様式 (第十条関係) 車両標識



- 注 1 三葉マークは、第四号様式によるものとする。
 - 2 ℓは、0.5センチメートル以上とする。
 - 3 数字「7」の高さは2.5センチメートル以上とする。
 - 4 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。
 - 5 色彩は次表によるものとする。

部	分	色	彩
上半分の地	1	貢	ŧ
三葉マーク	,	ļ	Ę.
下半分の地	白		
文字	¥	É	
ふちの部分	É	a	
ふちの内側	黒		
区分線		¥	Ķ

方法確認機関に関する省令)放射性同位元素等に係る指 元素等に係る指定運 搬

「運輸省令第二十四号」 「昭和五十六年五月十八日」

昭和六一年一一月二二日運輸省令三七号

(用語)

最終改正

第一条 号。以下「法」という。 る放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七 この省令において使用する用語 において使用する用語の例による。 は、 放射性同位元素等によ

(指定の区分)

第二条 機関の指定は、 法第四十一条の十一第一項の規定による指定運搬方法確認 次の区分により行うものとする。

いう。)第十八条の三第一項第三号に定めるBM型輸送物の運 規則(昭和三十五年総理府令第五十六号。 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行 以下「施行規則」と

搬に係る確認 施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBU型輸送物

運搬に係る確認

(運搬方法確認の範囲)

第三条 認容器による運搬 るものに限る。)に係る確認とする。 法第四十一条の十一第一項の運輸省令で定める確認は、 (運輸大臣があらかじめ承認した積載方法によ 承

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

(指定の申請)

第四条 掲げ る事項を記載した申請書を運輸大臣に提出 指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、 [しなければならな 次に

名称、 住所及び代表者の氏名

運搬方法確認の業務を行う事務所の名称及び所在 地

---行おうとする運搬方法確認の区分

運搬方法確認の業務を開始しようとする年月

四

2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

申請の日の属する事業年度の直前

の事業年度に

おける財産

Ħ

録及び貸借対照表

Ξ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計

画

及び収支予算書

ЛU 次の事項を記載した書

1 役員の氏名及び略歴

p 連搬方法確認の業務に用いる主要な機器 (以下 一運搬方法

確認用機器」という。 O 種類及び数

の

運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略

主任運搬方法確認員(運搬方法確認の実施を統括する運搬

方法確認員をいう。)となるべき者の氏名

は、 運搬方法確認の業務以外の業務を行つている場合にあつて その業務の種類及び概要

ホ

=

六一五

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

(指定の基準)

第四項の運輸省令で定める基準は、次のとおりとする。第五条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第三十九条

- 法確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであるこり設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が運搬方一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定によ
- 得した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するイ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、当該免状を取二 次のいずれかに該当する主任運搬方法確認員が置かれること。

学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)による大学

(名称等の変更等の届出)

- 後十年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するものにおいて理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三七、学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含
- 運搬方法確認員の数が運搬方法確認の業務を行うために必要を有する者をの他イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験運搬方法確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者

匹

運搬方法確認の業務を行うために必要な種類及び数の運搬方

な数以上であること。

法確認用機器があること。

Ŧi.

- 研究等を行うものであること。車両による運搬(運搬する物についての措置を除く。)の調査車両による運搬(運搬する物についての措置を除く。)の調査が射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の
- 的基礎を有するものであること。 六 運搬方法確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理
- ものであること。 務を行うことにより運搬方法確認が不公正になるおそれのない 水を行うことにより運搬方法確認が不公正になるおそれのない
- な実施を阻害することとならないものであること。八 その指定をすることによつて、運搬方法確認の的確かつ円滑
- 輸大臣に提出しなければならない。 とするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運とするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運り、金剛の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しよう第六条 指定運搬方法確認機関は、その名称若しくは住所又は運搬
- 一 変更しようとする事項
- 三 変更の理由 二 変更しようとする年月日
- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。新設し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事2 指定連搬方法確認機関は、運搬方法確認の業務を行う事務所を

の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日 一 新設し、又は廃止しようとする事務所において運搬方法確認

三 新設又は廃止の理由

(運搬方法確認員の資格)

二項の運輸省令で定める資格を有する者は、次の各号の一に該当第七条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十条第

一 第一種放射線取扱主任者免状を有する者

する者とする。

正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の

実務に従事した経験を有するもの

科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)において理三 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令

四 その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する

射線管理の実務に従事した経験を有するも

(業務規定の認可の申請

規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務いて準用する法第四十一条第一項前段の規定により業務規定の認第八条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項にお

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第九条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項にお

しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更いて準用する法第四十一条第一項後段の規定により業務規定の変

(業務規定で定めるべき事項)

に提出しなければならない。

第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、次のと第十条 法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条

ー 運搬方法確認の方法に関する事項おりとする。

三 運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項二 手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要四 運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

(業務の休廃止の許可の申請)な事項

ればならない。
おいて準用する法第四十一条の二の規定により運搬方法確認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとするとおいて準用する法第四十一条の二の規定により運搬方法確認の業第十一条 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項に

二 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよー 休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲

うとする年月日

Ξ に あつては、 運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合 その期間

四 運搬方法確認の業務の全部又は一 由 部を休止し、 又は廃止しよ

うとする理

(事業計画等の認可の申請

第十二条 た申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、 画及び収支予算の認可を受けようとするときは、 おいて準用する法第四十一条の三第一項前段の規定により事業計 指定運搬方法確認機関は、 法第四十一条の十一第三項に 運輸大臣に提出 その旨を記載し

なければならない。

第十三条 うとする事項及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出 画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、 お なけれ いて準用する法第四十一条の三第一項後段の規定により事業計 指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項に ばならない。 変更しよ

(運搬方法確認員の選任の認可の申請)

第十四条 運輸大臣に お 任しようとする者の氏名、 認員の選任の認可を受けようとするときは、 いて準用する法第四十一条の四第一項の規定により運搬方法確 指定運搬方法確認機関は、 提出しなけれ ばならない。 生年月日及び履歴を記載した申請書を 法第四十一条の十一第三項に 運搬方法確認員に選

第十五条

指定運搬方法確認機関は、

運搬方法確認を行つたときは、

(報告

しなければならない。 次に掲げる事項を帳簿に記載し、 これを記載の日から十年間保存

元素によつて汚染された物 運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素又は放射性同位 運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住 (以下「放射性同位元素等」という。)

Ξ の種類及び数量

輸送物をいう。 放射性輸送物)の種類及び承認容器の番号 (施行規則第十八条の三 第一 項に定める放射性

Ħ. 運搬方法確認を行つた年月日 第三条の運輸大臣の承認の番

四

七 六 運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日 運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名

八 運搬方法確認の方法

九 その他運搬方法確認に関し必要な事 項

(運搬方法確認の業務の引継ぎ等

第十六条 に お 掲げる事項を実施しなければならない。 いて準用する法第四十一条の八第三項に規定する場合には、 指定運搬方法確認機関は、 法第四十一条の十一第三項に 次

運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこ 運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。

ځ

その他運輸大臣が必要と認める事項

第十七条 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、

当該運搬方法確認を行つた月の翌月末日までに、 た報告書を運輸大臣に提出しなければならない。 次の事項を記載

運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素等の種類及び数

四 Ξ 第三条の運輸大臣の承認の番号 放射性輸送物の種類及び承認容器の番号

Ŧī. 運搬方法確認を行つた年月日

運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。 指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したとき 遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名及び履歴を記

遅滞なく、 した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。 指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、 解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載

3

(立入検査をする職員の証明書) 限度で、指定運搬方法確認機関から報告を求めることができる。 前三項に規定するもののほか、 運輸大臣は、 法の施行に必要な

第十八条 法第四十三条の三第一項の規定により立人検査を行う職 員の携帯する身分を示す証明書の様式は、 別記様式のとおりとす

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

附 則

この省令は、

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する

法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十二号)の施行

(昭和五十六年五月十八日) から施行する。

O

日

ñ.

Н

囬

Ħ Н 発 ίĵ

月

ij

限り有効

六、 放射性同位元素等による放射線障害の防止に だセンチェー 関する法律の規定により指定運搬方法確認機 関に対する立入検査を行う職員の身分証明書 氏 名 年 輸 大臣 六・丘センチメートル 八・丘センチメートル (異)

第四十三条の三 科学技術庁長官 質問させることができる。 物件を検査させ、父は関係者に 機関の帳簿、書類その他必要な 関)の事務所に立ち入り、当該 にあつては指定運搬方法確認機 確認機関以外の機関、運輸大臣 庁長官にあっては指定運搬方法 関又は指定講習機関(科学技術 運搬方法確認機関、指定試験機 関、指定運搬物確認機関、指定 指定機構確認機関、指定検査機 行に必要な限度で、その職員に、 又は運輸大臣は、この法律の施 と解してはならない。 罪捜査のために認められたもの しなければならない。 請求があるときは、これを提示 明書を携帯し、かつ、 行う職員は、その身分を示す証 前条第二項及び第三項の規定 前項の規定により立入検査を 第一項に規定する権限は、 線障害の防止に関する法律抜 放射性同位元素等による放射 前項の規定による立入検査 関係者の 觛 第五十六条 処する。 四、第四十三条の三第一項の規 は職員は、十万円以下の罰金に 機関又は指定講習機関の役員又 定運搬方法確認機関、指定試験 機関、指定運搬物確認機関、指 するときは、その違反行為をし た指定機構確認機関、指定検査 せず、若しくは虚偽の陳述を し、又は質問に対して陳述を を拒み、妨げ、若しくは忌避 定による立入り若しくは検査 次の各号の一に該当

六・五センチメー n 六・五センチ 1 n

国有鉄道改革推進総括審議, [11]

官鉄保第127号 技第 144 号 平成2年12月27日 最終改正 平成3年7月1日

胶

迎輪省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官

Œ

放射性同位元素等車両型攝規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則 関係取扱要領について (依命通達)

今般、放射性間位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正す る省令(平成2年運輸省令第34号)、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める 告示(平成2年運輸省告示第595号)及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める 告示(平成2年週輪省告示第596号)が制定され、平成3年1月1日から施行されま す。この施行に当たり、放射性同位元素等単両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号) 及び放射性同位元素等車両運搬規則の期目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並 びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167 号) 第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性間位元素等直頭測機規則第18 条の承認の申請及び放射性間位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する役会(昭和 56年運輸省令第24号)第3条の承認の申請についての実施細目については、別添1

「放射性同位元数等車両運搬規則関係取扱更領」のとおり、核燃料物質等車両運搬規則 (昭和53年運動省令第72号)及び核燃料物質等車両運搬規則の利目を定める告示の 主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律 (昭和32年法律第166号) 第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物 質等車両運搬規則第22条に規定する運動大臣の指定の申請、闘令第19条の承認の申 請及び核燃料物質等に係る相定理機方法確認機関に関する省令(昭和61年運輸省令第 37号)第3条の承認の申請についての実施期目については、別添2「核燃料物質管車 両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬につ いて適用することとしたので、関係者に対する周知徹底方お願いします。

なお、「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則 関係取扱要領について(佐命節漢)」(昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄道 第60号、自安第117号)及び「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す る法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について(依命通達) (昭和61年11月25日付け官鉄保第93日、 役技第124日) は、廃止します。

K1111

25

別添1

放射性同位元素等車两運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、放射性同位元素等車両連撤規則(昭和52年運輸省令第3 3号。以下「規則」という。)及び放射性同位元素等車両運搬規則の割 目を定める告示(平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。)の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線際 客の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害 防止法」という。)第18条の2第2項に規定する確認の申請、規則第 18条の承認の申請(以下「特別措置運搬承認申請」という。)及び放 射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和56年 運輸省令第24号)第3条の承認(以下「積載方法承認」という。)の 申請等について実施超目を定め、もって、これらの円滑、かつ、遊正な 実施を図ることを目的とする。

- 2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
- (1) 規則第2条第2項関係
 - (イ) 荷送人は、2以上の核燃料輸送物又は放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の核燃料輸送物又は放射性輸送物に付された模談が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。
- (ロ)「タンク」とは、タンクコンテナ、ボータブルタンク、タンク車 (自動車及び鉄道車両)におけるタンクであって、気体、被体、粉

- 体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に 経暦した固体を収納するものをいう。
- (2)規則第3条、第4条第3項、第15条、第15条の2、第18条第 2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第6条第2項(告示第2条)、第10条第2項(告示第9条) 関係

「非固定性汚染」とは、通常の取扱い時において、はく能するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

- (4) 規則第8条関係
 - (イ) 荷送人は、L型輸送物の測擬を委託する場合には、測送状の品名の個に「L型輸送物(放射性)」等と表示する等により、L型輸送物(放射性)の測版を委託する旨を明らかにし、測機に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。
 - (ロ) 第2項の総重低、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B(M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B(U)」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。
- (ハ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字及び「BU型」又は「TYPE B
 (U)」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあっては、「A型」、「BM型」又は「BU型」と、本邦外を運搬

されるもの・(本邦外を迎撤されるために、その経路上本邦内を迎撤されるものを含む。以下同じ。) にあっては、「TYPE A」、「TYPE B (U)」と、それぞれ、表示するように努めること。

- (二)第6項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。
- (5) 規則第8条第6項(告示第7条第2項)関係 「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル 以上であることをいう。
- (6) 規則第10条第1項関係

迎敷に従事する者に対する線最当量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による週敷に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあっては、週搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

- (イ)放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベツド等にいた時間
- (ロ) ポケット線量計、フイルムバッジ等による測定結果
- (7) 規則第10条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性同位元素等の 額えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両に ついて、汚染の検査を行うこと。 (8)規則第10条第2項 (告示第9条)関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9)規則第11条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外 を測断する場合に、表示するものである。

(10) 規則第11条第3項関係

前部及び後部に備える赤色壁は、それぞれ、夜間前方及び後方30 0メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第13条関係

携行する書類は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含む ものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあっては、

- 1) から4) までの事項及び13) の事項における英語の文字について、 専用積載で運搬されないものにあっては、14) から18) までの事項に ついて、それぞれ、省略することができる。
- 1) 運搬する放射性同位元素等の告示別表に定める品名
- 2) 国連分類番号「7」
- 3) 1) の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL (放射性物質)」という文字
- 4) 運搬する放射性同位元素等の品名に応じた国連番号
- 5) 運搬する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、「LSA-IJ、「LSA-II」、「LSA-II」、「SCO-I)又は「SCO-II」の区分
- 6) 運搬する放射性同位元素等の名称(主な核種の記号)
- 7) 運搬する放射性同位元素等の物理的及び化学的性状についての記述

(当該放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等である場合には、 その旨の記述でよい。)

- 8) 運搬する放射性同位元素等のベクレル (Bq) 単位で表された放射 他の豚の合計
- 9)放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはダンクの分類(第1類自標数、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。)
- 10)放射性輸送物、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が 収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
- 11)放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号(容器承認番号、積載方法承認番号、特別 措置に係る承認番号等)
- 12) オーバーバック又はコンテナに放射性輪送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーバック又はコンテナについての詳細な記述(収納され、又は包装された放射性輪送物及びオーバーバックの個数、オーバーバック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された放射性同位元素等のベクレル(Bq)単位で表された放射能の量の合計、オーバーバック又はコンテナの分類(第1類自標数、第2類数標線又は第3類資標級のうち、いずれのものを貼付するか。
- 、)、オーバーバック又はコンテナの輸送指数、オーバーバック又はコンテナに係る承認番号(積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等)、その他必要な事項)
- 13) 週級物が専用積載で選載されなければならない場合には、「EXC LUSIVE USE SHIPMENT (専用積級による週報)」

の文字

- 14) 運搬方法 (運搬車両、積付け方法等) に関すること。
- 15) 連搬経路に関すること。
- 16) 運搬関係者 (荷送人、荷受人、運送人等) の氏名等
- 17) 駐車中の見張人に関すること(道路輸送に限る。)。
- 18) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
- 19) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な指征

また、当該番類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、 あらかじめ無明すること。

(12) 規則第14条関係

放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を 防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当 たっては、次によること。

- (ロ)放射性輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間 等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)」に 連駆すること。

なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転 経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和3 2年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第41条 に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者 拡発難駅拡験合格者
- (ロ)原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を 有する者
- (ハ) 放射線障害防止法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者
- (二)放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる 者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (14) 規則第18条関係
 - (イ)第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク(以下「運搬物」という。)に近づくことを防止する指置」とは、有がい車両(パン型自動車、有がい貨車等をいう。)の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両(開放型の車両をいう。)に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で扱い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の指置をいう。この場合において、当該ケージの表而は車両表面とみなす。
 - (ロ)第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、務地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、 最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、 運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び 他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、 次の要領で放射線障害防止法第18条の2第2項に規定する運輸大臣の 確認を受けること(放射線障害防止法第41条の11に規定する指定運 横方法確認機関に係るものを除く。)。

(1)第1号様式による放射性輸送物連搬確認申請書並びに別表第1の第 1欄に掲げる記報事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って 記載した連嵌に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること

この場合において、当該申請書等は別表第4の第1個に掲げる区分 に応じ、それぞれ、同表の第2個に掲げる所管課に提出すること。

(2)申請書等の記載事項のうち、予定連撤日時、予定連撤経路その他経 微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容 を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1 年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請費

規則第18条第1項から第3項までの規定に基づき、放射性同位元素 等、放射性精送物等又は低比放射性同位元素等を運搬しようとする場合 は、第2号様式による特別措置運搬承認申請審本文並びに別表第1の部 1個に掲げる記載事項について同表の第2個の記載要領等に従って記載 した承認申請審及びその條付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる 区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所修認に提出すること。 なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 稽載方法承認の申請等

(1)申請

積載方法泳認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法 承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請審等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管架に提出すること。なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

収載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについ て行うものとする。

- (イ) 運搬中、移動、転倒、転務等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。
- (ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。
- (ハ)放射線障害防止法第18条の2第2項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。
- (二) 前各号のほか迎搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を 付すことができる。

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったと会は、30日以内にその旨を酒輪大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(車両の型 式に変更がない場合に限る。)には、積載方法が変更前と同等である ことを明らかにし、その旨を届け出ること。

别类第 1 调摄計画范等記载事項等

表第 1 連續計四番等記載事項等			(1) 発地、滑地、社路及び距離	
			(2) その他	○ (2)については、必要に応じ、遺路名
記 載 事 項	記 報 要 領 等			又は路線名、通過地点、区間距離、キ
1. 運搬の目的	〇 運搬する放射性同位元素等の用途、			口程、所要時間、通過予定時刻、点檢
	発着地等を簡略に記載すること。			運転者の交替予定等を記載し、運行経
2. 当該規定に従って運搬することが著		l		路図を添付すること。
しく困難な規定及びその理由並びに安		1	9. 運搬しようとする放射性輸送物	O 承認申請の場合には、(2)及び(4)を
全な運搬を確保するために特に勝ずる				除き、「放射性輸送物」とあるのは「
措置(第18条第1項の規定に基づく		1		放射性同位元素等、放射性輸送物又は
承認申請のみ)				低比放射性同位元素等」と読み替えて
3. 当該規定によらないで運搬すること				記載すること。
とする規定及びその理由、安全な連續			(1) 放射性輸送物の型式又は名称及び	〇 (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、
を確保するために特に講ずる措置、第			主要諧元	重量等を記載すること。
18条第2項の数の下棚に掲げる基準			(2) 放射性輸送物の種類	O (2)については、IP-1、IP-2
への適合状況並びに当該規定によらな			•	IP-3、A、BM又はBU型輸送物
いで選搬することとしても安全上支障				のように記載すること。
がないことの説明 (第18条第2項の			(3) 収納し、又は包装する放射性同位	〇(3)については、放射性輸送物ごとに
規定に基づく承認申請のみ)		1	元素等の名称、数量、放射能強度及	記載し、性状については、物理的、化
4. 科学技術庁長官の承認の内容及び承			び性状	学的状態を記載すること。また、名称
認の理由、安全な迎搬を確保するため				については、収納する放射性同位元素
に特に講ずる掛置並びに表面における		1		等が汚染物等である場合には、LSA
線量当量率が2ミリシーベルト毎時を		1		- I. LSA-II. LSA-II. SC
超え10ミリシーベルト毎時以下の放		1		〇一「又はSCO一目の区分も記載す
射性輸送物を運搬する場合には、第1				ること.
8条第3項第1号及び第2号に掲げる			(4) 放射性輸送物の線最当最率	○ (4)については、その位置を付記又は
基準への適合状況(第18条第3項の				図示すること。
規定に基づく承認申請のみ)			(5) 放射性輸送物の輸送指数	
5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及	〇 法人にあっては、その代表者の氏名	1	(6)放射性輸送物に貼付する標牒及び	O (6)については、第1類自標識、第2
び住所	を付記すること。		行う表示	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い
6. 運送人の氏名又は名称及び住所	〇 法人にあっては、その代表者の氏名			ずれのものを何枚貼付するのか、「A
	を付記すること。確認申請であって運			型」、「TYPE A」、「BM型」
	送人が指定を受けた者である場合には、	.		、「TYPE B (M)」、「BU型
	指定書の目付及び番号を記載すること。			」又は「TYPE B (U)」の文字
7. 予定運搬日時		. [のうち、いずれの表示を行うのか及び

(1) 発地、発地、経路及び距離

(7) 放射性輸送物の個数			記載すること。
(8) 原子力委員会決定804項への	○ (8)については、昭和50年1月原子	(1) コンテナの名称又は型式及び主要	〇(1)の主要諸元については、長さ、幅、
該当の有無及びその事由	力委員会決定「放射性物質等の輸送に	裁元	高さ、重量、適合規格等を記載するこ
	関する安全基準」804項aからfま		٠.
	でについて記載すること。	(2) 収納する放射性輸送物及びオーバ	〇 (2)については、コンテナごとに記載
(9) 放射性輸送物の基準適合状況	〇 (9)については、科学技術庁長官の週	ーパックの型式又は名称、個数及び	すること。
	撤確認証の番号及び輸送容器の登録番	コンテナへの収納方法	
	号を記載し、当該確認証の写しを談付	(3) コンテナの終量当量率	O (3)については、その位置を付記又は
	すること.		図示すること。
	科学技術庁長官の運搬確認申請中の	(4) コンテナの輸送指数	
	ものにあっては、その旨並びに申請書	(5) コンテナに貼付する標識	O (5)については、第1類白標識、第2
	の日付及び番号を記載すること。		類黄標識又は第3類黄標識のうち、い
(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項			ずれのものを貼付するのか及びコンテ
(11) 放射性輸送物の外観図及び構造	○ (ii)の外観図は、三面図及び鳥かん図		ナ標識の貼付の有無について記載し、
[XI	によること.	·	また、国連番号を設示する場合には、
10. オーバーパックの概要			その旨についても記載すること。
(1) オーバーバックの名称及び主要諸	〇 (1)の主要豁元については、長さ、幅、	(6) コンテナの個数	
77.	高さ、重量等を記載すること。	(7) コンテナの外観図	〇 (7)については、三面図及び鳥かん図
(2) 収納し、又は包装する放射性輸送	O (2)については、オーバーパックごと		によること.
物の型式又は名称、個数及びオーバ	に記載すること。	12. タンクの概要	,
- パックへの収納又は包装の方法	·	(1) タンクの名称又は型式及び主要器	O (1)の主要諸元については、長さ、幅、
(3) オーバーパックの線量当量率	○ (3)については、その位置を付記又は	元	高さ、重量、適合規格等を記載するこ
	図示すること.		٤.
(4) オーバーパックの輸送指数		(2) 収納する低比放射性同位元素等の	○ (2)については、タンクごとに記載す
(5) オーバーパックに貼付する標識	O (5)については、第1類白標識、第2	名称、数量、放射能強度及び性状	ること。名称については、LSA-1
	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い		又はSCO-1の区分も記載し、性状
	ずれのものを貼付するのかを記載する		については、物理的、化学的性状を記
	٤٤.		載すること。
(6) オーバーバックの個数		(3) タンクの線薫当乱率	○ (3)については、その位置を付記又は
(7) オーバーパックの外観図	〇 (7)については、三面図及び鳥かん図		図示すること.
	によること。	(4) タンクの輸送指数	
11. コンテナの概要	〇 承認申請の場合には、(2) の「放射	(5) タンクに貼付する標識	O (5)については、第1類自標微、第2
	性輪送物及びオーバーパック」を「放	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	類黄標識又は第3類黄標識のうち、い
	射性同位元素等、放射性輸送物等又は		ずれのものを貼付するのか及びコンテ
	低比放射性同位元素等」と読み替えて		ナ標識の貼付の有無について記載し、
		4	, man - /2/ / / / / / / / / / / / / / / / / /

	また、国連番号を表示する場合には、		氏名、所属、資格等を、その他の運搬
	その旨についても記載すること。		従事者については人数を記載すること。
(6) タンクの個数			ただし、第18条第1項から第3項ま
(7) タンクの外観図	〇(7)については、三面図及び鳥かん図		での規定に基づく承認申請の場合には、
	によること。		その他の運搬従事者の全氏名も記載す
13. 車両及び積載方法			ること。 .
(1) 車両の概要	〇 (1)については、鉄道、軌道、索道又	(2) 放射線管理要領	〇 (2)については、車両、放射性輸送物、
	は無軌条電車により運搬する場合には、		コンテナ等の線乱当景率の管理、線査
	当該運搬に使用する車両の許容積載量		当量率、測定機器、保護具等について
	及び有がい、無がいの別を、自動車に		記載すること。
	より迎搬する場合には、当該迎搬に使	(3) 被ばく管理要領(第18条第1項	〇 (3)については、運搬従事者の被ばく
	用する自動車の車名、型式、登録番号	から第3項までの規定に基づく承認	線量当量の測定、記録等の体制、その
	及び最大積載量を記載すること。	申辞のみ〉	他被ばく管理に係る必要な事項を記載
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び	O (2)については、三面図により示すも		すること.
固定方法	のとし、積載位置、固定等に使用する	(4) 退搬要領	〇 (4)については、運搬時における駐車
	用具、固定等の方法、標識の貼付、他		要領、踏切通過要領、梯団時の隊列に
	の積載物等が明確にわかるように示す		よる運行体制等を記載すること。
	こと.	(5) 荷役作業要領	〇 (5)については、荷役時における作業
(3) 車両の線量当量率	〇 (3)については、その位置を付記又は		要領、安全対策、使用する機器又は用
	図示すること.		具の種類等について記載すること。
(4) 車両に貼付する標識	〇(4)については、車両標識の貼付の有	(6) 事故時の措置	○ (6)については、事故時の応急措置、
	無について記載し、また、国連番号を		連絡先等を記載すること。
	表示する場合には、その旨についても	15. その他	〇 運搬従事者に対する教育訓練内容そ
	記載すること。		の他必要な事項を記載すること。また、
(5) 車両に積載する放射性輸送物、オ	O (5)については、車両ごとに記載する		運搬する放射性同位元素等が木邦外を
バーパック、コンテナ及びタンクの	こと.		運搬されるものである場合には、 取扱
型式又は名称、個数並びに輸送指数及			要領本文 2. (1.1)に掲げる擔行書
びその合計値			類の記載事項(以下「擔行費類の記載
14. 迎撤实施体制			事項』という。)のうち、1)から4
(1) 迎撤資任者、迎搬实施者、同行す	〇 (1)において迦搬責任者については、)までの事項及び当該放射性同位元素
る専門家及びその他の運搬従事者	運搬の実務上の責任者であって必要な		等が専用積載で運搬されなければなら
	際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、		ないものである場合には、携行群類の
	迎搬実施者については実際に運搬に従		記載事項のうち、13)の事項について
	事する者(運搬従事者)の統轄者の氏		も記載すること。ただし、1.から14.
	名を、同行する専門家についてはその		までの記載事項の内容に含まれていな

い場合に限る。

傷為

用紙は、日本工業規格 A 列 4 番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	申請書本文の様式は第3号様式によ
	వ こと.
	また、申請者が法人である場合にあ
	っては、その代表者の氏名を付記する
	22.
2. 運搬しようとする放射性輸送物の基	○ 科学技術庁長官の容器承認の番号を
神適合状況	記載すること。
3. 承認を受けようとする積載方法	
(1) 名称	
(2) 外観図	〇 図面により固定方法、積載位置等を
	明確に示すこと。 なお、必要に応じて
·	部分図を添付すること。
	〇 主要な箇所には寸法を記入すること
(3) 園縛に使用する用具、架台等	〇 固約に使用されるワイヤ、緊締金具
	架台等の名称及び記号等を記載するこ
	と.
(4) 運搬に係る車両	〇 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車に
	より運搬する場合には、車両の許容積
	載量及び有がい、無がいの別を、自動
	車により運搬する場合には、車名、型
	式、登録番号及び最大積載量を記載す
	ತ こと。
(5) 固約作業	固約作業の手順の詳細を明確に記載
	すること.
	○ 固約作業において、使用するクレー
	ン等機械、器具の内容及び固縛作業に
	従事する者に対し指示すべき事項を配
	載すること。

備考

用紙は、日本工業規格 A 列 4 雷の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折たたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第3

添 付 费 類	記 载 要 領 等
1. 車両に関する説明	〇 選搬に使用される車両の主要諸元、
	車両性能及び積載方法の審査に必要な
	箇所の構造、装置の内容について説明
	すること。
2. 予定される迎搬に関する説明	〇 予定される運搬に関し、速度、勾配、
	最小回転半径、運行の距離等について
	説明すること.
3. 強度計算書	〇 予定される迎搬等において、迎搬容
	器が容易に移動、転倒、転落等を起こ
	さないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できる	〇 同一積載方法が繰り返し実施できる
ことの説明	ことを具体的に説明すること。この場
	合、 積付けに使用される機器、架台等
	の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	〇 承認容器の主要請元、外観図及び承
	認を受けたことを証する費面を添付す
	ಕ್ಕೆ ಕಿ.
6. その他	〇 その他必要な事項がある場合は、そ
	の書而を添付すること。

別表第4 申請先

区	分	所	管 課
(1) 当該運搬が鉄道、 無軌条電車によって		鉄道局	保安車両課
(2) 当該運搬が自動車 ってなされる場合	若しくは軽車両によ	技術安	交通局 全部 環境課

第1 丹楼式(放射性輸送物源級破器申請費)

				放射性	帕送物	運搬	磁影	g # 2	ñ 113			
	額の	収入印	所定()紙を()こと。	清月、								
ij	! fâ	大	EŽ			段						
					文	41						
						年 新者			Ħ		(A)	
						相名は					(H)	
					Œ		43	Tr M				
						1	ð					
よる		陸雪 0									位元素(税きた	-

第2号様式 (特別措置運搬承器申請書)

,	特別指歷選獎承級申請奪												
選	榆	大	Ħ			Ŗ	Q						
						年	er T	Я	E	ı			
							の氏名					@	
					住	10	74	Pří					
					連	*	ă.	先					
				f運搬規則領 な永認して							_	下記の放	射性
						58							
備考	申請	文中	「第1	8条第1項	J 13	ţ,	当 2	中	市がお	[則第1	8条9	第2項にま	きづく

考 申請文中「第18条第1項」は、当該申請が規則第18条第2項に基づく 場合には、「第18条第2項」と、当該申請が規則第18条第3項に基づく 場合には、「第18条第3項」と、第18条第1項及び第3項に基づく場合 には、「第18条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。

获载方法承認申請書											
迎 榆 大 臣	鲛										
	文 哲 侨 号										
	年 月 日	_									
	申請者の氏名	•									
	又は名称										
	住 所										
	連 格 先										
放射性間位元素等に係る指	自定巡撮方法確認機関に関する省令の	63条の規定に基									
	いて承認して載きたく申請いたしまっ										
	55										

る火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるととも

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る

(運輸省令第二二号)(昭和五十六年五月十八日)

(応急の措置)

第一条 より、 の運搬 二第一項に規定する運搬にあつては、 場合においては、 性同位元素等に関し、 三条第一項の規定に基づき、使用者、 元素によつて汚染された物 は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性同位 にこれらの者から運搬を委託された者 (昭和三十二年法律第百六十七号。 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した (以下「事業所外運搬」という。) 中、その所持する放射 直ちに、 地震、 次の各号に定める措置 (以下「放射性同位元素等」という。) 火災その他の災害が起こつたことに 以下「法」という。)第三十 第四号に掲げる措置を除く。) 販売業者及び廃棄業者並 (以下「使用者等」という。 (法第十八条の

くは航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若し放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しく

を講じなければならない。

放射線障害の発生を防止するために必要があるときは、付近場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。律第百八十六号)第二十四条の規定により市町村長の指定したに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法(昭和二十三年法

にいる者に避難するよう警告すること。

四

放射性同位元素等による汚染が生じたときは、

速や

か

に

汚

関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。 り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

する放射線業務従事者のうち男子又は妊娠不能と診断された女子 行規則 ٧١ 六 できる限り少なくするようにしなければならない。 を短くすること等により、 い 7 具 使用者等は、 その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施 かん子又は保護具を用いること、 (昭和三十五年総理府令第五十六号)第一条第八号に規定 前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、 当該作業に従事する者の線量当量 放射線に被ばくする時間 この場合に しやへ を お

2

同令第二十九条第二項に基づき科学技術庁長官の定める線量当量 の者が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量当量限度は、

とする。

(届出)

第二条 遅滞なく、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。 使用者等は、前条第一項に規定する事態が生じた場合には、

前条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

(報告徴収)

第三条 事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることが 一項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、 前条に規定するものの ほか、 運輸大臣は、 使用者等に対し、 法第三十三条第

できる。

法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十二号)の施行 日 この省令は、 (昭和五十六年五月十八日) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する から施行する。

0

関 性同 より立 す る法律第四 す証明 元 検 書の 査を行う職員 よる放射線障 様式を定め 条 0 0 携帯す 害の防 る省令 \hat{o}

運輸省令第二十三昭和五十六年五月十八 号日

とする。 検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書 十二年法律第百六十七号) 放射 性同位元素等による放射線障害 往 下表のとおり) 第四十三 条 かの二 の 防 第 止に関 の 様式は、 項 の規定により立入 す る 法律 次のとお (昭 和三

(表) 番号 放射性同位元素等による放射線障害の防 止に関する法律第43条の2第1項の規定 により立入検査を行う職員の身分証明書 六センチメートル Ħ 13 Æ 名 Œ 114 年 # 日発行 日限り行効 選輪大臣 (1) 六センチメー ŀ 1

法律 ځ 0 の省令は、 部を改正する法律 放射性同位元素等による放 (昭 和 Ŧī. + 五年 射線障害 法律第五 +== の 防 号) 止に関 0 施行 ける

附

則

0

B

(昭和五十六年五月十八日

か

ら施行

ける。

ることができる。 位元素によつて汚染された物を収去させいて、放射性同位元素若しくは放射性同

せ、又は検査のため必要な最小限度にお

必要な物件を検査させ、関係者に質問さに立ち入り、その者の帳簿、書類その他れた者の事務所又は工場若しくは事業所

(喪)

第一項及び第四項の規定、都道府県公安

第四十三条の二 (立入検査) 臣又は都道府県公安委員会は、この法律 の防止に関する法律抜すい放射性同位元素等による放射線障害 科学技術庁長官、 遊輪大 2

(選輪大臣にあつては第十八条の二第一 第二項及び第四項並びに第三十三条 第五十五条。次の各号の一に該当する者は、提示しなければならない。 つ、関係者の請求があるときは、は、その身分をデーニー 七 十万円以下の罰金に処する。 前項の規定により立入検査を行う職 その身分を示す証明書を携帯し、 おし、れをか

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をげ、若しくは忌難し、又は質問に対し立入り、検査若しくは収去を拒み、妨 て陳述をせず、 第四十三条の二第一項の規定による

八・五センチょートル

放射性同位元素等の運搬の届出等に (する総理府令

総理府令 第三十号)昭和五十六年五月十六日)

(届出を要する放射性同位元素等 最終改正 平成二年十二月二十八日総理府令六三号

行令(以下この条において「令」という。)第十七条の二にお る法律施行規則 という。)は、 射性同位元素によつて汚染された物(以下「放射性同位元素等」 て準用する令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素又は放 三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関す (昭和三十五年総理府令第五十六号) 第十八条の

(届出の手続)

第二条 ない。 出書二通を当該放射性同位元素等の発送地を管轄する都道府県公 安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければなら 同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、 (以下「法」という。)第十八条の二第五項の規定による放射 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 別記様式第一の届 性

ない。 前項の 届出 は、 運搬開始の日の 週間前までにしなければなら

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

2

3 た者に交付するものとする。 うち一通に届出を受理した旨を記載して、 項の届出を受理した公安委員会は、 提出された届出書二通 これを当該届出をし

をした公安委員会に提出しなければならない。 たときは、 第一項の届出をした者は、 速やかに、別記様式第二の変更届出書二通を当該届出 当該届出書の記載事項に変更を生じ

5 理した場合について準用する。 第三項の規定は、公安委員会が前項に規定する変更の届出を受

(指示)

第三条 げるものとする。 法第十八条の二第六項の総理府令で定める事項は、 次に掲

年法律第百五号)第二条第一項第八号に規定する車両をいう。 以下この項において同じ。 放射性同位元素等を積載した車両(道路交通法(昭和三十五 の速度

伴走車の配置

間 同行する車 の距離 放射性同位元素等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に 両 の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互

う。 駐車 以下この号において同じ。)場所及び駐車時の措置 (道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車を

ŀ١

四

六 五. 見張人の配置その他放射性同位元素等への関係者以外の者の 放射性同位元素等の積卸し又は一時保管をする場所

接近を防止するための措置

七 放射性同位元素等の車両への積載方法

八 警察機関への連絡

規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された九(前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の

十 放射性同位元素等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の指示書の携帯

同行

頁 位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事 位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事十一 前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同

者に交付して行うものとする。を受理した公安委員会が別記様式第三の指示書を当該届出をした2 法第十八条の二第六項の規定による指示は、前条第一項の届出

(公安委員会の通知)

係る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、速や第四条 第二条第一項の届出を受理した公安委員会は、当該届出に

経路、種類、数量その他の必要な事項を通知しなければならない。かに、当該他の公安委員会に放射性同位元素等の運搬の日時及び

出を受理した場合について準用する。

2

前項の規定は、

公安委員会が第二条第四項に規定する変更の届

員会に当該指示の内容を速やかに通知しなければならない。他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、当該他の公安委3 前条第二項の指示をした公安委員会は、当該指示に係る運搬が

(運搬に関する検査)

かについて行うものとする。 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定により指示書された届出書の内容に従つて(第三条第二項の規定により指示書第五条 法第十八条の二第八項の規定による検査は、第二条第三項

(報告徴収)

所貝

附

1 この府令は、平成三年一月一日(施行期日)

から施行する。

(経過措置

する総理府令第一条の規定及び第二条の規定による改正後の放射2 第一条の規定による改正後の核燃料物質等の運搬の届出等に関

性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第一条の規定は、

物質等の運搬に係る届出及び運搬証明書並びに放射性同位元素等 素等の運搬に係る届出について適用し、同日前に行われる核燃料 平成三年二月一日以後に行われる核燃料物質等及び放射性同位元

3 例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 この府令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の

の運搬に係る届出については、なお従前の例による。

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

	※整理	番号	
Γ	※ 受理年	: A A	

放射性同位元素等運搬届出書

○○公安委員会 殿

年 月 日

使用者等の区分(注1)

住所

氏名(法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名) 邸

連絡担当者 電話番号

							理和红	1日19	电记	1田万
運	搬	B	時		年年		月 月	日 日		時から 時まで
———— 発	送	地 (注2)						-	
到	着	地(注2)							
輸送物	名称、	生同位元数量及	び重量							
委託者又あつては、	は受託	者の氏名 か)及び住	法人に							
		任 者								
		と有する その氏								
運 拍			注4)					+		
		及び一時 こその予								
放射性間び運転を		素等積載	車両及		動車登 番 号	最重	大積載 量	積載重量》 輸送物個		運転者氏名
積 電	方	法(注 5)					L		
在 初	生 の	有 無(注6)	科:	学技術	万庁:	長官			
ካቸ። ከርላ	4 1	/H /#!((1. U)	運	輸	大	臣			
携行資	器材の	名称及	び個数							
運頻	要	領(注7)						-	
警察機	く関へ	の連絡	要領							
応 急	措	置星	更 領							

- 注 1 使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
 - 2 工場又は事業所の名称も併記すること。
 - 3 届出者が使用者、販売業者又は廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
 - 4 路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
 - 5 輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
 - 6 法第18条の2第2項の科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の5第7号ただし書又は第8号ただし書に規定する承認(BM型輸送物、BU型輸送物、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物に係るものに限る。)の有無及び同規則第18条の12又は放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条第1項若しくは第2項の特別措置の承認の有無について記載すること。
 - 7 車両の速度及び駐車、 積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための 措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。
- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

放射性同位元素等運搬変更届出書

年 月 日

○○公安委員会 殿

住所

氏名(法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名) 邸

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第2条第4項の規定により、 年 月 日付けで届け出た放射性同位元素等の運搬について、次のとおり 変更したので届け出ます。

変	更	の	内	容	
after	तरं	-	170		
変	更	0)	埋	曲	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3 (第3条関係)

放射性同位元素等運搬指示書

第 号 日

殿

公安委員会 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の2第6項の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。 別記1

	整	理		番	号
	届	出	年	月	日
_	運	搬予	定	年月] []

別記.2

頁	
---	--

六四一

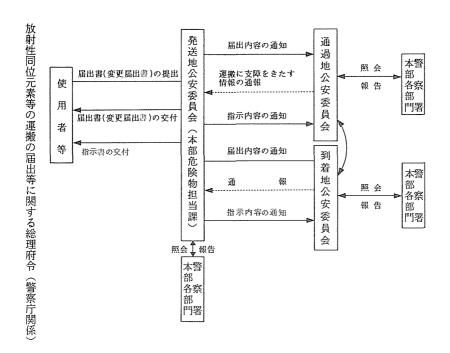
表 放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要

昭和 56 年 5 月 27 日 警察庁保安部公害課

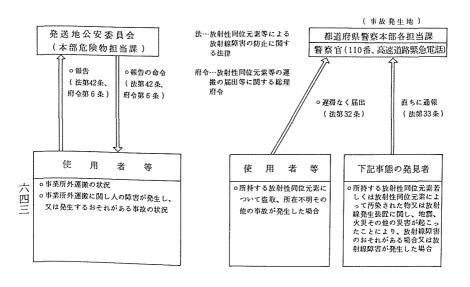
								E 2001 DE	X III Z D IV
法	律	政	令		総	理	府	令	
放射性同位元 届出(第 18 条の	素等の運搬の の 2第 5 項)	(第 17 条の 2 で	ならない場合を定める。 準用する第 17 条) のための措置が特に必	0	届出を要する放射 科学技術庁長官 同位元素等	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			-
		要な総理府令で定	める放射性同位元素等	0	届出の手続につい 届出書、変更が 公安委員会の通知	虽出書(別	『記様式第	1、第2)	
公安委員会の 条の2第6項) 日時、経路そ で定める事項				0	指示事項について 速度、伴走車の の携行、経験 必要事項 指示の手続につい 指示書(別記相	の配置、駅 者の同行を いて定める	主車場所、 この他交通 ら。(第4	見張人の配置 事故、盗取等	
使用者等の選 条の2第7項)	独守義務(第18								
運搬に関する の2第8項)(検査 (第 18条 注)			0	検査の方法につい 届出書、指示書 行う。	, —	•		ごうかについて
報告徴収(第	542条第1項)			1	報告事項を定める 1 事業所外運搬の 2 事業所外運搬の れのある事故の	の状況 c関し、 <i>J</i>		発生し又はタ	Ě生するおそ
立.入検査(第	543条の2)								
経 過 措	置	経過する日(7月	の施行の日から60日を 16 日)までに行われる しない。(附則第4条)						

⁽注) 法第18条の2第8項の規定は、放射性同位元素等を運搬する車両に対する警察官の停止権、検査権、措置命令権を定めている。

○ 運搬届出関係(法第18条の2、府令第2、3、4条)



- ○報告徵収関係(法第42条、府令第6条)
- ○事故発生時等の措置関係(法第32、33条第2項)



※受理年月日 放射性同位元素等運搬届出書

> 平成 年 月 B

○○県公安委員会 殿

使用者等の区分(注1) 運搬を委託された者 住所 東京都港区××○丁目○番○号 氏名(法人にあつては、その名称及び 代表者の氏名)

> ○○○運輸株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

連絡担当者○○○○ 雷話番号 03-000-0000

放射性同位元素等積載車両及び 運転者		理絡担当者()()() 電話番号 03-000-0000
選 地(注2) 大阪府吹田市○○ ○○○病院 種類及び個数 BU型輸送物 1個 放射性同位元素等の名称、数量及び重量 コバルトー60 50TBq 20.0g 表表 2 は受託者の氏名 (法人にあつては、その名称及び住所) (注3) 定長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	運 搬 日 時	
 輸送物 種類及び個数 BU型輸送物 1個 放射性同位元素等の名称、数量及び重量 コバルトー60 50TBq 20.0g 委託者又は受託者の氏名(法人にあつては、その名称及び住所) (注3) 院長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	発 送 地(注2)	東京都文京区〇〇〇 〇〇〇〇協会
輸送物 放射性同位元素等の 名称、数量及び重量 コバルトー60 50TBq 20.0g 要 託 者 又は 受 託 者 の 氏 名 (法人にあつては、その名称及び住所) (注 3) 原長 ○○○病院院長 ○○○病院院長 ○○○○病院院長 ○○○○前妻及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名 選 解 経 路 (注 4) 別紙記載のとおり。積卸しは行わない。駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻 日 動車 最大積載 積載重量及び運転者氏名を設め上でにその予定時刻 日 11 ままままままままままままままままままままままままままままままままま	到 達 地(注2)	大阪府吹田市○○○ ○○○○病院
名称、数量及び重量 コベルトー60 50TBq 20.0g 表示、数量及び重量 コベルトー60 50TBq 20.0g 委託者又は受託者の氏名 (法人にあつては、その名称及び住所) (注3) 原長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		BU型輸送物 1個
(法人にあつては、その名称及 で住所) (注3) ○○○病院 院長 ○○○○病院 院長 ○○○○ 回車 搬 同 行 責 任 者 氏 名 ○○○○ 第 2 種放射線取扱主任者 運 搬 経 路 (注4) 別紙記載のとおり。 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻 別紙記載のとおり。積卸しは行わない。 自動車 最大積載 積載重量及び 運転者氏名 部 量 量 輸送 物 個数 運転者氏名 11 t 1,800kg 12-34 1 t 1,800kg 12-34 1 t 1 t 1 l		コバルトー6 0 50TBq 20.0g
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名 ○ ○ ○ 第2種放射線取扱主任者 運搬経路(注4)別紙記載のとおり。 駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻 別紙記載のとおり。積卸しは行わない。 放射性同位元素等積載車両及び運転者 自動車量量大積載積載量量及び輸送物個数型 最11 あ 11 t 1,800kg 12-34 11 t 1,800kg 1個を積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部にシートをかける。 確認等の有無(注6) 科学技術庁長官 運輸大臣	(法人にあつては、その名称及	○○○○病院
する場合は、その氏名 選 搬 経 路 (注4) 別紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財紙記載のとおり。 財工を表する。 日 動 車 最大積載 日 報 送物 個数 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	運搬同行責任者氏名	0000
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻 別紙記載のとおり。積卸しは行わない。 放射性同位元素等積載車両及び運転者 自動車量量大積載量量及び輸送物個数型転者氏名 福載方法(注5) 11 t 1,800kg 1個 市 支(注5) トラックには、輸送物1個を積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部にシートをかける。 確認等の有無(注6) 科学技術庁長官 運輸大臣		○ ○ ○ 第2種放射線取扱主任者
 定場所並びにその予定時刻 放射性同位元素等積載車両及び 運転者 自動車 最大積載 積載重量及び 輸送物 個数 最 11 t 1,800kg 12-34 1 t 1 t 1,800kg 1 l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	運 搬 経 路(注4)	別紙記載のとおり。
放射性同位元素等積載車両及び 運転者 登録番号 重 量 輸送物個数 運転者に名 品 11 あ 12-34 11 t 1,800kg 1個 ○○○○ 積 載 方 法(注5) トラックには、輸送物1個を積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部にシートをかける。 確認等の有無(注6) 科学技術庁長官 運 輸 大 臣		別紙記載のとおり。積卸しは行わない。
Ta Ta Ta Ta Ta Ta Ta Ta		
で固定し、輸送物上部にシートをかける。	運転者	
確 認 等 の 有 無 (注 6) 運 輸 大 臣	積 載 方 法(注5)	トラックには、輸送物1個を積載し、ワイヤロー プで固定し、輸送物上部にシートをかける。
運輸大臣	The ST AND OF THE AND A CAN	科学技術庁長官
携行資器 材の名称及び個数 別紙記載のとおり。	雌 認 寺 の 有 無 (注 6)	運輸大臣
	携行資器材の名称及び個数	別紙記載のとおり。
運 搬 要 領(注7) 別紙記載のとおり。	運搬要領(注7)	別紙記載のとおり。
警察機関への連絡要領 別紙記載のとおり。	警察機関への連絡要領	別紙記載のとおり。
応 急 措 置 要 領 別紙記載のとおり。	応 急 措 置 要 領	別紙記載のとおり。

六四四

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(警察庁関係)

放射性同位元素等運搬指示書

第 1 号

平成 年 月 日

○○運輸株式会社 代表取締役 ○○○○ 殿

○○県公安委員会 印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 18条の 2第6項の規定により、別記1の放射性同位元素等の運搬について、別記2のとおり指示する。

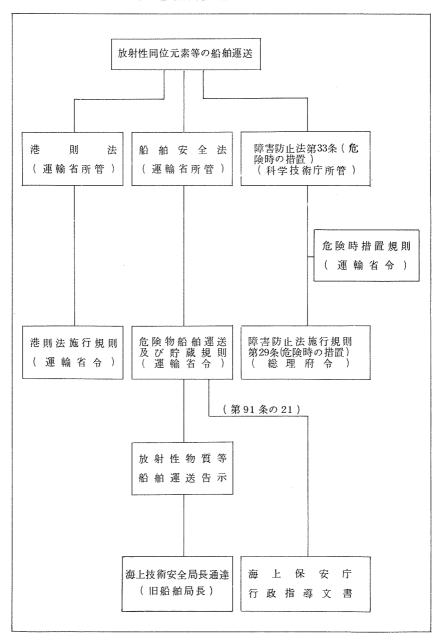
別記1

	整	理		番	号	1						
	届	出	年	月	日	平成	年	月	B			
Γ	運	搬予	定	年月	日	平成	年	月	日	 	 	

別記2

塢		亩	項	知識及び経験を有する者を同行させて運行させること。
18	/11	#	-74	この指示書及び先に交付した届出書を携帯すること。

六四五



○船舶安全法(抄)

(省略)核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送規則(抄)

(省略)核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送告示

(省略)核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○運輸省海上技術安全局長通達

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書(その一)

(省略)核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

)海上保安庁行政指導文書(その二)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港 則 法(抄)

(省略) 核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

船舶安全法(抄)

○港則法施行規則(抄)

(省略)核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

障害の防止に関する法律(抄)放射性同位元素等による放射線

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

の防止に関する法律施行規則(抄))放射性同位元素等による放射線障害

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

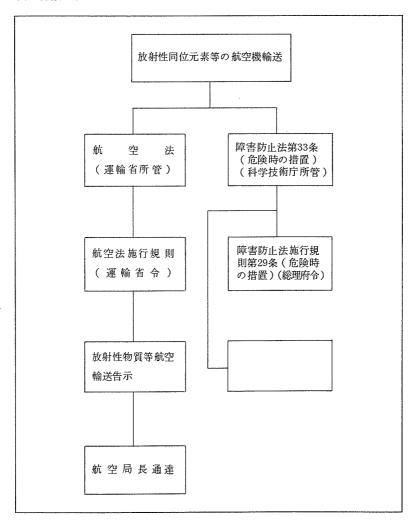
規則 ()放射性同位元素等の事業所外運搬

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

С



○航空法(抄)

(省略) 核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○航空法施行規則(抄)

(省略)核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性物質等航空輸送告示

(省略)核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

) 運輸省航空局長通達

(省略)核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

航空法(抄)

○放射性同位元素等による放射線障害

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

危険時における措置に関する規則○放射性同位元素等の事業所外運搬に係わる

(省略)陸上輸送の場合に同じ。

示す証明書の様式を定める省令○立入検査を行う職員の携帯する身分を

(省略) 陸上輸送の場合に同じ。

III

関連法令及び定義等

薬 事 法 (抄)

法 律 第百四十五号 四和三十五年八月十日 7

ができる。

の他薬局の業務に関し薬局開設者が遵守すべき事項を定めること

第十六条

医薬品の製造業者については、

第九条の二の規定を準用

する。

進 用)

最終改正 昭和五八年一二月二日法律第七八号

自 的

第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に 確保することを目的とする。 関する事項を規制し、もつてこれらの品質、 有効性及び安全性を

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

日本薬局方に収められている物

び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(医薬部外品を除 目的とされている物であつて、器具器械(歯科材料、医療用品及 人又は動物の疾病の診断、 治療又は予防に使用されることが

び化粧品を除く。) とされている物であつて、 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的 器具器械でないもの(医薬部外品及

(薬局開設者の遵守事項)

第九条の二 厚生大臣は、厚生省令で、薬局における医薬品の試験 検査の実施方法、薬局の管理者の義務の遂行のための配慮事項そ

薬事法 (抄)

放射線作業従事者以外のも

放射性医薬品の製造及び取扱規則 (抄)

厚昭 生省 令第四和三十六年二月一 号日

平成元年三月二四日厚生省令第一一号

最終改正

(定義)

第一条 ぞれ当該各号に定めるところによる。 この省令において、 次の各号に掲げる用語 の意義は、 そ れ

- 放射性医薬品 放射線(原子力基本法 (昭和三十年法律第百
- を放出する医薬品であつて、 別表第一に掲げるも

八十六号)第三条第五号に規定する放射線をいう。

以下同じ。)

- にこれらの含有物 放射性物質 放射線を放出する同位元素及びその化合物並び
- をこえるおそれのある場所 物の表面の放射性物質の密度が厚生大臣が定める許容表面 が定める許容濃度をこえ、 量をこえ、 管理区域 空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が厚生大臣 外部放射線 の放射線量が厚生大臣が定める許 又は放射性物質によつて汚染された 密度 容線

で された物の取扱い、 あつて、 放射線作業従事者 管理区域に常時立ち入るもの 管理又はこれに附随する業務に従事する者 放射性物質又は放射性物質によつて汚染

四

五. 管理区域随時立入者 管理区域に業務上立ち入る者 時 的

六

容器

(容器をこん包する場合には、

そのこん包。

第八号及び

に立ち入る者を除く。)であつて、

弋 (略)

第二条 (製造業者の遵守すべき事項) 製造業者は、作業を行なうにあたつて、 次の各号に掲げる

6 事項を厳守しなければならない。 製造業者は、 放射性物質の運搬を行うにあたつて、 次 いの各号

合には、 間 作業所等の中において運搬する場合及び放射性物質を運搬する時 に掲げる事項を厳守しなければならない。 がきわめて短く、 この限りでない。 か つ、 放射線障害の発生するおそれがない場 ただし、 放射性物質を

運搬は、 容器に入れて行なうこと。 この場合にお いて、 容器

気密な構造の容器に入れ、 ぼ の外にある空気を汚染するおそれのある放射性物質については、 に入れること。 れにくい構造であり、 か つ、 液体状の放射性物質については、 浸透 しにくい材料を用いた容器

以上であること。 容器の大きさは、 外接する直方体の各辺が十センチ メ 1 トル

四 等により、 容器は、 き裂、 運般中に通常予想される温度及び内圧の変化、 破損等の生ずるおそれがないこと。

容器は、

容易に、

かつ、

安全に取り扱うことができること。

Ŧī. 合に開封されたことが明らかになるように、 容器は、 0 はり付 みだりに開封されないように、 け等の措置が講じられていること。 かつ、 容易に 開封された場 破れない

放射性医薬品の製造及び取扱規則(抄)

を明示すること。 第九号において同じ。)の表面には、放射性物質の種類及び数量

で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 で包むこと。 できる材料 のき裂、破損等が生ずるおそれのあるものは、吸収材その他放 のは、吸収材その他な

定める線量当量率を超えないこと。送する場合には、容器の表面における線量当量率が厚生大臣が送する場合には、容器の表面における線量当量率が厚生大臣が定める線量当量率を超えないこと。ただし、郵客器の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量

ずること。 十 その他運搬中の放射線障害の発生を防止するための措置を講

を記録し、これを五年間保存すること。 十一 運搬の年月日、方法並びに荷受人又は荷送人に関する事項

便 法 妙

法律第百六十五号\昭和二十二年十二月十二日

昭和六三年五月二〇日法律第五一号

第一条

(この法律の目的)

最終改正

とする。 公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、

(郵便禁制品)

第十四条 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。 る も の₍₁₎ 爆発性、発火性その他の危険性のある物で郵政大臣の指定す

二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物(官公署、医師、歯科医師、 師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。)

三 生きた病源体及び生きた病源体を含有し、又は生きた病源体 は獣医師が差し出すものを除く。) が附着していると認められる物(官公署、 細菌検査所、医師又

法令に基き移動又は頒布を禁止された物

(省令による差出の禁止)

第十五条 対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省 郵政大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に

令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止す

ることができる。

昭和二十二年逓信省告示第三百八十号

性その他の危険性のある物)(抄)(郵便法第十四条第一号の爆発性、発火の昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号

逓昭 |信省告示第三百八十四和二十二年十二月二十九

昭和六三年七月一九日郵政省告示第四八三号

最終改正

は左の通りとし、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。 和十三年四月逓信省告示第九百八十一号は、 「便法第十四条第一号の爆発性、 発火性その他の危険性のある物 昭和二十二年十二

危険物船舶運送及び貯蔵規則 放射性物質

月三十一日限りこれを廃止する。

び第二号に規定するものについては、放射能の量が、 輸省告示第五百八十五号(船舶による放射性物質等の運送基準 十九条の規定に適合するように容器に収納し、又は包装し、 げる量の十分の一を超えないものに限る。)であつて、 の細目等を定める告示)第四条に規定するもの(同条第一号及 >表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄に掲 第二条第一号ホに規定する放射性物質等(昭和五十二年運 (昭和三十二年運輸省令第三十 同令第八 当該各号

郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」

昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号(郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物) (抄) 六五七

放 あてることができる国等 制性物質を包有する書状

郵昭 政省告示第八百六十六号和五十六年十一月六日

最終改 íE. 昭和五八年二月二一日郵政省告示第一二六号

状をあてることができる国等を、 昭和五十年郵政省告示第八百四十九号は、 次のとおり告示する。 昭和五十六年十一月 *Б*.

便規則第六十九条の二に基づき、

放射性物質を包有する

書

番

号

地

域

名

七六

7

×

IJ

カ ブ

合

ァ

エ 衆 玉

ル 国

Ի

IJ =

サ

ŧ

ア及び

5米領ヴ

七.

信託統治

の下

にある太平洋

の地

域

ン諸島

ウリ

ス

र्

Zř.

にサイパン及びティニアンを含みグァ

ヤップ及びパラオを含むカロ

ij ŀ ジ

ムを ン諸島 ラコッロ 2 ク、を

含

むマー

ル

諸島、

クサイ、

ポ

ナペ、

9

ワジェレイン、エニウェトク及びマ

八の二

テ

イグア

マリアナ諸島

日限 り廃止する。

五 五 五 五 五 五 五 五 五 四 九 九 九 九 八 八 八 八 六 〇 三 - - - 六 二 三 二 -五 三 八八八八七七六九七四〇五三三 六二 イラン アイ ギニ タ ジ ジ セント・ヘレ カ 7 ~ ノヤマ ヤー バイマ セン ij 7 ークス及びカ ン べ テマ 島 ĸ 7 IJ ル イカ ショ ス ランド ジ 7 ラ 1 1 ナ 1

⇉ ス 七 ЛÜ 0 リセ ^ 1 ν ス Ī ۲ IJ 7

口 シ 7

 $\frac{-}{0}$

ブルンデ ボ ・ツヮ 1

大韓民国 ドミニカ共 和 围

I. テ イオ ۲° ァ

ガ ンビ

英国

ガーンジ

六五八

ジンバブエ	- と つ
ザンビア	一六九
ソヴィエト社会主義共和国連邦	五九
ウクライナ	一 五 八
トルコ	五六
ト ゴ 	<u>五</u>
チャード	四八
スイス (注)	四三
スリ・ランカ	四四
シンガポール	三八
セネガル	三五
ソロモン諸島	\equiv
ポルトガル	二四
ベル!	
ニジェール	一 〇 九
マラウイ	九四
リヒテンシュタイン(注)	九〇

同 五八年二月同 一六二号]に掲げる国名・地域名の項番号と同じである。 最終改正 昭和五七年三月郵政告一六三号」あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件)

備考

原子力基本法 (抄)

法 律 第百八十六号昭和三十年十二月十九日

改正 同 五三年七月 五 日同 第八六号昭和四二年七月二〇日法律第七二号

(目的)

第一条 上とに寄与することを目的とする。 産業の振興とを図り、 によつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、 この法律は、 原子力の研究、 もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向 開発及び利用を推進すること 学術の進歩と

(基本方針)

第二条 のとし、 の確保を旨として、民主的な運営の下に、 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全 その成果を公開し、 進んで国際協力に資するものとする。 自主的にこれを行うも

(定義)

第三条 この法律において次に掲げる用語は、 次の定義に従うもの

れるすべての種類のエネルギー をいう。

「原子力」とは、

原子核変換の過程にお

いて原子核から放出

おいて高エネルギー 「核燃料物質」とは、 を放出する物質であつて、 ウラン、 トリウム等原子核分裂の過程 政令で定める

ものをいう。

質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。 「核原料物質」とは、 ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物

四 う。 。 。ただし、政令で定めるものを除く。「原子炉」とは、核燃料物質を燃料に 核燃料物質を燃料として使用する装置を

五. 空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。 「放射線」とは、 電磁波又は粒子線のうち、 直接又は間接に

(核原料物質の管理)

第十条 しめるものとする。 律で定めるところにより、 核原料物質の輸入、 輸出、 政府の指定する者に限つてこれを行わ 譲渡、 譲受及び精錬は、 別に法

(核燃料物質に関する規制)

第十二条 律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。 譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、 核燃料物質を生産し、 輸入し、 輸出し、所有し、 別に法

(核燃料物質の譲渡命令)

第十三条 政府は、前条に規定する規制を行う場合において、 ずることができる。 者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命 法律で定めるところにより、 核燃料物質を所有し、又は所持する 別に

(放射線による障害の防止措置)

第二十条 め 放射性物質及び放射線発生装置に係る製造 放射線による障害を防止し、 公共の安全を確保するた 販 売 使用、 測

定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に

法律で定める。

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

核燃料物質等の定義政令

(4) (3) (2) (1)

"

第二条条

第三条

第四条

び放射線の定義に関する政令(抄)技燃料物質、核原料物質、原子炉及 原子炉及

政 令 第三百二十五号昭和三十二年十一月二十一日

規定に基き、 内閣は、 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条の この政令を制定する。 最終改正 昭和六三年三月二九日政令第六二号

(核燃料物質)

第一条 質とする。 原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、 次に掲げる物

あるウラン及びその化合物 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率で

達しないウラン及びその化合物

トリウム及びその化合物

四 料 ことして使用できるもの 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃

Ŧī. こえるウラン及びその化合物 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率を

七 六 ウラ プ ルトニウム及びその化合物 ン二三三及びその化合物

前三号の物質の一又は二以上を含む物質

(核原料物質)

第二条 する。 はトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものと 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、 ウラン若しく

(原子炉)

第三条 又は持続するおそれのある装置以外のものとする。 応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、 は、 原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるもの かつ、 その反

第四条 又は粒子線とする。 原子力基本法第三条第五号の放射線は、

次に掲げる電磁波

(放射線)

アルファ線、 重陽子線、 陽子線その他の重荷電粒子線及びべ

・タ線

中性子線

= る特性エ ガンマ ックス線に限る。 線及び特性エックス線 (軌動電子捕獲に伴って発生す

百万電子ボルト以上のエ ネ ル ギーを有する電子線及びエツ

ク

ス線

几

の規制に関する法律(抄) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉

法律第百六十六号 四和三十二年六月十日 >

(定義)

最終改正

昭和六三年五月二七日法律第六カ号

第二条 この法律において「原子力」とは、 原子力基本法第三条第

号に規定する原子力をいう。

6 又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。 含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質 この法律において「製錬」とは、 核原料物質又は核燃料物質に

して使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料と

学的方法により処理することをいう。

ために、 済燃料」という。)から核燃料物質その他の有用物質を分離する た核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質(以下「使用 この法律において「再処理」とは、 使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。 原子炉に燃料として使用 し

及び利用に関する条約その他の国際約束(以下単に「国際約束」 この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、)に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料 開発

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

前項の国際規制物資は、 内閣総理大臣が告示する。

略

10

核燃料物質、 原子炉その他の資材又は設備をいう。

○放射性同位元素等による放射線障

害の防止に関する法律(抄)

「 法律第 百六十七号 → 昭和三十二年六月十日 →

昭和四七年六月八日法律第五七号

最終改正

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第 (定義) 五号に規定する放射線をいう。

令で定めるものをいう。)らの含有物(機器に装備 ルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれ この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバ の含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。)で政

- の他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものを この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計そ
- る装置で政令で定めるものをいう。 2) ではいりのでは、2) ではいいのでは、2) では、2) では、3) では、3) では、3) では、3) では、4) この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、
- (1) 障害防止法施行令第一条 障害防止法施行令第二条

放射性同 に関する法律施 位 元素等による放 行令 射線障害 沙

政昭 令第二百五十九号和三十五年九月三十日

平成三年三月十九日政令第四十二号

最終改正

第 一条 放射性同位元素) (以下一法」という。) 第二条第二項の放射性同位元素は、 放射性同位元素等による放射線障害 の 防 止 に関する 法律 放射

線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物

(機

度(1)る 器に装備されているこれらのものを含む。)で、 同位元素の数量及び濃度が科学技術庁長官が定める数量及び濃 放射線を放出 7

をこえるものとする。 原子力基本法 (昭和三十年法律第百八十六号) 第三条第二号 ただし、 次に掲げるものを除く。

に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規

定する医薬品

Ξ が厚生大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備 ているもの。 薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、 科学技術庁長官 さ

特別の表示を附された鉱工業品又は放射線障害の防止に関して れと同等に安全と認められる鉱工業品であつて、 項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す 工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 第十九条第 科学技術庁

ĮŪ

(放射性同位元素装備機器

第一条の二

2 g は、 (= y ガ スクロ ケル六三を装備しているもの 7 ٢ グラフ用エレ クトロン・ に限る。 牛 ٠)とする。 ブ チ * 1 テ

法第二条第三項に規定する政令で定める放射性同位元素装備

機

(放射線発生装置)

第二条 あ ける最大放射線量率が科学技術庁長官が定める放射線量率以下で 次に掲げる装置(その表面から十センチメートル離れた位置にお るものを除く。 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、) とする。

+) 1 クロ ۲

シ ン ŋ 12 ۴

シ ン ク 口 ++ 1 ŋ p ŀ p ン

Щ 直 線 加 速装置

Ŧī. ļ Ŗ ŀ

六 7 7 デ ブ ž ì フ型加速装置

七

7

. .

ŋ

ŋ

p

フ

۲

ヮ

ル

ŀ

ン型加速装置

八 指定するもの。 置で、 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装 放射線障害 の防 止のため必要と認めて科学技術庁長官が

放射線を放出 3 る同位元素等の数量を定める件第一

放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条の二

(2)(1)

(3)荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置と

長官が指定するものに用いら

れている自発光性の塗

変圧器型加速装置、マイクロトロン及びプラズマ発生装置して指定する件(昭和三十九年科学技術庁告示第四号)

の核反応を行うもの)

を達成する能力をもつ装置であつて、専ら重水素と重水素と

(重水素とトリチウムとの核反応における臨界プラズマ条件

を定める件(抄)が射線を放出する同位元素の数量等

科学技術庁告示第二十二号昭和三十五年 九月三十 日

第五十六号)の規定に基づき、 放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第 るこの告示を次のように定め、 (放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)の全部を改正す (昭和三十五年政令第二百五十九号)及び放射性同位元素等による 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法 最終改正 昭和六三年五月十八日科学技術庁告示第六号 昭和六十四年四月一 昭和三十三年科学技術庁告示第四号 日から適用 律施 行 令

(放射線を放出する同位元素の数量及び濃度)

る。

七十ベクレル びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、 おりとし、 同位元素の数量及び濃度は、 行令(以下「令」という。)第一条に規定する放射線を放出する 自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施 濃度については七十四ベクレル毎グラムとする。 毎グラムとする。 数量については次の各号に掲げると ただ

放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(抄) 放射線を放出する同位元素が密封されて な ٧١ ŧ の で あ 0

> 掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同 る種類に応じて、 て、その種類が二種類以上のものについては、 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであ その種類が一種類のものについては、 それぞれ同表の下欄に掲げる数量 次の表の上 次の表の上欄に 橌 鼠に掲げ っ

放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、三・

表の下欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれ

七

メガベクレ

ル

らの数量

一並びにアルファ線を放出するものを除一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百物理的半減期が三十日以下の放射線を放出	物理的半減期が三十日をこえる放射線を放出する同位元素(水素三、ベリリウム七、 一九及びストロンチウム九十並びにアルフ 一線を放出するものを除く。以下「第二群」 という。)	する同位元素(以下「第一群」という。)ストロンチウム九十及びアルファ線を放出種
クレル・三百七十キロベ	レニナセ	三・七キロベク
- キロベ	三十七キロベク	キロベク

る。

セ

ン

チ

X

1

ŀ

n

線量当量率に

0 0 鬒

いて六百ナ 部分に規定

シ る

1 線

ベ 量

ル

ŀ 量率は、

毎時

とす

放射

性 に に装備さ 物 放

生

一装置に係 て

る の の

線

量当

率

0

つ

V١

は

そ

集合したものごとに三・

七メガ

べ

クレ L たも

ル

条

第二条各号列記以

外

す

当

四

を

放出

る

同

位

元素で

時

0 器 他

叉

は

装置

以

外

0

に 射

密 線

日封され

たも す

0

(放電管、

煙 計 感知 そ

0 機

他 쁆

れ

たも

を除く。

で

あっ

て、

そ そ 0

れ

ら

0 Ø

集合 機器又は装

及びタ 十八、 水素三、 鉄五十九 く。 ij ŋ 並びにいおう三十五、 ゥ 口 (以下 ムニ百一 IJ ٨ 五十一、 リウム 「第三群」 弋 (以下 ゲ ル 炭素十四、 7 という。 「第四群」 ニウ 鉄五十五及び ム七十 ፌ とい 素 三・七メガベ V ル

課

放射性物質等の輸送法令集(1994年度版)

定 6,800円 (本体 6,602円) 価

平成6年(1994年)2月1日(第1版 第1刷)発行

核 燃 料 規 制 課 核燃料物質輸送対策室 核 監 科学技術庁原子力安全局 'n 安安 射 線 全 課 放 11 局 技 術 課 運 輸 省 運 輸 政 策 課

全安 保警 安備 保 察 部 生 活 警 庁 局

日本原子力産業会議 ©1 〒105 東京都港区新橋1-1-13 C 1994 集行 発

東新ビル (03) 3508-2411(代) 電

印 刷 (株) 広 済 堂

放射線の量等の単位及び換算表

(IAEA-TRS-218)

	SI単位 名称<記号>	旧単位名<記号>
放射能	s ⁻¹ ベクレル〈Bq〉	‡₁リー ⟨Ci⟩
照射線量	C·kg ⁻¹ なし	レントゲン 〈R〉
吸収線量	J·kg ⁻¹ グレイ 〈Gy〉	7
線量当量	J·kg-¹ シーベルト ⟨Sv⟩	V A (rem)

放射能: 1 Bq = 1 s⁻¹ : 1 Ci = 3.7 × 10¹⁰ s⁻¹

キュリー	ベクレル	ベクレル	キュリー			
(Ci)	<bq></bq>	<bq></bq>	<ci></ci>			
MCi	PBq	PBq	kCi			
kCi	TBq	TBq	Ci			
Ci	GBq	GBq	mCi			
mCi	MBq	MBq	μCi			
μCi	kBq	kBq	nCi			
nCi	Bq	Bq	рСi			
pCi	mBq.	mBq	fCi			
F		1	27 03			
1	37	2 -	41.			
2	74	2	54			
3	111	3	81			
4	148	4	108			
5	185	5	135			
6	222	6	162			
7	259	7	189			
8	296	8	216			
9	333	9	243			
10	370	10	270			
(例) 2(0) mCi=74(0) MBq 7GBq=189mCi						

照射線量: (C·kg⁻¹) : 1 R = 2.58×10⁻¹ C·kg⁻¹

1.34 23			1 5 1 455
レントゲン <r></r>	(C·kg-1)	(C·kg-1)	レントゲン くRン
GR MR kR R R mR µ R nR	kC·kg ⁻¹ C·kg ⁻¹ mC·kg ⁻¹ µC·kg ⁻¹ nC·kg ⁻¹ fC·kg ⁻¹	kC·kg ⁻¹ C·kg ⁻¹ mC·kg ⁻¹ μC·kg ⁻¹ nC·kg ⁻¹ pC·kg ⁻¹ fC·kg ⁻¹	MR kR R mR mR µR
1 2 3 4 5 6 7 8 9	258 516 774 1032 1290 1548 1806 2064 2322 2580	1 2 3 4 5 6 7 8 9	3.87°° 7.752 11.628 15.504 19.380 23.256 27.132 31.008 34.884 38.759

吸収線量: 1 Gy= 1 J·kg-1

: 1 rad = 100 erg·g-1

ラド	グレイ	グレイ	ラ ド
(rad)	〈Gy〉	〈Gy〉	〈rad〉
Grad	10 MGy	MGy	100 Mrad
Mrad	10 kGy	kGy	100 krad
krad	10 Gy	Gy	100 rad
rad	10 mGy	mGy	100 mrad
mrad	10 mGy	µGy	100 µrad
µrad	10 nGy	nGy	100 nrad
nrad	10 pGy	pGy	100 prad
prad	10 fGy	fGy	100 frad

線量当量: H(Sv) = D(Gy)·Q·N : H(rem) = D(rad)·Q·N

レム	シーベルト	シーベルト	レム
〈rem〉	〈Sv〉	〈Sv〉	〈rem〉
Grem	10 MSv	MSv	100 Mrem
Mrem	10 kSv	kSv	100 krem
krem	10 Sv	Sv	100 rem
mrem	10 mSv	mSν	100 mrem
rem	10 μSv	μSν	100μrem
μrem	10 nSv	nSv	100 nrem
nrem	10 pSv	pSv	100 prem
prem	10 fSv	fSv	100 frem

単位の接頭記号

10-18	10-15	10-12	10-9	10-6	10-3	100	103	10°	10°	1012	1015
				1 .			. 1				
		P						М			
atto	femto	pico	папо	micro	mili		kilo	mega	giga	tera	peta



